

第3次日野市行財政改革大綱・実施計画 実施結果

～ 市民サービスの向上を目指した取り組み ～

平成 23 年 5 月

日野市行財政改革推進本部

第3次日野市行財政改革大綱・実施計画実施結果年度別一覧表（項目別総括表）

大項目	中項目	小項目	改 革 の 項 目	削減人数(単位:人)							効果額(単位:千円)						
				H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合 計
Ⅰ 新たなグランドデザインの創造																	
Ⅰ－１ 市民が誇れる「まち」づくり																	
(1)時代に応じた行政サービス				4		2				6	35,520	1,173	17,760	4,752	82	-159	59,128
(2)市民ニーズに合わせた計画的な整備							1			1		4,618,000	1,397,830	1,527,835	677,391	821,592	9,042,648
(3)日野ブランド・日野モデルの市民サービスの創出														-1,118	-1,592		-2,710
(4)安全・安心のまちづくり							1			1				45,522			45,522
(5)活気あるまちづくり																	
中 計				4	0	2	2	0	0	8	35,520	4,619,173	1,415,590	1,576,991	675,881	821,433	9,144,588
Ⅰ－２ さらなる地域支援施策の展開(サービスからサポートへ)																	
(1)更なる環境への取り組みと地域・市民活動への参加促進																	
(2)広域的な連携														1,374	1,485	2,096	4,955
(3)市民と行政の役割分担														-680	504	77	-99
中 計				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	694	1,989	2,173	4,856
大 計				4	0	2	2	0	0	8	35,520	4,619,173	1,415,590	1,577,685	677,870	823,606	9,149,444
Ⅱ 身の丈にあった歳出構造への転換																	
Ⅱ－１ 民間委託の推進と施設運営の効率化																	
(1)行政のアウトソース化					19	22	15		4	60	381	168,748	195,360	99,900	33,300	39,069	536,758
(2)費用対効果基づく公共施設の管理・運営												23,213	11,370	4,810	9,213	1,039	49,645
中 計				0	19	22	15	0	4	60	381	191,961	206,730	104,710	42,513	40,108	586,403
Ⅱ－２ 経営感覚に基づくサービス(合理的で透明性の高い行政運営)																	
(1)行政評価の予算への反映のしくみづくり																	
(2)ICT推進策とICT化の投資効果の検証											6,148						6,148
中 計				0	0	0	0	0	0	0	6,148	0	0	0	0	0	6,148
Ⅱ－３ 多様化する市民ニーズへの対応																	
(1)行政評価システムによる事務事業の見直し				4	13	16	15			48	236,053	188,459	199,361	711,606	45,211	87,911	1,468,601
(2)組織としての整備											7,743	7,885	7,140	7,636	3,978	12,175	46,557
(3)市立病院の改善													705	-34,804		12,544	-21,555
中 計				4	13	16	15	0	0	48	243,796	196,344	207,206	684,438	49,189	112,630	1,493,603
大 計				4	32	38	30	0	4	108	250,325	388,305	413,936	789,148	91,702	152,738	2,086,154
Ⅲ 時代の変化に即応する職員の能力育成と給与水準																	
Ⅲ－１ 市民の期待にこたえるスリムで効率的な職員体制の実現																	
(1)時代に即応した職員体制																	
(2)時代の要請に応じたサービスのしくみづくりの推進											60,438	16,921		806			78,165
(3)市の組織体制を支える人づくりの推進(仕事が出来る人材の育成)																	
(4)定員管理適正化				7			17	17	13	54	62,160	2,830		150,960	150,960	115,440	482,350
(5)人事評価制度の確立																	
中 計				7	0	0	17	17	13	54	122,598	19,751	0	151,766	150,960	115,440	560,515
Ⅲ－２ 市民が納得できる給与水準の実現																	
(1)人事給与等の適正化											103,328	262,809	56,502	34,543			457,182
中 計				0	0	0	0	0	0	0	103,328	262,809	56,502	34,543	0	0	457,182
大 計				7	0	0	17	17	13	54	225,926	282,560	56,502	186,309	150,960	115,440	1,017,697
Ⅳ 自治体の創意工夫による財源確保と行政サービスの公平性																	
Ⅳ－１ 社会動向を見据えた確実な財源確保																	
(1)新鮮な財源確保を鋭敏にキャッチ、スピーディーな対応																	
(2)税等徴収率向上と組織整備											99,366	114,299	54,356	64,432	28,084	15,474	376,011
(3)自主財源の確保											422,986	203,814	307,129	146,312	375,586	331,480	1,787,307
中 計				0	0	0	0	0	0	0	522,352	318,113	361,485	210,744	403,670	346,954	2,163,318
Ⅳ－２ 市民サービスの公平性の確保																	
(1)市民の視点からの適正な受益と負担													6,353	17,907	20,002	21,636	65,898
(2)効率的な財政運営													156,937		61,866	8,871	227,674
中 計				0	0	0	0	0	0	0	0	0	163,290	17,907	81,868	30,507	293,572
大 計				0	0	0	0	0	0	0	522,352	318,113	524,775	228,651	485,538	377,461	2,456,890
合 計				15	32	40	49	17	17	170	1,034,123	5,608,151	2,410,803	2,781,793	1,406,070	1,469,245	14,710,185

該当
ページ

1
15
21
26
35

38
47
48

51
56

61
65

75
86
88

92
93
95
97
101

102

105
105
108

110
113

第3次行財政改革大綱・実施計画 実施結果

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課	
I 新たなグランドデザインの創造																									
I -1 市民が誇れる「まち」づくり																									
(1)時代に応じた行政サービス																									
1	I	1	(1)	1	a1	市役所1.2階各フロアでのサービス提供体制の充実を図る	市民窓口課で、市都民税課税(非課税)証明書及び各種納税証明書の交付・国民健康保険証の発行を実施する。住民異動に伴う教育、福祉関係の受付等の実施を検討する	(平成17年度) ・市民窓口課で、市都民税課税(非課税)証明書の発行。転入時の国民健康保険証の発行。 (平成18年度) ・市民窓口課で、市都民税課税(非課税)証明書、資産税関係証明書の一部の発行。転入時の国民健康保険証の発行。 (平成19年度) ・平成18年度に引き続き、市民窓口課で市都民税課税(非課税)証明書、資産税関係証明書、各種納税証明書のほか、転入時の国民健康保険証の交付。 (平成20年度) ・平成18年度から引き続き、市民窓口課で市都民税課税(非課税)証明書、資産税関係証明書、各種納税証明書の発行のほか、転入時の国民健康保険証の交付、転出時の介護保険の資格証明の交付を実施。 内部の検討の中で、これ以上の教育、福祉関係の受付については総合窓口の肥大化や事務スペースの問題、システム上の問題、専門の人材の確保等の問題があり、効率的ではないという考えに至った。 (平成21年度) ・平成18年度から引き続き、市都民税課税(非課税)証明書、資産税関係証明書、各種納税証明書の発行のほか、転入時の国民健康保険証の交付、転出時の介護保険の資格証明の交付を実施。 内部検討の中で、これ以上の教育、福祉関係の受付については、システム上の問題や専門の人材確保等の問題があり、難しいと考えたが、平成22年度に予定されているシステムの入替えの中で検討していくこととした。 (平成22年度) 平成18年度から引き続き、市都民税課税(非課税)証明書、資産税関係証明書、各種納税証明書の発行のほか、転入時の国民健康保険証の交付、転出時の介護保険の資格証明の交付を実施。 内部検討の中で、これ以上の教育、福祉関係の受付については、システム上の問題や専門の人材確保等の問題があり、難しいと考えています。	実施済(完了)								0							0	市民窓口課
2	I	1	(1)	1	a1	市役所1.2階各フロアでのサービス提供体制の充実を図る	①土地・家屋公課証明②土地・家屋評価証明③登記用土地・家屋評価証明④土地・家屋所在証明⑤償却資産証明⑥課税証明⑦住宅用家屋証明⑧町名地番変更証明⑨課税台帳未登録証明⑩家屋滅失証明を市民窓口課で発行する。	(平成17年度) ・年度計画のとおり、①～⑥の6証明について、平成17年10月から市民窓口課での発行を実施。 (平成18年度) ・⑦～⑩の4証明について関係各課と移管の検討をした結果、⑧及び⑨の2証明については移管するが、⑦及び⑩については機械的に発行できないことから移管しないこととした。 (平成19、20、21、22年度) ・平成17・18年度と同様の枠組み及び内容で実施した。	一部実施								0							0	資産税課
3	I	1	(1)	1	a1	市役所1.2階各フロアでのサービス提供体制の充実を図る	市民窓口課・七生支所で住基台帳の異動(転入、転居、出生)に伴う国民健康保険被保険者証を発行する	(平成17年度) ・市民窓口課においては、住民基本台帳の異動に伴う国民健康保険被保険者証を発行。七生支所については、さらに社保離脱等に伴う国保資格取得に対しても対応。 ・保険証発行枚数(平成17年10月以降):市民窓口課1,623枚、七生支所749枚。 (平成18年度) ・保険証発行枚数:市民窓口課3,066枚、七生支所1,634枚。 (平成19年度) ・保険証発行枚数:市民窓口課2,595枚、七生支所1,853枚。 (平成20年度) ・保険証発行枚数:市民窓口課2,424枚、七生支所1,658枚 (平成21年度) ・保険証発行枚数:市民窓口課2,129枚、七生支所1,697枚 (平成22年度) ・未集計	実施済(完了)								0							0	保険年金課
4	I	1	(1)	1	a1	市役所1.2階各フロアでのサービス提供体制の充実を図る	七生支所で国民健康保険被保険者証の発行を実施する。老人医療証等の交付申請書の預かりの実施を検討する。	(平成17年度) ・平成17年10月以後、転入者や転居者及び社会保険から国民健康保険への切り替えの方に保険証を発行。また、転出者や社会保険に加入者の喪失手続きを開始した。 (平成18年度) ・転入者や転居者及び社会保険から国民健康保険への切り替えの方に保険証を発行。また、転出者や社会保険に加入者の喪失手続き実施。 (平成19年度) ・平成18年度と同様の枠組み・内容で実施した。ただ老人医療証等交付申請書の預りは、平成20年度に制度改正が行われるため、実施することができなかった。 (平成20年度) ・20年度より後期高齢者医療制度になり住民異動届をもって、広域連合への保険証交付申請となったため本人の申請がなくなった。(老人保健制度では転入者は申請が必要であった)	実施済(完了)								0							0	七生支所
5	I	1	(1)	1	a2	自動交付機の活用によるサービスの向上を図る	現在の住民票・印鑑証明書に加え、税関係の証明書の発行を検討する	(平成17年度) ・各種証明書の発行方法について検討。 (平成18年度) ・具体策について検討。 (平成19年度) ・住民票・印鑑証明書に加え、平成19年10月より戸籍証明書、市都民税課税(非課税)証明書の交付を、自動交付機で新たに開始した。 (平成20年度) ・市都民税課税(非課税)証明書の発行は、平成19年10月より実施。その他の資産税証明や納税証明については、現システムと自動交付機との連携や要件数を考慮し、新システム導入に向けた準備の中で平成22年度以降検討することとした。 (平成21年度) ・平成19年度より住民票・印鑑証明書に加え戸籍関係証明書、市都民税課税(非課税)証明書の交付を開始。 資産税証明や納税証明の発行については、システム入替えの中で検討することとした。 (平成22年度) ・自動交付機の利用拡大を図るため、発行数の少ない市立病院に設置している自動交付機を平成23年度より平山城址公園駅前の「平山季重ふれあい館」に移設する予定です。また、平成23年度より自動交付機で発行している住民票・印鑑証明書、課税(非課税)証明書の手数料を窓口発行より値下げする予定です。	一部実施								0							0	市民窓口課
5	I	1	(1)	1	a2	自動交付機の活用によるサービスの向上を図る	現在の住民票・印鑑証明書に加え、税関係の証明書の発行を検討する	(平成17年度) ・各種証明書の発行方法について検討。 (平成18年度) ・具体策について検討。 (平成19年度) ・住民票・印鑑証明書に加え、平成19年10月より戸籍証明書、市都民税課税(非課税)証明書の交付を、自動交付機で新たに開始した。 (平成20年度) ・資産税証明、納税証明についてシステムの操作性、要件数等を考慮すると今後の検討課題とし、新システム導入時にに向けた準備の中で22年度以降検討していく。 (平成22年度) ・資産税証明、納税証明の発行は新システムの中では検討できなかった。(移行だけでも大変な作業になっている。) 今後はシステムの操作性、要件数等を考慮し、検討課題とする。平成23年4月より自動交付機の交付手数料を200円から150円に下げ自動交付機の更なる利用促進を図る。	一部実施								0							0	七生支所
6	I	1	(1)	1	b1	公共施設の利用ニーズに対応した柔軟な休館日の見直しを行う。	利用者ニーズに合わせた市民会館・七生公会堂の休館日の変更、休館日の臨時会館を行う。大成荘を利用する市民団体等の申し出・相談を受け止め、市民の利用の向上が図れるように随時臨時開館を行っていく。	(平成18年度) ・指定管理者である(株)日野市企業公社と見直し方法等について、随時打合せを実施した。 (平成19年度) ・指定管理者である(株)日野市企業公社に、利用者のニーズに合わせた休館日の設定を依頼した。 (平成20年度) 各会館において利用者のニーズに合った臨時会館を行った (平成21年度) ・市民会館・七生公会堂及び大成荘は指定管理者と調整の上、可能な限り休館日に開場し市民の便利に対応した。	実施済(完了)								0							0	文化スポーツ課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単 位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単 位 千円	担当課					
7	I	1	(1)	1	b2	土曜開庁業務 内容の充実	取り扱い業務の拡大を検討する。住民異動 届の受理を実施する。	(平成17年度) ＜市民窓口課＞住民票の写しの交付、住民票記載事項証明書の交付、印鑑登録・廃止申請、戸籍謄本、抄本の交付、除籍・改製原の謄本・抄本の交付、戸籍の附票の交付、不在籍証明書の交付、戸籍 記載事項証明書の交付、身分証明書の交付、不在住証明交付、町名地番変更証明交付、年金現況証明交付母子健康手帳交付、戸籍届出の受領のみ、納税証明書交付、市都民税証明書交付、納税証 明書(国民健康保険税) ＜納税課＞税収納、納税相談、納付書の再交付、納税証明書交付(法人市民税) ＜保険年金課＞免除申請、年金受給者の住所変更等のハガキの交付、年金手帳再交付の申請受付、療養費申請受付、高額療養申請受付、人間ドック受信料助成申請受付、国民健康保険税課税額に ついての問合せ、国民健康保険税納税通知書の再発行 ＜市民相談＞庁内案内、各種相談案内、資料の配布 ＜市政図書室＞ 図書の貸出、読書案内 ＜七生支所＞住民票の写しの交付、住民票記載事項証明書、印鑑登録・廃止申請、印鑑登録証明書の交付、戸籍謄本・抄本の交付、除籍・改正原の謄本・抄本の交付、戸籍の附票の交付税収納 ＜ 豊田連絡所＞住民票の写しの交付、住民票記載事項証明書・印鑑登録証明書の交付、戸籍謄本・抄本の交付、納税証明書、市・都民税課税(非課税)証明書 ＜保育課、子育て課、庶務課＞繁忙期 のみ、申請書の受付業務 ＜その他＞ 1. 自動交付機による証明書の発行あり 2. 検討内容 転入・転出含めた事務処理の見直しについて行うため近隣市の休日開庁・平日業務時間延長の実施状況 実態把握をした3. 課題 ①全庁的に土曜開庁していないため、他課業務の転入・転出にかかる諸手続きができます、再度来庁していただくことになる。 ②他市も全て土曜開庁していないため、問合せがで きないので処理がストップしてしまう ③職員の増員が見込めるため、平日勤務人数が減少するため ④費用対効果 (平成19年度) ・土曜開庁窓口での住民異動届の受理は、システム上解決しなければならな課題もあり、新システムへの移行を予定している平成22年度以降の課題とすることとした。 (平成20年度) 土曜開庁業務については、しばらく現状のままで実施していく。 市民ニーズの動向によっては拡大の検討も行う。 住民異動届の受理については、現行の汎用機系住民基本台帳システムでは難しいので、住民情報系システムのリニューアル(平成23年度)後に実施を検討する。 (平成21年度) ・住民異動届の受理については、現行の汎用機系住民基本台帳システムでは難しいので、住民情報系システムのリニューアル(平成23年度)後に実施を検討する。 (平成22年度) ・土曜開庁窓口での住民異動届の受理は他市の土曜開庁業務状況や人員体制の問題もあり引き続き検討していく。	一部実施							0												0	企画調整課
7	I	1	(1)	(1)	b2	土曜開庁業務 内容の充実	取り扱い業務の拡大を検討する。住民異動 届の受理を実施する。	(平成17年度) ＜市民窓口課＞住民票の写しの交付、住民票記載事項証明書の交付、印鑑登録・廃止申請、戸籍謄本、抄本の交付、除籍・改製原の謄本・抄本の交付、戸籍の附票の交付、不在籍証明書の交付、戸籍 記載事項証明書の交付、身分証明書の交付、不在住証明交付、町名地番変更証明交付、年金現況証明交付、母子健康手帳交付、戸籍届出の受領のみ、納税証明書交付、市都民税証明書交付、納税 証明書(国民健康保険税) ＜豊田連絡所＞住民票の写しの交付、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書の交付、戸籍謄本・抄本の交付、納税証明書、市・都民税課税(非課税)証明書 ＜その他＞自動交付機による証明書の発行あり (平成19年度) ・土曜開庁窓口での納税証明書の交付(前年度開始)は引き続き実施したが、懸案事項となっている同窓口での住民異動届の受理は、他市状況の調査、情報システム課その他の関係課との協議、費用対 効果の検証等の必要な準備作業を行うことができず、またシステム上解決しなければならな課題も出てきたため、新システムへの移行を予定している平成22年度以降の課題とすることとした。 (平成20年度) 土曜開庁窓口での住民異動届の受理は、他市の土曜開庁業務状況やシステム上解決しなければならな課題もあり、新システムへの移行を予定している平成22年度以降の課題とすることとした。 (平成21年度) ・懸案事項となっている土曜開庁窓口での住民異動届の受理は他市の土曜開庁業務状況やシステム上の問題があり、新システムへの移行を予定している平成22年度以降の課題とすることとした。 (平成22年度) ・土曜開庁窓口での住民異動届の受理は他市の土曜開庁業務状況や人員体制の問題もあり引き続き検討していく。	一部実施 (当面保留)								0										0	市民窓口課	
7	I	1	(1)	(1)	b2	土曜開庁業務 内容の充実	取り扱い業務の拡大を検討する。住民異動 届の受理を実施する。	(平成17年度) ＜七生支所＞ 住民票の写しの交付、住民票記載事項証明書、印鑑登録・廃止申請、印鑑登録証明書の交付、戸籍謄本・抄本の交付、除籍・改正原の謄本・抄本の交付、戸籍の附票の交付、税収納 ＜その他＞ 自動交付機による証明書の発行あり (平成19年度) ・土曜開庁窓口での住民異動届の受理は、システム上解決しなければならな課題もあり、新システムへの移行を予定している平成22年度以降の課題とすることとした。 (平成20年度) ・土曜開庁窓口での住民異動届の受理は、他市の土曜開庁状況ならびにシステム上解決しなければならな課題もあり、新システムへの移行を予定している平成22年度以降の課題とすることとした。 (平成21年度) ・システムの運用上の問題点と受付可能な業務を検討・整理し、平成24年度に一部業務を受理する (平成22年度) ・基本的には住民異動届を受理し、異動処理をする方向で検討した。23年度以降、新システムの中で解決できる部分と他市への照会、CS(住基サーバー)の確認が必要な場合はどうするか等、問題点を 整理していく。	一部実施 (当面保留)								0										0	七生支所	
8	I	1	(1)	(1)	b3	市内図書館の 夜間(19:00ま で)・祝日開館 を実施する	市内図書館(日野・百草・平山)の夜間(19: 00まで)・祝日開館を実施する。平山図書館 の夜間開館は、地区センターとの複合化後に 開始する。百草図書館は平成19年度賃貸契 約満了にともない、賃貸料の減額又は代替 施設移転を検討する。	(平成17年度) ①4月から、日野図書館の火曜日から金曜日の夜間(19:00まで)・祝日開館を実施した。 ②百草図書館契約更新交渉にあたり、賃貸料見直しを行った。 (平成18年度) ①4月から、百草図書館の火曜日から金曜日の夜間(19:00まで)・祝日開館、平山図書館の祝日開館を実施した。 ②百草図書館の契約更新により、賃貸料削減を行った。 (平成19年度) ・平山図書館及び地区センターの複合化工事を行うとともに、平成20年度の施設開設(夜間開館の実施を含む)に向け、所要の準備を行った。平成20年4月5日、平山季重ふれあい館1階に平山図書館オー プン。夜間開館を開始した。百草図書館の賃借料を220万円削減。 (平成20年度) ・平成20年4月、平山城址公園駅前にできた複合施設「平山季重ふれあい館」の1階に新平山図書館が開館し、夜間開館(19:00まで)を開始した。これにより、市政図書室及び休館中の百草台児童図書館 を除くすべての館で夜間開館が実現した。 ・百草図書館の建物賃貸料を10%削減したほか、平成22年度の20年契約の更改を前に、賃貸料値下げの交渉を行ったが、結論を出すことはできなかった。 (平成21年度) ・現在開館としている祝日月曜日の開館を検討し、平成22年度から実施することとした。 また、百草図書館については、平成22年度の本契約更新に向け、賃貸料削減の交渉を行い、20%削減(10年間固定)、15年契約で合意した。 (平成22年度) ・市政図書室を除く全ての図書館で祝日月曜日の開館を実現した。	実施済(完 了)								0		1,173				2,231				3,404	図書館	
9	I	1	(1)	(1)	c1	高幡不動駅に 七生支所を移 転する	現在の七生支所を交通の要所である京王線 高幡不動駅ビル内に移転し、市民への利便 を良くし、住民サービスの充実を図っていく。	(平成17年度) ・平成17年5月:連絡所的な機能の出張所の設置を検討したが、駅前という立地も含めて支所の移転が望ましいという検討結 果から京王電鉄と交渉し、支所移転にふさわしい床のスペースが確保できることとなった。 (平成18年度) ・平成18年3月:予算委員会で七生支所の移転について、議会で説明 ・平成18年9月:七生支所改修費を補正予算計上 ・平成19年2月:賃料、駐車場・駐輪場の利用を含めて京王電鉄と最 終合意 ・平成19年3月:改修工事完了。契約。七生支所開所式 (平成19年度) ・平成19年4月1日に支所移転を完了させた。	実施済(完 了)								0								0	企画調整課			
9	I	1	(1)	(1)	c1	高幡不動駅に 七生支所を移 転する	現在の七生支所を交通の要所である京王線 高幡不動駅ビル内に移転し、市民への利便 を良くし、住民サービスの充実を図っていく。	(平成17年度) ・業務内容、業務スペース、予算等について企画調整課等と検討。 (平成18年度) ・移転計画の作成、レイアウト・設備等の調査検討、準備。 (平成19、20年度) ・平成19年4月1日までに移転を完了し、4月2日より新支所で業務を開始した。 ・また、平成19年7月より、資産税関係証明書の発行を開始した。	実施済(完 了)								0								0	七生支所			
10	I	1	(1)	(1)	c2	日野駅前市役 所連絡所の開 設	日野駅前に、自動交付機の設置等による市 民サービスの拠点を設置し、市民サービスの 拡大・充実に向けた検討を庁内PTを設置し、 を進める	(平成17年度) ・市民サービス向上のため施策の検討。 ・自動交付機の設置拡大に向けた検討(市民ニーズの把握、設置場所の検討) (平成19年度) ・平成19年7月2日から、市内9つの郵便局で住民登録、印鑑、課税(非課税)、戸籍に関する諸証明の交付事務を開始したことから、日野駅前市役所連絡所を設置しないことを決定した。	実施済(完 了)								0								0	市民窓口課			
10	I	1	(1)	(1)	c2	日野駅前市役 所連絡所の開 設	日野駅前に、自動交付機の設置等による市 民サービスの拠点を設置し、市民サービスの 拡大・充実に向けた検討を庁内PTを設置し、 を進める	(平成17年度) ・市民サービス向上のため施策の検討。 ・自動交付機の設置拡大に向けた検討(市民ニーズの把握、設置場所の検討) (平成19、20、21年度) ・平成19年7月2日から、市内9つの郵便局で住民登録、印鑑、課税(非課税)、戸籍に関する諸証明の交付事務を開始したことから、日野駅前市役所連絡所を設置しないことを決定した。	実施済(完 了)								0								0	企画調整課			

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
11	I	1	(1)	2	a1	特別相談(法律相談)枠を拡大する	・市民相談では特別相談として9つの専門家による相談を行っている。その中でも特に法律相談については、人間関係の多様化、複雑化により、法律上のトラブルも増える中、申込者数が年々増加しており、相談枠の拡充の要望が多い。 ・平成17年10月より土曜法律相談を開設したが、さらなる市民ニーズに対応するため、相談枠を順次拡大していく。	(平成17年度) ・相談枠：年間552枠から588枠、相談件数：508件(36件増)。 (平成18年度) ・相談枠：年間588枠から624枠、相談件数：538件(30件増)。 (平成19年度) ・特別相談事業の中の法律相談については、毎月第1・第2の月曜日午後1時30分～午後4時の日時新設、毎週月・火曜日の開始時間30分繰り上げにより、相談枠の拡大を図った。・消費者金融専門相談(多重債務相談・毎月第3月曜日)を法律相談に組替え、月・火曜日の法律相談で多重債務相談が受けられるようにした。 (平成20年度) ・毎月第1・4月曜日(午後)第1～4火曜日(1日)第3土曜日(午前)法律相談を実施した。法律相談枠数722件、相談件数679件、充足率94%であった。相談枠数の増は無かったが、法テラスや国・地方合同行政相談による法律相談3回(7月、12月・9月)開催、13件相談を受けた。 (平成21年度) ・法律相談については土曜日(午前→1日)を開設、多重債務の相談も含み相談枠の拡充を図った。(平成21年度)相談枠：年間777枠、相談件数：731件、充足率：94%。 21年度の法律相談枠数を60枠増加、また、3月6日に東京三弁護士会主催による土曜法律相談の開催 ・平成21年度より労働相談を第3金曜日(午後)に開設した。 相談枠：年間59枠、相談件数：13件 充足率：22% (平成22年度) ・法律相談枠数は月65枠：年間717枠 相談件数656件 充足率92% (H23.2.28現在) ・法律相談において多重債務の相談も含み実施を図った。 多重債務相談件数：46件 充足率7% (相談枠、件数はH23.2.28現在) ・東京三弁護士会主催による「遺言と相続の知恵」講演会を1月23日、505会議室で実施。	実施済(完了)							0										0	市長公室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
12	I	1	(1)	2	a2	男女平等推進センター相談機能の充実	現在の週2日(火曜・水曜)の相談日を段階的に日数を増やして、将来は常設体制に整備する。	(平成17年度) ・「男女平等推進センターだより」第17・18号で、女性相談の紹介記事を掲載。 (平成18年度) ・具体的な検討を行っていない。平成19年度に利用者の増加を目指すとともに、増設の具体的検討を行う。 (平成19年度) ・相談日は引き続き週2日(平成20年度から週3日とする計画)とし、周知のためのリーフレットを出先機関等に配布した。・保育付相談を開始、2件の利用があった。 (平成20年度) ・平成19年度は平成18年度に比べて利用率が12ポイント伸びたが、それでも結果的に60%であった。利用率が100%に近ければ相談日を一日増やすこともあるが、そのことで歳出増(相談員報酬)とするよりも、現状の利用率を伸ばすことが先決であると判断した。・相談事業のお知らせは毎月1日号の広報に掲載している。 ・平成20年度の利用率は、平成19年度と同様に60%であったが、相談時間あるいは相談日以外の日でも、内容によっては職員が話を聞き、必要に応じて対応することにより解決する場合もあった。 (平成21年度) ・相談日を週3日とすることについては、利用率が100%に近ければ相談日を一日増やすこともあるが、そのことで歳出増(相談員報酬)とするよりも、現状の利用率を伸ばすことが先決であるとする20年度判断により、従前どおり週2日とした。・相談業務のお知らせは毎月1日号の広報に掲載している。 ・2月末現在で、相談件数は242件で21年度年間件数の220件をすでに上回っており、2月末までの利用可能回数に対する利用率は73.8%、年間の利用可能回数に対する利用率でも67.2%であり、21年度年間利用率の59.5%を大きく上回っている。・相談時間あるいは相談日以外の日でも、内容によっては職員が話を聞くなど、必要に応じて対応している。 (平成22年度) ・平成21年度中に出した結論のとおり ・11月末現在の利用率は66.3%	一部実施							0											0	男女平等課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
13	I	1	(1)	2	a3	消費者相談体制の充実を図る	消費生活相談員を1名から2名体制とし、相談時間をAM9:30からPM4:00まで30分延長とする。相談員の研修強化による充実を図る。また、出張学習会を開始・充実する	(平成17年度) ・消費生活相談員を1人から2人体制にした。相談時間をAM9:30からPM3:30までをPM4:00まで30分延長。 (平成18年度) ・相談員の研修強化を実施。出張学習会を学校・企業・老人会・自治会等に広くPRし、多方面において実施。 (平成19年度) ・老人クラブ、民生委員、介護事業所、学校、企業等を対象に出張学習会を実施したほか、実践女子大学の学園祭に際し出前相談室を設置した。 ・在宅介護支援センターを中心とする高齢者見守り支援ネットワークと連携するため、相談室の周知を行った。 ・多重債務者対策として、市の広報やHPに特集を掲載するとともにリーフレットを作成、庁内関係部署に配布した。 (平成20年度) ・老人クラブ、民生委員、介護事業所、学校、企業等を対象に出張学習会を実施したほか、実践女子大学の学園祭に際し出前相談室を設置した。 ・在宅介護支援センターを中心とする高齢者見守り支援ネットワークと連携するため、相談室の周知を行った。 ・多重債務者対策として、市の広報やHPに特集を掲載するとともにリーフレットを作成、庁内関係部署に配布した。 (平成21年度) ・地域包括支援センター、企業を対象に出張学習会を実施したほか、実践女子大学の学園祭に際し消費生活相談室の周知を行った。 ・東京都と連携して、特別相談として「多重債務110番」、「若者のトラブル110番」、「賃貸住宅110番」を行った。 (平成22年度) ・地域包括支援センター、企業を対象に出張学習会を実施したほか、実践女子大学の学園祭で消費生活相談室の周知を行った。 ・東京都と連携して、特別相談として「多重債務110番」、「若者のトラブル110番」、「賃貸住宅トラブル110番」を行った。	実施済(完了)							0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課				
16	I	1	(1)	2	a6	教育に関する「アドボカシー」相談の実施を検討する	学校との信頼関係をより一層向上させるため、教育に関する「アドボカシー」相談窓口を設置し、学校に関する意見、要望、苦情、不満等についての相談を受け付け、問題の早期解決を図る。窓口の設置場所は、「アドボカシー」相談において最も必要となる中立性の確保に配慮し、検討する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・相談の実施に向け、教育センターと協議を行った。 (平成20・21・22年度) ・教育センターと協議・検討を行った。	一部実施							0							0	学校課				
17	I	1	(1)	2	a7	子育て相談体制の充実を図る(児童虐待専門相談の充実)	「子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会」で、代表者会議、実務者会議、個別会議の連携により子どもの虐待防止、早期発見を目指す。また、虐待専門相談員の配置を行い、支援体制の強化を図る。	(平成17年度) ・平成17年10月にケースワーカーを3人配置、合計4人体制をとる。10月配属のワーカーを児童相談所へそれぞれ10日間派遣研修を実施。平成18年度からの先駆型子ども家庭支援センターの準備作業(条例・規則改正、要綱制定、要保護児童地域対策協議会など)を実施。17年度相談受付(虐待、養育困難42件)、平成16年度に立ち上げた「子育て支援ネットワーク連絡会」からの虐待情報を収集。 (平成18年度) ・4月に先駆型子ども家庭支援センターとして、児童福祉法の改正に伴う、要保護児童対策地域協議会を兼ねた子ども家庭支援センター連絡協議会を立ち上げた。ケースワーカー4人を地区担当制でなおかつ2人1チームとして内部での連携を図った。虐待専門相談員(児童相談所08)2人を配置。ネットワーク連絡協議会の代表者会議、実務者会議、地区別ネットワーク会議、個別ケース会議で支援センターの虐待に対する対応を説明し、業務を明確にした。集約する機関としての周知を図った。子どもの関係する保育園、幼稚園、小中学校へ支援センターの役割を説明、協力依頼を行った。虐待・養育困難相談受付122件 (平成19年度) ・平成18年度に設置した「子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会」を継続、代表者会議や実務者会議、個別ケース会議を実施した。 また「子育てひろば」の職員のスキルアップを目指して相談員会議を実施、子育て相談体制を構築した。 (平成20年度) 児童虐待防止啓発用リーフレットを作成し、市内保育園、幼稚園、小学校、中学校を通じ、在籍児の家庭に全戸配布した。このリーフレットを見たのでセンターに相談したというケースもかなりあり、一定の効果があったものとする。 (平成21年度) ・スーパーバイザーと心理相談員を配置し、児童虐待に係る相談体制の充実を図った。 (平成22年度) ・前年度配置したスーパーバイザーと心理相談員の活用に努めた。引き続き体制の充実にも努めていく。	実施済(完了)							0									0	子ども家庭支援センター		
18	I	1	(1)	2	a8	子ども家庭支援センターのケースワーカーによる積極的な相談を実施する(虐待専門相談以外の対応)	虐待以外の要保護児童・要支援家庭のケース(①養育困難・養育環境不適切②障害・発達障害③不登校・引きこもり・ニート④非行・問題行動)について、学校、保育園、幼稚園、児童館等にケースワーカー及び子ども家庭支援センターネットワーク連絡協議会の実務者会議のメンバーが定期的に訪問、聞き取りを行い、該当ケースの掘り起こし、関連する部署での情報収集および連携して進める。	(平成17年度) ・ケースワーカーを3人配置、合計4人体制をとる。配属後、八王子児童相談所で研修。相談受付(虐待、養育困難42件、非行相談3件、育成相談・不登校相談37件、育児・しつけ1,143件)。 (平成18年度) ・子ども家庭支援センターネットワーク連絡協議会において要保護児童の相談に関して子ども家庭支援センターに集約することを周知。子育てひろばの相談からワーカーへの引継ぎがスムーズにできるよう整理。ワーカーによる保育園、幼稚園、小中学校への段階的訪問を行い、支援センターのPRと相談、情報収集を行った。要保護児童チェックシートを開発し、シートによるケースの掘り起こしを行った(報告シート数約60件)。 (平成19年度) ・市内を4ブロックに分け、各ブロックに子ども家庭支援ワーカーとともに虐待専門相談員を配置してケースワークを実施、関係機関からの聞き取りやチェックシートの提出・通報などによって要支援家庭・要保護児童への情報収集に努めた。 また毎週水曜日に支援方針会議を開催、ケースの支援方法や支援計画について検討を行うとともに、東京ルールにそって児童相談所と連携し、経過観察を行った。 (平成20年度) 子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会において地域別会議を年2回実施。中学校区ごとのネットワーク形成に努めた。この結果、関係機関同士の連絡調整もかなりスムーズに行われるようになった。 (平成21年度) ・健康課と連携強化会議を定期的に開催し、要支援家庭の早期発見・早期支援を図った。 (平成22年度) ・子育てひろばにおいて子育て中の親を対象として、心理相談員によるミニ講座を開催するなど、個別相談以外の施策展開を図った。引き続き子育て相談の拡充に努めていく。	実施済(完了)							0										0	子ども家庭支援センター	
19	I	1	(1)	2	a9	健康教育相談(女性なんでも健康相談)の充実を図る	女性特有の疾患や症状に対し、専門医(産婦人科医)によるところとからだの相談を月1回、市立病院で実施。こころの相談等、専門性が高い内容については、別枠での事業化を検討していく。	(平成17年度) ・産婦人科医による女性なんでも健康相談を実施。会場：日野市立病院、実施回数23回、相談者数106人 (平成18年度) ・精神科医による相談を開始。会場：生活・保健センター、実施回数12回、相談者数32人 産婦人科医による女性なんでも健康相談を実施。会場：日野市立病院、実施回数17回、相談者数89人 (平成19年度) ・専門医によるところとからだの相談を月1回実施・相談者数90人(予約者数97人)・相談内容では生理不順、更年期障害、不妊についての相談が多かった。 アンケート結果を見る限り「満足」と回答された方が多かった。 (平成20年度) ・精神科医による相談を開始。会場：生活・保健センター、実施回数12回、相談者数32人 産婦人科医による女性なんでも健康相談を実施。会場：日野市生活・保健センターへ変更。実施回数14回、相談者数49人 (平成21年度) ・産婦人科医による女性なんでも健康相談を実施。会場：日野市生活・保健センター (平成22年度) ・産婦人科医による女性なんでも健康相談を月1回生活・保健センターにて実施。 ＜今後の方向性＞ 今後も女性の健康づくりの支援のため継続実施していく予定。	一部実施							0				1,349						1,349	健康課	
20	I	1	(1)	2	a9	健康教育相談(乳幼児健康相談)の充実を図る	育児中の保護者を対象に個別相談(保健師・栄養士・歯科衛生士)と身体計測(看護師)を生活・保健センター及び児童館で実施している。開催する児童館数と開催回数の増大及びその他の会場での開催を検討し、充実を図る	(平成17年度) ・たまたみら児童館の新設に伴い、開催場所を1か所増やした。 (平成18年度) ・みなみだいら児童館の新設に伴い、開催場所を1か所増やした。 (平成19年度) ・場所：市内6箇所の児童館・生活保健センターで実施。・実施回数：合計48回。参加状況：合計1,882組。 (平成20年度) ・会場を1ヶ所増やした(しんめい児童館)・場所：市内7ヶ所の児童館と生活保健センターで実施・実施回数：54回・参加状況：1,871組 (平成21年度) ・さかえまち児童館を新たに増加し、8児童館と生活・保健センターの9か所で実施 (平成22年度) ・市内9会場 のべ54回実施 ＜今後の方向性＞ ・相談に来所される乳幼児の保護者(主として母親)の相談は尽きることがなく、健康相談の需用はますます増えている。継続して実施していく予定。	一部実施							0									0	健康課		
21	I	1	(1)	2	a10	健診後健康相談の充実を図る(高齢者の健康増進を図る)	健康教室内容の充実と事業のPRIに努め、受講者の拡大を図る。	(平成17年度) ①生活習慣病健診時相談：相談人数189人、②生活習慣病健診結果説明会(個別相談)：相談人数74人、③生活習慣病健診結果説明会(健康教室)：受講者数392人、④健康教室「体験☆シェイプアップ」：4コース46人受講、⑤高齢者誕生月健診後健康教室「元気アップ教室」：3コース35人受講 (平成18年度) ☆健康教室・健康相談①生活習慣病健診時相談：相談人数176人、②生活習慣病健診結果説明会(個別相談)：相談人数42人、③生活習慣病健診結果説明会(健康教室)：受講者数77人、④生活習慣病健診後健康教室「ヘルスアップ教室」：6コース79人受講、⑤高齢者誕生月健診後健康教室「元気アップ教室」：4コース35人受講 ☆PR 国民健康保険加入者への納税通知書にPRちらし同封 (平成19年度) ＜事業内容＞健康運動指導士、歯科衛生士による健康教室と栄養士、保健師による個別健康相談が1つのコースとなった5日間の教室。・年間4コース実施。 ・対象は、高齢者誕生月健康診断の結果、要指導と判定された、運動指導・生活指導が必要な65～74歳の市民。 ＜事業成果＞・6月 実人数16人(のべ55人)・9月 実人数19人(のべ70人)・12月 実人数8人(のべ35人)・3月 実人数11人(のべ50人) (平成20年度) アンケート結果を見る限り、参加者の満足度は高く、教室終了後ほかの運動教室に参加する等運動継続のきっかけになり、行動変容につながったと考えられる。平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律に対応し、「特定保健指導」を実施。対象：日野市国民健康保険加入者40～74歳で特定健診を受診した結果、メタリックシンドローム及びその予備群と判定された方 方法：個別健康相談 対象者数：1,766人 相談者数：257人 相談実施率：14.5% (平成21年度) ・「特定保健指導」を実施。対象：日野市国民健康保険加入者40～74歳で特定健診を受診した結果、メタリックシンドローム及びその予備群と判定された方 方法：個別健康相談 (平成22年度) ・平成20年度から特定健診、特定保健指導の実施により、高齢者の健康相談は特定保健指導に移行をして実施している。 ＜今後の方向性＞ 第4次行革へ引継ぎ、効果的な保健指導の方法について検討していく	一部実施							0											0	健康課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
22	I	1	(1)	2	b1	統合型地図情報システムの導入	日野市公式ホームページ上から「ひのマップ」として市内の公共施設、福祉施設、教育施設、医療施設、避難場所、観光施設等の位置情報やその説明情報を配信して市民の利便性の向上を図った。 ①図書館の利用者用情報機器の配置の充実を図るため、公開用インターネットを拡充する。②著作権に抵触しないプリントアウトの提供方法を検討・実施する。③インターネットアクセス環境を整備するため、商用データベースを導入する。	(平成17年度) ・日野市公式ホームページ上から「ひのマップ」として市内の公共施設、福祉施設、教育施設、医療施設、避難場所、観光施設等の位置情報やその説明情報を配信して市民の利便性の向上を図った。 (平成18年度) ・現在「ひのマップ」上で配信している情報をさらに拡大していくために、調査を行った。 (平成19年度) ・市内主要施設・官公署等・文化施設・子ども関係施設・医療機関・教育施設・福祉施設・観光施設・避難場所など、市内33課の施設データ約1600件をインターネット上に常時公開。 ・平成19年度は新たにAEDの設置場所(74件)を地図上に掲示したほか、国道20号日野バイパスの開通に対応するため、基図情報の修正を行った。 (平成20年度) ・調査・更新>現在「ひのマップ」上に配信している情報は、随時更新しているが、各課の漏れがないよう一斉に実態調査を行った。 ・上記調査時に合わせて、新たに公開したい施設等について各課と協議した。 (平成21年度) ・市民評価 ・本部評価または市民評価について、「休止・廃止」の評価となったため、平成22年度予算には計上せず「休止」とし、今後、費用対効果の視点を含め再検討を行う。 (平成22年度) ・調査・更新>公開中の情報に関して、全課に対して調査を行い現状との不一致を解消した。・子育て部門におけるトワイラリストエイや一時預かり施設などについて、新規公開した。 ・日野市公式ホームページ上から「ひのマップ」として運用しているが、平成21年度本部評価及び市民評価をもとに、運用停止に向けた準備を行い22年度で終了する。	実施済(完了)							0							0	情報システム課
23	I	1	(1)	2	b2	図書館の利用者用情報機器の配置の充実を図る	①図書館の利用者用情報機器の配置の充実を図るため、公開用インターネットを拡充する。②著作権に抵触しないプリントアウトの提供方法を検討・実施する。③インターネットアクセス環境を整備するため、商用データベースを導入する。	(平成17・18年度) ①公開用インターネット端末の提供を行った(中央6台 高幡4台 日野3台 多摩平6台 平山1台 市政2台 百草2台) ②他自治体の情報を収集して検討した。 ③商用データベース導入の予算要求を行った。 [19年度以降も継続実施] (平成19年度) ①公開用インターネット端末の情報システム課の更新時期にあわせ、配置数の見直しを行った(中央6台 高幡4台 日野3台 多摩平6台 平山2台 市政1台 百草2台)。また情報システム課による一括購入により経費圧縮を図った。 ②他自治体の情報を収集して検討した。③商用データベース導入の予算要求を行った。 (平成20年度) ①公開用インターネット端末を新平山図書館に2台設置した(旧平山図書館のときは1台)。②他自治体の情報を収集して検討した。③レファレンスサービスに活用するため、職員向けに商用データベースを導入するとともに、市民への公開に向けた検討を行った。 (平成21年度) ①商用データベースの市民への提供方法を検討し、プリントアウト提供が必要と判断し、その提供方法を検討した。②関係業者にプリントアウト提供方法を検討させた。 (平成22年度) ①商用データベースを公開用インターネット端末により市民に提供した。②商用データベースのプリントアウトを利用者によるセルフ方式で実施した。	実施済(完了)							0							0	図書館
24	I	1	(1)	2	b3	情報機器による情報入手の困難な人々への情報提供機会の充実を図る	①情報機器による情報入手の困難な人々へ、紙ベースでの情報提供の場として、資料の収集・提供を行う。②著作権に抵触しないプリントアウトの提供方法を検討・実施する。	(平成17年度) ・日野市・東京都・国などの行政資料などの紙資料を収集し、ホームページに掲載されていても、使いこなせない人々に提供した。4,758件を収集。 (平成18年度) ・日野市・東京都・国などの行政資料などの紙資料を収集し、ホームページに掲載されていても、使いこなせない人々に提供した。2月末で3,912件を収集。 (平成19年度) ①日野市や都、国などの行政資料(紙資料)を3,576点収集、ホームページに掲載されていても使いこなすことのできない方たちに提供した。 ②ホームページからのプリントアウトについて、他自治体の情報を収集、検討を行った。 (平成20年度) ①日野市や都、国などの行政資料(紙資料)を3,597点収集、ホームページに掲載されていても使いこなすことのできない方たちに提供した。 ②ホームページからのプリントアウトについて、他自治体の情報を収集、検討を行った。 (平成21年度) ①日野市や都、国などの行政資料(紙資料)を2,900点収集し、ホームページに掲載されていても使いこなすことのできない方たちに提供した。 ②ホームページからのプリントアウトについて、関係業者にプリントアウト提供方法を検討させた。 (平成22年度) ①日野市や都、国などの行政資料(紙資料)を3,043点収集し、ホームページに掲載されていても使いこなすことのできない方たちに提供した。 ②ホームページからのプリントアウトについて、関係業者にプリントアウト提供方法を検討させ、官公庁のホームページの印刷物を公開用インターネット端末から提供予定。	実施済(完了)							0							0	図書館
25	I	1	(1)	2	b3	情報機器に弱い方のため紙ベース等での情報提供機会の充実も図る	①視覚に訴え、情報がはっきり伝わる広報紙面の作成 ②公共施設のほかの配布場所の検討 ③現行配布方法と比較し、全戸配布の検討(現行方法との経費の比較)	(平成17年度) ・現在、広報を置いている公共施設、駅、郵便局のほかの設置場所を検討。他市で新聞折込をせず、全戸配布している自治体の資料をもとに、日野市で行った場合のかかる費用を算出。 (平成18年度) ・外部の専門家に広報紙の評価を依頼し、それにもとづき、より分かりやすい紙面づくりを実施。 (平成19年度) ①市民記者導入等で市民の目線での分かりやすい紙面づくりを行った(特集号)。②スーパー、コンビニ等への設置を調整中(交流センター等公共施設には全て設置済である)。 ③平成20年度予算で比較検討を行ったが、金額面で実行することができなかった。 (平成20年度) 現在、広報を置いている公共施設、駅、郵便局、のほかに設置している。新聞未購読者にはシルバー人材センターでポスティングを実施中。他市で新聞折込をせず、全戸配布している自治体の資料をもとに、日野市で行った場合のかかる費用を算出したが、経費が増加するため、課題となっている。 (平成20年度) ①11月に「暮らしの便利帳」を全戸配布し、全市民に行政情報の提供を実施した。 また、分かりやすい紙面づくりを基本に写真等もより多く掲載している。 ②スーパー、コンビニ等への設置を引き続き調整中である。(交流センター等公共施設には全て設置済である)。 ③平成20年度予算で比較検討を行ったが、金額面で実行することができなかった。 (平成21年度) ・広報紙の増版、配布委託料の経費が増加するため、予算面から全戸配布には課題が残る現行配布の方法を選択した。 平成22年度に暮らしの便利帳作成、全戸配布に向け広告募集や校正スケジュールの検討を行った。 (平成22年度) ・新聞購読者が減少傾向にある中、予算面などを考慮しながら、現在の新聞折込による広報配布とコンビニ配布や全戸配布等の広報配布方法を比較検討していく。	一部実施							0			1,314				1,314	市長公室
26	I	1	(1)	2	b4	行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う	点字広報やテープ広報を発行し、障害のある方に行政情報を提供する。点訳、音訳により、障害のある方に行政情報を提供する。そのために ①資料を、点訳や音訳を行い易いように作成するための手引き書を作成し普及する。 ②行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う。	(平成18年度) ・9月に『点訳・音訳の手引き』を作成した。 ・庁内情報メールで『手引き』を全課に発信し、19年度予算に点訳・音訳作成のための経費を計上するよう呼びかけた。 ・指導を頻繁に行った結果、納品の日が早くなった。 (平成19年度) ①平成18年度に作成した「点訳・音訳の手引き」をそのまま利用した。 ②他課の依頼により、点訳資料12件、音訳資料5件を作成した。そのほか、他課より、資料の点訳・音訳に関する問い合わせが数件あった。 (平成20年度) ①21年度予算編成前に各課に対し、「点訳・音訳の手引き」を活用するよう依頼した。 ②他課の依頼により、ごみ収集カレンダーなどの点訳資料や音訳資料を作成した。そのほか、他課からの資料の点訳・音訳に関する問い合わせに対応した。 (平成21年度) ・予算編成時に、平成18年度に作成した「点訳・音訳の手引き」の普及を図った。各課が経費負担した、音訳資料を作成した。点訳については、図書館の経費で3点行った。 (平成22年度) ・選挙広報の点訳版・録音テープ版の利用者拡大のために、図書館障害者サービス利用者に対してPRを行い利用希望調査を行った。 広報ひの、DAISY編集マニュアル作成の支援を行った。 ・予算編成時に、平成18年度に作成した「点訳・音訳の手引き」の普及を図った。各課が経費負担し、音訳・点訳資料を作成した。点訳については、一部(3課分)図書館の経費で行った。	実施済(完了)							0							0	図書館
26	I	1	(1)	2	b4	行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う	点字広報やテープ広報を発行し、障害のある方に行政情報を提供する。点訳、音訳により、障害のある方に行政情報を提供する。そのために ①資料を、点訳や音訳を行い易いように作成するための手引き書を作成し普及する。 ②行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う。	(平成18年度) ・9月に『点訳・音訳の手引き』を作成した。 ・庁内情報メールで『手引き』を全課に発信し、19年度予算に点訳・音訳作成のための経費を計上するよう呼びかけた。 (平成19年度) ・平成18年度に作成した「手引き」をもとに、担当課や点訳・音訳先とも調整しながら引き続き援助を行った。 (平成20年度) ・平成18年度に作成した「手引き」をもとに、担当課や点訳・音訳先とも調整しながら引き続き援助を行った。 (平成21年度) ・テープ広報からCD(DISY)広報に変更する検討を行った。 (平成22年度) ・平成22年度にCD(DISY)広報を発行	実施済(完了)							0							0	市長公室

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
26	I	1	(1)	2	b4	行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う	点字広報やテープ広報を発行し、障害のある方に行政情報を提供する。点訳、音訳により、障害のある方に行政情報を提供する。そのために ①資料を、点訳や音訳を行い易いように作成するための手引き書を作成し普及する。 ②行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う。	(平成18年度) ・9月に「点訳・音訳の手引き」を作成した。 ・庁内情報メールで『手引き』を全課に発信し、19年度予算に点訳・音訳作成のための経費を計上するよう呼びかけ。 ・指導を頻繁に行った結果、納品の日が早くなった。 (平成19年度) ・配偶者暴力防止リーフレットの点訳版を作成した。 (平成20年度) ・女性相談パンフレットの点訳版を作成した。 (平成21、22年度) ・点訳・音訳をする新たなパンフレット等を作成しなかった。	一部実施							0							0	男女平等課
26	I	1	(1)	2	b4	行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う	点字広報やテープ広報を発行し、障害のある方に行政情報を提供する。点訳、音訳により、障害のある方に行政情報を提供する。そのために ①資料を、点訳や音訳を行い易いように作成するための手引き書を作成し普及する。 ②行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う。	(平成18年度) ・9月に「点訳・音訳の手引き」を作成した。 ・庁内情報メールで『手引き』を全課に発信し、19年度予算に点訳・音訳作成のための経費を計上するよう呼びかけた。 ・指導を頻繁に行った結果、納品の日が早くなった。 (平成19年度) ・「百草園駅周辺まちづくり協議会だより」の点訳について検討を行った。 (平成20年度) ・百草園駅周辺地区の案内サイン計画において、駅に設置する総合案内板への点字表示について検討を行った。 (平成21年度) ・百草園駅周辺地区の案内サイン計画において、駅に設置する総合案内板への点字表示について引き続き検討を行った。21年度末に総合案内板への展示表示をを実施する予定。 (平成22年度) ・百草園駅周辺地区の案内サイン計画において、駅に設置する総合案内板への点字表示を実施した。	一部実施							0							0	都市計画課
26	I	1	(1)	2	b4	行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う	点字広報やテープ広報を発行し、障害のある方に行政情報を提供する。点訳、音訳により、障害のある方に行政情報を提供する。そのために ①資料を、点訳や音訳を行い易いように作成するための手引き書を作成し普及する。 ②行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う。	(平成18年度) ・9月に「点訳・音訳の手引き」を作成した。 ・庁内情報メールで『手引き』を全課に発信し、19年度予算に点訳・音訳作成のための経費を計上するよう呼びかけた。 ・指導を頻繁に行った結果、納品の日が早くなった。 (平成19年度) ・平成19年度に開催した「成年後見制度説明会」において、点訳資料の提供を希望した市民に対し、図書館の協力を得て作成した当該資料の提供を行った。 (平成20年度) ・平成20年10月～11月にかけて開催した「成年後見制度説明会」において、点訳資料の提供を希望した市民に対し、図書館の協力を得て作成した説明会資料の提供を行った。また、全6回のうち、第4回目の説明会では手話通訳者を配置した。 (平成21年度) ・平成21年10月から11月にかけて開催した「成年後見制度説明会」全5回のうちの1回について、手話通訳者を配置した。 (平成22年度) ・平成22年9月から11月にかけて開催した「成年後見制度説明会」全5回のうちの2回について、手話通訳者を配置した。	一部実施							0							0	福祉政策課
26	I	1	(1)	2	b4	行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う	点字広報やテープ広報を発行し、障害のある方に行政情報を提供する。点訳、音訳により、障害のある方に行政情報を提供する。そのために ①資料を、点訳や音訳を行い易いように作成するための手引き書を作成し普及する。 ②行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う。	(平成18年度) ・9月に「点訳・音訳の手引き」を作成した。 ・庁内情報メールで『手引き』を全課に発信し、19年度予算に点訳・音訳作成のための経費を計上するよう呼びかけた。 ・指導を頻繁に行った結果、納品の日が早くなった。 (平成19年度) ・障害福祉課が視覚障害者あてに発送する重要な通知文については、封筒に点字シールを貼付し、障害福祉課からの文書であることが分かるように努めてきたが、本年度は、年度途中からではあるが、通知文等に必要に応じて「SPコード」(文書読上げ装置に対応する二次元コード)を刷り込む取り組みも開始した。 (平成20年度) ・音声図書録音機、録音図書再生機を図書館に設置し、音声による情報提供の支援整備を行った。	実施済(完了)							0							0	障害福祉課
26	I	1	(1)	2	b4	行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う	点字広報やテープ広報を発行し、障害のある方に行政情報を提供する。点訳、音訳により、障害のある方に行政情報を提供する。そのために ①資料を、点訳や音訳を行い易いように作成するための手引き書を作成し普及する。 ②行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う。	(平成18年度) ・9月に「点訳・音訳の手引き」を作成した。 ・庁内情報メールで『手引き』を全課に発信し、19年度予算に点訳・音訳作成のための経費を計上するよう呼びかけた。 ・指導を頻繁に行った結果、納品の日が早くなった。 (平成19年度) ・教育委員会議録の点訳・音訳は行っていないが、市のホームページに掲載し、読み上げソフト等を活用することで一定の情報提供ができないか検討を行った。 (平成20年度) ・教育委員会議録の点訳・音訳は行っていないが、市のホームページに掲載し、読み上げソフト等を利用していただく。そのため、教育委員会議録はPDF化せずに掲載した。 (平成21年度) ・教育委員会議録の点訳・音訳は行っていないが、市のホームページに掲載し、読み上げソフト等を利用していただく。そのため、教育委員会議録はPDF化せずに掲載した。	実施済(完了)							0							0	庶務課
26	I	1	(1)	2	b4	行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う	点字広報やテープ広報を発行し、障害のある方に行政情報を提供する。点訳、音訳により、障害のある方に行政情報を提供する。そのために ①資料を、点訳や音訳を行い易いように作成するための手引き書を作成し普及する。 ②行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う。	(平成18年度) ・9月に「点訳・音訳の手引き」を作成した。 ・庁内情報メールで『手引き』を全課に発信し、19年度予算に点訳・音訳作成のための経費を計上するよう呼びかけた。 ・指導を頻繁に行った結果、納品の日が早くなった。 (平成19年度) ・広報「ひのっ子教育」の点訳化等の検討を行った。 (平成20、21、22年度) ・教育広報「ひのっ子教育」の点訳化等の検討を継続して行った。	一部実施							0							0	学校課
26	I	1	(1)	2	b4	行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う	点字広報やテープ広報を発行し、障害のある方に行政情報を提供する。点訳、音訳により、障害のある方に行政情報を提供する。そのために ①資料を、点訳や音訳を行い易いように作成するための手引き書を作成し普及する。 ②行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う。	(平成18年度) ・9月に「点訳・音訳の手引き」を作成した。 ・庁内情報メールで『手引き』を全課に発信し、19年度予算に点訳・音訳作成のための経費を計上するよう呼びかけた。 ・指導を頻繁に行った結果、納品の日が早くなった。 (平成19年度) ・既に実施している「公民館だより」の点訳に加え、音訳化の検討を行った。 (平成20年度) ・引き続き「公民館だより」の音訳化について検討した。 (平成21年度) ・公民館だよりの音訳について、22年度実施に向けて準備した。 (平成22年度) ・準備、検討したが実施にいたらなかった。	一部実施							0							0	中央公民館
26	I	1	(1)	2	b4	行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う	点字広報やテープ広報を発行し、障害のある方に行政情報を提供する。点訳、音訳により、障害のある方に行政情報を提供する。そのために ①資料を、点訳や音訳を行い易いように作成するための手引き書を作成し普及する。 ②行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う。	(平成18年度) ・9月に「点訳・音訳の手引き」を作成した。 ・庁内情報メールで『手引き』を全課に発信し、19年度予算に点訳・音訳作成のための経費を計上するよう呼びかけた。 ・指導を頻繁に行った結果、納品の日が早くなった。 (平成19年度) ・全ての選挙について点字広報の作成・配布を行うとともに、選挙執行時に候補者氏名等の点字一覧を作成し、掲示を行った。 (平成21年度) ・平成22年2月21日に執行した日野市議会議員選挙において、選挙公報を音訳した「選挙のおしらせ」を作成した。	実施済(完了)							0							0	選管事務局

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課				
27	I	1	(1)	2	b5	保育園、幼稚園、児童館に地域イントラネットを接続し、安全安心等の情報共有を円滑にする	既存の地域イントラネットを保育園、幼稚園、児童館及び学童クラブに接続し、ICT環境を整備し、庁内との情報共有を促進する。また、ホームページを通して情報発信をしている。	(平成18年度) ・情報共有を促進するため児童館・学童クラブへの庁内イントラ接続パソコン導入について協議を実施。 ・日野市情報化推進計画(平成18年4月策定)に、日野市情報化の方向性(情報化施策)として子育て支援を位置づけ。 ・財団法人こども未来財団が運営するi-kosodate.netに各園のホームページを掲載して保育園の基本情報を提供。 ・既存の地域イントラネットに保育園、幼稚園、児童館及び学童クラブに接続し、ICT環境を整備し、庁内との情報共有を促進することを日野市情報化推進本部会議で決定。「情報化推進計画」に反映。 (平成19年度) ・各保育園にパソコン3台＋プリンタ1台、各幼稚園及び各児童館に同2台＋1台、各学童クラブに同1台＋1台を設置、安価なNTTのBフレッツ網を使用、セキュリティを確保したネットワークを構築した。・内部事務については、庁内情報サービス、財務会計システム、文書管理システム、ファイルサーバ等を利用し情報共有と事務効率をアップした。 ・市民サービスとしては、ホームページの公開、ブログの発信、電子申請での受付等を実施した。 (平成20年度) ・情報伝達及び共有・地域イントラネットを活用し、主管課から継続・安定的に情報提供ができている。・各施設においても、業務上欠くことのできないツールになっている。 (平成21年度) ・情報伝達及び施設の拡大・地域イントラネットを活用し、主管課から継続・安定的に情報提供を行った。・児童館及び複数の学童クラブが新設・増設・移転したが、環境を整備し情報共有を促進した。・保育園ホームページを随時更新することで、情報の発信をすることができた。・保育園ホームページのリンク切れの有無を随時チェックした。 (平成22年度) ・児童館及び複数の学童クラブが新設・増設・移転に伴い、環境を整備し情報共有を促進した。	実施済(完了)							0										0	情報システム課	
27	I	1	(1)	2	b5	保育園、幼稚園、児童館に地域イントラネットを接続し、安全安心等の情報共有を円滑にする	既存の地域イントラネットを保育園、幼稚園、児童館及び学童クラブに接続し、ICT環境を整備し、庁内との情報共有を促進する。また、ホームページを通して情報発信をしている。	(平成18年度) ・情報共有を促進するため児童館・学童クラブへの庁内イントラ接続パソコン導入について協議を実施。 ・日野市情報化推進計画(平成18年4月策定)に、日野市情報化の方向性(情報化施策)として子育て支援を位置づけ。 ・財団法人こども未来財団が運営するi-kosodate.netに各園のホームページを掲載して保育園の基本情報を提供。 ・既存の地域イントラネットに保育園、幼稚園、児童館及び学童クラブに接続し、ICT環境を整備し、庁内との情報共有を促進することを日野市情報化推進本部会議で決定。「情報化推進計画」に反映。 (平成19年度) ・市立幼稚園5園を既存のイントラに接続してICT環境を整備、庁内他部門との情報共有を促進するとともに、各園ホームページによる情報発信を開始した。 (平成20、21年度) ・市立幼稚園5園を既存のイントラに接続してICT環境を整備することにより、庁内他部門との情報共有が促進され。また、各園でホームページによる情報発信が図られた。	実施済(完了)							0									0	学校課		
27	I	1	(1)	2	b5	保育園、幼稚園、児童館に地域イントラネットを接続し、安全安心等の情報共有を円滑にする	既存の地域イントラネットを保育園、幼稚園、児童館及び学童クラブに接続し、ICT環境を整備し、庁内との情報共有を促進する。また、ホームページを通して情報発信をしている。	(平成18年度) ・情報共有を促進するため児童館・学童クラブへの庁内イントラ接続パソコン導入について協議を実施。 ・日野市情報化推進計画(平成18年4月策定)に、日野市情報化の方向性(情報化施策)として子育て支援を位置づけ。 ・財団法人こども未来財団が運営するi-kosodate.netに各園のホームページを掲載して保育園の基本情報を提供。 ・既存の地域イントラネットに保育園、幼稚園、児童館及び学童クラブに接続し、ICT環境を整備し、庁内との情報共有を促進することを日野市情報化推進本部会議で決定。「情報化推進計画」に反映。 (平成19年度) ・市立保育園12園にそれぞれ3台のパソコンを配置して既存のイントラに接続、ICT環境を整備して庁内他部門との情報共有を促進した。また平成20年3月より公立保育園3園で園独自のホームページを立ち上げ、情報発信を開始した。 (平成20年度) 平成20年3月の市立保育園3園に続き、平成20年7月には残り9園の市立保育園も独自のホームページを立ち上げた。以後、各園とも整備されたICT環境を最大限に活用し、継続的な情報発信とともに、庁内他部門との情報共有に努めた。 (平成21年度) ・平成20年7月には市立保育園全12園が独自のホームページを立ち上げ、以後、平成21年度は、各園とも整備されたICT環境を最大限に活用し、継続的な情報発信とともに、庁内他部門との情報共有化を図った。	実施済(完了)							0											0	保育課
27	I	1	(1)	2	b5	保育園、幼稚園、児童館に地域イントラネットを接続し、安全安心等の情報共有を円滑にする	既存の地域イントラネットを保育園、幼稚園、児童館及び学童クラブに接続し、ICT環境を整備し、庁内との情報共有を促進する。また、ホームページを通して情報発信をしている。	(平成18年度) ・情報共有を促進するため児童館・学童クラブへの庁内イントラ接続パソコン導入について協議を実施。 ・日野市情報化推進計画(平成18年4月策定)に、日野市情報化の方向性(情報化施策)として子育て支援を位置づけ。 ・財団法人こども未来財団が運営するi-kosodate.netに各園のホームページを掲載して保育園の基本情報を提供。 ・既存の地域イントラネットに保育園、幼稚園、児童館及び学童クラブに接続し、ICT環境を整備し、庁内との情報共有を促進することを日野市情報化推進本部会議で決定。「情報化推進計画」に反映。 (平成19年度) ・全児童館・学童クラブを既存のイントラに接続してICT環境を整備、庁内他部門との情報共有を促進するとともに、児童館ごとに特色あるホームページを作成した。 (平成20年度) ・学童クラブの嘱託職員のための職場にも地域イントラネットを設置し、情報格差が出ないような整備を行った。 ・また、セキュリティ研修も行った。 ・3つの児童館でホームページ(ブログ)を開設。基本的に毎日更新している。 (平成21年度) ・実施内容は、平成20年度と同様である(既に実施済み)。	実施済(完了)							0											0	子育て課
28	I	1	(1)	2	c1	保育サービスの出張相談の実施等、相談体制の拡大・充実を図る	経験・知識のある保育士(元市立保育園の園長等)が子育て家庭を訪問して相談に乗る。	(平成18年度) ・園長会で検討した。 ・本年度は退職する園長がいなかったため、現役園長が対応できるかという点から検討した。 (平成19年度) ・他の子育て支援メニューの推進に力を傾注したため、着手することができなかった。 (平成20年度) ・平成19年度と同様、他の子育て支援メニューの推進に力を傾注したため、着手することができなかった。 (平成21年度) ・前年度と同様、他の子育て支援メニューの推進に力を傾注したため、着手することができなかった。 (平成22年度) ・退職保育士の活用については、親の介護等の理由により、現実的には困難であった。	未着手							0										0	保育課	
29	I	1	(1)	2	c1	保育サービスの出張相談の実施等、相談体制の拡大・充実を図る	保育園に地域イントラネットを接続して、子育てに役立つ福祉、健康、教育などの情報や、イベント情報を提供する。・子育て仲間が情報交換できるような場(子育て交流サイト)を提供する。	(平成18年度) ・日野市情報化推進計画(平成18年4月策定)に、日野市情報化の方向性(情報化施策)として子育て支援が位置づけ ・財団法人こども未来財団が運営するi-kosodate.netに各園のホームページを掲載し保育園の基本情報を提供。 (平成19年度) ・平成20年3月より市立保育園3園で園独自のホームページを開設、保育園イベント情報の提供を実施した。 (平成20年度) ・平成20年3月の市立保育園3園に続き、平成20年7月には残り9園の市立保育園も独自のホームページを立ち上げた。以後、各園とも整備されたICT環境を最大限に活用し、継続的な情報発信に努めたが、子育て仲間が情報交換を図れるような場(子育て交流サイト)を提供するには至らなかった。 (平成21年度) ・平成21年度は市立保育園全12園が独自のホームページを立ち上げ、以後、各園とも整備されたICT環境を最大限に活用し、継続的な情報発信に努めたが、子育て仲間が情報交換を図れるような場(子育て交流サイト)を提供するには至らなかった。 (平成22年度) ・平成21年度は市立保育園全12園が独自のホームページを立ち上げ、以後、各園とも整備されたICT環境を最大限に活用し、継続的な情報発信に努めたが、子育て仲間が情報交換を図れるような場(子育て交流サイト)を提供するには至らなかった。・今後も引き続き検討していく。	一部実施 (当面保留)							0										0	保育課	
30	I	1	(1)	2	c2	公立保育園で定員の弾力化を図り待機児の解消を図る	公立保育園の定員を認可定員の25%増の範囲内で増やし、入所の一層の円滑化を図る。	(平成17年度) ・定員より10人多い1,265人入所した。 (平成18年度) ・申し込み状況、定員割れの状況等を勘案して検討中。定員より13人少ない1,242人の入所(弾力化を実施せず)。 (平成19年度) ・待機児解消を目的に市立保育園の3・4歳児クラスの定員弾力化を図り、計47名の定員増を行った。 (平成20年度) 待機児解消を目的に市立保育園の2・3歳児クラスの定員弾力化を図り、計48人の定員増を図った。 (平成21年度) ・待機児解消を目的に、市立保育園の2・3歳児クラスの定員弾力化を図り、計51人の定員増を図った。 (平成22年度) ・待機児解消を目的に、市立保育園の定員弾力化を図り、計54人の定員増を図った。	実施済(完了)							0										0	保育課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課					
31	I	1	(1)	2	c3	市立保育園で障害児保育、病後児保育を実施する	施設の制約から障害児の受け入れができない園を改修し受け入れを拡大する。病後児保育ができるよう施設、人員等の体制を整備し、実施する。	(平成18年度) ・障害児の受入ができるよう平成19年度から3力年で実施する施設改修計画を策定。 ・病後児保育は検討中。 (平成19年度) ・障害児の受入れをより容易にするため、市立保育園12園の改修に取り掛かった。平成19年度はあらい、ひらやま、みなみだいら保育園の大規模改修を実施した。 (平成20年度) ・障害児の保育園入所については、施設面の制約から受入れられないケースはなかった。気になる子どもに対応するためのクールダウン室の整備を含む市立保育園の整備は2年目を迎え、みさわ保育園及びもくさ台保育園で改修を行った。 ・市立保育園での病後児保育の実施は、引き続き検討課題とした。 (平成21年度) ・障害児の保育園入所については、施設面の制約から受入れられないケースはなかった。市立保育園の整備は3年目を迎え、平成21年度はあさひがおか保育園を改修、市立6園目となる、気になる子どもに対応するためのクールダウン室の整備を行った。市立保育園での病後児保育の実施は、引き続き検討課題とした。 (平成22年度) ・障害児の保育園入所については、施設面の制約から受入れられないケースはなかった。市立保育園の整備は、平成22年度から平成23年度にかけ、ただみらい保育園、たかはた保育園を整備し、市立8園目となる、気になる子どもに対応するためのクールダウン室の整備を行った。病後児保育については、現在実施している民間2園を、推進していく。	一部実施							0									0	保育課			
32	I	1	(1)	2	c4	市立保育園と民間保育園の交流を図る	・教材研究・情報交換―市立・民間保育士の合同自主研修会で、手作り絵本・おもちゃ、リズムあそび、給食活動等の特徴ある保育活動の研究を通して交流し、市内保育園全体の保育の質の向上を図る。 ・職員交流―例えば園行事を合同で行ったり、公民の園児・保護者・職員でチームを作って「よさこい祭り」に参加して踊る、など公民保育園職員同士の交流を図る。	(平成18年度) ・園長会で検討した。 (平成19年度) ・市立保育園のあり方に係るPTのひとつとして、「共に学び育ちあう保育園交流事業」を開始した。民間保育園と市立保育園の質の向上を図るため、平成20年度より公民保育園の交流、ネットワークづくり、合同研修を実施することを確認した。 (平成20年度) ・市立及び民間の保育園による「共に学び育ちあう保育園交流事業」委員会において、①研修②子ども・職員の相互交流③ネットワークづくりの3つを柱に、以下の取り組みを行った。 ①研修については、「保護者対応」及び「保育実技」をテーマに年6回実施した(参加者数507人、民間保育園参加率41%)。②子ども・職員の相互交流を、全14園で17回実施した。③ネットワークづくりでは、市民に保育園を紹介・PRするためのパネル展を10月(こどもまつり)と11月に開催した(来場者644人)。 (平成21年度) ・前年度に引き続き、市立及び民間の保育園による「共に学び育ちあう保育園交流事業」委員会において、①研修②子ども・職員の相互交流③ネットワークづくりの3つを柱に、以下の取り組みを行った。①研修については、「保護者対応」及び「乳幼児の運動あそび」をテーマに、年6回実施した(参加者数527人、民間保育園参加率33%)。②子ども・職員の相互交流を、全14園で計25回実施した。③ネットワークづくりでは、市民に保育園を紹介・PRするためのパネル展を、10月のこどもまつり(370人)と11月に開催した(来場者378人)。 (平成22年度) ・市立及び民間の保育園による「共に学び育ちあう保育園交流事業」委員会において、①研修②子ども・職員の相互交流③ネットワークづくりの3つを柱に、以下の取り組みを行った。 ①研修については、「リズム3回」「保育実録学習会1回」をテーマに、年4回実施した(参加者数264人、民間保育園参加率約43%)。②子ども・職員の相互交流を、全21園(公立9園・民間12園)で計51回実施した。③ネットワークづくりでは、市民に保育園を紹介・PRするためのパネル展を、10月のこどもまつり(500人)と11月に開催した(来場者258人)。	実施済(完了)							0										82	82	保育課	
33	I	1	(1)	2	c5	保育園の育成時間の拡大を図る	公立延長保育未実施園5園で延長保育を実施する。早期預かりを実施する。	(平成18年度) ・市立ひらやま保育園、あらい保育園、みさわ保育園、たかはた保育園、みなみだいら保育園で、平成19年4月から、午後6時から7時までの延長保育を実施する計画を策定。 ・早期預かりは検討中。 (平成19年度) ・ひらやま、あらい、みさわ、たかはた台、みなみだいらの市立保育園5園で平成19年度4月1日から午後7時までの延長保育を開始、これにより市内30の全公民保育園で午後7時までの延長保育が実施されることとなった(うち午後8時までの延長保育は10園)。 ・他方、これまで午前7時15分からとなっていた早期保育も、5つの市立保育園で午前7時から行われることとなった。 (平成20年度) 平成19年度に引き続き、市立5園を含む市内30の保育園で午後6時以降の延長保育を実施した(午後7時までが20園、午後8時までが10園)。午前7時からの早期保育も、前年度に引き続き、市立保育園5園で実施した。 (平成21年度) ・前年度に引き続き、市立12園を含む市内32の保育園で、午後6時以降の延長保育を実施した(午後7時までが20園、また増設を含む2園が加わって午後8時までが12園)。午前7時からの早期保育も、市立保育園を含む全園で園で実施した。	実施済(完了)							0												0	保育課
34	I	1	(1)	2	c5	夜間に安心して就労(夜勤)できる「夜間保育」体制の実施を検討する	夜間に保護者が仕事などのために家庭で児童の保育ができない場合に保育園で保護者に代わって児童を保育する。保育時間は午前11時から午後10時とする。保護者の就業時間が常時又は定期的に概ね午後6時以降となる児童が利用できる。	(平成18年度) ・夜間保育は検討中。 ・延長保育は、平成19年4月市内の全ての保育園で実施するよう計画、夜8時までの延長保育は9園で実施。 (平成19年度) ・平成19年4月より市内の全保育園で午後7時までの延長保育(うち10園は午後8時まで)が実現したが、夜間保育は引き続き今後の検討課題とした。 (平成20年度) 延長保育は、平成19年4月市内の全ての保育園で実施済。夜間保育の実施については、子ども家庭支援センターのトワイライトとの連携も含め、引き続き検討課題とした。 (平成21、22年度) ・夜間保育について検討したが、延長保育やトワイラスタイにより対応可能と考え、実施には至らなかった。	一部実施							0										0	保育課		
35	I	1	(1)	2	c6	私立保育園の経営基盤を維持継続、保育の質を担保しつつ、保育内容の充実を図るため公立保育園の民営化・指定管理者制度の導入を図る	保育園等改革計画を策定し、私立保育園が維持・発展できるよう支援する。保育園改革の質を担保し、保育内容を充実するため公立保育園の民営化・指定管理者制度の導入を図る。民営化・指定管理者制度の導入時には、在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同保育等の措置をとりスムーズな移行を図る。	(平成17年度) ・保育園等改革計画策定委員会を発足させ、市民委員と一緒に検討。 (平成18年度) ・保育園サービスの充実、公立保育園の民営化・指定管理者制度導入、私立保育園の支援、スムーズな移行等を内容とする保育園等改革計画素案を公表し、市民意見を募集、その回答を公表した。 ・在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同保育等の措置をとりスムーズな移行を図るが、具体的な手順については保護者と話し合っていく。 (平成19年度) ・新こども人口推計により乳幼児人口の増加が見込まれ、待機児解消には保育園の増設が必要となった。公立保育園の民営化・指定管理者導入計画そのものに基本的な変更はないが、当面、当該取り組みは棚上げにすることとした。 (平成20年度) 公立保育園の民営化・指定管理者導入計画そのものに基本的な変更はないが、乳幼児人口の増加が見込まれ、待機児解消に向けた保育園の増設が求められている中、当該計画は当面、保留することとした。 (平成21、22年度) ・公立保育園の民営化・指定管理者導入計画に基本的な変更はないが、乳幼児人口の増加が見込まれ、待機児解消に向けた保育園増設の取り組みが求められている中、当該民営化等の計画は当面保留することとした。	一部実施(当面保留)							0										0	保育課		
36	I	1	(1)	2	c7	公立保育園は用地課題も合わせて解消する	敷地(借地)の返還期限が来ているただみらい保育園、たかはた保育園の土地を返還する方策を検討する。・市立保育園の民営化と用地課題を一体的に解決する。民営化等をすると、在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同保育等の措置をとりスムーズな移行を図る。	(平成17年度) ・保育園等改革計画策定委員会を発足させ、市民委員と一緒に検討。(平成18年度)・保育園の土地を返還しなければならない、ただみらい保育園、たかはた保育園を民営化対象園として、用地課題を解消する保育園等改革計画素案を公表し、市民意見を募集、その回答を公表した。・在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同保育等の措置をとりスムーズな移行を図るが、具体的な手順については保護者と話し合っていく。 (平成19年度) ・新こども人口推計により乳幼児人口の増加が見込まれ、待機児解消には保育園の増設が必要となった。民営化計画は当面棚上げとし、返還を迫られている保育園の敷地についても引き続き借りられるよう交渉を行うこととなった。 (平成20年度) ・公立保育園の民営化・指定管理者導入計画は基本的に堅持するが、保育園用地の借用期間の延長については、下記のような進展があった。 [ただみらい保育園用地]平成20年12月にURと基本協定が締結され、ただみらい保育園用地の土地使用貸借期間が平成22年3月31日まで延期された(平成21年度中に施設を整備し、用地を返却する)。 [たかはた保育園用地]平成21年1月26日に貸主である金剛寺と土地賃貸借に係る合意書を取り交わし、土地賃貸借契約の期間が平成26年3月31日まで延期された。 (平成21年度) ・公立保育園の民営化・指定管理者導入計画は基本的に堅持するが、保育園用地の借用期間の延長については、下記のような進展があった。 [ただみらい保育園の用地及び移設について]・市立ただみらい保育園の用地については、平成20年12月に締結した市とURの基本協定により「平成21年度中に施設を整備し、用地を返却する」との考え方のもと、平成22年3月31日まで使用貸借期間が延長されていたが、同園については平成22年度から平成23年度にかけて本園舎として整備することとなったため、平成23年12月まで当該貸借期間の延長をしてももらえるようURに要請することとなった。 [たかはた保育園用地]平成21年1月26日に貸主である金剛寺と土地賃貸借に係る合意書を取り交わし、土地賃貸借契約の期間が平成26年3月31日まで延期された。 (平成22年度) ・公立保育園の民営化・指定管理者導入計画は基本的に堅持するが、保育園用地の借用期間の延長については、下記のような結果となった。 [ただみらい保育園の用地及び移設について]・市立ただみらい保育園の用地については、平成20年12月に締結した市とURの基本協定により「平成21年度中に施設を整備し、用地を返却する」との考え方のもと、平成22年3月31日まで使用貸借期間が延長されていたが、同園については平成22年度から平成23年度にかけて本園舎として整備することとなったため、平成23年12月まで当該貸借期間を延長した。 [たかはた保育園用地]平成21年1月26日に、市と底地の所有者である金剛寺との間で合意書が締結され、賃貸借期間が平成26年3月31日まで延期された。	一部実施							0												0	保育課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課
37	I	1	(1)	2	c8	平成21年度に「たまだいら保育園」を民営化・指定管理者制度を導入する	平成21年度にたまだいら保育園の管理・運営を私立保育園に移管し、借地を返還する。民営化・指定管理者制度の導入時には、在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立・民間事業者との共同保育等の措置をとりスムーズな移行を図る。	(平成17年度) ・保育園等改革計画策定委員会を発足させ、市民委員と一緒に検討。 (平成18年度) ・保育園の土地を返還しなければならない、たまだいら保育園、たかはた保育園を民営化対象園として、用地課題を解消する保育園等改革計画素案を公表し、市民意見を募集、その回答を公表した。 ・在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同保育等の措置をとりスムーズな移行を図るが、具体的な手順については保護者と話し合っている。 (平成19年度) ・新こども人口推計により乳幼児人口の増加が見込まれ、待機児解消のため、多摩平地区については保育園2園の開設が必要となった。たまだいら保育園の民営化計画そのものに変更はないが、当該民営化の取り組みは当面棚上げにすることとなった。 (平成20年度) ・市立たまだいら保育園の民営化・指定管理者導入計画そのものに基本的な変更はないが、乳幼児人口の増加が見込まれ、待機児解消に向けた保育園の増設が求められている中、当面、当該計画は保留することとした。 (平成22年度) ・市立たまだいら保育園については、「たまだいら保育園移転に関する基本計画書」に基づき、同保育園の「日野市多摩平四丁目4番2」への移転(仮園舎→本園舎)に向けた取り組みを進めている。民営化については、待機児解消を最優先事項とし、乳幼児人口は増加する間は延期するが、長期的には日野市も少子化となるため、民営化の方針は変えず、引き続き民営化に向けて取り組む。	一部実施 (当面保留)							0						0	保育課	
38	I	1	(1)	2	c8	平成22年度に「たかはた保育園」を民営化・指定管理者制度を導入する	平成22年度に借地を返還し、たかはた保育園の管理・運営を私立保育園に移管する。民営化・指定管理者制度の導入時には、在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同保育等の措置をとりスムーズな移行を図る。	(平成17年度) ・保育園等改革計画策定委員会を発足させ、市民委員と一緒に検討。 (平成18年度) ・保育園の土地を返還しなければならない、たまだいら保育園、たかはた保育園を民営化対象園として、用地課題を解消する保育園等改革計画素案を公表し、市民意見を募集、その回答を公表した。 ・在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同保育等の措置をとりスムーズな移行を図るが、具体的な手順については保護者と話し合っている。 (平成19年度) ・新こども人口推計により乳幼児人口の増加が見込まれ、待機児解消には保育園の増設が不可避となった。このため、たかはた保育園の民営化計画そのものに変更はないが、当該取り組みは当面棚上げにすることとなった。 (平成20、21年度) ・市立たかはた保育園の民営化・指定管理者導入計画そのものに基本的な変更はないが、乳幼児人口の増加が見込まれ、待機児解消に向けた保育園の増設が求められている中、当該計画は当面、保留することとした。 (平成22年度) ・民営化については、待機児解消を最優先事項とし、乳幼児人口は増加する間は延期するが、長期的には日野市も少子化となるため、民営化の方針は変えず、引き続き民営化に向けて取り組む。	一部実施 (当面保留)							0						0	保育課	
39	I	1	(1)	2	c8	平成23年度に「とよだ保育園」を民営化・指定管理者制度を導入する	平成23年度にとよだ保育園の借地を返還するが、老朽化園舎の建て替えと合わせて私立保育園に管理・運営を移管する。民営化・指定管理者制度の導入時には、在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同保育等の措置をとりスムーズな移行を図る。	(平成17年度) ・保育園等改革計画策定委員会を発足させ、市民委員と一緒に検討。 (平成18年度) ・保育園の土地を返還しなければならない、たまだいら保育園、たかはた保育園を民営化対象園として、用地課題を解消する保育園等改革計画素案を公表し、市民意見を募集、その回答を公表した。 ・在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同保育等の措置をとりスムーズな移行を図るが、具体的な手順については保護者と話し合っている。 (平成19年度) ・新こども人口推計により乳幼児人口の増加が見込まれ、待機児解消には保育園の増設が不可避となった。このため、とよだ保育園の民営化計画そのものに変更はないが、当該取り組みは当面棚上げにすることとなった。 (平成20年度) 市立とよだ保育園の民営化・指定管理者導入計画そのものに基本的な変更はないが、乳幼児人口の増加が見込まれ、待機児解消に向けた保育園の増設が求められている中、当該計画は当面、保留することとした。 (平成21年度) ・市立とよだ保育園の民営化・指定管理者導入計画に基本的な変更はないが、乳幼児人口の増加が見込まれ、待機児解消に向けた保育園の増設が求められている中、当該民営化等の計画は当面保留することとした。 (平成22年度) 〔とよだ保育園用地及び建替〕・底地の所有者に対し、園舎建替に向けた協議を開始した ・民営化については、待機児解消を最優先事項とし、乳幼児人口は増加する間は延期するが、長期的には日野市も少子化となるため、民営化の方針は変えず、引き続き民営化に向けて取り組む。	一部実施 (当面保留)							0						0	保育課	
40	I	1	(1)	2	c9	児童館は地域における子育ての拠点とする	児童館を小学生が安全・安心そして自由に遊べる居場所、中高生が創意工夫を凝らして活動できる居場所、乳幼児の親とその子が集い交流し、育児への不安を解消する居場所となる地域における子育ての拠点とする。施設的な整備(修繕、備品等)を進めると共に地域・小学校と連携し、遊びの創出や情報交換をし虐待防止に努めていく。放課後子どもプランとの関係は、当面同プランと児童館を放課後の子どもの2つのメニューとして位置づける。児童厚生員の育成のもと児童館事業に参加するか、放課後子どもプランとして学校に残るかはその子ども自身が選べる。将来的には、児童館事業とプランの連携・調整を図る。	(平成18年度) ・子ども部長・子育て課長と児童館・学童クラブ職員の意見交換会を実施(これからの子育て行政－保育園・児童館・学童クラブの充実と行方)。 ・19年度から3カ年度にわたる施設改修。 ・サービス充実計画を作成。 (平成19年度) ・地域の子育て拠点として児童館のレベルアップを図るため、基幹型児童館構想について検討を開始した。 ・基幹型児童館構想にあわせ、児童館の施設設備に係る改修計画(3カ年計画)についても、市の財政状況を踏まえながら若干変更を加えた。 平成19年6月に始まった放課後子どもプラン「ひのつち」及び学童クラブとの関係について、整理を開始した。 (平成20年度) 平成21年度の開設を目指し、あさひがおか児童館、さかえまち児童館の改修、新築工事を行うとともに、基幹型児童館の機能を検討した。 (平成21年度) ・平成21年度から、あさひがおか児童館、さかえまち児童館を基幹型児童館として開設した。 ・ひらやま児童館を平成23年度当初に基幹型児童館に移行させるため、同児童館の大規模改修等に係る基本設計を行うとともに、地域に合った機能の検討を行った。 (平成22年度) ・ひらやま児童館を平成23年度当初に基幹型児童館に移行させるため、同児童館の大規模改修工事を行った。	実施済(完了)							0						0	子育て課	
41	I	1	(1)	2	c10	児童館の育成時間の拡大を図る	実施内容は、開館時間の延長と日曜開館。今後、基幹型児童館PTで中高生対応の一環として開館時間延長等を議論する。時間延長の実施時期は、基幹型児童館開設の平成21年度を予定。実施時期及び実施児童館(基幹型先行or全館一斉)はPTの議論を経る中、柔軟に対応。	(平成18年度) ・18年11月より児童館・学童クラブ職員による基幹型児童館プロジェクトチームを立ち上げ ・市内児童館の中核的組織になる基幹型児童館の機能について検討 ・基本理念の「中高生対応」の項目で開館時間延長等を検討 (平成19年度) ・育成時間の拡大を検討したが、実現には至らなかった。 (平成20年度) 基幹型児童館構想に基づき、基幹型児童館での時間延長を行っていくため、職員の嘱託員化も含め検討をした。 (平成21年度) ・基幹型児童館構想に基づき、基幹型児童館2館での育成時間(開館時間)の拡大を検討したが、実施には至らなかった。 ・指定管理者制度を導入している「たまだいら児童館ふれっしゅ」「みなみだいら児童館ぶらねっと」は、育成時間(開館時間)が午後7時までとなっている。 (平成22年度) ・基幹型児童館構想に基づき、基幹型児童館2館での育成時間(開館時間)の拡大を検討したが、費用負担を伴うため実施には至らなかった。 ・指定管理者制度を導入している「たまだいら児童館ふれっしゅ」「みなみだいら児童館ぶらねっと」は、育成時間(開館時間)が午後7時までとなっている。	一部実施							0						0	子育て課	
42	I	1	(1)	2	c11	児童館を不登校の子の居場所にしていく	現在、不登校・引きこもりなどが社会的な問題となっている。そのような子どもの居場所を来春1月以降、万願寺交流センターで月数回開催していく。児童館では現在も不登校傾向にある子どもが来館している。児童館が提供する様々な子育て支援メニューのひとつとして、不登校の子どもを受け入れ、この子たちの居場所としていく。万願寺交流センターでの取り組みとも連携し子どもの状態の応じてそれぞれの役割を明らかにする中、このような子どもを受け入れる体制を構築する	(平成17・18年度) ・不登校・引きこもりの子どもの居場所、親の相談を受ける場所を18年1月から万願寺交流センターで開設。開設日は月2～3日、参加者は各回4人から10人(親及び子ども)。 (平成19年度) ・不登校の子の居場所をつくり、また不登校について考える場所とするため、前年度に引き続き「すてーしょん」を月2回、万願寺交流センターで開催した。その後、平成19年7月に旧市民活動支援センター(ねんも公園内)に場所を移転、月2回(土・月曜日各1回)の割合で開催を続けている。 (平成20年度) ねんも公園内に「すてーしょん」を月に2回(月曜日と土曜日)開催。不登校のこどもと児童館の関係については整理されていない。 (平成21年度) ・ねんも公園内で、月2回(月曜日と土曜日)「すてーしょん」の開催を継続している。 ・開催日数増を検討したが、実施には至らなかった。 (平成22年度) ・ねんも公園内で、月2回(月曜日と土曜日)「すてーしょん」の開催を継続している。 ・開催日数増を検討したが、実施には至らなかった。 ・児童館は不登校に特化した居場所にはなり得ない。	一部実施							0						0	子育て課	
43	I	1	(1)	2	c12	安全・安心の観点から、中学校区に1館に加え、空白地域に児童館を整備していく(基幹型児童館の設置)	中学校区に1館に加え、児童館空白地域に基幹型児童館を設置し、他の児童館・学童クラブを先導、子育てをリードしていきます。仮設であるひの児童館万願寺分館に代わる新児童館(体験学習ができる子どもの居場所)と栄町地域に新児童館を開設する。	(平成18年度) ・万願寺と栄町の地域に新児童館を建設する方針を打ち出す。 ・新児童館は多様な機能を持たせるため「基幹型児童館プロジェクトチーム」を立ち上げ。 ・栄町の新児童館については地域住民と栄町都有地活用協議会を立ち上げ。 (平成19年度) ・基幹型児童館構想について現場職員を含めたPTで検討し、平成21年度にあさひがおか、(仮称)栄町の2つの基幹型児童館開設に向けて準備を行った。 (平成20年度) かねてより児童館設置の要望が多かった栄町地域に、さかえまち児童館の新築工事を行った。 (平成21年度) ・平成21年度当初に、さかえまち児童館を新設、基幹型児童館として開設した。 (平成22年度) ・ひらやま児童館を平成23年度当初に基幹型児童館に移行させるため、同児童館の大規模改修工事を行った。 ・基幹型児童館構想に基づき、整備を図っていく。	実施済(完了)							0						0	子育て課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
44	I	1	(1)	2	c13	平成19年度に「ただいま児童館」、「みなみだいら児童館」、「みないら児童館」に指定管理者制度を導入する	市内8児童館のうち半数に指定管理者制度を導入する。平成19年度に「ただいま児童館ふれっしゅ」と「みなみだいら児童館ぶらねっと」に指定管理者制度を導入する。指定管理者制度の導入時には、利用児童等の安全安心を第一に考え、一定期間新旧事業者間での共同育成等の措置をとリスムーズな移行を図る。	(平成18年度) ・9月議会で児童館条例を改正。 ・10月に指定管理事業者と業者選定委員を募集し、業者選定委員会を開催。 ・業者選定委員会で選定された指定管理候補者が12月議会での議決を経て承認される。 協定書を作成。 (平成19年度) ・ただいま児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっとの2施設に指定管理者制度を導入。 (平成20年度) 実施済。 (平成21・22年度) ・平成19年度に実施済み。平成21年度は、両児童館について平成22年度から平成26年度までの5年間に係る新たな指定管理者選定の手続きを進めた。いずれもの施設も従前と同様、社会福祉法人雲柱社並びに日野社会教育センターが指定管理者として選定された。	実施済(完了)				2			2				17,760			17,760	子育て課
45	I	1	(1)	2	c14	平成20年度に「みさわ児童館」、「しんめい児童館」に指定管理者制度を導入する	市内8児童館のうち半数に指定管理者制度を導入する。平成20年度に「みさわ児童館」と「しんめい児童館」に指定管理者制度を導入する。指定管理者制度の導入時には、利用児童等の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同育成等の措置をとリスムーズな移行を図る。	(平成18年度) ・市民委員を含めた保育園等改革計画策定委員会が計画素案を作成しパブリックコメントし863通の意見に対する回答を作成。 ・保護者との話し合いの場を設定。 ・9月議会で児童館条例を改正。 (平成19年度) ・基幹型児童館構想を検討する中で、指定管理者制度を導入する児童館の考え方が変わった。導入時期についても見直しが行われ、平成20年度に既存児童館の指定管理者制度の導入は行わないこととした。 (平成20年度) ・平成20年度の指定管理者制度導入見送りの考えを踏まえ、下記内容を検討した。 ①市内を5つの地域に分け、児童館10館のうち、5館を基幹型、それとペアを組む形で地域型児童館を設置。 ②地域型児童館に職員を残し、一部業務委託をしながら地域の資源等引継ぎ期間を設けた後、指定管理者制度を導入していく。 (平成21年度) ・利用児童数71人以上の学童クラブ(7小学校8施設)に係る分設化等の取り組みを優先させたため、児童館への新たな指定管理者導入を図るには至らなかった。 (平成22年度) ・「みさわ児童館」は今後、基幹型児童館として整備して行くことになったため、指定管理者制度の導入は行なわない。 ・今後指定管理者制度の導入を検討していく。	一部実施							0						0	子育て課	
46	I	1	(1)	2	c15	学童クラブは全員入所の原則を堅持する	入会希望者の全員入所の原則を堅持するとともに、施設整備年次計画を作成し、学童クラブの施設的な整備(修繕・備品等)を図る。放課後子どもプランとの関係は、19年度は現行の学童クラブの体制を残し、一年間の検証の中で整理を図っていく	(平成18年度) ・年度当初だけでなく12月にも入会時期を設ける。 ・平成19年度より3か年にわたる施設改修・サービス向上計画を作成。 ・放課後子どもプランとの関係は学童クラブ職員と意見交換を実施。 (平成19年度) ・入会希望者の全員入所を堅持した。また平成19年6月の放課後子どもプラン「ひのっち」開設と同時に、ひのっち、児童館、学童クラブの検討委員会を設置、検証・整理作業を行った。 (平成20年度) 学童クラブ利用希望者全員入所を行っている。 (平成21・22年度) ・学童クラブ入会希望者の全員入所を引き続き行った。 ・入会希望者の全員入所を図るため、分設化等の施設整備を実施した。	実施済(完了)							0						0	子育て課	
47	I	1	(1)	2	c16	学童クラブの育成時間拡大(時間延長・早朝預かり)を図る	学童クラブの育成時間を延長しサービスの向上を図る。実施に当たりニーズ調査を行い、保護者が望む延長時間と利用率を把握。また実施方法(保護者の迎え等)について検討を行う。放課後子どもプランとの関係は、同プランが夏時間(午後5時まで)・冬時間(午後4時まで)を設定するのに対し、学童クラブは年間を通して午後7時までの育成を目指す	(平成18年度) ・11月に学童クラブ児童の保護者にニーズ調査を実施(回答率は6割弱)。 ・平成19年度途中の実施を含めて早期の実現を目指す。 (平成19年度) ・平成19年度当初からの時間延長は条件等が整わず実施できなかったため、引き続き検討を進めた。 (平成20年度) ・19年度に引き続き、重要な課題と位置付け、時間延長に向けて関係部署と検討を行った。 (平成21年度) ・学童クラブの育成時間(時間延長・早朝預かり)の拡大について検討を行ったが、財政上の問題から実施するには至らなかった。 (平成22年度) ・平成23年度から午後6時30分までの学童クラブ育成時間を試行実施することとした。	一部実施							0						0	子育て課	
48	I	1	(1)	2	c17	学童クラブの対象年齢拡大を図る	希望する年齢拡大の範囲を保護者にアンケートし、拡大後の入会希望者増の把握を行い、受入体制(施設設備の改善・職員体制等)を検討後、実施する。放課後子どもプランとの関係は、同プランが希望する全児童(1年生～6年生)を対象とするのに対し、学童クラブは施設状況等を勘案しながら拡大を図る。	(平成18年度) ・11月に学童クラブの保護者に対しニーズ調査を実施(6割弱が回答)。 ・放課後子どもプランとの整合性に関しては学童クラブ職員との意見交換を実施。 (平成19年度) ・平成18年度に実施したアンケート調査に基づく検討を行うとともに、「ひのっち」と学童クラブの関係について整理を進めた。 (平成20年度) ・学童クラブの利用児童数は年々増えている。その増加に対する対応に追われている状況のため、実施できなかった。 (平成21年度) ・学童クラブについては、利用希望者全員の入所を行う一方で、利用児童数の増加に対応しなければならぬ状況が続いており、およそ対象年齢の拡大を図れる状況にはない。 (平成22年度) ・学童クラブについては、利用希望者全員の入所を行う一方で、利用児童数の増加に対応しなければならぬ状況が続いており、およそ対象年齢の拡大を図れる状況にはない。	一部実施							0						0	子育て課	
49	I	1	(1)	2	c18	平成20年度に9学童クラブに指定管理者制度を導入する	23施設ある学童クラブのうち9施設(八小・三沢・じゅんとく・四小・万願寺・しんめい・七小ひのだい・さくら第二)に指定管理者制度を導入。指定管理者制度の導入時には、利用児童の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同育成等の措置をとリスムーズな移行を図る。放課後子どもプランとの関係は、同プランが地域の協力を得ながらコーディネーター・安全管理員などの配置となるのに対し、学童クラブは直営・指定管理ともども児童厚生員による育成となる。今後は同プランと学童クラブの実施状況を見ながら人的調整を図る	(平成18年度) ・市民委員を含めた保育園等改革計画策定委員会が計画素案を作成しパブリックコメントに付し、863通の意見が寄せられた。当該意見に対する回答を作成。 ・保護者との話し合いの場を設定。 ・学童クラブと放課後子どもプランとの関係については学童クラブ職員との意見交換を実施。 (平成19年度) ・基幹型児童館構想を検討する中で、指定管理者制度を導入する児童館の考え方が変わった。導入時期についても見直しが行われ、平成20年度に既存児童館の指定管理者制度の導入は行わないことになった。 ・児童館の分室である学童クラブについても見直しを図る必要が生じ、学童クラブへの指定管理者制度導入も児童館と同様、平成20年度には行わないこととなった。 (平成20年度) 平成20年度に既存児童館の指定管理者制度の導入は行わないことを踏まえ、下記内容を検討した。 ①児童館の指定管理者制度の導入と時期を合わせていく必要があるため、指定管理者制度の導入を検討する学童クラブも見直す必要があること。 ②同時に指定管理者制度よりもコストのかからない方法の検討。 (平成21年度) ・利用児童数71人以上の大規模学童クラブ(7小学校8施設)の分設化等の取り組みを優先させたため、指定管理者導入を検討するにはいかなかった。 学童クラブについては、退職者不補充による正規職員の嘱託職員化を進めることで人件費削減を図り、指定管理者導入以上の財政効果を上げている。 (平成22年度) ・学童クラブについては、退職者不補充による正規職員の嘱託職員化を進めることで人件費削減を図り、指定管理者導入以上の財政効果を上げているため、今後とも検討していく。 ・指定管理者を含め、業務委託等コストのかからない学童クラブ事業の運営を検討する。	一部実施							0						0	子育て課	
50	I	1	(1)	2	c19	多様化する市民ニーズに対応するため、夜間対応の「駅前学童」や「子育てカフェ」など子育て広場事業を実施する	市民生活の多様化、少子化に伴う育児不安などに対応するため、多面的な機能を持つ子育て応援施設を創設する。子育て応援施設では、乳幼児の親子の居場所を提供していく。既存の子育てひろばとは違って、カフェ形式での居場所として、より親子がくつろぎやすく、集まりやすい居場所とし、育児不安・育児疲れ解消を図る。また、状況に応じては子ども家庭支援センターとの連携も図っていく。さらに、学童クラブ終了後に、勉強の補習等をサービスに組み込みながら児童を預かる施設とする。カフェの調理設備を活用して、夕食を児童に提供することにより、児童の食生活のリズム確立、食教育のきっかけづくりとしていく。	(平成18年度) ・昼間は乳幼児の親子が集う「子育てカフェ」、夕方から夜にかけては学童クラブ終了後の児童を育成する「ミニ学童」の事業内容を準備 ・百草園駅北口にあるコンビニ跡で事業を実施 ・プロポーザル方式により委託事業者を決定、12月議会で同施設の設置条例を制定、施設の改修工事を実施 開設は平成19年4月 (平成19年度) ・子育てカフェ来場者数:乳幼児4,901人、保護者等4,573人、計9,474人。 ・児童育成利用数 のべ1,018人(利用児童数11人) ・開所日数 子育てカフェ293日 児童育成243日 (平成20年度) ・平成19年4月に「子育てカフェ」を百草園駅北口のコンビニ跡に開設した。「子育てカフェ」は以来、近隣との接点が少ない在宅育児中の親同士が出会い、子育ての不安や悩みを分かち合い、情報交換を行うことで、育児のストレスや孤立感から解放される貴重な場となっている。いつも同じ職員やボランティアが出迎え、互いに顔の見える関係を築くことで、親子ともに安心感の持てる居心地の良い場となっている。 ・学童クラブ終了後の児童育成は、子どもたちが家庭的な雰囲気の中で安心して過ごせるように努めるとともに、保護者の就労を支援している。 (平成21年度) ・平成19年度以降、「駅前ミニ子育て応援施設モグモグ」を継続して開設している。 (平成22年度) ・夜間育成については、平成23年度試行実施する学童クラブの18:30までの時間延長の状況を見ながら事業のあり方について検討する。	実施済(完了)							0						0	子育て課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
51	I	1	(1)	2	c20	市は、少子化への対応と市民ニーズの多様化に対し、専門職員(保育士、児童厚生員など)を活用して応える。	“気になる子ども”について、専門チームが公立保育園、児童館、学童クラブを巡回して保育士等・保護者の相談を受け、観察、助言・指導、関係機関との連携を行って保育士等・保護者を支援する。・保育サービスの向上のために専門職員を活用する(保育園の定員拡大のための要員、延長保育の実施拡大のための要員、障がい児保育・病後児保育・夜間保育のための要員、食育指導のための要員として)・民間保育園の支援のために専門職員を活用する(民間保育園に派遣して公民の保育水準の向上のための要員、人材育成支援の要員として)	(平成17年度) ・子どもの発達に応じた保育ができるようにするため、明星大学大学院心理学研究室の協力を得て、就学前巡回相談モデル事業を実施し、保育士が指導を受けた。 ・公立園6園で年2回実施。3月に事業発表会を開催し、成果発表と次年度への検証。 (平成18年度) ・平成17年度に引き続き、就学前巡回相談を実施し、保育士が指導を受けた。公立園12園で年3回実施。 ・就学前巡回相談事業の成果を踏まえて、気になる子(発達や行動に心配のある児童)への支援施策を検討。 ・気になる子を支援できる保育を目指して、保育士のスキルアップにつながる巡回相談事業「そだちあい」を、平成19年4月から実施する計画を作成。 (平成19年度) ・平成19年4月より、臨床心理士等の専門家による巡回相談事業「そだちあい」を開始した。巡回相談及びケース会議等を通して、専門職である保育士のスキルアップを図ることができた。 (平成20・21年度) ・臨床心理士等の専門家による巡回支援やカンファレンス等への保育士の積極的な参加を促すことで、更なるスキルアップを図ることができた。	実施済(完了)							0							0	保育課
52	I	1	(1)	2	c20	子育て広場などの新たな子どもの居場所事業や相談事業などに、経験や専門的な知識を持つ職員を活用していく。	在宅の子育て家庭への支援サービスの向上のために専門職員を活用する(一時保育、特定保育、トワイライトステイ、ショートステイなどの要員、発育・発達や行動に心配のある児童について相談、観察、助言・指導、関係機関との連携等を行う要員)	(平成18年度) ・気になる子(発達や行動に心配のある児童)とその保護者を支援し、支援する保育者を育成する「そだちあい」事業の内容を検討。 ・平成19年4月から実施する計画を作成。 (平成19年度) ・平成19年4月より、臨床心理士等の専門家による巡回相談事業「そだちあい」を開始した。巡回相談及びケース会議等を通して、専門職である保育士のスキルアップを図ることができた。 (平成20年度) ・公立保育園で、地域交流事業や子育て相談のほか、保育士や看護師、栄養士などの専門性を活かした子育て講座等を開催した。子ども家庭支援センターや子育てサークルの支援要請にも積極的に応える一方、公立保育園がより身近な居場所となるよう啓発活動を行った。 (平成21年度) ・前年度に引き続き、市立保育園で地域交流事業や子育て相談、保育士や看護師・栄養士などの専門性を活かした子育て講座等を開催した。また子ども家庭支援センターや子育てサークルの支援要請にも積極的に応える一方、市立保育園がより身近な居場所となるよう啓発活動を行った。 (平成22年度) ・前年度に引き続き、市立保育園で地域交流事業や子育て相談、保育士や看護師・栄養士などの専門性を活かした子育て講座等を開催した。また子ども家庭支援センターや子育てサークルの支援要請にも積極的に応える一方、市立保育園がより身近な居場所となるよう啓発活動を行った。	実施済(完了)							0							0	保育課
53	I	1	(1)	2	c21	子どもの一時預かり、トワイライトステイ事業を拡大する	パート就労、通学、家族の入院、育児疲れ、残業などの事情で保育できない子どもを公立保育園で預かる。また、子ども家庭支援センターの「一時保育」「トワイライトステイ」の認知度を高め、利用拡大を図るとともに「一時保育」の実施場所を増やす。また、障害児の「一時保育」を検討し、実施する	(平成17年度) ・パート就労、通学、家族の入院などで家庭で保育できない児童を公立保育園、認可保育園で受け入れた。 ・残業などの事情で保育できない子どもを、公立保育園、認可保育園で預かった。 ・一時保育の実施場所及び利用人数(子ども家庭支援センター内1,405人、日野わかば保育園高幡分園1,100人、次世代育成型子育てひろば「あかいやね」662人)・トワイライト場所及び利用人数(子ども家庭支援センター内331人) ・利用方法の検討(①市民利用者の利用料を時間単位での統一 ②障害児の一時保育の検討 ③各園での利用料の統一化の検討 ④一時保育要綱の整理) (平成18年度) ・パート就労、通学、家族の入院などで家庭で保育できない児童を公立保育園、認可保育園で受け入れた。 ・残業などの事情で保育できない子どもを、公立保育園、認可保育園の延長保育で預かった。 ・平成18年4月より「しせい太陽の子保育園」で一時保育を開始した。・18年11月より子ども家庭支援センター内一時保育室で障害児の一時保育を開始した(定員1名、介助員方式、4時間未満) ・18年度利用見込(子ども家庭支援センター内1,384人、日野わかば保育園高幡分園741人、次世代育成型子育てひろば「あかいやね」933人、しせい太陽の子保育園286人)、トワイライトの実施及び利用人数(センター内248人)、19年度に1園で開始予定もあり、全体的な要綱の見直し中。 (平成19年度) ・パート就労、通学、家族の入院、育児疲れ、残業などの事情で保育できない児童を公立保育園及び認可保育園で受け入れた。 ・残業などの事情で保育できない児童を公立保育園及び認可保育園の延長保育で受け入れた。 (平成20年度) 公立保育園は、定型的な保育の定員が足りず、待機児が増えている状況にあり、このような中で一時預りを実施することは当面困難であると判断、引き続き検討課題とした。 (平成21・22年度) ・市立保育園は定型的な保育の定員が足りず、待機児が増えている状況にある。このような中で一時預りを実施することは当面困難であると判断、実施するには至らなかった。	一部実施 (当面保留)							0							0	保育課
53	I	1	(1)	2	c21	子どもの一時預かり、トワイライトステイ事業を拡大する	パート就労、通学、家族の入院、育児疲れ、残業などの事情で保育できない子どもを公立保育園で預かる。また、子ども家庭支援センターの「一時保育」「トワイライトステイ」の認知度を高め、利用拡大を図るとともに「一時保育」の実施場所を増やす。また、障害児の「一時保育」を検討し、実施する	(平成17年度) ・パート就労、通学、家族の入院などで家庭で保育できない児童を公立保育園、認可保育園で受け入れた。残業などの事情で保育できない子どもを、公立保育園、認可保育園の延長保育で預かった。 ・一時保育の実施場所及び利用人数(子ども家庭支援センター内1,405人、日野わかば保育園高幡分園1,100人、次世代育成型子育てひろば「あかいやね」662人)。トワイライト場所及び利用人数(子ども家庭支援センター内331人)。 ・利用方法の検討(①市民利用者の利用料を時間単位での統一、②障害児の一時保育の検討、③各園での利用料の統一化の検討、④一時保育要綱の整理)。 (平成18年度) ・パート就労、通学、家族の入院などで家庭で保育できない子どもを、公立保育園、認可保育園の延長保育で預かった。 ・4月から、「しせい太陽の子保育園」で一時保育を開始した。 ・18年11月より子ども家庭支援センター内一時保育室で障害児の一時保育を開始した(定員1人、介助員方式、4時間未満)・18年度利用見込(子ども家庭支援センター内1,384人、日野わかば保育園高幡分園741人、次世代育成型子育てひろば「あかいやね」933人、しせい太陽の子保育園286人)、トワイライトの実施及び利用人数(センター内248人)、19年度に1園で開始予定もあり、全体的な要綱の見直し中。 (平成19年度) ・「一時保育事業」在宅で子育てをしている家庭を対象に、市内6カ所で実施した。一時保育は、育児疲れの解消やリフレッシュ、家族の入院・看護、就労、学習活動等に際して利用できるが、平成19年度は対象年齢を0歳児まで拡大するとともに、障害児も預ることとした。 ・トワイライトステイ事業トワイライトステイ事業は、保護者の残業や家族が入院した場合に利用できるものだが、日野バイパスの開通により市内東部地区の方の利用が増加、利用実績は前年度の2倍となった。 (平成21年度) ・「一時預かり」空白地域だった平山地区に、栄光保育園による市内7カ所目の一時保育室「ぽっかぽか」を開設した。今まで最短でも豊田駅まで出向かなければならなかった当該地区の一時保育室の利用者が、身近な地域で一時保育のサービスを利用できるようになった。 ・トワイライトステイ>利用者の内訳が、就労を理由とする場合が大半を占めており、共働き世帯やひとり親世帯の支援として重要な事業となっている。 (平成22年度) ・「一時預かり」実施施設が7カ所となり、市内各所身近な場所での利用が可能となり、実施施設の数は十分となった。また、一時保育についての市民への認知も広く周知された。 ・トワイライトステイ>共働き世帯、ひとり親世帯等の支援策として、重要な事業なっており継続が必要である。引き続き市民への周知ならびに事業の充実を図っていく。	実施済(完了)							0							0	子ども家庭支援センター
54	I	1	(1)	2	d1	各種申請の電子申請化を拡大する。	①電子申請促進のためのアクションプラン作成 ②アクションプランに基づき、電子化を促進していく。文化スポーツ課では各種の後援名義の利用や事業・講座に関して市民の利便性を向上させるため電子申請等に対応する体制を構築する	(平成17年度) ・13申請を電子化して、電子申請をスタートした。・電子申請による教育委員会後援等名義使用承認申請の受付を実施。 (平成18年度) ・アクションプランを作成して、電子申請を13申請から100申請に拡大。・電子申請による教育委員会後援等名義使用承認申請とあわせて、楽・楽トレーニング体操の募集受付を実施。 (平成19年度) ・電子申請化に関連して、主管課との随時協議のほか、他の市区町村の状況調査・流出し、講座・イベント等の実施状況(募集方法を含む)の把握を行った。 結果、年度当初に目標として掲げた新規電子化50件(のべ150件)及び申請受付1200件超を達成することができた。・その他、電子化判断基準の共有化を図るため、各課に担当職員を配置した。 (平成20年度) ・申請公開分・各課が実施するイベントや講座等で電子申請が可能か否かの協議を行い、年度目標である新規公開50件(のべ200件)を達成した。 ・申請受付・市民からの電子申請受付についても、確実に増加しており、年間1,790件(平成19年度1,649件)で前年比108.6%となった。 (平成21年度) ・申請公開分各課が実施するイベントや講座等で電子申請が可能か否かの協議を行い、年度目標である新規公開50件(のべ200件)を達成した。 ・申請受付>市民からの電子申請受付についても、確実に増加しており、平成21年度見込み2,500件(平成20年度1790件)で前年比約140%となった。 (平成22年度) ・継続して申請公開や申請件数の拡大を進めた。 ・市民からの電子申請受付は確実に増加しており、年間2,600件を目標とし申請件数は2,700件となった。	実施済(完了)							0							0	情報システム課
54	I	1	(1)	2	d1	各種申請の電子申請化を拡大する。	①電子申請促進のためのアクションプラン作成 ②アクションプランに基づき、電子化を促進していく。文化スポーツ課では各種の後援名義の利用や事業・講座に関して市民の利便性を向上させるため電子申請等に対応する体制を構築する	(平成19年度) ・教育委員会後援名義の使用申請の電子化を開始した。 (平成20年度) 教育委員会後援名義申請が年2～3件ある。 (平成21年度) 後援名義申請書の電子申請を受け付けた、また、市民会館受称募集にも電子申請受付を行った。 (平成22年度) 教育委員会後援名義申請に電子申請を取り扱った。 ・小学校の開放教室の申請には今後検討していく。	実施済(完了)							0							0	文化スポーツ課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課			
54	I	1	(1)	2	d1	各種申請の電子申請化を拡大する。	①電子申請促進のためのアクションプラン作成 ②アクションプランに基づき、電子化を促進していく。文化スポーツ課では各種の後援名義の利用や事業・講座に関して市民の利便性を向上させるため電子申請等に対応する体制を構築する	(平成17年度) ・13申請を電子化して、電子申請をスタートした。 ・電子申請による教育委員会後援等名義使用承認申請の受付を実施。 (平成18年度) ・アクションプランを作成して、電子申請を13申請から100申請に拡大。 ・電子申請による教育委員会後援等名義使用承認申請とあわせて、楽・楽トレーニング体操の募集受付を実施。 (平成19年度) ・道路占用許可申請等、当課に対する各種申請は添付図書が多く、電子申請にはなじまない。このため、電子申請は行っていない。 (平成20年度) ・申請に図面が多く紙ベースでないと事務処理出来ず、電子申請が遅れている。今後は各種申請ごとに電子化可否を検討する。 (平成21年度) ・各申請に添付する図面が多く紙ベースでないと事務処理出来ず、電子申請が遅れている。 (平成22年度) ・各種申請に添付する図面が多く、紙ベースでないと事務処理出来ず、電子申請導入は当面は見送る。	一部実施							0								0	道路課		
54	I	1	(1)	2	d1	各種申請の電子申請化を拡大する。	①電子申請促進のためのアクションプラン作成 ②アクションプランに基づき、電子化を促進していく。文化スポーツ課では各種の後援名義の利用や事業・講座に関して市民の利便性を向上させるため電子申請等に対応する体制を構築する	(平成17年度) ・13申請を電子化して、電子申請をスタートした。 ・電子申請による教育委員会後援等名義使用承認申請の受付を実施。 (平成18年度) ・アクションプランを作成して、電子申請を13申請から100申請に拡大。 ・電子申請による教育委員会後援等名義使用承認申請とあわせて、楽・楽トレーニング体操の募集受付を実施。 (平成19年度) ・駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」の児童育成に関する各種申請については、ホームページ等からダウンロードできるようにしているが、利用決定等の審査に係る書類を添付する必要があるため、申請の電子化にまで至らなかった。 (平成21年度) ・子育て課の一部の施策に係る申請については、ホームページ等から必要書類をダウンロードできるようにしている。 (平成22年度) ・今後とも電子申請化ができるものは進めて行く。	一部実施							0								0	子育て課		
54	I	1	(1)	2	d1	各種申請の電子申請化を拡大する。	①電子申請促進のためのアクションプラン作成 ②アクションプランに基づき、電子化を促進していく。文化スポーツ課では各種の後援名義の利用や事業・講座に関して市民の利便性を向上させるため電子申請等に対応する体制を構築する	(平成17年度) ・13申請を電子化して、電子申請をスタートした。 ・電子申請による教育委員会後援等名義使用承認申請の受付を実施。 (平成18年度) ・アクションプランを作成して、電子申請を13申請から100申請に拡大。 ・電子申請による教育委員会後援等名義使用承認申請とあわせて、楽・楽トレーニング体操の募集受付を実施。 (平成19年度) ・電子申請促進のためのアクションプランは、作成しなかった。 (平成21年度) ・就学援助費、特別支援教育奨励費、高校生奨学金について、市民からの申請を受けているが、詳細な個人情報の確認が必要であり、電子申請にはなじまないため、アクションプランは作成しない。 ・日野市ホームページでの案内や、書式のダウンロードは引き続き推進していく。 (平成22年度) ・就学援助費、特別支援教育奨励費、高校生奨学金について、市民からの申請を受けているが、詳細な個人情報の確認が必要であり、電子申請にはなじまないため、アクションプランは作成しない。 ・日野市ホームページでの案内や、書式のダウンロードは引き続き推進していく。	一部実施							0								0	庶務課		
54	I	1	(1)	2	d1	各種申請の電子申請化を拡大する。	①電子申請促進のためのアクションプラン作成 ②アクションプランに基づき、電子化を促進していく。文化スポーツ課では各種の後援名義の利用や事業・講座に関して市民の利便性を向上させるため電子申請等に対応する体制を構築する	(平成17年度) ・13申請を電子化して、電子申請をスタートした。 ・電子申請による教育委員会後援等名義使用承認申請の受付を実施。 (平成18年度) ・アクションプランを作成して、電子申請を13申請から100申請に拡大。 ・電子申請による教育委員会後援等名義使用承認申請とあわせて、楽・楽トレーニング体操の募集受付を実施。 (平成19年度) ・電子申請による希望校調査書の受付を検討した。 (平成20・21年度) ・電子申請による希望校調査書の受付を開始した。	実施済(完了)							0								0	学校課		
55	I	1	(1)	2	d2	入札方法の全面的な電子化を図る	工事について一定規模の範囲を設定し電子入札を実施する。以降、対象範囲を拡大する。	(平成17年度) ・市内の工事業者に対して、平成18年1月に入力操作の講習会を実施。2日間実施、参加業者20社。 (平成18年度) ・平成18年4月1日から設計金額5,000万円以上の工事について、電子入札を実施した。計27件。 (平成19年度) ＜工事＞電子入札の対象範囲を、設計金額5,000万円以上から1,000万円以上の案件に拡大した。 ＜設計・測量＞電子入札を、設計金額300万円以上の案件に導入した。 (平成20年度) 競争入札参加資格登録は全て電子で行っているが、対象範囲の拡大について物品も含め、操作研修等の必要性を検討した。 (平成21年度) ・物品への電子入札導入の検討 (平成22年度) ・物品への電子入札の導入の検討。 ・今後に向けては、制限付一般競争入札及び総合評価方式の導入と併せての検討が必要である。	一部実施							0								0	総務課		
56	I	1	(1)	2	d3	戸籍電算システムの導入	戸籍電算システムを導入し、迅速、正確な戸籍作成業務と省力化を図る	(平成17年度) ・平成17年7月から戸籍電算化を実施(民間委託による)。 (平成19・20年度) ・戸籍電算化は平成17年7月から実施済(民間委託による)。	実施済(完了)	4						4	35,520						35,520	七生支所			
57	I	1	(1)	2	d4	蔵書管理にICタグを使用し、業務の効率化を検討する	ICタグによる蔵書管理と、自動貸出機の導入による業務の効率化を検討する。	(平成17年度) ・蔵書管理のICタグの導入・運用状況を把握し、運用性・安定性、堅牢性や単価の状況から導入計画立案に至らないと判断した。 (平成18年度) ・蔵書管理のICタグの導入・運用状況を把握し、運用性安定性、堅牢性や単価の状況から導入計画立案に至らないと判断した。 ・次期システムのソフトウェア仕様として、ICタグリーダー等周辺機器を付加すれば、開発費不要で導入できることとした。 (平成19年度) ・他の自治体図書館におけるICタグの導入・運用状況を調査した結果、運用性や安定性、堅牢性、単価になお問題があることが判明したため、次期電算システム(第7期)では導入しないことに決定した。 ・なおシステム仕様には、ハード機器の導入により、第7期の途中からのICタグ導入も容易に行えることを条件とした。 (平成20年度) ・情報化推進会議において、ICタグによる蔵書管理は、費用対効果から導入を当面延期することとした。 (平成21年度) ・ICタグの導入について検討した。導入済みの稲城市立 i プラザ図書館を視察した。 (平成22年度) ・関係業者や資料によりICタグについての情報を収集し、ICタグ導入の利点・欠点を内部で検討の段階。	一部実施							0										0	図書館

No.	大項目	中項目	小項目	番号	番号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課						
58	I	1	(1)	2	d4	ICタグの導入を検討し業務の効率化を図る	ICタグ活用・導入実施計画を策定し、本や備品等の棚卸や貸し出し業務また盗難防止に導入し、業務の合理化、効率化を図る	(平成17年度) ・ICタグの最新動向や活用方法を調査・研究。 (平成18年度) ・ICタグの最新動向や活用方法を調査・研究した。まだタグの価格が高くて利用は困難。 (平成19年度) ・他の自治体図書館におけるICタグの導入・運用状況を調査した結果、運用性や安定性、堅牢性、単価になお問題があることが判明したため、次期電算システム(第7期)では導入しないことに決定した。 ・なおシステム仕様には、ハード機器の導入により、第7期の途中からのICタグ導入も容易に行えることを条件とした。 (平成20年度) ・ICタグの導入は、平成18年4月に策定された情報化推進計画(18～22年度)に記載があるが、20年度の推進計画中間調査で、効果的で効率的な導入を引き続き検討することとした。 ・多摩地域29市町村のうち、ICタグを導入している市町村は、7団体と少数であり、財政状況等を勘案するとICタグ自体が、安価にならない限り導入は難しい。 (平成21年度) ・ICタグ市場規模の推移は上昇しているが、ICタグ自体の低コスト化や技術規格の標準化などに進展がないため引き続き検討する。 (平成22年度) ・自治体における導入事例、ICタグの普及、コストの低廉化、規格の標準化等の動向等、現状では導入が時期尚早と判断される。	実施済(完了)							0										0	情報システム課			
59	I	1	(1)	2	d5	公共施設の貸室予約システムの導入を検討する	施設を管理する各主管課ごとに貸し出しを行っている貸室等を市民が利用したい施設の空き室情報とその予約が一箇所できる統合管理システムの構築を検討する。	(平成17・18・19年度) ・未着手。 (平成20年度) ・男女平等推進センターは登録団体の使用が優先であること、ふれあい館にある多摩平交流センターの運営が21年度から指定管理となり、同じ建物内の集会室ということで受付業務は指定管理者が行なうことになる予定であることなどにより独自検討は行ってきていない。 (平成21年度) ・所管部署を定め全庁的に取り組むべき事項として『施設を管理する各主管課ごとに貸し出ししている貸室等の空き状況の確認と予約がどの施設からでもできるシステム構築を検討する。』と、第4次行革に向けて提案した。 (平成22年度) ・第4次行革へ向けて提案したとおり。	一部実施(当面保留)								0									0	男女平等課			
59	I	1	(1)	2	d5	公共施設の貸室予約システムの導入を検討する	施設を管理する各主管課ごとに貸し出しを行っている貸室等を市民が利用したい施設の空き室情報とその予約が一箇所できる統合管理システムの構築を検討する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・道路課所管の会議室は、市が事務局として同席する場合を除き、一般市民への貸出は全く行っていない。従って、貸室予約システムには馴染まないものと判断している。 (平成20・21・22年度) ・道路課所管の会議室は、市が事務局として同席する場合を除き、一般市民への貸出は全く行っていない。従って、貸室予約システムには馴染まないものと判断している。	一部実施(当面保留)								0								0	道路課				
59	I	1	(1)	2	d5	公共施設の貸室予約システムの導入を検討する	施設を管理する各主管課ごとに貸し出しを行っている貸室等を市民が利用したい施設の空き室情報とその予約が一箇所できる統合管理システムの構築を検討する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・南平体育館、陸上競技場、グラウンド、テニスコートの予約管理の一元化(再構築)を図ることができた。 ・市民会館・七生公会堂及びよだ市民ギャラリーは、指定管理者のホームページとリンクしているため空き状況の確認ができるが、システム上での予約まではできなかった。 (平成20年度) ・大成荘については電話予約のほかメールによる予約受付も行った (平成21年度) ・市民ギャラリーについては電話予約が可能となった。 ・市民会館・七生公会堂についてはホームページによる空状況の確認までにとどまっている。 ・大成荘についてはメールでの受付を行っている。 (平成22年度) ・各施設の貸出について求められるシステムの機能は様々である。宿泊客やグラウンド利用者のデータなど、システムで一元的に管理する事のメリットが現時点ではない。類似する施設について、システムを共用する事は考えられるが、既に別々のシステムを無理に統合する必要性はない。市役所ホームページなどで市民が分かりやすいサイトづくりを検討すればよい。 ・市民会館、七生公会堂、市民ギャラリーについては、ホームページによる空き状況の確認ができるようになっている。大成荘については、空き状況の確認の他、メールでの受付も行っている。 ・市民ギャラリーについては、電話予約が可能なことから、メール等の予約も検討していく。市民会館、七生公会堂については、予約時に使用料を受領(条例による)していることから、予約の手順等も含めて検討を要する。	一部実施								0										0	文化スポーツ課		
59	I	1	(1)	2	d5	公共施設の貸室予約システムの導入を検討する	施設を管理する各主管課ごとに貸し出しを行っている貸室等を市民が利用したい施設の空き室情報とその予約が一箇所できる統合管理システムの構築を検討する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・公民館利用者の中のIT弱者のことも考慮しながら、基本構想・基本計画で検討することとした。 (平成20年度) ・基本構想・基本計画で検討し、運営部門計画に盛り込んだが、端末予約への切り替えが市民との交流を損なう可能性もあるので慎重に改善することとした。 (平成21年度) ・既存の体育施設予約システムのカスタマイズについてメリット、デメリットを検討した。 (平成22年度) ・(仮称)市民の森ふれあいホールへの一部機能拡充やホームページの作成とともに、改めて検討していく。	一部実施								0								0	中央公民館				
60	I	1	(1)	2	e1	(仮称)図書館基本計画を策定し推進する	①(仮称)図書館基本計画を、市民参画により策定し、満足度日本一の図書館をめざす。 ②施設配置のあり方、施設改修では耐震・バリアフリー化・快適性を向上させ滞在性、各種拠点性に留意し検討する。 ③乳幼児・学童・青少年、シニア、高齢者、障害者等のすべての市民が必要とする資料が、将来にわたって手に入る態勢を整備する。 ④地域の関係団体との連携、大学図書館等関係機関、多摩地域等公立図書館との協働を進める。 ⑤図書館利用者のボランティア活動等を援助し、図書館運営への市民参画を図る。	(平成17年度) ・図書館基本計画庁内委員会の立ち上げ準備。 (平成18年度) ・図書館基本計画庁内委員会の開催。市民委員公募・市民参画による図書館基本計画策定委員会設置・図書館基本計画策定委員会の開催。実践女子大学と連携へ向けて協定書の作成に着手。高齢者へのボランティアによる宅配サービス事業の開始。百草図書館の祝日の開館・百草図書館の開館時刻を2時間延長。平山図書館の祝日の開館。学校への図書館資料の配送サービスを開始。 (平成19年度) ・図書館基本計画策定委員会を運営、計画の最後のまとめを行った。平山図書館と地区センターの複合化工事を行った。市立図書館・学校図書館連携システムを導入し、学校図書資料のデータ化を行うとともに、運用開始に向けた事前の研修などを実施した。日野宿発見隊の活動や伊藤展覧の開催により、日野の歴史と文化の発掘・普及を行った。第7期図書館システムの導入、新聞記事データの電子化などを行った。 (平成20年度) ①平成20年8月に策定済み、②平成20年4月、平山季重ふれあい館の1階に新平山図書館がオープン。だれでもトイレなどバリアフリー化やブラウジングコーナーを設け利用者の快適性を向上させた、③引き続き継続的、網羅的資料収集に努め、目標(4万冊)を上回る40,797冊を受入れ、④平成20年4月から京王線沿線7市の図書館で相互連携を開始した。20年度実績は日野市民の他市図書館利用冊数65,354冊に對し、他市民の日野市立図書館利用冊数32,554冊、東京都市町村立図書館長協議会において、相互連携を深めるとともに、図書館大会、講演会、施設見学会などが行われ、職員の資質向上が図られた、⑤日野宿発見隊の活動を支援したほか、新たに市民ボランティアによる「ひの写真散歩事業」を開始。 (平成21年度) ・市民に設立し、共に歩む図書館を目指して「図書館基本計画」を推進。次の事業を行った。①青少年読書活動推進事業「日野ヤングスタッフ☆ドリームスクラム」を実施、②日野宿発見隊事業の支援やひの写真散歩事業を推進、③図書館の運営の状況に関する評価を開始、④緊急雇用創出事業として書庫整理を実施。 (平成22年度) ・市民に設立し、共に歩む図書館を目指して「図書館基本計画」を推進。次の事業を行った。①図書館の運営の状況に関する評価を実施。青少年の読書活動推進のため、ヤングスタッフ事業を実施。国民読書年事業として、市民と連携し、「心にひびく朗読の世界」を実施、②中央図書館にフリースペースとして飲食可の場所を設け、滞在性を高めた。図書館施設の耐震化及びバリアフリー化は、市民の安全・安心確保と快適性の追求の観点から引き続き検討する。また、快適性向上については、施設の建替えや大規模修繕に併せて実施する、③継続的・網羅的資料の収集に努めた。寄贈資料のより有効な活用を検討した。高齢者に需要の多い大活字本・文庫本(活字を大きくした新装版)の収集に留意した。オンラインデータベースの利用者公開を開始。視聴覚資料についてデータ作成・装備の方法を見直し、購入点数を増やした。雇用創出事業を利用し、寄贈視聴覚資料のデータ作成・装備を実施。今後、寄贈資料のより有効な収集・活用を検討。電子書籍については、今後の動向に注目し、必要に応じて検討する、④相互利用協定を締結している実践女子大学図書館・短期大学図書館と連携し、常盤祭で資料の展示を行った(11月13～14日)。京王線沿線7市の図書館による相互連携を継続。東京都市町村立図書館長協議会において、相互連携を深めるとともに、図書館大会、講演会、研修、施設見学会などが行われ、職員の資質向上が図られた、⑤「日野宿発見隊」「ひの写真散歩」の事業を推進。国民読書年事業として、市民と連携し、「心にひびく朗読の世界」を実施。	実施済(完了)								0											0	図書館	
61	I	1	(1)	2	e2	子ども読書活動推進計画を推進する	①乳幼児から青少年までの読書活動を推進する。 ②図書館活動の充実、保育園、幼稚園等関係機関との協働をすすめる。 ③地域の関連団体等との連携を図る。 ④学校、学校図書館との連携を進め、資料の搬送、関係者への研修、学校図書館データのネットワーク化等を進める。 ⑤関係部署からなる「子ども読書活動推進委員会」により、計画の推進、進捗状況を把握する。	(平成17年度) ・日野市子ども読書推進計画を策定した(3月)。 (平成18年度) ・市内小中学校図書館との連携 ①学習に必要な図書・読書指導用図書の相談と搬送業務 ②学校図書館における資料データのネットワーク化準備 ・保育園・幼稚園との連携 ①団体貸し出し業務、リサイクル図書の配布 ②幼稚園教諭への新刊図書情報の提供 ③出張おはなし会の実施 ・児童館・学童クラブとの連携 ①出張おはなし会・学童クラブ招待②団体貸し出し業務 (平成19年度) ・市内小中学校図書館との連携・学習に必要な図書・読書指導用図書の相談と搬送業務の週一回への拡充。・市立図書館・学校図書館連携システムを導入し、資料データ化、研修など運用の準備を完了した。＜保育園・幼稚園との連携・団体貸し出し業務、リサイクル図書の配布。・幼稚園教諭への新刊図書情報の提供。・出張おはなし会の実施。 ・児童館・学童クラブとの連携＞・出張おはなし会・学童クラブ招待。・団体貸し出し業務。 (平成20年度) ・①子ども読書活動推進計画に基づき、乳幼児から青少年までの読書活動を推進した結果、児童書の貸出冊数は前年度比で11.8%増加した、②団体貸し出し業務、リサイクル図書の配布などにより、保育園・幼稚園・学童クラブの読書活動を支援、幼稚園教諭への新刊図書情報の提供、出張おはなし会の実施、③地域の関連団体等との連携を検討した、④学習に必要な図書・読書指導用図書の相談と週1回の搬送業務を実施。また、学校図書館連携システムの支援を行った、⑤「子ども読書活動推進委員会」の開催には至らなかったが、図書館評価の平成21年度導入を検討した。 (平成21年度) ・①子ども読書活動推進計画に基づき、乳幼児から青少年までの読書活動を推進した。青少年読書活動事業「日野ヤングスタッフ☆ドリームスクラム」を実施した、②団体貸し出し業務、リサイクル図書の配布などにより、保育園・幼稚園・学童クラブの読書活動を支援、幼稚園教諭への新刊図書情報の提供、出張おはなし会を実施した、③地域の関連団体等との連携を検討した、④学習に必要な図書・読書指導用図書の相談と週1回の搬送業務を実施した。また、学校図書館連携システムの支援を行った、⑤「子ども読書活動推進委員会」の開催には至らなかったが、図書館評価を開始するとともに、利用者懇談会を実施。 (平成22年度) ・「第二次日野市子ども読書活動推進計画」を策定(予定)し、読書活動を展開した。	実施済(完了)								0												0	図書館

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課				
62	I	1	(1)	2	e3	市民に便利な図書館(コンビ二図書館)を目指す	(仮称)図書館基本計画策定にあたり、子ども、シニア世代が使いやすい図書館施設のあり方を検討する。図書館各施設は、いきいきウォーキング、ミニバス、観光等の拠点となるようにする。そのため、喫茶機能など滞在快適性の向上や関連案内機能を強化する。また、高齢者宅配サービス、病院図書館サービス、視覚障害者向けサービス等、図書館の利用に障害のある人々へ関係機関・団体との連携を図りながら図書館サービスを実施する	(平成17年度) ・図書館利用に当たり障害のある人々へ、求めに応じて、点訳・音訳・対面朗読、宅配や情報機器利用研修を実施した。 (平成18年度) ・図書館基本計画策定に当たり、そのあり方を検討中・図書館利用に当たり障害のある人々へ、求めに応じて、点訳・音訳・対面朗読、宅配や情報機器利用研修を実施した。 (平成19年度) ・図書館基本計画策定に当たり、そのあり方を検討した。・図書館利用に当たり障害のある人々へ、求めに応じて、点訳・音訳・対面朗読、宅配や情報機器利用研修を実施した。 ・平山図書館複合化工事で、滞在性を向上させるため、ブラウジングコーナーを設け、ゆったりと利用できるよう図った。 (平成20年度) ・平成20年8月、子ども、シニア世代が使いやすい図書館施設のあり方を念頭に置いた「図書館基本計画」を策定した。・平成20年4月に開館した新平山図書館は、滞在性を向上させるため、ブラウジングコーナーを設け、ゆったりと利用できるようにした。 ・図書館利用に当たり障害のある人々へ、求めに応じて、点訳・音訳・対面朗読、宅配や情報機器利用研修を実施した。また、関係団体・機関と連携を図った。 (平成21年度) ・高幡図書館2階のコーナーの改修や、未使用時の集客室を活用し、滞在性を向上させ、ゆったりと利用できるようにした。 ・図書館利用に当たり障害のある人々へ、求めに応じて、点訳・音訳・対面朗読、宅配や情報機器利用研修を実施した。また、関係団体・機関と連携を図った。 (平成22年度) ・中央図書館にフリースペースとして飲食可の場所を設け、滞在性を高めた。 ・高幡図書館の2階コーナーおよび未使用時の集客室を開放し、滞在快適性を向上させた。 ・図書館利用に当たり障害のある人々へ、求めに応じて、点訳・音訳・対面朗読、宅配や情報機器利用研修を実施した。また、関係団体・機関と連携を図った。 ・市立病院の図書コーナーにて、健康・医療関係の除籍資料を再活用した。	一部実施							0								0	図書館			
63	I	1	(1)	2	e4	市内図書館(日野・百草・平山)の夜間(19:00まで)・祝日開館を実施する(再掲)	NO 8 の記載内容に同じ	(平成17年度) ・①4月から、日野図書館の火曜日から金曜日の夜間(19:00まで)・祝日開館を実施した。②百草図書館契約更新交渉にあたり、賃料見直しを行った。 (平成18年度) ・①4月から、百草図書館の火曜日から金曜日の夜間(19:00まで)・祝日開館、平山図書館の祝日開館を実施した。②百草図書館の契約更新により、賃料削減を行った。(No.8の記載内容に同じ) (平成19年度) ・平山図書館及び地区センターの複合化工事を行うとともに、平成20年度の施設開設(夜間開館の実施を含む)に向け、所要の準備を行った。(No.8の記載内容と同じ) (平成20年度) ・4月、平山城址公園駅前にできた複合施設「平山季重ふれあい館」の1階に新平山図書館が開館し、夜間開館(19:00まで)を開始した。これにより、中央図書館と市政図書室及び休館中の百草台児童図書館を除くすべての分館で夜間開館が実現した。 ・百草図書館の建物賃料を10%削減したほか、平成22年度の20年契約の更改を前に、賃料値下げの交渉を行ったが、結論を出すことはできなかった。(No.8の記載内容に同じ) (平成21年度) ・現在閉館としている祝日・月曜日の開館を検討し、平成22年度から実施することとした。また、百草図書館については、平成22年度の本契約更新に向け、賃料削減の交渉を行い、20%削減(10年間固定)、15年契約で合意した。 (平成22年度) ・市政図書室を除く全ての図書館で祝日・月曜日の開館を実現した。(No.8の記載内容と同じ)	実施済(完了)							0											0	図書館
64	I	1	(1)	2	e5	若者を対象としたコーナー(ヤングアダルトコーナー)の設置や学習スペースを設置する	若者が魅力を感じるような図書・雑誌・視聴覚資料の充実を19年度から3か年計画で実施する。さらに図書館基本計画で、新規施設や施設改修を機会に映像資料ブースを設けるなど、コーナーを確保する。学習スペースを多摩平図書館のブラウジングや新平山図書館の交流スペースのようなフリーコーナーで確保し、新規施設や施設改修を機会に確保を図る	(平成17年度) ・日野市子ども読書推進計画を策定した(3月)。 (平成18年度) ・中学生職場体験学習・職場見学の受け入れ・中学生夏休みジュニア・スタッフの募集・高校生向き利用案内の配布(含市内高等学校)・「中学生がすすめる本の紹介リスト」の作成と配布・ヤング・アダルト世代を対象としたミニ展示コーナーを中央図書館1階に試験的に設置、来年度からのヤング・アダルトサービスの方向性を探った。 ・来年度からのサービス拡充のため予算要求を行った。 (平成19年度) ・多摩平図書館にヤングコーナーを設け、青少年向き図書・雑誌・CDを充実させた。・中学生職場体験学習・職場見学の受け入れ・中学生夏休みジュニア・スタッフの募集。 ・高校生向き利用案内の配布(含市内高等学校)・平山図書館の地区センターとの複合化工事で、青少年の学習もできるブラウジングコーナーを設けた。 (平成20年度) ・多摩平図書館にヤングコーナーを設け、青少年向き図書・雑誌・CDを充実させた。・中学生職場体験学習・職場見学の受け入れを行った。 ・中学生夏休みジュニア・スタッフの募集し、図書館サービスを体験させた。・高校生向き利用案内を配布(含市内高等学校)した。 ・4月にオープンした、新平山図書館に設けた青少年が学習できるブラウジングコーナーは、若者など多くの人に使われた。 (平成21年度) ・①日野ヤングスタッフ☆ドリームスクラム2009により、若者自身が企画した作家の講演会や青少年に薦めたいブックリストの作成などを行った。②多摩平図書館のヤングコーナーの充実を図った。③中学生職場体験学習を実施した。④職場見学の受け入れを行った。⑤中学生夏休みジュニア・スタッフの募集し、図書館サービス。 (平成22年度) ・①ヤング・スタッフ(公募青少年ボランティア)によるおすすめ図書のコーナーの設置、図書リストの作成、青少年の読書に関する講演会を実施した。②中学生職場体験学習を実施した。③中学生夏休みジュニア・スタッフを募集し、図書館の仕事を体験させた。④市内各図書館の青少年向き資料の充実を行った。⑤高幡図書館に学習スペースを設けた	一部実施							0											0	図書館
65	I	1	(1)	2	f1	(仮称)自転車・駐輪場基本計画を策定し、環境にやさしい自転車の利用を図る	市内に自転車駐車場は、有料18か所(4千台余収容)、無料28か所(7千台余収容)計46か所(1万2千台余収容)があるが、駅周辺には自転車が放置されている。駅ごとの需要に応じた自転車駐車場の整備、収容台数の確保、無料自転車駐車場の有料化等の放置自転車対策とあわせて、秩序ある自転車の利用を促進する新たな自転車利用方針を策定する。	(平成17年度) ・市内駐輪場の利用状況調査及び駅周辺放置自転車状況調査等実施。 (平成18年度) ・市内駐輪場の利用状況調査及び駅周辺放置自転車状況調査(平日、休日・夜間) ・他市の整備状況調査。・駐輪場整備計画(素案)作成。 (平成19年度) ・平成20・21年度の2カ年で「自転車等駐輪場整備基本計画」を策定し、日野市の実情にあった自転車利用の方針を定めることとした。この中で、・買物利用等に伴う放置自転車についても、商店等の事業者との調整を図り、対策を講じていく。・急務とされる新規駐輪場の確保、既存施設の見直し、改築等も積極的かつ計画的に行っていく。 (平成20年度) ・「日野市自転車等駐車場整備基本計画(案)」策定のための日野市自転車等問題対策協議会の立ち上げに向け構成委員の募集を広報等で行い、学識経験者・市民・商店会役員・鉄道事業者等の構成で計24人募った。平成20年度に第1回の協議会を行い、「日野市自転車等駐車場整備基本計画(案)」の完成予定。 (平成21年度) ・学識経験者・市民・商店会役員・鉄道事業者等の構成(計25人)で、4回の協議会を経て「日野市自転車等駐車場整備基本計画(案)」の策定を行った。その後、パブリックコメントを実施し数々の意見等を集約し、「日野市自転車等駐車場整備基本計画」を策定した。 (平成22年度) ・「日野市自転車等駐車場整備基本計画」を策定した。 ・今後は「日野市自転車等駐車場整備基本計画」に基づき、適正な需要に応じた自転車駐車場整備や料金体系の見直し、自転車のルール・マナーの徹底、自転車走行空間の整備・確保等、安全で快適な自転車利用ができるまちづくりを実現するための諸施策を実施する。	一部実施							0									0	道路課		
66	I	1	(1)	2	g1	団塊世代の支援策を検討し実施する	団塊世代活動支援プロジェクトにおいて、団塊世代の能力・人材を活用するため、団塊世代の方と話し合いの場をつくります。庁内プロジェクトチームを立ち上げ、団塊世代の方の支援をしていきます。団塊世代の方が、様々な能力を生かす事業内容を提案し、事業化していく。	(平成18年度) ・平成18年8月:団塊世代活動支援プロジェクト立ち上げ(庁内プロジェクトチーム)、行政内部の団塊世代に期待する場の調査実施。・平成18年9月～:団塊世代広場開催(市民、庁内職員)。①団塊世代の活動支援の検討、②団塊世代の能力を生かす事業の検討。 ・平成19年3月:団塊世代広場の組織化、平成19年度事業計画作成。 (平成19年度) ・団塊世代ウェルカムパーティ・日野市イベント等運営事業・光と音でおりなす日野の冬イベント・イルミネーション事業。 ・IT講習会・出会いの創設事業の実施・団塊広場HPの開設。 (平成20年度) ・団塊世代ウェルカムイベント事業・日野市イベント等運営事業・光と音でおりなす日野の冬イベント・イルミネーション事業。 ・IT講習会・団塊広場HPの運営・平山台健康市民支援センターサロン開設。 (平成21年度) ・①日野市イベント等運営事業、②ひとり親家庭等就労支援事業、③出会いの場の創出運営事業、④団塊世代ウェルカム!日野イベント事業、⑤日野宿発見!まちかど写真館QRコード化事業、⑥地域ふれあい雑木林管理事業、⑦ITを活用した団体支援事業。	実施済(完了)							0										0	企画調整課	
67	I	1	(1)	2	g2	団塊世代の活躍の場を提供する	団塊世代活動支援プロジェクトにおいて、団塊世代の能力・人材を活用するため、団塊世代の方が自由に話し合い、交流できる活動拠点としての場を提供します。また団塊世代の方が情報を収集し、発信できる場としても活用します。	(平成18年度) ・平成18年8月:団塊世代活動支援プロジェクト立ち上げ(庁内プロジェクトチーム)、行政内部の団塊世代に期待する場の調査実施。 ・平成18年9月～:団塊世代広場開催(市民、庁内職員)。①団塊世代の活動支援の検討、②団塊世代の能力を生かす事業の検討。 ・平成19年3月:団塊世代広場の組織化、平成19年度事業計画作成。 (平成19年度) ・団塊世代ウェルカムパーティ、日野市イベント等運営事業、光と音でおりなす日野の冬イベント・イルミネーション事業、IT講習会、出会いの創設事業を実施。 ・団塊広場ホームページを開設。 (平成20年度) ・平山台健康市民支援センターに団塊世代の活動拠点を設置した。 ・団塊世代ウェルカムイベント事業。 ・日野市イベント等運営事業。 ・光と音でおりなす日野の冬イベント・イルミネーション事業、IT講習会を実施。 ・団塊広場ホームページを運営。 (平成21年度) ・平成20年度に平山台健康市民支援センターサロン開設済。	実施済(完了)							0									0	企画調整課		

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位数千円	担当課
小計(小項目計)										4	0	2	0	0	0	6	35,520	1,173	17,760	4,752	82	-159	59,128	

(2)市民ニーズに合わせた計画的な整備

68	I	1	(2)	1	a1	市内公共施設の建替え・大規模修繕の優先順位を考慮した整備計画を策定する	平山小学校を学校施設整備計画に基づき改築する	(平成17年度) ・改築基本設計に基づいた実施設計を作成。 (平成18年度) ・既存校舎解体が完了し、改築工事に着手、工事にあたり、近隣住民へ改築工事の説明及び最適な工期の決定。 (平成19年度) ・平成18年度に改築工事に着手、平成19年度に計画通り竣工させることができた。 (平成20年度) ・平成19年度に完了。	実施済(完了)							0							0	庶務課
69	I	1	(2)	1	a1	市内公共施設の建替え・大規模修繕の優先順位を考慮した整備計画を策定する	日野第一中学校を学校施設整備計画に基づき改築する	(平成17年度) ・改築基本設計を作成。 (平成18年度) ・改築実施設計を作成。 (平成19年度) ・平成19年度に改築工事に着手。竣工は、平成21年度当初となる予定。 (平成20年度) ・平成19年度に改築工事に着手。竣工は、平成21年度当初となる予定。 (平成21年度) ・平成21年6月に校舎の工事が竣工し、2学期より新たな学び舎での授業が開始された。校庭ほかの外溝工事は同年12月に竣工した。	実施済(完了)							0							0	庶務課
70	I	1	(2)	1	a1	市内公共施設の建替え・大規模修繕の優先順位を考慮した整備計画を策定する	日野第二中学校を学校施設整備計画に基づき一部改築する	(平成18年度) ・平成19年度に改築実施設計を実施するよう、予算編成。 (平成19年度) ・改築計画は一時中断。 (理由)一般財源の負担が多い(国庫補助金が少ない)こと、UR都市再生機構(UR)の団地建替事業により生徒数の増加が予想され、事業規模が決定できない。 (平成20年度) ・引き続き一時中断。 (理由)一般財源の負担が多い(国庫補助金が少ない)こと、UR都市再生機構(UR)の団地建替事業により生徒数の増加が予想され、事業規模が決定できない。 (平成21年度) ・現状での建替えには一般財源の負担が多く(国庫補助金が少ない)、UR都市再生機構(以下「UR」という。)の多摩平のまちづくり事業により、生徒数の増加が予測されるなど、これまで事業規模や手法が決定できなかったが、平成22年になってURから事業展開が示され事業の再検討に入った。	一部実施(当面保留)							0							0	庶務課
71	I	1	(2)	1	a1	市内公共施設の建替え・大規模修繕の優先順位を考慮した整備計画を策定する	七生中学校を学校施設整備計画に基づき一部改築する	(平成17年度) ・改築設計を作成。 (平成18年度) ・改築設計に基づき既存校舎を解体し、改築工事を行った。工事にあたり、近隣住民へ改築工事の説明及び最適な工期の決定。 (平成19・20年度) ・前年度までに実施済。	実施済(完了)							0							0	庶務課
72	I	1	(2)	1	a1	市民会館・七生公会堂・大成荘・南平体育館等の市民利用施設の大規模改修計画を策定する。	市民利用の活性化を図り、利用者の安全・安心の観点から大規模改修計画を策定する。また、利用形態や利用内容等を勘案して新たな活用方策も改修内容に盛り込む。	(平成18年度) ・市民会館・七生公会堂・大成荘については、指定管理者である㈱日野市企業公社と大規模修繕計画の策定の取り組み方法について調整を行った。また、南平体育館については、(仮称)市民の森ふれあいホール基本計画のなかで、その実施時期等について検討を行った。 (平成19年度) ・市民プール修繕計画の作成委託。 ・市民会館・平成19年度大規模修繕計画を策定。平成20年度より空調を司る中央監視装置の大規模改修を実施することとした。 (平成20年度) ・ふれあいホール建設後の改修を予定していたが、ふれあいホール建設休止に伴い、実施時期の見直しを検討した。 ・市民会館については、指定管理者と大規模改修について会議を行い改修が必要な項目の精査を行った (平成21年度) ・市民会館・七生公会堂については指定管理者の今後5カ年の大規模改修(設備含む)について協議を行い平成22年度の予算要求を行った。 (平成22年度) ・(仮称)市民の森ふれあいホール建設後、南平体育館の大規模改修計画の策定を行う。	一部実施							0							0	文化スポーツ課
73	I	1	(2)	1	a1	公共施設の建替計画・大規模修繕計画を策定する	各施設の老朽化及び耐震性等を調査・検証し、施設構造上の優先順位を検討しながら、併せて市民ニーズ、各プラン・計画及び市施策との整合性を図った計画を策定する。平山小、日野第1中、平山図書館及び平山地区センター等の建替えは、計画的に実施する。保育園、児童館及び学童クラブについては、19年度からの3カ年計画で耐震化と併せ、改修を実施する。	(平成17年度) ・平山小学校改築実施設計、日野第一中学校校舎改築基本設計。 (平成18年度) ・平山小学校改築工事、日野第一中学校校舎改築実施設計。 (平成19年度) ・平山小改築工事、平山図書館及び平山地区センターの建替工事(平山季重ふれあい館)、みなみだいら、あらい、ひらやま保育園の大規模改修工事、小中学校々舎5校・屋内運動場2校の耐震補強工事が完了した。 ・その他、日野第一中学校改築工事、みさわ保育園耐震補強・大規模改修工事、浅川苑大規模改修工事に着手した。 (平成20年度) ・あさひがおか児童館増築及び大規模改修工事、もぐさ台保育園大規模改修工事。 ・七生緑小学校校舎大規模改造及び耐震補強工事、七生緑小学校屋内運動場大規模改造及び耐震補強工事。 (平成21年度) ・日野第一中学校改築工事。 ・あさひがおか保育園大規模改修工事。	一部実施							0							0	財産管理課
74	I	1	(2)	1	a1	一般廃棄物処理施設の改修	一般廃棄物処理施設計画に基づき、し尿処理施設、ごみ処理施設の建替えを進める	(平成17年度) ・し尿処理(下水道放流)施設の基本計画・基本設計業務を委託実施した。 (平成18年度) ・し尿処理(下水道放流)施設の建替え計画に関する生活環境影響調査(生活環境アセスメント)を委託実施した。 (平成19年度) ・前年度に生活環境影響調査(生活環境アセスメント)を実施した汚泥再生施設(し尿処理施設)の建設工事は、スーパー堤防計画により1年間順延することとなった。 ・ごみ処理施設の建設については、基本計画の設計、PFI導入可能性の調査、生活環境影響調査(生活環境アセスメント)を平成19年度から平成20年度にかけて委託実施中。 (平成20年度) ・し尿処理施設を更新するために汚泥再生施設の建設を開始した。 ・ごみ処理施設の基本計画・基本設計、生活環境影響調査及びPFI導入可能性調査を実施した。 ・ごみ処理施設建設は4年間延期することになり、施設の延命化対策を実施することになった。 (平成21年度) ・汚泥再生施設建設工事は予定どおり年度内完成(2カ年計画の2年目) ・平成21年度予定分のごみ処理施設延命化対策は完了 (平成22年度) ・し尿処理施設解体に伴う土壌汚染調査の一部実施 ・ごみ処理施設第二次延命化対策(5カ年)の1年目を実施	一部実施							0							0	施設課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課				
75	I	1	(2)	1	a1	平山図書館の建替え計画	削除[図書館基本計画の中で施設配置のあり方、]耐震・バリアフリー化・快適性を向上させ潜在性、各種拠点性に留意し検討する	(平成17年度) ・複合施設化の基本構想を立案した。 (平成18年度) ・複合化のための実施設計を行った。 ・80,000冊の図書館資料(平山図書館1階50,000冊・2階保存館30,000冊)、その他備品等の1年間の保管先を決定し、引越し日程を作成した。 ・臨時窓口については、平山地区における図書館サービス継続のため平山城址公園駅前の京王クラウンビル1階に臨時窓口のスペースを確保し、準備を進めている。 ・複合施設内1階に隣接した交流広場等のスペースを十分活用することにより、新しい滞在型の図書館のイメージを計画に盛り込んだ。 (平成19年度) ・平山図書館と地区センターの複合化工事を行った。 ・休館中の利用のため、臨時窓口を平山城址公園駅前の京王クラウンビル1階に設置、新聞・雑誌の閲覧や資料の貸出を行った(貸出総数37,454点)。 (平成20年度) ・平成20年4月、平山城址公園駅前にできた複合施設「平山季重ふれあい館」の1階に新平山図書館が開館し、夜間開館(19:00まで)を開始した。 ・平山図書館にプラウジングコーナーが併設され、ゆったりと新聞・雑誌などを閲覧することが可能となったほか、若者の学習スペースとして活用されるようになった。 ・エレベーターやだれでもトイレを設置するなどして、バリアフリー化を図った。 (平成21年度) ・実施済み。	実施済(完了)							0									0	図書館		
76	I	1	(2)	1	a1	中央公民館の建替え計画	都市再生整備計画(日野宿通り、宿場町の再生)の一環として、公民館、児童館、福祉センターの機能を合わせた複合施設とする計画を作成する。	(平成17年度) ・平成18年3月、日野宿通り周辺再生・整備計画の中で、将来の計画として中央公民館等の建替えを盛り込む。 (平成18年度) ・日野宿通り周辺再生・整備計画(企画調整課)策定の中に公民館を含めた複合施設建設の計画が盛り込まれたが、地域住民を交えた検討協議会の立ち上げがされなかったので、進捗がストップしている。公民館としては今後、庁内での生涯学習センター構想とのすり合わせ、その後利用者を交えて公民館のあり方について議論を重ね、公民館基本計画策定への検討を進めていく。 (平成19年度) ・建替計画は、公民館基本構想・基本計画の中で検討することとし、公民館運営審議会や利用者交流会と協議・調整を行ったが、最終的に(仮)市民の森ふれあいホールと一体化して整備する計画に変更となった(計画課は、平成20年度の予定)。 (平成20年度) ・当面建替えはせず、(仮)市民の森ふれあいホールに一部機能を増設する方向で検討。 (平成21年度) ・公民館基本計画策定にあたり検討したところ、向こう10年の現状の施設維持は不可能であることから、早急な建替え若しくは、大規模改修が必要であるとの検討結果が出た。 (平成22年度) ・全市的なストックマネジメントの中で検討した。	一部実施								0									0	中央公民館	
76	I	1	(2)	1	a1	中央公民館の建替え計画	都市再生整備計画(日野宿通り、宿場町の再生)の一環として、公民館、児童館、福祉センターの機能を合わせた複合施設とする計画を作成する。	(平成17年度) ・平成18年3月、日野宿通り周辺再生・整備計画の中で、将来の計画として中央公民館等の建替を盛り込む。 (平成18年度) ・日野宿通り周辺再生・整備計画(企画調整課)策定の中に公民館を含めた複合施設建設の計画が盛り込まれたが、地域住民を交えた検討協議会の立ち上げがされなかったので、進捗がストップしている。公民館としては今後、庁内での生涯学習センター構想とのすり合わせ、その後利用者を交えて公民館のあり方について議論を重ね、公民館基本計画策定への検討を進めていく。 (平成19年度) ・建替計画は、公民館基本構想・基本計画の中で検討することとし、公民館運営審議会や利用者交流会と協議・調整を行ったが、最終的に(仮称)市民の森ふれあいホールと一体化して整備する計画に変更となった(計画課は、平成20年度の予定)。 (平成20年度) ・(仮称)市民の森ふれあいホール建設と一体化した計画に変更。 ・複合施設としてではなく、公民館の大規模改修になる予定。 ・改修計画については今後策定。 (平成21年度) (仮称)市民の森ふれあいホールに公民館機能を盛り込む設計の検討を実施。 (平成22年度) ・建替えについては、地区計画等の課題を整理し、検討する。 ・建物の老朽化が進む中で、公民館事業を別施設で展開することも併せて検討する。	一部実施								0									0	企画調整課	
77	I	1	(2)	1	a2	地区センターの建替え・バリアフリー化を図る	老朽化した地区センターを建替える。当面建替えの不要な地区センターについても、バリアフリー化修繕計画に基づき順次バリアフリー化を行い、安全安心で快適な地区センターを市民に提供する。	(平成17年度) ・建替計画策定のため、建築年次・構造・利用率などを調査し、素案を作成、バリアフリー化については川北地区センター及び谷仲山地区センターのスロープ設置・玄関改修を実施。 (平成18年度) ・建替計画について、前年度作成した素案を不審火などの状況を加味して見直し、計画を策定、バリアフリー化については、大坂西地区センターについてスロープ設置・玄関改修を、滝合・多摩平東・大和田・程久保・田中・東光寺東・三沢西については玄関改修を実施。 (平成19年度) ・地区センター(建替)放火により焼失した西平山地区センターをコミュニティ活動の拠点として再建した。 ・地区センターバリアフリー化(バリアフリー化については、7館(七生台・旭が丘南・下町下河原・多摩平三丁目・三沢・南平・宮)について階段昇降機の設置、玄関の段差解消・手摺り取付け等を行い、市民へ安全安心で快適な施設提供を行うことができた。 (平成20年度) ・地区センターバリアフリー化(バリアフリー化については、1館(下田地区センター)についてスロープの設置、玄関の段差解消・手摺り取付け等を行い、市民へ安全安心で快適な施設提供を行うことができた。 (平成21年度) ・早急にバリアフリー化が必要な地区センターについては、平成20年度までに終了したので、地区センターのバリアフリー化は行わず。 (平成22年度) ・大坂西地区センターの改修工事に併せて、施設のバリアフリー化を図った。	実施済(完了)								0				2,431						2,431	地域協働課
78	I	1	(2)	1	a3	庁舎延命計画を策定し実施する。(耐震補強、空調用熱源等)	市役所本庁舎の耐震診断の実施と、空調設備のエネルギー効率の良い機器への更新等、設備機器の改修を計画的に実施することにより、より安全安心で環境にやさしい庁舎の実現を目指す。なお、空調用熱源更新及び照明器具安定器取替については、ESCO事業の手法により実施する。	(平成17年度) ・庁舎延命計画策定、配電盤9面の更新修繕を実施。 (平成18年度) ・空調機器2機更新。 (平成19年度) ・庁舎延命計画に基づき、2階、5階、6階の空調機器3基の更新を実施した。 ・空調用熱源更新及び照明器具安定器取替については、ESCO事業による実施には至らなかった。 (平成20年度) ・緊急的な機器改修を、空調機更新・空調用熱源更新・照明器具安定器取替より優先に行った。 (平成21年度) ・緊急的な機器の改修を庁舎耐震診断より優先して行った。 (平成22年度) ・空調熱源更新は見送り、一部改修実施。 ・空調設備2機更新実施。	一部実施								0							0	財産管理課			
79	I	1	(2)	1	b1	施設の複合化による管理運営コストの削減を検討する	中央公民館を建替え多目的な複合施設にする	(平成17年度) ・平成18年3月、具体的な事業の実施は無し。日野宿通り周辺再生・整備基本計画の策定。その中に、中央公民館等の建替えを盛り込む。 ・庁内建設調査検討委員会中間報告を受け、前年度に作成した「中央公民館等建替調査事業に関する施設等の基本構想・基本計画」を基に、まちおこし特区推進室における都市再生整備計画とのすり合わせを行い、まちづくり交付金活用の可能性を検討。 (平成18年度) ・具体的な事業実施なし。 ・日野宿通り周辺再生・整備計画(企画調整課)策定の中に公民館を含めた複合施設建設の計画が盛り込まれたが、地域住民を交えた検討協議会の立ち上げがされなかったので、進捗がストップしている。公民館としては今後、庁内での生涯学習センター構想とのすり合わせ、その後利用者を交えて公民館のあり方について議論を重ね、公民館基本計画策定への検討を進めていく。 (平成19年度) ・建替計画については、公民館基本構想・基本計画策定の中で検討することとし、公民館運営審議会や利用者交流会と協議・調整を行ったが、最終的に公民館は(仮称)市民の森ふれあいホール建設と一体化した計画に変更することとなった(平成20年度に計画化の予定)。 (平成20年度) ・(仮称)市民の森ふれあいホール建設と一体化した計画に変更。 ・複合施設としてではなく、公民館の大規模改修になる予定。 (平成21年度) ・(仮称)市民の森ふれあいホールに公民館機能を盛り込む設計の検討を実施。 (平成22年度) ・建替えについては、地区計画等の課題を整理し、検討する。 ・建物の老朽化が進む中で、公民館事業を別施設で展開することも併せて検討する。	一部実施								0								0	企画調整課		

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課	
80	I	1	(2)	1	b2	中央公民館を建替える(多目的な複合施設を検討する)	都市再生整備計画(日野宿通り、宿場町の再生)の一環として、公民館、児童館、福祉センターの機能を合わせた複合施設の建設を検討する。また、(仮称)図書館基本計画策定にあたり、日野図書館と公民館との複合化も含め公民館の施設運営のあり方をハード・ソフト両面から市民の意見もまじえ、公民館基本計画を策定する。	(平成18年度) ・図書館基本計画策定に当たり、あり方を検討中。 (平成19年度) ・建替計画については、公民館基本構想・基本計画策定の中で検討することとし、公民館運営審議会や利用者交流会と協議・調整を行ったが、公民館は最終的に日野図書館と分離し、(仮称)市民の森ふれあいホール建設と一体化した計画に変更することとなった(平成20年度に計画化の予定)。 (平成20年度) ・当面建て替えはせず、(仮称)市民の森ふれあいホールに一部機能を増設する方向で検討。 (平成21年度) ・公民館基本計画策定にあたり検討したところ、向こう10年の現状の施設維持は不可能であることから、早急な建て替え若しくは、大規模改修が必要であるとの検討結果が出た。 (平成22年度) 全市的なストックマネジメントの中で検討した。	一部実施							0						0	中央公民館		
80	I	1	(2)	1	b2	中央公民館を建替える(多目的な複合施設を検討する)	都市再生整備計画(日野宿通り、宿場町の再生)の一環として、公民館、児童館、福祉センターの機能を合わせた複合施設の建設を検討する。また、(仮称)図書館基本計画策定にあたり、日野図書館と公民館との複合化も含め公民館の施設運営のあり方をハード・ソフト両面から市民の意見もまじえ、公民館基本計画を策定する。	(平成18年度) ・「図書館基本計画」策定に当たり、あり方を検討中。 (平成19年度) ・「図書館基本計画」策定に当たってあり方を検討したが、日野図書館と公民館の複合化は行わないこととなった。 (平成20年度) ・平成19年度の「図書館基本計画」策定に当たってあり方を検討したが、日野図書館と公民館の複合化は行わないこととなった。	一部実施 (当面保留)							0						0	図書館		
81	I	1	(2)	1	c1	工事履歴や劣化度等の情報を一元化する管理システムを構築する	工事履歴や劣化度等の情報を集積し、長期的な補修計画の策定や優先度の評価を行うシステムを構築し、毎年度情報を更新する。	(平成17年度) ・整備計画・整備基準の検討を実施。 (平成18年度) ・現場確認・資料調査等により対象路線を選定。 (平成19年度) ・各工事の実施状況、市民要望及び道路パトロールの見直しを行い、情報を収集して、補修計画の策定につなげる。 (平成20年度) ・各工事の実施状況、市民要望及び道路パトロールの見直しを行い、情報を収集して、補修計画の策定につなげる。 (平成21年度) ・道路施設の補修計画を策定し、補修サイクルやランニングコスト等を算定した。 (平成22年度) ・舗装の劣化状況を把握するため路面性状調査を実施し、幹線道路等の舗装補修計画策定に関する資料を作成した。 ・緊急性が高い路線について、先行して舗装補修を実施した(6路線)。	一部実施							0						0	道路課		
82	I	1	(2)	1	c2	幹線道路や交通量の多い道路の保全・改良計画を策定する	住みやすいまちづくりを目指すために策定した、『安全・安心なまちづくり整備計画』の考え方に基づき、幹線道路や通り抜け道路等の交通量の多い路線についての「補修整備計画」を策定し、定期的に見直しをすると共に、計画的に道路補修・改良整備を実施する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・緊急性及び優先度の高い場所を踏まえ、5路線の舗装改良工事を実施した。 (平成20年度) ・厳しい財政状況の下、道路改良は未実施となったが、計画策定に向けた調査・研究を進めた。 (平成21年度) ・道路施設の補修計画を策定し、補修サイクルやランニングコスト等を算定した。 (平成22年度) ・舗装の劣化状況を把握するため路面性状調査を実施し、幹線道路等の舗装補修計画策定に関する資料を作成した。 ・緊急性が高い路線について、先行して舗装補修を実施した(5路線)。	一部実施							0						0	道路課		
83	I	1	(2)	1	d1	平山図書館、平山地区センターを建替え、地域の交流の拠点となる複合施設として整備する	地域の生活拠点である京王線平山城址公園駅前に、平山図書館、平山地区センターを建替え、地域の交流の拠点となる複合施設として整備する。図書館は、資料を充実させ、快適な利用環境を確保し、夜間開館の実施など図書館サービスを向上させる。	(平成17年度) ・平山城址公園公園駅前まちづくり協議会(平成17年6月～)の中で複合施設について検討。 (平成18年度) ・複合施設の中でコミュニティ施設部分に必要な消耗品費、備品費等を検討し、平成19年度予算においてその経費を計上。 (平成19年度) ・平山図書館と地区センターの複合化工事の実施。 ・休館中の利用のため、臨時窓口を平山城址公園駅前の京王クラウンビル1階に設置。新聞・雑誌の閲覧や資料の貸出を行った(貸出総数37,454点)。(No.75の記載内容と同じ) (平成20年度) ・平成20年4月、平山城址公園駅前にできた複合施設「平山季重ふれあい館」の1階に新平山図書館が開館し、夜間開館(19:00まで)を開始した。これにより、中央図書館と市政図書室及び休館中の百草台児童図書館を除くすべての分館で夜間開館が実現した。 ・平山図書館にプラウジングコーナーが併設され、ゆったりと新聞・雑誌などを閲覧することが可能となったほか、若者の学習スペースとして活用されるようになった。 ・平山図書館に環境関連図書のコナーや平山季重に関する図書のコーナーを設置し、地域性を持たせた。 (平成21年度) ・実施済み。	実施済(完了)							0						0	図書館		
83	I	1	(2)	1	d1	平山図書館、平山地区センターを建替え、地域の交流の拠点となる複合施設として整備する	地域の生活拠点である京王線平山城址公園駅前に、平山図書館、平山地区センターを建替え、地域の交流の拠点となる複合施設として整備する。図書館は、資料を充実させ、快適な利用環境を確保し、夜間開館の実施など図書館サービスを向上させる。	(平成17年度) ・平山城址公園公園駅前まちづくり協議会(平成17年6月～)の中で複合施設について検討。 (平成18年度) ・複合施設の中でコミュニティ施設部分に必要な消耗品費、備品費等を検討し、平成19年度予算においてその経費を計上。 ・平山地域のコミュニティ活動の拠点とするため、平成20年4月開設を目標に、平山交流センターの整備を行った。 (平成20年度) 地域拠点となる複合施設の平山季重ふれあい館内に平山交流センターを開設した。	実施済(完了)							0			-1,856			-1,856	地域協働課		
83	I	1	(2)	1	d1	平山図書館、平山地区センターを建替え、地域の交流の拠点となる複合施設として整備する	地域の生活拠点である京王線平山城址公園駅前に、平山図書館、平山地区センターを建替え、地域の交流の拠点となる複合施設として整備する。図書館は、資料を充実させ、快適な利用環境を確保し、夜間開館の実施など図書館サービスを向上させる。	(平成17年度) ・平山城址公園公園駅前まちづくり協議会(平成17年6月～)の中で複合施設について検討。 ・平山城址公園駅周辺まちづくりとして、①平山城址公園駅の橋上化を検討、②北口広場の設置を検討、③南口広場の複合施設と一体化した整備を検討、④平成18年3月:平山城址公園駅前複合施設の基本設計を策定。 <内容>図書館と地区センターの複合施設、まちづくり交付金を活用した整備。 (平成18年度) ・複合施設の中でコミュニティ施設部分に必要な消耗品費、備品費等を検討し、平成19年度予算においてその経費を計上。 ・平山城址公園駅前の複合施設の実施設設計。 ・①駐車場を外部に移し、空いたスペースを子育て支援施設に、②京王電鉄と平山城址公園駅の橋上化によるバリアフリー実施の方向性を確認、③駅前広場の整備については、引き続き協議(国の交通拠点整備事業の活用を検討) (平成19年度) ・平成20年4月開設に向け、平山城址公園駅前複合施設「平山季重ふれあい館」整備を行った。 (平成20年度) ・4月5日、平山城址公園駅前に平山複合施設「平山季重ふれあい館」がオープンした。1階:図書館 オープンスペース、2階:交流センター・子育て支援施設・集会所、3階:多目的ホール。	実施済(完了)							0								0	企画調整課
84	I	1	(2)	1	d2	平山城址公園駅前周辺を地域の利便性に配慮した整備を行なう	日野市まちづくりマスタープランや日野いいプラン2010に基づいた、地域の生活拠点となる使いやすい駅周辺整備を進め、市民の交流拠点づくりや地域活性化の拠点としての地域のまちづくりを進める。	(平成17年度) ・平山城址公園公園駅周辺まちづくりとして、①平山城址公園駅の橋上化を検討、②北口広場の設置を検討、③南口広場の複合施設と一体化した整備を検討。 (平成18年度) ・京王電鉄と平山城址公園駅の橋上化によるバリアフリー実施の方向性を確認。 ・駅前広場の整備については、引き続き協議(国の交通拠点整備事業の活用を検討)。 (平成19年度) 平山城址公園駅周辺整備事業は、駅、駅前複合施設、土地区画整理事業を含む事業として一体的に推進・実施した。 (平成20年度) 平山複合施設・京王平山城址公園駅・土地区画整理事業と一体的に駅周辺整備を進めた。 (平成21年度) 平山複合施設・京王平山城址公園駅・土地区画整理事業と一体的に駅周辺整備を進めた。 ・平山複合施設整備完了。 ・京王平山城址公園駅 京王電鉄に補助し、駅バリアフリー化の実施を協議し、平成22年度に実施。 ・土地区画整理事業完了。 (平成22年度) ・平山城址公園駅バリアフリー化。	実施済(完了)							0						0	企画調整課		

No.	大項目	中項目	小項目	番号	番号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課	
85	I	1	(2)	1	e1	多目的利用(健康増進・防災・福祉・コミュニティ、スポーツ)で多くの市民利用が可能な施設とする	ふれあいホールを競技スポーツだけではなく健康及び交流機能に重点を置いた施設として整備を行う。あわせて、本地域周辺のまちづくり計画との整合性を図っていくものとする。	(平成18年度) ・(仮称)市民の森ふれあいホール基本計画書の策定を行った。 (平成19年度) ・全体の整合性を図りながら基本設計を行った。 (平成20年度) ・(仮称)市民の森ふれあいホールの工事着工を予定していたが、世界的恐慌による影響が見えないため、建設工事の休止を決定した。 (平成21年度) ・平成21年9月に建設再開を決定し、建築工事関連予算を計上。 ・平成22年1月に建築関連工事3件の仮契約を締結。 ・当初22年度末までに完成予定が休止期間の分ずれ込み平成23年度完成予定となる。 (平成22年度) ・(仮称)市民の森ふれあいホールは、市民交流の拠点として整備しており、運営方法についても様々な用途での利用を想定し、多くの市民が活用できる施設としての運営を検討している。平成24年3月開設予定。	一部実施							0						0	文化スポーツ課		
86	I	1	(2)	1	e2	地域や世代間交流の促進など活用目的を勘案した施設にする	ふれあいホールを競技スポーツだけではなく健康及び交流機能に重点を置いた施設として整備を行う。あわせて、本地域周辺のまちづくり計画との整合性を図っていくものとする。	(平成18年度) ・(仮称)市民の森ふれあいホール基本計画書の策定を行った。 (平成19年度) ・全体の整合性を図りながら基本設計を行った。 (平成20年度) ・(仮称)市民の森ふれあいホールの工事着工を予定していたが、世界的恐慌による影響が見えないため、建設工事の休止を決定した。 (平成21年度) ・平成21年9月に建設再開を決定し、建築工事関連予算を計上。 ・平成22年1月に建築関連工事3件の仮契約を締結。 ・当初22年度末までに完成予定が休止期間の分ずれ込み平成23年度完成予定となる。 (平成22年度) ・(仮称)市民の森ふれあいホールは、市民交流の拠点として整備しており、運営方法についても様々な用途での利用を想定し、多くの市民が活用できる施設としての運営を検討している。平成24年3月開設予定。	一部実施							0						0	文化スポーツ課		
87	I	1	(2)	1	f	図書館施設のバリアフリー化計画等を策定し改修を計画的に行う	図書館基本計画で中央図書館のあり方を検討し、それを基に、①高幡図書館とともに耐震診断を実施し、施設のバリアフリー化、快適性を高め、施設の滞在性を向上させる。②中央図書館については、区画整理による隣接保留地等を取得し、駐車場用地として活用するとともに、増築も検討する。	(平成17年度) ・中央図書館耐震診断の予算要求をした。 (平成18年度) ・中央図書館耐震診断の予算要求をした。 ・図書館基本計画の検討で中央図書館のあり方を検討中。 (平成19年度) ・厳しい財政状況の中、図書館耐震診断に係る予算措置を行うことはできなかった。 ・図書館施設の耐震化及びバリアフリー化については、図書館基本計画に明示的に掲げた。 (平成20年度) ・厳しい財政状況の中、図書館耐震診断に係る予算措置を行うことはできなかった。図書館基本計画に基づき、図書館施設の耐震化及びバリアフリー化については、市民の安全・安心確保と快適性の追求の観点から引き続き検討していく。 ・引き続き土地区画整理の進捗状況を見ながら、中央図書館の施設充実を検討していく。 (平成21年度) ・厳しい財政状況の中、図書館耐震診断に係る予算措置を行うことはできなかった。図書館基本計画に基づき、図書館施設の耐震化及びバリアフリー化については、市民の安全・安心確保と快適性の追求の観点から引き続き検討した。中央図書館の老朽化した水道管とガス管の改修を行い、市民の安全・安心の確保を図った。 (平成22年度) ・中央図書館と高幡図書館の耐震診断に係る予算措置を行うことはできなかった。図書館基本計画に基づき、図書館施設の耐震化及びバリアフリー化については、市民の安全・安心確保と快適性の追求の観点から引き続き検討した。中央図書館と高幡図書館、百草図書館の老朽化した昇降機の修繕を行い(予定)、市民の安全・安心の確保を図った。 ・中央図書館に軽飲食もできるフリースペースを設置し、利用者の快適性の改善を行った。	一部実施							0						0	図書館		
88	I	1	(2)	1	g	障害者自立支援法の施行に伴う課題を整理し、障害者の自立促進が出来るような支援を実施する	入・通所施設に係る運営費の都1/4負担によって同額の市負担の軽減(報酬単価の引き下げによる跳ね返り分も含め約1億8000万円)が図られる点を踏まえ、身近な地域の通所系施設や無認可作業所等の安定的運営を確保するため、当該運営費に係る独自の財政的支援措置を講ずる。	(平成18年度) ・対象施設抽出と予算措置を行った。 (平成19年度) ・社会福祉法人及び特定非営利活動法人が設置する障害者福祉施設(市より施設整備費補助又は施設運営費補助があった施設)の運営等に要する費用の一部を助成し、障害者福祉施設の安定した運営を支援し、利用者の福祉の向上を図った。 ・助成対象法人 5法人 ・助成対象施設数 6施設＝工房夢ふうせん2施設・日野青い鳥福祉会・すずかけの家・やまぼうし・日野市民たんぼぼの会。 (平成20・21・22年度) ・市内の5法人6施設に対して、安定的運営を確保するため、引き続き市独自支援を実施した。 ・工房夢ふうせん2施設・日野青い鳥福祉会・すずかけの家・やまぼうし・日野市民たんぼぼの会。	実施済(完了)							0						0	障害福祉課		
89	I	1	(2)	1	h1	知的・精神障害者のグループホームの増設を図る	日野市が援護の実施機関となっている知的・精神障害者の方たちの、NPOや社会福祉法人等による知的及び精神障害者グループホームの新規開設を積極的に支援する。	(平成17年度) ・グループホーム新規開設の相談はあったが開設には至らなかった。現状でも運営は厳しいが、平成18年度に障害者自立支援法の施行が予定されており、新規開設については慎重になった。 (平成18年度) ・平成18年4月1日から障害者自立支援法が施行され、対象となるグループホームの報酬体系が、月額報酬制から日額報酬制に移行したことにより、少人数施設は運営が大変厳しい状況になっている。各事業者が事業の推移を静観していると思われる。 (平成19年度) ・知的障害者グループホームの新規開設について相談があり、東京都の補助事業として採択されるよう、積極的に支援をした(平成20年度開設「ちいハウス」)。 (平成20年度) ・知的障害者グループホーム(ケアホーム)の新規開設について相談があり、東京都の補助事業として採択されるよう積極的に支援をした。施設名「一里塚」(平成21年4月開設)。 (平成21年度) ・新規開設の相談があった場合は、今後も開設を支援する(完了)。	実施済(完了)							0						0	障害福祉課		
90	I	1	(2)	1	h2	身体障害者グループホームを設置する	日野市が援護の実施機関となっている重度身体障害者の方たちの、NPOや社会福祉法人等による重度身体障害者グループホームについては、当該障害種別を問わず、積極的に開設支援を行っていく。	(平成17年度) ・平成18年度の開設に伴い、事業者からの相談や予算措置の支援を行った。 (平成18年度) ・重度身体障害者グループホーム「げん」の新規開設支援。市内NPO法人、定員4人、平成18年4月オープン。 (平成19年度) ・新規開設の相談はなかったが、今後も相談・支援を継続していく。 (平成20年度) ・新規開設の相談はなかったが、引き続き開設支援を実施する。 (平成21年度) ・新規開設の相談があった場合は、今後も開設を支援する(完了)。	実施済(完了)							0						0	障害福祉課		
91	I	1	(2)	1	i1	障害者の日中活動系施設の機能を充実させる	障害者ホームヘルプサービスに代替する日中活動系サービスの充実を図る	(平成17年度) ・つばさ学園やまばと学級では、高齢障害者の介護保険施設への利用移行を進め、一般障害者の利用枠の拡大を図った。 ・また、七生福祉園デイサービスの企業等就労支援事業を実施し、3人の一般就労を実現した。 (平成18年度) ・デイサービス事業は、平成18年10月に新たなサービス体系に移行したため、市と施設で検討を行い、報酬単価の高いサービス体系への移行を図った。 ・七生福祉園デイサービスの企業等就労支援事業については、新たなサービス体系に移行するにあたって、全面的に障害者自立支援法のサービス体系に移行した。 ・つばさ学園やまばと学級…地域活動支援センター、多摩療護園…生活介護、七生福祉園…就労移行支援 (平成19年度) ・(仮称)平山台健康・市民支援センターの空き室を、知的障害のある小学生を対象とした放課後の活動場所として活用するための検討を行った(「障害児放課後クラブ」として平成20年7月の事業開始を決定)。 (平成20年度) ・障害者自立支援法に伴い、市内事業者は新体系サービスへ順次移行を図っており、このうち日中活動系サービスについては、必要があれば市の遊休地を活用するなど積極的に支援している(平成21年2月豊田駅北口ショップなど)。 ・また、平山台健康・市民支援センターの空き部屋を活用して、平成20年7月に障害児放課後クラブ事業を開始した。知的障害のある小学生を対象とした放課後の活動場所を提供している。 (平成21年度) ・平山台健康・市民支援センター(旧平山台小学校)の昇降口、給食室を活用し、市内NPO法人が運営する障害者の就労支援施設「やまぼうし平山台」を開設した。今後も日中活動系サービスを展開する法人等を支援する(完了)。 (平成22年度) ・今後も日中活動系サービスを展開する法人等を支援する。	実施済(完了)							0							-879	-879	障害福祉課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
92	I	1	(2)	1	j1	(仮称)すこやか子どもセンターを整備する	市立希望の家の事業を再編・拡充して、就学前・就学中の発達障害児を含む障害児、その他子育てに係る支援を行う中核的施設となる(仮称)すこやか子どもセンター(発達支援センター)を開設する。また当該センターを拠点として、市内の小・中学校や養護学校、教育センター、保育園、幼稚園、学童クラブ、児童館、子ども家庭支援センター、障害福祉課、健康課等の社会資源を横につなぐ一大支援ネットワークを形成する。	(平成18年度) ・(仮称)すこやか子どもセンター整備検討委員会。平成19年1月15日、第1回開催。開設準備委員会を立ち上げるにあたり、庁内の関係各課による調整や検討がある程度必要と判断し立ち上げた。 関係各課:健康課、子育て課、保育課、子ども家庭支援センター、学校課、企画調整課、財産管理課、日野市福祉事業団 (平成19年度) ・施設の整備及び運営について庁内調整を行い、(仮称)すこやか子どもセンター(発達支援センター)開設準備検討委員会を設置するため、要綱等の整備を行った。 また、開設準備検討委員会の下部組織としてワーキングチームを設置、委員会に向けた資料作成を行った。 (平成20年度) (仮称)すこやか子どもセンター〔発達支援センター〕の整備については、開設準備検討委員会により基本構想が取りまとめられ、平成20年12月に市長に報告された。 (平成21年度) ・「(仮称)日野市発達支援センター基本構想」をもとに建物の基本計画を作成する。 (平成22年度) ・「(仮称)日野市発達支援センター基本構想」をもとにした建物の基本計画及び基本設計の作成は、福祉政策課に引継ぎ実施した。 ・福祉政策課においては、基本構想を基に基本計画を作成、更に基本設計に着手した。	一部実施							0					-141		-141	障害福祉課
93	I	1	(2)	1	j2	(仮称)生活・就労支援センターを整備する	(仮称)すこやか子どもセンター(発達支援センター)の開設にあわせ、通常のルートでの求職や就労が困難な障害者その他の方を対象に、日常生活及び就労全般にわたる包括的な支援を行うため、(仮称)生活・就労支援センターを開設する。	(平成18年度) ・(仮称)すこやか子どもセンター整備検討委員会平成19年1月15日 第1回開催開設準備委員会を立ち上げるに当たり、庁内の関係各課による調整や検討がある程度必要と判断し立ち上げた。 関係各課:健康課、子育て課、保育課、子ども家庭支援センター、学校課、企画調整課、財産管理課、日野市福祉事業団。 なお、(仮称)生活・就労支援センターの概要については、作業部会として障害福祉課を中心としたプロジェクトチームにより検討し、整備検討委員会に反映し整合を図る。 (平成19年度) ・(仮称)生活・就労支援センターは、都が施設の早期開設と積極的な事業の推進を求めていること、また就労支援機能の整備・充実を求める企業が増えていることを踏まえ、(仮称)平山台健康・市民支援センターの暫定利用による事業開始を模索、当該事業の内容、受託法人、設置場所、予算等の検討を行った。なお、(仮称)生活・就労支援センターは、平成20年度9月に開設することとなった。 (平成20年度) ・平山台健康・市民支援センターの空き部屋を活用して、平成20年9月に障害者生活・就労支援センター「くらしごと」を開設した。運営はNPO法人「やまぼうし」への業務委託により、職員3人が障害者の一般就労について相談・支援を実施している。	実施済(完了)							0					-1,100		-1,100	障害福祉課
94	I	1	(2)	1	j3	「希望の家」事業を拡大する施設は、複合施設として整備する	市立希望の家を建替え、事業を再編・拡充して整備する(仮称)すこやか子どもセンター(発達支援センター)及び(仮称)生活・就労支援センターは、複合施設として整備する。	(平成18年度) ・(仮称)すこやか子どもセンター整備検討委員会平成19年1月15日 第1回開催開設準備委員会を立ち上げるに当たり、庁内の関係各課による調整や検討がある程度必要と判断し立ち上げた。 関係各課:健康課、子育て課、保育課、子ども家庭支援センター、学校課、企画調整課、財産管理課、日野市福祉事業団。 なお、(仮称)生活・就労支援センターの概要については、作業部会として障害福祉課を中心としたプロジェクトチームにより検討し、整備検討委員会に反映し整合を図る。 (平成19年度) ・施設の整備及び運営について庁内調整を行い、(仮称)すこやか子どもセンター(発達支援センター)開設準備検討委員会を設置するため、要綱等の整備を行った。 また開設準備検討委員会の下部組織としてワーキングチームを設置、委員会に向けた資料作成を行った。(No.92の記載内容と同じ) (平成20年度) (仮称)すこやか子どもセンター(発達支援センター)の整備については、開設準備検討委員会により基本構想が取りまとめられ、平成20年12月に市長に報告された。 なお、平成20年7月に開設された障害者生活・就労支援センター「くらしごと」は、将来的には発達支援センターとの複合施設として計画されている。 (平成21年度) ・「(仮称)日野市発達支援センター基本構想」をもとに建物の基本計画を作成する。 (平成22年度) ・「(仮称)日野市発達支援センター基本構想」をもとにした建物の基本計画及び基本設計の作成は、福祉政策課に引継ぎ実施した。 ・福祉政策課においては、基本構想を基に基本計画を作成、更に基本設計に着手した。	一部実施							0						0	障害福祉課	
95	I	1	(2)	1	k	高齢者の小規模多機能型施設の整備	通いを中心として要介護者の様態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供する小規模多機能型施設を整備する。	(平成18年度) ・小規模多機能型居宅介護施設を1カ所整備する。もう1カ所については、整備する法人は決定したが選定時期が年度後半(1月)にずれ込み、開設は平成19年度になる。 (平成19年度) ・平成19年6月「小規模多機能型ホーム旭が丘」を開設。 (平成20年度) ・新規に3カ所を整備をした。①小規模多機能居宅介護事業所あすなろ(日野市百草1042-21 (株)コーワ薬品 登録定員25人)、②小規模多機能ホームみなみだいら(日野市南平3-10-2 (社)マザアス 登録定員25人)、③小規模多機能ホーム日野(日野市日野1451-1 (医)康明会 登録定員25人)。	実施済(完了)							0						0	高齢福祉課	
96	I	1	(2)	1	l	高齢者が気軽に利用できるサロンを整備する	高齢者の生活が健やかで豊かなものであるよう、世代を超えた取り組みを図り、趣味や教養を通じた生きがいづくりを支援していく。 ○身近な地域で気軽に利用できるサロン(地域で拠点となる場や小学校、高齢者保健福祉施設等)の整備をしていく。 ○いつでもどこでも誰もが世代を超え気軽に集まり、おしゃべり等ができる憩いの整備とスタッフの支援を行う。	(平成17年度) ・活動拠点を確保(1カ所⇒南平6丁目)、ボランティアの協力のもと交流会を中心とした会食、親睦会等の実施⇒後半で実施した(1月～3月) <内容>1月会食会(2回)リハビリ会(3回)・2月会食会(1回)親睦会(1回)・3月親睦会(2回)／(参加者)1月35人、2月24人、3月12人 (平成18年度) ・活動拠点を2カ所増やし3カ所とした。 (平成19年度) ・身近な地域でのミニデイサービス施設として「よりみち」「ひなたぼっこ」の2カ所を増設、計5カ所とした。 ・百草団地の空き店舗を改修し、「ふれあいサロン」の開設を準備。百草団地自治会・百草団地商店街・百草団地担当民生委員による「ふれあいサロン」の企画・運営の支援を行った。 (平成20年度) ・平成21年4月、「百草団地ふれあいサロン」開設。 ・「日野市高齢者見守り支援ネットワークふれあい交流型実施要綱」を制定し、ふれあい交流型を「ふれあい交流拠点」と「ふれあい交流活動」に区分した。 ・「百草団地ふれあいサロン」は、「ふれあい交流拠点」に区分し、支援を継続した。 ・「ふれあい交流活動」として、「ひなたぼっこ」および「よりみち」を指定して、その活動内容により運営に対し補助金を交付した。 ・2カ所目の「ふれあい交流拠点」を多摩平団地において開設するため、地元自治会等による企画・運営会議等に対し支援を行った。 (平成21年度) ・新井地区における「ふれあい交流拠点(サロン)」開設に向けて、地元自治会等と検討会議等に対し支援を行った。また、施設(一般民家＝寄附物件)について、バリアフリー等修繕を行った。 (平成22年度) ・新井地区において、「南新井ふれあいサロン」を7月に開設した。	一部実施							0						0	高齢福祉課	
97	I	1	(2)	1	m	新選組ふるさと歴史館開設	新選組ふるさと歴史館を開設する。当面は企画展を中心に展示し、日野市にまつわる資料集つめを4年程度掛けて行い、21年度に常設展とする。	(平成17年度) ・展示史料の調査等に時間が掛かり、当初の予定よりも遅れたが、開館記念特別展「新選組誕生」(第1回)を平成17年12月10日から18年8月31日まで開催。 (平成18年度) ・第2回特別展「新選組 京都の日々」を平成19年2月3日から開催、資料の収集として、新選組のふるさと歴史館史料選定、評価委員会の答申を得て決定し、京都・個人所蔵の銃器コレクション(4点)を購入。 (平成20年度) ・第3回特別展「新選組戊辰戦争のなかで」平成20年2月2日から5月18日まで、第4回特別展「新選組その後」を開催。また第1回企画展「銃砲からみた近代の夜明け」を平成20年7月19日から8月31日まで開催した。 (平成21年度) ・第4回特別展「新選組その後―自由民権運動に仮託した多摩の思い」の開催(2月14日～5月24日)。 ・第2回企画展「日野宿いろは」の開催(8月1日～9月23日)。 ・個人所蔵銃器コレクションの購入。 ・個人所蔵の新選組関連古文書類購入。 ・新選組のふるさと歴史館常設展の開催(3月2日)。	実施済(完了)					1		1				8,880		8,880	新選組のふるさと歴史館	
98	I	1	(2)	1	n1	小学校への滑らかな接続を目指す共通カリキュラムを導入する	①ひのつ子が安心して就学できるように、小学校への滑らかな接続を目指す「ひのつ子就学前コアカリキュラム」を作成し、市内全園で導入する。②小学校入学門期の子どもが安定して小学校生活になじめるように、ひのつ子タイムを設定する。	(平成17年度) ・「ひのつ子就学前コアカリキュラム」作成のため、公立幼稚園教諭はもとより、私立幼稚園教諭や公私立保育園の保育士、小学校教諭とともに、共通カリキュラムを作成した。 (平成18年度) ・「ひのつ子就学前コアカリキュラム」を公立幼稚園で検証するとともに、小学校入学時のカリキュラムの検討を加え、「ひのつ子幼小連携カリキュラム」の作成した。 (平成19年度) ・幼稚園・保育園の指導方法を研究して小学校入学当初(入学から10日間)用指導書『ひのつ子タイム』を作成、子ども達が戸惑うことなく小学校生活に溶け込めるようにした。 報告会を開催、市内の幼稚園・保育園、小学校の教職員に対して入門期の指導の大切さやポイントを広く周知することができた。 (平成20年度) ・完成した「ひのつ子就学前コアカリキュラム」を活用するため、幼稚園・保育園・小学校の教職員に対して、幼小連携委員会の委員が啓発活動を行った。 (平成21年度) ・「ひのつ子就学前コアカリキュラム」を活用した保育を実施した。 ・文部科学省調査研究事業「幼児教育の改善・充実調査研究」を受託し、学びの連続性、育ちの連続性を目指した就学前教育と小学校教育の連携について調査研究を行った。	実施済(完了)							0						0	学校課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課			
99	I	1	(2)	1	n2	幼保一元化による認定こども園(幼児園)の設置に向けた準備を進める	小学校への滑らかな接続を目指した共通カリキュラムを導入する。平成17年度にモデル実施園「あさひがおか幼児園」を開設する。認定こども園(幼児園)の設置に向けた準備を進める。	(平成17年度) ・隣接するあさひがおか保育園と第七幼稚園を一体的に使用して、保育園児と幼稚園児が合同して活動し、交流する「あさひがおか幼児園」を開設した。 ・保護者、保育者、担当課が「幼児園協議会」で話し合いながら協力して幼児園を運営した。 ・幼稚園のプールを開放するなど地域との交流事業も行った。 (平成18年度) ・保護者、保育者、担当課が「幼児園協議会」で話し合いながら協力して幼児園を運営、地域との交流事業の実施。 ・東京都認定こども園の認定基準に関する条例(平成18年12月)が制定され、認定こども園「幼保連携型・並列型」に適合するかどうか検討。 (平成19年度) ・保護者、保育士、担当課の3者で「幼児園協議会」を組織し、協力して「幼児園」を運営、併せて地域との交流事業を行った。 ・「認定こども園」への移行も検討したが、平成19年度は、国の動向を見ながら引き続き「幼児園」として充実を図ることとした。 (平成20年度) ・保護者及び保育士、担当課の3者で協力して「幼児園」を運営、併せて地域との交流事業を行った。 ・「認定こども園」については、国の動向を見ながら引き続き「幼児園」として充実を図ることとした。 (平成21年度) ・平成20年度以降、保護者及び保育士、保育課の3者で協力して「幼児園」を運営、併せて地域との交流事業を実施している。 ・「認定こども園」への移行については、国の動向を見ながら引き続き検討を行うこととし、当面は「幼児園」として充実を図ることとした (平成22年度) ・平成20年度以降、保護者及び保育士、保育課の3者で協力して「幼児園」を運営、併せて地域との交流事業を実施している。 ・今後は、国が進めている子ども子育て新システムを見据えながら方向性を検討していく。	一部実施 (当面保留)							0								0	保育課		
99	I	1	(2)	1	n2	幼保一元化による認定こども園(幼児園)の設置に向けた準備を進める	小学校への滑らかな接続を目指した共通カリキュラムを導入する。平成17年度にモデル実施園「あさひがおか幼児園」を開設する。認定こども園(幼児園)の設置に向けた準備を進める。	(平成17年度) ・「あさひがおか幼児園」を開設し、共通カリキュラムの検討を加え、保育園児と幼稚園児の交流を深めた。 (平成19年度) ・小学校生活へのスムーズな移行を目指した共通カリキュラムを導入、「あさひがおか幼児園」で実践した。 ・保育園プロジェクトチームに幼稚園教諭を参加させ、認定こども園(幼児園)の設置に向けた準備を行った。 (平成20・21年度) ・「あさひがおか幼児園」の活動については推進するが、認定こども園の設置については、国の動向を見据えながら引き続き検討することとした。 (平成22年度) ・「あさひがおか幼児園」の活動を推進した。認定こども園は、国が子ども子育て新システムで新しい「こども園」の構想を打ち出したので、情報を収集し、引き続き検討する。	一部実施							0								0	学校課		
100	I	1	(2)	1	o1	バス検討委員会を設置し、ミニバス等の利用促進を図る	バス交通検討委員会、検討推進チームを設置し、市民要望、バス事業者の意向調査を踏まえ、ミニバス路線の一般路線化や幹線道路の開通等に応じて、市内全域で路線バスを含めたバス路線網の再編を行い、ミニバス路線利用者の増加を図る。	(平成17年度) ・平成18年2月検討委員会開催。 (平成18年度) ・検討推進チーム検討会開催3回、道路整備調査実施、市民要望事項調査、平成19年2月検討案作成中、検討委員会開催2回。 (平成19年度) ・バス交通等検討委員会及び検討推進チームを設置、都市計画道路網の整備にあわせ、新規路線の検討を行った。ただ再編は、開設間もない路線もあるため見送った。 (平成20年度) ・地域の実情にあった便利で効率的な公共交通網を確立するため、「日野市地域公共交通会議」を立上げ、「日野市地域公共交通連携計画」を策定した。それに基づき、平成21年度以降にミニバスの新規導入や再編、ワゴンタクシーの見直しを図り、地域公共交通の更なる利便性の向上を図る。 (平成21年度) ・平成21年度に策定した「日野市地域公共交通連携計画」に基づき、平成21年度にミニバス川辺堀之内路線の新規路線を開設した。また、平成22年度の実施に向けて、市内全体のミニバス路線の再編、ワゴンタクシーの見直しの検討を行った。 (平成22年度) ・平成21年度に策定した「日野市地域公共交通連携計画」に基づき、平成21年度に開設したミニバス川辺堀之内路線の実証運行を継続して実施した。また、ミニバスについては路線網の再編を実施し事業の効率化を図り、ワゴンタクシーは見直しの検討を行った。	実施済(完了)							0					5,000	5,241	4,288	14,529	都市計画課		
101	I	1	(2)	1	o2	市民ニーズや道路整備状況に合せたバス路線の新設や路線見直し、増便、歩道にあるバス停へのベンチ設置等、利用促進のための計画を策定する	国道・都道など都市計画道路整備の目途がついたため、市内の骨格的道路網の整備を念頭において、平成20年度を目途に市内全域で路線バスを含めたバス路線網の再編を行い、市民から寄せられた要望を反映させたミニバス路線を編成し、バス停のベンチを設置する等の整備を行いより快適に利用できるようにし、利用者の増加を図る	(平成17年度) ・平成18年2月検討委員会開催。 (平成18年度) ・検討推進チーム検討会開催3回、道路整備調査実施、市民要望事項調査、平成19年2月検討案作成中、検討委員会開催2回。 (平成19年度) ・バス交通等検討委員会において都市計画道路網の整備にあわせて新規路線の検討を行った。ただ再編については、開設間もない路線もあるため見送った。 ・バス停へのベンチ等の設置は、バス交通定例会を通して事業者である京王電鉄バスに申し要望した。 (平成20年度) ・地域の実情にあった便利で効率的な公共交通網を確立するため、「日野市地域公共交通会議」を立上げ、「日野市地域公共交通連携計画」を策定した。また、バス停へのベンチ等の設置は、バス交通定例会を通して事業者である京王電鉄バスに申し要望した。 (平成21年度) ・地域の実情にあった便利で効率的な公共交通網を確立するため、「日野市地域公共交通会議」にて策定した「日野市地域公共交通連携計画」にもとづき新規路線の開設、ミニバス路線再編の検討、ワゴンタクシー見直しの検討を実施。また、バス停へのベンチ等の設置は、バス交通定例会を通して事業者である京王電鉄バスに申し要望した。 (平成22年度) ・平成21年度に策定した「日野市地域公共交通連携計画」に基づき、ミニバス路線網の再編を実施した。再編に伴い、乗り継ぎターミナルとなる豊田駅北口バス停において、ベンチ設置等の利用環境整備を実施した。 ・今後は都市計画道路整備の進捗にあわせて新規路線の検討を行い、体系的な公共交通ネットワークの構築を実現していく。	実施済(完了)							0									0	都市計画課	
102	I	1	(2)	1	m1	ミニバスの広告掲示やラッピングを検討する	ミニバスにラッピングを施し、路線バスとの区別を明確にし「ミニバス」の存在をPRするとともに、広告の掲示や、ラッピングによる広告料収入を図る。	(平成18年度) ・京王電鉄バス協議4回。 (平成19年度) ・広告料の使途について事業者との協議が調わず、「広報ひの」及び市の施策・イベント等のPRのための車内掲示を行うに止めた。 (平成20・21年度) ・ミニバス車内に日野市広報の見出しと公共的な催事広告を掲示した。なお、民間広告の掲示や車両のラッピングについては、事業者と調整中である。 (平成22年度) ・ミニバス車内に日野市広報の見出しと公共的な催事広告を掲示した。また、市事業のPRラッピングを実施した。 ・今後は、民間広告の掲示や車両のラッピングにおける広告収入の取り扱いについて事業者との調整を続けていく。	一部実施							0									0	都市計画課	
103	I	1	(2)	1	m2	ミニバスの利用しやすいシステムの検討をする	路線図、時刻表、料金表と沿線のスーパー、コンビニエンスストアの広告を組み合わせたチラシ、ポスターなどを作成し、沿線住民・市民に配布する等、駅前の電光掲示板のディスプレイなどで、ミニバスの運行情報をPRするなど利用者の増大を図る方法を検討する。	(平成17年度) ・要望事項整理のため京王電鉄バス協議4回。 (平成18年度) ・京王電鉄バス協議4回、行先表示の色分け試行、ちびっ子50円キャンペーンの車内PR、他企業広告掲示の検討、乗り継ぎ制度の検討。 (平成19年度) ・広告料の使途について事業者と協議が調わず、沿線店舗の広告を組み合わせたチラシを配布することはできなかった。 (平成20年度) ・「日野市地域公共交通連携計画」に、路線の再編、乗り継ぎ制度の検討、市民へのPR等の検討・実施を位置づけた。 (平成21年度) ・「日野市地域公共交通連携計画」に基づき、路線の再編を検討した。来年度の路線再編時には、市民へのPR等を積極的に実施することで調整した。 (平成22年度) ・「日野市地域公共交通連携計画」に基づき、ミニバス路線網の再編にあわせて利用案内パンフレットを作成し、市内全世帯に各戸配布した。 ・今後も利用者に分かりやすい案内を作成し、利用増進を図っていく。	実施済(完了)							0									474	474	都市計画課
104	I	1	(2)	1	n1	公共施設管理者負担金を活用した区画整理事業の事業促進を図る	西平山地区・豊田南地区への公共施設管理者負担金の導入に伴う事業計画・5カ年計画の見直し及び事業促進を行う	(平成18年度) ・市施工4地区(豊田南・西平山・万願寺第二・東町地区)の5カ年計画の見直し及び策定。 ・豊田南地区の公共施設管理者負担金の覚書・協定の締結及び導入(3月)。 (平成19年度) ・市施工4地区(豊田南・西平山・万願寺第二・東町地区)に係る5カ年計画(平成19年度～23年度)を推進した。 ・西平山地区について覚書・協定を締結、公共施設管理者負担金の導入を行った(平成20年2月)。 (平成20年度) ・市施行4地区(豊田南・西平山・万願寺第二・東町地区)の5カ年計画に基づく事業展開を行った。 ・豊田南地区・西平山地区に導入された公共施設管理者負担金を活用し事業展開を行った。 (平成21年度) ・市施行4地区(豊田南・西平山・万願寺第二・東町地区)の5カ年計画見直しと新5カ年計画(平成22年度～26年度)策定を行った。 ・豊田南地区・西平山地区に導入された公共施設管理者負担金を活用し事業展開を行った。 (平成22年度) ・市施行4地区(豊田南・西平山・万願寺第二・東町地区)の新5カ計画(平成22年度～26年度)に基づき事業を実施した。 ・豊田南地区・西平山地区に導入された公共施設管理者負担金を活用し事業展開を行った。	一部実施							0			4,618,000	1,397,830	1,515,500	672,150	816,830	9,020,310	区画整理課		
小 計(小項目計)										0	0	0	1	0	0	1	0	4,618,000	1,397,830	1,527,835	677,391	821,592	9,042,648				

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位人	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課	
(3) 日野ブランド・日野モデルの市民サービスの創出																									
105	I	1	(3)	1	a1	小学校の校内LAN環境の全校整備を行う	小学校全校に校内LANを敷設し、①ICTを活用した解る授業、魅力ある授業の実現②校務の効率化と情報の共有化を図る	(平成17年度) ・日野四小及び夢が丘小の2校について、校内全域において利用可能な無線LANを敷設した。 (平成18年度) ・小学校16校について、校内全域において利用可能な無線LANを敷設し、全小学校の校内LAN敷設を完了した。 (平成19年度) ・前年度までに市内全小学校に校内LANを敷設、平成19年度はこれを活用して①ICTを活用した分かる授業、魅力ある授業の実現、②校務の効率化と情報の共有化に向けた取り組み、を推進した。 (平成22年度) ・日野二小の増築に伴い校内LANも敷設した。LAN環境の整備により校務の効率化、情報共有化の促進が図られた。 今後も施設整備の状況等に応じたLAN環境の整備は進めていく。	実施済(完了)							0							0	ICT活用教育推進室	
105	I	1	(3)	1	a1	小学校の校内LAN環境の全校整備を行う	小学校全校に校内LANを敷設し、①ICTを活用した解る授業、魅力ある授業の実現②校務の効率化と情報の共有化を図る	(平成17年度) ・日野四小及び夢が丘小の2校について、校内全域において利用可能な無線LANを敷設した。 (平成18年度) ・小学校16校について、校内全域において利用可能な無線LANを敷設し、全小学校の校内LAN敷設を完了した。 (平成19年度) ・校内LANは、前年度までに市内の全小学校に敷設、平成19年度は新築の平山小に敷設した。競争入札により、設計金額よりかなり安く敷設することができた。 (平成20年度) 統廃合により、耐震補強工事、増築工事及び大規模改造工事を行った七生緑小学校の新校舎に校内LANの敷設を行った。 (平成21年度) ・日野四小の増築に伴い、校内LANも敷設した。 (平成22年度) ・日野二小の増築に伴い校内LANも敷設した。LAN環境の整備により校務の効率化、情報共有化の促進が図られた。 ・今後も施設整備の状況等に応じたLAN環境の整備は進めていく。	実施済(完了)							0							0	庶務課	
106	I	1	(3)	1	a1	中学校の校内LAN環境の全校整備を行う	中学校全校に校内LANを敷設し、①ICTを活用した解る授業、魅力ある授業の実現②校務の効率化と情報の共有化を図る	(平成17年度) ・庁内情報化専門部会の教育部門として検討。教育センターICT教育活用研究委員会で、信州大学教授のアドバイスを受けながら、日野市のICT活用教育のあり方を研究した。 ・6月補正で日野四小、夢が丘小の校内LAN、教育用機器類を整備し、ICTの機器を活用した研究発表を行った。日野四小、夢が丘小のモデル校の取り組みを踏まえて、「日野市立小・中学校のICT教育環境整備計画」を策定。 (平成18年度) ・小学校全校に校内LANを敷設し、教室用のパソコン等の教育用機器類を整備。小学校教職員に1人1台のパソコンを配布し、校務支援システムを導入。校務支援システムの稼動を10月より開始したが、成績処理、教務事務、文書管理等のカスタマイズはまだ作成途中。 (平成19年度) ・秋に、市内全中学校に校内LANを敷設、①ICTを活用した分かる授業、魅力ある授業の実現、②校務の効率化と情報の共有化に向けた取り組み、を推進した。 (平成22年度) ・LAN環境の整備により校務の効率化、情報の共有化の促進が図られた。今後も施設整備の状況等に応じたLAN環境の整備は進めていく	実施済(完了)							0							0	ICT活用教育推進室	
106	I	1	(3)	1	a1	中学校の校内LAN環境の全校整備を行う	中学校全校に校内LANを敷設し、①ICTを活用した解る授業、魅力ある授業の実現②校務の効率化と情報の共有化を図る	(平成17年度) ・庁内情報化専門部会の教育部門として検討。教育センターICT教育活用研究委員会で、信州大学教授のアドバイスを受けながら、日野市のICT活用教育のあり方を研究。 ・「日野市立小・中学校のICT教育環境整備計画」を策定。 (平成18年度) ・中学校全校にパソコン教室と職員室、校長室、事務室、保健室等を結ぶLANを敷設。教職員に1人1台のパソコンを配布し、校務支援システムを導入。 (平成19年度) ・市内の全中学校に校内LANを敷設、あわせて教員全員に1台ずつパソコンを配備した。これにより、ICTを活用した校務及び授業の推進を図ることができた。 (平成20年度) ・日野第一中は新校舎改築中のため、仮設校舎に敷設した校内LANを使用して、授業活動等を行った。新校舎完成後、校内LANの移設委託契約により実施する。 (平成21年度) ・日野第一中の改築に伴い、校内LANも敷設した。 (平成22年度) ・LAN環境の整備により校務の効率化、情報の共有化の促進が図られた。今後も施設整備の状況等に応じたLAN環境の整備は進めていく	実施済(完了)							0							0	庶務課	
107	I	1	(3)	1	a2	普通教室において、インターネット等ICTを活用した授業の実施を推進する。	メディアコーディネータの派遣による『ICT活用教育のできない先生「ゼロ」プロジェクト』の実現、『ICTを活用したひのっ子学力向上プロジェクト』の実現	(平成18年度) ・夏季休業中に、操作できない教員に対し集中的に研修を実施した。その結果、8月末には都内で初めて「コンピュータを操作できる教員100%」を達成した。 ・メディアコーディネータ4人が学校に直接出向いて教員の授業支援等を行った。 ・のべ775回(平成19年3月1日現在)学校訪問支援を行った。 ・小学校においては、全校で1週間派遣を実施し、100%の教員がICTを活用した指導ができるようになった。 (平成19年度) ・メディアコーディネータの授業支援(平成19年のべ学校訪問回数:935回)により、平成19年度末には「コンピュータ等を活用した指導ができる教員100%」の目標を達成することができた。 (平成22年度) ・教員のICT活用指導力の向上を図り、普通教室における、授業でのインターネット等ICTの活用や、児童・生徒の情報活用能力の育成などに計画的に取り組んだ。今後も、教員の指導力を高め、魅力ある、分かる授業の実現に向けたICTのより効果的な活用を図っていく。	実施済(完了)							0							0	ICT活用教育推進室	
107	I	1	(3)	1	a2	普通教室において、インターネット等ICTを活用した授業の実施を推進する。	メディアコーディネータの派遣による『ICT活用教育のできない先生「ゼロ」プロジェクト』の実現、『ICTを活用したひのっ子学力向上プロジェクト』の実現	(平成18年度) ・夏季休業中に、操作できない教員に対し集中的に研修を実施した。その結果、8月末には都内で初めて「コンピュータを操作できる教員100%」を達成した。 ・メディアコーディネータ4人が学校に直接出向いて教員の授業支援等を行った。 ・のべ775回(平成19年3月1日現在)学校訪問支援を行った。 ・小学校においては、全校で1週間派遣を実施し、100%の教員がICTを活用した指導ができるようになった。 (平成19年度) ・平成18・19年度の校内LAN敷設によって、市内小・中学校の全教室から高速インターネット回線への接続が可能となり、研究授業や各教科での授業にインターネットが活用できるような環境を整えることができた。 (平成20年度) ・メディアコーディネータの事業については、平成18年度よりICT活用教育推進室が所管し、事業を行ったため、庶務課としての所管業務はなくなった。	実施済(完了)							0							0	庶務課	
108	I	1	(3)	1	a3	小学校コンピュータ室で1人1台体制を整備する。	PC教室の40台化を図り、児童・生徒の1人1台のコンピュータ活用を実現し、確かな学力と情報活用能力を育成する	(平成17年度) ・「ICT活用教育整備計画」を策定した。その中で、小学校のパソコン教室、パソコン40台化については、リースアップ時に40台化することとし、高額な違約金が発生するようなリースアップの前倒しは行わないこととした。 ・パソコン教室の広さは中学校のように1.5教室分のスペースの確保が望ましいが、耐震補強の関係もあり、1教室分の広で40台化ができるように、パソコンをノート型とした。 (平成18年度) ・4月から、日野三小、日野六小、百草台小、南平小、仲田小のパソコン40台化が完了。 ・瀬徳小がICT活用教育モデル校になったため、約1年のリースアップの前倒しをして40台化した。 (平成19年度) ・市内小学校のパソコン教室のパソコン40台化を推進、平成19年度末には、統合により不要となったパソコン教室のパソコン20台を40台化していない他の小学校に移設した。平成20年4月から残り1校を新規に40台化すると、市内全小学校のパソコン教室でパソコン40台化が実現する。 (平成20年度) ・平成19年度末の学校統合により、全校40台化が完了した。	実施済(完了)							0							0	庶務課	
109	I	1	(3)	1	b1	新選組のふるさと歴史館の企画展・常設展のPR(集客)を実施していく	日野市にある、新選組を中心とした資料を活用した新選組のふるさと歴史館の企画展・常設展などの情報をHPによる情報配信、観光ポスター、観光パンフレットなどの紙媒体を活用して発信する	(平成17年度) ・新選組のふるさと歴史館開館記念特別展「新選組誕生」(第1回)を平成17年12月10日～18年8月31日開催。 ・歴史館のホームページを利用し、展示史料等の情報配信や各新聞社、タウン紙等の機関に情報提供。また天然理心流の演武や演劇などを実施し、集客に努めた。 (平成18年度) ・第2回特別展「新選組 京都の日々」を平成19年2月3日から開催。・歴史館のホームページを利用し、行事や展示史料についての情報を配信。第2回特別展の開催日より、メールを利用しての情報配信サービスを開始。また展示史料についての講演会、天然理心流の演武や講演会などを実施し集客に努めた。 (平成19年度) ＜4月＞メールを利用しての情報配信(平成19年2月から開始)・講演会・ふるさと歴史館のホームページにより情報配信(毎月更新)・＜5月＞ 講演会、＜12月＞第三回特別展ポスター・リーフレット原稿作成・第3回特別展ポスター・リーフレット印刷依頼・第3回特別展ポスター・リーフレット掲示・配布依頼・第3回特別展オープン・天然理心流演武・＜3月＞・西洋流砲術演武 講演会 (平成20年度) ＜4月＞メールを利用しての情報配信(随時)・ふるさと歴史館のホームページにより情報配信(随時)・第1回企画展ポスター・リーフレット作成・印刷・掲示・配布、＜7月＞第一回企画展「銃砲から見た近代の夜明け」開催 7/19～8/31。 ・企画展に合わせ西洋流砲術演武を実施、＜10月＞第4回特別展ポスター・リーフレット作成・印刷・掲示・配布、＜2月＞第4回特別展「新選組その後～自由民権運動に仮託した多摩の思い」開催2/14～5/24、＜3月＞多摩の民権運動に関する講演会を実施。 (平成21年度) ・メールを利用し情報配信(随時)・新選組のふるさと歴史館HPによる情報配信(随時) ＜5月＞火縄銃による西洋流砲術演武、＜6月＞講演会、＜8月＞第2回企画展「日野宿いろは」展開催(8/1～9/23)、ポスター・リーフレット・作成・印刷・配布・掲示、＜1月＞常設展ポスター・リーフレット作成、印刷、配布、掲示、＜3月＞常設展開催(3月2日)・天然理心流演武(3月7日)・歴史アイドル1日館長(3月7日) ・講演会(3月20日) (平成22年度) ・メールを利用し火縄銃による西洋流砲術演武等の情報を配信をした。 ＜5月＞火縄銃による西洋流砲術演武、＜3月＞天然理心流演武・新選組のふるさと歴史館ホームページを利用し企画展、特別展の情報を配信した。・テレビの情報番組、雑誌の取材に積極的に応じ、歴史館の存在をPRした。・リピーターを含む来館者の増を図るため常設展示の充実に加え、企画 展・特別展の実施等いつ来館しても楽しめるような工夫をしていく。	実施済(完了)							0							0	新選組のふるさと歴史館	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	番号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課
110	I	1	(3)	1	b1	日野宿本陣の企画展・PR(集客)を実施していく	日野市にある、新選組を中心とした資料を活用した日野宿本陣の企画展などの情報を歴史館などのHPによる情報配信、観光ポスター、観光パンフレットなどの紙媒体を活用して発信する	(平成17年度) ・日野市観光基本計画の策定。 ・日野市観光ホームページを作成。本陣のイベントなどについての情報発信を行った。観光ポスター、観光パンフレットで本陣のPRを行った。新選組イベントカレンダーに本陣のイベントを掲載して周知した。 (平成18年度) ・日野市観光ホームページによる情報発信を行った。第9回ひの新選組まつりで、日野宿本陣周辺で出店や抽選会などのイベントを行って、観客の回遊を図った。新選組イベントカレンダーに本陣のイベントを掲載して周知した。 (平成19年度) ・イルミネーションイベントに合わせ、本陣のライトアップを実施。つるし雛のイベントも行い、本陣のPRを行った。 (平成20年度) ・日野宿本陣にて新選組隊服を着付けて貸し出す事業を開始。隊服を着た参加者関係施設を回することで周囲の観光客や近隣の方々の注目も集め「新選組のふるさと」のPRに役立てた。 (平成21年度) ・ガイドボランティアの効率かつ有効的な配置を考慮し、繁忙期と閑散期の人員配置の見直しを行った。それに伴い、総協契約から単価契約にした。 (平成22年度) ・観光協会によるホームページの情報発信だけでなく、ウォーキングイベントなどのチェックポイントにすることにより、新選組ファン以外の方にもPR出来た。今後も新選組ファン以外にも日野宿本陣のPRを検討していく。	実施済(完了)							0						0	産業振興課	
110	I	1	(3)	1	b1	日野宿本陣の企画展・PR(集客)を実施していく	日野市にある、新選組を中心とした資料を活用した日野宿本陣の企画展などの情報を歴史館などのHPによる情報配信、観光ポスター、観光パンフレットなどの紙媒体を活用して発信する	(平成17年度) ・日野宿本陣を一般公開し、企画展などの情報をホームページにより情報配信。・観光ポスター、日野宿本陣案内パンフレットなどを作成し配布、天然理心流の演武などを実施し集客に努めた。 (平成18年度) ・日野宿本陣の公開と企画展などの情報をホームページにより情報配信、日野宿楽市楽座文化講座を実施し、江戸時代の教養・文化・娯楽などに親しみを持ってもらい、また、本陣の庭を利用したの野点・天然理心流の演武等実施し集客に努めた。 (平成19年度) ・新選組のふるさと歴史館の年間予定などをホームページにより情報発信するとともに、日野宿楽市楽座文化講座等を実施した。 (平成21年度) ・新選組のふるさと歴史館のホームページや広報紙により年間行事予定等を発信(随時) ・日野宿本陣楽市楽座文化講座の実施。 (平成22年度) ・新選組のふるさと歴史館のホームページや広報により、日野宿楽市楽座文化講座の年間行事予定等を発信した。 日野宿楽市楽座文化講座(12回)の実施:端午の節句ー五月人形と吊し雛(4月27日～5月5日)、篠笛と落語の会(5月15日)、七夕飾り(7月1日～7月7日)、月を愛でる会(9月22日)、江戸文化に親しもうー連句、茶道、香道そして奉曲ー(10月24日)、江戸学講座ー江戸の健康法ー(11月13日、3月12日)、邦楽、踊りと落語の会(11月13日)、餅花作りの会(12月26日)、お雛さまを愛でる会(2月22日～3月6日)、新選組書展(3月1日～3月31日)、民謡と落語の会(3月12日) ・新選組のふるさと歴史館のホームページや広報により、日野宿楽市楽座文化講座の年間行事予定等を発信した。 ・市民の方々にも江戸文化や年中行事を知ってもらうため、日野宿楽市楽座文化講座のさらなる充実を目指す。	実施済(完了)							0						0	新選組のふるさと歴史館	
111	I	1	(3)	1	b2	高幡不動尊参道を門前町にふさわしい街並みに整備する	「日野市観光基本計画」に基づき地区別の計画「高幡不動駅周辺観光まちづくり計画」を策定し、高幡不動尊を核とした、門前町にふさわしい、景観・業種の整備により観光まちづくりを行う。	(平成17年度) ・「日野市観光基本計画」を策定。 (平成18年度) ・「日野市観光基本計画」に基づき、「(仮称)日野市観光基本計画高幡地区実施計画」を策定、高幡不動尊参道の修景について検討。 (平成19年度) ・前年度に策定した「日野市観光基本計画高幡地区実施計画」に基づく取り組みを開始、景観整備に向けた実態把握等を行った。あわせて「トイレどうぞ」「お気軽にお尋ねください」シールを作成、観光客に對するおもてなしに努めた。 (平成20年度) 会津若松市七日町を視察し、統一されたまちなみの創出に伴う調査・研究を行った。 (平成21年度) ・門前町整備の先進市である埼玉県川越市へ高幡不動周辺商店会と「倉造りの街並み」を視察し、今後の高幡の街並み整備の手法を検討した。また、「たかはたもみじ灯路」などのイベントを通じ商店会のヒアリングなどを行った。 (平成22年度) ・昨年度に引き続き、栃木県栃木市へ高幡不動周辺商店会と「倉造りの街並み」を視察し、今後の高幡の街並み整備の手法を検討した。今後も高幡地区の街並整備について検討を続ける。	一部実施							0						0	産業振興課	
111	I	1	(3)	1	b2	高幡不動尊参道を門前町にふさわしい街並みに整備する	「日野市観光基本計画」に基づき地区別の計画「高幡不動駅周辺観光まちづくり計画」を策定し、高幡不動尊を核とした、門前町にふさわしい、景観・業種の整備により観光まちづくりを行う。	(平成18年度) ・「日野市観光基本計画」に基づき、「(仮称)日野市観光基本計画高幡地区実施計画」を策定、高幡不動尊参道の修景について検討。 (平成19年度) ・産業振興課の工程に沿って、ヒアリングを受けた。 (平成20年度) ・産業振興課の工程に沿って、ヒアリングを受けた。 (平成21年度) ・景観法に基づく景観計画において高幡不動「景観まちづくり重点地区」の候補地として位置づけを設定し、協議会で誘導方針案を検討。 (平成22年度) ・景観法に基づく景観条例、景観計画については、先進自治体の条例運用にかかる職員体制や支援制度等について継続して調査し、財政状況を踏まえながら、景観行政の実施方法及び運用開始時期について検討する。	一部実施							0						0	都市計画課	
112	I	1	(3)	1	b3	高幡不動尊と協力した事業を展開する	高幡不動尊と協力体制を確立し、七生丘陵散策路の整備を行い、散策路と京王電鉄交通網等を活用して、①既存の自然・歴史資源の掘り起こし②京王電鉄等と提携しての周遊切符等を作成しての回遊性の確保③各種ウォーキングの拠点化④高幡不動尊参道を中心とした観光まちづくり⑤ひの新選組まつりの推進⑥高幡不動尊との協力による、観光ポスター等による情報発信などの事業を実施することにより、周辺観光資源の魅力化と観光客の回遊性の確保を図る。	(平成17年度) ・「日野市観光基本計画」の策定、ひの新選組まつりの隊士パレードを、高幡不動尊を起点として実施。 (平成18年度) ・「(仮称)日野市観光基本計画高幡地区実施計画」の策定、七生丘陵散策路との連携、回遊性の向上について検討、ひの新選組まつりの隊士パレードを、高幡不動尊を起点として実施。 ・高幡不動尊萬燈会に合わせ、地元商店会、観光協会、高幡不動尊、行政が連携して11月22日・23日に「たかはたもみじ灯路」を実施。 (平成19年度) ・七生丘陵散策路の整備に伴い、道標・地図看板の設置を行った。 ・高幡地区の観光振興を目指し、高幡不動尊の萬燈会に併せて「たかはたもみじ灯路」を実施した。 (平成20年度) ・各種イベントの拠点化の実施。 ・ひの新選組まつりの隊士パレードの起点として実施。 ・高幡不動尊の萬燈会に併せて「たかはたもみじ灯路」を実施。 (平成21年度) ・ひの新選組まつりのメイン会場として実施。パレード、コンテスト、各種模擬店出店などを行った。 ・高幡不動尊の萬燈会に併せて「たかはたもみじ灯路」を実施。 (平成22年度) ・ひの新選組まつりの隊士パレードの起点とした。高幡不動尊の萬燈会に併せて「たかはたもみじ灯路」を実施。七生丘陵の案内看板の点検等を行った。	実施済(完了)							0						0	産業振興課	
113	I	1	(3)	1	b4	多摩動物公園とタイアップした事業の展開を図る	多摩動物公園との協力体制を確立し、多摩動物公園の50周年事業、七生丘陵散策路の整備を行い、散策路と京王電鉄交通網等の活用等により、①京王電鉄等と提携して周遊切符の作成、②多摩動物公園内から七生丘陵散策路へ抜けるコースの復活、③共同しての情報発信、タイアップ事業を行うことにより、周辺観光資源の魅力化と観光客の回遊性の確保を図る。	(平成17年度) ・「日野市観光基本計画」を策定。 (平成18年度) ・「(仮称)日野市観光基本計画高幡地区実施計画」を策定し、七生丘陵散策路との連携、回遊性の向上について検討。 (平成19年度) ・七生丘陵散策路にルート案内板4基及び道標の新設を行った。 ・産業まつりにおいて特設ブースを設置し、ミニ動物園その他の事業を協働により実施した。 (平成20年度) ・多摩動物公園創立50周年と日野町七生村合併50周年イベントを併せて地域の自治会と協働で多摩動物園駅前広場にて夏祭りを実施し、賑わいを創出した。 (平成21年度) ・多摩動物公園、京王電鉄との協働によるウォーキングを実施。 ・「平山季重まつり」に際し、多摩動物公園内から七生丘陵散策路へ抜けるコースの復活、③共同しての情報発信、タイアップ事業を行うことにより、周辺観光資源の魅力化と観光客の回遊性の確保を図る。 ・東京都では、低迷する入園者の回復を目指した「ビジット・ブーキャンペーン」を平成22年度より3年間実施。日野市も地元自治体として連携を強化し、多摩動物園を利用したウォーキング、フィルムコミッションによるロケ地ツアーなどを実施。	実施済(完了)							0						0	産業振興課	
114	I	1	(3)	1	b5	多摩テックとタイアップした事業の展開を図る	多摩テックとの協力体制を確立し、七生丘陵散策路等の整備を行い、京王電鉄交通網等の活用等により、①京王電鉄等と提携して周遊切符の作成、②共同した情報発信、効果的なタイアップ事業、③散策路を歩いた人の足の疲れを癒す足湯の設置等を目指し、周辺観光資源の魅力化と観光客の回遊性の確保を図る。	(平成17年度) ・「日野市観光基本計画」を策定。 (平成18年度) ・「(仮称)日野市観光基本計画高幡地区実施計画」を策定し、七生丘陵散策路との連携や回遊性の向上について検討。 ・産業まつりに着ぐるみのコチラちゃんなどが参加。 (平成19年度) ・七生丘陵散策路上に、多摩テックアハウスの温泉を利用した足湯を設置すべく、検討を行った。 ・「平山季重まつり」に際し、多摩テックアハウスの温泉を利用した足湯を試行的に設置(仮設、来場者の反応等を見た。 (平成20年度) ・「平山季重まつり」に際し、多摩テックアハウスの温泉を利用した足湯を試行的に設置(仮設、来場者の反応等を見た。 ・産業まつりに着ぐるみのコチラちゃんなどが参加。また入場割引券などの配布を実施。 (平成21年度) ・多摩テックは9月末閉園。	実施済(完了)							0						0	産業振興課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位数千円	担当課	
115	I	1	(3)	1	b6	「道の駅」設置の検討をしていく	国道20号日野バイパスの開通に伴い、観光客や日野に関する観光・生活情報の提供、日野ブランドの加工農産物や日野市の名品を販売する日野市における新たな地域振興の拠点としての「道の駅」の建設の実現に向けて検討する。	(平成17年度) ・「道の駅」の整備に関する現状の問題点を関係課で協議。 (平成18年度) ・「(仮称)国道20号バイパス(日野バイパス)沿道商業等アクションプラン」において「道の駅」設置の位置付けを図った。 (平成19年度) ・市の東端に位置する北川原公園周辺の国道20号日野バイパス沿道を主な候補地として、関係課で条件整備に向けた検討を行った。 (平成20年度) ・緑と清流課にて「北川原公園基本計画(その2)」を作成し、その中で、道の駅の検討経過及び概算工事費、今後の課題等を報告した。	一部実施							0							0	都市計画課	
115	I	1	(3)	1	b6	「道の駅」設置の検討をしていく	国道20号日野バイパスの開通に伴い、観光客や日野に関する観光・生活情報の提供、日野ブランドの加工農産物や日野市の名品を販売する日野市における新たな地域振興の拠点としての「道の駅」の建設の実現に向けて検討する。	(平成17年度) ・「道の駅」の整備に関する現状の問題点を関係課で協議。 (平成18年度) ・「(仮称)国道20号バイパス(日野バイパス)沿道商業等アクションプラン」において「道の駅」設置の位置付けを図った。 (平成19年度) ・国道20号バイパス沿道の商業活性化を目的とするアクションプランを策定、北河原公園に「道の駅」を設置する方向性を示した。 ・緑と清流課において、立地可能性の検討を含め、設置に向けた作業を進めてもらった。 (平成20年度) ・日野市商工会の主催する、運営のノウハウを持った専門家による勉強会に参加し今後の方向性について意見交換を行い、事業の目的、課題などについて検討した。 (平成21年度) ・日野市商工会が主催する専門家(千葉県南房総市企画部長)による勉強会に参加し、今後の方向性について意見交換を行い、事業の目的・課題などについて整理した。 (平成22年度) ・平成22年4月より庁舎1階において、市民と工業とのマッチング機会の創出を図ることを目的に、市内で生産された工業製品の展示を開始。工業事業者と市民との相互理解の機会をつくることにより、工業関係事業者の意欲向上が図られた。	一部実施							0								0	産業振興課
116	I	1	(3)	1	b7	「ふれあい橋」を観光資源としてデザインし、市のシンボルとして整備を検討する。	水辺の自然と触れ合える場としての憩いの場、また、テレビドラマなどのロケ地として活用されている「ふれあい橋」を、市のシンボルとして、観光基本計画に基づき観光資源化の取組を行う。	(平成17年度) ・「日野市観光基本計画」を策定。 (平成18年度) ・映像撮影支援事業を通じ、ふれあい橋のPRを行った。 (平成19年度) ・ふれあい橋での映画・ドラマのロケ撮影を3回実施したほか、日野映像支援隊を通じてロケの誘致及びPRを行った。 (平成20年度) ・ふれあい橋での撮影は2回実施し、日野映像支援隊を通じてロケ誘致及びPRを行った。 (平成21年度) ・ドラマのロケなどに数回使用され、ロケ地として定着しつつある。 (平成22年度) ・ドラマのロケに度々利用され、日野のロケ地のシンボリック役割を担う場所となった。今年度は、フィルムコミッションによる「ロケ地ツアー」を実施し、「ふれあい橋」を紹介した。	実施済(完了)							0							0	産業振興課	
117	I	1	(3)	1	c1	日野宿通りの整備(古き良き街の街並みを再生する)	国の「まちづくり交付金」や都の交付金を活用し、①幕末・明治維新の頃の日野宿の街並みを再生する。②水路を復元し、水と緑の調和した街並みを目指す。③日野宿本陣を拠点として、このゾーン全体が観光資源となるような賑わいのあるまちづくりを行う。	(平成17年度) ・国道20号線の改修、赤レンガ調の平板の設置、ガードパイプの茶色化、精進場(親水路)の設置。 (平成18年度) ・国道20号線の歩道橋の撤去、日野宿交流館の改修、日野宿本陣駐車場の改修、親水路の整備(市民の森スポーツ公園内に用水を引き込み)実施。 (平成19年度) ・日野宿交流館2階に、以下のテーマ・コンセプトにそった展示室を開設した。 ・メインテーマ「甲州道中日野宿」 ・サブテーマ「新選組・自由民権運動等」 ・コンセプト「日野にある資料を日野宿地域に展示する」 (平成20年度) ・日野用水上堰整備工事実施、日野用水下堰整備工事実施。 ・日野一中長屋門工事実施。 (平成21年度) ・日野用水上堰整備工事実施。 (平成22年度) ・引き続き日野用水上堰整備工事を行う。	一部実施							0							0	企画調整課	
118	I	1	(3)	1	c2	「水の郷」にふさわしい水路の復元	「清流保全条例」に基づき、「水の郷」にふさわしい水辺空間の創造をめざします。また、観光まちづくりにも生かすために、用水の開渠化や水路景観の修景に取り組む。	(平成17年度) ・清流保全条例策定ワークショップの開催、清流保全条例策定に向けたパブリックコメント、清流保全条例の市民案作成。 (平成18年度) ・「日野宿通り周辺再生整備計画」の策定、清流保全条例の議会審議、清流保全条例の施行。 (平成19年度) ・日野宿通り周辺再生・整備計画に基づき、日野用水下堰の整備を行った(延長=66.4m。設計業務を含む)。 (平成20年度) ・日野宿通り周辺再生・整備計画に基づき、日野用水下堰(L=12m)上堰(L=146m)の整備を行った。 (平成21年度) ・日野宿通り周辺再生・整備計画に基づき日野用水上堰の整備を行った。 (平成22年度) ・平成23年度にて日野宿通り周辺再生・整備計画に基づき日野用水上堰及び日野用水下堰の整備を行う。	一部実施							0							0	緑と清流課	
119	I	1	(3)	1	c2	「水の郷」にふさわしい水路の復元、路地裏のような風情のある街並み整備	地域住民と協働で策定した日野宿通り周辺再生・整備計画により、水路(日野用水上堰)の一部を開渠にし、ガードレールを擬木柵にし、護岸を石積とする。また、又、甲州街道の道路構造の変更(歩行者優先の道づくり)の検討や昔ながらの路地を生かした散策路づくりを実施する。整備については、国の「まちづくり交付金」や都の交付金を活用し実施していく。	(平成17年度) ・精進場(親水路)の設置、日野用水下堰の景観化。 (平成18年度) ・日野用水上堰大昌寺北側周辺の水路の開渠化へ向けた協議の実施、親水路の整備(市民の森スポーツ公園内に用水を引き込み)。 (平成19年度) ・日野宿通り周辺再生・整備計画に基づき、日野市日野本町7丁目2地先(主に日野第一中学校の南側)の用水路の石積護岸を整備し、擬木柵を設置することで、沿道を景観に配慮した散策路とする工事を行った。 (平成20年度) ・日野用水上堰整備工事・日野用水下堰整備工事・日野一中長屋門工事実施。 (平成21年度) ・日野用水上堰整備工事実施。 (平成22年度) ・引き続き日野用水上堰整備工事を行う。	一部実施							0							0	企画調整課	
120	I	1	(3)	1	c3	憩いの場として「(仮称)日野宿交流館」を整備する	地域住民と協働で策定した日野宿通り周辺再生・整備計画の中で、新たな賑わいの拠点づくりとして旧八王子信用金庫日野支店を(仮称)日野宿交流館として整備することや現存する蔵や古い建築物を活用した観光拠点の整備を進めること。整備については、国の「まちづくり交付金」や都の交付金を活用し実施していく。	(平成17年度) ・計画に日野宿交流館の開設を明記。 (平成18年度) ・日野宿交流館を開設。 ・「概要」1階：入口周辺を広い空間とし、平日は子育て支援施設として親・子が一緒に遊べる(交流する)空間とする。昔の玩具、駄菓子コーナーなどを整備、休日はジッターセンターとして机と椅子を設置。共通部分は1階の金庫があった空間に観光案内及び市政情報コーナーを設置、2階：甲州道中日野宿をメインテーマ・新選組・自由民権運動等をサブテーマにし、「日野にある資料を日野宿地域に」展示する。3階：市民のスペースとして ギャラリー・会議室・講座室として活用。 (平成19年度) ・平成19年5月に「日野宿交流館」を開設した。完了。	実施済(完了)							0							0	企画調整課	
121	I	1	(3)	1	d1	多摩丘陵の緑を活用した散策路の整備	七生丘陵散策路(ウォーキングコース)東・西コースおよび南平丘陵散策コース(ウォーキングコース)のコース案内標識の更新、散策路の補修、新設コースを含めてコースの検討を行う。	(平成17年度) ・既存コースの維持、補修。 (平成18年度) ・七曲りコースの新設を検討中、コース案内標識の更新について調査・検討。 (平成19年度) ・「歩きたくなるまちコース」整備の一環として、東豊田緑地保全地域及び平山桜塚の整備を行った。 (平成20年度) ・平成19年度に新設した道標、案内板等の維持管理作業及び各コース内の既存施設の点検を実施した。 (平成21年度) ・良好な環境を維持するため、既存の道標・案内板等の維持管理作業及び各コース内の既存施設の点検を実施した。 (平成22年度) ・良好な環境を維持するため、既存の道標・案内板等の維持管理作業及び各コース内の既存施設の点検を継続実施。	一部実施							0							0	緑と清流課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位数千円	担当課				
122	I	1	(3)	1	d2	多摩川・浅川“YOU”歩道整備計画に基づき堤防通りを整備し、訪れる人の憩いの道とする	路側線による歩道部の確保(平山橋～南平入り口)、JR鉄橋部下に遊歩道、滝合橋～平山橋の堤防上の舗装、日野橋上流の堤防上の舗装、グリーンセンター先堤防上の舗装を実施する。	(平成17年度) ・路側線の設置を実施、場所：平山四丁目28番地～南平六丁目22番地、規模：延長L＝927m、歩道幅員W＝0.8～1.2m、内容：区画線設置工L＝927m (平成18年度) ・立日橋～日野橋までの堤防上の舗装を実施、場所：大字日野1,246番地～大字日野1,099番地、規模：延長L＝320m、幅員W＝2.4m、内容：舗装工(8型)A＝800㎡ (平成19年度) ・「多摩川・浅川“You”歩道整備計画」に基づき、滝合橋・平山橋間の堤防上の舗装整備を実施、歩行空間の確保を行った。 (平成20年度) ・新井橋下流左岸の堤防に歩道を設置(歩行空間の確保・L＝120m)、西平山五丁目JR鉄橋下散策路及び階段の設置及び栄町二丁目先の樋管を撤去し新たに堤防を築堤し四ツ谷鉄橋先まで歩道をつなげた。 (平成21年度) ・多摩川浅川“YOU”歩道整備計画に基づき、「地域ニーズを踏まえた河川整備の推進」について国に要望を実施した。 (平成22年度) ・未整備箇所の舗装整備等、整備手法等の検討を継続して実施した。	実施済(完了)							0								0	道路課			
123	I	1	(3)	1	d3	ベンチ・ミニポケットパークの整備	住みやすいまちづくりを目指すために策定した、「道路いこいの場整備計画」に基づき、市内の公共施設、郷土資料館等へのアクセス路、散策路、坂道の多い住宅街やミニバス・ワゴンタクシーの停留所を基盤に散歩や通勤・通学のいこいの場所・やすらぎの場所・安心安全な場所としてミニポケットパークやベンチを設置する。	(平成17年度) ・ミニポケットパーク：6カ所。 No.1：三沢873番地先、ベンチ1基。No.2：大字日野1,099番地先、ベンチ2基。No.3：東豊田二丁目4番地先、ベンチ1基。No.4：東豊田二丁目1番地先、ベンチ1基。No.5：豊田一丁目3番地先、ベンチ1基。No.6：豊田二丁目4番地先、ベンチ2基。 (平成18年度) ・ミニポケットパーク：2カ所 No.1：高幡 650番地先、ベンチ1基。No.2：高幡 1,011番地先、既存のベンチ2基を使用。No.3：南平六丁目7番地先、ベンチ1基。No.4：南平五丁目26番地先、ベンチ1基。No.5：百草 819番地先、ベンチ1基。No.6：神明二丁目3番地先、ベンチ1基。No.3～6はベンチのみの設置 (平成19年度) ・「道路いこいの場整備計画」に基づき、一番橋の上にベンチを4基設置した。 (平成20年度) ・「道路いこいの場整備計画」に基づきワゴンタクシーのモノレール高幡不動駅前にベンチ1基を設置した。 (平成21年度) ・大坂上通りに2カ所設置した。 (平成22年度) ・南平一丁目に新規に3基設置した。 ・平成17年度設置した、ミニポケットパーク内5基のベンチが老朽化したため、修繕を実施する。	実施済(完了)							0								0	道路課			
124	I	1	(3)	1	d4	里山づくりの推進	市内南東部の百草倉沢地区の日野市に唯一残されている里山の維持保全を進めていく	(平成17年度) ・万蔵院台緑地の取得を行った。 (平成18年度) ・百草地区緑地の取得を行った。 (平成19年度) ・パートナーシップ協定に基づき、百草・倉沢地区の里山の維持保全を行った。 (平成20年度) ・百草公園東緑地5,880㎡を国庫補助金を導入して買収した。また、百草谷戸緑地187㎡、長久保緑地8,121㎡の寄付を受け、合計14,188㎡の公有化を実施した。 ・パートナーシップ協定に基づき、百草・倉沢地区の里山の維持保全を行った。 (平成21年度) ・パートナーシップ協定に基づく対象地に9,604㎡を追加し、百草・倉沢地区の里山の維持保全を行った。 ・緑地の取得費用の一助となるよう市民に募金を呼びかける「ひの緑のトラスト」が組織された。 (平成22年度) ・パートナーシップ協定に基づき、百草・倉沢地区の里山の維持保全を行った。 ・緑地の取得費用の一助となるよう市民に募金を呼びかける「ひの緑のトラスト」活動を支援した。	一部実施							0								0	緑と清流課			
125	I	1	(3)	1	e	東京国民体育大会の競技を日野市に誘致する	東京国体準備推進会議による本調査に応じ、会場地に選定されるための調査・検討及び関係機関への働きかけを実施する。	(平成18年度) ・10月の会場地選定希望本調査に基づき、東京都国体準備室や日野市体育協会等と招致に向けた調整を実施。 (平成19年度) ・ボクシング、空手道、ホッケー各競技団体の中央連盟の視察を受け、開催地・施設とも概ね適当との講評を得た(ホッケーは、芝について引き続き調整が必要である)。 ・12月には都との間で3競技実施の合意書を締結、併せて都補助金対応に係る要望書を提出した。その後、ホッケーの普及を図るため、ホッケー教室も開催した。 (平成20年度) ・平成19年度に3競技開催地として、条件を付託して合意書を締結した。 (平成21年度) ・平成20年11月に空手道、ボクシング競技の開催予定地である「(仮称)市民の森ふれあいホール」が建設中断となり、準備が一時停滞したが、21年9月に建設再開が決定し、21年度中の契約が決定。本格的に都及び各競技団体との調整を進めた。ホッケー競技については、人工芝についての調整が都及び競技団体と続けた。 (平成22年度) ・日野市で第68回国民体育大会が開催されることが決定した(空手道競技、ボクシング競技、ホッケー一競技)。	実施済(完了)							0											0	文化スポーツ課
126	I	1	(3)	1	f	日野三大まつり(新選組まつり、ひのよさこいまつり)を日野発全国版のイベントとする	①「ひの新選組まつり」、「ひのよさこい祭」の事務局の常設化 ②「ひの新選組まつり」、「ひのよさこい祭」の推進組織の強化 ③市民や学生実行委員のまつりへの参画 ④地元商店会等との連携 ⑤観光協会HP、観光パンフレット等による情報発信を行う。	(平成17年度) ・平成17年5月7日・8日に「第8回ひの新選組まつり」開催、7月30日・31日に「第5回ひのよさこい祭」開催。 (平成18年度) ・平成18年5月12日・13日に「第9回ひの新選組まつり」開催。新たな取組みとして、回遊性確保のため、日野宿通り周辺でのイベント実施、情報発信のためのまつり特設、HPの開設などを行った。7月29日・30日に「第6回ひのよさこい祭」開催。 ・19年度から「ひのよさこい祭」を日野市まちおこし連絡協議会主催とし、全市をあげての開催とすることを決定。 (平成19年度) ・「ひの新選組まつり」は日野市観光協会に、また「ひのよさこい祭」は日野市商工会に、それぞれ事務局を常設した。・「ひの新選組まつり」実行委員会に地域参加推進部会を設置、一般市民等の参画を促した。・「ひのよさこい祭」は日野市まちおこし連絡協議会の主催とし、体制強化を図った。・地元商店会等との連携や観光協会HP、観光パンフレット等による情報発信については、例年通りの事業を行った。 (平成20年度) ・平成20年5月10日・11日に「第11回ひの新選組まつり」を開催、7月26日・27日に「第8回ひのよさこい祭」を開催。 (平成21年度) ・5月9日・10日に「第12回ひの新選組まつり」を開催。新たな保育園児のバレード参加や地元企業の協力を得るなど市全体でまつりを盛り上げた。ホームページや広報などで情報発信を行い、全国または海外からのバレード参加者で賑わいを見せた。 ・まつりの効率化を図るため、今年度から開催日を2日間から1日に短縮し7月26日に「第9回ひのよさこい祭」を開催、地元商店街と協働でまつりを実施した。 (平成22年度) ・5月8日・9日に「第13回ひの新選組まつり」を開催。7月25日に「第10回ひのよさこい祭」を開催。いずれも市民参画によるまつりとするため、公募市民の実行委員が参加。「新選組まつり」では、映画上映会などを行い、「よさこい祭」では、地方車(音響車両)を作成せず、持ち込みだけで実施するなど効率的な運営に努めた。	実施済(完了)							0											0	産業振興課
127	I	1	(3)	1	f	日野三大まつり(健康フェア)を日野発全国版のイベントとする	健康フェアを開催することにより、健康に関する適切な情報を提供し、健康に対する市民の自助努力と意識の高揚を図る。全庁的、全市的なイベントとなるよう多方面に働きかけ、内容の充実を図るとともに日野市の健康に対する取り組みを全国にアピールしていく。	(平成17年度) ・「健康フェア&くらしのフェスタ」開催、参加者約1,500人。 (平成18年度) ・「健康フェア」事前講演会を開催、参加者810人・「健康フェア&くらしのフェスタ」開催、参加者約1,700人・企業が参加：株式会社エスアールエル、GE横川メディカルシステム株式会社 の2社 (平成19年度) ・＜実施日＞10月21日午前10時～午後4時、＜来場者数＞1,600人、＜ウォーキング参加者数＞437人 (平成20年度) ・＜実施日＞10月26日午前10時～午後3時、＜来場者数＞1,300人、＜ウォーキング参加者数＞327人、＜森末慎二氏講演会＞300人 (平成21年度) ・＜実施日＞11月1日午前10時～午後3時、＜来場者数＞約1,100人、＜ふれあい健康ウォーキング参加者数＞249人 ・医師会による健康相談、歯科医会による口臭測定等、薬剤師会による薬と健康相談、健康づくり推進員によるイベント、市立病院健康増進センター準備室によるイベント、血管年齢測定・ストレス度測定・体脂肪、内臓脂肪測定・パソコン食事診断など (平成22年度) ・＜実施日＞10月24日午前10時～午後3時、＜来場者数＞約1,100人、＜ふれあい健康ウォーキング参加者数＞200人 ・医師会による健康相談、歯科医会による口臭測定等、薬剤師会による薬と健康相談、健康づくり推進員によるイベント、市立病院によるイベント、血管年齢測定・ストレス度測定・体脂肪、内臓脂肪測定など ・＜今後の方向性＞健康づくりの啓発の場としイベントを継続する。	実施済(完了)							0							-1,118	-1,592		-2,710	健康課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位人	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課				
128	I	1	(3)	1	g1	市の特産品を生かした農業体験農園、体験果樹園を検討する	農業体験農園・体験型果樹園の開設支援・補助を行い推進していく。	(平成17年度) ・農業体験農園開設支援…17年9月26日、練馬区の農業体験農園「白石農園」視察。 ・体験型果樹園支援…観光協会ホームページや広報「ひの」でブルーベリーやりんごのもぎ取り紹介。 (平成18年度) ・農業体験農園開設支援…19年度2農園開設に向け準備、視察。 ・体験型果樹園支援…観光協会HPや広報「ひの」でブルーベリーやりんごのもぎ取り紹介。 (平成19年度) ・川辺堀之内地区の野菜農家による農業体験農園を開設した。1区画当たり30㎡で22区画で開設した。トイレ、水道などの施設整備に開設補助を行い、1区画当たり10,000円の運営補助を行った。 (平成20年度) ・2園目の開設を目指すも実施希望農家が見つからず、1園に留まっている。 ・体験型果樹園支援…ブルーベリーやりんごのもぎ取り情報を観光協会ホームページや広報「ひの」で紹介。 (平成21年度) ・既存のブルーベリー農園やりんごのほか、1園であるが、いちご栽培農業者が栽培面積を増やしたことに伴い、摘み取りが可能となった。 (平成22年度) ・農業体験農園2園を新規開園した。①東平山地区に1園(30区画)、②百草地区に1園(21区画)。	実施済(完了)							0									0	産業振興課		
129	I	1	(3)	1	g2	日野市の特産品を日野市のブランドとしてPRしていく	日野の特産品として梨・ブドウ・ブルーベリー・トマト、発泡酒「ブルーベリー・エール」、イチゴの加工商品を市内食品製造事業者、販売業者などと連携し、PRを推進していく。	(平成17年度) ・ブルーベリー発泡酒4ロット9,600本製造について酒販組合に補助。 (平成18年度) ・ブルーベリー発泡酒4ロット9,600本製造について酒販組合に補助。 ・実践女子短期大学でブルーベリーを使った加工品研究。産業まつりで「ブルーベリーマフィン」試食会実施。 (平成19年度) ・ジェラード及び発泡酒「ブルーベリー・エール」の製造販売を引き続き行った。 (平成20年度) ・市内産ブルーベリー100キロを原料に発泡酒5ロット12,000本。 ・多摩動物公園や東京電力の研修センターでの販売を開始し、販路を拡大した。 (平成21年度) ・ブルーベリーエールの販売のほか、現在3農業者のみの生産になっている「東光寺大根」を市の「まちのお宝発見事業 第1弾」として栽培やPR活動に補助を行った。市、JA東京みなみ、日野市商工会が集まり、「市・農・商三者意見交換会」を初めて開催し、日野産の農産物で加工・販売できるものというテーマで意見交換会を実施。 (平成22年度) ・市内産ブルーベリー100kgを原料に、発泡酒1ロット2,400本を製造した。市内酒販組合加盟店での販売のほか、販売促進に努めた。(産業まつり等の会場で販売、賛詞交換会等の宴席で利用、大成荘にに対し200本販売、農林水産省関東農政局による報道機関との現地調査の際の試飲及び販売、モレール駅2駅の掲示板上にポスター掲示)。 ・東光寺大根のPRについては、「漬物講習会」や「洗い・干し講習会」を実施し、伝統野菜の承継が大切であることを市民に訴えた。	実施済(完了)							0											0	産業振興課
130	I	1	(3)	1	h	放課後の子どもたちの居場所として学童クラブ等と連携を図り、学校施設を活用する	文部科学省の「地域子ども教室」と、厚生労働省の「学童保育(放課後学童クラブ)」が連携した「放課後子どもプラン」の整合を図り、教育部と学校、子ども部で構成するPT等で検討し、実施時期は、平成19年度からとし、市内18小学校区で開始する。年度当初は安全管理員が配置された学校から事業を開始し、10月以降に学習アドバイザーを配置して本格実施とし、その後課題・問題点の整理を図りながら実施していく。また、学童クラブとの役割等についてのすみわけは、平成19年度に整理し、平成20年度に行う	(平成18年度) [子育て課] ・放課後子どもプランの事業内容を検討、・すでに学校で全児童対策を行っている自治体を視察、・教育委員会と連携し各小学校より使用教室等を提供してもらう、・安全管理員の募集、・地域の方にコーディネーターを依頼し会議を開催、・学童クラブとの関連については学童クラブ職員と意見交換会を実施。 [庶務課] ・平成19年度実施に向け近隣協力者・学校関係者・保護者に説明会を実施し理解を深める。 ・放課後子どもプランに協力できるスペースとしての教室を確保する。 (平成19年度) 子育て課が所管課となり、6月から、市内全小学校(18校)で放課後子どもプラン「ひのっち」が始まった。 (平成20年度) ※学校課での取り組みは、特にありません。	一部実施							0									0	学校課		
130	I	1	(3)	1	h	放課後の子どもたちの居場所として学童クラブ等と連携を図り、学校施設を活用する	文部科学省の「地域子ども教室」と、厚生労働省の「学童保育(放課後学童クラブ)」が連携した「放課後子どもプラン」の整合を図り、教育部と学校、子ども部で構成するPT等で検討し、実施時期は、平成19年度からとし、市内18小学校区で開始する。年度当初は安全管理員が配置された学校から事業を開始し、10月以降に学習アドバイザーを配置して本格実施とし、その後課題・問題点の整理を図りながら実施していく。また、学童クラブとの役割等についてのすみわけは、平成19年度に整理し、平成20年度に行う	(平成18年度) ・平成19年度実施に向け近隣協力者・学校関係者・保護者に説明会を実施し理解を深める。 ・放課後子どもプランに協力できるスペースとしての教室を確保する。 (平成19年度) ・子育て課が所管課となり、平成19年度6月より市内全小学校(18校)で放課後子どもプラン「ひのっち」が始まった。 (平成20年度) ・昨年度から実施された「ひのっち」の課題、問題点等について、子育て課と学校とのコーディネートを図った。 (平成21年度) ・日野四小増築部に学童クラブの併設、日野第二小敷地内に学童クラブの増設、旭が丘小学校敷地内に学童クラブの新設並びに、滝合小既設校舎内に学童クラブの移転に際し、子育て課と協働して対処した。	実施済(完了)							0									0	庶務課		
130	I	1	(3)	1	h	放課後の子どもたちの居場所として学童クラブ等と連携を図り、学校施設を活用する	文部科学省の「地域子ども教室」と、厚生労働省の「学童保育(放課後学童クラブ)」が連携した「放課後子どもプラン」の整合を図り、教育部と学校、子ども部で構成するPT等で検討し、実施時期は、平成19年度からとし、市内18小学校区で開始する。年度当初は安全管理員が配置された学校から事業を開始し、10月以降に学習アドバイザーを配置して本格実施とし、その後課題・問題点の整理を図りながら実施していく。また、学童クラブとの役割等についてのすみわけは、平成19年度に整理し、平成20年度に行う	(平成18年度) [子育て課] ・放課後子どもプランの事業内容を検討、・すでに学校で全児童対策を行っている自治体を視察、・教育委員会と連携し各小学校より使用教室等を提供してもらう、・安全管理員の募集、・地域の方にコーディネーターを依頼し会議を開催、・学童クラブとの関連については学童クラブ職員と意見交換会を実施。 [庶務課] ・平成19年度実施に向け近隣協力者・学校関係者・保護者に説明会を実施し理解を深める。 ・放課後子どもプランに協力できるスペースとしての教室を確保する。 (平成19年度) ・子育て課が所管課となり、平成19年度6月より市内全小学校(18校)で放課後子どもプラン「ひのっち」が始まった。 (平成20年度) ・遊び場開放については、ひのっち事業との統合に向けて、子育て課と検討を行ったが、ひのっちの事業を整理し、再度次年度以降に検討することとした。 (平成21年度) ・土曜日の午前中の遊び場開放について、子育て課と調整を行い、平成22年度より校舎内に学童クラブが併設されている4校について、子育て課の「学童クラブ併設の小学校校舎管理業務委託」の中で実施することとなった。ひのちちとの事業統合については、ひのちちの事業規模縮小に伴い、調整がついていない。 (平成22年度) ・土曜日の午前中の遊び場開放事業については、見守りのための協力員へ謝礼が発生していたが、学童クラブ併設校(日野三小・五小・滝合小)については、学童の見守り業務の中に組み込み、平成22年度から経費削減を図った。平日放課後については、経費はかかっておらず、現場実態としては「ひのちち」と統合されている。「学校生徒らへの一般開放」という教育委員会としての理念が残されているだけである。「教育委員会が、放課後の学校施設の開放を認める」というこの理念を、ひのちちに事業を全面委譲することも考えられるが、施設の管理者たる教育委員会が開放を認めるという理念を残しておくことがベターと考える。	一部実施							0									0	文化スポーツ課		
130	I	1	(3)	1	h	放課後の子どもたちの居場所として学童クラブ等と連携を図り、学校施設を活用する	文部科学省の「地域子ども教室」と、厚生労働省の「学童保育(放課後学童クラブ)」が連携した「放課後子どもプラン」の整合を図り、教育部と学校、子ども部で構成するPT等で検討し、実施時期は、平成19年度からとし、市内18小学校区で開始する。年度当初は安全管理員が配置された学校から事業を開始し、10月以降に学習アドバイザーを配置して本格実施とし、その後課題・問題点の整理を図りながら実施していく。また、学童クラブとの役割等についてのすみわけは、平成19年度に整理し、平成20年度に行う	(平成18年度) ・放課後子どもプランの事業内容を検討、・すでに学校で全児童対策を行っている自治体を視察、・教育委員会と連携し各小学校より使用教室等を提供してもらう、・安全管理員の募集、・地域の方にコーディネーターを依頼し会議を開催、・学童クラブとの関連については学童クラブ職員と意見交換会を実施。 (平成19年度) ・子育て課が所管課となり、平成19年度6月より市内全小学校(18校)で放課後子どもプラン「ひのっち」が始まった。 (平成20年度) ・これまで実績がない中で、平成19年度に放課後子どもプラン事業「ひのちち」を全校一斉に実施する中で、数々の課題・問題点が発生したが、これをひとつひとつ解決してきた。学童クラブとの役割等についてのすみわけは、平成20年度に課題の分析、整理を行った上で、21年度以降検討を進めていくこととした。 (平成21年度) ・平成19年6月に市内全小学校で始まった放課後子ども教室「ひのちち」も3年が経過し、事業内容も保護者並びに児童にかなり知られるようになってきた。 ・同じ小学校で放課後の時間を共有している学童クラブと「ひのちち」であるが、その様子分けと相互の連携を図るため、学童クラブの職員と「ひのちち」のスタッフ(コーディネーター・パートナー・学習アドバイザー)とで「放課後の安全・安心な居場所づくり」について協議し、共通のルール作りを行った。	実施済(完了)							0										0	子育て課	
小計(小項目計)											0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1,118	-1,592	0	-2,710				

改革の内容							実施策(実施計画)		実施内容(平成17年度～22年度)		最終結果		H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位人	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課									
(4)安全・安心のまちづくり																																				
131	I	1	(4)	1	a1	日野人四大運動事業(さわやか健康体操)を推進する	60歳以上の方の運動習慣の定着を図るため、週1回の体操教室(ストレッチ・筋力トレーニング等)を継続して実施していく。60歳以上の市民全員が参加できる環境を整備する。事業のPRを強化する。・医療費削減に向け、病気の予防策の一つとして実施していく。	(平成17年度) ・参加者数の増加により会場の増加(60歳以上)、年間2クール実施。前期(4月から9月):14会場、申込者数:1,118人。 後期(10月から3月):18会場、申込者数:1,329人 (平成18年度) ・年間2クール実施。前期(4月から9月):21会場、申込者数:1,561人、後期(10月から3月):23会場、申込者数:1,648人。 (平成19年度) ・市内24会場で、週1回・6カ月で計22回を1クールとした取り組みを前・後期に分けて年2回実施した。なお15回以上の参加者は70%以上になっており、運動習慣の定着を図ることができた。〈申込者数〉前期1,775人、後期1,813人 <のべ参加者数> 58,844人 (平成20年度) ・参加者数増加により会場を市内25会場に増やし、6カ月間で計22回を1クールとし、前・後期に分けて年2回実施した。なお15回以上の参加者は70%以上になっており、運動習慣の定着を図ることができた。申込者数が2,000人を超え市民の認知度も上がっている。〈申込者数〉前期2,015人、後期2,002人<のべ参加者数> 65,517人 (平成21年度) ・参加者数の増加により会場を市内25カ所から26カ所に増設した。・6カ月間を1コースとし、年間2コース(前期コース・後期コース)開催した。 ・1コース(1会場あたり)の教室開催数は概ね20回(週1回)とした。・平成19年度から継続して、7割参加者(15回以上の参加)の割合が70%以上になっており、運動や健康に対する意識向上や自立した運動習慣の定着を図ることができた。・後期コースにおける申込者数が2,200人を超え、着実に市民の認知度が上がっている。 (平成22年度) ・年間32回、36会場で72教室のさわやか健康体操に約2,300人が参加している。	実施済(完了)								0															497			497	健康課
132	I	1	(4)	1	a1	日野人四大運動事業(いきいきウォーキング事業)を推進する	「寝たきりゼロ」を重点目標として 対象:概ね60歳以上高齢者 方法:ホータル運動測定器(熱大マイト)を使用した(インターバル歩速を取入れる。 内容:2週間毎に拠点に集合し指導を受ける。 課題:参加者のモチベーションを上げるためにも、ホータル運動測定器の価格を安価に設定することによってウォーキングサポーター(指導者)の数を増やし、地域でどこでもいつでも参加できる仕組みを構築していく。 目標:生活習慣病及び介護予防を目指し、地域で仲間づくりをしていく。	(平成17年度) [高齢福祉課]・参加者一人ひとりの体力に合わせ、楽しく歩きながら介護予防や生活習慣病予防を行う。仲間づくりの場も設定することによって「寝たきりゼロ」を目指した(60歳以上)。参加人数:66人(男性29人・女性37人) (平成18年度) [高齢福祉課]・参加者一人ひとりの体力に合わせ、楽しく歩きながら介護予防や生活習慣病予防を行う。仲間づくりの場も設定することによって「寝たきりゼロ」を目指した。参加人数:112人(男性45人・女性66人) (平成19年度) ・説明会・ウォーキング指導・データ収集等は、指定した交流センター等の会場の(べ28会場)で実施した。〈実施期間〉平成19年5月～平成19年11月<実施場所〉自宅周辺<参加者数> 100人 本事業は、平成20年度より健康課へ移管することとなった。 (平成20年度) ・60歳以上の高齢者を対象に平成17年度から3年間実施してきた「いきいきウォーキング事業」について、3年間の効果検証を行った上で、事業内容を見直し、平成20年度からは「ウォーキング広場」という新たな事業名称で施策を展開。主な見直し点としては、対象年齢を50歳以上に拡大し、早期の生活習慣病予防にも視点を向けるとともに、事業を通年制にすることで、内容に継続性を持たせることで、自立した運動習慣の定着や参加者同士の交流を支援していく。また、従来有償で借りていたポータル運動計測器を無償で借りることで、事業費の大幅な削減を実現した。本事業は、インターバル歩速を3か月間で習得することを目的とした「広場」と、「広場」の修了者が継続してウォーキングを実施し、また、ウォーキングを媒介とした参加者同士の交流を目的とした通年制の「友の会」の二本立てで構成されている。あわせて、定期的な体力測定を実施し、ウォーキングによる効果を参加者に対して目で見て分かる形で伝えられている。 (平成21年度) ・対象年齢を50歳以上から40歳以上にさらに拡大し、早期の生活習慣病予防に重点を置き実施した。・インターバル歩速を3カ月間(1クール)で習得することを目的とした「広場」と、広場の修了者が継続してウォーキングを実践し、ウォーキングを媒介とした参加者同士の交流をする通年制の「友の会」の二本立の構成で実施した。 ・ウォーキングによる身体的、体力的な効果を参加者に分かりやすく伝えるため、定期的な体力測定を開催した。 (平成22年度) ・ウォーキングの手法について検討をするため、平成22年度は新規は実施せず、フォロワーのための広場事業のみ実施。 ＜今後の方向性＞測定機器を使用できるウォーキング教室を開催。	実施済(完了)								0															9,117			9,117	健康課
133	I	1	(4)	1	a1	日野人四大運動事業(パワーリハビリテーション)を推進する	元気な高齢者の健康維持増進を図るため、マシンを使用したトレーニングを実施し、地域へのサポーター派遣を推進する。また他の運動事業との整合を図るための検証を継続的に実施していく。	(平成17年度) ・年間4クール実施、参加者数 38人(65歳以上)。 (平成18年度) ・年間3クール実施、参加者数 39人。 (平成19年度) ＜パワーリハビリテーション事業＞[対象]市内65歳以上の要介護認定を受けていない元気高齢者、または虚弱高齢者予備軍の方、[参加者数]第1クール12人、第2クール10人、第3クール12人、[効果]主に柔軟性、歩行能力、握力の機能向上が顕著に認められた。 ＜パワーリハビリテーショントレーニング事業＞[内容]トレーニング室設置のパワリハ専用マシン6台を使用し、有資格者が安全かつ効果的・継続的に使用できるよう指導、[利用者数]年間で男性1457人、女性609人、合計2,066人。 (平成20年度) 平成20年度から、高齢福祉課で実施していたパワーリハビリテーション事業と統合・一部見直しを行い、「いきいきマシントレーニング」という新たな事業名称で施策を展開。専用のマシンを保有する市内の施設等を活用し、マシントレーニングをメインとしたパワーリハビリテーションコース、マシンやその他の器具を使用したトレーニングの継続を目的としたフォローアップコース、各種体操や参加者同士の交流・ふれあいを目的としたサロンコース。この3種類のコースを通年で実施。理学療法士、看護師、健康運動指導士等の専門的な資格を有するスタッフの指導に基づき、効果的なトレーニングを実施。 (パワーリハビリテーションコース(90分))>第1クール…40人参加 第2クール…35人参加。 ＜フォローアップコース(120分)>第1クール…23人参加 第2クール…41人参加。 ＜リハビリサロンコース(90分)>第1クール…18人参加 第2クール…38人参加、第3クール…18人参加。 (平成21年度) ・平成21年度に実施したパワーリハビリテーション事業の参加者で、継続したトレーニングを希望する方(65歳以上)を対象に、専用のマシンを使用しない「パワーレクリエーション」の手法を基本とした各種トレーニングを実施した。 ・各種体操を中心に、ボール・セラバンド・バランスマットなどの器具を利用した運動やグラウンドを使用したレクリエーションなど、参加者同士が交流をしながら楽しんで体を動かすことのできるメニューを取り入れ、理学療法士、看護師、健康運動指導士の指導のもと、参加者の身体状況に応じた効果的なトレーニングを実施した。 ・トレーニング効果を参加者にわかりやすく伝え、運動に対する意識向上を図るための体力測定をクール開始時と終了時の2回実施し、教室の最後に測定結果表を参加者に対して配布した。 ・5月から7月までを第1クール、21年9月から11月までを第2クールとし年2クール実施した。参加者は、第1クール41人、第2クール39人。 ・体力測定は、体重・握力・片足立ち・体前屈・ファンクショナルリーチなどの基本的な身体機能に関する項目について実施した。 ・平成21年度で事業は終了。	実施済(完了)								0																	0	健康課	
134	I	1	(4)	1	a1	日野人四大運動事業(楽・楽トレーニング教室)を推進する。	楽・楽トレーニングの市民への幅広い普及を図るため、サポーター養成を実施し、地域へのサポーター派遣を推進する。また他の運動事業との整合を図るための検証を継続的に実施していく。	(平成17年度) ・実施回数40回、のべ参加者2,167人(年齢制限なし)。 ・サポーター養成講座を実施したが、受講市民のレベルが一定以上に達しなかったため、認定試験は未実施となった。 (平成18年度) ・実施回数46回、のべ参加者4,301人。 ・サポーター養成講座を実施し、3月に認定試験を実施した。合格者トレーナー17人、サブトレーナー4人。 (平成19年度) ・平成19年度は、21人のサポーターが健康課で「ミニ楽」を11回開催、のべ281人の市民が参加した。 なお、文化スポーツ課が実施している「スポーツ教室」や「ニューススポーツ普及事業」「(仮称)日野スポーツクラブ」との関連は、引き続き事業内容や趣旨を分析し、検証・整理していくこととした。 (平成20年度) ・事業の効率化を図るため、健康課へ業務移管をした。 (平成22年度) ・現在サポーターは31人、楽楽トレーニング体操、自主活動グループ等に年間200回体操指導に派遣している。 ＜今後の方向性＞ ・サポーターを養成及び派遣事業を継続し実施していく。	一部実施										0													0	健康課			
135	I	1	(4)	1	a2	市は、推進する運動事業の指導者を積極的に育成していく	日野人四大運動事業による市民の健康づくりをさらに推進するため、楽・楽トレーニング体操のサポーター養成事業を実施する	(平成18年度) ・3月にサポーター認定試験を実施し、第1期サポーターを養成した。 (平成19年度) ・健康課で「健康体操サポーター育成事業」を実施、サポーター育成のための研修会を年26回開催した。認定・更新試験の結果、9人のサポーターが新たに登録され、平成20年度のサポーター登録者は全部で30人となった。 (平成20年度) ・事業の効率化を図るため、健康課へ業務移管をした。 (平成22年度) ・現在サポーターは31人、楽楽トレーニング体操、自主活動グループ等に年間200回体操指導に派遣している。 ＜今後の方向性＞ ・サポーターを養成及び派遣事業を継続し実施していく。	一部実施										0												0	健康課				
136	I	1	(4)	1	a3	保健師の体制を整備する(1万人に1人の保健師を配置し市民の健康増進に努める)	「日野人げんき！」プランの推進のために、人口1万人に1人の保健師で保健活動をおこなう。ハイリスク者(要支援者)への支援強化および顔の見える保健師活動を推進する。①日野人げんきゼミナールを自治会単位で実施②全世帯の保健師訪問 ③赤ちゃん(新生児)全員訪問 ④母子健康手帳の交付時に面接	(平成18年度) ・①日野人げんき！ゼミナールの自治会実施、②保健師全戸訪問(はじめまして訪問)の実施、③赤ちゃん全戸訪問の実施 第2子以降の訪問も実施、④母子健康手帳を健康課窓口でも交付し、保健師が面接し相談、訪問につなげる。 (平成19年度) ・＜日野人げんきゼミナール>23回実施(786人参加)、＜全世帯の保健師訪問>、13自治会 3425人を訪問、＜赤ちゃん(新生児)全員訪問> 946件、＜母子健康手帳の交付時面接> 64人 (平成20年度) ・＜日野人げんきゼミナール>16 自治会・参加者数 786人、市民グループ 12 ・参加者数643人、＜全世帯の保健師訪問>5自治会・1,072件を訪問、＜赤ちゃん(新生児)全員訪問>1,282件、＜母子健康手帳の交付時面接>103人。 (平成21年度) ・「日野人げんき！」プランの推進のために、人口1万人に1人の保健師で保健活動を行う。ハイリスク者(要支援者)への支援強化および顔の見える保健師活動を推進する。①日野人げんきゼミナールを自治会および団体に実施、②赤ちゃん(新生児)全員訪問、③全世帯の保健師訪問(はじめまして訪問)の実施。 (平成22年度) ・地域への活動を強化した。赤ちゃん全戸訪問、日野人げんき！ゼミナー等を実施。 ＜今後の方向性＞ ・保健師が地域に出向き、顔の見える保健師活動を充実していく。	実施済(完了)								0															1,742			1,742	健康課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課						
137	I	1	(4)	1	a4	健康づくり推進員の充実を図る(1中学校区10名の推進員を配置する)	「日野人げんき！」プランに基づき、地域の健康づくりの核となる「健康づくり推進員」を育成し、地域の現状・特性を踏まえた健康づくりをすすめる。平成18年度は4グループ・28名の推進員で活動。次年度以降、各中学校区に10名ずつ、計80名の推進員の配置を目標に養成するとともに、各グループの活動を支援していく。	(平成17年度) ・28人の推進員が4グループに分かれて地域での活動を開始、3期推進員の養成研修を実施、各グループの代表者で連絡会議を実施、推進員だよりを発行しPR、健康フェアに参加し体力測定を実施。 (平成18年度) ・30人の推進員が4グループで活動、推進員だよりを発行しPR、健康フェアに参加し体操指導を実施。 (平成19年度) ・①推進員30人が4グループに分かれ、「一次予防と寝たきり予防」を目的に活動。・1グループ(5人)…8回。参加人数174人。・2グループ(8人)…9回。参加人数317人。・3グループ(5人)…6回。参加人数115人。・4グループ(12人)…6回。参加人数147人。②推進員だより「第4号」の発行、③健康フェアにおける推進員のPR、④第1回合同ウォーキング平成19年12月5日実施、82人参加。 (平成20年度) ・①推進員37人が4グループに分かれ、「一次予防と寝たきり予防」を目的に活動。・1グループ(5人)…11回。参加人数326人。・2グループ(14人)…11回。参加人数672人。3グループ(9人)…14回。参加人数194人。・4グループ(9人)…8回。参加人数149人。②推進員だより「第5号」の発行、③健康フェアにおける推進員活動のPRと健康づくりの催し、④第2回健康づくりふれあいウォーキング実施。 (平成21年度) ・①推進員41人が4グループに分かれ、「一次予防と寝たきり予防」を目的に地域活動を実施。・1グループ(5人)・2グループ(15人)・3グループ(11人)・4グループ(10人)、②推進員だより「第6号」の発行③健康フェアにおけるふれあいウォーキングの実施・推進員による健康づくりイベントの実施。 (平成22年度) ・市長から委嘱された45人の健康づくり推進員により、地域の健康づくりの活動を実施。平成22年度は、ウォーキンググループを立ち上げた。 <今後の方向性> ・今後も推進員を増員し継続実施していく予定。	一部実施						0												334	334	健康課	
138	I	1	(4)	1	a5	「日野人げんきプラン！」を柱にした医療費抑制・削減への取り組みを実施する	※老人医療費の抑制を図るため ○画像レセプトシステムの導入 ○重複・頻回受診者を対象に保健師等による個別訪問指導、健康相談の実施 ○「医療費通知」を発送する。 ◆パワーリハビリテーション(介護度の悪化を予防) ○介護保険認定者を対象に、介護予防を目的に健康の維持・増進と健康寿命の延伸を図る。 ◆いきいきウォーキング事業(元気高齢者等の健康維持) ○概ね60歳以上高齢者を対象に、インターバル歩歩を取り入れ、2週間毎に指導を受けるウォーキングを実施 ○生活習慣病及び介護予防と住み慣れた地域での仲間づくりをしていく。 ◆後期高齢者医療制度の創設(平成20年4月～) ○都道府県ごと医療費適正化計画をつくり入院日数短縮や生活習慣病予防に取り組む。 ◆医療制度改革(平成20年4月～)生活習慣病改善に向けた普及啓発の積極的推進を行う。 ○40歳以上の被保険者にたいする特定健診、特定保健指導が医療保険者に義務づけられる。	(平成17年度) [高齢福祉課]・①訪問健康相談を実施・対象者として386人抽出し、250人に対し訪問を実施し、3回までのべ521人に実施した、②医療費通知(柔道整復師施術分439件)を1月に発送した。 [保険年金課]・平成17年3月診療分から、画像レセプトシステムによるレセプトの授受及びレセプト点検を開始。縦覧点検を3ヵ月ごとに実施。 (平成18年度) [高齢福祉課]・訪問健康相談、医療費通知を実施。[保険年金課]・画像レセプトは、縦覧による点検を年4回実施。・国保連合会からの助成限度(220万円)を超えた部分について、東京都からの助成を受けられることになり、事業規模拡大。・生活習慣病予防のための訪問指導実施。訪問人数:86人・医療費が3,000円以上のレセプト分を年2回発送、9月発送(5月診療分):16,100通、1月発送(9月診療分):15,945通。[健康課]・保険年金課と健康課にて検討会議の実施。 (平成19年度) ・平成20年4月からの医療制度改革の普及啓発活動・市民ボランティア「日野人げんき応援団」とともに駅、スーパー、イベント会場等で医療制度改革の案内を配布。 ・平成19年11月(2回)高幡不動、豊田駅周辺・平成19年12月(2回)高幡不動、日野駅周辺・平成20年1月(4回)高幡不動駅、百草園、豊田駅周辺及び企業イベント会場。 ・平成20年2月(4回)南平、日野駅、旭が丘地区及び団塊世代イベント・平成20年3月(4回)万願寺、多摩平交流センター、平山城址公園園、団塊世代イベント会場。 (平成20年度) ・新制度の周知、受診率向上のため、市民ボランティアの「日野人げんき応援団」とともに駅、スーパー等で案内の配布。 ・4月～7月8日間 高幡不動駅、豊田駅、日野駅周辺、11月～1月11日間 市内一部地区の家庭に案内を配布。 (平成21年度) ・「特定保健指導」を実施。対象:日野市国民健康保険加入者40～74歳で特定健診を受診した結果、メボリックシンドローム及びその予備群と判定された方。方法:個別健康相談。 (平成22年度) ・平成20年度より、特定健診、特定保健指導を実施し、医療費の削減への取り組みを強化している。	実施済(完了)						0													0	健康課	
138	I	1	(4)	1	a5	「日野人げんきプラン！」を柱にした医療費抑制・削減への取り組みを実施する	※老人医療費の抑制を図るため ○画像レセプトシステムの導入 ○重複・頻回受診者を対象に保健師等による個別訪問指導、健康相談の実施 ○「医療費通知」を発送する。 ◆パワーリハビリテーション(介護度の悪化を予防) ○介護保険認定者を対象に、介護予防を目的に健康の維持・増進と健康寿命の延伸を図る。 ◆いきいきウォーキング事業(元気高齢者等の健康維持) ○概ね60歳以上高齢者を対象に、インターバル歩歩を取り入れ、2週間毎に指導を受けるウォーキングを実施 ○生活習慣病及び介護予防と住み慣れた地域での仲間づくりをしていく。 ◆後期高齢者医療制度の創設(平成20年4月～) ○都道府県ごと医療費適正化計画をつくり入院日数短縮や生活習慣病予防に取り組む。 ◆医療制度改革(平成20年4月～)生活習慣病改善に向けた普及啓発の積極的推進を行う。 ○40歳以上の被保険者にたいする特定健診、特定保健指導が医療保険者に義務づけられる。	(平成17年度) ・[高齢福祉課]①訪問健康相談を実施・対象者として386人抽出し、250人に対し訪問を実施し、3回までのべ521人に実施した、②医療費通知(柔道整復師施術分439件)を1月に発送した。[保険年金課]・平成17年3月診療分から、画像レセプトシステムによるレセプトの授受及びレセプト点検を開始。縦覧点検を3ヵ月ごとに実施。 (平成18年度) [高齢福祉課]・訪問健康相談、医療費通知を実施。[保険年金課]・画像レセプトは、縦覧による点検を年4回実施。・国保連合会からの助成限度(220万円)を超えた部分について、東京都からの助成を受けられることになり、事業規模拡大。・生活習慣病予防のための訪問指導実施。訪問人数:86人・医療費が3,000円以上のレセプト分を年2回発送、9月発送(5月診療分):16,100通、1月発送(9月診療分):15,945通。[健康課]・保険年金課と健康課にて検討会議の実施 (平成19年度) ・老人医療費抑制を図るための画像レセプトシステムの運用、重複・頻回受診者への個別訪問指導、医療費通知の発送等を継続して実施した。 ・後期高齢者医療制度の創設に係る準備作業を実施した。・医療制度改革の啓発については、広報・ホームページの活用のほか、特定健診・特定保健指導をメインに、制度改正のパンフレット等を作成し国保加入全世帯に送付した。また、20年度からの特定健診の実施に向け、健康課と連携し実施体制・実施方法を定めるなど、準備作業を行った。 (平成20年度) ・4月から医療保険者に義務付けられた、特定健診・特定保健指導を健康課と連携して実施した。4月から老人保健制度が廃止され、後期高齢者医療制度が開始したことにより訪問健康相談は実施せず。後期高齢者医療制度において、東京都後期高齢者医療広域連合の委託を受け、特定健診を健康課において実施している。 (平成21年度) ・平成20年4月から後期高齢者医療制度が開始されたことにより、東京都広域連合の委託を受けて、健康課において「いきいき健診」の実施と当市として「人間ドック等の費用の一部助成」を実施した。平成20年度特定健診実施率の低かった60歳未満への受診券発送を早め、12月にはその年齢層に絞り、未受診者への受診勧奨(通知送付)を行い、実施率の向上に努めた。 (平成22年度) ・特定健診受診対象者の中で、40歳～59歳の未受診者に対して、受診勧奨のダイレクトメール及びパンフレットを発送し実施率の向上に努めた。 平成21年度は4,937件に対し、22年度は6,270件発送、22年度実施率は現段階では不明。	実施済(完了)						0														0	保険年金課
139	I	1	(4)	1	a5	高齢者誕生日健診により老人医療費の抑制を図る	・生活習慣病の予防策としての健診を実施するため、まず受診率の向上を図るとともに普及啓発活動をする。 ・個々の健康状態を把握してもらうことにより、疾患が早期に見えられ、医療に掛る費用の軽減を目指す。	(平成17年度) ・高齢者誕生日健診…受診者数:17,568人、受診率:59.7%。 (平成18年度) ・高齢者誕生日健診…受診者数:18,996人、受診率:61.2%。 ・受診勧奨への取り組み…健診案内封筒を分かりやすく工夫、保健師の地域活動にて勧奨案内、国民健康保険納税通知書に案内チラシを同封。 (平成19年度) ・受診者数:21,882人(昨年度比2,886人、15.2%増)、受診率:67.0%(昨年度比5.8%増)。 ※医療制度改革にともない、平成20年度より健診制度が変更となる。 (平成20年度) ・特定健診(日野市国民健康保険加入者40歳～74歳)、受診者:14,564人、受診率:49.1%。 後期高齢者健診等(後期高齢者医療保険加入者、生活保護受給者)受診者:9,048人、受診率:56.6%。 (平成21年度) 特定健診(日野市国民健康保険加入者40歳～74歳)受診者、13,858人、受診率:47.9%。 後期高齢者健診等(後期高齢者医療保険加入者、生活保護受給者)受診者:8,947人、受診率:56.7%。 (平成22年度) ・平成20年度より、40歳～74歳の国保加入者に特定健康診査を実施し、その結果から生活習慣病予備軍に特定保健指導を実施している。また、75歳以上を対象し後期高齢者健診を実施している。 <今後の方向性> ・今後も継続し実施していく。	一部実施						0												0	健康課		
140	I	1	(4)	1	b1	子ども家庭支援センター機能の充実	①子ども家庭総合相談 ②子ども家庭在宅サービスの提供(一時保育、トワイライトステイ、ショートステイ) ③サービス調整(児童相談所・保健所) ④虐待防止支援(育児支援家庭訪問) ⑤在宅サービス基盤整備(養育家庭の啓発活動) ⑥要保護児童対策協議会の運営 ⑦子育てひろば・親子ひろばの運営 ⑧地域支援・組織化 ⑨広報活動などの事業を充実する。	(平成17年度) ・先駆型子ども家庭支援センター開設の準備。 (平成18年度) ・先駆型子ども家庭支援センターを開設(4月1日)。 <先駆型子ども家庭支援センターとしての機能>子ども家庭総合相談…虐待、養育困難相談:122件、健康、障害、非行、育成相談:37件 子ども家庭在宅サービス…一時保育利用数:3,528人、トワイライト利用数:314人、ショート利用数:78人 育児家庭支援訪問…育児支援:8家庭のべ120日、家事支援:8家庭、のべ502日 養育家庭啓発…10月19日体験発表会81人参加、子育てひろばの運営、地域支援(サークル活動の支援)以上のよう機能充実 (平成19年度) ・子ども家庭総合相談 163件 ・子ども家庭在宅サービスの提供 一時保育:6,494人、トワイライトステイ:1,168人、ショートステイ:326人 ・サービス調整(関係機関の連携による援助の実施) ○見守りサポート(児童相談所との連携による支援) ・虐待を未然に防止するための虐待防止支援訪問(育児支援家庭訪問) のべ610日(1,133時間)派遣 ・在宅サービス基盤整備(養育家庭の啓発活動)体験発表会:1回、参加者数:68人、パネル展示:1回(9月14日～27日 市役所1階ロビー)、冊子作成、ホッとサロン開催2回 ・要保護児童対策協議会の運営 ○地域組織化事業(子育てグループ、ボランティアの育成等の支援) ・子育てサークル等登録件数 39件 ・子育てサークル訪問件数 111件 他○子育てひろば5カ所の運営、子育て情報の提供、啓発活動などの実施 (平成20年度) ・本部機能を高幡に設置し、子ども家庭支援センター(本部)、地域子ども 家庭支援センター2カ所(万願寺・多摩平)で、よりきめ細やかな相談体制をとるとともに、子育てひろばへの対応窓口の一本化を図り、支援の充実及び事務の統一化を図った。 (平成21年度) ・子ども家庭支援センター(本部)と地域子ども家庭支援センター2カ所での相談・支援体制を軌道に乗せるとともに、本部に心理専門相談員を配置、より多角的・専門的な相談・支援活動を展開した。また、親の子育て力向上事業を実施した。 (平成22年度) ・子ども家庭支援センター(本部)と地域子ども家庭支援センター2カ所での相談・支援体制を軌道に乗せるとともに、引き続き本部に心理専門相談員を配置、より多角的・専門的な相談・支援活動を展開した。また、親の子育て力向上事業を実施した。今後も機能の充実を図っていく。	一部実施				1		1													33,832	33,832	子ども家庭支援センター

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位人	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課				
141	I	1	(4)	1	c1	学校が子どもの居場所として一番安全な場所となるよう対策を図る	文部科学省の「地域子ども教室」と、厚生労働省の「学童保育(放課後学童クラブ)」が連携した「放課後子どもプラン」との整合を図り、教育部、学校、子ども部で構成するPT等で検討し、実施時期は、平成20年度からとするが、平成19年度に1校でモデル実施し、課題・問題点の整理を図る。	(平成18年度) ・平成19年度実施に向け近隣協力者・学校関係者・保護者に説明会を実施し理解を深める。 ・放課後子どもプランに協力できるスペースとしての教室を確保する。 (平成19年度) ・子育て課が所管課となり、平成19年度6月より市内全小学校(18校)で放課後子どもプラン「ひのつつ」が始まった(№.130の記載内容と同じ)。 (平成20年度) ・№.130の記載内容と同じ。	実施済(完了)							0							0	庶務課				
142	I	1	(4)	1	c2	地域防犯組織の拡充を図る	子どもの登下校時に合わせたパトロール、ひったくりや空き巣に備えたパトロール等を行う自主防犯組織を年間20団体を立ち上げ平成22年度までに150団体の立ち上げを図り、地域コミュニティの活性化と安全なまちづくりを目指す。	(平成17年度) ・自主防犯活動団体については、当初41団体が最終的に50団体に増加。平成17年度は、地域の活動団体のモデルとして4団体を選び補助金として支援することで地域力を養うとともに、自主防犯活動の輪を広げた。①旭が丘虹の会、②明星前自治会、③七つ塚公園自治会、④上田花みづき会へ50万円交付。 (平成18年度) ・当初50団体が年度末に81団体に増加。平成18年度については自主防犯活動育成交付金で20団体を立上げ、それ以外にも11団体の活動団体を立ち上げた。 (平成19年度) ・自治会等に周知啓発を行い、自主防犯組織を拡充することができた。自主防犯組織：113団体(平成19年度末)＝82団体(平成18年度末)＋1団体(平成19年度新規) (平成20年度) ・自治会等に周知啓発を行い、自治会等に周知啓発を行い、自主防犯組織を12組織拡大することができた。防犯パトロール用品の貸与や交付金の交付による支援を行うことができた。 ・自主防犯組織結成状況 平成19年度末：113団体 ＋ 平成20年度新規12団体 ＝ 平成20年度末：125団体・防犯パトロール用品貸与状況43組織及び206人に1,598点貸与。 ・交付金交付状況：7組織に645,000円交付 (平成21年度) ・自主防犯活動の必要性について自治会等へ周知啓発を行い、防犯パトロール用品の貸与や交付金による支援を行うことで、自主防犯組織を7組織拡大した。 ・自主防犯組織結成状況 平成20年度末：125団体＋平成21年度新規：11団体＝ 平成21年度末：136団体 (平成22年度) ・自主防犯活動の必要性について自治会等へ周知啓発を行い、防犯パトロール用品の貸与や交付金による支援を行うことで、自主防犯組織を7組織拡大した。また、全自主防犯組織に対してアンケートを実施し、現在の活動状況の把握を行った。 ・自主防犯組織結成状況 平成21年度末：136団体＋平成22年度新規：7団体＝ 平成22年度末：143団体(12月末現在)	実施済(完了)						0											0	防災安全課	
143	I	1	(4)	1	c3	子どもや要援護者を地域・学校・行政が協力して見守っていく仕組みの拡大を図る(スクールガード)	子どもたちの登下校を地域で見守る体制づくりを図るため、小学校ごとにスクールガードボランティアを募集する。小・中学生の登校時間AM7:00～8:30、下校時間及び放課後に地域の公園等で遊ぶ時間PM1:30～6:30に①通学路に立ち子どもたちを見守る。②子どもの登下校に付き添う。③通学路をウォーキングで巡回する。等を行っていたが、多くの大人の目があることで、不審者が子どもに接近する機会をなくす。スクールガードボランティア養成講習会を開催し、防犯に対する知識やノウハウを学んでいただく。スクールガードボランティアは、本人が気軽にに取り組める範囲でのボランティアであるため、子どもの安全を十分に図るためには、人員の確保が必要になることから、ボランティアへの参加者の拡充を図る。どうしても協力者がいない地域には、対応策を安全安心課と協議し、有償ボランティア等を検討する。	(平成17年度) ・平成18年2月より、スクールガードボランティアの募集を開始し、ボランティアが集まった学校から、3月より発足した。腕章、笛、スクールガードボランティア証を配布し、傷害保険に加入した。 (庶務課)・平成18年2月より、スクールガードボランティアの募集を開始、ボランティアが集まった学校から、3月より発足。腕章、笛、スクールガードボランティア証を配布し、傷害保険に加入。 (平成18年度) (庶務課)・7月に14校でスクールガードボランティア養成講習会を実施し、新たな参加の呼びかけとパトロール時の基本的な注意事項と応急救護について講習を行った。800人余りのボランティア登録があり、その他にも自治会・老人会などの団体が同様の活動を実施。 (平成19年度) ・平成20年3月17日現在、926人の市民の方が市内各小学校のスクールガードボランティアとして登録、登下校時の子ども達の見守り等を行った。 ・民間警備会社による、スクールガードボランティアの意識の向上やレベルアップを図るための講習会を中学校区単位で計8回開催、のべ198人の参加者から高い評価を得られた。 (平成20年度) ・平成21年3月19日現在で999人のスクールガードボランティアの登録があり、小・中学校、児童・生徒の登下校時や放課後の見守りを継続してくれている。 ・スクールガードボランティア講習会を「基礎編」「上級編」に分けて実施した。基礎編のは96名の参加、上級編は121名の参加があった。参加者のうち平均88.5%の方から講義が参考になったと満足していただけた。特に、スクリーンに映し出された街の中を実際にパトロールしていると仮定して行った、シュミレーションなどが参考になったとのアンケート結果があった。講習会に対する良い評価は、ボランティアの方々の士気向上、スキルアップにつながったと思われる。 ・警察OB等に依頼して実施するスクールガードについては、日野警察、警察OBの会等に再三お願いしたが、人材の確保ができずに実施できなかった。来年度からは、事業を見直す必要があると思われる。 (平成21年度) ・平成22年3月11日現在で1,172人のスクールガードボランティアの登録があり、小・中学校、児童・生徒の登下校時や放課後の見守りを継続していただいている。 ・平成22年2月27日には、スクールガードボランティア講習会を実施し、犯罪社会学を専攻される立正大学の小宮教授をお招きした基調講演の後、市内で活動されるボランティア団体の方々からの事例発表、小宮教授との質疑応答などがあり盛況の内に会を閉じた (平成22年度) ・平成22年12月1日現在で1,243人のスクールガードボランティアの登録があり、小・中学校、児童・生徒の登下校時や放課後の見守りを継続していただいている。 ・平成23年2月13日には、スクールガードボランティア講習会を実施し、昨年に引き続き、犯罪社会学を専攻される立正大学の小宮教授をお招きした基調講演を行った。また、地域安全マップづくりのためのフィールドワークを実施した。・より多くの市民の方にスクールガードボランティアに参加いただけるよう取り組む。	一部実施						0											0	庶務課	
144	I	1	(4)	1	c3	子どもや要援護者を地域・学校・行政が協力して見守っていく仕組みの拡大を図る(安全パトロール)	委託によるパトロール員が、各小学校の通学路の実情にあわせ巡回し、子どもの見守りを行う安全パトロールを実施する。週3日の実施としているのは、スクールガードボランティアや地域住民の協力を得るための呼び水的な意味合いが含まれており、学校、保護者、地域、行政が一体となった子どもを見守る体制の強化充実を図る。そして、不審者の発生を確実に減らし、子どもの安全安心の通学の実現を目指す。また、学校、保護者、地域、行政の役割については、今後の取り組みにおけるの課題・問題点の検証を通し見直しを行う。	(平成17年度) ・委託によるパトロール隊員が市内を巡回し、不審者情報危険箇所の改善に対応。 具体的なパトロールの内容は、市内を区域に分け、1区域2人のパトロール員が週3日、午前9時から午後5時までの間「防犯パトロール中」のベストを着用して自転車で巡回した。また、丘陵地帯を中心に自動車を使ったパトロール隊1組が市内全域を巡回した。 (平成18年度) ・委託によるパトロール隊員が市内を巡回し、不審者情報危険箇所の改善に対応。 具体的なパトロールの内容は、市内を区域に分け、1区域2人のパトロール員が週3日、午前9時から午後5時までの間「防犯パトロール中」のベストを着用して自転車で巡回した。また、丘陵地帯を中心に自動車を使ったパトロール隊1組が市内全域を巡回した。平成19年度実施方法の変更を検討。 (平成19年度) ・学校の実情に合わせ、概ね週3回(放課後2時間)、安全パトロールを実施した。スクールガードボランティアの登録人数も少しずつ増え、地域でも子どもを見守る体制が根付いてきた。 (平成20年度) ・学校の実情に合わせ、概ね週3回(放課後2時間)、シルバー人材センターへの委託により安全パトロールを実施した。スクールガードボランティアの登録人数も少しずつ増えつつある。 (平成21年度) ・学校の実情に合わせ、概ね週3回(放課後2時間)、シルバー人材センターへの委託により下校時の安全パトロールを実施した。・教育広報などを活用し、スクールガードボランティアの登録を呼びかけた (平成22年度) ・学校の実情に合わせ通学路を中心に、概ね週3回(放課後2時間程)、シルバー人材センターへの委託により、安全パトロールを実施する。・特定財源を利用し、効率的な実施をする。・スクールガードボランティアや地域住民の協力を得るための呼び水的な意味合いがあり、スクールガードボランティアの登録者数の増加に繋がっているが、登録者には地域的な偏りがある。・学校、保護者、地域、行政が一体となった子どもを見守る体制の強化充実のために、引き続き特定財源を活用し実施する。	一部実施						0											0	学校課	
144	I	1	(4)	1	c3	子どもや要援護者を地域・学校・行政が協力して見守っていく仕組みの拡大を図る(安全パトロール)	委託によるパトロール員が、各小学校の通学路の実情にあわせ巡回し、子どもの見守りを行う安全パトロールを実施する。週3日の実施としているのは、スクールガードボランティアや地域住民の協力を得るための呼び水的な意味合いが含まれており、学校、保護者、地域、行政が一体となった子どもを見守る体制の強化充実を図る。そして、不審者の発生を確実に減らし、子どもの安全安心の通学の実現を目指す。また、学校、保護者、地域、行政の役割については、今後の取り組みにおけるの課題・問題点の検証を通し見直しを行う。	(平成17年度) ・委託によるパトロール隊員が市内を巡回し、不審者情報危険箇所の改善に対応。具体的なパトロールの内容は、市内を区域に分け、1区域2人のパトロール員が週3日、午前9時から午後5時までの間「防犯パトロール中」のベストを着用して自転車で巡回した。また、丘陵地帯を中心に自動車を使ったパトロール隊1組が市内全域を巡回した。 (平成18年度) ・委託によるパトロール隊員が市内を巡回し、不審者情報危険箇所の改善に対応。 具体的なパトロールの内容は、市内を区域に分け、1区域2人のパトロール員が週3日、午前9時から午後5時までの間「防犯パトロール中」のベストを着用して自転車で巡回した。また、丘陵地帯を中心に自動車を使ったパトロール隊1組が市内全域を巡回した。平成19年度実施方法の変更を検討。 (平成19年度) ・委託パトロールの実施方法を見直し、実施日数・人員(1班分を削減。代わりに警察官OBと青パト(直営)を導入し、自主防犯組織の育成・支援を担当することで、地域との連携を強化することができた。・委託と直営で実施区域や役割分担を明確にすることで、効率的に事業を実施した。＜委託パトロール実施状況＞実施日数：190日・実施時間：午前9時～午後5時・実施体制：2人1組3班体制・自転車・徒歩で実施(直営パトロール実施状況)・実施日数：143日・実施時間：午前10時30分～午後7時・実施体制：警察官OB2人1組1班体制・青パトで実施。 (平成20年度) ・委託パトロールの実施方法を見直し、人員(3班⇒2班)・実施時間(7時間⇒4時間)を削減し、代わりに実施日数(190日⇒238日)を増やした。また、警察官OBによる青パトの実施日数(148日⇒238日)も増やし、自主防犯組織の育成・支援を担当することで、地域との連携を強化することができた。・委託と直営で実施区域や役割分担を明確にすることで、効率的に事業を実施した。＜委託パトロール実施状況＞実施日数：238日・実施時間：午後1時～午後5時・実施体制：2人1組2班体制・自転車・徒歩で実施。 ・直営パトロール実施状況>実施日数：238日・実施時間：午前10時30分～午後7時・実施体制：警察官OB2人1組1班体制・青パトで実施。 (平成21年度) ・委託の自転車班を廃止し、代わりに一部の時間帯で、青色回転灯付車両を1台⇒2台に増やした。自転車より、車両の方が、目立ち、機動力があるため、犯罪抑止効果を高め、効率的に広範囲をパトロールすることができるようになった。・実施日数：238日・実施時間：10:30～19:00・実施体制：警察官OB1人・委託パトロール員1人の2人1組・2班体制・実施手段：青色回転灯付車両2台・実施内容：不審者・犯罪情報に基づく防犯パトロール、子ども関連施設への立ち寄り・防犯指導、防犯ボランティアの募集・育成 ・※10:30～15:00：警察官OB2人1組・1班体制で、車両1台を運行。 (平成22年度) ・警視庁OBにより青色回転灯車両を1台でパトロール。必要に応じて31号車も追加して実施する・冬季(11月～4月)8:30～17:00、夏季(5月～10月)9:30～18:00での実施 実施内容：不審者・犯罪情報に基づく防犯パトロール、子ども関連施設への立ち寄り・防犯指導、防犯ボランティアの募集・育成実施日数：243日(年末年始土日祝祭日を除いた平日)。	実施済(完了)						0												0	防災安全課
145	I	1	(4)	1	c3	子どもや要援護者を地域・学校・行政が協力して見守っていく仕組みの拡大を図る(ワンワンパトロール)	愛犬との散歩に合わせジャンパー・腕章を着用してパトロールするわんわんパトロールを22年度までに300名に増員する。	(平成18年度) ・平成18年4月にわんわんパトロール事業としてスタート。約100人が愛犬との散歩にあわせ地域・学校の見守りを行った。 (平成19年度) ・自治会、公園等で犬を連れて散歩している方、犬の登録に來られた方等に周知啓発を行い、パトロール員を拡大することができた。 ・わんわんパトロール員数…平成19年度末：244人(既114人＋平成19年度新規130人)。 (平成20年度) ・パトロール業務に併せて、特に犯罪・不審者発生場所付近で犬を連れて散歩している方に周知し、パトロール員を300人拡大することができた。 ・平成19年度：244人 ⇒ 平成20年度：544人。 (平成21年度) ・パトロール業務に併せて、特に犯罪・不審者発生場所付近で犬を連れて散歩している方に周知し、パトロール員を96人拡大することができた。 ・平成20年度：544人 ⇒ 平成21年度：640人。 (平成22年度) ・パトロール業務に併せて、特に犯罪・不審者発生場所付近で犬を連れて散歩している方に周知し、パトロール員を30人拡大することができた。 ・平成21年度：640人 ⇒ 平成22年度：670人。	実施済(完了)						0											0	防災安全課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位数千円	担当課
146	I	1	(4)	1	c3	子どもや要援護者を地域・学校・行政が協力して見守っていく仕組みの拡大を図る(買物パトロール)	自転車買い物籠にカバーを装着して地域防犯の見守り隊として活動をする買物パトロールを175名から600名に増員する。	(平成17年度) ・自転車パトロール隊員:平成17年度末で150人。 (平成18年度) ・自転車パトロール隊員:平成18年度末で250人。 (平成19年度) 自治会等に周知啓発を行い、パトロール員を拡大することができた。 ＜買物パトロール員活動状況＞平成19年度末:407人(既242人＋平成19年度新規165人) (平成20年度) ・主に自治会に周知啓発を行い、パトロール員を70人拡大することができた。 ・平成19年度:407人⇒平成20年度:477人 (平成21年度) ・主に自治会に周知啓発を行い、パトロール員を45人拡大することができた。 ・平成20年度:477人⇒平成21年度:522人 (平成22年度) ・主に自治会に周知啓発を行い、パトロール員を6人拡大することができた。 ・平成21年度:522人⇒平成22年度:528人。 ・なお、事業効率等を勘案し、個人での活動から団体での活動(自主防犯組織の拡充)に誘導している。	実施済(完了)							0						0	防災安全課	
147	I	1	(4)	1	c4	不審者情報メールサービスの全校配信を開始する	不審者情報を教育委員会が精査し、日野市立小・中学校児童生徒の保護者にメール配信する。その他登録した子どもの見守り協力者等へも配信する。	(平成17年度) ・配信の試行を夢が丘小、三沢台小、日野一小で行った。試行結果を検証し、平成18年度新規事業として、全校での配信開始に向けて、個人情報保護審議会への諮問、契約形態等の検討を行った。 (平成18年度) ・4月から、庶務課発信の不審者情報メール配信を開始した。アドレスの登録については、学校で行われる全保護者会に不審者情報メール配信サービスについてのパンフレットを配布し登録を呼びかけ、また、市広報にも同様の記事を掲載した。9月からは学校毎に発信できる学校生活情報配信を開始した。3月現在、配信実績42件、登録アドレス件数5,714件。 (平成19年度) ・学童保育の保護者への配信開始。 (平成20年度) ・不審者情報メール配信サービスの利用者は、平成21年3月31日現在で10,585人の登録があった。不審者情報の発信件数は、33件。各学校長から保護者への学校生活情報の配信や学童から学童保護者への緊急時の配信が定着し、こどもの安全等に欠かせない、保護者から信頼されるシステムとなった。 (平成21年度) ・不審者情報メール配信サービスは、平成22年3月15日現在で12,272名の登録があり、35件の不審者情報の発信を行った。各学校長から保護者への学校生活情報の配信や学童から学童保護者への緊急時の配信が定着し、こどもの安全等に欠かせない、保護者から信頼されるシステムとなった。・同システムを利用し、防災安全課からの防災情報の配信を開始した。さらに、災害時の職員参集のための手段としてもこのシステムを利用することとした。緊急時には呼び出しのメール配信に対して、各職員からの参集可非の回答も得られるようにした。 ・契約内容や金額を変更することなく、他課の利用や機能の充実を図ることができた。 (平成22年度) ・不審者情報メール配信サービスは、平成22年12月16日現在で12,869人の登録があり、24件の不審者情報の発信を行った。各学校長から保護者への学校生活情報の配信や学童から学童保護者への緊急時の配信が定着し、こどもの安全等に欠かせない、保護者から信頼されるシステムとなった。 ・同システムを利用し、高齢者行方不明者情報の配信を開始した。 ・今後は、既存のコンテンツに①BCP情報、②職員参集連絡等を加え情報メディアとしての拡充を図る。	実施済(完了)							0						0	庶務課	
147	I	1	(4)	1	c4	不審者情報メールサービスの全校配信を開始する	不審者情報を教育委員会が精査し、日野市立小・中学校児童生徒の保護者にメール配信する。その他登録した子どもの見守り協力者等へも配信する。	(平成17年度) ・日野一小、三沢台小、夢が丘小学校で試行。 (平成18年度) ・不審者情報を学校、警察等から受信すると指導主事が内容を精査し、庶務課に依頼し、登録者へメールを配信。 (平成19年度) ・全小・中学校への配信を継続して実施した。 (平成20年度) ※庶務課により、全小中学校に不審者情報メール配信が行われた。 (平成21年度) ・学校、警察等から入る不審者情報を庁内メールやファックスで関係機関に伝えるとともに、庶務課より登録者にメール配信を行った。 (平成22年度) ・学校、警察等から入る不審者情報を庁内メールやファックスで関係機関に伝えるとともに、庶務課より登録者にメール配信を行った。	実施済(完了)							0						0	学校課	
148	I	1	(4)	1	c5	緊急時用の防犯ブザーを児童・生徒に配布する	18年度に、すべての小・中学校の児童・生徒への防犯ブザーの配布、19年度以降は小学校新1年生に配布する。配布にあたっては、セーフティ教室等を活用し、子どもたち自身の被害防止能力の向上を図る。	(平成18年度) ・小・中学校の児童・生徒の保護者に対し、配布希望を募り、希望者に防犯ブザーの配布を実施。 (平成19年度) 市内小学校の新1年生全員に防犯ブザーを配布した。 (平成20・21年度) ・市内小学校の新1年生への防犯ブザー配布事業を継続実施した。 (平成22年度) ・児童の安全を図るため、新小学1年生に対し、防犯ブザー配布事業を継続実施する。	実施済(完了)							0						0	学校課	
149	I	1	(4)	1	c6	学校施設の機械警備を拡大する(校内緊急通報システムの設置、防犯カメラの設置拡大)	校内緊急通報システムの設置、防犯カメラの設置を拡大し、不審者の校内侵入を防御する。	(平成17年度) ・小学校19校、中学校8校に校内緊急通報システムを設置(受信機、送信機、非常ランプ(サイレン付)、緊急ボタン等)。 ・中学校8校に防犯カメラシステムを設置した(防犯用カメラ・センサーライト:4台、デジタルビデオレコーダ:1台、15インチ液晶モニター:1台、パナライセンサー:1台、カメラ用電源:1台)。 (平成18年度) ・幼稚園5園に防犯カメラシステムを設置した(防犯用カメラ・センサーライト:3台、デジタルビデオレコーダ:1台、15インチ液晶モニター:1台、パナライセンサー:1台、カメラ用電源:1台)。 ・小学校6校(日野一小、潤徳、百草台、旭が丘、仲田、夢が丘小)に防犯カメラ1台を増設。 (平成19年度) ・校内緊急通報システム及び防犯カメラの拡大は、各学校に学校管理員を配備したため、実施しなかった。 (平成20・21年度) ・校内緊急通報システム及び防犯カメラの拡大は、各学校に学校管理員を配備したため、実施しなかった。 (平成22年度) ・日野二小増築部に防犯カメラ・センサーライト1台、増築した6教室に校内緊急通報システムを設置した。 ・学校安全管理員の配置により、校内緊急通報システム及び防犯カメラの拡大は完了とするが、不審者対策として学校安全管理員・校内緊急通報システム・防犯カメラを併用した運用をし、今後も児童・生徒の安全を図る。	実施済(完了)							0						0	庶務課	
150	I	1	(4)	1	c7	児童・生徒の安全について見守る、学校管理員を設置する。	防犯カメラの設置等に加え、大人の目による監視及び見守る学校管理員を配置し、学校の更なる安全対策強化を図る。市政嘱託員、再雇用職員、団塊世代の活用。	(平成17年度) ・平成18年度予算の新規事業として、学校管理員の予算要望(4月実施は見送り)。 (平成18年度) ・9月補正予算により、平成18年10月から委託により、小・中学校全校に学校管理員を配置。 (平成19年度) ・市内全小・中学校への学校管理員の配置を、委託方式により引き続き実施した。 (平成21年度) ・市内全小中学校への学校管理員の配置を、公募による嘱託員により6月まで実施し、7月以降はこれまでの「学校管理員」から「学校安全管理員」と名称を改め、国の緊急雇用特別補助金を活用して再スタートした。 (平成22年度) ・引き続き、国の緊急雇用特別補助金を活用して、市内全小中学校への学校安全管理員を配置した。	実施済(完了)							0						0	庶務課	
151	I	1	(4)	1	c8	保育園、幼稚園、児童館に地域イントラネットを接続し、ICT環境を整備し、庁内との情報共有を促進する。また、安全安心等の情報共有を円滑にする(再掲)	既存の地域イントラネットを保育園、幼稚園、児童館及び学童クラブに接続し、ICT環境を整備し、庁内との情報共有を促進する。また、ホームページを通して情報発信をしている。(No.27の記載内容に同じ)	(平成18年度) ・日野市情報化推進計画(平成18年4月策定)に、日野市情報化の方向性(情報化施策)として子育て支援が位置づけ。 ・財団法人こども未来財団が運営するi-kosodate.netに各園のホームページを掲載し保育園の基本情報を提供。 ・既存の地域イントラネットに保育園、幼稚園、児童館及び学童クラブに接続し、ICT環境を整備し、庁内との情報共有を促進することを日野市情報化推進本部会議で決定。「情報化推進計画」に反映。 (平成19年度) ・各保育園にパソコン3台とプリンタ1台、各幼稚園及び各児童館に同2台と同1台、各学童クラブに同1台と同1台を設置。安価なNTTのBフレッツ網を使用、セキュリティを確保したネットワークを構築した。 ・内部事務については、庁内情報サービス、財務会計システム、文書管理システム、ファイルサーバ等を利用し情報共有と事務効率をアップした。 ・市民サービスとしては、ホームページの公開、ブログの発信、電子申請での受付等を実施した。 (No.27の記載内容に同じ) (平成20・21・22年度) ・No.27の記載内容に同じ。	実施済(完了)							0						0	情報システム課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位数千円	担当課
151	I	1	(4)	1	c8	保育園、幼稚園、児童館に地域イントラネットを接続し、安全安心等の情報共有を円滑にする(再掲)	既存の地域イントラネットを保育園、幼稚園、児童館及び学童クラブに接続し、ICT環境を整備し、庁内との情報共有を促進する。また、ホームページを通して情報発信をしている。(No.27の記載内容に同じ)	(平成18年度) ・日野市情報化推進計画(平成18年4月策定)に、日野市情報化の方向性(情報化施策)として子育て支援が位置づけ。 ・財団法人こども未来財団が運営するi-kosodate.netに各園のホームページを掲載し保育園の基本情報を提供。 ・既存の地域イントラネットに保育園、幼稚園、児童館及び学童クラブに接続し、ICT環境を整備し、庁内との情報共有を促進することを日野市情報化推進本部会議で決定。「情報化推進計画」に反映。 (平成19年度) ・市内の公立保育園全園(12園)に各3台のパソコンを配備、庁内イントラに接続することで庁内他部門との情報共有が促進された。 ・平成20年3月より公立保育園3園で園独自のホームページを立ち上げ、情報発信に努めた。 (平成20年度) 平成20年3月の市立保育園3園に続き、平成20年7月には残り9園の市立保育園も独自のホームページを立ち上げた。以後、各園とも整備されたICT環境を最大限に活用し、継続的な情報発信とともに、庁内他部門との情報共有に努めた。 (平成21・22年度) ・No.27との記載内容に同じ。	実施済(完了)						0						0	保育課		
151	I	1	(4)	1	c8	保育園、幼稚園、児童館に地域イントラネットを接続し、安全安心等の情報共有を円滑にする(再掲)	既存の地域イントラネットを保育園、幼稚園、児童館及び学童クラブに接続し、ICT環境を整備し、庁内との情報共有を促進する。また、ホームページを通して情報発信をしている。(No.27の記載内容に同じ)	(平成18年度) ・「日野市情報化推進計画」(平成18年4月策定)に、日野市情報化の方向性(情報化施策)として子育て支援が位置づけ。 ・財団法人こども未来財団が運営するi-kosodate.netに各園のホームページを掲載し保育園の基本情報を提供。 ・既存の地域イントラネットに保育園、幼稚園、児童館及び学童クラブに接続し、ICT環境を整備し、庁内との情報共有を促進することを日野市情報化推進本部会議で決定。「情報化推進計画」に反映。 (平成19年度) ・全児童館・学童クラブを既存のイントラに接続してICT環境を整備、庁内他部門との情報共有を促進した。 ・児童館ごとに特色あるホームページを作成。(No.27の記載内容に同じ) (平成20年度) ・学童クラブの嘱託職員のための職場にも地域イントラネットを設置し、情報格差が出ないような整備を行った。また、セキュリティ研修も行った。 ・3つの児童館でホームページ(ブログ)を開設。基本的に毎日更新している。 (平成21年度) ・No.27との記載内容に同じ。	実施済(完了)						0						0	子育て課		
152	I	1	(4)	1	c9	学校で実践している安全・安心策(緊急通報機器、不審者メール、防犯カメラなど)を、学童クラブや児童館にも取り入れていく	不審者情報メールサービスを保育園保護者、私立幼稚園保護者に配信する。・監視庁中央司令室につながる「学校110番」をたまだいら児童館・みなみだいら児童館と17学童クラブに設置。防犯カメラシステム、室内非常通報システム、室外非常通報システムをひの児童館万願寺分館に設置。防犯カメラシステム、室外非常通報システムを7児童館、15学童クラブに設置。	(平成18年度) ・不審者情報メールサービスの利用を開始し、5月に公民保育園、民間幼稚園の保護者に利用を呼び掛け。 ・「学校110番」は、公民保育園、認証保育所、民間幼稚園のすべてに設置。 ・平成18年度、19年度新規開園の保育園には「学校110番」設置費の助成。 ・警備会社の監視、係員派遣、GPS(人工衛星による位置検索)システムによる安否確認機能がある防犯カメラシステムを、11月に公立12園に設置し運用を開始。 (平成19年度) ・不審者メールサービス、学校110番等の事業を継続実施。 (平成20・21年度) ・不審者メールサービス、学校110番等の事業を継続して実施した。	実施済(完了)						0						0	保育課		
152	I	1	(4)	1	c9	学校で実践している安全・安心策(緊急通報機器、不審者メール、防犯カメラなど)を、学童クラブや児童館にも取り入れていく	不審者情報メールサービスを保育園保護者、私立幼稚園保護者に配信する。・監視庁中央司令室につながる「学校110番」をたまだいら児童館・みなみだいら児童館と17学童クラブに設置。防犯カメラシステム、室内非常通報システム、室外非常通報システムをひの児童館万願寺分館に設置。防犯カメラシステム、室外非常通報システムを7児童館、15学童クラブに設置。	(平成18年度) ・不審者情報メール配信サービスを周知、・児童館、学童クラブに防犯カメラ・室外非常通報(GPS機能)による警備員派遣防犯システムを導入。 これまで「学校110番」が設置されていなかった2児童館と17学童クラブに同制度を導入。 (平成21年度) ・「学校110番、防犯カメラ及び非常通報システムを、施設整備に合わせて設置した。 【保育課】 ・不審者情報メールサービスの利用を開始し、5月に公民保育園、民間幼稚園の保護者に利用を呼び掛け。 ・「学校110番」は、公民保育園、認証保育所、民間幼稚園のすべてに設置。 ・平成18年度、19年度新規開園の保育園には「学校110番」設置費の助成。 ・警備会社の監視、係員派遣、GPS(人工衛星による位置検索)システムによる安否確認機能がある防犯カメラシステムを、11月に公立12園に設置し運用を開始	実施済(完了)						0						0	子育て課		
153	I	1	(4)	1	d1・d2	子どもの登下校を地域で見守る体制を整備する	防災無線の放送で午後1時30分、3時、5時の3回、子どもの下校時間をお知らせし、子供の登下校時の安全を確保するよう地域住民の目で見守る体制を作る。また、スクールガードボランティア、地域防犯ボランティアを活用し、子どもの登下校時の安全を確保する	(平成17年度) ・スクールガードボランティアの募集・拡充、地域防犯ボランティア20団体を50団体に拡充。 (平成18年度) ・6月16日から土日祝、休業期間、年末年始を除く毎日3回、防災無線を活用して、子どもたちの下校時間に合わせ地域で見守りをお願いする放送を実施。 また、その他の保護体制として、地域のボランティア(スクールボランティア・防犯活動団体)が子どもの登下校の安全を確保するため活動を行う。 (平成19年度) 平成18年6月の放送開始から約1年が経過したので、市民の意見、地域や市のパトロール実施状況、各市の取り組み状況を踏まえ、放送回数を3回から2回に変更。 (平成20・21年度) 平成19年度に、市民の意見、地域や市のパトロール実施状況、各市の取り組み状況を踏まえ、放送回数を3回から2回に変更し、継続して実施中。 (平成22年度) 平成19年度に、市民の意見、地域や市のパトロール実施状況、各市の取り組み状況を踏まえ、放送回数を3回から2回に変更した上で、継続して実施中。 ・土日祝祭日及び夏・冬・春休み期間を除いた13:30と15:30に放送。	実施済(完了)						0						0	防災安全課		
153	I	1	(4)	1	d1・d2	子どもの登下校を地域で見守る体制を整備する	防災無線の放送で午後1時30分、3時、5時の3回、子どもの下校時間をお知らせし、子供の登下校時の安全を確保するよう地域住民の目で見守る体制を作る。また、スクールガードボランティア、地域防犯ボランティアを活用し、子どもの登下校時の安全を確保する	(平成17年度) ・スクールガードボランティアの募集・拡充、地域防犯ボランティア20団体を50団体に拡充。 (平成18年度) ・6月16日から土日祝、休業期間、年末年始を除く毎日3回、防災無線を活用して、子どもたちの下校時間に合わせ地域で見守りをお願いする放送を実施。 また、その他の保護体制として、地域のボランティア(スクールボランティア・防犯活動団体)が子どもの登下校の安全を確保するため活動を行う。 (平成19年度) ・子どもの下校時の合図として定着したことを踏まえ、平成19年度から、1日3回のアナウンスを2回に変更。 (平成21年度) ・子どもたちの登下校時や放課後の地域による見守りとして、スクールガードボランティアをはじめとした地域の方々に、協力をお願いした。 ボランティアの方々の土気向上を図るため、スクールガードボランティア講習会を実施した。 (平成22年度) ・子どもたちの登下校時や放課後の地域による見守りとして、スクールガードボランティアをはじめとした地域の方々に、協力をお願いした。 ボランティアの方々の土気向上を図るため、スクールガードボランティア講習会を実施した。 ・より多くの市民の方にスクールガードボランティアに参加いただけるよう取り組む。	実施済(完了)						0						0	庶務課		
153	I	1	(4)	1	d1・d2	子どもの登下校を地域で見守る体制を整備する	防災無線の放送で午後1時30分、3時、5時の3回、子どもの下校時間をお知らせし、子供の登下校時の安全を確保するよう地域住民の目で見守る体制を作る。また、スクールガードボランティア、地域防犯ボランティアを活用し、子どもの登下校時の安全を確保する	(平成17年度) ・スクールガードボランティアの募集・拡充、地域防犯ボランティア20団体を50団体に拡充。 (平成18年度) 平成18年6月16日から土日祝、休業期間、年末年始を除く毎日3回、防災無線を活用して、子どもたちの下校時間に合わせ地域で見守りをお願いする放送を実施。 また、その他の保護体制として、地域のボランティア(スクールボランティア・防犯活動団体)が子どもの登下校の安全を確保するため活動を行う。 (平成19年度) ・防災無線、地域のボランティアによる子どもの見守り事業を継続して実施。 (平成20・21年度) ・スクールガードボランティアや地域の自主的な見守り活動により、登下校時の安全確保を図った。	実施済(完了)						0						0	学校課		
154	I	1	(4)	1	d3	学校の安全に取り組む地域活動に対し、市は積極的に支援をしていく	地域・自治会・老人会等呼びかけ自主防犯活動組織の育成に支援を行い、平成22年度までには150団体の自主防犯組織の立ち上げを目指し、パトロール用のベスト・キャップ等の貸与、補助金の交付し支援を行う。	(平成17年度) ・自主防犯活動団体については、当初41団体が最終的に50団体に増加。地域の活動団体のモデルとして4団体を選び補助金として支援することで地域力を養うと共に自主防犯活動の輪を広げた。①旭が丘虹の会、②明星前自治会、③七つ塚公園自治会、④上田花みづき会へ50万円交付。 (平成18年度) ・当初50団体が年度末に81団体に増加。自主防犯活動育成交付金で20団体を立上げ、それ以外にも11団体の活動団体を立ち上げた。 (平成19年度) ・自治会等に周知啓発を行い、自主防犯組織立ち上げに向けて、防犯パトロール用品の貸与や交付金の交付による支援を行うことができた。 ・自主防犯組織結成状況 平成18年度末:82団体+ 平成19年度新規:31団体 = 平成19年度末: 113団体、防犯パトロール用品貸与状況35組織及び365人に1,184点貸与。 交付金交付状況 20組織×10万円=200万円交付。 (平成20年度) ・自治会等に周知啓発を行い、自主防犯組織を13団体拡大することができた。平成19年度:113団体⇒平成20年度:125団体。 (平成21年度) ・交付金交付状況:新規6組織・既存5組織に、合計110万円交付。 ・防犯パトロール用品貸与状況:自主防犯組織:39団体、個人の防犯ボランティア:72人に、合計1,013点貸与。 (平成22年度) ・交付金交付状況:新規6組織・既存1組織に、合計70万円交付 ・防犯パトロール用品貸与状況:自主防犯組織・個人合計61箇所に、合計967点貸与。※12月末日現在	実施済(完了)						0						0	防災安全課		

No.	大項目	中項目	小項目	番 号	記 号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課	
154	I	1	(4)	1	d3	学校の安全に取組む地域活動に対し、市は積極的に支援をしていく	地域・自治会・老人会等呼びかけ自主防災活動組織の育成に支援を行い、平成22年度までには150 団体の自主防災組織の立上げを目指し、パトロール用のベスト・キャップ等の貸与、補助金の交付し支援を行う。	(平成17年度) ・自主防災活動団体については、当初41団体が最終的に50団体に増加。 ・地域の活動団体のモデルとして4団体を選び補助金として支援することで地域力を養うと共に自主防災活動の輪を広げた。①旭が丘虹の会②明星前自治会③七つ塚公園自治会④上田花みづき会へ50万円交付。 (平成18年度) ・当初50団体が年度末に81団体に増加。 ・自主防災活動育成交付金で20団体を立上げ、それ以外にも11団体の活動団体を立ち上げた。 (平成19年度) ・スクールガードボランティアに対しては腕章、笛、同ボランティア証を配布したが、自治会等には配布しなかった。 (平成20年度) ・防災安全課にて実施。 (平成21・22年度) ・スクールガードボランティア講習会や学校での行事に自治会、老人会等も参加していただき、交流を図った。	実施済(完了)							0						0	庶務課		
154	I	1	(4)	1	d3	学校の安全に取組む地域活動に対し、市は積極的に支援をしていく	地域・自治会・老人会等呼びかけ自主防災活動組織の育成に支援を行い、平成22年度までには150 団体の自主防災組織の立上げを目指し、パトロール用のベスト・キャップ等の貸与、補助金の交付し支援を行う。	(平成17年度) ・自主防災活動団体については、当初41団体が最終的に50団体に増加。 ・地域の活動団体のモデルとして4団体を選び補助金として支援することで地域力を養うと共に自主防災活動の輪を広げた。①旭が丘虹の会、②明星前自治会、③七つ塚公園自治会、④上田花みづき会へ50万円交付。 (平成18年度) ・当初50団体が年度末に81団体に増加。 ・自主防災活動育成交付金で20団体を立上げ、それ以外にも11団体の活動団体を立ち上げた。 (平成19年度) ・安全安心課で実施。 (平成20年度) ・防災安全課で実施。	実施済(完了)							0						0	学校課		
155	I	1	(4)	1	e1	災害に備えた避難等、災害予防や迅速な災害復興を盛り込んだ計画とし、地域に合った訓練を実施する	プロジェクトチームを立ち上げ、多摩川・浅川の浸水想定を受けた水害の見直しや、要援護者対策、情報発信システムの構築等を含めた全面的な地域防災計画見直しを行い、地域にあった訓練を実施する。	(平成17年度) ・プロジェクトチームを設置し、多摩川・浅川の浸水想定区域等を考慮した修正を行った。 (平成18年度) ・地域防災計画に基づき、情報配信システムについて、配信情報・配信先・配信手段等について、関係課と協議中である。 (平成19年度) ・洪水ハザードマップに基づき、浸水想定区域内の自治会・自主防災組織を対象に、浅川・多摩川流域の2カ所で避難参集訓練を実施。また、プロジェクトチームとともに「日野市災害時職員初動マニュアル」を作成した。 (平成20年度) ・災害時要援護者対策について平成19年度より関係課で検討を始め、20年度から1地区を決めてモデル事業を開始。 ・現在もモデル事業を実施中。モデル事業では自治会等の地域組織を中心に進めているが、このような組織のない地域への展開方法の確立は今後の大きな課題。また、全市展開を行う際に、全地区にモデル事業と同等に職員が関わっていくことが難しいため、地域が自主的に支援体制を築ける仕組み(モデルシステム)作りが必要。 ・将来的な事業継続の点では、要援護者情報の更新の際の地域とのやり取り、情報管理等の事務作業の簡素化の検討も課題。 (平成21年度) ・平成20年度より3年間、東京都の補助金を受け、2～3団体モデル地域を決定しマニュアルの作成中。また、浅川・多摩川流域の自治会に呼びかけ、浸水想定に基づいた訓練を実施した。 (平成22年度) ・多摩川・浅川地域の自治会に呼びかけ、南平小と日野八小で訓練を実施。 ・京浜河川事務所など、河川を管理する団体に、川の危険性等市民に対し講義してもらうとともに、川の氾濫時の対応訓練を行った。	一部実施							0						0	防災安全課		
156	I	1	(4)	1	e2	自主防災組織の拡充を図る	自治会などの地域コミュニティ組織を母体とした自主防災組織の57組織(17年度)→130組織(22年度)に結成を推進する。	(平成17年度) ・平成17年4月1日現在、自主防災の組織数は31であったが、1年間で26組織増え、57組織となった。 ・未組織化の自治会に対し、自主防災組織の説明会を実施。 (平成18年度) ・平成18年4月1日現在、自主防災の組織は57であったが、19年2月末現在10組織増え、67組織となった。未組織化の自治会に対し、自主防災組織の説明会を実施。 (平成19年度) ・自主防災組織は平成19年4月1日時点で67であったが、20年3月末までに8つ増え、全部で75となった。なお自主防災組織の結成時には、防災倉庫・防災資機材の貸与を行った。 (平成20年度) ・平成20年4月1日現在、自主防災組織は75であったが、21年3月末現在10組織増え、85組織となった。なお、組織結成時、自主防災組織に対し防災倉庫・防災資機材の貸与を行っている。 (平成21年度) 平成21年末に85組織だったが、7組織を新たに結成、22年末は92組織となった。組織を結成した自主防災組織に対しては防災倉庫・防災資機材の貸与をするとともに、各種訓練の参加促進、防災講演会などを実施し、活動を促す。 (平成22年度) ・現在、自主防災組織は96組織が結成された。自主防災組織の設立の説明会を行っても、当初目標としていた22年度までに130組織の設立については達成できなかった。 ・今後については、設立促進は行うが、現在まで設立した96組織を充実していくことを目途とした事業を進めていきたい。	一部実施							0						0	防災安全課		
157	I	1	(4)	1	e3	消防団組織の充実を図る	消防団詰所器具置場の建替え、消防ポンプ車、可搬ポンプ積載車の買い換え、消防資機材(防火衣・消防ホースなど)の充実を図る	(平成17年度) ・3分団3部の消防団詰所器具置場を元の市立病院跡地北側に建設、可搬ポンプ積載車2台(1分団4部・3分団2部)を新規購入、消防資機材として、各部に防火衣2組と消防ホース2本配布。 (平成18年度) ・可搬ポンプ積載車2台(3分団3部・7分団2部)を新規購入、また、本部指揮車はリース対応、防災資機材として、各部に防火衣2組と消防ホース2本配布。 (平成19年度) ・可搬ポンプ積載車2台(2分団1部・8分団3部)を新規購入、また消防資機材として、各部に防火衣2組と消防ホース4本を配布した。 (平成20年度) ・消防団詰所建替えについては、老朽化・都道の拡幅による移転問題等を考慮し計画中。消防資機材として防火衣・消防ホース等を計画的に各団に補充。 (平成21年度) ・消防団組織検討委員会を立ち上げ、組織の現状について話し合った。 ・詰所の建替え等、ヘルメット等の計画的補充。 (平成22年度) ・詰め所6-2の建替え終了(以降数字は詰所の表示。6-2は第6分団第2部の略)2-1と2-2の統合により、2-1の詰所を取り壊し、欣浄寺に用地を平成23年度末までに返還。2-2の詰所を取り壊し、2-1と2-2を統合するため現在詰所を設計中。 ・平山台健康支援センターに消防団の操法訓練施設の建設。	一部実施							0								0	防災安全課
158	I	1	(4)	1	e4	災害発生時の市役所や防災関係機関の初動態勢の整備を図る	「市職員の災害初動」、「災害対策本部設置」、「避難所運営」の各マニュアルを作成し、マニュアルの沿った初動態勢の訓練を市・防災機関・住民と実施する。	(平成17年度) ・地域防災計画の修正に当たり、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、日野市地域防災計画の修正を行った。 (平成18年度) ・職員により、「市職員の災害初動マニュアル」を作成、「災害対策本部設置」と「避難所運営」の各マニュアルを委託作成。 (平成19年度) ・各マニュアルを、台風・水害等の実践対応や各種訓練に活用した。 (平成20・21・22年度) ・各種マニュアルに基づき、防災訓練等を行った。	実施済(完了)							0						0	防災安全課		
159	I	1	(4)	1	fi	避難所・避難場所・避難経路等がわかりやすい地図を市民に配布する	地震等の災害発生に伴う防災マップと浅川・多摩川の被害を想定した洪水ハザードマップを作成し、市民全戸に配布する。また、ホームページ上でマップを閲覧できるようシステム化する。	(平成17年度) ・庁内プロジェクトチームを設置、防災マップと地域特性を踏まえた洪水ハザードマップを作成。また、マップは8万部作成、市内全戸に配布。 (平成18年度) ・市のホームページ上で防災マップ・洪水ハザードマップを閲覧できるようシステム化を図った。また、転入者に対しては、市民窓口課や各支所・連絡所等でマップを配布。 (平成19年度) ・前年度末までに実施済。 (平成20年度) ・平成18年度末までに実施済。	実施済(完了)							0						0	防災安全課		
160	I	1	(4)	1	f2	防災マップ・洪水ハザードマップの有効活用	市内に全戸配布した防災マップ・洪水ハザードマップについて、毎年、各自主防災会・自治会が実施する防災訓練や自主防災組織設立説明会等で、マップの活用について説明を行い、災害に対する危機意識の自覚と減災に向けた活用等、地域の防災力向上を図る。また、マップに基づき、地域特性を生かした防災・水防訓練(特に浅川・多摩川の下流)も実施する。	(平成17年度) ・市職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、地域特性を踏まえた洪水ハザードマップを作成した。・また、マップは8万部作成し、市内全戸に配布した。 (平成18年度) ・合同水防訓練や総合防災訓練の際、メイン会場とは別に洪水ハザードマップに伴う浸水想定区域を対象に、地域ごとに避難訓練を実施した。対象地域は日野一中・南平小・日野八小など5地域。各会場では、プロジェクトチーム職員が洪水ハザードマップの活用等について説明を行った。・また、自主防災組織の説明会や防災講演会等で防災マップや洪水ハザードマップの説明を行った。 (平成19年度) ・市内転入者に、市民窓口課や七生支所・豊田駅前連絡所で防災マップ・洪水ハザードマップを配布した。また、自主防災組織の設立説明会や防災講演会・宿泊訓練等で防災マップ等の活用について説明した。 (平成20年度) ・市民窓口課・七生支所・豊田駅前連絡所で市内転入者にマップを配布するほか、インターネット・暮らしの便利帳に記載し住民に周知を図る。洪水ハザードマップに基づく地域別訓練を市内2カ所で実施(万願寺交流センター・東光寺小学校)。また、自主防災組織の設立説明会、防災訓練・宿泊訓練等にて住民に配布し災害に対する危機意識の向上に努める。 (平成21年度) ・洪水ハザードマップに市が設置しているAEDの箇所を記載したものを作成、市民窓口課・七生支所・豊田駅前連絡所で市内転入者にマップを配布するほか、インターネットに記載し住民に周知を図る。洪水ハザードマップに基づく地域別訓練を市内2カ所で実施(中央公民館・上田地区センター)。また、自主防災組織の設立説明会、防災訓練・宿泊訓練等にて住民に配布し災害に対する危機意識の向上に努める。 (平成22年度) ・転入する市民に対し市民窓口課等でマップを配布。自治会における訓練時においても配布するほか、洪水ハザードマップに伴う地域別訓練を2カ所<南平小・日野八小>で実施。	一部実施							0						0	防災安全課		

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課					
161	I	1	(4)	1	f3	洪水ハザードマップを活用した、地域別の訓練を実施する	市内に全戸配布した浅川・多摩川の水害を想定した洪水ハザードマップを活用して、合同水防演習や総合防災訓練の当日、メイン会場とは別に地域別訓練(特に浅川・多摩川の下流)を市内各所で実施する。	(平成17年度) ・市職員によりプロジェクトチームを設置、地域特性を踏まえた洪水ハザードマップを作成。また、マップは8万部作成し、市内全戸に配布。 (平成18年度) ・合同水防訓練や総合防災訓練の際、メイン会場とは別に地域ごとに避難訓練を実施。水防訓練の際は、日野一中地域を対象に万願寺中央公園で実施。参加者は市民90人を含む138人であった。また、総合防災訓練時は、南平小や日野八小など5地域で実施。当日の訓練参加者は、市民 1,282人を含む総勢 1,335人。なお、地域別訓練の際は、洪水ハザードマップの説明をプロジェクトチーム職員が行った。 (平成19年度) ・合同水防訓練の当日、同訓練とは別に、高幡不動駅と日野八小を避難場所として、地域の自治会・自主防災会24組織を対象とする避難参集訓練を実施した。また多摩川・浅川流域にある日野一小と西平山土地区画整理事務所を避難場所として、浸水想定区域の自治会・自主防災会13組織を対象に、洪水ハザードマップに基づく地域別訓練(避難参集訓練、応急救護訓練・炊出し訓練等)を実施した。 (平成20年度) ・洪水ハザードマップに基づく地域別訓練を市内2カ所で実施。出水期を前にした6月に浅川地区(万願寺交流センター)と多摩川地区(東光寺小)に1カ所地区を選定し、地元自治会・自主防災会に呼びかけ訓練を実施。洪水ハザードマップの説明を行う他、避難参集訓練・応急救護訓練・炊き出し訓練等を実施。市民211人、消防関係・市関係者94人の参加があった。 (平成21年度) ・洪水ハザードマップに市が設置しているAEDの箇所を記載したものを作成、市民窓口課・七生支所・豊田駅前連絡所で市内転入者にマップを配布するほか、インターネットに記載し住民に周知を図る。洪水ハザードマップに基づく地域別訓練を市内2カ所で実施(中央公民館・上田地区センター)。また、自主防災組織の設立説明会、防災訓練・宿泊訓練等にて住民に配布し災害に対する危機意識の向上に努める。 (平成22年度) ・市民窓口課・七生支所・豊田駅前連絡所で市内転入者にマップを配布するほか、インターネットに記載し住民に周知を図る。洪水ハザードマップに基づく地域別訓練を市内2カ所で実施(南平小・日野第八小)。また、自主防災組織の設立説明会、防災訓練・宿泊訓練等にて住民に配布し災害に対する危機意識の向上に努める。	一部実施							0										0	防災安全課		
162	I	1	(4)	1	g	市内の企業等との安全・安心施策での協力・連携関係を拡大する。	防犯対策(防犯パトロール等)、災害対策(災害時の避難所・避難場所等)に企業の協力を得るための働きかけを行い協定等を結ぶ。	(平成17年度) [安全安心課]防犯パトロールにおける企業との協定締結に向け協議、平成17年度は地域の防犯組織立上げを主眼とした。 [防災課]①日野ケーブルテレビ㈱と「災害発生時の防災情報放送業務等に関する協定書」を締結(平成17年11月14日)。②学校法人帝京大学と「避難場所施設利用に関する協定書」を締結(平成18年3月15日)。 (平成18年度) [安全安心課]防犯パトロールにおける企業との協定締結に向け協議、平成18年度は地域の防犯組織立上げを主眼とした。地域で81団体が組織化されたので、19年度から企業へ働き掛けを行う予定。[防災課]①宗教法人・金剛寺と「避難場所及び避難所施設利用に関する協定書」を締結(平成18年4月10日)。②警視庁日野警察署長と「大規模災害発生時における施設等使用に関する協定書」を締結(平成18年12月14日)。③日野市米穀小売商組合と「災害発時における応急用精米の優先供給に関する協定書」の見直しを行い、新たに協定を締結(平成18年12月26日)。④コニカミノルタビジネスエクスパート㈱と「避難場所施設利用に関する協定書」の見直しを行い、新たに協定を締結(平成19年1月26日)。 (平成19年度) ・学校法人帝京大学と協定を締結(協定締結後、学校法人沖永学園に一部名義変更)、百草にある帝京大学グラウンドを新たに避難場所とした。また㈱モビリティランド多摩テックと、給水及び温泉の利用に関する協定を締結した。 (平成20年度) ・災害対策①日野市社会福祉協議会とボランティア活動に関する協定、東京都理容生活衛生同業者組合と理容サービス業務に関する協定を結んだほか、福島県会津市・神奈川県秦野市と防災協定を結び安全・安心施策での協力・連携関係を拡大する。 (平成21年度) ＜災害対策＞①水再生センターと災害時の汚水処理に関する協定を締結。②富士電機システムズ㈱と水の供給に関する協定に対する細部に関する覚書の締結③獣医師会日野支部と災害時の動物に関する協定を結ぶ④東京南農業協同組合と物資の供給に関する協定の準備(防犯対策)①多摩信用金庫と防犯パトロールに関する協働を検討 (平成22年度) ＜災害対策＞①東京南農業共同組合と物資に関する協定の締結。②市内井戸保有者と災害時の井戸水の利用協定を結ぶ。 ＜防犯対策＞①多摩信用金庫が自主防災組織設立②デイクアサービス事業者と防犯パトロールに関する協働について調整中③廃棄物収集業者との協働について検討中	一部実施							0												0	防災安全課
163	I	1	(4)	2	a1	狭あい道路を拡幅し、安全・安心なまちづくりに必要な生活空間を確保する	住みやすいまちづくりを目指すために策定した、『安全・安心なまちづくり整備計画』に基づき、「災害に強いまちづくり」を進め、狭あい道路の拡幅整備を行う。特に、南平・平山城址公園駅周辺を対象に主要路線を選定し、計画的に整備を実施する。	(平成17年度) ・市内における狭あい道路の現状把握。 (平成18年度) ・拡幅整備対象路線の抽出。 (平成19年度) ・財源確保及び整備時期について検討を行った。 (平成20年度) ・日野本町四丁目駅周辺地区密集事業の事業計画に基づき、無接道宅地解消のための道路整備について設計・測量・家屋調査を実施した。 (平成21年度) ・日野本町四丁目駅周辺地区密集事業の事業計画に基づき、無接道宅地解消のための道路整備について用地確保及びそれに伴う補償を実施した。 (平成22年度) ・日野本町四丁目駅周辺地区密集事業計画に基づき、無接道宅地解消のための道路整備が完了したため、市道の路線認定を行った。	一部実施							0									0	道路課			
164	I	1	(4)	2	a2	狭あい道路拡幅整備基準を作成し、道路用地の寄付受領システムを構築する	住みやすいまちづくりを目指すために策定した、『安全・安心なまちづくり整備計画』の災害に強いまちづくりの考え方に基づき、「狭あい道路拡幅整備基準」を策定する。また、道路用地の寄付受領に関するルールを作成し、効率的な事務手続きを実施する環境づくりを進める。	(平成17年度) ・要綱作成に必要な情報(資料)収集。 (平成18年度) ・情報収集した資料を基に内部調整を行い、要綱の概要をまとめた。 (平成19年度) ・前年度に策定した「狭あい道路拡幅整備基準」を運用、効率的な事務処理を行った。 ・平成19年度寄附受領処理件数：16件。 (平成20年度) ・道路用地の寄附受領に関するルールを定め、効率的な事務手続きを行った。 ・平成20年度寄附受領処理件数：10件。 (平成21年度) ・今年度は寄附受領処理を10件実施した。 (平成22年度) ・道路用地寄附受領取り扱い基準により、効率的な道路用地の寄付受領を進める。	一部実施							0									0	道路課			
165	I	1	(4)	2	a3	道路の段差改良、勾配の検討、側溝蓋の改良等の整備計画を策定し推進する	日野市バリアフリー基本構想による、安全・安心なまちづくり整備計画を策定し、推進する	(平成17年度) ・幅員4mの道路を中心に、有効幅員を生かした側溝等の整備検討を行った。 (平成18年度) ・平成17年度の検討をもとに、「安全・安心なまちづくり整備計画」の業務委託を実施。 (平成19年度) ・日野市バリアフリー基本構想に基づく整備を行った。 (平成20年度) ・日野市バリアフリー基本構想に基づく整備を行った。 (平成21年度) ・百草園駅周辺について地域の協議会と調整し、丘陵地の道路に手すりを設置した。 (平成22年度) ・日野駅周辺の特定経路である市道B48号線の道路改良工事を実施し歩道のバリアフリー化を図った。 ・豊田駅周辺の特定経路である幹線市道Ⅰ-7号線の歩道改良工事を実施し歩道のバリアフリー化を図った。	一部実施							0									0	道路課			
166	I	1	(4)	2	a4	計画に基づき健常者、障害者にかかわらず通行しやすい環境を整備する	住みやすいまちづくりを目指すために策定した、『安全・安心なまちづくり整備計画』に基づく「人にやさしいまちづくり」を進める。特に公共施設の周辺や通学路について、段差の解消・準歩道の整備等を計画的に実施する。	(平成17年度) ・小学校及び公園・地区センターの周辺を重点的に歩き、人にやさしい環境を整えるための検討を行った。 (平成18年度) ・平成17年度に検討を行った箇所を順次実施。 (平成19年度) ・日野市バリアフリー基本構想に基づく整備を行った。 (平成20年度) ・日野市バリアフリー基本構想に基づく整備を行った。 (平成21年度) ・百草園駅周辺について地域の協議会と調整し、丘陵地の道路に手すりを設置した。 (平成22年度) ・日野駅周辺の特定経路である市道B48号線の道路改良工事を実施し歩道のバリアフリー化を図った。 ・豊田駅周辺の特定経路である幹線市道Ⅰ-7号線の歩道改良工事を実施し歩道のバリアフリー化を図った。	一部実施							0									0	道路課			
167	I	1	(4)	2	a5	幹線道路は、歩道、自転車道、車道をそれぞれ区分し、分離交通の推進を図る	都市計画道路等の歩道部分を拡幅し、自転車レーンを歩道上に設け、歩行者・自転車、車の分離交通を推進する。整備方針を平成19年度までに策定、平成20年度より対象路線の整備を進める	(平成17年度) ・他市の状況調査、整備手法の検討。 (平成18年度) ・他市の状況調査、整備手法の検討。 (平成19年度) ・前年度に引き続き、整備手法・方針の検討を行った。 (平成20年度) ・駐輪場整備計画の作成業務のなかで、整備手法・方針の検討を行った。 (平成21年度) ・「日野市自転車等駐車場整備計画」において、自転車走行空間の整備等の方針を定めた。 (平成22年度) ・「日野市自転車等駐車場整備基本計画」を策定した。 ・今後は「日野市自転車等駐車場整備基本計画」に基づき、多摩川と浅川の堤防を利用した自転車・歩行者専用道路等を中心に、自転車走行空間のネットワーク化を進める。その他の路線については、交通管理者と協力して道路幅員の再配分、カラー舗装化による路側帯等の工夫等により自転車走行空間の整備が可能な路線の選定の検討を継続して実施する。	一部実施							0									0	道路課			

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課		
168	I	1	(4)	2	b1	市内幹線道路の経年劣化した走行環境の改善を計画的に図る	経年劣化した幹線道路等を道路保全・改良計画に基づき、優先度等を判断し計画的に施工を行う。平成19年度までに実施計画を策定し、計画的に施工していく	(平成17年度) ・特定経路の基本計画を策定。 (平成18年度) ・JR日野駅周辺の特定経路の整備を実施、場所：日野本町三丁目11番地～日野本町三丁目7番地、規模：延長L=258m、幅員W=16m、内容：歩道の整備(電線類の地中化・バリアフリー化)。 ・JR豊田駅周辺の特定経路の整備を実施、場所：多摩平一丁目13番地～旭が丘一丁目3番地、規模：延長L=213m、幅員W=12.0m、内容：歩道の整備(拡幅・バリアフリー化)。 ・京王高幡不動駅周辺の特定経路の整備を実施、場所：高幡526番地、規模：延長L=494m、幅員W=3.6～8.0m、内容：北側入口及び歩道の整備(拡幅・バリアフリー化)。 (平成19年度) ・道路補修・改良整備の実施計画に基づき、5路線の舗装改良工事を実施した。 (平成20年度) ・厳しい財政状況の下、道路改良は未実施となったが、計画策定に向けた調査・研究を進めた。 (平成21年度) ・道路施設の補修計画を策定し、補修サイクルやランニングコスト等を算定した。 ・緊急性が高い路線について、先行して舗装補修を実施した(5路線)。 (平成22年度) ・舗装の劣化状況を把握するため路面性状調査を実施し、幹線道路等の舗装補修計画策定に関する資料を作成した。 ・緊急性が高い路線について、先行して舗装補修を実施した(6路線)。	一部実施							0								0	道路課	
169	I	1	(4)	2	c1	市内3大駅・百草園駅周辺地区の特定経路の基本計画及び道路特定事業計画を策定し実施する	JR日野駅・JR豊田駅・京王高幡不動駅・京王百草園駅の4駅周辺地区について、特定経路を指定し基本計画を策定、事業計画を作成し、計画的に特定経路の整備を実施する。平成22年までに特定経路12路線、延長約2.2kmの整備を目指す。	(平成17年度) ・平成17年8月、日野市交通バリアフリー基本構想策定。 (平成18年度) ・JR日野駅周辺の特定経路の整備を実施、場所：日野本町三丁目11番地～日野本町三丁目7番地、規模：延長L=258m、幅員W=16m、内容：歩道の整備(電線類の地中化・バリアフリー化) ・JR豊田駅周辺の特定経路の整備を実施、場所：多摩平一丁目13番地～旭が丘一丁目3番地、規模：延長L=213m、幅員W=12.0m、内容：歩道の整備(拡幅・バリアフリー化) ・京王高幡不動駅周辺の特定経路の整備を実施、場所：高幡526番地、規模：延長L=494m、幅員W=3.6～8.0m、内容：北側入口及び歩道の整備(拡幅・バリアフリー化) (平成19年度) ・JR日野駅及び京王百草園駅の周辺で地域住民を交えた事業説明会を開催、今後の整備方針・内容を決定した。 ・JR豊田駅周辺では、幹線市道Ⅰ-12号線の歩道の拡幅・道路改良工事を実施した。 (平成20年度) ・京王百草園駅の周辺で、昨年度立てた整備方針・内容に基づき、幹線市道Ⅱ-5号線の道路整備を実施し、歩道のバリアフリー化を図った。 (平成21年度) ・百草園駅周辺について地域の協議会と調整し、丘陵地の道路に手すりを設置した。 (平成22年度) ・日野駅周辺の特定経路であるB48号線の道路改良工事を実施し歩道のバリアフリー化を図った。 ・豊田駅周辺の特定経路である幹線市道Ⅰ-7号線の歩道改良工事を実施し歩道のバリアフリー化を図った。	一部実施							0								0	道路課	
169	I	1	(4)	2	c1	市内3大駅・百草園駅周辺地区の特定経路の基本計画及び道路特定事業計画を策定し実施する	JR日野駅・JR豊田駅・京王高幡不動駅・京王百草園駅の4駅周辺地区について、特定経路を指定し基本計画を策定、事業計画を作成し、計画的に特定経路の整備を実施する。平成22年までに特定経路12路線、延長約2.2kmの整備を目指す。	(平成17年度) ・平成17年8月、「日野市交通バリアフリー基本構想」策定。 (平成18年度) ・JR日野駅周辺の特定経路の整備を実施、場所：日野本町三丁目11番地～日野本町三丁目7番地、規模：延長L=258m、幅員W=16m、内容：歩道の整備(電線類の地中化・バリアフリー化)。 ・JR豊田駅周辺の特定経路の整備を実施、場所：多摩平一丁目13番地～旭が丘一丁目3番地、規模：延長L=213m、幅員W=12.0m、内容：歩道の整備(拡幅・バリアフリー化)。 ・京王高幡不動駅周辺の特定経路の整備を実施、場所：高幡526番地、規模：延長L=494m、幅員W=3.6～8.0m、内容：北側入口及び歩道の整備(拡幅・バリアフリー化)。 (平成19年度) ・各事業者が策定した特定事業計画の進捗状況について、情報収集及び現況確認を行った。 ・平成20年度以降は、基本構想、事業計画策定時と同じ枠組みによる委員会を開催し、市民・当事者の参画を得て進捗管理を行う予定である。 (平成20年度) ・平成21年3月「進捗管理会議」を開催し、特定事業の進捗状況の報告と、実施の問題点等について検討した。 (平成21年度) ・平成21年4月、「日野市ユニバーサルデザイン推進条例」を施行。条例に定めるまちづくり協議会により、日野市交通バリアフリー基本構想に関して評価点検討を行うことを決定。 ・平成22年3月末「進捗管理会議」を開催予定。協議会にて、実地踏査を行い、特定事業の進捗状況の報告を受け、実施の問題点等について検討。 (平成22年度) ・平成21年4月に施行した「日野市ユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、日野市交通バリアフリー基本構想進捗管理会議を開催し、評価点検、特定事業の進捗確認、実施上の問題点の意見交換等を行った。今後は、「バリアフリー基本構想」の改訂及びそれに基づく進捗管理会議を継続していく。	一部実施							0								0	都市計画課	
170	I	1	(4)	2	d1	平山城址公園駅、南平駅、百草園駅周辺のバリアフリー化を含めた整備を実施する	交通バリアフリー法に基づき鉄道事業者がバリアフリー化の整備事業計画を策定し、平成22年度までに事業を実施する。日野市は駅周辺のバリアフリー化整備を行っていく。また、平山城址公園駅及び南平駅については、日野市は駅周辺の整備とあわせて、駅舎の整備事業に応分の支援を行っていく。	(平成17年度) ・平成17年8月、「日野市交通バリアフリー基本構想」策定。 (平成18年度) ・平成18年7月、「日野市交通バリアフリー特定事業計画」策定。 ・京王電鉄と協議。 (平成19年度) ・百草園駅周辺まちづくり協議会を組織、駅周辺の道路・公園・交流センターの整備内容について検討。 (平成20年度) ・百草園駅周辺道路と、交流センターのバリアフリー化工事を実施した。また、公園の整備内容について、地域の住民と検討した。 (平成21年度) ・百草園周辺については、百草園周辺道路、交流センター、河内公園のバリアフリー化工事を実施した。また、地域の住民に障害者の支援を体験していただくため、講習会を実施した。南平駅、平山城址公園駅については、バリアフリー化に向けて調整を実施した。 (平成22年度) ・南平駅、平山城址公園駅について、鉄道事業者によるバリアフリー化を実施している。これに併せて市では、駅周辺のまちづくりに向けて地元調整を実施した。 ・今後は、地元調整を図りながら駅周辺整備を検討する協議会の設立を目指していく。	一部実施							0									0	都市計画課
171	I	1	(4)	2	e	公園のバリアフリー化を推進する	公園の出入り口のバリアフリーを推進する	(平成17年度) ・7公園について実施。 (平成18年度) ・10公園について実施。 (平成19年度) ・芙蓉、多摩平第三、第九、新東光寺、下耕地、砂層公園の6カ所で出入口のバリアフリー化工事を実施。 (平成20年度) ・大坂西公園、四ッ谷下東公園、多摩平第5公園の3カ所で出入口のバリアフリー化工事を実施。 (平成21年度) ・浅川スポーツ公園のトイレのバリアフリー化に伴い、出入口のバリアフリー化を実施した。河内公園にバリアフリーのトイレを設置した。 (平成22年度) ・多摩平第1公園、倉沢岡公園の出入口のバリアフリー化を実施した。	一部実施							0								0	緑と清流課	
172	I	1	(4)	2	f	生徒増による小・中学校の校舎増築事業や、耐震補強の出来ない校舎及び統合による校舎の増・改築事業を推進する。	まちづくり事業の進捗による街区の整備や大規模事業者の事業用地の転売による大型マンション建設や戸建開発が進み、児童・生徒の増加が見込まれることから、八小・東光寺小に普通教室6室を、三沢中に普通教室3室・理科室1室・更衣室等の教室を確保するために平成18年度に増築工事を行う。耐震補強の出来ない校舎の改築事業は、平成19・20年度に全面改築する1中と、平成18年度に七生中・平成20年度に2中の部分改築工事を予定している。統合による校舎の増・改築事業は、平成18・19年度に平山小の全面改築工事と、平成20年度に三沢台小一部増築を工事予定している。	(平成17年度) ・増築設計を作成した。 (平成18年度) ・増築工事を実施した。工事に当たり、近隣住民への説明及び最適な工期の決定をした。 (平成19年度) ・統合に伴う七生緑小の増築は、平成19年度に設計を完了。その他の取り組みについてはNa.68、Na.69、Na.70でと同じ。 (平成20年度) ・七生緑小の増築工事の実施完了、日野第四小増築設計実施完了。 (平成21年度) ・日野四小の増築工事が完了した。 (平成22年度) ・日野二小校舎増築を実施した。 ・今後も、UR都市再生機構による多摩平地区まちづくり、大型マンション建設、大規模戸建開発等の開発に注視しながら、校舎の増改築事業を計画していく。	実施済(完了)							0							0	庶務課		

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
173	I	1	(4)	2	f	教育環境整備計画を推進する。	教育環境整備計画に基づきトイレの改修・給水管の改修・教室や廊下等室内の改修・暖房設備の改修・給食室の改修・及びプール温水シャワー化を予定している。トイレの改修は、見直しにより全系統をドライ床、大便器の洋便器に改修し、平成27年度までに完了予定としている。給水管の改修は、老朽化による赤水・漏水に対応し整備していくが、その際には都の「安全でおいしい水プロジェクト」(給水管直結方式)と連携した事業とし、平成23年度完了予定としている。既に老朽化対策が終了の学校においては、給水装置の老朽化に合わせて給水管直結方式を導入していく。教室や廊下等室内の改修は、天井・壁・床の塗装等の改修を行い明るい室内にする事業とし、平成20年度から30年度迄の予定としている。暖房設備の改修は、防衛庁防音補助を受けて冷暖房設備に改修する事業とし、平成20年度から29年度迄の予定としている。給食室の改修は、保健所の指導に沿った配置と、ドライ床の方式への改修する事業とし、平成20年度から32年度迄の予定としている。プール温水シャワー化については、アトピー性皮膚炎などの皮膚疾患対策として年に小学校4校、中学校2校ずつ整備し、平成24年度完了の予定としている。教育用備品は、音声調整卓及び放送設備の更新と液晶テレビの導入を優先課題として整備する。日野ケーブルテレビのコミュニティーチャンネルの視聴も可能とし、学校情報を地域へ積極的に発信する。平山小、日野一中、日野二中の改築に伴う新校舎用備品を購入する。特別教室用机・椅子の購入、大型体育用備品の購入を5か年計画で実施する。	(平成17年度) ・トイレの改修工事(日野二小、七生中)、給水管の改修工事(潤徳小)を実施し、改修設計(日野三小、滝合小、三沢中)を作成した。 (平成18年度) ・都の安全でおいしい水プロジェクト事業を視野に入れ、日野三小、南平小、日野四中、三沢中の給水管改修工事の見直しを回り、事業を先送りした。仲田小の給水管改修設計のみ実施した。・トイレの改修工事(日野三小、三沢中)を実施。 (平成19年度) ・トイレの改修・日野四小・平山中の一系統を実施(ドライ床、大便器の洋便器化等) ・給水管の改修>都の「安全でおいしい水プロジェクト」(給水管直結方式)と連携し、仲田小で実施した。また平成20年度の改修を目途に、日野二小・日野三小・滝合小・旭が丘小・南平小・東光寺小の設計を行った。 ・他の改修>室内、暖房設備、給食室の改修及びプールの温水シャワー化は実施できなかった。 (平成20年度) ・トイレの改修・七生緑小学校の耐震及び大規模工事において全系統を実施(ドライ床、大便器の洋便器化等) ・給水管の改修>都の「安全でおいしい水プロジェクト」(給水管直結方式)と連携し、平成21年度の改修を目途に、日野一小・日野四小・日野五小・日野六小・潤徳小の設計と、日野二小・日野三小・滝合小・旭が丘小・南平小・東光寺小の工事を行った。 ・他の改修>室内、暖房設備、給食室の改修及びプールの温水シャワー化は実施できなかった。 (平成21年度) ・トイレの改修・日野一中改築に伴い実施。 ・給水管の改修・直結化>日野四小において直結化完了。 ・教室や廊下等の室内改修>日野二中階段室の改修を実施。 ・暖房施設・給食室の改修>日野第一中改築に伴い実施。 ・プール温水シャワー化>未実施。 ・教育用備品の整備>全小中学校に地デジ対応液晶テレビ(52型)の配備完了・日野一中改築に伴う新校舎用備品の整備完了。 (平成22年度) ・トイレの改修>滝合小(南校舎東側)を実施。日野第四中(東側)を実施。今後は全小・中学校の全系統を実施する。 ・給水管改修・直結化)>日野二中の設計を実施。日野四中の設計を実施。東京都水道局から対象の拡大(中学校も対象となる)や、事業期間の延長により、計画の見直しを実施する。	一部実施							0							0	庶務課
174	I	1	(4)	2	f1	小・中学校校舎の耐震化を平成19年度に完了する	平成19年度で校舎の耐震化を100%達成する。	(平成17年度) ・耐震補強工事(小学校3校:日野二小(西側)、日野三小(南校舎)、滝合小学校(南校舎))を実施し、耐震補強設計(小学校2校:日野四小、日野六小(北校舎)、中学校3校:七生中(北校舎西側)、日野三中(中校舎)、日野四中)を作成した。また、耐震診断(小学校1校:三沢台小)を実施。 (平成18年度) ・耐震補強工事(小学校4校:日野三小(北校舎)、日野四小、日野六小(北校舎)、滝合小学校(北校舎)、中学校3校:七生中(北校舎西側)、日野三中(中校舎)、日野四中(西側))を実施し、耐震補強設計(小学校3校:百草台小、旭が丘小、東光寺小、中学校2校:三沢中、大坂上中)を作成した。耐震診断及び耐震補強設計(小学校1校:百草台小)を実施、作成。 (平成19年度) ・旭が丘小・東光寺小・三沢中・大坂上中の校舎耐震補強工事を実施・完了。 ・法改正により新たに対象となった日野六小・日野二小の一部の棟については、次年度以降に実施することとした。 (平成20年度) ・七生緑小の校舎耐震補強工事を実施・完了。 ・法改正により新たに対象となった日野六小は、平成21年度に耐震補強設計・平成22年度に耐震補強工事の予定。 ・日野二小は、平成21年度に耐震診断・平成22年度に耐震補強設計・平成23年度に耐震補強工事の予定。 (平成21年度) ・日野六小の対象となる一部校舎の耐震補強設計を実施。日野第二小の対象となる一部校舎の耐震診断を実施。	実施済(完了)							0							0	庶務課
175	I	1	(4)	2	f2	小・中学校屋内運動場の耐震化を平成21年度に完了する。	平成21年度で屋内運動場の耐震化100%達成する。	(平成17年度) ・耐震補強工事(中学校1校:七生中)を実施。耐震補強設計(小学校3校:日野二小、日野六小、潤徳小)を作成。耐震診断(小学校8校:日野三小、日野四小、日野七小、日野八小、滝合小、旭が丘小、東光寺小、三沢台小、中学校4校:日野三中、日野四中、三沢中、大坂上中)を実施。 (平成18年度) ・耐震補強工事(小学校4校:日野二小、日野五小、日野六小、潤徳小)を実施。耐震補強設計(小学校1校:百草台小、中学校1校:日野三中)を作成。耐震診断(小学校1校:百草台小)を実施。 (平成19年度) ・日野三小・日野三中の屋内運動場耐震補強工事を実施・完了した。 ・平成21・22年度は、日野四小・日野八小・滝合小・日野七小・旭が丘小・東光寺小・日野四中・三沢中・大坂上中の屋内運動場の耐震補強工事を予定している。 (平成20年度) ・七生緑小の屋内運動場耐震補強工事を実施・完了した。 ・平成21・22年度は、日野四小・日野八小・滝合小・日野七小・旭が丘小・東光寺小・日野四中・三沢中・大坂上中の屋内運動場の耐震補強工事を予定している。 (平成21年度) ・旭が丘小、三沢中の屋内運動場の耐震化工事を実施。 (平成22年度) ・屋内運動場の耐震化は、日野四小のほか6校の耐震補強工事完了により耐震化率が100%となった。	実施済(完了)							0							0	庶務課
176	I	1	(4)	2	g1	公共施設の耐震化を図る	各施設の老朽化及び耐震性等を調査・検証し、施設構造上の優先順位を検討しながら、併せて市民ニーズ、各プラン・計画及び市施策との整合性を図った計画を策定する。小中学校については、校舎の耐震化を平成19年度までに、屋内運動場の耐震化を平成20年度までに完了する。保育園、児童館及び学童クラブの耐震化については、19年度からの3カ年計画で改修と併せ実施する。	(平成17年度) ・小学校:日野二小校舎(2期)、日野三小校舎(1期)、滝合小校舎(1期)。中学校:七生中屋内運動場。 (平成18年度) ・小学校:日野五小屋内運動場、日野三小校舎(2期)、滝合小校舎(2期)、日野四小校舎、日野六小北校舎・屋内運動場、日野二小屋内運動場、潤徳小屋内運動場。中学校:七生中北校舎西側、日野三小校舎、日野四中校舎(1期)。 (平成19年度) ・小・中学校の校舎(4校)及び屋内運動場(2校)の耐震補強工事を完了し、みさわ保育園の耐震補強及び大規模改修工事に着手した。 (平成20年度) ・七生緑小学校校舎、屋内運動場耐震化実施。 (平成21年度) ・旭が丘小屋内運動場対審補強工事。三沢中屋内運動場対審補強工事。	実施済(完了)							0							0	財産管理課
177	I	1	(4)	2	g1	優先順位をつけた施設大規模改修計画に併せて公共施設の耐震化を図る。	管理施設の耐震改修計画の策定を図る	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・市民会館・七生公会堂、市民ギャラリー、大成荘について修繕計画を作成したが、耐震改修を行うには至らなかった。 (平成20年度) ・耐震診断を行うところまで至らなかった。 (平成22年度) ・耐震診断を行うところまで至らなかった。	未着手							0							0	文化スポーツ課
178	I	1	(4)	2	h1	簡易耐震調査の充実を図る	無料で簡易耐震診断調査を実施する	(平成17年度) ・実施件数:277件。 (平成18年度) ・実施件数:50件。 (平成19年度) ・広報掲載、自治会への回覧等積極的なPR活動に努めたが、目標件数を達成することはできなかった。実施件数:56件、307,987円。 (平成20年度) ・戸別訪問(ローラー作戦)を実施しPR活動に努めたが、目標件数を達成することはできなかった。当初目標件数:100件 実施件数:30件。 (平成21年度) ・平成16年度から継続している事業で、これまでのPR活動により市民への周知がかなり図られたが、目標件数を達成することができなかった。目標件数:90件、実施件数:17件。 (平成22年度) ・平成16年度から継続している事業で、これまでのPR活動により市民への周知がかなり図られたが、目標件数を達成することができなかった。目標件数:60件、実施件数:4件。 ・この事業については、近年減少傾向にあるため、平成23年度に緊急雇用事業の補助金を活用して、昭和56年以前に建築された木造一戸建て住宅に啓発資料の配布を戸別訪問(ローラー作戦)で実施することにより、建物所有者の耐震化への意識啓発を図る。併せて、簡易耐震調査の希望者について、調査を実施する。 ・なお、この事業は平成23年度で終了する。	一部実施							0							0	建築指導課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計 単位 人	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計 単位 千円	担当課		
179	I	1	(4)	2	h1	耐震診断の補助制度の充実と市民へのPR	費用の一部(診断費用の2分の1・5万円を限度)を補助する	(平成17年度) ・補助件数:40件。 (平成18年度) ・補助件数:14件。 (平成19年度) ・広報掲載、自治会への回覧等積極的なPR活動に努めたが、目標件数を達成することはできなかった。10件、500,000円。 (平成20年度) ・戸別訪問(ローラー作戦)を実施しPR活動に努めたが、目標件数を達成することはできなかった。当初目標件数:30件、実施件数:11件。 (平成21年度) ・平成15年度から継続している事業で、これまでのPR活動により市民への周知がかなり図られたが、目標件数を達成することができなかった。目標件数:15件、実施件数:2件。 (平成22年度) ・平成15年度から継続している事業で、これまでのPR活動により市民への周知がかなり図られたが、目標件数を達成することができなかった。目標件数:10件、実施件数:2件。 ・この事業については、近年減少傾向にあるため、平成23年度に緊急雇用事業の補助金を活用して、昭和56年以前に建築された木造一戸建て住宅に啓発資料の配布を戸別訪問(ローラー作戦)で実施することにより、建物所有者の耐震化への意識啓発を図る。 ・なお、この事業は予算の範囲内で継続する。	一部実施							0								0	建築指導課	
180	I	1	(4)	2	h2	住宅の耐震補強工事資金を助成する	市内施工業者により、個人住宅の木造住宅耐震補強工事、バリアフリー対応型住宅改修工事を行った場合、経費の一部を補助する。補助上限20万円	(平成17年度) ・日野市木造住宅耐震診断助成(建築指導課で実施)を受け、耐震診断の結果、「危険」又は「やや危険」と診断された昭和56年5月31日以前の木造住宅の耐震補強工事に係る費用の補助対象部分の1/10で上限20万円を補助。 ・予定工事数10件×20万円、総額200万円で予算見積もり。 (平成18年度) ・施行:平成18年6月1日、実績:工事件数8件、交付額:1,461,000円。 (平成19年度) ・前年度より2件増加し、計11件の実績があった。補助対象工事金額:約1550万円、補助金額:137万円。 (平成20年度) ・補助対象工事金額:約1,767万円、補助金額:1,412,000円。 (平成21年度) ・申請件数:4件、補助対象工事金額:9,477,097円、補助金額:609,000円。 (平成22年度) ・住宅耐震診断助成の利用件数の減少に伴い、制度自体の利用率が低迷した。 ・来年度以降バリアフリー補助制度の利用率向上に重点を置き、各市の制度内容などを参考に補助率や申請手続きの見直しなどを検討中。 ・平成22年12月現在申請件数:4件(バリアフリー工事のみ)、補助対象工事金額:2,105,850円、交付決定額:209,000円。	一部実施							0									0	産業振興課
181	I	1	(4)	2	i1	安全・安心の観点から、中学校区に1館に加え、児童館空白地域に児童館を整備していく(再掲)	中学校区に1館に加え、児童館空白地域に基幹型児童館を設置し、他の児童館・学童クラブを先導、子育てをリードしていきます。仮設であるひの児童館万願寺分館に代わる新児童館(体験学習ができる子どもの居場所)と栄町地域に新児童館を開設する。(No.43の記載内容と同じ)	(平成18年度) ・万願寺と栄町の地域に新児童館を建設する方針を打ち出す。 ・新児童館は多様な機能を持たせるため「基幹型児童館PT」を立ち上げ。・栄町の新児童館については地域住民と栄町都有地活用協議会を立ち上げ。(No.43の記載内容と同じ) (平成19年度) ・基幹型児童館構想について現場職員を含めたPTで検討し、平成21年度にあさひがおか、(仮称)栄町の2つの基幹型児童館開設に向けて準備を行った。(No.43の記載内容と同じ) (平成20年度) ・かねてより児童館設置の要望が多かった栄町地域に、さかえまち児童館の新築工事を行った。 (平成21年度) ・平成21年度当初に、さかえまち児童館を新設、基幹型児童館として開設した。	実施済(完了)							0								0	子育て課	
小計(小項目計)										0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	45,522	0	0	45,522			

(5)活気あるまちづくり

182	I	1	(5)	1	a1	地域商店街を魅力あるものとするため、魅力ある人材の育成に努める	市内の若手商人を中心に勉強会を設置し、各種人材育成カリキュラムの周知・活用、市内商店会間の交流会、合同研修会の実施、相互の意識の触発など、各商店会の活性化にフィードバックできる仕組みの検討を商工会と連携して行っていく。	(平成17年度) ・高幡不動参道商店会の川越視察に随行。 (平成18年度) ・5月に市内商店会に直接出向き、役員に対するヒアリングを実施し、現状の把握を行った。 ・日野市商工会と市内の若手商人の勉強会の実現性について話し合いを行い、日野市商工会青年部及び日野市青年会議所との調整を行う。 (平成19年度) ・日野市商工会とともに市内各商店会に対するヒアリング調査を実施、現状と課題を整理し、それぞれの特色を活かした形で活性化策を検討した。 ・また、東京都等からの各種研修案内を送り、人材育成に向けた取り組みを促した。 (平成20年度) ・市内商店会に対し、市及び都補助金の利用促進を促し、更なる事業拡大を図るため、担当者への説明会を実施。 ・市内商店会による浅草の伝法院通りへの視察に随行。 (平成21年度) ・市内商店会の会長及び事業担当者に対し、新元気をだす！商店街事業をはじめとする各種補助事業の勉強会を実施した。 ・市内商店会による川越市への視察に随行。 ・日野市商工会商業部会との勉強会を実施し、事業内容に関してお互いの理解を深めた。 (平成22年度) ・年1回行っている市内各商店会との意見交換において、国や東京都が実施する各種人材育成支援メニューなどの周知・誘導を図っている。	一部実施						0							0	産業振興課
183	I	1	(5)	1	a2	大型店にないサービスの提供(量り売りの復活、きめ細かい接客、個性ある商品提供など)が図れる環境を整備していく	中小店舗限定のプレミアム付カワセミ商品券の発売に連動して、地域の消費者ニーズを商業者が把握できるようアンケート調査を実施したり、販売方法の見直しや商品券とタイアップした独自のサービス提供、また、ニーズを満たすことのできる商品開発のために、商店会の研修、先進地視察、経営指導など、商工会と連携した商業振興施策を展開していく。	(平成17年度) ・商業振興施策を検討。 (平成18年度) ・11月の中小店舗限定カワセミ商品券の販売に併せて利用者アンケートを行った。アンケート配布数100件に対し有効回答数60件、自由意見などを参考とし消費者のニーズの把握・今後の商品開発を展開。 (平成19年度) ・カワセミ商品券の取扱店舗を昨年度から大幅に増やし、幅広い利用を促した。 ・また、日野市商工会では、中小店舗を対象に各種経営指導を実施した。 (平成20年度) ・新・カワセミ商品券を従来の7月販売だけでなく、12月にも緊急経済対策として販売。市内店舗における利用促進を図った。 (平成21年度) ・4月の定額給付金の時期と合わせて新・カワセミ商品券の販売を行った。また、昨今の経済状況を考慮し、歳末商戦期前の11月にも緊急経済対策として販売した。事業と連携して、市内商店等が独自の魅力あるアイデアにより営業実績を上げるなど産業の活性化が図られた。また、カワセミ商品券の実施効果及び今後の事業展開に向けてのアンケート調査を実施した。 (平成22年度) ・商品券利用店が500店を超えるなど、消費者の利便性の向上が図られた。また、市内の各商店会において、歳末セールなど商品券とタイアップしたイベント事業などにより相乗効果が得られた。	一部実施						0							0	産業振興課
184	I	1	(5)	1	a3	交流の場としての商店づくり	商店会、女性農業者、援農ボランティア、学生、地元自治会などと連携し、空き店舗を活用した日野産農産物の即売を実施できるような仕組みを検討する。また、高幡不動新駅舎内に設置予定の七生支所の待合スペースの活用も検討していく。	(平成17年度) ・検討。 (平成18年度) ・高幡不動駅ビルに設置される七生支所が日曜・祝日について閉館日であるため、待合スペースのこれらの日の活用について検討。地元観光資源のPR、地元農産物販売等によるにぎわいの創出を提案。 (平成19年度) ・商店会に対するヒアリングで出た空き店舗活用提案を受け、近隣大学と連携を図り、商店会と大学による勉強会を開催、空き店舗活用を視野に入れた活性化策の提案を行った。 (平成20年度) ・市内商店会のイベント事業において、空き店舗を活用して抽選会場にする等、賑わいの創出のツールとしての利用が図られるよう促した。 (平成21年度) ・市内商店会のイベント事業において、地元農家と連携して朝市を実施するなど、市内各所で日野産農作物の即売を行う仕組みづくりを行った。また、高幡不動駅内の七生支所においても毎週日曜日に農作物の直売を実施した。 (平成22年度) ・高幡不動駅ビルにある七生支所での農産物の直売を、毎週日曜日の午後1時30分から実施。 ・商店会を個別に訪問し補助金を活用した空き店舗対策事業への誘導を図った。また、商店会内の空き店舗を活用した買い物弱者対策事業の検討を始めた。	一部実施						0							0	産業振興課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単 位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単 位 千円	担当課				
185	I	1	(5)	1	a4	買い物が完結 できるような商店街の再生・ 整備をしていく	集客力の高い専門店(安売り店など)を誘致し、その店舗を核として商店会全体の集客力をあげることににより活性化を図る。新・元気を 出せ商店街事業補助金、空き店舗対策事業、転業助成、まちなみ整備助成等により、 商店会の活性化を図る。例えば、生鮮3品のそろった商店会づくりやおかず横丁、商店街版デバ地下など、市民ニーズに合った商店会形成を目指した調査・研究を行う。	(平成17年度) ・検討。 (平成18年度) ・5月に市内商店会に直接出向き、役員に対するヒアリングを実施し、現状の把握を行った。 ・「(仮称)国道20号バイパス(日野バイパス)沿道商業等アクションプラン」により、日野バイパス沿道に集客力の高い専門点を誘致するための活性化策を策定した。 ・(仮称)日野市観光基本計画高幡地区実施計画により高幡不動駅周辺をモデル地区と設定し、店舗リフォーム助成を行い市民ニーズにあった商店会形成を進めていくことを検討した。 (平成19年度) ・商店会の特色を活かした活性化策を検討、空き店舗対策として「新・元気を出せ！商店街事業補助金」の活用などを各商店会に提案した。 (平成20年度) ・市内商店会へ個別ヒアリングを実施した際、空き店舗を活用したチャレンジショップの導入を検討。商店会においてもイベントを通じて地域住民へ導入希望の店舗について意見収集を行った。 (平成21年度) ・「新・元気を出せ！商店街事業」の一環であるチャレンジショップ導入などの活性化事業を積極的に提案。各商店会における安芸店舗の把握に努め、また商店会・地元住民からの意見収集を行った。 (平成22年度) ・市内各商店会に対し「新・元気を出せ！商店街事業補助金」を活用した空き店舗対策支援の事業説明・活用促進を図った。 ・日常の買い物に不便を感じている市民「買い物弱者」に対する支援事業の検討を始めた。	一部実施							0									0	産業振興課		
186	I	1	(5)	1	a5	カフェミ商品券の有効活用・ 市内商店街消費により商店 振興を図る	カフェミ商品券の市内中小小商店での利用率 を高める方策を構築、推進する。	(平成18年度) ・中小小売店舗等に限定して取り扱う「プレミアム付カフェミ商品券」を発行した。販売日：18年11月8日、販売金額：2,000万円／額面2,200万円(10％プレミアム付)、商品券内容：500円券×22枚綴× 2,000冊＝44,000枚、商品券使用期間：18年11月8日から19年1月31日まで、取扱店舗数：450店舗。 (平成19年度) ・スーパーでも使用できるA券と小規模店舗でしか使えないB券を8対3の比率で混合して販売するとともに、取扱店舗を前年度より大幅に増加させたことで、中小店舗における利用率が増加、カフェミ商品券全体の6割が小規模店舗で使用される結果となった。 (平成20年度) ・昨年同様中小小売店舗限定の商品券をセットにした「新・カフェミ商品券」を発行。冬には緊急経済対策として2回目の販売を実施。 ・①販売日：7月9日、販売金額：100,000千円／額面110,000万円(10％プレミアム付)、商品券内容：(1,000円券×8枚、500円券×6枚)×10,000冊、商品券使用期間：20年7月9日から20年12月31日まで② 販売日：12月3日、販売金額：20,000千円／額面23,000万円(15％プレミアム付)、商品券内容：(500円券×23枚)×2,000冊、商品券使用期間：20年12月3日から21年2月28日まで。 (平成21年度) ・「新・カフェミ商品券」の発行を春・冬の年2回実施。今回は緊急経済対策の意味合いを含め、プレミアムを15％とした。また、中小店舗限定券の割合を増やし、特に経営が苦しい小売店舗の支援に努めた。①販売日：4月11日、販売金額：200,000千円／額面230,000千円(15％プレミアム付)、商品券内容：(1,000円券×5枚、500円券×13枚)×20,000冊、②販売日：11月21日、販売金額：100,000千円／額面 115,000千円(15％プレミアム付)、商品券内容：(1,000円券×5枚、500円券×13枚)×10,000冊。 (平成22年度) ・平成22年度実施状況 第1回発売：平成22年7月9日、プレミアム10％、総額1億1千万円。第2回発売：平成22年11月27日、プレミアム10％、総額1億1千万円。 ・今後の商品券事業の方向性をしっかりと定めるため購入者アンケートを実施し、消費者ニーズの把握などを行い事業の検証に努めた。	実施済(完了)							0											0	産業振興課
187	I	1	(5)	1	b1	市内中小企業の技術情報、 市内産業のPRを積極的に 支援し市内企業の活性化を 目指す	市内中小企業工業技術の調査、収集、商工会ポータルサイト設置に対する補助、展示会 出店への補助、工業技術情報紙の作成、工業展の充実を行う	(平成17年度) ・商工会ポータルサイトの開設・工業技術情報紙の発行、工業展の充実・開催期間を従来の土・日曜日から金・土・日曜日の開催へ、会場を市民会館展示室、直接大手企業に出向き来場を要請。27企業出展。 (平成18年度) ・商工会「シナジースキーム事業」において、市内企業270社(商工会員149社、非会員121社)に対し、経営課題、取引意向等に関するアンケート調査を実施。うち回答125社、工業技術情報紙の発行、工業展の新たな取組みとして、産学連携として首都大学東京の最先端技術の展示し充実を図る。 (平成19年度) ・日野市商工会とともに工業分野関連の市内中小企業に対するヒアリングを実施、課題や要望などの整理を行った。また、市内工業PRのための情報誌を作成し、産業まつりの工業展等で配布した。 (平成20年度) ・日野市商工会とともに2年目となる「シナジースキーム事業」を通して、工業分野関連の市内中小企業に対する支援策を検討。市内工業PRの一環として、産業まつりの工業展等で配布する市内企業を紹介する工業情報誌を作成した。 (平成21年度) ・日野市商工会が実施する「シナジースキーム事業」の一環として、東京ビックサイトで実施した「産業交流展2009」への出展料補助を行い、工業情報誌の代替として市内工業の紹介するためのCDの作成を行った。また、工業振興条例の策定に先立ち、市内中小企業の現状を把握するためのアンケート調査を実施した。 (平成22年度) ・昨年に引き続き東京都の主催する「産業交流展2010」へ商工会工業部会を中心とする市内中小企業の参加を支援し、工業のまち日野の高い技術力のPRと、新たな販路開拓を推進した。	一部実施							0											0	産業振興課
188	I	1	(5)	1	b2	市内事業者と業種別の情報 交換の場として連絡会を設置 し市内産業の活性化を図る	日野市と商工会との連絡協議会に諮り、市内 事業者の個別の課題、問題解決に向けてた 情報交換及び方策を検討する場として、大手 企業を巻き込んだ業種別の連絡会を設置する。	(平成18年度) ・商工会との協議により、市内ものづくり企業の経営者・技術者・社員等の交流の場を設け、中小企業から大手企業までの企業規模を超えた人的交流を図る仕組みを検討した。 (平成19年度) ・市と日野市商工会との連絡協議会を平成19年5月と11月に開催、商業関係や工業関係の意見交換を行った。 (平成20年度) ・市と日野市商工会との連絡協議会を年2回開催。商業関係や工業関係に関する事業者の視点に立った活発な意見交換を行った。 (平成21年度) ・市と日野市商工会との連絡協議会を年2回開催。商業関係や工業関係に関する事業者の視点に立った活発な意見交換を行った。また、日野市商工会工業部会や青年会議所との勉強会を実施、他にも 市民税課と合同で市内大規模企業へのヒアリング調査も行った。 (平成22年度) ・市と商工会との連絡協議会を2回開催。各種事業に関する活発な意見交換が行われた。また、昨年に引き続き市内大手企業へのヒアリング調査に加え、日野市の工業の将来構想や条例、計画などの策定準備として、100社程の中小工業事業者を対象とした訪問ヒアリングを実施した。	一部実施							0											0	産業振興課
189	I	1	(5)	1	c1	市内優良請負業者の表彰に 関する基準を公表する。	優良請負者表彰要領をホームページに公表 し、工事事業者に施工意欲を喚起する。	(平成17年度) ・表彰に関する基準(要領)を市ホームページで公表。 (平成18年度) ・制限つき一般競争入札拡大に伴い、基準を見直す(平成19年4月改定)。 (平成19年度) ・実施済み。平成19年度当初から新基準の適用を開始した。	実施済(完了)							0								0	総務課			
190	I	1	(5)	1	c2	優良業者を優遇する措置をとり 市内業者の育成を図る	工事希望型指名競争入札において工事希望 の申し込みがあった場合は、優良請負者として表彰を受けた日以降、その年度の終わりまでの期間、指名業者として選定する(18年度 まで)。19年度からは、「優良請負者として表彰された者は、制限付一般競争入札において、表彰を受けた日以降その年度の終わりまでの間、入札参加資格基準における直近上位の等級案件に申し込むことができる。また、 日野市に新たに指名参加登録した業者、準市内業者の営業活動状況を把握し、不公平感のない及び談合のない入札・契約制度を図る。	(平成17年度) ・平成17年度は、優良請負者として1社表彰された。 (平成18年度) ・年度終了後、工事完了評定表がまとまり次第対象となる業者を選定する予定。 (平成19年度) ・優良業者>優良請負者として表彰された業者については、当該年度内の制限付一般競争入札参加資格において優遇措置を適用した。 ・準市内業者>7月に事業所実地調査を実施(工事17社、設計・測量12社)、店舗の形態や営業活動について状況把握を行った。 ・入札参加資格の見直し(平成19年10月から、工事件件に関する制限付一般競争入札の参加資格要件を見直し、市内業者優位の取り扱いとした。 ・設計金額5,000万円未満の案件…市内業者・設計金額5,000万円以上の案件…市内業者及び準市内業者 (平成20年度) ・被表彰者の優遇措置については、継続して実施している。・市内事業者の店舗形態や営業実態については、入札制度のあり方と関連して更に検証及び検討を要する。 (平成21年度) ・平成20年度に導入した総合評価方式の評価項目となっていることを配慮し、市内建設業者のモチベーション向上のためにも表彰回数を増やすことを検討した。 ・しかしながら、成績優良と認められる工事件数も少なかったため、例年どおり1者のみの表彰となった。 (平成22年度) ・例年1者のみの表彰であったが、平成22年度については、市内業者4者(日野一中校舎改築及び併行防音工事、JVの構成員として。)を表彰した。 ・市内業者の育成の観点から、総合評価方式の拡大・充実に合わせて被表彰事業者を今後とも増やしていくよう努める。	実施済(完了)							0										0	総務課	
191	I	1	(5)	1	c2	優良業者を優遇する措置をとり 市内業者の育成を図る	市内業者の育成を図る方策を検討・推進する。	(平成18年度) ・先進事例等の調査・研究を行った。 (平成19年度) ・入札に参加できない中小事業者を対象に、日野市商工会を通じ、公共施設の小規模修繕等の工事を請け負わせた。 (平成20年度) ・工事件数：98件・工事金額：19,992千円。 (平成21年度) ・工事件数：104件・工事金額：19,973,100円。 (平成22年度) ・平成22年度事業概要：公共施設小規模修繕等業務委託、工事費：20,000,000円、事務費：600,000円。	一部実施							0									0	産業振興課		

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課
192	I	1	(5)	1	d	市の産業を支える企業と協力・連携し地域産業の活性化を図る	市内全工業者に対しアンケート調査を実施することにより市内工業統計を作成し、市内工業の基礎データの整理を行う。また市内企業間の交流を図るために、平山工業連合会(七日会)と定期的(年度当初と産業まつり前くらい)に連絡会を開催する。 商工会の実施した工業者アンケートによると自社製品、技術力への自信はうかがえるものの、営業力の弱みの認識と情報発信強化への欲求が高く、こうした課題を支援する場として連絡会を設置し、技術や経営ノウハウの交流により、地域産業の活性化を図る。	(平成18年度) ・商工会との協議により、市内ものづくり企業の経営者・技術者・社員等の交流の場を設け、中小企業から大手企業までの企業規模を超えた人的交流を図る仕組みを検討。 ・平成19年2月16日に開催された平山工業連合会(七日会)地域行政研修会に参加。 (平成19年度) 商工会の実施する「シナジースキーム事業」の一環として、市内工業関連企業に対するヒアリング調査を実施、現状の課題や要望等の確認を行った。 (平成20年度) ・前年度に行った市内工業関連企業に対するヒアリング調査結果を精査し、現状の課題や要望等の確認を行うとともに、工業振興条例策定の基礎資料として整理した (平成21年度) ・市内ものづくり関連の企業へアンケート調査を実施した。また市民税課と合同で行った市内大規模企業へのヒアリング調査も行い、工業者の現状・課題を整理した。 (平成22年度) ・引き続きアクションプランの中身について策定委員への説明を行い、各部署へ理解の増進を促した。	一部実施						0						0	産業振興課		
193	I	1	(5)	1	e1	国道20号バイパスを経済活動の拠点として整備していく	今後、全線開通に向けて整備が進む日3・3・2号線について、商業等の集積を誘導し、市内の経済活動の軸として整備するために、(仮称)国道20号バイパス(日野バイパス)沿道商業等アクションプランを策定する。プランの策定にあたっては、沿道に点在する市有地の有効活用案を盛り込むとともに、私有地の低未利用地についても意向調査を踏まえつつ高度利用が図られるような手法の検討、提案を行っている。	(平成18年度) ・「(仮称)国道20号バイパス(日野バイパス)沿道商業等アクションプラン」の策定に当たり、沿道市有地や民間の低未利用地について商業立地に向けた方策を検討した。 (平成19年度) ・策定委員会や地権者等に対するアンケート調査の結果を踏まえ、国道20号バイパスを4つのゾーンに区分、各ゾーン毎の課題や今後の方針をまとめた。 ・主に市有地を活用した沿道の商業活性化策として、道の駅の整備や市立病院跡地の有効活用などを盛り込んだ。 また、協議指針を策定し、バイパス沿道の景観を調整することとなった。 (平成20年度) ・近年の経済状況を勘案し、実情に沿った内容の検討を行い、アクションプランの中身について策定委員への説明を行った。 (平成21年度) ・引き続きアクションプランの中身について策定委員への説明を行い、各部署へ理解の増進を促した。 (平成22年度) ・国道20号バイパス延伸部分への商業施設の誘致による市内商業の活性化について、より実効性のあるものとするための関係機関との調整、関連部署との検討を行った。	一部実施						0						0	産業振興課		
194	I	1	(5)	1	f	地域経済活性化を目的とする振興補助金を創設する	域経済の活性化、効果的な地域消費を喚起する施策を検討し実施する。	(平成18年度) ・先進事例の調査・検討を行った。 (平成19年度) ・カワセミ商品券の拡充を図るとともに、商店会振興を図るための補助について積極的に提案した。 (平成20年度) ・「新・元気をだせ！商店街事業補助金」や新・カワセミ商品券の更なる拡充を図るとともに、これら事業を有効活用し、商業の振興が図られるよう、市内商店会とその活用方法等について検討を行った。 (平成21年度) ・利用者のニーズ等について積極的に情報収集を行い、「新・元気をだせ！商店街事業」や新・カワセミ商品券などの補助事業が、より現場の意向に合うよう商店会等との勉強会を実施し、効果的な施策の検討を行った。 (平成22年度) ・「新・元気をだせ！商店街補助金」の利用促進、及び「商店会等街路灯電気料補助金」などの活用により、地域での賑わいの創出とまちの活性化が図られた。また、買い物弱者に対する支援と、新たな販路開拓による商業の活性化を図るため、商工会や商店会連合会との連携により「市内宅配サービスリスト」を作成した。	一部実施						0						0	産業振興課		
195	I	1	(5)	1	g1	援農ボランティア制度を確立する	「農の学校」を開校し、ボランティア希望者に対し農業知識の修得と技術の向上を図り、より高度な援農が実践できるようボランティアの育成を行う。将来的には、援農に精通したリーダーを育て、新たな農業の担い手として援農NPOの創設を図る。	(平成17年度) ・援農市民を養成するため、「農の学校」第1期が平成17年1月からスタート。12月、22人が修了し、全員ボランティア登録した、援農制度の仕組みについては、農協などと検討。 (平成18年度) ・4月20日、「農の学校」第1期終了生により「日野人・援農の会」発足。支援する、援農ボランティアと農家をつなぐコーディネート業務を農協へ委託、5月22日、ボランティアと農家の顔合わせを行い、援農制度開始。・援農ボランティア22人。受入希望農家22戸。 ・12月12日、「農の学校」第2期14人修了。19年1月11日、「農の学校」第3期20人開始。援農実績：平成18年12月末現在、のべ377人参加。平成19年3月、2期生を受け入れ、35人体制。 (平成19年度) ・「農の学校」を引き続き開設、農事暦による1年間にわたる実習と座学を通して、援農ボランティアの養成を図った。 (平成20年度) ・「農の学校」卒業生で組織する「日野人・援農の会」のNPO法人化を目指し、その手順について、定期的に打ち合わせを行った。 (平成21年度) ・「農の学校」卒業生で組織する「日野人・援農の会」のNPO法人化を目指し、その手順について、引き続き定期的に打ち合わせを行った。10月に、「日野人・援農の会」のなかに「NPO検討委員会」を立ち上げた。市も関係機関との調整や書類等の作成など協力できる部分の支援を実施。 (平成22年度) ・「農の学校」第6期生(平成22年1月～同12月)は、20人が修了。日野人・援農の会が講師補助として参加したため、受講生と良好な関係を築くことができた。 ・援農ボランティアは定着してきた。日野人・援農の会のNPO法人化については、実現できなかったが、引き続き、NPO法人化に向け検討していく。	一部実施						0						0	産業振興課		
196	I	1	(5)	1	g2	地場産野菜の自給率向上を目指す	学校給食への地元産野菜の使用を、更なる拡大を図る。供給量増を図るため、生産組合との契約栽培を採り入れ、原則全量給食で買収する方法の確立と新たな供給農家の開拓や配送支援などの供給システムを改善する。日野産大豆を全量給食での買収するシステムを確立する。学校給食地元野菜利用率25%を数値目標とし、情報公開も含めた学校別目標管理システムを導入する。また、生産者と栄養士の橋渡し役となるコーディネーターを導入する。その他、周年栽培可能な小松菜などの軟弱野菜供給農家を創出し、安定供給を図る。りんご、卵も契約栽培を視野に入れ、全校実施を目指す。	(平成17年度) ・契約栽培作業チーム会議を発足、月に1度会議を開催し、契約栽培品目の検討を行い、ニンジン契約栽培品目とすることを決定。秋にはニンジンの生育状況を確認するため、圃場見学を行う。 (平成18年度) ・契約栽培作業チーム会議を継続実施、ニンジンに加え、新品目を長ネギとすることを決定。 ・平成17年度は生産者の理解不足があったため、地区別に説明会を開催し理解促進を図る。・また、圃場見学についても、17年度は作業チーム会議だけで行ったが、18年度は地区別に地区内の栄養士、調理員すべてを対象に実施。 (平成19年度) ・地元産野菜は、その大半が学校給食、農産物直営所、軒先販売を通して消費された。 (平成20年度) ・契約栽培品目に新たに2品目(キャベツ、大根)を追加し、対象野菜の生産面積拡大を促すとともに、契約栽培以外の品目の供給増を促すための方法を検討し、平成21年度からは契約栽培以外の品目以外にも補助金を交付することにした。また、栄養士による圃場見学を引き続き実施し、生産現場に対する理解の促進に努めた。 (平成21年度) ・契約栽培品目に「じゃがいも」「玉ネギ」の2品目を加え、7品目となった。また、ナスや小松菜、梨、たまごなど7品目以外の市内産農産物についても、補助金(1kg20円)を交付。平成20年度採用の「コーディネーター」が納品量の多い地区の農業者団体と調整を図り、納品量確保に努めた。 (平成22年度) ・学校が指定した使用予定量に対して、生産団体が契約を結び、栽培を行った。その納品量に応じて補助金を交付した。 ・生産者と栄養士の橋渡しとなるコーディネーター制度を継続し、市内を3分割した供給地区を超えて受発注を行うことにより、納品量の確保に努めた。	実施済(完了)						0						0	産業振興課		
197	I	1	(5)	1	g3	地産地消を推進する(生産手法の工夫により、作付面積の増加を図る)	平成17年に制定された「食育基本法」では、食育の総合的な促進を図るため、地産地消の推進を掲げている。日野市においても現在行っている学校給食での供給率を平成23年度25.0%を目指し、地産地消を推進する。供給増に対応するため、学校給食野菜の契約栽培システムの導入を始めると、生産者と栄養士の橋渡し役となるコーディネーターの導入、情報公開も含めた学校別供給率目標管理システムを導入する。また、農業者の栽培施設・設備の整備、後継者の育成、栽培技術の向上、耕地利用率(17年度:91.1%)の引き上げなど、総合的に施策を展開していく。	(平成17年度) ・契約栽培作業チーム会議を発足、月に1度会議を開催し、契約栽培品目の検討を行い、ニンジン契約栽培品目とすることを決定。秋にはニンジンの生育状況を確認するため、圃場見学を行う。 (平成18年度) ・契約栽培作業チーム会議を継続実施、ニンジンに加え、新品目を長ネギとすることを決定。 ・平成17年度は生産者の理解不足があったため、地区別に説明会を開催し理解促進を図る。・また、圃場見学についても、17年度は作業チーム会議だけで行ったが、18年度は地区別に地区内の栄養士、調理員すべてを対象に実施。 (平成19年度) ・地元産野菜は、その大半が学校給食、農産物直営所、軒先販売を通して消費された。 (平成20年度) ・契約栽培品目に新たに2品目(キャベツ、大根)を追加し、対象野菜の生産面積拡大を促すとともに、契約栽培以外の品目の供給増を促すための方法を検討し、平成21年度からは契約栽培以外の品目以外にも補助金を交付することにした。また、栄養士による圃場見学を引き続き実施し、生産現場に対する理解の促進に努めた。 (平成21年度) ・契約栽培品目に「じゃがいも」「玉ネギ」の2品目を加え、7品目となった。また、ナスや小松菜、梨、たまごなど7品目以外の市内産農産物についても、補助金(1kg20円)を交付。平成20年度採用の「コーディネーター」が納品量の多い地区の農業者団体と調整を図り、納品量確保に努めた。 (平成22年度) ・学校が指定した使用予定量に対して、生産団体が契約を結び、栽培を行った。その納品量に応じて補助金を交付した。 ・生産者と栄養士の橋渡しとなるコーディネーター制度を継続し、市内を3分割した供給地区を超えて受発注を行うことにより、納品量の確保に努めた。	実施済(完了)						0						0	産業振興課		

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課			
198	I	1	(5)	1	g4	学校給食への地場野菜活用を全校で実施するため、契約栽培の増加を図り作付面積を増やす	学校給食への地元産野菜の使用を、更なる拡大を図る。供給量増を図るため、生産組合との契約栽培を採り入れ、原則全量給食で買い取る方法の確立と新たな供給農家の開拓や配送支援などの供給システムを改善する。日野産大豆を全量給食での買い取るシステムを確立する。学校給食地元野菜利用率25%を数値目標とし、情報公開も含めた学校別目標管理システムを導入する。また、生産者と栄養士の橋渡し役となるコーディネーターを導入する。その他、周年栽培可能な小松菜などの軟弱野菜供給農家を創出し、安定供給を図る。りんご、卵も契約栽培を視野に入れ、全校実施を目指す。(No.196の記載内容と同じ)	(平成17年度) ・契約栽培作業チーム会議を発足、月に一度会議を開催し、契約栽培品目の検討を行い、ニンジンを選択品目とすることを決定。秋にはニンジンの生育状況を確認するため、圃場見学を行う。 (平成18年度) ・契約栽培作業チーム会議を継続実施、ニンジンに加え、新品目を長ネギとすることを決定。・平成17年度は生産者の理解不足があったため、地区別に説明会を開催し理解促進を図る。・また、圃場見学を17年度は作業チーム会議だけで行ったが、18年度は地区別に地区内の栄養士、調理員すべてを対象に実施。・日野産大豆栽培の拡大を検討し、19年度予算化。・コーディネーター制度検討し、校長会や栄養士会で制度の説明を実施。19年度予算化。 (平成19年度) ・市内の全小・中学校で、学校給食への地場産野菜の活用を引き続き実施した。平成19年度は契約栽培品目を3品目とし、供給量を増やすことで、作付面積は増えた。 (平成20年度) ・コーディネーター制度の導入により、円滑な受給調整を図ることができ、地元野菜利用率の向上につながった。また、栄養士と生産者双方のニーズの把握に努め、適宜調整を行うことにより、学校給食への地元野菜供給のスキームを整えた。 (平成21年度) ・契約栽培品目に「じゃがいも」「玉ネギ」の2品目を加え、7品目となった。また、ナスや小松菜、梨、たまごなど7品目以外の市内産農産物についても、補助金(1kg20円)を交付。平成20年度採用の「コーディネーター」が納品量の多い地区の農業者団体と調整を図り、納品量確保に努めた。 (平成22年度) ・学校が指定した使用予定量に対して、生産団体が契約を結び、栽培を行った。その納品量に応じて補助金を交付した。 ・生産者と栄養士の橋渡しとなるコーディネーター制度を継続し、市内を3分割した供給地区を越えて受発注を行うことにより、納品量の確保に努めた。	実施済(完了)							0										0	産業振興課
198	I	1	(5)	1	g4	学校給食への地場野菜活用を全校で実施するため、契約栽培の増加を図り作付面積を増やす	学校給食への地元産野菜の使用を、更なる拡大を図る。供給量増を図るため、生産組合との契約栽培を採り入れ、原則全量給食で買い取る方法の確立と新たな供給農家の開拓や配送支援などの供給システムを改善する。日野産大豆を全量給食での買い取るシステムを確立する。学校給食地元野菜利用率25%を数値目標とし、情報公開も含めた学校別目標管理システムを導入する。また、生産者と栄養士の橋渡し役となるコーディネーターを導入する。その他、周年栽培可能な小松菜などの軟弱野菜供給農家を創出し、安定供給を図る。りんご、卵も契約栽培を視野に入れ、全校実施を目指す。(No.196の記載内容と同じ)	(平成17年度) ・契約栽培に人参を取り入れた。 (平成18年度) ・契約栽培に人参にプラスして長ねぎを取り入れた。 (平成19年度) ・平成12年度より市内全小中学校で開始した学校給食での地場産野菜活用の取り組みであるが、19年度の使用率は金額ベースで15.7%で、18年度と同じであった。なお、19年度は、前年度の契約栽培2品目(ニンジン、長ネギ)に新たにりんごを加えた。 (平成20年度) ・平成20年度の地場産野菜の利用率が18.8%に向上した。 (平成21年度) ・平成20年度より、6月と11月の学校ごとの利用率を広報で公表した。 ・平成21年度の地場産野菜の利用率は、6月は下がったが、11月には昨年度を上回っており、年間利用率は向上する見込みである。	一部実施							0								0	学校課		
199	I	1	(5)	1	g5	ファーマーズセンターの設置を検討する	市民のための農業講座や援農制度の拠点、調理実習室や食品加工施設などの機能を有するファーマーズセンターを東光寺上第1土地区画整理地内に建設し、農家と市民の交流の拠点とする。また、地元産農産物の定期的な直売会も検討する。農業者や市民参画により計画を策定し、平成20年度建設、21年度運営開始を目指す。	(平成17年度) ・企画調整課、区画整理課、都市計画課、産業振興課で、庁内検討。 (平成18年度) ・平成19年度基本計画・実施設計を目指し、企画調整課、区画整理課、都市計画課、産業振興課で、庁内検討を行う。 ・直売施設ではなく、市民と農業者の交流の施設として検討。 ・平成19年3月、先進自治体(町田市・横浜市)を農業者・農業委員等と視察。 (平成19年度) ・平成20年度に、農業者、地元自治会とともに勉強会を立ち上げることとした。 (平成20年度) ・ファーマーズセンターが設置できる「都民の暮らしが潤う東京農業推進事業」の補助対象自治体に内定したので、平成21年度に「東光寺上地区農あるまちづくり協議会」を立ち上げるための人選等の準備を行った。 (平成21年度) ・平成21年7月に農業者、地元住民、区画整理関係者、JA東京みなみ職員、行政職員など、20人で構成する「東光寺上地区農あるまちづくり協議会」を立ち上げ、セツ塚公園の一部に設置する「ファーマーズセンター」を含め、東光寺上地区における農と住が共生するまちづくりのプランの策定を行った。 (平成22年度) ・平成22年6月に、地元自治会、農業関係者、行政の三者による「東光寺上地区農あるまちづくり三者協議会」を立ち上げた。 ・平成21年度に策定した「東光寺上地区 都市と農業が共生するまちづくりプラン」に基づき、当該地区のまちづくりを検討するため、7回の協議会を開催した。 ・(仮称)ファーマーズセンターの基本設計を完了するとともに、東光寺上地区の農あるまちづくりの基本的な考え方を整理した。	実施済(完了)							0									0	産業振興課	
小計(小項目計)										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
中計(中項目計)										4	0	2	2	0	0	8	35,520	4,619,173	1,415,590	1,576,991	675,881	821,433	9,144,588				

I-2 さらなる地域支援施策の展開(サービスからサポートへ)

(1)更なる環境への取り組みと地域・市民活動への参加促進

200	I	2	(1)	1	a1	基本構想・基本計画:2010プラン	市民参画による「日野いいプラン2010中間検証」を実施し、前期5か年の検証と既存プランのリニューアル、次期基本構想・基本計画につながるステップ・新たなニーズを明確にする。	(平成17年度) ・平成17年10月～:庁内における「日野いいプラン2010」 ステップアップ作業シート作成 ※前期5か年の個別施策・事業についての実施各課及び進行管理部署における検証。 (平成18年度) ・平成18年4月～:庁内における「日野いいプラン2010」、ステップアップ作業シートのとりまとめ、各課へのヒアリング実施、平成18年6月:庁内プロジェクトチーム設置、平成18年7月～:市民による「日野いいプラン2010中間検証」、開始※分科会による検証、平成18年12月:市民による「日野いいプラン2010中間検証」、報告会開催、平成18年12月～3月:「日野いいプラン2010」リニューアル版の作成に向けた作業。 (平成19年度) ・「日野いいプラン2010」の「日野いいプラン2020」へのステップアップのため、市民及び職員が7つの分科会で検討作業を行った。 (平成20年度) ・「日野いいプラン2010のステップアップ2020プランへの準備」の実施。 ・公募の市民委員50人と職員プロジェクトチーム44人が、1.「安全で安心なまちづくり」、2.「参画と協働の市政運営」、3.「子ども施策の充実」、4.「文化・生涯教育の充実」、5.「健康施策の充実」、6.「福祉施策の充実」、7.「地球環境を配慮した発展するまちづくり」の7分科会で、社会情勢や市民ニーズの変化や新たな課題等を踏まえて議論を重ね、現状と2010プランとのギャップを最新の個別計画等で埋めながら今後2年で優先的の実施するべき重点施策及び時期基本計画への送り送り事項等の検討を行った。 (平成21年度) ・「日野いいプラン2010のステップアップ2020プランへの準備」を取りまとめ、平成22年度までに最優先で取り組む事業等を整理。また、(仮称)2020プランに申し送る事項をまとめた。 (平成22年度) ・第5次基本構想・基本計画「2020プラン」を策定した。	実施済(完了)							0								0	企画調整課
201	I	2	(1)	1	a2	日野人げんき!プランの推進から市民ニーズの把握に努める	「日野人げんき!プラン評価推進委員会」で日野人げんき!プランに位置づけられた各事業の評価を受け、評価結果から、市民ニーズに合ったタイムリーな事業を検討し、実施する。	(平成17年度) ・平成15年度及び16年度に実施された事業について、庁内委員と市民委員による評価を実施、評価推進委員会による「日野人げんき!」プランの進行・管理を実施。 (平成18年度) ・平成17年度に実施された事業について、庁内委員と市民委員による評価を実施、評価推進委員会による「日野人げんき!」プランの進行・管理を実施、市民ニーズの把握及び次年度以降に評価結果を反映。 (平成19年度) ・平成18年度に実施した下記事業について、市民評価委員、庁内評価委員、評価推進委員による会議をそれぞれ開催、評価結果や意見を事業に反映させた。 ・子育て・子育て不安ゼロ…47事業・高齢者寝たきりゼロにむけて…57事業 (平成20年度) ・①平成19年度に実施した次の事業について、担当各課より事業評価シートを作成しまとめた。子育て・子育て不安ゼロ:45事業、高齢者寝たきりゼロにむけて:58事業。 ②平成22年度改訂版策定に当たり、21年度に行う計画の課題整理の方法について検討した。 (平成21年度) ・平成22年度改訂版策定に当たり、市民評価を実施。 (平成22年度) ・市民委員、専門委員による検討会により、平成22年度末に改訂版を策定予定。 <今後の方向性> ・今後は改定版に沿って計画を進行する。	一部実施							0								0	健康課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課	
202	I	2	(1)	1	a3	地域福祉総合計画・ともに支えあうまちプラン(福祉住区を基本とした推進)	「ともに支え合うまちプラン」は個別5計画の進捗状況を踏まえ、日野・福祉住区での地域福祉施策の展開状況を検証する。また、地域福祉活動の推進や情報、ネットワークなど拠点となる福祉住区を推進する。(地域福祉計画の策定は社会福祉法第107条に定められている。)	(平成17年度) ・平成17年10月に地域福祉総合計画「ともに支えあうまちプラン」を策定。 ・初年度により日野・ふくし住区推進についての具体的な取組みはできなかった。 (平成18年度) ・日野・ふくし住区推進についての課内検討のみで実施には至らなかった。・モデルとすべき日野・ふくし住区の検討にとどまった。 (平成19年度) ・日野市地域福祉計画「ともに支えあうまちプラン」は、平成21年度を計画の最終年次としている。平成19年度は、プランの下位に位置する5つの個別計画の検証作業を各主管課が行い、プラン全体の総合的な検証作業は20年度から21年度にかけて行うこととした。 (平成21年度) ・第2期日野市地域福祉計画(計画期間:平成22年度～26年度)策定を行った。 ・7月:日野市地域福祉計画策定委員会設置。 ・策定委員会では、全5回にわたって計画案を協議。・素案策定段階で、パブリックコメントや関係機関へのヒアリングを行った。 (平成22年度) ・「第2期日野市地域福祉計画」の推進のため次の各事業を実施した。①モデル地区でのアクションプラン実行に着手(着手した事業)、「初期総合相談窓口」の設置、交流ひろば立ち上げ支援、②計画全体の達成状況の評価・検証を行う推進委員会を設置。	実施済(完了)							0							0	福祉政策課	
203	I	2	(1)	1	a4	高齢者保健福祉計画:シルバー日野人安心いきいきプラン	最重点施策について、「チェック機関」として、市民参画で「プロジェクトチーム」を組織し、計画の進行管理・検証を行う。また、平成19年度に介護保険事業計画との合体版である「日野市高齢者保健福祉計画(仮称)」策定を検討する。	(平成17年度) ・プロジェクトチーム:17人。第1回:委嘱状の交付、最重点事業概要説明、第2回:プランの背景及び高齢者の現状、最重点事業の詳細説明。 (平成19年度) ・日野市高齢者保健福祉計画「シルバー日野人安心いきいきプラン」の中の2つの主要な施策を選択し、進捗状況の検証、委員の意見集約等を行った。 ・進行管理では、施策メニューを「短期」と「長期」のものに分類し、「短期」のものは1～2年、「長期」のものは3年～5年に対応することを基本に、予算化を含めた検討を行った。 (平成20年度) ・日野市高齢者保健福祉計画「シルバー日野人安心いきいきプラン」の進捗状況調査及び第2期シルバープラン策定に向けた市民意識調査を実施した。介護保険事業計画との一体化については、第3期「シルバー日野人安心いきいきプラン」よりとの位置付けとした。市民意識調査:調査票配布数1,600票、回収数1,109票、回収率:69.3%。 (平成21年度) ・市民委員等を含む「策定委員会」を組織し、平成22年度からの第2期日野市高齢者保健福祉計画「シルバー日野人安心いきいきプラン」を策定した。	実施済(完了)								0							0	高齢福祉課
204	I	2	(1)	1	a5	障害者保健福祉ひの5か年プラン	平成17年3月、平成17年度から平成21年度を計画期間とする「障害者保健福祉ひの5か年プラン」を策定、市民参画で組織した進行管理チームのもとで、最重点8施策を含む各種施策の実現に向けた取り組みを行っている。平成17年10月31日制定の障害者自立支援法により、新たな「市町村障害福祉計画」の策定を求められているところであるが、「障害者保健福祉ひの5か年プラン」が既に進行管理に入っていること、また当該プランが自立支援法の求める理念や策定手順をしっかり踏まえて策定されていることに鑑み、不足するメニューを追加、バージョン・アップを図ることと新法の求める「市町村障害福祉計画」とし、平成20年に当初期限を前倒しして全面的に改訂し、障害者基本法に基づく次期「障害者計画」及び自立支援法に基づく「第2期障害福祉計画」とする。	(平成17年度) ・プランの進行管理チームを、平成17年8月に立ち上げた。従来の策定委員・ワーキングチームのメンバーのほか、新たに3人の公募市民を入れた組織とした。 ・2回目の進行管理チームは、平成18年1月に実施し重点施策の進行状況等についての会合をもった。 (平成18年度) ・進行管理チームの会合については、障害者自立支援法施行に伴う対応により実施することができなかった。 ・障害者基本法に基づく「障害者保健福祉ひの5か年プラン」に、障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」による5か年の数値目標を組み込む形でバージョンアップを行う。 (平成19年度) ・「障害者保健福祉ひの5か年プラン」に基づき、市民による進行管理チームを組織、平成19年度は3月に進捗状況についてのチェックのための会合を開催した。 (平成20年度) ・障害者基本法に基づく計画として「障害者保健福祉ひの3か年プラン」を策定しました。また、障害者自立支援法に規定する障害福祉計画として「第2期日野市障害福祉計画」を策定しました。2つの計画は、平成21年度から23年度までの3年間を計画期間としている。 (平成21年度) ・「障害者保健福祉ひの3か年プラン」に基づき進行管理チームを組織し、進捗状況について確認した。 (平成22年度) ・「障害者保健福祉ひの3か年プラン」に基づき進行管理チームを組織し、進捗状況について確認した。	実施済(完了)								0							0	障害福祉課
205	I	2	(1)	1	a6	次世代育成支援行動計画:ひのっすくすくプラン	平成17年にひのっすくすくプランを策定。毎年度年次計画を策定し、PDCAサイクルの中で各課評価、本部評価・市民評価を実施、評価結果を次年度に反映し、推進を図る。また児童館・学童クラブ事業については保育園等改革計画との整合性を図る	(平成17年度) ・平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画「ひのっすくすくプラン」を策定、関係各課より子育て施策に関する事業計画書提出、・同プランの推進協議会を開催(17年度事業計画を承認)、・関係各課に対し事業計画の評価を依頼。 (平成18年度) ・平成17年度の事業内容について本部評価・市民評価を実施、・同プランの推進協議会を開催(17年度評価を承認)、・18年度の事業計画を関係各課より提出、・推進協議会を開催(18年度の事業計画を承認)、・関係各課に対し18年度の事業計画の評価と19年度の事業計画を依頼。 (平成19年度) ・施策メニューの進捗状況の評価は、平成20年度以降の後期計画に係る策定作業を進める中で間接的に行うかたちをとった。 (平成20年度) ・評価検証を実施しなかった。平成21年度より「ひのっすくすくプラン」(後期プラン)の策定作業が始まるため、評価検証については、まとめて21年度に実施することとし、後期プラン策定に向けてのニーズ調査実施を行ってきたところである。 (平成21年度) ・ニーズ調査と人口推計を上半期に実施し、保育サービス等のニーズ量を国の指針に基づいて算出した。平成21年10月に、「ひのっすくすくプラン」(後期プラン)の策定委員会を立ち上げ、前期プラン(平成17年度～21年度)の進捗状況の検証を行うとともに、22年度～26年度の5年間に係る後期プランの策定に向けた検討を行った。 ・後期プランは平成22年2月に素案が完成、同月15日～28日パブリックコメントを実施するとともに、同月20日に市民向け説明会を開催、広く意見聴取に努めた。 (平成22年度) ・すくすくプラン推進協議会を立ち上げた。行政委員、子ども関連団体、学校、市内企業代表、市民公募委員などで組織を再編し、今後、5年間で進捗管理、成果・評価を進めていく。	実施済(完了)								0							0	子育て課
206	I	2	(1)	1	a7	まちづくりマスタープラン	日野市のまちづくりについての基本理念、市民、事業者及び日野市の責務、市民参画によるまちづくりの仕組みに関する事項並びに土地利用及び建築等に関する手続を定めた「まちづくり条例」を運用し、「まちづくりマスタープラン」の実現に寄与する	(平成17年度) ・「まちづくり条例」を平成18年3月30日制定し、「まちづくりマスタープラン」の実現に寄与。 (平成18年度) ・10月1日、「まちづくり条例」施行。 (平成19年度) ・「まちづくりマスタープラン」の土地利用構想に基づく下記の諸手続を、「まちづくり条例」の規定に則って実施した。 ・栄町での用途地域等の変更・南平と百草での都市計画緑地の追加・その他の都市計画の変更。 ・また、マスタープランの実現に不可欠な景観条例及びユニバーサルデザイン推進条例について、市民も参加した検討委員会をそれぞれ開催、条例制定に向けた検討を行った。 (平成20年度) ・土地利用構想に基づき、都市計画道路の決定、都市計画公園の変更、地区計画の決定を行った。・ユニバーサルデザイン推進条例を制定した。 ・景観条例の策定に向け、有識者等による委員会での検討を行った。 (平成21年度) ・土地利用構想に基づき、日野バイパス沿道地区、日野台二丁目地区、多摩平の森地区で地区計画の決定、用途地域等の変更を行った。 (平成22年度) ・豊田駅に関する駅周辺まちづくり基本計画の実現のため、多摩平の森重点地区まちづくり計画を策定した。 ・また、土地利用構想に基づき、東平山三丁目地区、落川河原地区で地区計画の決定、用途地域等の変更を行った。 ・今後も「まちづくりマスタープラン」の実現を目指し、まちづくり条例による地区まちづくり制度等により、地区計画の策定等を推進する。	一部実施								0						0	都市計画課	
207	I	2	(1)	1	a8	ごみゼロプラン	環境基本計画の改定、2010プラン改定に対応した内容で、「ごみゼロプラン(日野市ごみ処理基本計画)」の見直しを行う。ごみ減量推進市民会議(「ごみゼロプラン」実施を担う市民グループ)との協働を継続し、会議の発展と充実を図っていく。	(平成17年度) ・ごみ減量推進市民会議及び、課内において、「ごみゼロプラン」見直しについての手法等を検討。 (平成18年度) ・「ごみゼロプラン」見直しのための準備会実施(12回開催)。 (平成19年度) ・平成19年4月に公募市民に行政職員を加えた約40人のメンバーによる「ごみゼロプラン見直し会議」を発足させた。以後、会議を月1回の割合で計11回開催し、中間まとめ案を作成した。 (平成20年度) 平成20年度に「第2次日野市ゴミゼロプラン(案)」を市民との協働でまとめ、パブコメ、審議会を経て、策定に至った。第1次:平成13～19年度、第2次:10年間(前期)平成20～24年度(後期)、平成25～29年度。 (平成21年度) ・平成21年度6月議会報告を経て、「第2次日野市ごみゼロプラン」を策定した。平成21年度については、重点プログラムの「生ごみリサイクルサポーター」連絡会の設立、「容器包装お返し大作戦」の開始、「生ごみの地域内循環」の拡大など実施した。なお、「ごみゼロプラン」の進行管理について、「ごみ減量推進市民会議」や「廃棄物減量等推進審議会」で確認された。 (平成22年度) ・「第2次ごみゼロプラン」でのごみ減量の目標達成に向けた施策運営や「第2次ごみゼロプラン」の重点項目を実施し、ごみ減量推進市民会議や廃棄物減量等推進審議会において進行管理を実施した。	実施済(完了)								0							0	ごみゼロ推進課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課				
208	I	2	(1)	1	a9	一般廃棄物処理施設計画	一般廃棄物処理施設計画に基づきし尿処理施設・ごみ処理施設の建替えを進める	(平成17年度) ・し尿処理(下水道放流)施設の基本計画・基本設計業務を委託実施した。 (平成18年度) ・し尿処理(下水道放流)施設の建替え計画に関する生活環境影響調査(生活環境アセスメント)を委託実施した。 (平成19年度) ・汚泥再生処理施設(し尿処理施設)建設計画は、スーパー堤防計画により、平成19年度は事業中止となった。 ・ごみ処理施設建設計画は、ごみ処理施設建設等基本計画設計、PFI導入可能性調査、生活環境影響調査を実施した(平成19～20年度事業の1年目)。 (平成20年度) ・し尿処理施設を更新するために汚泥再生施設の建設を開始した。 ・ごみ処理施設の基本計画・基本設計、生活環境影響調査及びPFI導入可能性調査を実施した。 ・ごみ処理施設建設は4年間延期することになり、施設の延命化対策を実施することになった。 (平成21年度) ・汚泥再生施設建設工事は予定どおり年度内完成(2カ年計画の2年目)。 ・平成21年度予定分のごみ処理施設延命化対策は完了。 (平成22年度) ・し尿処理施設解体に伴う土壌汚染調査の一部実施。 ・ごみ処理施設第二次延命化対策(5カ年)の1年目を実施。	一部実施							0							0	施設課			
209	I	2	(1)	1	a10	環境基本計画	平成16年に市民(大学生を含む)、事業所関係者、市職員、サポートメンバーで見直し作業を行った環境基本計画を目標年の平成22年の前年から市民参画により再度の見直し作業を行う。	(平成17年度) ・市民と協働で見直しを行い、5つのテーマごとの重点対策として数値目標・指標などの洗い出し、重点項目や数値目標などの考え方を提示し、さらに、その目標達成に向けてどう取り組むか、体制づくりや事業など記した「日野市環境基本計画 重点対策と推進体制」を作成した。 (平成18年度) ・市民・民間団体・事業者・市などが、よりよい日野の環境を整えるために協働し、環境基本計画の推進・進捗管理を行っていく場として「日野市環境市民会議」を設立した。 (平成19年度) ・次期環境基本計画の見直し作業は、平成21年度に市民団体と協議しながら実施する予定である。 (平成20年度) ・平成21年度の見直し着手に向けて、「日野市環境基本計画」の推進組織である、「日野市環境市民会議」と協議を開始した。 (平成21年度) ・4月から、「日野市環境市民会議」との会議を月1回程度実施し、「第2次環境基本計画」策定に向けて、現状での課題や計画策定での方向性等について意見交換を行う。 ・公募市民、市内事業所及び市職員からなる策定ワーキングチームを設置し、11月から活動を開始。 ・平成21年度中は月1回の会議を開催。計画の進捗管理に携わった「日野市環境市民会議」メンバーと計画に関連する施策の各主管課からの報告により、第1次計画の振り返りを中心とした日野市の現状確認を行った。 (平成22年度) ・4月から策定ワーキングチームによりワークショップ形式での策定作業を開始(月1回開催)。現状での課題を踏まえ、理想とする将来像を描き、実現に向けての方策等を検討し素案を作成。また、具体的な環境配慮行動を示した環境配慮指針も併せて作成。 ・10月30日策定ワーキングチーム及び「日野市環境市民会議」の共催により計画(素案)の中間発表会を開催。 ・11月1日～16日：パブリックコメントの実施、12月15日～28日：パブリックコメント意見に対する市の見解を公表、平成23年1月28日：環境委員会にて意見聴取、平成23年3月：環境基本計画(案)及び環境配慮指針(案)を3月議会に上程、議決。	実施済(完了)							0									0	環境保全課	
210	I	2	(1)	1	a11	地域新エネルギービジョン	平成14年(2002年)策定の日野市地域新エネルギービジョン(次代につなぐ新エネルギーのまち～日野～)に基づき持続可能な社会構築のために、再生可能エネルギーの利活用と省エネルギー施策を推進する。	(平成17年度) ・「新エネルギービジョン行動計画」を具現化するため、これまでの検討主体から実行性のある体制づくりのための準備として、行動計画に示された各プログラム実施のための組織化、予算化などを支援するとともに、日野市及び日野市で活動している他組織との調整などを行った。 (平成18年度) ・「新エネルギービジョン行動計画」を具体化することを目的に企画されたプロジェクトのひとつである「エコ建築の環づくりプロジェクト」を推進するため、財団法人地域総合整備財団の助成事業である「大学と連携した地域づくり」事業として「エコひいきな街づくり事業」を実施した。 (平成19年度) ・平成20年度に東光寺市営住宅跡で実施予定の「エコひいきな街づくり事業」の準備作業を行った。 (平成20年度) ・「エコひいきな街づくり」の推進を栄町の市有地売却と並行し、「エコひいきな街づくりモデル街区」として商工会と連携し行った。7月にエコ住宅の普及促進に向けたモデルプランの作成を委託し、市独自のエコ住宅仕様や工事費等についての具体的なプランを策定したほか、9月にはエコ住宅研究家の建築士を招き、市民向けにエコ住宅の勉強会を開催し、その普及啓発を行った。また、当該モデル街区の土地購入者に対する特典として、太陽光パネル設置を行った(1区画)。 (平成21年度) ・「ふだん着でCO2をへらそう事業」の中の「エコひいきなまちづくり事業」において、市有地売却に併せ、土地購入者が市で定めたエコ住宅を建築する際に、太陽光パネルの設置補助を行っている。この事業の推進により、環境に配慮した街区の創出を行いながら、再生可能エネルギーの普及啓発を行っている。 (平成22年度) ・太陽光発電システムの普及について、「エコひいきな街づくりモデル街区事業」により、環境負荷の少ない住宅建築の普及と合わせて、当該システム設置に係る経費の補助を実施した。平成22年度は既に2件の実施を行い、さらに2件の予定がある。今年度末を目途に栄町12区画と平山3区画の両地区において、モデル街区の完成が見込まれる。 ・太陽光発電システムのさらなる普及啓発のため、当該モデル街区を除く、一般市民向けに補助を実施した。今後も新エネルギーのさらなる普及啓発に取り組んでいく。	一部実施							0										0	環境保全課
211	I	2	(1)	1	a12	みどりの基本計画	「水音と土の香りがするまち ひの」を実現するために、保全する(守っていく)・整備する(つくっていく)・創造する(緑化していく)・育成する(ひろめていく)という4つの考え方を基本として、計画を推進していく。	(平成17年度) ・生産緑地の指定、「農業振興アクションプラン」策定。 (平成18年度) ・生産緑地指定、日野緑地都市計画変更、「清流条例」の制定。 (平成19年度) ・南平緑地及び百草公園東緑地の範囲を拡大する都市計画変更を実施した。生産緑地の追加指定を実施し、新規地区を都市計画決定した。 ・栄町地区及び万願寺地区の地区計画において、敷地の最低緑化率の指定を行った。 (平成20年度) ・生産緑地の追加指定を実施し、新規地区を都市計画決定した。大東住宅地区の地区計画において敷地内の最低緑化率を定めた。 (平成21年度) ・日野台二丁目地区地区計画を新規に都市計画決定し敷地に対する緑化率10%以上を確保する。 ・日野バイパス沿道地区地区計画を新規に都市計画決定し積極的に緑化に努めるものとした。 ・多摩平地区地区計画を都市計画変更し、良好な景観と緑豊かな市街地を形成するため、地区内の樹林地・緑地については維持、保全するとともに、敷地内、屋上、壁面、ベランダ等の緑化に努め、緑被率を向上させるものとした。 (平成22年度) ・日野緑地の範囲を拡大する都市計画変更を実施した。生産緑地の追加指定を実施し、新規地区を都市計画決定した。落川河原地区地区計画を新規に都市計画決定し敷地に対する緑化率10%以上を確保するものとした。また、東平山三丁目地区地区計画を新規に都市計画決定し、敷地に対する緑化率12%以上及び沿道緑地を確保するものとした。 ・今後は平成23年度にみどりの基本計画の見直しに着手する。	一部実施							0										0	都市計画課
212	I	2	(1)	1	a13	湧水・水辺保全利用計画	湧水実態調査(8箇所、月2回。180箇所、年2回)を実施し、調査結果等をHPで公表する。	(平成17年度) ・湧水・地下水の定点観測、湧水実態調査実施、百草谷戸上流に当たる緑地の公有化(公社)。 (平成18年度) ・湧水・地下水の定点観測、湧水実態調査実施、百草谷戸上流に当たる緑地の公有化(公社)及び国費導入による市買い戻し仁王塚緑地の公有化(寄付)、日野緑地(谷仲山)の無償貸与(財務省)。 (平成19年度) ・湧水の実態を把握するため、22カ所の定点調査(2回)のほか、約200カ所の現況調査(夏・冬)を実施、データをホームページ上で公表した。 (平成20年度) ・湧水の実態を把握するため、22カ所の定点調査(月2回)のほか、179カ所の現況調査(夏・冬の年2回)を実施し、報告書にまとめるとともに、調査結果をホームページ上で公表した。 (平成21年度) ・湧水の実態を把握するため、22カ所の定点調査(年2回)のほか、約180カ所の現況調査(夏・冬)を実施、データをホームページで公表した。 (平成22年度) ・湧水の実態を把握するため、22カ所の定点調査のほか、約180カ所の現況調査を実施、データをホームページで公表した。	一部実施							0										0	緑と清流課
213	I	2	(1)	1	a14	農業振興計画	「農業振興計画」(第2次)に基づく、アクションプラン(行動計画)を実行する。具体策として、認定農業者支援制度導入や生産施設近代化等による農業経営基盤強化を図るとともに、市民による援農制度の確立や市民グループ、NPO等を活用した多様な担い手づくりなどを行う。	(平成17年度) ・①援農市民養成講座「農の学校」実施、②食農教育事業「こども農業新聞第1号」発行、「農業ビデオ制作」実施、③生産施設近代化として「いちご施設栽培補助事業」実施。 (平成18年度) ・①援農市民養成講座「農の学校」実施、援農制度実施、②認定農業者支援制度「認定農業者経営提案型改革事業補助事業」(1/2補助、60万円限度)実施、③食農教育事業「こども農業新聞第2号発行」実施。 (平成19年度) ・「農業振興計画」に基づくアクションプラン(行動計画)のうち、援農ボランティアによる援農制度の充実、認定農業者への引き続いたの支援、「子ども農業新聞」発行、農業体験農園の開設などを行った。 (平成20年度) ・アクションプランの前半の5年間の検証を行い、平成21年度以降の後半の5年間のアクションプランの検討を行ったが、パブリックコメントならびにアクションプランの発表までに至らなかった。 (平成21年度) ・平成20年度に行った前半5カ年の検証をもとに、後半5カ年のアクションプランの策定を行った。策定にあたっては、市へ農業振興のための施策を提案することを「日野市農業基本条例」で定めた「農業懇談会」での意見聴取やパブリックコメントの実施などを経て、12月15日に「後期アクションプラン」が完成し、発表した。 (平成22年度) ・「第2次日野市農業振興計画(後期アクションプラン)」は、平成21年12月に策定済。 ・このプランに基づき、ファーマーズセンターの基本計画、市役所1階市民食堂で日野産農産物を活用したメニューの提供をはじめ様々な施策を展開した。	実施済(完了)							0									0	産業振興課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	番号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課					
214	I	2	(1)	1	a15	男女平等行動計画	学習会・講演会の開催、市民・事業者等との懇談会等を通じて、男女平等行動計画の推進を図る。	(平成17年度) ・男女平等行動計画策定完了(平成18年3月)。 (平成18年度) ・平成17年度行動計画推進状況調査実施するとともに、本部評価及び市民評価を実施、講座、講演会を9回、映画会を1回実施、事業者の懇談会を実施(19年2月)。 (平成19年度) ・20の施策・事業を対象に、本部及び市民による評価を行った。・講座や1日形式のフォーラムを開催したほか、講演会、ワークショップ、パネル展示を行った。 ・昨年度に引き続き、事業所との懇談会を開催し、先進事例の普及を図った。 (平成20年度) ・13の施策・事業について本部及び市民による評価を実施した。・映画上映会、フォーラム、シンポジウム、講演会、研修会、講座を計14回のべ44日実施し、のべ1,125人が参加した。・女性相談事業では、のべ220件の相談があった。 (平成21年度) ・男女平等行動計画の10の施策・事業について本部、市民評価を実施した。・フォーラムを1回、講座を計26回実施し、263人が参加した。 ・女性相談事業では、2月末現在で242件の相談があった。・次期男女平等行動計画の策定委員会を立ち上げ、検討を開始した。 (平成22年度) ・平成21年度の施策事業について9月までに市民評価、市長報告を実施できた(前年度より半年前倒し)。・現行動計画の期間は平成22年度で終了するが、男女平等・男女共同参画は継続的に取組んでいかなくてはならないものであるため、ひとつひとつの施策事業が完了したわけではない。・次期行動計画は現行動計画の見直しを基本とし、平成22年1月から策定に取り組んでいる。	実施済(完了)							0											0	男女平等課	
215	I	2	(1)	1	a16	情報化推進計画	平成13年度に作成した現計画の総括及び検証を行い、平成18年度から平成22年度までの新たな5カ年計画を市民委員を含む「情報化推進計画作成委員会」を設置して、市民の視点から策定する。新計画では市民ニーズを把握して地域の情報化及び庁内の事務効率化を推進していく。	(平成17年度) ・平成13年度に作成した現計画の総括及び検証を行い、平成18年度から平成22年度までの新たな5カ年計画を市民委員を含む「情報化推進計画作成委員会」を設置して、市民の視点から策定。 (平成18年度) ・情報化推進計の推進。 (平成19年度) ・平成19年7月31日及び12月26日の情報化推進本部会議において、進捗状況の報告を行った。 ・電子申請、ICT、住民系システムオープン化、マルチイベント、その他の今後の各主要システムの更新スケジュールについても確認した。 (平成20年度) ・〈進化管理〉第13回情報化推進本部会議(平成20年11月14日実施)において計画の進捗状況の中間検証を行った。 ・〈代表的な実施内容〉・地域情報の活性化施策として、議会情報について平成20年9月定例会から一般質問の配信を開始した。・庁内業務の効率化施策として、基幹システムの再構築計画を策定した。・窓口サービスの充実のため、ホームページに「よくある質問」を掲載した。・窓口サービスの充実のため、eLTaxを視野に入れ、21年度より本来サービスである電子申告、電子申請・届出を実施するべく検討を行った。・生涯学習分野の情報化施策として、ホームページに「デジタルミュージアム」を公開した。 (平成21年度) ・〈進化管理〉第14回情報化推進本部会議(5月28日実施)において、計画の主要案件の方針決定を行った。 ・〈代表的な実施内容〉中長期的に整備すべき施策の「住民系基幹システムの再構築の検討、整備」を実施。 (平成22年度) ・現在の情報化推進計画(平成18年度～22年度)の実施状況の確認を行い新計画への調査をし準備を行った。 ・新計画は2段階に分ける方式(第一段階暫定計画対象年度23～24年度、第2段階推進計画対象年度25～29年度)で策定する。 ・今後の財政状況、ICT化を取り巻く環境等を勘案し、市民サービスの向上及び庁内事務の効率化を目指した見直しを行う。	一部実施							0											0	情報システム課	
216	I	2	(1)	1	a17	地域防災計画	平成17年度に実施した地域防災計画の修正を受け、各種対応マニュアルの策定や、災害時の情報発信・要援護者対策等のシステムを構築する。	(平成17年度) ・地域防災計画の修正に当たり、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、日野市地域防災計画の修正を行った。 (平成18年度) ・職員により、「市職員の災害初動マニュアル」を作成、「災害対策本部設置」と「避難所運営」の各マニュアルは、業務委託により作成。 (平成19年度) ・地域防災計画に基づき「日野市災害時職員初動マニュアル」を策定した。このマニュアルには、地震や台風・大雨等の災害時の職員参集基準とともに、がけ崩れや出水・冠水の恐れがある市内の危険箇所一覧表が掲げられており、これら危険箇所のパトロールや点検を行った。 ・高齢者・障害者等の災害時要援護者対策について、高齢福祉課・障害福祉課等の関係課と協議、「日野市災害時要援護者避難支援プラン」策定に向けた方向性を出し、平成20年度はモデル地区を設定してプラン作りを行うこととした。 (平成20年度) ・次年度に向け、メールによる安全安心情報の発信と職員参集の計画を行っている。また、災害時要援護者対策について平成19年度より関係課で検討を始め、20年度から1地区を決めてモデル事業を開始。現在もモデル事業を実施中。モデル事業では自治会等の地域組織を中心に進めているが、このような組織のない地域への展開方法の確立は今後の大きな課題。また、全市展開を行う際に、全地区にモデル事業と同等に職員が関わっていくことが難しいため、地域が自主的に支援体制を築ける仕組み(モデルシステム)作りが必要。将来的な事業継続の点では、要援護者情報の更新の際の地域とのやり取り、情報管理等の事務作業の簡素化の検討も課題。高幡地区の地域カルテを地域住民・障害者団体等の協力を得て作成、地元自治会等に配布。 (平成21年度) ・メールによる安全安心情報の発信と職員参集メールの実施をした。災害時要支援者対策として平成20年・21年・22年の3カ年でモデル地域を選定・実施しマニュアルの作成をしていく。 (平成22年度) ・メールによる安全安心情報の発信と職員参集メールの実施をした。災害時要支援者対策として平成20年・21年・22年の3カ年でモデル地域を選定・実施しマニュアルの作成をしていく。	一部実施							0												0	防災安全課
217	I	2	(1)	1	a18	生涯学習推進計画:さらに日野人2010学びプラン	時代の変化や新たな行政施策、事業の方向性に対応した新たな具体的な計画として庁内プロジェクトを立ち上げ、プランの全面見直しを図る。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・前年度、団体世代の活用を見据えた調査に基づくプランの見直しに取り掛かったが、当該取り組みを先に進ませることができなかった。 (平成20年度) ・前年度において「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により教育委員会から市長部局への移管について内部検討を行った。 (平成21年度) ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により教育委員会から市長部局への移管について保留中。 (平成22年度) ・「生涯学習推進計画」の見直しをしていく。	一部実施							0									0	文化スポーツ課			
218	I	2	(1)	1	a19	スポーツ振興計画:健康日野人スポーツプラン	平成17年3月策定の本計画を効率的・効果的に推進するため、庁内推進体制を整備し、的確な進化管理を実施する。市民との協働により、進捗状況の確認・中間ローリングを実施する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・「スポーツ振興計画」の中間検証の基礎資料とするため全市的なアンケート調査を実施、結果を1冊の報告書にとりまとめたが、当該計画の庁内推進体制の整備、市民参加による進捗状況の確認、中間ローリングは実施することができなかった。 (平成20年度) ・計画に基づくスポーツ振興施策の実施、検討を行った。 (平成21年度) ・計画最終年度となる平成22年度での見直し計画の策定のため、実施状況及びその評価を21年度～22年度当初にかけて実施する。一時判断終了済み。 (平成22年度) ・「スポーツ振興計画」の見直しを実施するも、市民との協働による検証は実施できていない。	一部実施							0										0	文化スポーツ課		
219	I	2	(1)	1	a20	図書館基本計画	①(仮称)図書館基本計画を、市民参画により策定し、満足度日本一の図書館をめざす。 ②施設配置のあり方、施設改修では耐震・バリアフリー化・快適性を向上させ滞在性、各種拠点性に留意し検討する。③乳幼児・学童・青少年、シニア、高齢者、障害者等のすべての市民が必要とする資料が、将来にわたって手に入る態勢を整備する。④地域の関係団体との連携、大学図書館等関係機関、多摩地域等公立図書館との協働を進める。⑤図書館利用者のボランティア活動等を援助し、図書館運営への市民参画を図る。	(平成17年度) ・図書館基本計画庁内委員会の立ち上げ準備。 (平成18年度) ・図書館基本計画庁内委員会の開催。市民委員公募。市民参画による図書館基本計画策定委員会設置。図書館基本計画策定委員会の開催。実践女子大学と連携へ向けて協定書の作成に着手。高齢者へのボランティアによる宅配サービス事業の開始。百草図書館の祝日の開館・百草図書館の開館時刻を2時間延長。平山図書館の祝日の開館。学校への図書館資料の配送サービスを開始。(No.60の記載内容と同じ) (平成19年度) ・図書館基本計画策定委員会を運営、計画の最後のまとめを行った。平山図書館と地区センターの複合化工事を行った。市立図書館・学校図書館連携システムを導入し、学校図書資料のデータ化を行うとともに、運用開始に向けた事前の研修などを実施。日野宿発見隊の活動や伊藤整展の開催により、日野の歴史と文化の発掘・普及を行った。第7期図書館システムの導入、新聞記事データの電子化などを行った。(No.60の記載内容と同じ) (平成20年度) ・①平成21年度の図書館評価実施のための準備を行った。②図書館施設の耐震化及びバリアフリー化については、引き続き検討。また、快適性向上については、施設の建替えや大規模修繕に併せて実施、③乳幼児・学童・青少年、シニア、高齢者、障害者等に向けた資料を収集、④平成20年4月から京王線沿線7市の図書館で相互連携を開始。相互連携を深めるとともに、図書館大会、講演会、施設見学会などが行われ、職員の資質向上が図られた、⑤日野宿発見隊の活動を支援したほか、新たに市民ボランティアによる「ひの写真散歩事業」を開始。 (平成21年度) ・①図書館の運営の状況に関する評価を開始。②図書館施設の耐震化及びバリアフリー化については、引き続き検討。また、快適性向上については、施設の建替えや大規模修繕に併せて実施、③乳幼児・学童・青少年、シニア、高齢者、障害者等に向けた資料を収集、④京王線沿線7市の図書館で相互連携を進めた。東京都市町村立図書館長協議会において、図書館大会、講演会、研修、施設見学会などが行われ、職員の資質向上が図られた、⑤「日野宿発見隊」「ひの写真散歩」の事業を推進。国民読書年事業として、市民と連携し、「心にひびく朗読の世界」を実施。 (平成22年度) ・①図書館の運営の状況に関する評価を行った。青少年の読書活動推進のため、ヤングスタッフ事業を行った。国民読書年事業として、市民と連携し、「心にひびく朗読の世界」を実施。②・中央図書館に体験スペースとして飲食可の場所を設け、滞在性を高めた。図書館施設の耐震化及びバリアフリー化については、引き続き検討。また、快適性向上については、施設の建替えや大規模修繕に併せて実施、③・継続的・網羅的資料の収集に努めた。寄贈資料のより有効な活用を検討。高齢者に需要の多い、大活字本・文庫本(活字を大きくした新装版)の収集に留意。オンラインデータベースの利用者公開を開始。視聴覚資料についてデータ作成・装備の方法を見直し、購入点数を増やした。雇用創出事業を利用し、寄贈視聴覚資料のデータ作成・装備を行った。今後、寄贈資料のより有効な収集・活用を検討、④・相互利用協定を締結している実践女子大学図書館・短期大学図書館と連携し、資料の展示を行った。京王線沿線7市の図書館による相互連携を継続。東京都市町村立図書館長協議会において、相互連携を深めるとともに、図書館大会、講演会、研修、施設見学会などが行われ、職員の資質向上が図られた、⑤「日野宿発見隊」「ひの写真散歩」の事業を推進。国民読書年事業として、市民と連携し、「心にひびく朗読の世界」を実施。	実施済(完了)							0												0	図書館

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課	
220	I	2	(1)	1	a21	子ども読書活動推進計画	①乳幼児から青少年までの読書活動を推進する②図書館活動の充実、保育園・幼稚園等関係機関との協働③地域の関連団体等との連携④学校、学校図書館との連携を進め、資料の搬送、関係者への研修、学校図書館データのネットワーク化⑤関係部署からなる「子ども読書活動推進委員会」により、計画の推進、進捗状況を把握する。	(平成17年度) ・「日野市子ども読書推進計画」を策定した(3月)。 (平成18年度) ・市内小中学校図書館との連携 ①学習に必要な図書・読書指導用図書の相談と搬送業務 ②学校図書館における資料データのネットワーク化準備。 ・保育園・幼稚園との連携 ①団体貸し出し業務、リサイクル図書の配布、②幼稚園教諭への新刊図書情報の提供、③出張おはなし会の実施。 ・児童館・学童クラブとの連携 ①出張おはなし会・学童クラブ招待②団体貸し出し業務。(No.61の記載内容と同じ) (平成19年度) ・市内小中学校図書館との連携>学習に必要な図書・読書指導用図書の相談と搬送業務の週一回への拡充。・市立図書館・学校図書館連携システムを導入し、資料データ化、研修など運用の準備を完了した。 ・保育園・幼稚園との連携>団体貸し出し業務、リサイクル図書の配布。・幼稚園教諭への新刊図書情報の提供。・出張おはなし会の実施。 ・児童館・学童クラブとの連携>出張おはなし会・学童クラブ招待。・団体貸し出し業務。(No.61の記載内容と同じ) (平成20年度) ・「子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児から青少年までの読書活動を推進した結果、児童書の貸出冊数は前年度比で11.8%増加した。 ・団体貸し出し業務、リサイクル図書の配布などにより、保育園・幼稚園・学童クラブの読書活動を支援。幼稚園教諭への新刊図書情報の提供。出張おはなし会の実施。 ・地域の関連団体等との連携を検討した。 ・学習に必要な図書・読書指導用図書の相談と週1回の搬送業務を実施。また、学校図書館連携システムの支援を行った。 ・「子ども読書活動推進委員会」の開催には至らなかったが、図書館評価の平成21年度導入を検討した。(No.61の記載内容と同じ) (平成22年度) ・「第二次子ども読書活動推進計画」策定。	実施済(完了)							0								0	図書館
221	I	2	(1)	1	a22	(仮称)食育推進計画	地域の特性を生かした(仮称)食育推進計画に基づき、重点施策とそれに関する数値目標を中心に、市民その他教育関係者、農業者、事業者等、多様な主体の参加と協力により食育を推進していく。具体的には、家庭に向けた朝食欠食率低下を促す「(仮称)ひの朝ごはん運動」の推進、学校給食地元野菜の利用促進、地域に根ざした栄養士、保健師の活動や食品関連事業者、地域の児童館や学童クラブ等を活用した食育推進、食育総合情報の発信、などを行っていく。	(平成17年度) ・平成18年1月、企画調整課、健康課、高齢福祉課、保育課、学校課、産業振興課の6課からなる庁内食育推進作業部会を発足させ、各課の現状と課題の把握に努める。同6課の課長から構成される庁内食育推進検討委員会も発足させ、作業部会との連携を図る。 (平成18年度) ・平成18年9月、市民参画により公募市民を含む22人の委員で構成される「日野市食育推進検討委員会」を発足、家庭、学校等、地域における食育推進の重点事業および数値目標を決定し、具体的かつ実践的な取組方法について検討。 (平成19年度) ・策定された「食育推進計画」に基づき、庁内の各所管課で事業を実施した。 (平成20年度) ・策定された「食育推進計画」に基づき、庁内の各所管課で事業を実施した。食育主幹課としては以下の事業を実施した。 ・「Let's食育フェア」⇒健康フェアや都市農業シンポジウムでの食育PR「Let's食育WEB」⇒市のホームページ上に食育事業のカテゴリを新設し、関連記事を掲載した。 ・「標語、ロゴマーク募集」⇒保育課、産業振興課で既に作られているロゴマークの活用、新規については検討に留まった。 ・「食育コラムの広報掲載」⇒関連各課でそれぞれ掲載。関係各課が持ち回りで行う食育コラムについては検討に留まった。 ※食育主管課事業は条例制定後、平成21年度中に健康課に引継ぐ。 (平成21年度) ・平成20年3月に「日野市食育推進計画」を策定。その後、平成21年4月に「日野市みんなですすめる食育条例」を制定。制定後は、「日野市食育推進計画」の進行政管理が健康課に移行。健康課が、日野市食育推進会議を設置し、平成19年度と20年度に実施した事業の評価検証を実施。 (平成22年度) ・食育推進計画の進行政管理は、健康課に移行済。食育の一環として、日野産大豆栽培を支援し、日野産大豆を原料とした豆腐、納豆等を学校給食に提供した。	実施済(完了)							0								0	産業振興課
222	I	2	(1)	1	a23	観光基本計画	平成17年度に、観光関連施設代表者、鉄道事業者、公募市民等による策定委員会で、「日野市観光基本計画」を策定する。基本計画に基づき、公募市民等により、策定委員会を設け、市民ニーズにあった、個別計画を策定し、個別施策を推進する。	(平成17年度) ・「日野市観光基本計画」の策定。 (平成18年度) ・「(仮称)日野市観光基本計画高幡地区実施計画」の策定。 (平成19年度) ・平成17年度に策定済。	実施済(完了)							0							0	産業振興課	
223	I	2	(1)	1	b	各種計画の策定、推進、定期的な見直しを実施する(観光基本計画)	平成17年度に、「日野市観光基本計画」を策定する。18年度以降、個別計画を策定し、個別施策を推進する。	(平成17年度) ・「観光基本計画」の策定。 (平成18年度) ・「(仮称)日野市観光基本計画高幡地区実施計画」の策定。 (平成19年度) ・前年度に策定した「日野市観光基本計画高幡地区実施計画」に基づき、高幡地区の観光振興を具体的に図るための各種施策を実施した。 (平成20年度) ・「日野市観光基本計画高幡地区実施計画」に基づき、高幡地区の観光振興を図るため、七生丘陵百草・倉沢地区の魅力を発信するため散策路マップを作成し、市民に配布した。 (平成21年度) ・「日野市観光基本計画高幡地区実施計画」に基づき、高幡地区の観光振興を図るため、七生丘陵百草・倉沢地区を活用したウォーキングの実施。またわかりやすい道案内のため、散策路に新たに11基の案内看板を製作・設置した。 (平成22年度) ・平成17年度に日野市観光基本計画を策定。今後は、高幡地区実施計画を含め検証・見直しを進める。	実施済(完了)							0								0	産業振興課
224	I	2	(1)	1	b	各種計画の策定、推進、定期的な見直しを実施する	各種計画のPDCA(計画、実行、点検・評価、再実行)サイクル(進管理体制)をそれぞれ確立することを図る。また、市民ニーズを的確に把握するために、策定、見直しを市民参画で進める。	(平成17年度) ・未実施。各種計画の進管理体制についての把握ができなかったため。 (平成18年度) ・未実施。各種計画の進管理体制についての把握ができなかったため。 (平成19年度) ・「日野いいプラン2010」の「日野いいプラン2020」へのステップアップのため、市民及び市職員が7つの分科会で検討作業を行った。 (平成20、21年度) ・「日野いいプラン2010のステップアップ2020プランへの準備」の実施。 ・各個別計画の策定・見直しの進管理については各主管課で実施。 (平成22年度) ・平成23年度実施の「第5次日野市基本計画・基本構想」、「第4次日野市行財政改革大綱」、「第2次日野市環境基本計画」策定の進管理を行う。	一部実施							0							0	企画調整課	
225	I	2	(1)	1	b	生涯学習推進計画・スポーツ振興計画の推進を図る。	平成19年度の生涯学習推進計画の全面見直し、及びスポーツ振興計画の中間ローリングにより、両プランの連携した進管理を行う。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・「生涯学習推進計画」の全面見直し及び「スポーツ振興計画」の中間ローリングは、実施することができなかった。 (平成20年度) ・「生涯学習推進計画」の全面見直しができていることによりローリングが出来ていない。 (平成21年度) ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により教育委員会から市長部局への移管について保留中。 (平成22年度) ・生涯学習推進計画の見直しをしていく中で「スポーツ推進計画」と調整図る。	一部実施							0							0	文化スポーツ課	
226	I	2	(1)	1	c	基本構想・基本計画の主要な施策について、個別計画を総括する実施計画の策定を行う	「日野いいプラン2010」と各種計画の整合性を図るため「日野いいプラン2010中間ステップアップ作業」を平成17年に実施。市民参画による「日野いいプラン2010中間検証」を平成18年度実施。検証結果を受け、また現行の個別計画との整合性を図りつつ、「日野いいプラン2010」をリニューアルする。そのなかで、4か年の実施計画を策定する。	(平成17年度) ・平成17年10月～:庁内における「日野いいプラン2010」、ステップアップ作業シート作成 ※前期5か年の個別施策・事業についての実施各課及び進管理部署における検証。 (平成18年度) ・4月～:庁内における「日野いいプラン2010」、ステップアップ作業シートのとりまとめ、各課へのヒアリング実施。 ・6月:庁内プロジェクトチーム設置。 ・7月～:市民による「日野いいプラン2010中間検証」開始※分科会による検証。 ・12月:市民による「日野いいプラン2010中間検証」、報告会開催。 ・12月～3月、「日野いいプラン2010」リニューアル版策定と4か年の実施計画作成に向けた作業。 (平成19年度) ・前年度に実施した「日野いいプラン2010」中間検証の結果を受け、「日野いいプラン2010」の「2020プラン」へのステップアップに向けた準備のため、市民及び市職員が7つの分科会で検討を行った。 (平成20年度) ・「日野いいプラン2010中間検証」を平成18年度実施。検証結果を受け、「日野いいプラン2010のステップアップ2020プランへの準備」として市民委員50人と職員プロジェクトチーム44人が、1.「安全で安心なまちづくり」、2.「参画と協働の市政運営」、3.「子ども施策の充実」、4.「文化・生涯教育の充実」、5.「健康施策の充実」、6.「福祉施策の充実」、7.「地球環境を配慮した発展するまちづくり」の7分科会で、社会情勢や市民ニーズの変化や新たな課題等を踏まえて議論を重ね、現状と2010プランとのギャップを最新の個別計画等で埋めながら今後2年で優先的に実施するべき重点施策及び時期基本計画への申し送り事項等の検討を行った。 (平成21年度) ・「日野いいプラン2010」の計画期間残り2か年について、施策の重点化を図り、着実に事業を実施する計画として、「日野いいプラン2010のステップアップ2020プランへの準備」を取りまとめた。	実施済(完了)							0								0	企画調整課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位数千円	担当課
227	I	2	(1)	1	d1・d2・d3	自治基本条例・市民参画条例・パブリックコメント条例の制定	これまで活発に行われている行政・まちづくりへの市民参画を条例化することにより、市民参画の権利を保障していく。市民参画条例、パブリックコメント条例、自治基本条例の個別条例とするか、市民参画条例、パブリックコメント条例を包括して自治基本条例とするかの両面で進める。	(平成17年度) ・「自治基本条例・市民参画条例・パブリックコメント条例」の制定に向けた検討。 (平成18年度) ・「自治基本条例・市民参画条例・パブリックコメント条例」の制定に向けた検討。検討内容：今まで行ってきた市民参画を条例化することを一つの目的に、各条例の事例を収集し、制定までの手法・スケジュールや条文(項目)等を検討。 (平成19年度) ・「市民参画条例・パブリックコメント条例・自治基本条例」の個別条例とするか、「市民参画条例、パブリックコメント条例」を包括して「自治基本条例」とするかの検討を行った。 (平成20年度) ・「日野いいプラン2010のステップアップ2020プランへの準備」の中の「参画と協働の市政運営」分科会で、「市民参画・協働のあり方」「市民と行政の役割分担」「自治基本条例の必要性」等を検討してきた。 (平成21年度) ・市民が立ち上げた「参画協働を考える会」とともに「自治基本条例」の研究を行ってきた。	一部実施							0						0	企画調整課	
228	I	2	(1)	1	d4	防災基本条例の制定	防災基本条例を制定する	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・市民及び市職員により、防災基本条例の制定に向けた取り組みを開始した。 (平成20年度) ・条例制定の方法等検討中。 (平成21年度) ・「防災基本条例」の主旨を「市民自治条例」の中に入れ作成している自治体が多数あるため、企画部との調整を行いあり方について考慮中。 (平成22年度) ・「防災基本条例」の主旨を「市民自治条例」の中に入れ制定していく方針なので、3次において調査検討を終了し、市民自治条例の制定に協力していく。	一部実施							0						0	防災安全課	
229	I	2	(1)	1	d5	日野市清流保全条例―湧水・地下水の回復と河川・用水の保全	昭和51年に制定した「日野市公共水域の流水の浄化に関する条例」の全部を改正し、「日野市清流保全―湧水・地下水の回復と河川・用水の保全―に関する条例」を制定する。	(平成17年度) ・市民参画によるワークショップの開催により、条例案作成、パブリックコメントの意見を反映、内部調整し、議会審議案作成。 (平成18年度) ・6月議会により、条例制定、10月1日から条例施行。 (平成19年度) ・「日野市清流保全条例」は、平成18年10月1日に施行済である。	実施済(完了)							0						0	緑と清流課	
230	I	2	(1)	1	d6	景観条例	平成16年度に公布された景観法に基づき、日野市独自の良好な景観・住環境を形成するため、景観行政団体の指定を受け平成19年度を目処として景観条例を制定する	(平成17年度) ・景観ワークショップによる検討。 (平成18年度) ・景観ワークショップ、景観提言書策定、景観まちづくり検討委員会による検討。 (平成19年度) ・日野市景観まちづくり検討委員会を開催し、「景観計画(案)」、「景観条例(案)」の検討を行った。 ・「景観計画」は、色彩・意匠等に係る事項を届出対象行為として定めることが必須とされているため、平成20年度に予算措置をして色彩調査を実施、計画(案)・条例(案)を策定することとした。 (平成20年度) ・委員会の検討により「景観計画案(案)」を策定しているが、市として景観法に基づく景観行政を行うためには、景観指導の体制を整備することが不可欠であるとされており、審議会設置、啓発・周知の活動、景観指導にかかる人員の確保など、条例制定後に経常的な予算措置も求められるため、今後の進捗については財政当局と調整を行いながら検討する。 (平成21年度) ・色彩調査、分析結果の報告と合わせ、「景観計画(素案)」と重点地区指定の方針について景観まちづくり検討委員会で検討。合わせて近隣市町村の景観行政団体の指定動向の調査を行った。 (平成22年度) ・東平山三丁目地区地区計画を決定し、建築物の屋根及び外壁の色彩基準を定めた。同地区でこの基準を運用することで、今後、市全域において景観計画を運用するに当たっての課題を検証する。併せて先進自治体の条例運用にかかる職員体制や支援制度等について継続して調査し、財政状況を踏まえながら、景観行政の実施方法及び運用開始時期について検討する。	一部実施 (当面保留)							0						0	都市計画課	
231	I	2	(1)	1	d7	食育推進条例	市民参画により条例案を作成・(仮称)食育推進条例を制定し、食育の基本理念や基本方針を定めるとともに、食育推進会議を設置し、具体的な取り組みをまとめた(仮称)食育推進計画に基づく食育活動の推進と検証・見直しを行う。	(平成17年度) ・平成18年1月、企画調整課、健康課、高齢福祉課、保育課、学校課、産業振興課の6課からなる庁内食育推進作業部会を発足させ、各課の現状と課題の把握に努める。同6課の課長から構成される庁内食育推進検討委員会も発足させ、作業部会との連携を図る。 (平成18年度) ・9月、市民参画により公募市民を含む22人の委員で構成される「日野市食育推進検討委員会」を発足、家庭、学校等、地域における育推進の重点事業および数値目標を決定し、具体的かつ実践的な取組方法について検討。 (平成19年度) ・食育推進計画を確実に実行するために、平成20年度に「食育推進条例」を制定することとした。 (平成20年度) ・市民参画により「日野市食育推進条例検討委員会」を発足させ6回の会議を重ね、日野市食育推進計画をより着実に実施するために条例の策定に取り組んだ。その結果、学校給食における日野産野菜利用率25%の達成など計画に盛り込まれた具体的な内容や達成すべき目標等と確実に実施しているかをチェックする仕組みを盛り込んだ「日野市みんなですずめる食育条例」案を作成した(平成21年4月施行)。 (平成21年度) ・4月に「日野市みんなですずめる食育条例」を制定。制定後、「日野市食育推進計画」の事務局が健康課に移行。健康課が、日野市食育推進会議を設置し、「日野市食育推進計画」に盛り込まれている事業のうち、平成19年度分と20年度分の検証・評価を実施。 (平成22年度) ・食育推進計画の進行管理は、健康課に移行済。食育の一環として、日野産大豆栽培を支援し、日野産大豆を原料とした豆腐、納豆等を学校給食に提供した。	実施済(完了)							0						0	産業振興課	
232	I	2	(1)	1	d8	被害者・遺族等支援条例	施行後5年を経過する平成20年度を目途に社会状況、経済状況等勘案して見直しする。見直しにあたっては、犯罪被害者基本法で求めている被害者に対する経済的負担軽減も含め検討していく	(平成17年度) ・平成17年度は相談件数としては20件処理・条例の見直しの検討。 (平成18年度) ・4月から総務課より安全安心課へ所管換えを行った。 ・条例見直しの検討については、平成19年度に検討し、20年度に上程予定。 (平成19年度) ・条例に基づき設置している総合窓口(安全安心課)での相談及び職員研修は実施したが、条例の見直し作業はできなかった。 ・平成20年度に基本計画を策定し、条例の見直しも検討することとした。 (平成21年度) ・11月にパブリックコメントを行ったが、寄せられたコメントがなかった。関係各機関に計画案を提示し説明を行い、意見を求め、計画案に反映するための集計作業を行う。 (平成22年度) ・「被害者・遺族等支援基本計画(案)」に対するパブリックコメント結果の集計作業が遅れているが、平成22年度中に集計し、23年度に委員会を開催し、パブリックコメントの意見を基本計画(案)へ反映させるか検討し、基本計画を策定したい。	一部実施							0						0	セーフティネットコールセンター	
233	I	2	(1)	1	a	住民参画の方式により出来上がった環境基本計画を実行していく	数値目標や指標をできる限り定め、達成状況や推移を定期的に把握し、評価するPDCAサイクルを確立する。市民監査方式による環境マネジメントシステムの導入の検討する。	(平成17年度) ・市民と協働で見直しを行い、5つのテーマごとの重点対策として数値目標・指標などの洗い出し、重点項目や数値目標などの考え方を提示し、さらに、その目標達成に向けてどう取り組むか、体制づくりや事業など記した「日野市環境基本計画 重点対策と推進体制」を作成した。 (平成18年度) ・市民・民間団体・事業者・市などが、よりよい日野の環境を整えるために協働し、「環境基本計画」の推進・進行管理を行っていく場として「日野市環境市民会議」を設立した。 (平成19年度) ・市と市民・民間団体・事業者で設立した「日野市環境市民会議」において、引き続き環境基本計画の推進・進行管理を行った。 (平成20年度) ・平成21年度の見直し着手に向けて、「環境基本計画」の推進組織である、日野市環境市民会議と協議を開始した。 (平成21年度) ・進行管理の実施状況等について現状を確認し、今後の活動にあたっての課題・問題を協議した。・環境市民会議と定期的に会議をおこない、第2次環境基本計画策定の向け、これまでの経験を踏まえた新たな進行管理のあり方について協議を継続している。・公募市民を含めた策定ワーキングチームを設置し平成21年11月より活動を開始。平成21年度中は進行管理を含めた現行計画の振り返りを実施。 (平成22年度) ・「第2次環境基本計画」策定の中で、それぞれの主体(市、市民、市民団体、事業者)の役割りを明確にし、責任と自覚を持って計画を推進する体制の検討を実施。 ・既存の推進・進行管理体制(環境市民会議)を見直し、各施策を推進するために、市と市民の連携強化を図る(各分野別グループ及び(仮称)推進会議の設置)とともに市民一人ひとりの行動につなげていく。 ・第2次計画で示した市が担う重点施策について、既存のEMS(環境マネジメントシステム)を活用し、計画の進行管理を行うこととした。	一部実施							0						0	環境保全課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課			
234	I	2	(1)	2	b1	「地域内循環」をキーワードに、市民・農家・行政の協働による有機性資源の有効利用を進める	「地域内循環」をキーワードに、市民・NPO・農家・行政の協働による有機性資源(生ごみ・落葉・剪定枝)の有効利用に、コミュニティが新たに取組む方向性を検討していく	(平成17年度) ・広報「ひの」5月15日号で電気式生ごみ処理機購入補助金希望者募集。広報6月1日号で生ごみ堆肥化容器購入補助金希望者募集。生ごみメタン発酵実証実験結果報告会、生ごみ講演会実施。 (平成18年度) ・広報「ひの」5月15日号で電気式生ごみ処理機購入補助金希望者募集。広報6月1日号で生ごみ堆肥化容器購入補助金希望者募集。日野市生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱改正(生ごみ堆肥化容器の補助金額を価格の2分の1までに引き上げ)・「健康フェア &暮らしのフェスタ」で市民グループと生ごみ減量の啓発。 (平成19年度) ・中間処理施設及び先進市の視察とともに、先進市から情報収集を行った。 (平成20年度) ・日野八小校区において、生ごみの戸別回収を160世帯で実施し、回収された生ごみを牛糞と混ぜて堆肥化していたものを、畑地への直接投入に変更し、発酵分解作用により生ごみ利用による有機野菜や花卉栽培を実施している。生ごみの地域内循環と児童の関わり等により、食育推進につなげている。 (平成21年度) ・日野八小校区において、生ごみの戸別回収を160世帯から189世帯に拡大し、回収された生ごみを牛糞と混ぜて堆肥化していたものを、畑地への直接投入に変更し、発酵分解作用により生ごみ利用による有機野菜や花卉栽培を実施した。生ごみの地域内循環と児童の関わり等により、食育推進につなげている。 ・小中学校の給食残さのたい肥化、シルバー人材センターによる剪定枝のチップ化、国土交通省の河川敷の刈草のチップ化などクリーンセンターに搬入していた持込量を減らした。 (平成22年度) ・日野八小校区で「まちの生ごみを考える会」との協働で生ごみの戸別回収による生ごみの畑地への直接投入は、202世帯まで拡大することが出来た。第2次環境基本計画でもこのような生ごみの地域内循環グループを10グループまで拡大できるよう計画する。また、生ごみの家庭内循環でも、生ごみリサイクルステッカーの配布や生ごみリサイクルサポーター連絡会の開催により、生ごみの家庭内循環の普及に努める。	実施済(完了)						0										0	ごみゼロ推進課	
235	I	2	(1)	2	b1	公園緑地等から発生する、剪定枝や落ち葉の有効活用を図る	公園緑地等から発生した剪定枝・伐採木をチップ化し、また落ち葉については公園内に腐葉土置場を設置し堆肥化し有効利用する	(平成17年度) ・剪定枝・伐採木のチップ化:347.7㎡、腐葉土置場2カ所設置。 (平成18年度) ・剪定枝・伐採木のチップ化:311.6㎡、腐葉土置場2カ所設置。 (平成19年度) ・剪定枝のチップ化を実施した(281.6㎡)。 (平成20年度) ・剪定枝・伐採木をチップ化(280.4㎡)し、公園、緑地等へ敷設するとともに学校給食供給農家への配布を行った。 (平成21年度) ・剪定枝・伐採木をチップ化(230㎡)し、公園・学校等の公共施設への敷設や学校給食供給農家への配布を実施。落葉についても、中央公園内に腐葉土置場を設置し堆肥化を実施した。 (平成22年度) ・剪定枝・伐採木をチップ化し、公園・学校等の公共施設への敷設や学校給食供給農家への配布を実施する。落葉についても、中央公園ほか3公園内に腐葉土置場を設置し、堆肥化を実施する。	一部実施						0										0	緑と清流課	
236	I	2	(1)	2	b2	事業系ごみ減量計画を策定する	事業系に対する啓発及び指導を充実するとともに、事業系ごみの実態を調査し、事業系ごみ減量計画を策定する。	(平成17年度) ・事業系ごみ排出調査を実施・許可業者搬入物検査を実施・ごみ情報誌エコーでの啓発。 (平成18年度) ・商工会を通し、通知文を商工会員に配布、許可業者搬入物検査を実施・広報での啓発。※事業系ごみ減量計画の策定はできていない。ごみゼロプラン事業者行動計画を基に策定を行う。その中で、リサイクル推進のシステムを作成する必要があるが、市だけの対応は難しいため、業者等の調査など来年度実施予定。 (平成19年度) ・年間10t以上のごみを排出している事業所(150事業所)を訪問して実態を調査、事業系ごみの削減・資源化を促した。 (平成20年度) ・廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則を変更し、許可業者の廃棄物処理手数料の納入期限を3ヶ月ごとを1ヶ月ごとに変更した。一般廃棄物収集運搬許可業者に対する指示又は指導に関する要綱及び許可申請及び更新に関する要綱を制定し、事業系ごみの搬入に関する基準を強化した。 (平成21年度) ・小中学校の給食残さのたい肥化、シルバー人材センターによる剪定枝のチップ化、国土交通省の河川敷の刈草のチップ化などクリーンセンターに搬入していた持込量を減らした。 (平成22年度) ・事業系持込ごみの処理手数料の改定に向けて、9月議会でも可決された。平成23年4月より持込ごみ手数料が現行の25円/kgから42円/kgに改定する。市役所関係の廃棄物の大量搬入部署においては、前年度10%減の搬入に努めるよう指導する。食品リサイクルの促進に向けて、スーパーや弁当店などの食品残渣のリサイクル施設への搬入を促した。	実施済(完了)						0											0	ごみゼロ推進課
237	I	2	(1)	2	b3	エコスタア認証制度を導入する	レジ袋削減、簡易包装に積極的な店をエコスタアとして認証することで、ごみの発生抑制(Reduce)に取り組む事業者を支援する。	(平成17年度) ・「ごみ減量推進市民会議」で検討。 (平成18年度) ・「ごみ減量推進市民会議」で検討。 (平成19年度) ・「ごみゼロプラン」の見直しを進める中で名称を変更し『日野ルール』としてプログラムを作成、事業者との関わり方等についても再度検討し、当該プログラムに盛り込んでいくこととした。 (平成20年度) ・「第2次ごみゼロプラン」の中でエコスタア認証制度を位置づけた。11月よりレジ袋無料配布中止に向けた共同会議を市内全スーパーと市民団体を交えて開催し、市内全スーパーでレジ袋無料配布中止に向けての取り組みを継続している。 (平成21年度) ・11月からのレジ袋無料配布中止に向けた共同会議を市内全スーパーと市民団体を交えて、10回開催し、市内全スーパー(21店舗)でレジ袋無料配布中止に向けての取り組みを継続。全スーパー一斉でのレジ袋無料配布中止は実現されなかったが、店頭回収促進に向けた「容器包装お返し大作戦」を実施した。 (平成22年度) ・「レジ袋無料配布中止に向けた共同会議」を継続的に実施し、スーパー各社との調整を図った。レジ袋無料配布中止の店舗の拡大には至らないが、「容器包装お返し大作戦」の本格実施により、スーパーの回収ボックスへペットボトルやトレー類の返却が促進されている。 ・スーパー各社の食品残渣のリサイクル化を促すことが出来た。	一部実施						0											0	ごみゼロ推進課
238	I	2	(1)	2	b4	プラスチック製容器包装の分別回収事業の実施を検討する	16年度実施した実証実験を評価・検証し、プラスチック製容器包装の分別回収事業について、①回収品目②収集方法③中間処理方法④経費積算⑤実施時期等の実施モデルを検討する。	(平成17年度) ・回収品目、収集方法の検討、現状のストックヤードを最大限使用して回収できる品目を検討、現在の回収を基本に大幅な変更なしに収集する方法を検討。 (平成18年度) ・中間処理方法の変更による経費積算、現在のストックヤードを中継基地とし、中間処理を市外で行うことにより、より多くのプラスチックの収集が可能。そのための経費について検討。 (平成19年度) ・回収品目、収集方法及び中間処理方法の検討・中間処理業者からの情報収集・中間処理施設の視察・先進市の視察・中間処理業者と契約する場合の課題の整理等々を実施した。 (平成20年度) ・容器包装プラスチックの拡大回収事業については、クリーンセンターの施設規模等と費用対効果の点で実施できない。クリーンセンターの建替時点で拡大する方向で確認している。 (平成21年度) ・日野市ごみ処理施設建設設計画(熱回収施設等複合施設)(平成21年3月策定)の中で、クリーンセンター建替の時点で拡大する方向が確認されている。 (平成22年度) ・クリーンセンター建替計画の中で、容リプラの拡大回収に向けた方針の検討や情報の収集を実施した。容リ法の改正やクリーンセンター建替計画の中で、費用対効果や最終処分量、ごみ処理施策などを踏まえて方針を決定していく。	一部実施(当面保留)						0										0	ごみゼロ推進課	
239	I	2	(1)	2	c1	道路の“道路守”制度の導入	地域住民の参加による市道の美化(清掃・花植え・草刈等)を推進していく。要綱を制定し、平成20年度に1路線実施し、次年度以降路線数を増やしていく。	(平成17年度) ・実施例等の資料収集及び検討。 (平成18年度) ・実施例等の資料収集及び検討。 (平成19年度) ・市民参画の方法も含めて検討を行った。 (平成20年度) ・市民参画の方法も含めて検討を行った。 (平成21・22年度) ・平成20年度から一部自治会において市道の補修・草刈等を試行的に継続実施している。	一部実施						0									0	道路課		
240	I	2	(1)	2	c2	公園守制度の導入	公園付近の市民に、身近な公園を管理してもらう。現在有償ボランティアである公園愛護会を、順次無償ボランティアに切り替えていく。	(平成17年度) ・係内で無償ボランティアについて検討。 (平成18年度) ・公園探検隊で無償ボランティア制度について検討し、公園愛護会にアンケート調査を行った。 (平成19年度) ・無償ボランティアによる公園守が、まつり塚公園、御林山公園で実施された。 (平成20年度) ・無償ボランティアによる公園管理を拡大していく予定である。 ・東豊田土地区画整理事業により新設される東豊田公園の無償ボランティアでの管理について地元自治会と協議を行い、平成21年度からの実施に向けて合意した。 (平成21年度) ・既に無償ボランティアによる維持管理を実施している公園に加え、東豊田土地区画整理事業により新設された東豊田公園の維持管理を実施した。 (平成22年度) ・中原公園について近隣住民をメンバーとしたボランティアグループによる管理清掃を実施した。	一部実施						0										0	緑と清流課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
241	I	2	(1)	2	c3	緑地の緑地守制度の導入	市内各所で行われている緑地ボランティア制度を拡充し、市民の手で緑地管理を行う	(平成17年度) ・緑木林ボランティア養成講座を開設(10回)、東光寺・倉沢緑地で実施。 (平成18年度) ・緑木林ボランティア養成講座第2期(10回)を開催、東光寺・倉沢緑地で実施。 (平成19年度) ・百草・倉沢地区の緑地で、パートナーシップ協定による維持管理区域の拡大を図った(ひなた緑地)。 (平成20年度) ・緑木林ボランティア養成講座の卒業生を中心にしたメンバーで構成された市民ボランティアによる南平丘陵公園の維持管理を実施した。 ・百草・倉沢地区の緑地で、パートナーシップ協定による維持管理区域の拡大を図った(長久保緑地8,121㎡)。 (平成21年度) ・既に市民ボランティアによる維持管理を実施している緑地に加え、仁王塚南緑地の維持管理を実施した。 (平成22年度) ・緑木林ボランティア講座を実施。 ・これまでに立上った市民ボランティアに加え、日野団境世代広場のメンバーで構成された市民ボランティアにより百草山緑地の維持管理を実施した。	一部実施							0							0	緑と清流課
242	I	2	(1)	2	c4	用水路の用水守制度の導入	「日野市用水守制度」は、現在、42団体504人が市に登録し、用水等の清掃・草刈・緑化作業等を行っているが、「清流保全条例」の制定を契機に、今後、さらに用水守を増やし、市民の発意による用水等の水辺の保全活動を進めます	(平成17年度) ・用水守の登録拡大(4件、34人)、用水守会議の開催、程久保川クリーンデーへの協力、浅川サバイバルレースへの後援、多摩川・浅川クリーン作戦や日野用水クリーンデーへの用水守の協力依頼。 (平成18年度) ・用水守の登録拡大(4件、4人)、用水守会議の開催、程久保川クリーンデーへの協力、浅川サバイバルレースへの後援、多摩川・浅川クリーン作戦や日野用水クリーンデーへの用水守の協力依頼。 (平成19年度) ・日野市用水守制度が国からも評価され、第10回日本水大賞奨励賞を受賞した。 ・用水守の登録者数も拡大させることができた。 (平成20年度) ・用水守の登録拡大(47団体、504人)、用水守懇談会を開催した。 ・程久保川クリーンデー、日野用水クリーンデー、多摩川・浅川クリーン作戦への用水守の協力を依頼した。 (平成21年度) ・用水守懇談会を行い活動内容の確認及び意見交換を実施。登録者数は47団体504人となった。公民協働で参加する仕組みが評価されている。 (平成22年度) ・用水守懇談会を行い活動内容の確認及び意見交換を実施。登録者数は47団体506人となった。公民協働で参加する仕組みが評価されている。	実施済(完了)							0							0	緑と清流課
243	I	2	(1)	2	d1	市民債(ミニ公募債)の活用による緑地取得の検討	今後公有化を進めるべき緑地を順位付けし、相続等の急な買収を含め、市民債を活用し公有地化を進める。	(平成17年度) ・「住民参加型ミニ公募債」実務提要の作成、企画部内における「ミニ公募債発行の条件について」打ち合わせ。 (平成18年度) ・昨年実施された八王子市公募公債(八王子みどり市民債)発行に係る実務状況について、八王子市へ実地調査。 (平成19年度) ・公有化を進めるべき土地については、土地開発公社による先行取得制度を活用し、その後、国庫補助金など特定財源を確保を図って、買い戻しを行うかたちをとった。 ・市民債(ミニ公募債)を起こす場合の具体的な手順は検討済みだが、市民債をどのような案件に活用すべきかはまだ検討中である。 (平成20年度) ・検討を行ったが市民債(ミニ公募債)の活用による緑地取得については実施していない。その理由として、市民債の活用に適しているかどうかの判断を行った結果、公有化を進めるべき土地については、土地開発公社による先行取得制度を活用し、その後、国庫補助金など特定財源を確保を図って買い戻しを行うかたちをとるとともに、東京都の低利の長期貸付金を活用によるほうが、後年度負担の軽減となるとの総合的な判断によるものである。今後、活用については個々の事例を判断しながら検討していく。 (平成21年度) ・前年度と同様に、検討を行ったが市民債(ミニ公募債)の活用による緑地取得については実施していない。その理由として、市民債の活用に適しているかどうかの判断を行った結果、公有化を進めるべき土地については、国庫補助金など特定財源を確保を図って買い戻しを行うかたちをとるとともに、東京都の低利の長期貸付金を活用によるほうが、後年度負担の軽減となるとの総合的な判断によるものである。 (平成22年度) ・公有化を進めるべき土地については、国庫補助金など特定財源を確保するとともに、東京都の低利の長期貸付金を活用し買い戻したほうが、後年度負担の軽減となる。 加えて、住民参加型の市民債(ミニ公募債)の対象とすべき事業がないこと、一定期間後の一括償還、不安定な財政状況などを総合的に判断した結果、平成22年度は取り組みを保留した。	一部実施							0							0	財政課
243	I	2	(1)	2	d1	市民債(ミニ公募債)の活用による緑地取得の検討	今後公有化を進めるべき緑地を順位付けし、相続等の急な買収を含め、市民債を活用し公有地化を進める。	(平成17年度) ・「住民参加型ミニ公募債」実務提要の作成、企画部内における「ミニ公募債発行の条件について」打ち合わせ。 (平成18年度) ・昨年実施された八王子市公募公債(八王子みどり市民債)発行に係る実務状況について、八王子市へ実地調査。 ・公募債の引受銀行について、指定銀行等との調整を行い準備を更に進めた。 (平成19年度) ・相続等による急な買収案件については、土地開発公社の先行取得で対応し、その後、国庫補助(1/3)を得て買い戻す手法をとることで、市の財政負担の軽減を図った。 (平成20年度) ・相続等による急な買収案件については、土地開発公社の先行取得で対応し、その後、国庫補助(1/3)を得て買い戻す手法をとることで、市の財政負担の軽減を図った。 (平成21年度) ・緑地の取得費用の一助となるよう市民に募金呼びかける「ひの緑のトラスト」が組織された。 (平成22年度) ・「ひの緑のトラスト」の継続。	一部実施							0							0	緑と清流課
244	I	2	(1)	2	e1	屋上・壁面緑化の推進	公共施設の屋上緑化・壁面緑化を年次計画を作成し、推進することにより、ヒートアイランド現象の改善を図る	(平成17年度) ・検討した。 (平成18年度) ・新宿区役所視察。 (平成19年度) ・平山小の屋上を改築工事に併せて緑化。また平山季重ふれあい館の改築工事でも壁面緑化を行った。 (平成20年度) ・(仮称)市民の森ふれあいホール設計において、屋上緑化、壁面緑化を採り入れた。 (平成21年度) ・日野一中改築工事で屋上緑化を実施。 (平成22年度) ・(仮称)市民の森ふれあいホールの屋上緑化を実施する	一部実施							0							0	財産管理課
244	I	2	(1)	2	e1	屋上・壁面緑化の推進	公共施設の屋上緑化・壁面緑化を年次計画を作成し、推進することにより、ヒートアイランド現象の改善を図る	(平成17年度) ・検討した。 (平成18年度) ・新宿区役所視察。 (平成19年度) ・平山小の屋上を改築工事に併せて緑化。また平山季重ふれあい館の改築工事でも壁面緑化を行った。 (平成20年度) ・環境情報センター壁面に、数種の植物を使った緑のカーテンを設置すると共に、テイクカズラなどによる壁面緑化の取り組みを進め、市民への壁面緑化の啓蒙を図った。 ・日野一中の緑のカーテン事業の指導及び実施に協力をした。 (平成21年度) ・屋上緑化は、七生中(平成18年度から)、平山小(19年度から)、日野一中(20年度から)で実施している。 ・壁面緑化は、日野一中で実施した。なお、小規模ではあるが、各小中学校でもほぼ全校で実施した。 ・(財)日野市環境緑化協会との連携により、ニガウリの苗を栽培し、市内小学校、幼稚園、保育園等に配布を行い、緑のカーテンによる省エネ効果とその啓蒙を行った。 (平成22年度) ・環境情報センター壁面に緑のカーテンを設置し、市民への啓蒙を行った。 ・市内の保育園、幼稚園、小中学校にニガウリの種を配布し、緑のカーテンの啓蒙を行った。 ・栄町のエコ街区世帯に、ニガウリの苗を配布し、緑のカーテンの啓蒙を行った。	一部実施							0							0	環境保全課
244	I	2	(1)	2	e1	屋上・壁面緑化の推進	公共施設の屋上緑化・壁面緑化を年次計画を作成し、推進することにより、ヒートアイランド現象の改善を図る	(平成17年度) ・検討した。 (平成18年度) ・新宿区役所視察。 (平成19年度) ・CO2削減の観点から、屋上・壁面緑化の取り組みを進めた。 (平成20年度) ・壁面緑化として、市役所本庁舎、環境緑化協会の壁面にゴーヤを植栽し、緑のカーテンを実施した。 (平成21年度) ・環境緑化協会の壁面にゴーヤを植栽し、緑のカーテンを実施した。 ・また、環境保全課と環境緑化協会の協働により、ゴーヤの苗を保育園、幼稚園、小学校等の公共施設に配布し緑のカーテンへの取り組みを行った。 (平成22年度) ・CO2削減の観点から、ゴーヤの種を保育園、幼稚園、小・中学校等の公共施設に配布し緑のカーテンへの取り組みを行った。	一部実施							0							0	緑と清流課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位人	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課
245	I	2	(1)	2	e1	太陽光・雨水の利用や屋上緑化などを施設作りに取り入れる。	太陽光・風力等の自然エネルギーの有効活用、断熱効果向上のための壁面緑化・雨水の中水利用等の、省エネルギー対策事業を学校改築(平山小・日野一中)に合わせて検討する	(平成17年度) ・太陽光・風力等の自然エネルギーの有効活用や、断熱効果向上のための屋上緑化・雨水の中水利用等の、省エネルギー対策事業を取り入れた改築実施設計が作成できた。 (平成18年度) ・改築工事に着手する。太陽光・風力等の自然エネルギーの有効活用等、省エネルギー対策事業は、平成19年度事業。 (平成19年度) ・太陽光・風力等の利用を図る自然エネルギー活用事業は、NEDO(技術開発機構)による太陽光発電共同研究補助事業として採択されなかったため、実施を断念した。 ・屋上緑化・雨水の中水利用等の省エネ対策事業は、平山小で実施・完了した。 (平成20年度) ・太陽光・風力等の利用を図る自然エネルギー活用事業は、平成21年度日野一中設置を目指し設計をした。 ・屋上緑化・雨水の中水利用等の省エネ対策事業は、平成21年度日野一中設置を目指し進めた。 (平成21年度) ・日野一中改築事業において、自然エネルギーの有効活用及び断熱効果向上のために、太陽光発電、雨水の中水利用、屋上緑化、緑のカーテン等を実施。 ・東光寺小学校舎屋上に東京都を通じて、企業のCSRの一環として太陽光発電設備の寄贈を受けた。	実施済(完了)							0							0	庶務課
245	I	2	(1)	2	e1	太陽光・雨水の利用や屋上緑化などを施設作りに取り入れる。	太陽光・風力等の自然エネルギーの有効活用、断熱効果向上のための壁面緑化・雨水の中水利用等の、省エネルギー対策事業を学校改築(平山小・日野一中)に合わせて検討する	(平成17年度) ・公共施設の屋上緑化・壁面緑化計画策定を検討。 (平成18年度) ・公共施設の屋上緑化・壁面緑化計画策定を検討。 (平成19年度) ・平山小改築工事で、雨水利用設備及び敷地内浸透設備を設けた。 (平成20年度) (仮称)市民の森ふれあいホール設計において、太陽光発電を採り入れた。 (平成21年度) ・日野一中、平山小に太陽光発電設備を設置・日野一中改築工事で雨水利用設備を設置。	一部実施							0						0	財産管理課	
245	I	2	(1)	2	e1	太陽光・雨水の利用や屋上緑化などを施設作りに取り入れる。	太陽光・風力等の自然エネルギーの有効活用、断熱効果向上のための壁面緑化・雨水の中水利用等の、省エネルギー対策事業を学校改築(平山小・日野一中)に合わせて検討する	(平成17年度) 〔財産管理課〕 ・公共施設の屋上緑化・壁面緑化計画策定を検討。〔庶務〕太陽光・風力等の自然エネルギーの有効活用や、断熱効果向上のための屋上緑化・雨水の中水利用等の、省エネルギー対策事業を取り入れた改築実施設計が作成できた。 (平成18年度) 〔財産管理課〕 ・公共施設の屋上緑化・壁面緑化計画策定を検討。〔庶務〕改築工事に着手する。太陽光・風力等の自然エネルギーの有効活用等、省エネルギー対策事業は、平成19年度事業。 (平成19年度) ・平山小、日野一中とも補助金が得られず、実施できなかった。 (平成20年度) ・校庭の芝生化を行った東光寺小学校の事例について、PRした。 (平成21年度) ・「ふんだん着でCO2をへらそう事業」の中の「エコひいきなまちづくり事業」において、市有地売却にあわせ、土地購入者が市で定めたエコ住宅を建築する際に、太陽光パネルの設置補助を行っている。この事業の推進により、環境に配慮した街区の創出を行ないながら、再生可能エネルギーの普及啓発を行っている。 ・日野一中及び東光寺小において、太陽光パネルの設置を行い、再生可能エネルギーの利用とともに環境教育としても活用を図っている。 (平成22年度) ・「エコひいきな街づくり事業」において実施した、太陽光発電についてのモニターを継続して実施した。今後、モニターの状況等について広く市民に紹介し、啓発していきたい。 ・太陽光発電を設置した学校においては、環境学習を継続して実施していくことについて関係課に働きかけを行った。 ・なお、市民向け(一般家庭)に太陽光発電等の補助を実施した。今後も継続して補助の実施と合わせて、自然エネルギー活用について啓発していきたい。	一部実施							0						0	環境保全課	
246	I	2	(1)	2	e2	学校エコ改修の導入を検討する	耐震補強事業、大規模改修事業と同時施工で省エネルギー対策事業として、学校エコ改修事業の導入を検討する。	(平成17年度) ・学校エコ改修事業を実施する場合、進行中の耐震補強工事のやり直しが必要となることが判明したため、実施しないこととした。 (平成19年度) ・耐震補強工事を施した学校は、学校エコ改修事業の対象外となる。市内で対象となるのは日野六小と日野二小の一部の棟のみであり、平成19年度の改修工事は全て対象外であった。 (平成20・21年度) ・対象事業はなかった。	一部実施 (当面保留)							0						0	庶務課	
247	I	2	(1)	2	e3	市庁舎、公共施設などへ可能な範囲でエスコ事業を導入する。	市庁舎について、平成17年度実施の(財)省エネルギーセンターによる省エネルギー診断の結果を踏まえ、市庁舎延命計画との整合性を図りながらエスコ事業を導入をする。	(平成17年度) ・(財)省エネルギーセンターの省エネ診断を受ける(日野市本庁舎のエスコ診断の実施)。 (平成18年度) ・経済産業省主催2006年度ESCO事業説明会参加、・他自治体等のESCO事業導入事例研究、・ESCO事業提案募集要項研究、・ESCO事業契約研究、・NEDO等補助制度の研究、・更新機器の検討、・ギャランティード・セイビングス方式及びシェアード・セイビングス方式のメリット・デメリット研究、・費用対効果検討エスコ診断結果に基づく実施計画策定の検討。 (平成19年度) ・エスコ事業の導入について財産管理課と協議したが、実施には至らなかった。 (平成20・21年度) ・実施には至らなかった。 (平成22年度) ・ESCO事業を断念した。	一部実施 (当面保留)							0						0	財産管理課	
247	I	2	(1)	2	e3	市庁舎、公共施設などへ可能な範囲でエスコ事業を導入する。	市庁舎について、平成17年度実施の(財)省エネルギーセンターによる省エネルギー診断の結果を踏まえ、市庁舎延命計画との整合性を図りながらエスコ事業を導入をする。	(平成17年度) ・(財)省エネルギーセンターの省エネ診断を受ける(日野市本庁舎のエスコ診断の実施)。 (平成18年度) ・経済産業省主催2006年度ESCO事業説明会参加、・他自治体等のESCO事業導入事例研究、・ESCO事業提案募集要項研究、・ESCO事業契約研究、・NEDO等補助制度の研究、・更新機器の検討、・ギャランティード・セイビングス方式及びシェアード・セイビングス方式のメリット・デメリット研究、・費用対効果検討エスコ診断結果に基づく実施計画策定の検討。 (平成19年度) ・エスコ事業の導入について財産管理課と協議したが、実施には至らなかった。 (平成20年度) ・平成19年度に引き続きエスコ事業の導入について財産管理課と協議したが、実施には至らなかった。 (平成21年度) ・実施策を検討してきた結果、費用対効果が低く、メリットがあまり無いことにより、エスコ事業は断念することを財産管理課と確認した。 (平成22年度) ・平成21年度において、エスコ事業は断念することを財産管理課と確認した。	一部実施 (当面保留)							0						0	環境保全課	
248	I	2	(1)	2	f	環境情報センター業務を充実する	市民、事業所、学校教育関係者及び行政との協働で運営する環境情報センターを中心に環境基本計画を推進するとともに、環境情報の発信拠点として整備する。また、研究、調査及び環境教育の実践の場としてフィールドを確保し、諸活動の展開を図る。この他環境情報センターの活動として、多摩環境サミットの開催や市の公共事業実施に際しての環境への事前評価するしくみ作りの検討等を行っていく。	(平成17年度) ・環境基本計画の推進、環境情報の発信拠点として、市民、事業所、学校教育関係者及び行政との協働で運営する環境情報センターを開設。 (平成18年度) ・研究、調査及び環境教育の実践の場として、諸活動の展開を図るためにフィールドを確保するための検討を行った。・また、市の公共事業実施に際しての環境への事前評価する仕組み作りの検討等を行った。 (平成19年度) ・雑木林ボランティア講座や「水辺の楽校事業」などを展開し、環境学習の普及を図った。 (平成20年度) ・市民向けの環境セミナーを実施するとともに、小中学校・高校の教員研修等を実施し環境学習を進めた。・市民団体である、「どんぐりクラブ」との協働で、小学校の環境学習の支援事業を行った。・情報センターの蔵書や資料のデータベース化を図り、情報の収集発信の準備を進めた。・ホームページの充実を図り、環境情報の発信を行った。 (平成21年度) ・一般市民を対象として、年間24回の市民環境大学を実施するとともに、様々なテーマでみんなの環境セミナーを実施した。 ・小学生に環境への関心を持ってもらうため、市民団体どんぐりクラブと協働で小学校への出張授業を実施した。・「南丘雑木林を愛する会」「浅川潤徳水辺の楽校」「真堂が谷戸堂の会」等の、市民団体のボランティア活動を支援し、環境保全活動と環境学習を行った。・情報センターにCO2をへらそうコーナーを設置すると共に、ホームページによる情報の発信を行った。・大学との協働で百草山緑地の管理や、分かりやすい情報発信のため情報センター所有資料の整理作業を実施した(中央大学・明星大学)。 (平成22年度) ・市民環境大学を実施すると共に、様々なテーマでみんなの環境セミナーを実施した。・小学生対象に市民団体「どんぐりクラブ」と協働で、小学校への環境に関する出張授業を実施した。・「南丘雑木林を愛する会」「浅川潤徳水辺の楽校」等の、市民団体のボランティア活動を支援し、環境保全活動と環境学習を行った。・環境情報の収集・発信のため、環境団体と連携し情報を収集し、センターニュースや、ホームページによる情報の発信を行った。・明星大学・法政大学等との協働により、緑や水に関する最新の情報を得ると共に、学生に環境保全のフィールドを提供し大学と連携して緑地管理事業に取り組んだ。・環境情報の収集・発信拠点として取り組みを進めた	一部実施							0						0	環境保全課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位人	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課
249	I	2	(1)	2	g	リサイクルプラザを建設する	電化製品工房を設置する場合には、電気用品安全法(PSE法)※3に対応する製品を取り扱う。法外商品(ビンテージ商品等)の取扱いも検討し、リサイクルの促進を図る、ごみの資源化設備と併せて収集品の修理・再生や再生品の展示等を行う	(平成17年度) ・PSE法施行にともない、取扱品の精査を行った。日野市処理施設計画に基づき、内容や詳細を検討。 (平成18年度) ・循環型社会形成推進地域計画提出。 (平成19年度) ・リサイクルプラザ建設に向け、ごみ減量とリサイクル促進を考慮、取扱品目の検討を行った。 (平成20年度) ・リサイクルプラザについては、クリーンセンター建替時に実施することで確認されている。クリーンセンター建替については、平成31年稼働予定に変更した。 (平成21年度) ・リサイクルプラザについては、日野市ごみ処理施設建設計画(熱回収施設等複合施設)(平成21年3月策定)の中で、クリーンセンター建替の時点で拡大する方向が確認されている。クリーンセンター建替については、平成31年稼働予定に変更した。 (平成22年度) ・リサイクルプラザについては、日野市ごみ処理施設建設計画(熱回収施設等複合施設)(平成21年3月策定)の中で、クリーンセンター建替の時点で建設する方向が確認されている。クリーンセンター建替については、平成31年稼働予定に変更した。クリーンセンター地元周辺環境整備の要望などを精査した上で、建替計画の中で検討していく。	一部実施 (当面保留)							0							0	ごみゼロ推進課
小計(小項目計)										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2)広域的な連携

250	I	2	(2)	1	a1	推進計画に基づき自治体間での共同開発・運用を検討する	東京電子自治体共同運営協議会での共同で行う新たなサービスを検討しているところであるが、それ以外にも多摩地域市町村での共同アウトソーシングや近隣自治体での共同開発・運用を検討していく。	(平成18年度) ・東京電子自治体共同運営協議会で共同で行う新たなサービスを検討。多摩地域市町村CIO会議で多摩地域市町村が共同実施する施策を検討した。 ・また、多摩市・稲城市と住民情報システムの共同利用を検討した。 (平成19年度) ・都内56団体が参加する東京電子自治体共同運営協議会運営委員会で、共同運営サービスにおける新たなサービスについて検討を行った。 ・5月30日共同運営新サービス検討部会による、新サービス提案会(場所:都庁)を実施。 ・近隣市同士による個別システムデモの共同(3市)説明の実施。 ・また、多摩地域市町村情報システム研究協議会において共同開発・運用の検討を行った。 (平成20年度) ・東京電子自治体共同運営協議会では、電子申請及び電子調達システムの更新時期を平成22年度に向かえるが、引き続き共同で行うことになった。 ・eLTax(地方税電子申告サービス)の導入に当たり、費用対効果等を勘案し多摩地域9市により共同開発及び共同運営を実施した。 (平成21年度) ・東京電子自治体共同運営協議会では、電子申請及び電子調達システムの更新時期を平成22年度を迎えるために、新事業者と仕様確認、データ移行、システム開発、研修等を実施した。 ・多摩地域9市の共同調達による事業者にてeLTax(地方税電子申告サービス)を実施した。 (平成22年度) ・平成22年度からリニューアルされた電子申請及び電子調達システムの移行確認と利用促進のための周知を行った。 ・多摩地域9市の共同調達による事業者と国税連携に向けて、9市と共同で連絡会を開催し準備を進めた。	一部実施							0						0	情報システム課		
251	I	2	(2)	1	b	情報システムの他市との共同利用	現在、電子申請及び電子入札サービスについては、東京都区町村56団体が参加している東京電子自治体共同運営協議会で共同開発運用をしている今後電子自治体の構築に必要なマルチペイメント・eLTaxやコールセンターなど単独では莫大な経費が予想されてできないようなサービスを多くの市と共同で利用することで、スケールメリットを出して導入が実現できるかを検討していく。	(平成18年度) ・東京電子自治体共同運営協議会で共同で行う新たなサービスを検討。多摩地域市町村CIO会議で多摩地域市町村が共同実施する施策を検討した。 ・また、多摩市・稲城市と住民情報システムの共同利用を検討した。 (平成19年度) ・都内56団体が参加する東京電子自治体共同運営協議会運営委員会で、共同運営サービスにおける新たなサービスについて検討を行った。 ・5月30日共同運営新サービス検討部会による、新サービス提案会(場所:都庁)を実施。 ・近隣市同士による個別システムデモの共同(3市)説明の実施。 ・また、多摩地域市町村情報システム研究協議会において共同開発・運用の検討を行った。 (平成20年度) ・東京電子自治体共同運営協議会では、電子申請及び電子調達システムの更新時期を平成22年度に向かえるが、引き続き共同で行うことになった。 ・eLTax(地方税電子申告サービス)の導入にあたり、費用対効果等を勘案し多摩地域9市により共同開発及び共同運営を実施した。 (平成21年度) ・東京電子自治体共同運営協議会では、電子申請及び電子調達システムの更新時期を平成22年度に向かえるために、新事業者と仕様確認、データ移行、システム開発、研修等を実施した。 ・多摩地域9市の共同調達による事業者にてeLTax(地方税電子申告サービス)を実施した。 (平成22年度) ・平成22年度からリニューアルされた電子申請及び電子調達システムの移行確認と利用促進のための周知を行った。 ・多摩地域9市の共同調達による事業者と国税連携に向けて、9市と共同で連絡会を開催し準備を進めた。	一部実施							0						0	情報システム課		
252	I	2	(2)	1	b	情報システムの他市との共同利用	近隣自治体との事務統一化によるシステムの共同開発と協同運用により開発費用とその後の運用経費の削減の可能性を検討する。	(平成18年度) ・東京電子自治体共同運営協議会で共同で行う新たなサービスを検討。多摩地域市町村CIO会議で多摩地域市町村が共同実施する施策を検討した。 ・また、多摩市・稲城市と住民情報システムの共同利用を検討した。 (平成19年度) ・近隣自治体と共同開発したシステムへの既存データの入力が完了し、情報システムの共同利用・共有化が図ることができた。平成19年度までは準備段階のため、効果額は発生しないが、平成20年度から光化学が発生する。なお、紙ベースから電子ベースに移行することで検索が容易となり、台帳閲覧が迅速にできるなどの効果が既に発生している。 (平成20年度) ・平成19年度に既存の下水道管の全てのデータ入力が完了したので、平成20年度より下水道台帳システムを稼動し、窓口での下水道台帳システムを活用した閲覧業務を開始した。 ・平成19年度工事分9.1kmのデータを入力し、システムに反映した。 (平成21年度) ・平成20年度工事分5.0kmのデータを入力し、システムに反映させ、窓口での下水道台帳システムを活用した閲覧業務に供している。 (平成22年度) ・平成21年度工事で布設した汚水管L=4.0Kmのデータと取付管・公共汚水ますのデータを入力し、システムに反映させて窓口での下水道台帳システムを活用した閲覧業務に供している。今後も下水道台帳システムを活用していくため、前年度に工事した汚水管、取付管及び公共汚水ますのデータを入力し、更新しながら閲覧業務に供していく。	実施済(完了)							0		1,374	1,485	2,096	4,955		下水道課		
253	I	2	(2)	1	c	情報セキュリティポリシーの強化を図る	「日野市情報セキュリティポリシー」を有効なものにするために、毎年全職員を対象に情報セキュリティ研修を実施。さらに、内部監査及び外部監査を実施してセルフチェック・第三者によるチェックを実施	(平成17年度) ・「日野市情報セキュリティポリシー」を有効なものにするために、毎年全職員を対象に情報セキュリティ研修を実施。さらに、内部監査及び外部監査を実施してセルフチェック・第三者によるチェックを実施してPDCAサイクルの導入を進めた。 (平成18年度) ・「日野市情報セキュリティポリシー」を有効なものにするために、毎年全職員を対象に情報セキュリティ研修を実施。さらに、内部監査及び外部監査を実施してセルフチェック・第三者によるチェックを実施してPDCAサイクルの導入を進めた。 (平成19年度) ・<新人・任用替・事務補助職員情報セキュリティ研修>4月6日・10日、新人職員12人、任用替等職員14人。<幼稚園・保育園・児童館・学童クラブ職員情報セキュリティ研修>6月4日・5日 73人。<情報セキュリティ対策本部会議>7月31日・12月26日。<任用替職員情報セキュリティ研修>8月1日、7人。<ISO27001取得に向けた研修>8月30日。その他、ペネトレーション、内部監査、外部監査、全職員対象情報セキュリティ研修、情報セキュリティポリシー見直し等々の検討を行った。 (平成20年度) ・<ISO27001取得に向けた取り組み>リスクアセスメントの実施・資産台帳、手順書等の整備・事業継続計画の作成など。<ISO/IEC27001:2005認証取得>認証対象部署 市民窓口課・七生支所・情報システム課、1次審査:10月17日、2次審査:11月20日～21日、登録通知、認定書交付:12月16日、認定書授与式:平成21年1月19日。 ・<新人・任用替・事務補助職員情報セキュリティ研修>4月4日 新人職員17人、任用替等職員4人。<全職員情報セキュリティ研修>平成21年1月19日～3月13日 合計17回実施 受講者数929人。 ・<情報セキュリティ対策本部会議>5月27日・11月14日 ・<内部監査>7月29日・30日、監査対象部署25部署。<外部監査>平成21年3月10日・13日・31日、監査対象部署7部署。その他、ペネトレーションテスト、情報セキュリティポリシーの見直し等を行った。 (平成21年度) ・<ISO/IEC27001:2005継続に向けた取り組み>リスクアセスメントの実施・資産台帳、手順書等の整備・事業継続計画の見直し、事業継続訓練など。 ・<ISO/IEC27001:2005継続審査>認証対象部署:市民窓口課・七生支所・情報システム課・審査:11月20日・登録証改定日:12月22日。 ・<新人・任用替職員情報セキュリティ研修>4月8日 新人職員17人、任用替等職員1人。<全職員情報セキュリティ研修>10月26日～12月18日 合計16回実施 受講者数945人。 ・<情報セキュリティ対策本部会議>9月10日・11月13日。 ・<内部監査>8月26日・27日、10月5日・6日 監査対象部署28部署。<外部監査>3月24日・25日 監査対象部署7部署。その他、ペネトレーションテスト、情報セキュリティポリシーの見直し等を行った。 (平成22年度) ・全職員を対象に毎年行っている情報セキュリティ研修、内部及び外部監査などの取り組みは、評価されているので継続的に実施してPDCAサイクルを促進させた。 ・平成20年度に取得した国際規格ISO/IEC27001:2005の取り組みをもとに、2回目の維持審査にて継続が認められた。	一部実施							0								0	情報システム課
254	I	2	(2)	1	d	災害等不測の事態におけるコンピュータ環境の危機管理体制の検討	台風などの停電時から甚大災害時までを想定した情報システムの危機管理体制を確立する。災害等不測の事態にも市民サービスをストップさせないための「事業継続計画」を策定する。計画に基づきシステム構成やバックアップの再検討を行う。	(平成17年度) ・システム障害、停電や災害等不測の事態にも市民サービスをストップさせないための「事業継続計画」を検討した。 (平成18年度) ・システム障害、停電や災害等不測の事態にも市民サービスをストップさせないための「事業継続計画」を作成した。 (平成19年度) ・システム構成・バックアップ体制の再検討、及び事業継続計画訓練を実施した。 (平成20年度) ・<システム検討>基幹システム再構築の分析にあたり、事業継続の観点からもシステム構成を検討した。 ・<継続計画>・事業継続計画の見直し・事業継続計画訓練の実施。 (平成21年度) ・<システム検討>住民情報システム再構築の実施にあたり、事業継続の観点からシステムの構成を検討した。 ・<継続計画>事業継続計画の見直し・事業継続計画訓練の実施・新型インフルエンザBCP、日野市事業継続計画<地震編・水害編>のシステム関連の作成。 (平成22年度) ・停電時における情報システムの危機について、想定された対応を仕組み今後の改善点を整理した。 ・システム障害等不測の事態にも市民サービスを低下させないための「事業継続訓練」を実施した。 ・住民情報システムの再構築計画に基づきシステム構成やバックアップ、運用管理の再検討を行った。	一部実施							0								0	情報システム課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位数千円	担当課			
255	I	2	(2)	1	e1	図書館電算システムや書誌データ・ベースの他市との共同開発・運用を検討する	図書館電算システムや書誌データ・ベースの他市との共同開発、電算機器の共同運用により、開発・管理経費の削減やシステム・セキュリティの向上を図る。	(平成17年度) ・①他自治体での図書館電算システムやその他の自治体システムの共同開発状況を把握し、その運用性・効率性を把握した、②ISBN(図書共通コード)総合目録の年2回の更新を行った、③国会図書館のデータベースナビゲーションサービスに参加し、また、あらたな共同データベース等作成の活動には積極的に係る。 (平成18年度) ・①他自治体での図書館電算システムやその他の自治体システムの共同開発状況を把握し、その運用性・効率性を把握した、②ISBN(図書共通コード)総合目録の年2回の更新を行った、③国会図書館のデータベースナビゲーションサービスに参加し、また、あらたな共同データベース等作成の活動には積極的に係る、④6月、国立国会図書館レファレンス共同データベースに参加。 (平成19年度) ・①他自治体での図書館電算システムやその他の自治体システムの共同開発状況を把握し、その運用性・効率性を把握し、次期システムでの共同開発は見送った、②ISBN(図書共通コード)総合目録の年2回の更新を行った、③国会図書館のデータベースナビゲーションサービスに参加し、また、あらたな共同データベース等作成の活動には積極的に関わった、④6月、国立国会図書館レファレンス共同データベースに参加した。 (平成20年度) ・4月から新たな図書館電算システムがスタートしたため、システムの共同開発・運用は今後の課題とした。 (平成21年度) ・情報収集を進めるが、検討は、次期システム導入時に行う。 (平成22年度) ・情報収集を継続し、有用なシステム等の情報を得た段階で、再度検討する。	一部実施						0									0	図書館		
256	I	2	(2)	1	e2	他市との資料の分担保存・共同保存庫の設置を検討する	他市との資料の分担保存や共同保存書庫の活用	(平成17年度) ・①8月、都立図書館除籍資料の自治体別所蔵状況調査日野分担分を行った、②2月 東京都市町村立図書館長協議会除籍資料活用プロジェクトメンバーとして『多摩地域「共同利用図書館」の設置に向けて NPOによる共同出資事業化の提案』をまとめた。 (平成18年度) ・①10月、都立図書館除籍資料の多摩地域図書館保存分担割り振り作業を行った、②12月、都立図書館除籍資料日野保存分担対象へのシール添付を行った(3,398冊)。うち、中央図書館(1,415冊)・平山図書館書庫(798冊)・市政図書室(540冊)分は、NPO共同保存図書館・多摩のボランティアのべ14人に依頼した、③2月、都立図書館再活用資料から必要な資料の依頼を行った。 (平成19年度) ・①平成19年7月及び平成20年1月に、都立図書館除籍資料の多摩地域図書館保存分担割振作業と、都立図書館再活用資料から必要な資料の依頼を行った、②東京都市町村立図書館長協議会『多摩地域における共同利用図書館検討調査』(東京都市長会多摩・島しょ広域連携活動助成事業)がまとめられた。 (平成20年度) ・東京都市町村立図書館長協議会等で、多摩地域の除籍資料の共同保存のあり方を検討した。 ・NPO法人・共同保存図書館・多摩と連携し、共同保存図書館への準備活動を行った。 (平成21年度) ・平山図書館書庫の図書の処理に当たり、多摩地域の所蔵状況を調査し、2冊以上が保存されるように図った。この業務は、緊急雇用創出事業で行った。 (平成22年度) ・書庫の図書の処理に当たり、多摩地域の所蔵状況を調査し、2冊以上を保存する取り組みを継続した。	一部実施						0											0	図書館
小計(小項目計)										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,374	1,485	2,096	4,955				

(3)市民と行政の役割分担

257	I	2	(3)	1	a1	自治会の活性化に向けた取り組みや支援をする	自治会活動の活性化に向けて、地域懇談会、加入促進チラシ作成・配布、自治会PRポスター作成・貼付、自治会手引き作成・配布等、地域活動の支援を行う。	(平成17年度) ・自治会支援策として、自治会補助金、自治会所有集会所補助金支出、自治会同士の意見交換の場として、地域懇談会を2回実施。・自治会加入策として、市内広報板にこの地域はどこの自治会であるか分かるステッカーを作成し貼付。 (平成18年度) ・自治会支援策として、自治会補助金、自治会所有集会所補助金支出、広報紙・CATVで自治会加入促進PRを実施。・地域懇談会を1回実施、市の自治会支援策や自治会活動例・アドバイス等を載せた「自治会の手引き」を発行。 (平成19年度) ・平成18年度に引き続き「自治会の手引き」「加入促進チラシ」「自治会PRポスター」を希望者に配布した。・地域サポーター制度を活用、地域懇談会を年2回(7月、平成20年2月)開催した。また、「地域かわら版」の作成・回覧を年2回行った(5月・10月)。 (平成20年度) ・平成19年度に引き続き「自治会の手引き」「加入促進チラシ」「自治会PRポスター」を希望者に配布した。・地域サポーター制度を活用、地域懇談会を年2回(7月、平成21年2月)開催した。また「地域かわら版」の作成・回覧を年2回行った(5月・10月)。 (平成21年度) ・自治会活動を支援するため、自治会補助金と自治会集会所補助金を交付した。「自治会の手引き」「加入促進チラシ」「自治会PRポスター」を希望者に配布した。 ・地域サポーター制度を活用、地域懇談会を6月から8月にかけて8回開催した。また、「地域かわら版」の作成し、自治会に回覧した(5月・11月)。 (平成22年度) ・自治会活動を支援するため、自治会補助金と自治会集会所補助金を交付した。「自治会の手引き」「加入促進チラシ」「自治会PRポスター」を希望者に配布した。 ・地域サポーター制度を活用して、地域懇談会を6月から7月にかけて8地区で開催した。また11月に2度目の開催要望のあった1地区について、地域懇談会を開催した。「地域かわら版」を作成し、自治会に回覧した(5月・11月)。	実施済(完了)							0						0	地域協働課
258	I	2	(3)	1	a2	地域サポーター制度(市職員による自治会担当制度)を導入する	①個々の地域が抱える課題解決②安全、安心、健康、子育て等、行政施策の反映③地域と行政の協働、地域間の協働を目的に、自治会に職員を派遣し、協働によるまちづくりを推進する。当制度は、進めていく中で見直しを行ない、充実を図っていきながら構築していく。	(平成17年度) ・地域サポーター制度のあり方や制度の実施体制等、制度導入に当たっての具体的な内容について関係各課と協議しながら検討。 ・地域サポーター制度導入に向けた庁内調整の実施、中学校区における地域懇談会の実施。 (平成18年度) ・職員の理解や協力を得るため、制度導入に当たり、全職員を対象とした説明会(全17回)を開催。 ・地域サポーターが出席しての地域懇談会を開催し、地域同士または地域と行政との意見交換を行った。 ・4月～：地域サポーター制度導入に向けた庁内調整の実施、8月：地域サポーター任命、9月：自治会説明会実施、9月～：地域サポーター自治会訪問開始、平成19年2～3月：地域懇談会開催(地域サポーター参加)。 (平成19年度) ・地域協働課を所管課とし、地域サポーター制度を継続して実施した。 (平成20・21年度) ・地域サポーター制度は導入済。	実施済(完了)							0						0	企画調整課
258	I	2	(3)	1	a2	地域サポーター制度(市職員による自治会担当制度)を導入する	①個々の地域が抱える課題解決②安全、安心、健康、子育て等、行政施策の反映③地域と行政の協働、地域間の協働を目的に、自治会に職員を派遣し、協働によるまちづくりを推進する。当制度は、進めていく中で見直しを行ない、充実を図っていきながら構築していく。	(平成17年度) ・地域サポーター制度のあり方や制度の実施体制等、制度導入に当たっての具体的な内容について関係各課と協議しながら検討。 ・地域サポーター制度導入に向けた庁内調整の実施、中学校区における地域懇談会の実施。 (平成18年度) ・職員の理解や協力を得るため、制度導入に当たり、全職員を対象とした説明会(全17回)を開催。 ・地域サポーターが出席しての地域懇談会を開催し、地域同士または地域と行政との意見交換を行った。 ・4月～：地域サポーター制度導入に向けた庁内調整の実施、8月：地域サポーター任命、9月：自治会説明会実施、9月～：地域サポーター自治会訪問開始、平成19年2～3月：地域懇談会開催(地域サポーター参加)。 (平成19年度) ・地域サポーター報告会を平成19年4月に開催、各地域の活動状況を報告しあった。 ・また地域サポーター活動の参考になるよう「地域サポーターの手引き」を作成した。 (平成20年度) ・地域サポーターコーディネーター会議を開催し、各地域の活動状況を報告しあった。 (平成21・22年度) ・地域サポーターコーディネーター会議を開催し、各地域の活動状況と次期サポーター制度に向けた意見交換を行った。	実施済(完了)							0						0	地域協働課
258	I	2	(3)	1	a2	地域サポーター制度(市職員による自治会担当制度)を導入する	①個々の地域が抱える課題解決②安全、安心、健康、子育て等、行政施策の反映③地域と行政の協働、地域間の協働を目的に、自治会に職員を派遣し、協働によるまちづくりを推進する。当制度は、進めていく中で見直しを行ない、充実を図っていきながら構築していく。	(平成17年度) ・地域サポーター制度のあり方や制度の実施体制等、制度導入に当たっての具体的な内容について関係各課と協議しながら検討。 ・地域サポーター制度導入に向けた庁内調整の実施、中学校区における地域懇談会の実施。 (平成18年度) ・職員の理解や協力を得るため、制度導入に当たり、全職員を対象とした説明会(全17回)を開催。 ・地域サポーターが出席しての地域懇談会を開催し、地域同士または地域と行政との意見交換を行った。 ・4月～：地域サポーター制度導入に向けた庁内調整の実施、8月：地域サポーター任命、9月：自治会説明会実施、9月～：地域サポーター自治会訪問開始、平成19年2～3月：地域懇談会開催(地域サポーター参加)。 (平成19年度) ・地域協働課を所管課とし、地域サポーター制度を継続して実施した。 (平成20・21・22年度) ・地域協働課で実施中。	実施済(完了)							0						0	職員課
259	I	2	(3)	1	a3	地域での自主活動の組織化を支援・検討する	地域での自主活動について相談窓口として対応する。	(平成17年度) ・未実施、自主活動の相談窓口としての調査ができなかった。 (平成18年度) ・未実施、自主活動の相談窓口としての調査ができなかった。 (平成19年度) ・(仮称)平山台健康・市民支援センターで実施した。 (平成20、21、22年度) ・平山台健康・市民支援センターで実施した。	一部実施							0						0	企画調整課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位数千円	担当課								
259	I	2	(3)	1	a3	地域での自主活動の組織化を支援・検討する	地域での自主活動について相談窓口として対応する。	(平成17年度) ・新たに建設されたマンションから自治会を立ち上げたいとの相談があり、平成18年度から新規自治会として登録。 ・平成18年3月15日号の広報で自治会登録のご案内を実施。 (平成18年度) ・大規模な開発により宅地造成された地域から自治会を立ち上げたいとの相談があり、新規自治会として平成19年1月に登録 ・平成19年3月1日号の広報で自治会登録のご案内。 (平成19年度) ・自治会設立に関する相談・サポートを行うことで、新たに4つの自治会が市内に設立された。また自治会加入に関する相談を受けた場合は、自治会長等に紹介するなどの橋渡しを行った。 (平成20・21・22年度) ・自治会加入に関する相談を受けた場合は、自治会長等に紹介するなどの橋渡しを行った。	一部実施								0							0	地域協働課							
260	I	2	(3)	1	a4	社会貢献を目的とした市民活動団体(NPO)を支援、育成する	市民活動団体との情報交換会・市民活動の中間支援を、ひの市民活動団体連絡会と協働で実施、市民活動の場としての(仮称)市民活動支援センター設置、市民活動団体(NPO)補助金の交付等を行い、市民活動団体(NPO)の支援、育成の更なる推進を行う。	(平成17年度) ・市民活動(NPO)支援業務をひの市民活動団体連絡会に委託し、協働で市民活動の中間支援(情報交換会の実施・NPOのパネル展示・フォーラム及び講演会の開催等)。 ・市民活動の場(市民活動支援センター)の提供、補助金の交付等財政的支援。 (平成18年度) ・市民活動(NPO)支援業務をひの市民活動団体連絡会に委託し、協働で市民活動の中間支援(情報交換会の実施・NPOのパネル展示・フォーラム及び講演会の開催等)。 ・中間支援組織として市民活動支援センターがより活性化していくために、事務職員(週3日の午後のみ)を置くこととし、事務局機能を充実。 ・市民活動の場(市民活動支援センター)の提供、補助金の交付等財政的支援を行った。 (平成19年度) ・市民活動の中間支援をNPO法人「ひの市民活動団体連絡会」に委託、併せて市民活動団体のPR等を協働で行った。 ・市と市民活動団体との情報交換会は、平成19年度以降、NPO側だけでなく市側からも協働事業を提案し、双方向で情報交換を行うこととした。 ・(仮称)市民活動支援センターを移転、以前より施設が広くなったことで、NPO法人による講座が開催できるようになり、活動の幅が広がった。 ・市民活動団体補助金(NPO補助金)については、選考をクリアする事業がなかった。 (平成20年度) ・市民活動の中間支援をNPO法人「ひの市民活動団体連絡会」に委託、併せて市民活動団体のPR等を協働で行った。 ・市と市民活動団体との情報交換会は、平成19年度以降、NPO側だけでなく市側からも協働事業を提案し、双方向で情報交換を行うこととした。 ・(仮称)市民活動支援センターで、NPO法人による講座を開催した。 ・市民活動団体補助金(NPO補助金)を1団体に交付した。 (平成21年度) ・市民活動の中間支援をNPO法人「ひの市民活動団体連絡会」に委託、併せて市民活動団体のPR等を協働で行った。 ・NPO側だけでなく市側からも協働事業を提案し、双方向での市と市民活動団体との情報交換会を行った。 ・(仮称)市民活動支援センターで、NPO法人による講座を開催した。 ・市民活動団体補助金(NPO補助金)を2団体に交付した。 (平成22年度) ・市民活動の中間支援をNPO法人「ひの市民活動団体連絡会」に委託、併せて市民活動団体のPR等を協働で行った。 ・NPO側だけでなく市側からも協働事業を提案し、双方向での市と市民活動団体との情報交換会を行った。 ・生活・保健センター講座室で、NPO法人による講座を開催した。 ・市民活動団体補助金(NPO補助金)を2団体に交付した。	実施済(完了)							0														256	地域協働課	
261	I	2	(3)	1	a4	PTA等の社会貢献団体を支援する。	各小中学校のPTAが受託し、実施団体として行う家庭教育学級や各校のPTAへの研修等を通じて家庭教育の充実や地域の再生を支援する。	(平成17年度) ・市内小・中学校の家庭教育学級活動やPTA研修会の実施に際して、財政的支援を行った。 (平成18年度) ・市内小・中学校の家庭教育学級活動やPTA研修会の実施に際して、財政的支援を行った。 (平成19年度) ・家庭教育に関する各種の講演・催物の情報を説明会で提供、小・中学校全校で家庭教育学級を実施した。 (平成20、21年度) ・市内小・中学校の家庭教育学級活動やPTA研修会の実施に際して、財政的支援と・家庭教育に関する各種の講演・催物の情報を説明会で提供し小・中学校全校で家庭教育学級を実施した。	実施済(完了)								0							0	文化スポーツ課							
262	I	2	(3)	1	a5	地域の安全・安心への取組支援	地域・自治会・老人会等による自主防災活動組織へハットロール用のベスト・キャップ等の貸与・補助金等の交付、自治会などの地域コミュニティ組織を母体とした自主防災組織への補助金等の交付を行い育成支援する。	(平成17年度) ・自主防災活動団体については、当初41団体が最終的に50団体に増加。平成17年度は、地域の活動団体のモデルとして4団体を選び補助金として支援することで地域力を養うとともに、自主防災活動の輪を広げた。①旭が丘虹の会、②明星前自治会、③七つ塚公園自治会、④上田花みつき会へ50万円交付。 (平成18年度) ・当初50団体が年度末に81団体に増加。・平成18年度については自主防災活動育成交付金で20団体を立上げ、それ以外にも11団体の活動団体を立ち上げた。 (平成19年度) ・自治会等に周知啓発を行うとともに、防犯ハットロール用品の貸与や交付金を交付する中で、自主防災組織を拡充することができた。 ・自主防災組織の結成状況＝平成18年度末 82団体 + 平成19年度新規 31団体＝平成19年度末 113団体・防犯ハットロール用品の貸与状況＝35組織及び365人に1,184点を貸与・交付金交付状況＝20組織×10万円＝200万円交付。 (平成20年度) ・自治会等に周知啓発を行い、自治会等に周知啓発を行い、自主防災組織を12組織拡大することができた。防犯ハットロール用品の貸与や交付金の交付による支援を行なうことができた。 ・自主防災組織結成状況 平成19年度末 113団体 + 平成20年度新規12団体＝平成20年度末 125団体 ・防犯ハットロール用品貸与状況43組織及び206人に1,598点貸与。 ・交付金交付状況 7組織に645,000円交付 (平成21年度) ・自主防災組織132組織、自主防災組織92組織を結成。 (平成22年度) ・災害対策>自主防災会を4組織新たに立上げる。 ・防犯対策>①多摩信用金庫が自主防災組織設立、②デイケアサービス事業者と防犯ハットロールに関する協働について調整中、③廃棄物収集業者との協働について検討中④明星大学MCAT(防犯組織)との連携・支援。	実施済(完了)							0												0	防災安全課			
263	I	2	(3)	1	a6	地域の健康への活動の取組みを支援する	市民が身近な地域(自治会等の単位)で健康づくりの取り組みができるよう保健師が支援する。(日野人げんき！ゼミナール)	(平成17年度) ・健診後の教室「日野人げんき！ゼミナール」を地域4カ所で開催、実施回数：11回、参加者数：392人。 (平成18年度) ・自治会に働きかけ、自治会単位での健康教室「日野人げんき！ゼミナール」を開催、実施自治会数：13自治会、実施回数：16回、参加者数：302人。 (平成19年度) ・「日野人げんき！ゼミナール」を23回開催した。参加者数：786人。 (平成20年度) ・「日野人げんき！ゼミナール」 16自治会・参加者数：786人、12市民グループ・参加者数：643人 (平成21年度) ・「日野人げんき！ゼミナール」の実施。 (平成22年度) ・健康教育として、「日野人げんき！ゼミナール」を自治会および地域の団体に実施した。 ・今後の方向性 ・今後も地域の健康づくりのために継続実施していく予定。	実施済(完了)							0															355	健康課
264	I	2	(3)	1	b	地域、市民活動による行政コストの削減効果を公表する	行政評価システム実施時に、地域・市民との協働事業について抜粋し、行政のみのサービス提供コストとの比較・結果を公表する	(平成18年度) ・多摩平ふれあい館と他の交流センターにおける管理運営経費について、試行的に利用人数における経費の比較を実施したところ、多摩平ふれあい館の交流センター利用人数が年間55,311人で、利用1人当たりの経費は712円であるのに対し、その他の交流センターでは、利用1人当たり3,384円で、NPOを活用した施設の管理運営の効果が出ている。同規模施設等の条件での比較検討が今後の課題とする。 (平成19年度) ・公だけでサービスを提供した場合と、公私協働でサービスを提供した場合のコスト比較の視点から行政評価を行うことはできなかったが、都市間行政評価に参加することで、日野市の行政サービスの高コスト体質を明らかにすることができた。 (平成20年度) ・平成19年度と同様に都市間行政評価ネットワークに参加し、コストの比較に留まった。 (平成21年度) ・平成20年度と同様に都市間行政評価ネットワークに参加し、コストの比較を行うに留まった。 (平成22年度) ・引き続き都市間行政評価ネットワークに参加し、コストの比較を行うに留まった。	一部実施							0											0	行政管理チーム				
265	I	2	(3)	1	c1	地域の人材をICT化推進業務などにボランティアとしての活用を検討する	学生、子育ての終わった主婦や退職者等の地域人材の中でICTに関する高いスキルを持った方を、IT講習会の講師や学校のパソコンを活用した授業のサポーターやパソコン操作に関するヘルプデスク・助言者などのボランティアとして活用できないか検討する。また、次世代育成型子育てひろば「あかいはね」のボランティアや子ども家庭支援センターに登録している子育て支援グループの数を増やし、これらの人材から日常的な気軽な子育て相談に応じる意欲のある人を発掘する。	(平成17年度) ・「あかいはね」のボランティア(登録11人)による園庭の庭木剪定を年2回実施。同じく子育てひろばで絵本の読み聞かせ、看板作成などを行った。 ・子育て支援グループ(12グループ)による子育てサークルへの支援を実施。 (平成18年度) ・子どもに関する勉強している学生が実地体験のため子育てひろばのボランティアを希望、受け入れをした。将来的なボランティア子育て相談員やひろばのコーディネーターとしてつながりを持ちたいと考えたが、実現はしていない。子育て支援グループも17年度同様、日常的なサークル支援を行った。ボランティアが子育てを支援するような仕組みの相立、人材の登録などができ切れなかったことが課題。学生、子育ての終わった主婦や退職者等の地域人材の中でICTに関する高いスキルを持った方をボランティアとして活用できないか検討する。 (平成19年度) ・ボランティアの募集・管理を行うシステムを国庫補助を得て立ち上げることができないか検討したが、運用面で問題があり、立ち上げることができなかった。 ・子育て相談に関するシステムの導入についても同様の検討を行ったが、想定した価額でのパッケージソフトを見出すことができなかった。 (平成20年度) ・子ども家庭支援センター「あかいはね」等で地域の人材をボランティアとして活用している。しかし、ICTに関する高いスキルを身につけた人はいなかった。そのため、ボランティアメンバーからICTサポーターを検討するには至らなかった。「あかいはね」のボランティア、子育て支援グループは、それぞれの立場で、対応できる立場において、引き続き子育て相談にも応じた。 (平成21年度) ・子ども家庭支援センター「あかいはね」等で、地域の人材をボランティアとして活用している。「あかいはね」のボランティア、子育て支援グループは、それぞれの立場で、引き続き子育て相談にも応じた。 ・ボランティア人数(平成21年12月末日現在)・あかいはね：9人、地域子ども家庭支援センター万願寺：12人、同多摩平：2人。 ・子育て支援グループ登録数(平成21年12月末日現在)：4団体 (平成22年度) ・子ども家庭支援センター「あかいはね」等で地域の人材をボランティアとして活用し、徐々にではあるが人数も増え、その活動もすっきり定着してきている。 ・「あかいはね」のボランティアや子育て支援グループは、それぞれの立場で引き続き子育て相談にも対応した。 ・ボランティア人数(平成22年12月末現在)：あかいはね12人、地域子ども家庭支援センター万願寺12人、同多摩平2人・子育て支援グループ登録数(平成22年12月末現在)：7団体※ボランティアについては、子育てひろば等多数方面の場面において、幅広い分野で活用を図ることが必要である。引き続きボランティアの発掘・活用を図っていく。「あかいはね」や地域子ども家庭支援センター以外の子育てひろば等でのボランティア活用の把握及び人数増を図る。ボランティアの登録制度等を検討する。 ・子育て支援グループ数の増加を図る。	一部実施							0												0	情報システム課			

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課				
265	I	2	(3)	1	c1	地域の人材をICT化推進業務などにボランティアとしての活用を検討する	学生、子育ての終わった主婦や退職者等の地域人材の中でICTに関する高いスキルを持った方を、IT講習会の講師や学校のパソコンを活用した授業のサポーターやパソコン操作に関するヘルプデスク・助言者などのボランティアとして活用ができないか検討する。また、次世代育成型子育てひろば「あかいやね」のボランティアや子ども家庭支援センターに登録している子育て支援グループの数を増やし、これらの人材から日常の気軽な子育て相談に応じる意欲のある人を発掘する。	(平成17年度) ・「あかいやね」のボランティア(登録11人)による園庭の庭木剪定を年2回実施。同じく子育てひろばで絵本の読み聞かせ、看板作成などを行った。・子育て支援グループ(12グループ)による子育てサークルへの支援を実施。 (平成18年度) ・子どもに関する勉強している学生が実地体験のため子育てひろばのボランティアを希望、受け入れをした。将来的なボランティア子育て相談員やひろばのコーディネーターとしてつながりを持ちたいと考えたが、実現はしていない。子育て支援グループも17年度同様、日常的なサークル支援を行った。ボランティアが子育てを支援するような仕組みの組立、人材の登録などができ切れなかったことが課題。学生、子育ての終わった主婦や退職者等の地域人材の中でICTに関する高いスキルを持った方をボランティアとして活用できないか検討する。 (平成19年度) ・「あかいやね」のボランティアは子育てや保育の経験のある者が多く、相談員とは違う立場で子育て相談を行った。子育て支援グループは、それぞれ得意とする分野で支援活動を展開、それぞれの立場で子育て相談にも応じた。 (平成20年度) ・「あかいやね」等で地域の人材をボランティアとして活用している。しかしICTに関する高いスキルを身につけた人はいなかった。そのため、ボランティアメンバーからICTサポーターを検討するには至らなかった。「あかいやね」のボランティア、子育て支援グループは、それぞれの立場で、対応できる立場において、引き続き子育て相談にも応じた。 (平成21年度) ・「あかいやね」等で、地域の人材をボランティアとして活用している。「あかいやね」のボランティア、子育て支援グループは、それぞれの立場で、引き続き子育て相談にも応じた。ボランティア人数(平成21年12月末日現在)…あかいやね：9人、地域子ども家庭支援センター万願寺：12人、同多摩平：2人。 ・子育て支援グループ登録数(平成21年12月末日現在)：4団体。 (平成22年度) ・「あかいやね」等で地域の人材をボランティアとして活用し、徐々にではあるが人数も増え、その活動もすっきり定着してきている。「あかいやね」のボランティアや子育て支援グループは、それぞれの立場で引き続き子育て相談にも対応した。ボランティア人数(平成22年12月末現在)：あかいやね12人、地域子ども家庭支援センター万願寺12人、同多摩平2人・子育て支援グループ登録数(平成22年12月末現在)：7団体※ボランティアについては、子育てひろば等多方面の場面において、幅広い分野で活用を図ることが必要である。引き続きボランティアの発掘・活用を図っていく。	一部実施							0									0	子ども家庭支援センター		
266	I	2	(3)	1	d1	農の学校を開校し、ボランティアの育成を図る	「農の学校」を開校し、ボランティア希望者に対し農業知識の修得と技術の向上を図り、より高度な援農が実践できるようボランティアの育成を行う。将来的には、援農に精通したリーダーを育て、新たな農業の担い手として援農NPOの創設を図る。(No.195の記載内容と同じ)	(平成17年度) ・援農市民を養成するため、「農の学校」第1期が平成17年1月からスタート。12月、22人が修了し、全員ボランティア登録した、援農制度の仕組みについては、農協などと検討。 (平成18年度) ・4月20日、「農の学校」第1期終了生により「日野人・援農の会」発足。支援する、援農ボランティアと農家をつなぐコーディネート業務を農協へ委託、5月22日、ボランティアと農家の顔合わせを行い、援農制度開始。・援農ボランティア22人。受入希望農家22戸。12月12日、「農の学校」第2期14人修了。・平成19年1月11日、「農の学校」第3期20人開始。・援農実績：平成18年12月末現在、のべ377人参加。・平成19年3月、2期生を受け入れ、35人体制。(No.195の記載内容と同じ) (平成19年度) ・平成19年度末までの3カ年で計57人が卒業、うち50人が援農ボランティアとして登録し、農協のコーディネートによる活動を開始した。 (平成20年度) ・「農の学校」修了生で組織する「日野人・援農の会」の活動も4期目となり、農業者の間でもその存在が定着しつつある。受け入れ農家からのニーズも高く、農協の調整のもと、現在農の学校については、71人が修了し、援農の会には卒業生54人が会員となり、農協のコーディネートのもとに派遣されている(受け入れ農家は38農家)。また、より安定的な組織管理を行うため、NPO法人化に向けた打ち合わせ会議を定期的に行い、準備を進めている。 (平成21年度) ・平成21年度となった19人の市民が修了し、「日野人・援農の会」に入会。このことで、「日野人・援農の会」は73人の会員となった。 (平成22年度) ・農の学校第6期生(平成22年1月～12月)は、20人が修了し、「日野人・援農の会」に入会。日野人・援農の会が講師補助として参加したため、受講生と良好な関係を築くことができた。援農ボランティアは定着してきた。日野人・援農の会のNPO法人化については、実現できなかったが、引き続き、NPO法人化に向け検討していく。	実施済(完了)							0									0	産業振興課		
267	I	2	(3)	1	d2	援農支援センター設立(ボランティアと農家との調整、調整業務をNPO委託)を検討する	援農を希望する市民と受け入れ農家とのコーディネートをする「援農システム」の確立・運営する援農支援センター設立を検討する。(NPOに委託)	(平成17年度) ・援農制度を検討。 (平成18年度) ・平成18年4月に発足した「日野人・援農の会」の運営を支援し、自立化を推進した。 (平成19年度) ・援農支援センター設立の検討を行うことができなかった。 (平成20年度) ・援農支援センターの設立に向けた検討はできなかったが、農協のコーディネートの下、「農の学校」の修了生で組織する「日野人・援農の会」を援農ボランティアとして希望農家へ派遣すると共に、当組織のNPO化に向けた打ち合わせを定期的に開催し、援農制度の組織的な自立に向けた準備を行った。 (平成21年度) ・農の学校卒業生で組織する「日野人・援農の会」のNPO法人化を目指し、その手順について、引き続き定期的に打ち合わせを行った。10月に、「日野人・援農の会」のなかに「NPO検討委員会」を立ち上げた。市も関係機関との調整や書類等の作成など協力できる部分の支援を実施。 (平成22年度) ・「日野人・援農の会」のNPO法人化については、実現できなかったが、引き続き、NPO法人化に向け検討していく。	一部実施							0										0	産業振興課	
268	I	2	(3)	1	e1	農業応援チームを創設し、農業支援プログラムを実践し供給体制を支援する	市民・農業者・事業者・行政により「日野農業応援チーム」を設置する。情報発信や啓発活動はもちろんのこと、農業面の食育を推進する市民運動として位置づけ、当チームの中でもさまざまな取組を展開する。具体的には、市民が市内産農産物を購入して日野農業を盛り上げる仕掛けづくりや、地元野菜料理レシピコンテスト等の直売所活用イベントを実施していく。	(平成17年度) ・平成18年3月、市長へ農業懇談会より日野農業応援チームの提言を提出。 (平成18年度) ・9月に農業応援チームのロゴマーク及び愛称「日野ぐりんサポーターズ」に決定。11月の産業まつりに合わせリーフレットを作成し配布。会員募集を開始し、現在会員数50人。予想よりも会員数が伸びなかったため、来年度以降は加入特典を打ち出し、食育推進と絡めて活動を進める。 (平成19年度) ・「日野農業応援チーム」は発足させたが、実践には至らなかった。 (平成20年度) ・事務局からの情報提供として会員向けメールマガジン「ぐりんサボ通信」を発行した。会員が理解、活動しやすいよう組織体制を見直した。援農ボランティア養成学校「農の学校」およびその修了生から構成される「日野人・援農の会」により、農業を「作る」、「学ぶ」という側面から応援していく、「日野産野菜をかう会」(発足予定)により、農業を「買う」、「食べる」という側面から応援していくこととし、両者の活動を農業を「守る」とことにつなげていくこととした。特典制度や会員向けイベントについても引き続き検討を進めていく。会員：団体2、店舗3、個人25人。 (平成21年度) ・「農の学校」およびその修了生から構成される「日野人・援農の会」により、農業を「作る」、「学ぶ」という側面から応援していくとともに、「買う」、「食べる」という側面から農業を応援していくこと(仮称)日野産野菜をかう会」の活動内容の検討を行った。検討に当たっては、都市農業シンポジウム来場者からアンケートを取りその回答を参考にした。 (平成22年度) ・農業の担い手不足を補うため、「日野人・援農の会」による援農ボランティア制度を継続している。援農ボランティアを育成するため、「第6期農の学校」を実施した。 ・市内産農産物の販路を拡大するため、農産物直売所を1カ所増設した。	一部実施							0											0	産業振興課
269	I	2	(3)	1	e2	日野産野菜の市内需用を増やし自給率の向上を目指す	農産物即売会の充実や共同直売所の運営改善(午後出荷の実施・休日開店など)、スーパーやコンビニに地元野菜コーナーの設置、地元商店会での特設コーナーの設置等を検討する。また、需用増に対応するため、東京都の補助事業を活用し、認定農業者や農業後継者の栽培施設・設備の整備について引き続き支援し、生産性を向上させる。共同直売所の売り上げ額を20%増やす。	(平成17年度) ・農産物直売所運営事業補助金、農産物即売事業補助金交付。いちご施設栽培(3農家)に魅力ある都市農業育成対策事業補助金交付。営農施設等整備事業補助金交付(17件)。・利用しやすい直売所について検討。 (平成18年度) ・農産物直売所運営事業補助金・農産物即売事業補助金を交付、営農施設等整備事業補助金交付(14件)。・利用しやすい直売所について検討。 (平成19年度) ・日野産野菜は学校給食、農産物直売所、軒先等を通して大半が販売・消費された。(No.196の記載内容都同じ) (平成20年度) ・一部の農家はスーパーや市場、生協などに治めているが、日野産農産物のほとんどは、学校給食や直売所、即売会などに回っているので、地元野菜コーナーの設置には至らなかった。 (平成21年度) ・学校での日野産野菜の利用量を増やすために、契約栽培の品目数を増やしたり、コーディネーターが生産量の多い地区の野菜の有無を調整し、確保に努めた。また、平成21年度から週3回実施している日野産野菜の即売会の「生活の広場(生活・保健センター前庭)」からの往来が多い「日野駅東側広場」に移転した。 (平成22年度) ・学校での日野産野菜の使用量を増やすため、学校が指定した使用予定量に対して、生産団体が契約を結び、栽培を行った。その納品量に応じて補助金を交付した。生産者と栄養士の橋渡しとなるコーディネーター制度を継続し、市内を3分割した供給地区を超えて受発注を行うことにより、納品量の確保に努めた。 ・市内農産物の販路を拡大するため、農産物直売所を1カ所増設した。	実施済(完了)							0											0	産業振興課
270	I	2	(3)	1	f1	学校給食への地場野菜活用を全校で実施し、活用量の数値目標を掲げて拡大を図る	学校給食への地元産野菜の使用を、更なる拡大を図る。供給量増を図るため、生産組合との契約栽培を採り入れ、原則全量給食で買い取る方法の確立と新たな供給農家の開拓や配達支援などの供給システムを改善する。日野産大豆を全量給食での買い取るシステムを確立する。学校給食地元野菜利用率25%を数値目標とし、情報公開も含めた学校別目標管理システムを導入する。また、生産者と栄養士の橋渡し役となるコーディネーターを導入する。その他、周年栽培可能な小松菜などの軟弱野菜供給農家を創出し、安定供給を図る。りんご、卵も契約栽培を視野に入れ、全校実施を目指す。(No.196の記載内容に同じ)	(平成17年度) ・契約栽培作業チーム会議を発足、月に一度会議を開催し、契約栽培品目の検討を行い、ニンジンを選択栽培品目とすることを決定。秋にはニンジンの生育状況を確認するため、園場見学を行う。 (平成18年度) ・契約栽培作業チーム会議を継続実施、ニンジンに加え、新品目を長ネギとすることを決定、平成17年度は生産者の理解不足があったため、地区別に説明会を開催し理解促進を図る。・また、園場見学を17年度は作業チーム会議だけで行ったが、18年度は地区別に地区内の栄養士、調理員すべてを対象に実施。・日野産大豆栽培の拡大を検討し、19年度予算化。 (平成19年度) ・平成21年度利用率20%、さらに23年度同25%の達成を目指し、学校給食での地場産野菜の活用を市内小中学校の全校で実施、契約栽培の品目数増を進めた(平成19年度の金額ベースの利用率：15.7%)。 (平成20年度) ・契約栽培品目にキャベツ、大根を追加(計5品目)とし、学校給食供給野菜の生産拡大を促した。また、コーディネーター制度を導入し、地区を越えた需給調整を行うことにより、地元野菜利用率の向上に努めた。 (平成21年度) ・契約栽培品目に「じゃがいも」「玉ネギ」の2品目を加え、7品目となった。また、ナスや小松菜、梨、たまごなど7品目以外の市内産農産物についても、補助金(1kg20円)を交付。平成20年度採用の「コーディネーター」が納品量の多い地区の農業者団体と調整を図り、納品量確保に努めた。 (平成22年度) ・学校が指定した使用予定量に対して、生産団体が契約を結び、栽培を行った。その納品量に応じて補助金を交付した。 ・生産者と栄養士の橋渡しとなるコーディネーター制度を継続し、市内を3分割した供給地区を超えて受発注を行うことにより、納品量の確保に努めた。	実施済(完了)							0											0	産業振興課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位人	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課	
270	I	2	(3)	1	f1	学校給食への地場野菜活用を全校で実施し、活用量の数値目標を掲げて拡大を図る	学校給食への地元産野菜の使用を、更なる拡大を図る。供給量増を図るため、生産組合との契約栽培を採り入れ、原則全量給食で買い取る方法の確立と新たな供給農家の開拓や配送支援などの供給システムを改善する。日野産大豆を全量給食での買い取るシステムを確立する。学校給食地元野菜利用率25%を数値目標とし、情報公開も含めた学校別目標管理システムを導入する。また、生産者と栄養士の橋渡し役となるコーディネーターを導入する。その他、周年栽培可能な小松菜などの軟弱野菜供給農家を創出し、安定供給を図る。りんご、卵も契約栽培を視野に入れ、全校実施を目指す。(No.198の記載内容に同じ)	(平成17年度) ・契約栽培にニンジンを探り入れた。 (平成18年度) ・契約栽培にニンジンにプラスして長ねぎを探り入れた。 (平成19年度) ・学校給食での地場産野菜利用率15.0%を目標に契約栽培の品目増などを図った結果、昨年度と同様、金額ベースで15.7%とすることができた。 (平成20年度) ・学校給食での地場産野菜利用率18.8%。平成23年度での25%の目標達成に向け、各学校の努力の成果が数字として表れた。 (平成21年度) ・平成20年度より、6月と11月の学校ごとの利用率を広報で公表した。平成21年度の地場産野菜の利用率は、6月は下がったが、11月には昨年度を上回っており、年間利用率は向上する見込みである。 (平成22年度) ・平成22年度は、猛暑による野菜の不作にみまわれ、地場野菜も各学校が注文通りには使用できない状況であった。天候に左右される事業ではあるが「日野市食育推進計画」に示された地場産野菜利用率の目標値25%を目指す。	一部実施							0							0	学校課	
271	I	2	(3)	1	f2	ファーマーズセンターの設置を検討する	市民のための農業講座や援農制度の拠点、調理実習室や食品加工施設などの機能を有するファーマーズセンターを東光寺上第1土地区画整理地内に建設し、農家と市民の交流の拠点とする。また、地元産農産物の定期的な直売会も検討する。農業者や市民参画により計画を策定し、平成20年度建設、21年度運営開始を目指す。(No.199の記載内容と同じ)	(平成17年度) ・企画調整課、区画整理課、都市計画課、産業振興課で、庁内検討。 (平成18年度) ・平成19年度基本計画・実施設計を目指し、企画調整課、区画整理課、都市計画課、産業振興課で、庁内検討を行う。 ・直売施設ではなく、市民と農業者の交流の施設として検討。・19年3月、先進自治体(町田市・横浜市)を農業者・農業委員等と視察。(No.199の記載内容と同じ) (平成19年度) ・平成20年度に農業者、地元自治会とともに勉強会を立ち上げることとした。(No.199の記載内容と同じ) (平成20年度) ・ファーマーズセンターが設置できる「都民の暮らしが潤う東京農業推進事業」の補助対象自治体に内定したので、平成21年度に「東光寺上地区農あるまちづくり協議会」を立ち上げるための人選等の準備を行った。 (平成21年度) ・7月に農業者、地元住民、区画整理関係者、JA東京みなみ職員、行政職員など、20人で構成する「東光寺上地区農あるまちづくり協議会」を立ち上げ、セツ塚公園の一部に設置する「ファーマーズセンター」を含め、東光寺上地区における農と住が共生するまちづくりのプランの策定を行った。 (平成22年度) ・6月に、地元自治会、農業関係者、行政の三者による「東光寺上地区農あるまちづくり三者協議会」を立ち上げた。 ・平成21年度に策定した「東光寺上地区 都市と農業が共生するまちづくりプラン」に基づき、当該地区のまちづくりを検討するため、7回の協議会を開催した。 ・(仮称)ファーマーズセンターの基本設計を完了するとともに、東光寺上地区の農あるまちづくりの基本的な考え方を整理した。	実施済(完了)							0							0	産業振興課	
272	I	2	(3)	1	g1	ボランティア活動などに対して地域通貨の導入を検討するが、その際かわせみ商品券との連携も検討する	ボランティア活動を支援、推進するため、地域通貨制度の導入を行う。この際かわせみ商品券との連携を図る。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・カワセミ商品券の中小店舗での利用促進を図ったが、ボランティア活動団体での地域通貨としての使用可能性については商業関係3団体と検討を行うに留めた。 (平成20年度) ・日野市内共通商品券(カワセミ商品券)による支払を行った。 (平成21年度) ・庁内各種協議会及び委員会等の謝礼として、カワセミ商品券での代替を行った。 (平成22年度) ・庁内各種協議会及び委員会などの謝礼として、「新・かわせみ商品券」が代替活用された。 ・平成22年度代替実施事業:議場コンサート演奏者謝礼、ふだん着でCO2を減らそう支援隊謝礼、互助会親睦行事費など7件で、7,700,000円。	一部実施							0							0	産業振興課	
273	I	2	(3)	1	h1	市民活動団体(NPO)との協働指針を策定する	市民活動団体(NPO)と市との協働を促進し、参画協働のまちづくりを推進するため、ひの市民活動団体連絡会との協働により、指針を策定する。	(平成17年度) ・平成18年10月から、ひの市民活動連絡会との協働により、指針の内容の検討を開始し、内容に盛り込む項目の整理をした。 (平成18年度) ・市民活動団体(NPO)と市との協働を促進するための指針として、指針の目的、市民活動・協働とは、協働を促進するための基本的な考え方、協働の進め方を内容とした指針を策定した。 (平成19年度) ・前年度までに実施済。 (平成20年度) ・平成19年度に実施済。	実施済(完了)							0							0	地域協働課	
274	I	2	(3)	1	f	公共施設の市民参加型運営を検討する	市民会館・七生公会堂の市民参加型運営と体験施設化(設備の利用者自主操作)の検討をする	(平成18年度) ・市民会館及び七生公会堂の指定管理者である㈱日野市企業公社と取り組み方法等に関する打合せを行った。 (平成19年度) ・日野市文化事業協会懇談会を立ち上げ、市民参加型の催し案の検討を開始した。 (平成20年度) ・平成19年度に日野市文化事業協会懇談会を立ち上げ、市民参加型の催し案の検討を行った。 (平成21年度) ・平成22年3月20日に市民企画による自主事業「サロンミュージックIN赤レンガ」を実施。	実施済(完了)							0							0	文化スポーツ課	
小 計(小項目計)										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-680	504	77	-99	
中 計(中項目計)										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	694	1,989	2,173	4,856	
大 計(Ⅰ項目計)										4	0	2	2	0	0	8	35,520	4,619,173	1,415,590	1,577,685	677,870	823,606	9,149,444		

Ⅱ 身の丈にあった歳出構造への転換

Ⅱ－1 民間委託の推進と施設運営の効率化

(1)行政のアウトソース化

275	Ⅱ	1	(1)	1	a	民間委託検討基準に基づき業務を点検し、積極的に民間委託を推進する	行財政改革大綱の資料編に添付されている「民間委託検討基準」により、全ての事業を点検し民間委託の導入により事業の効率化が図れるものについて、積極的に民間委託を推進していく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・市民相談部門で基準に基づく検討を行ったが、現状以上に民間委託できる業務はないとの結論に達した。	実施済(完了)							0							0	市長公室
275	Ⅱ	1	(1)	1	a	民間委託検討基準に基づき業務を点検し、積極的に民間委託を推進する	行財政改革大綱の資料編に添付されている「民間委託検討基準」により、全ての事業を点検し民間委託の導入により事業の効率化が図れるものについて、積極的に民間委託を推進していく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・男女平等推進センター機能等の民間委託について検討したが、結論を出すには至らなかった。 (平成20年度) ・男女平等推進センター機能等を平成21年10月から民間委託することについて検討した。 (平成21年度) ・男女平等課及び男女平等推進センターそれぞれの機能や役割について改めて検討することとし、当分の間、男女平等推進センターの委託は行わない。 (平成22年度) ・平成21年度と同様。 ・平成23年度からの「男女平等行動計画」に基づき施策展開をしていき、まずはセンター機能の充実を図る。	一部実施						0							0	男女平等課	
275	Ⅱ	1	(1)	1	a	民間委託検討基準に基づき業務を点検し、積極的に民間委託を推進する	行財政改革大綱の資料編に添付されている「民間委託検討基準」により、全ての事業を点検し民間委託の導入により事業の効率化が図れるものについて、積極的に民間委託を推進していく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・民間委託について継続して検討を行うこととした。 (平成21年度) ・互助会福利厚生事業の一部を民間委託した。	実施済(完了)						0							0	職員課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課	
275	Ⅱ	1	(1)	1	a	民間委託検討基準に基づき業務を点検し、積極的に民間委託を推進する	行財政改革大綱の資料編に添付されている「民間委託検討基準」により、全ての事業を点検し民間委託の導入により事業の効率化が図れるものについて、積極的に民間委託を推進していく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・平成21年度予算の編成前に「民間委託検討基準」による見直しを行い、民間委託の導入によって効率化を図れる事業について検討した。 (平成20・21・22年度) ・予算編成前に、「民間委託検討基準」により事業を見直しを行い、効率化を図れる事業についての検討を行った。	一部実施							0							0	防災安全課	
275	Ⅱ	1	(1)	1	a	民間委託検討基準に基づき業務を点検し、積極的に民間委託を推進する	行財政改革大綱の資料編に添付されている「民間委託検討基準」により、全ての事業を点検し民間委託の導入により事業の効率化が図れるものについて、積極的に民間委託を推進していく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・税の夜間処理の民間委託を検討したが、現段階では法改正や処理手順の頻繁な変更を要するものが多く、引き続き検討を進めていくに留めた。 (平成20年度) ・平成20年度は住民情報システム(住記・税)の再構築を検討する中で、民間委託を積極的に活用し、23年度以降からの実現を目指す方向性を見出した。 (平成21年度) ・平成21年度は、住民情報システム(住民記録系・税系・福祉系)の入替が決定し、現在「民間委託」により構築中である。 ・運用面においても、「民間委託」を積極的に活用し、平成23年度以降からの事業の効率化を図るための検討をしている。 (平成22年度) ・住民情報システム(住記・税)の再構築を進める中で、運用管理業務の民間委託を積極的に活用し、平成23年度以降からの実現を目指し検討した。	一部実施							0							0	情報システム課	
275	Ⅱ	1	(1)	1	a	民間委託検討基準に基づき業務を点検し、積極的に民間委託を推進する	行財政改革大綱の資料編に添付されている「民間委託検討基準」により、全ての事業を点検し民間委託の導入により事業の効率化が図れるものについて、積極的に民間委託を推進していく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・予算編成時などに「事務事業点検基準」「新規事業点検基準」「民間委託検討基準」による周知・確認を行ったが、該当する事業が見出せなかった。 (平成20年度) ・予算編成前に、「民間委託検討基準」により事業を見直しを行い、効率化を図れる事業についての検討を行った。	一部実施							0							0	防災安全課	
275	Ⅱ	1	(1)	1	a	民間委託検討基準に基づき業務を点検し、積極的に民間委託を推進する	行財政改革大綱の資料編に添付されている「民間委託検討基準」により、全ての事業を点検し民間委託の導入により事業の効率化が図れるものについて、積極的に民間委託を推進していく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・平成20年度から地区広場及び遊び場の管理運営を指定管理者に移行すべく、候補者選定等の準備作業を行った。 (平成20・21・22年度) ・地区広場7カ所、遊び場6カ所について指定管理者制度を実施した。	一部実施							0							0	緑と清流課	
275	Ⅱ	1	(1)	1	a	民間委託検討基準に基づき業務を点検し、積極的に民間委託を推進する	行財政改革大綱の資料編に添付されている「民間委託検討基準」により、全ての事業を点検し民間委託の導入により事業の効率化が図れるものについて、積極的に民間委託を推進していく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・民間委託方針の再検討を行った。 (平成20・21年度) ・民間委託費の予算化が厳しい現状の中では現在の作業員体制を維持しつつ、第3次行革を踏まえ今後のあり方を再検討する必要がある。 (平成22年度) ・民間委託費の予算化が厳しい現状の中では現在の作業員体制を維持しつつ、第3次行革を踏まえ第4次行革で今後のあり方を再検討する必要がある。	未着手							0							0	道路課	
275	Ⅱ	1	(1)	1	a	民間委託検討基準に基づき業務を点検し、積極的に民間委託を推進する	行財政改革大綱の資料編に添付されている「民間委託検討基準」により、全ての事業を点検し民間委託の導入により事業の効率化が図れるものについて、積極的に民間委託を推進していく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・該当する事業がある場合は「民間委託検討基準」を参考に検討を行った。 (平成20年度) ・オリンピックムーブメント共同推進事業として市民会館において開催した「福祉のつどい」を日野市社会福祉協議会への委託により実施した。 (平成21年度) ・「第2期日野市地域福祉計画」策定に当たり、策定支援業務を民間委託した。 (平成22年度) ・平成21年度途中から、次の事業を新規事業として委託している。 ・日本語教室運営業務 ・介護人材育成研修業務。	実施済(完了)							0							0	福祉政策課	
275	Ⅱ	1	(1)	1	a	民間委託検討基準に基づき業務を点検し、積極的に民間委託を推進する	行財政改革大綱の資料編に添付されている「民間委託検討基準」により、全ての事業を点検し民間委託の導入により事業の効率化が図れるものについて、積極的に民間委託を推進していく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・「「たまだいら児童館ふれっしゅ」と「みなみだいら児童館ぶらねっと」に指定管理者制度を導入、また百草園駅近くに今年度開設した駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」の業務運営について民間委託を行った。 (平成20年度) ・実施済み。	実施済(完了)							0							0	子育て課	
275	Ⅱ	1	(1)	1	a	民間委託検討基準に基づき業務を点検し、積極的に民間委託を推進する	行財政改革大綱の資料編に添付されている「民間委託検討基準」により、全ての事業を点検し民間委託の導入により事業の効率化が図れるものについて、積極的に民間委託を推進していく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・学校事務業務(市費事務職員分)のシルバー人材センター委託を行った。 (平成22年度) ・引き続き学校事務業務(市費事務職員分)のシルバー人材センター委託を行った。	一部実施							0							0	庶務課	
275	Ⅱ	1	(1)	1	a	民間委託検討基準に基づき業務を点検し、積極的に民間委託を推進する	行財政改革大綱の資料編に添付されている「民間委託検討基準」により、全ての事業を点検し民間委託の導入により事業の効率化が図れるものについて、積極的に民間委託を推進していく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19・21・22年度) ・民間委託ができる事業がないかどうか、課内で洗出しを行った。	一部実施							0							0	学校課	
275	Ⅱ	1	(1)	1	a	民間委託検討基準に基づき業務を点検し、積極的に民間委託を推進する	行財政改革大綱の資料編に添付されている「民間委託検討基準」により、全ての事業を点検し民間委託の導入により事業の効率化が図れるものについて、積極的に民間委託を推進していく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・趣旨を遵守して、可能な限り民間委託の推進に努めた。 (平成22年度) ・民間委託ができる事業がないか検討した。	一部実施							0							0	教育センター	
275	Ⅱ	1	(1)	1	a	民間委託検討基準に基づき業務を点検し、積極的に民間委託を推進する	行財政改革大綱の資料編に添付されている「民間委託検討基準」により、全ての事業を点検し民間委託の導入により事業の効率化が図れるものについて、積極的に民間委託を推進していく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・平成20年度予算の編成時に担当毎に検討を行ったが、該当する事業が見出せなかった。 (平成20年度) ・平成21年度予算編成時において、従来体育指導委員会へ委託事業としていたウォーキング事業を、バスハイク、健康ハイクと統合し一括の事業委託とした。 (平成21年度) ・体育指導委員に一括委託することにより、費用が弾力的に運用できるようになった。また事務局職員のウォーキング実施日に出動していたのを原則取りやめた。 (平成22年度) ・民間委託できるものはほとんど委託、若しくは指定管理に移行している。 ・特に施設管理に関しては指定管理を主眼に置いている。	実施済(完了)							0							0	文化スポーツ課	
275	Ⅱ	1	(1)	1	a	民間委託検討基準に基づき業務を点検し、積極的に民間委託を推進する	行財政改革大綱の資料編に添付されている「民間委託検討基準」により、全ての事業を点検し民間委託の導入により事業の効率化が図れるものについて、積極的に民間委託を推進していく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・平成20年度予算の編成時に担当毎に検討を行ったが、該当する事業が見出せなかった。 (平成20年度) ・アートフェスティバルの会場設営の一部及び公民館基本構想・基本計画の策定について、民間委託(市民団体への委託)を実施した。 (平成21年度) ・事業を洗い出し検討した結果、該当が見当たらなかった。 (平成22年度) ・公民館まつりの会場設営委託について予算化した。	実施済(完了)							0							0	中央公民館	
275	Ⅱ	1	(1)	1	a	民間委託検討基準に基づき業務を点検し、積極的に民間委託を推進する	行財政改革大綱の資料編に添付されている「民間委託検討基準」により、全ての事業を点検し民間委託の導入により事業の効率化が図れるものについて、積極的に民間委託を推進していく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・新規事業に当たり「民間委託検討基準」に基づく検討を実施、日野市関連新聞記事・索引作成をNPO法人サイバー日野に委託した。 (平成20年度) ・「民間委託検討基準」に基づき民間委託を推進した。正職員の嘱託職員化を進めた。 (平成21年度) ・予算編成時などに「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」「事務事業点検基準」を周知し、互いに確認しあった。 (平成22年度) ・乾式複写機の更新にあたり、トナー購入を止め、使用枚数に見合った金額を支払う保守委託契約として経費削減した。 ・機械整備委託を競争入札し経費削減した。日常清掃委託を見直し、職員が日常清掃を実施した。	実施済(完了)							0							3,549	3,549	図書館

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単 位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単 位 千円	担当課
275	Ⅱ	Ⅰ	(Ⅰ)	Ⅰ	a	民間委託検討基準に基づき業務を点検し、積極的に民間委託を推進する	行財政改革大綱の資料編に添付されている「民間委託検討基準」により、全ての事業を点検し民間委託の導入により事業の効率化が図れるものについて、積極的に民間委託を推進していく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) 現在直営で行っている業務について点検・検討を行ったが、投・開票事務及び開票所開設・撤去業務を除き、民間委託ができる業務はないとの結論に達した。 (平成21年度) ・日野市長選挙・日野市議会議員補欠選挙から、投開票事務の一部を委託により実施した。 (平成22年度) ・平成22年度に執行した参議院議員選挙においても、投開票事務の一部を委託により実施した。	実施済(完了)							0							0	選管事務局
276	Ⅱ	Ⅰ	(Ⅰ)	Ⅰ	b1	道路補修作業業務の民間委託	道路補修等業務を民間委託することにより、職員数の適正化を図る。平成21年度に実施する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・委託方針の再検討を進めた。 (平成20、21年度) ・民間委託費の予算化が厳しい現状の中では現在の作業員体制を維持しつつ、第3次行革を踏まえ今後のあり方を再検討する必要がある。 (平成22年度) ・民間委託費の予算化が厳しい現状の中では現在の作業員体制を維持しつつ、第3次行革を踏まえ第4次行革で今後のあり方を再検討する必要がある。	未着手							0							0	道路課
277	Ⅱ	Ⅰ	(Ⅰ)	Ⅰ	b2	側溝清掃作業の民間委託	側溝清掃作業業務を民間委託することにより、職員数の適正化を図る。平成22年度に実施する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・委託方針の再検討を進めた。 (平成20、21年度) ・民間委託費の予算化が厳しい現状の中では現在の作業員体制を維持しつつ、第3次行革を踏まえ今後のあり方を再検討する必要がある。 (平成22年度) ・民間委託費の予算化が厳しい現状の中では現在の作業員体制を維持しつつ、第3次行革を踏まえ第4次行革で今後のあり方を再検討する必要がある。	未着手							0							0	道路課
278	Ⅱ	Ⅰ	(Ⅰ)	Ⅰ	b3	街路樹作業業務の民間委託	街路樹維持管理作業業務を民間委託することにより、職員数の適正化を図る。平成21・22年度に実施する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・平成21年度の実施に向け、関係各課と調整を図った。 (平成20・21・22年度) ・庁内全体としての職員配置を考慮し、実施内容について当面保留とした。	一部実施(当面保留)							0							0	緑と清流課
279	Ⅱ	Ⅰ	(Ⅰ)	Ⅰ	b4	公園維持管理作業業務の民間委託	公園等維持管理作業業務を民間委託することにより、職員数の適正化を図る。平成21・22年度に実施する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・平成21年度の実施に向け、関係各課と調整を図った(職員1減状態)。 (平成20・21・22年度) ・庁内全体としての職員配置を考慮し、実施内容について当面保留とした。	一部実施(当面保留)							0							0	緑と清流課
280	Ⅱ	Ⅰ	(Ⅰ)	Ⅰ	b4	水路維持管理作業の民間委託	水路維持管理作業業務を民間委託することにより、職員数の適正化を図る。平成21・22年度に実施する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・平成21年度の実施に向け、関係各課と調整を図った(職員1減状態)。 (平成20・21・22年度) ・庁内全体としての職員配置を考慮し、実施内容について当面保留とした。	一部実施(当面保留)							0							0	緑と清流課
281	Ⅱ	Ⅰ	(Ⅰ)	Ⅰ	c1	小学校給食調理業務の民間委託	小学校9校の給食調理業務を自校方式を堅持しながら、民間委託し、給食メニューの多様化等、学校給食の充実を図る。	(平成18年度) ・市立小学校3校の調理業務を委託した。実施校：日野二小、日野四小、日野五小、調理員：14人削減 効果額：124,320千円。 (平成19年度) ・市立小学校2校の調理業務の委託を平成19年9月から実施した。実施校：日野六小、仲田小、調理員：9人削減 ※平成19年9月実施のため、職員削減数・削減等効果額は20年度に計上するものとする。 ・平成20年4月1日から、夢が丘小学校の給食調理業務を(株)ニッコトラストに民間委託。調理員：4人削減。効果見込み額：3,600万円。 この結果、中学校8校全校と小学校6校で民間委託化完了(直営は小学校11校)。 (平成20年度) ・平成20年4月1日から、夢が丘小学校で給食調理業務で民間委託を導入した。この結果、中学校8校全校と小学校6校で民間委託化が完了した。委託化に経費が節減されたことにより、スチームコンベクションオーブンなどの調理機器の配置が可能となり、献立の多様化は図られた。調理員：4人削減、効果額：35,520千円。 ※平成19年9月実施分(9人、46,620千円)を合算する。 (平成21年度) ・平成21年度より導入を予定していた東光寺小学校への調理業務等の民間委託を見送った。平成22年度での導入に向け準備を進めた。 (平成22年度) ・平成21年度より導入を見送った東光寺小学校の調理業務等の民間委託を平成22年度実施した。	一部実施			14		13	4	31		124,320		82,140	33,300	35,520	275,280	学校課
282	Ⅱ	Ⅰ	(Ⅰ)	Ⅰ	d1	私立保育園の経営基盤を維持継続、保育の質を担保しつつ、保育内容の充実を図るため公立保育園の民営化・指定管理者制度の導入を図る	平成21年度にたまだいら保育園の管理・運営を私立保育園に移管し、借地を返還する。民営化・指定管理者制度の導入時には、在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同保育等の措置をとリスムーズな移行を図る。	(平成17年度) ・保育園等改革計画策定委員会を発足させ、市民委員と一緒に検討。 (平成18年度) ・保育園の土地を返還しなければならない。たまだいら保育園を平成21年度の民営化対象園とする。保育園等改革計画素案を公表し、市民意見を募集、その回答を公表。 ・在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同保育等の措置をとリスムーズな移行を図るが、具体的な手順については保護者と話し合っていく。 (平成19年度) ・新こども人口推計により多摩平地区の乳幼児人口の増加が見込まれ、待機児解消のため多摩平地区については保育園2園の開設が必要となった。この結果、行財政改革等で示される計画そのものについて変更はないが、たまだいら保育園ほか2園の民営化は当面延期することとした。 (平成20・21・22年度) ・No.37の記載内容に同じ。	一部実施(当面保留)							0						0	保育課	
283	Ⅱ	Ⅰ	(Ⅰ)	Ⅰ	d1	私立保育園の経営基盤を維持継続、保育の質を担保しつつ、保育内容の充実を図るため公立保育園の民営化・指定管理者制度の導入を図る	平成22年度に借地を返還し、たかはた保育園の管理・運営を私立保育園に移管する。民営化時・指定管理者制度の導入時には、在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同保育等の措置をとリスムーズな移行を図る。	(平成17年度) ・保育園等改革計画策定委員会を発足させ、市民委員と一緒に検討。 (平成18年度) ・保育園の土地を返還しなければならない。たまだいら保育園を平成21年度の民営化対象園とする。保育園等改革計画素案を公表し、市民意見を募集、その回答を公表。 ・在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同保育等の措置をとリスムーズな移行を図るが、具体的な手順については保護者と話し合っていく。 (平成19年度) ・新こども人口推計により多摩平地区の乳幼児人口の増加が見込まれ、待機児解消のため多摩平地区については保育園2園の開設が必要となった。この結果、行財政改革等で示される計画そのものについて変更はないが、たまだいら保育園ほか2園の民営化は当面延期することとした。 (平成20・21・22年度) ・No.38の記載内容に同じ。	一部実施(当面保留)							0						0	保育課	
284	Ⅱ	Ⅰ	(Ⅰ)	(Ⅰ)	d2	児童館に指定管理者制度を導入	市内8児童館のうち半数に指定管理者制度を導入する。平成19年度に「たまだいら児童館ふれっしゅ」と「みなみだいら児童館ぶらねっつ」に指定管理者制度を導入する。指定管理者制度の導入時には、利用児童等の安全安心を第一に考え、一定期間新旧事業者間での共同育成等の措置をとリスムーズな移行を図る。(No.44の記載内容と同じ) 市内8児童館のうち半数に指定管理者制度を導入する。平成20年度に「みさわ児童館」と「しんめい児童館」に指定管理者制度導入する。指定管理者制度の導入時には、利用児童等の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同育成等の措置をとリスムーズな移行を図る。(No.45の記載内容と同じ)	(平成18年度) ・9月議会で児童館条例を改正・10月に指定管理事業者と業者選定委員を募集し、業者選定委員会を開催。 ・業者選定委員会で選定された指定管理候補者が12月議会での議決を経て承認される・協定書を作成。(No.44の記載内容と同じ) (平成18年度) ・市民委員を含めた保育園等改革計画策定委員会が計画素案を作成しパブリックコメントし863通の意見に対する回答を作成。 ・保護者との話し合いの場を設定・9月議会で児童館条例を改正。(No.45の記載内容と同じ) (平成19年度) ・たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっつとの2施設に指定管理者制度を導入した。(No.44の記載内容と同じ) ・基幹型児童館構想を検討する中で、指定管理者制度を導入する児童館の考え方が変わった。導入時期についても見直しが行われ、平成20年度に既存児童館の指定管理者制度の導入は行わないこととした。(No.45の記載内容と同じ) (平成20年度) ・たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっつには指定管理者制度導入済み。基幹型児童館構想に基づき、市内を5つの地域に分け、児童館10館の内、5館を基幹型、それとペアを組む形で地域型児童館を設置する。その上で、地域型児童館に職員を残し、一部業務委託をしながら地域の資源等引継ぎ期間を設けた後、指定管理者制度を導入する。 (平成21年度) ・No.44、No.45の記載内容と同じ。 (平成22年度) ・基幹型児童館構想に基づき、地域型児童館への指定管理者制度の導入を検討する。	一部実施							0						0	子育て課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位人	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課				
285	Ⅱ	Ⅰ	(Ⅰ)	(Ⅰ)	d2	学童クラブに指定管理者制度を導入	23施設ある学童クラブのうち9施設(八小・三沢・じゅんとく・四小・万願寺・しんめい・七小・ひのだい・さくら第二)に指定管理者制度を導入。指定管理者制度の導入時には、利用児童の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同育成等の措置をとリスムースな移行を図る。放課後子どもプランとの関係は、同プランが地域の協力を得ながらコーディネーター・安全管理員などの配置となるのに対し、学童クラブは直営・指定管理ともども児童厚生員による育成となる。今後は同プランと学童クラブの実施状況を見ながら人的調整を図る (No.49の記載内容と同じ)	(平成18年度) ・市民委員を含めた保育園等改革計画策定委員会が計画素案を作成しパブリックコメントに付し、863通の意見が寄せられた。当該意見に対する回答を作成。 ・保護者との話し合いの場を設定。 ・学童クラブと放課後子どもプランとの関係については学童クラブ職員との意見交換を実施。(No.49の記載内容と同じ) (平成19年度) ・基幹型児童館構想を検討する中で、指定管理者制度を導入する児童館の考え方が変わった。導入時期についても見直しが行われ、平成20年度に既存児童館の指定管理者制度の導入は行わないことになった。 ・児童館の分室である学童クラブについても見直しを図る必要が生じ、学童クラブへの指定管理者制度導入も児童館と同様、平成20年度には行わないこととした。(No.49の記載内容と同じ) (平成20年度) 平成20年度に既存児童館の指定管理者制度の導入は行わないことを踏まえ、次の内容を検討した。①児童館の指定管理者制度の導入と時期を合わせていく必要があるため、指定管理者制度の導入を検討する学童クラブも見直す必要があること、②同時に指定管理者制度よりもコストのかからない方法の検討。 (平成21年度) ・NO.49の記載内容と同じ。 (平成22年度) ・学童クラブについては、退職者不補充による正規職員の嘱託職員化を進めることで人件費削減を図り、指定管理者導入以上の財政効果を上げているため、今後との検討していく。	一部実施							0						0	子育て課					
286	Ⅱ	Ⅰ	(Ⅰ)	(Ⅰ)	e1・e2・e3	学校用務員業務の民間委託(嘱託員化を含む)を実施する。	20年度に小学校9校、21年度に小学校8校、22年度に中学校8校の委託を実施する	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) 学校用務への民間活力導入の方針を、教育委員会で決定した。 (平成20年度) ・平成20年度に「用務業務への民間活力の導入について」教育委員会会議において方針決定したが、用務業務の委託化、嘱託員化については、導入コストの捻出等の課題もあり、具体的には進まなかった。継続して導入に向けて検討を続ける。 (平成21年度) ・現在の経済状況(コスト)並びに、用務職員の再任用の場作りの観点から、今後の方向性について関連部署と協議した。 (平成22年度) ・費用対効果及び現業職の再任用の職場を当面確保するためにも、用務職場の退職者を不補充とし、そこに再任用及び嘱託員を配置して嘱託化を推進する。	一部実施							0					0	庶務課						
287	Ⅱ	Ⅰ	(Ⅰ)	(Ⅰ)	e4	学校の安全安心の視点から学校管理員を設置する。	防犯カメラの設置等に加え、大人の目による監視及び見守る学校管理員を配置し、学校の更なる安全対策強化を図る。市政嘱託員、再雇用職員、団塊世代の活用。(No.150の記載内容と同じ)	(平成17年度) ・平成18年度予算の新規事業として、学校管理員の予算要望(4月実施は見送り)。 (平成18年度) ・9月補正予算により、10月から委託により、小・中学校全校に学校管理員を配置。(No.150の記載内容と同じ) (平成19年度) ・市内全小・中学校への学校管理員の配置を、委託方式により引き続き実施した。(No.150の記載内容と同じ) (平成20年度) 市内全小・中学校への学校管理員の配置を、嘱託員方式により引き続き実施した (No.150の記載内容と同じ) (平成21年度) ・No.150の記載内容に同じ。 (平成22年度) ・No.150の記載内容に同じ。 ・引続き、国の緊急雇用特別補助金を活用して、市内全小中学校への学校安全管理員を配置した。	実施済(完了)							0						0	庶務課					
288	Ⅱ	Ⅰ	(Ⅰ)	(Ⅰ)	f	クリーンセンター焼却業務の民間委託を実施する	ごみ焼却炉の運転管理業務(24時間稼動)を平成19年度より委託に切り替える	(平成18年度) ・ごみ焼却炉の運転管理業務(24時間稼動)の平成19年度委託化のため、対象職員に対して、面接等聞き取り調査を実施。 (平成19年度) ・年度当初からごみ焼却炉の運転管理業務の民間委託を開始、経費節減を図った。 (平成20年度) ・平成19年度から、ごみ焼却炉の運転管理業務(24時間稼動)を委託に切り替え、継続して実施している。	実施済(完了)			20				20			177,600				177,600	施設課				
289	Ⅱ	Ⅰ	(Ⅰ)	(Ⅰ)	g1	図書館業務に嘱託職員を導入する	正規職員削減(平成18～20年度で8名)にあたり、嘱託職員の業務範囲を拡大して対応する。そのために必要な業務教育・訓練を実施し能力の向上を図り、図書館業務が円滑・効果的に実施できるものとする。	(平成17年度) ・①嘱託職員導入新規予算要求、②正規職員削減案立案(中央図書館から2人、高幡・多摩平図書館から各1人、計4人)、③嘱託職員業務範囲拡大計画立案。 (平成18年度) ・①嘱託職員導入により正規職員4人を削減した(中央図書館から2人、高幡・多摩平図書館から各1人)、②嘱託職員導入新規予算要求、③正規職員削減案立案(中央図書館・高幡図書館から各1人)。 (平成19年度) ・①嘱託職員の導入により正規職員2人を削減した(中央図書館から1人、高幡・1人)、②嘱託職員の導入に係る新規予算要求を行った、③正規職員削減案を立案した(中央図書館・多摩平図書館から各1人)。 ・平成20年4月1日、職員2人を嘱託職員化。効果見込み額1,800万円。 ・結果、職員計8人の嘱託員化完了予定。 (平成20年度) ・平成20年4月から正職員2人を嘱託職員化し、第3次行革の目標である正職員8人の嘱託職員化を完了した。 ・OJTや計画的な業務教育・訓練により、嘱託職員の業務範囲の拡大を進め、市民サービスの低下をきたさないようにした。	実施済(完了)		4	2	2			8			35,520	17,760	17,760				71,040	図書館		
290	Ⅱ	Ⅰ	(Ⅰ)	(Ⅰ)	g2	嘱託職員の業務教育・訓練を実施し能力の向上を図る	正規職員削減にあたり、嘱託職員の業務範囲を拡大して対応する。そのために必要な業務教育・訓練を実施し能力の向上を図り、図書館業務が円滑・効果的に実施できるものとする	(平成17年度) ・嘱託職員業務範囲拡大計画立案。 (平成18年度) ・計画的に業務教育・訓練を行い、嘱託職員業務範囲拡大を進めた。 (平成19年度) ・計画的に業務教育・訓練を行い、嘱託職員の業務範囲の拡大を進めた。 (平成20、21、22年度) ・OJTや計画的な業務教育・訓練により、嘱託職員の業務範囲の拡大を進めた。	実施済(完了)							0							0	図書館				
291	Ⅱ	Ⅰ	(Ⅰ)	(Ⅰ)	g3	図書館サービスの拡大を図り、満足度日本一と言われるサービスを目指す	①(仮称)図書館基本計画を、市民参画により策定し、満足度日本一の図書館をめざす。 ②施設配置のあり方、施設改修では耐震・バリアフリー化・快適性を向上させ潜在的、各種拠点性に留意し検討する。 ③乳幼児・学童・青少年、シニア、高齢者、障害者等のすべての市民が必要とする資料が、将来にわたって手に入る態勢を整備する。 ④地域の関係団体との連携、大学図書館等関係機関、多摩地域等公立図書館との協働を進める。 ⑤図書館利用者のボランティア活動等を援助し、図書館運営への市民参画を図る。(No.60の記載内容と同じ)	(平成17年度) ・図書館基本計画庁内委員会の立ち上げ準備。 (平成18年度) ・図書館基本計画庁内委員会の開催。市民委員公募、市民参画による図書館基本計画策定委員会設置。図書館基本計画策定委員会の開催。実践女子大学と連携向けて協定書の作成に着手。高齢者へのボランティアによる宅配サービス事業の開始。百草図書館の祝日の開館・百草図書館の開館時刻を2時間延長。平山図書館の祝日の開館。学校への図書館資料の配送サービスを開始。 (平成19年度) ・図書館基本計画策定委員会を運営、計画の最後のまとめを行った。平山図書館と地区センターの複合化工事を行った。市立図書館・学校図書館連携システムを導入し、学校図書資料のデータ化を行うとともに、運用開始に向けた事前の研修などを実施した。日野宿発見隊の活動や伊藤整展の開催により、日野の歴史と文化の発信・普及を行った。第7期図書館システムの導入、新聞記事データの電子化などを行った。 (平成20年度) ・①8月に策定済み、②平山季重ふれあい館の1階に新平山図書館がオープン。だれでもトイレなどバリアフリー化やブラウジングコーナーなどで利用者の快適性を向上させた、③引き続き継続的、網羅的資料収集に努め、目標(4万冊)を上回る40,797冊を受入れた。④平成20年4月から京王線沿線7市の図書館で相互連携を開始した。20年度実績は日野市民の他市図書館利用冊数65,354冊に対し、他市民日野市立図書館利用冊数32,554冊であった。東京都市町村立図書館長協議会において、相互連携を深めるとともに、図書館大会、講演会、施設見学会などが行われ、職員の資質向上が図られた。⑤日野宿発見隊の活動を支援したほか、新たに市民ボランティアによる「ひの写真散歩事業」を開始した。(No.60の記載内容と同じ) (平成21年度) ・①平成20年度についての図書館評価を実施した、②高幡図書館2階のコーナーの改修や、未使用時の集金室を活用し、潜在性を向上させ、ゆったりと利用できるようにした、③日野ヤングスタッフサードリームスクラム2009により若者自身で作家を選び、企画した講演会を行った、④日野宿発見隊の活動を支援したほか、「ひの写真散歩事業」による写真展を各図書館等で開催した。 (平成22年度) ・市民に役立ち、共に歩む図書館を目指して「図書館基本計画」を推進。次の事業を行った。①図書館の運営の状況に関する評価を行った。青少年の読書活動推進のため、ヤングスタッフ事業を行った。国民読書年事業として、市民と連携し、「心にひびく朗読の世界」を実施した、②・中央図書館に休憩スペースとして飲食可の場所を設け、潜在性を高めた。図書館基本計画に基づき、図書館施設の耐震化及びバリアフリー化については、市民の安全・安心確保と快適性の追求の観点から引き続き検討していく。また、快適性向上については、施設の建替えや大規模修繕に併せて実施する。③継続的・網羅的資料の収集に努めた。・寄贈資料のより有効な活用を検討した。・高齢者に需要の多い、大活字本・文庫本(活字を大きくした新装版)の収集に留意した。オンラインデータベースの利用者公開を開始した。視聴覚資料についてデータ作成・装幀の方法を見直し、購入点数を増やした。雇用創出事業を利用し、寄贈視聴覚資料のデータ作成・装幀を行った。今後、寄贈資料のより有効な収集・活用を検討する。電子書籍については、今後の動向に注目し、必要に応じて検討する。④相互利用協定を締結している実践女子大学図書館・短期大学図書館と連携し、常盤祭にて資料の展示を行った(11月13～14日)。京王線沿線7市の図書館による相互連携を継続した。東京都市町村立図書館長協議会において、相互連携を深めるとともに、図書館大会、講演会、研修、施設見学会などが行われ、職員の資質向上が図られた。⑤「日野宿発見隊」「ひの写真散歩」の事業を推進した。国民読書年事業として、市民と連携し、「心にひびく朗読の世界」を実施した。	一部実施												0						0	図書館
292	Ⅱ	Ⅰ	(Ⅰ)	(Ⅰ)	h1	総務定型業務の民間委託(統計事務)を実施する	統計担当職員を削減し、臨時職員の活用を図る。給与支給事務の一部(昇給、手当、共済費、臨時職員賃金等)を民間委託する。市場化テストの導入についても検討する。旅費支給事務のうち、経路確認や計算等の定型処理に係る部分を民間委託する。	(平成17年度) ・職員削減を検討した。 (平成18年度) ・統計担当職員を1人削減した。 (平成19年度) ・統計事務は国の所管であり、その事務は国の指示・指導に基づいて行っている。国は、当該事務の民間委託について検討を進めているが、現在のところ民間委託ができる旨の方針を出しておらず、委託は不可能な状況にある。 (平成20年度) ・統計事務は国の所管であり、その事務は国の指示・指導に基づいて行っている。国は、当該事務の民間委託について検討を進めているが、平成20年度についても、民間委託ができる旨の方針を出しておらず、委託が出来る環境はまだ整っていない。 (平成21年度) ・統計調査担当職員の民間委託については、国及び東京都においても明確な方針がでていなく、また指示もきていない。今後においても、統計法等の改正など国及び東京都の動向を注視していきたい。 (平成22年度) ・統計事務は国の所管であり、その事務は国の指示・指導に基づいて行っている。国は、当該事務の民間委託について検討を進めているが、現在も、民間委託ができる旨の方針を出しておらず、委託が出来る環境はまだ整っていない。	一部実施			1				1				8,880						8,880	総務課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課			
293	Ⅱ	1	(1)	1	i1	保育料、市営住宅使用料等の徴収業務について民間委託を検討する	保育料を確実に徴収する仕組みを確立する。歳入の確保と滞納累積額の削減を図る。未納者に対して納付催告や戸別訪問徴収を民間事業者に委託する方策を検討する。	(平成17年度) ・現年度分を重点徴収する方針のもと、滞納整理計画を作成。・現年度分滞納者へはすみやかに督促状を送付し、消滅時効を中断した。 ・累積滞納者には、2カ月に1度、催告書を送付し納付を強く求めた。・11月の土曜日(1日)に、課員で、現年度分滞納者へは電話で催告し、累積滞納者へは自宅を訪問し納付を求めた。 (平成19年度) ・現年度分を重点的に徴収する方針のもと、滞納整理計画を作成した。・累積滞納者には2カ月に一度、催告書を送付し納付を強く求めた。・平成19年11月に、課員による夜間電話催告と臨戸徴収を行った。 (平成20年度) ・「現年度分を重点的に徴収する」との方針に基づいて滞納整理計画を作成し、以下のような取り組みを行った。・累積滞納者については、2カ月に一度催告書を送付して納付を強く求めた。・課員による夜間集中の電話催告を、年3回実施した。このほか、臨戸徴収も年2回実施した。・保育園内に、納付を促すポスターを掲示した。・保育園入所のしおりや保育園だよりに、納付を促す文書を掲載した。なお、滞納者対策を民間に委託する件は、引き続き検討することとした。 (平成21年度) ・「現年度分を重点的に徴収する」との方針に基づいて滞納整理計画を作成、緊急雇用で職員態勢を強化し、前年度を上回る積極的な取り組みを行った。なお滞納者対策を民間事業者に委託する件は、引き続き検討することとした。①累積滞納者については、毎月督促状を送付し、年2回の催告書を送付して納付を強く求めた、②特に11月以降、課員による夜間集中の電話催告を前年度の年3回から毎月実施に、また臨戸徴収も前年度の年2回から毎月実施に、それぞれ切り替えた、③保育園内に、納付を促すポスターを掲示した、④保育園入所のしおりや保育園だよりに、納付を促す文書を掲載した。特に本年度は、民間保育園からの通知の配布を依頼し、納付強化を図った。 (平成22年度) ・「現年度分を重点的に徴収する」との方針に基づいて滞納整理計画を作成、緊急雇用で職員態勢を強化し、前年度に引き続き積極的な取り組みを行った。なお、滞納者対策を民間事業者に委託する件は、引き続き検討することとした。①累積滞納者については、毎月督促状を送付し、年2回の催告書を送付して納付を強く求めた、②特に平成21年11月以降、課員による夜間集中の電話催告を前年度の年3回から毎月実施に、また臨戸徴収も前年度の年2回から毎月実施に、それぞれ切り替えた、③保育園内に、納付を促すポスターを掲示した、④保育園入所のしおりや保育園だよりに、納付を促す文書を掲載した。特に本年度は、民間保育園からの通知の配布を依頼し、納付強化を図った、⑤保育料の口座振替を推進した。	一部実施							0	306	28								334	保育課
294	Ⅱ	1	(1)	1	i1	保育料、市営住宅使用料等の徴収業務について民間委託を検討する	市営住宅使用料の徴収業務の民間委託化について、経費削減効果、事務効率向上の視点で精査、検討する	(平成18年度) ・口座振替業務を委託により実施。 ・徴収業務該当事務の洗い出し、再点検及び切り分け作業の実施。 (平成19年度) ・徴収業務の民間委託化について資料収集及び内部検討を行ったが、具体的な方向性を示すには至らなかった。 (平成20年度) ・債権回収会社1社と詳細打ち合わせを行った結果、回収率、報酬額等の条件提示内容により実施を見送った。 (平成21年度) ・平成20年度に行った債権回収会社との詳細打ち合わせの結果、回収率や報酬額等の条件提示内容により実施を見送った。21年度は職員による直接回収に注力した。 (平成22年度) ・債権回収については、関係各部署と連携し、方策を検討する。	一部実施							0									0	財産管理課	
295	Ⅱ	1	(1)	1	j1	投・開票事務を民間委託する	投・開票事務の一部について、人材派遣会社又は臨時職員を導入。	(平成17年度) ・衆議院議員選挙において、開票事務に9人の臨時職員を導入した。 (平成19年度) ・期日前投票及び開票時の開披分類作業について、臨時職員を導入した。 (平成21年度) ・日野市長選挙・日野市議会議員補欠選挙から、投開票事務の一部を委託により実施した。 ・選挙準備事務及び作業を中心に投開票事務について臨時職員を雇用した。 (平成22年度) ・平成22年度に執行した参議院議員選挙においても、投開票事務の一部を委託により実施した。 ・選挙準備事務及び作業を中心に投開票事務について臨時職員を雇用した。	実施済(完了)							0	75							75	選管事務局		
296	Ⅱ	1	(1)	1	j2	開票所設営業務の民間委託	開票所設営業務に民間委託を導入し、人件費の削減を図る	(平成17年度) ・検討した。 (平成18年度) ・調査・検討した。 (平成19年度) ・東京都知事選挙及び参議院銀選挙の執行を通じ、開票所開設作業の業務分析と、開票所開設作業に係る職員配置体制の再確認を行った。 (平成21年度) ・平成20年度に続き、21年度においても改めて費用対効果を検討した結果、特段の効果が認められないとの結論に達した。	実施済(完了)							0								0	選管事務局		
297	Ⅱ	1	(1)	1	k1	市場化テストガイドラインを作成する	導入の目的、導入の基本原則、類型(官民競争型、提案アウトソーシング型)、対象事業及び除外事業、実施体制等を内容としたガイドラインの作成を行う。	(平成18年度) ・第3次日野市行財政改革大綱の行革項目に位置付け、導入について本格的に検討。 ・市場化テストの基礎資料を収集、市場化テストの導入には、個人情報の取扱い、また、現状の業務委託との比較が必要であることが明らかとなった。 (平成19年度) ・市場化テストのガイドライン作成には至らなかったが、市場化テストの先進自治体である大阪府、足立区、中野区などの資料収集や市場化テスト推進協議会への参加を通して、公共サービス改革制度に係る調査・研究を行った。 (平成20年度) ・平成19年度の状況と変わらない。 (平成21年度) ・平成20年度の状況と変わらない。 (平成22年度) ・市場化テストを活用した公共サービスの実施は、手続きの煩雑さなどのため、地方自治体においては導入の実績がほとんどない。市場化テストが目的とするところの、民間事業者の創意工夫を活用し、より良質かつ、より低廉なサービスの提供は、指定管理者制度や民間委託などの手法により達成できるものと考え、今後定型業務等の民間委託を推進する。	一部実施							0								0	行政管理チーム		
298	Ⅱ	1	(1)	1	k2	市民窓口事務への市場化テストの導入を検討する。	市場化テストガイドラインに沿って、市民窓口事務に市場化テストの導入を検討する	(平成18年度) ・第3次日野市行財政改革大綱の行革項目に位置付け、導入について本格的に検討。 ・市場化テストの基礎資料を収集、市場化テストの導入には、個人情報の取扱い、また、現状の業務委託との比較が必要であることが明らかとなった。(№297の記載内容と同じ) (平成19年度) ・具体的なガイドラインが作成されなかったため、次年度以降の課題とした。 (平成21年度) ・窓口での諸証明発行入力業務・異動届の入力業務・郵送処理業務を業務委託しており、現状の委託業務を他の業務へ拡大することを検討していく。 (平成22年度) ・窓口での諸証明発行入力業務・異動届の入力業務・郵送処理業務を業務委託しており、現状の委託業務を他の業務へ拡大することを検討していく。また、今後豊田駅連絡所の業務についても、正規職員ではなく再任用職員でできないか検討していく。	一部実施							0									0	市民窓口課	
299	Ⅱ	1	(1)	1	k2	給与・旅費事務への市場化テストの導入を検討する。	市場化テストガイドラインに沿って、給料・旅費事務に市場化テストの導入を検討する	(平成18年度) ・給料・旅費事務に市場化テスト導入の調査・研究。 ・給料・旅費事務に市場化テスト導入に伴い、業者より説明を受けた。 ※導入に向けての検討は平成19年度から行う。 (平成19年度) ・給料・旅費事務への市場化テスト導入に伴い、業者から説明を受けた。 (平成20年度) ・庶務システム・出退勤システムとの連携と併せて業者より説明を受けた。現時点で費用対効果が見込めないで、引き続き検討中。 (平成21・22年度) ・引き続き検討を行ったが、現時点での費用対効果が見込めなかった。	実施済(完了)							0								0	職員課		
300	Ⅱ	1	(1)	1	k2	徴収業務等への市場化テストの導入を検討する。	市場化テストガイドラインに沿って、徴収業務等に市場化テストの導入を検討する	(平成18年度) ・資料及び情報収集。 ・現在、納税課として市場化テストが導入できると考えられる業務。 ・個別訪問等による税金徴収、・電話催告業務、・口座振替加入促進等が考えられる。 ・既に民間委託等をしている業務:コンビニ収納業務、納税通知・督促状等の印刷・作成・封入等の業務、公売対象物件の鑑定業務。 (平成19年度) ・納税業務の中で市場化テスト導入に適合する業務の選定を行い、民間委託や市政嘱託員の効果を含めた検討を行った。 (平成20年度) ・市場化テストに適合する業務の選定を行い、民間委託や市政嘱託員の効果を含めた検討を行ったが、すでに民間委託等をしている業務以外での新規の業務の導入決定には至らなかった。今後も引き続き検討する。 (平成21年度) ・ガイドラインが作成されていない中、民間委託や市政嘱託員の効果を含めた検討を行ったが、すでに民間委託等をしている業務以外での新規の業務の導入決定には至らなかった。今後も引き続き検討する。 (平成22年度) ・ガイドラインが作成されていない中、民間委託や市政嘱託員の効果を含めた検討を行ったが、すでに民間委託等をしている業務以外での新規の業務の導入決定には至らなかった。費用対効果を検討すると市政嘱託員の継続の方向である。	一部実施							0									0	納税課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
301	Ⅱ	Ⅰ	(1)	Ⅰ	i	民間委託の推進を図る上で、サービス水準の維持・拡大、安全性の確保、行政の指導及び監視体制の確立を優先して取り組む	民間委託の適正化を図るため、協定調査、協定内容の適否確認、適正化指導・監視等、協定に関する指導と監査及び評価を適切に実施する体制をつくる。また民営化・指定管理者制度の導入時には、在園児童等の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同育成等の措置をとリスムーズな移行を図る。	(平成18年度) ・指導監査準備のためモデルケースの抽出を行った。 (平成19年度) ・民間委託の適正化を図るために契約の内容検査及び履行確認検査(契約金額500万円以上)並びに中間検査を行った。計1,232件。 ・平成18年度指定管理者導入施設の検証を行うため、評価要領やチェック表の作成を行った。 (平成20年度) ・民間委託の適正化を図るために契約の内容検査及び履行確認検査(契約金額500万円以上)並びに中間検査を行った。計1,334件。 (平成21年度) ・民間委託の適正化を図るために契約の内容検査及び履行確認検査(契約金額500万円以上)並びに中間検査を行った。計1400件。 (平成22年度) ・民間委託の適正化を図るために、契約の内容検査及び履行確認検査(契約金額500万円以上)並びに中間検査を行った(計1,546件)。 ・引き続き、しっかりとモニタリング制度の確立に向けた取り組みを行っていく。	一部実施							0							0	行政管理チーム
小計(小項目計)										0	19	22	15	0	4	60	381	168,748	195,360	99,900	33,300	39,069	536,758	

(2)費用対効果に基づく公共施設の管理・運営

302	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	a	公共施設に指定管理者制度を導入する	平成15年度の地方自治法第244条の2の改正に伴い、公の施設への指定管理者導入を促進する。基本方針の制定・手続き条例・設置条例の制定・改正、次年度導入施設の選定	(平成17年度) ・指定管理者基本方針の策定、指定管理者の指定の手續等に関する条例及び規則の制定、11条例の一部改正の実施(日野市立ハケ岳高原大成荘設置条例、日野市立福祉センター条例、日野市立特別養護老人ホーム条例、日野市立高齢者在宅サービスセンター条例、日野市市民会館条例、日野市立市民ギャラリー条例、日野市東部会館条例、日野市立乗鞍高原日野山荘設置条例、日野市勤労・青年会館条例、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例、日野市立障害者(児)福祉施設の設置及び運営に関する条例)。 (平成18年度) ・16施設(公募:とよだ市民ギャラリー、非公募:ハケ岳高原大成荘、市民会館、七生公会堂、東部会館、乗鞍高原日野山荘、勤労・青年会館、日野駅西駐輪場、豊田駅南第四駐輪場、中央福祉センター、特別養護老人ホーム浅川苑、浅川苑サービスセンター、栄町高齢者在宅サービスセンター、つばさ学園、はくちよう学園、希望の家)について選定委員会により候補者の選定、12月議会で指定管理者の議決、協定の締結。 ・平成19年度導入施設の決定、たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっと、日野山荘、市民農園全14施設。 ・日野市立児童館条例、日野市立乗鞍高原日野山荘設置条例、日野市市民農園条例の一部改正、指定管理者候補者の公募、指定管理者候補者選定委員会により候補者選定、12月議会で指定管理者議決、協定の締結 (平成19年度) ・14施設で指定管理者制度を導入した(乗鞍高原日野山荘、たまだいら児童館ふれっしゅ、南平児童館ぶらねっと、市民農園11施設)。 ・20年度導入施設の検討(地区センター63施設、遊び場6施設、地区広場7施設)。条例の一部改正、候補者選定、指定管理者議決、協定の締結。 (平成20年度) ・平成20年度76施設で導入(地区センター63施設、遊び場6施設、地区広場7施設)。	実施済(完了)							0							0	企画調整課
303	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	a1	乗鞍高原日野山荘に指定管理者制度を導入する。	効率的な管理運営を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入。	(平成17年度) ・9月、条例改正。17年10月、選定委員会で候補者選定。12月、指定管理者の指定。平成18年3月、協定書締結。 (平成18年度) ・指定管理者制度導入。(株)日野市企業公社を指定管理者とした。協定期間:平成18年4月1日～21年3月31日。 (平成19年度) ・平成18年度の(株)日野市企業公社から、平成19年度は(株)レバストに指定管理者を変更した。 (平成20、21年度) ・(株)レバスト引き続き指定管理者として管理・運営を行った。 (平成22年度) ・株式会社レバストに引き続き、株式会社日野市企業公社が指定管理者として管理・運営を行った。	実施済(完了)							0		430		131	200	34	795	地域協働課
304	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	a2	大成荘に指定管理者制度を導入する	効率的な管理運営を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入。	(平成17年度) ・9月、条例改正。10月、選定委員会で候補者選定。12月、指定管理者の指定。平成18年3月、協定書締結。 (平成18年度) ・指定管理者制度導入。(株)日野市企業公社を指定管理者とした。協定期間:平成18年4月1日～21年3月31日。 (平成19年度) ・(株)日野市企業公社が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。 (平成20年度) ・(株)日野市企業公社が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。 (平成21年度) ・指定管理導入済み。	実施済(完了)							0		2,350					2,350	文化スポーツ課
305	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	a3・a4	市民会館・七生公会堂に指定管理者を導入する	効率的な管理運営を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入。	(平成17年度) ・9月、条例改正。10月、選定委員会で候補者選定。12月、指定管理者の指定。18年3月、協定書締結。 (平成18年度) ・指定管理者制度導入。(株)日野市企業公社を指定管理者とした。協定期間:平成18年4月1日～21年3月31日。 (平成19年度) ・(株)日野市企業公社が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。 (平成20年度) ・(株)日野市企業公社が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。 (平成21年度) ・指定管理導入済み。	実施済(完了)							0		2,685					2,685	文化スポーツ課
306	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	a5	とよだ市民ギャラリーに指定管理者制度を導入する	効率的な管理運営を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入。	(平成17年度) ・9月、条例改正。10月、選定委員会で候補者選定。12月、指定管理者の指定。平成18年3月、協定書締結。 (平成18年度) ・指定管理者制度導入。(株)日野市企業公社を指定管理者とした。協定期間:平成18年4月1日～21年3月31日。 (平成19年度) ・(株)日野市企業公社が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。 (平成20年度) ・(株)日野市企業公社が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。 (平成21年度) ・指定管理導入済み。	実施済(完了)							0		403					403	文化スポーツ課
307	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	a6	東部会館に指定管理者制度を導入	効率的な管理運営を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入。	(平成17年度) ・9月、条例改正。10月、選定委員会で候補者選定。12月、指定管理者の指定。平成18年3月、協定書締結。 (平成18年度) ・指定管理者制度導入。(株)日野市企業公社を指定管理者とした。協定期間:平成18年4月1日～21年3月31日。 (平成19年度) ・(株)日野市企業公社が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。 (平成20年度) ・(株)日野市企業公社が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。 (平成21年度) ・株式会社日野市企業公社を指定管理者とした。協定期間:平成21年4月1日～平成24年3月31日 (平成22年度) ・引き続き株式会社日野市企業公社が指定管理者として管理・運営を行った。	実施済(完了)							0		1,136		-618	7,319	-350	7,487	地域協働課
308	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	a7	日野市勤労・青年会館の指定管理者制度導入	効率的な管理運営を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入。	(平成17年度) ・9月、条例改正。10月、選定委員会で候補者選定。12月、指定管理者の指定。平成18年3月、協定書締結。 (平成18年度) ・指定管理者制度導入。(株)日野市企業公社を指定管理者とした。協定期間:平成18年4月1日～21年3月31日。 ・毎週月曜日の休館日について、第2・第4月曜日を市民サービス向上のため、開館日とする。 ・ホームページを開設し、他の市内公共施設とリンクすることで利用の相乗効果や幅広い顧客へのPRを図る。 (平成19年度) ・(株)日野市企業公社が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。 (平成20年度) ・(株)日野市企業公社が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。利用促進のため、月曜臨時開館の継続、市内NPOとの協働により自主事業、和室のリニューアルなど実施。 ・当年度をもって3年間の指定管理期間が満了となる。7月、指定管理者の公募。11月、選定委員会による候補者選定。12月、平成21年度から3年間の指定管理者として㈱日野市企業公社を指定した。平成21年3月、協定の締結。 (平成21年度) ・平成18年度に指定管理者制度導入済み。平成20年度をもって3年間の指定管理期間が終了。平成21年度から新たに3年間の指定管理者の指定を行った。 (平成22年度) ・平成21年4月より新たに3年間の指定管理期間となり、平成22年度は2年目となる。引き続き地域のコミュニティ施設として利便性の向上を図り、利用率の向上に努めた。	実施済(完了)							0		298					298	産業振興課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位数千円	担当課					
309	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	a8	日野駅西駐輪場に指定管理者制度を導入する(利用料金制)	効率的な管理運営を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入。	(平成17年度) ・9月、条例改正。10月、選定委員会で候補者選定。12月、指定管理者の指定。平成18年3月、協定書締結。 (平成18年度) ・指定管理者制度導入(利用料金制)。(株)日野市企業公社を指定管理者とした。協定期間：平成18年4月1日～21年3月31日。 (平成19年度) ・(株)日野市企業公社が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。 (平成20年度) ・(株)日野市企業公社が、平成20年度も引き続き指定管理者として管理・運営を行った。 (平成21、22年度) ・(株)日野市企業公社が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。	実施済(完了)							0							0	道路課					
310	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	a9	豊田駅第4駐輪場に指定管理者制度を導入する(利用料金制)	効率的な管理運営を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入。	(平成17年度) ・9月、条例改正。10月、選定委員会で候補者選定。12月、指定管理者の指定。平成18年3月、協定書締結。 (平成18年度) ・指定管理者制度導入(利用料金制)。(株)日野市企業公社を指定管理者とした。協定期間：平成18年4月1日～21年3月31日。 (平成19年度) ・(株)日野市企業公社が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。 (平成20年度) ・(株)日野市企業公社が、平成20年度も引き続き指定管理者として管理・運営を行った。 (平成21、22年度) ・(株)日野市企業公社が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。	実施済(完了)							0							0	道路課					
311	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	a10	中央福祉センターに指定管理者を導入する	効率的な管理運営を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入。	(平成17年度) ・9月、条例改正。10月、選定委員会で候補者選定。12月、指定管理者の指定。平成18年3月、協定書締結。 (平成18年度) ・指定管理者制度導入。社会福祉法人日野市社会福祉協議会を指定管理者とした。協定期間：平成18年4月1日～21年3月31日。 (平成19年度) ・(社副)日野市社会福祉協議会が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。 (平成21年度) ・(社副)日野市社会福祉協議会が、指定管理者として管理・運営を行った。	実施済(完了)							0		587						587	高齢福祉課				
312	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	a11	特別養護老人ホーム浅川苑に指定管理者制度を導入する	効率的な管理運営を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入。	(平成17年度) ・9月、条例改正。10月、選定委員会で候補者選定。12月、指定管理者の指定。平成18年3月、協定書締結。 (平成18年度) ・指定管理者制度導入。社会福祉法人日野市福祉事業団を指定管理者とした。協定期間：平成18年4月1日～21年3月31日。 (平成19年度) ・(社副)日野市福祉事業団が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。なお、下記サービスセンターを廃止して21床を増床し、全71床として、平成20年度当初に(社副)寿優和会に移譲することを決定した。	実施済(完了)							0								0	高齢福祉課				
313	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	a12	浅川苑サービスセンターに指定管理者制度を導入する	効率的な管理運営を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入。	(平成17年度) ・9月、条例改正。10月、選定委員会で候補者選定。12月、指定管理者の指定。平成18年3月、協定書締結。 (平成18年度) ・指定管理者制度導入。社会福祉法人日野市福祉事業団を指定管理者とした。協定期間：平成18年4月1日～21年3月31日。 (平成19年度) ・(社福)日野市福祉事業団が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。なお、サービスセンターは、平成21年度当初に廃止することを決定した。	実施済(完了)							0		1,647						1,647	高齢福祉課				
314	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	a13	栄町サービスセンターに指定管理者制度を導入する	効率的な管理運営を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入。	(平成17年度) ・9月、条例改正。10月、選定委員会で候補者選定。12月、指定管理者の指定。平成18年3月、協定書締結。 (平成18年度) ・指定管理者制度導入。社会福祉法人日野市福祉事業団を指定管理者とした。協定期間：平成18年4月1日～21年3月31日。 (平成19年度) ・(社福)日野市福祉事業団が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。	実施済(完了)							0		7,493							7,493	高齢福祉課			
315	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	a14	つばさ学園に指定管理者制度を導入する	効率的な管理運営を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入。	(平成17年度) ・9月、条例改正。10月、選定委員会で候補者選定。12月、指定管理者の指定。平成18年3月、協定書締結。 (平成18年度) ・指定管理者制度導入。社会福祉法人日野市福祉事業団を指定管理者とした。協定期間：平成18年4月1日～21年3月31日。 (平成19年度) ・(社福)日野市福祉事業団が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。 (平成20年度) ・(社福)日野市福祉事業団が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。	実施済(完了)							0		4,746		388					5,134	障害福祉課			
316	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	a15	はくちょう学園に指定管理者制度を導入する	効率的な管理運営を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入。	(平成17年度) ・9月、条例改正。10月、選定委員会で候補者選定。12月、指定管理者の指定。平成18年3月、協定書締結。 (平成18年度) ・指定管理者制度導入。社会福祉法人日野市福祉事業団を指定管理者とした。協定期間：平成18年4月1日～21年3月31日。 (平成19年度) ・(社福)日野市福祉事業団が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。 (平成20年度) ・(社福)日野市福祉事業団が、引き続き指定管理者として管理・運営を行った。	実施済(完了)							0		1,438		271					1,709	障害福祉課			
317	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	b	既設の全公共施設を点検し指定管理者制度導入を検討・実施する	既設の全公共施設の管理運営全般について効率性・経済性を点検し、指定管理者制度の導入が適当であると認められるものについて順次導入を進める。生活・保健センター、市民活動支援センター、スポーツ施設(野球用グラウンド、サッカー用グラウンド、テニスコート等)の施設管理に指定管理者制度を導入する	(平成17年度) ・既存施設の見直し、管理委託を行っている施設16施設について平成18年度より指定管理者制度導入。既存施設の見直し、管理委託を行っている施設16施設について平成18年度より指定管理者制度導入。 (平成18年度) ・4月1日から16施設に指定管理者制度導入に伴うメリット、デメリット等を整理のうえ、生活・保健センターに固有の条件を考慮した指定管理者制導入の具体的検討。 ・生活・保健センターの運営について指定管理者制度導入に伴うメリット、デメリット等を整理のうえ、生活・保健センターに固有の条件を考慮した指定管理者制導入の具体的検討。 ・平成19年度導入施設の決定：1. 児童館条例(児童館2施設)①現在も、業務の大部分を委託している。②保育園等改革計画の中で、指定管理者導入の方針が示されている。2. 市民農園条例(市民農園11施設)①現在も業務の一部を委託している。②指定管理者導入により主管課(産業振興課)業務の充実が図れる。3. 乗鞍高原日野山荘条例(日野山荘1施設)①利用料金制度導入による指定管理者制度により、さらなる市民サービスの向上と経費の節減を図ることが出来る。※いずれの施設も「サービスの向上」、「経費節減」が図れる。 ・平成20年度導入施設の検討、全施設見直し、導入の基準の検討。 平成19年度14施設で指定管理者制度を導入する(乗鞍高原日野山荘、たまだいら児童館ふれっしゅ、南平児童館ぶらねっと、市民農園11施設)。 ※なお平成20年度は全76施設で指定管理者制度を導入することを決定、またスポーツ施設については平成21年度に導入することとした。 (平成19年度) ・14施設で指定管理者制度を導入した(乗鞍高原日野山荘、たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっと、市民農園11施設)。 ・市民農園(11施設) ※なお平成20年度は全76施設で指定管理者制度を導入することを決定、またスポーツ施設については平成21年度に導入することとした。 (平成20年度) ・76施設で導入(地区センター：63施設、遊び場：6施設、地区広場：7施設)、スポーツ施設については平成21年度導入。 (平成21年度) ＜平成21年度更新施設＞たまだいら児童館ふれっしゅ(公募)、みなみだいら児童館ぶらねっと(公募)、乗鞍高原日野山荘(公募)、市民農園(公募)。	実施済(完了)							0												0	企画調整課
317	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	b	既設の全公共施設を点検し指定管理者制度導入を検討・実施する	既設の全公共施設の管理運営全般について効率性・経済性を点検し、指定管理者制度の導入が適当であると認められるものについて順次導入を進める。生活・保健センター、市民活動支援センター、スポーツ施設(野球用グラウンド、サッカー用グラウンド、テニスコート等)の施設管理に指定管理者制度を導入する	(平成18年度) ・4月1日から16施設に指定管理者制度導入。 ・生活・保健センターの運営について指定管理者制度導入に伴うメリット、デメリット等を整理のうえ、生活・保健センターに固有の条件を考慮した指定管理者制導入の具体的検討。 ・平成19年度導入施設の決定：1. 児童館条例(児童館2施設)①現在も、業務の大部分を委託している。②保育園等改革計画の中で、指定管理者導入の方針が示されている。2. 市民農園条例(市民農園11施設)①現在も業務の一部を委託している。②指定管理者導入により主管課(産業振興課)業務の充実が図れる。3. 乗鞍高原日野山荘条例(日野山荘1施設)①利用料金制度導入による指定管理者制度により、さらなる市民サービスの向上と経費の節減を図ることが出来る。※いずれの施設も「サービスの向上」、「経費節減」が図れる。 ・平成20年度導入施設の検討、全施設見直し、導入の基準の検討。 (平成20年度) ・地区センターに指定管理者制度を導入した(地区センター効果額：7,392千円)。 (平成21年度) ・交流センター8館に指定管理者制度を導入した。協定期間：平成21年4月1日～24年3月31日。 (平成22年度) ・平成22年度で指定管理期間が終了する地区センターについて、指定管理者選定委員会で次期指定管理者を選定した。	実施済(完了)							0										0	地域協働課		

No.	大項目	中項目	小項目	番号	番号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位人	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課			
317	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	b	既設の全公共施設を点検し指定管理者制度導入を検討・実施する	既存の全公共施設の管理運営全般について効率性・経済性を点検し、指定管理者制度の導入が適当であると認められるものについて順次導入を進める。生活・保健センター、市民活動支援センター、スポーツ施設(野球用グラウンド、サッカー用グラウンド、テニスコート等)の施設管理に指定管理者制度を導入する	(平成17年度) ・調査・検討を行った。 (平成18年度) ・平成19年度からの本着手に向けた組織体制づくりとして、平成19年4月からスポーツ係を2係(スポーツ振興係・スポーツ施設係)体制とした。 (平成19年度) ・右記施設への指定管理者制度導入を検討した(南平体育館、陸上競技場、グラウンド、・テニスコート)。 (平成20年度) ・平成21年度実施に向けてプレゼンテーションを実施し、21年度受託業者の決定を行った。 (平成21年度) ・平成21年度より市民グラウンド、市民テニスコートをテルウエル東日本(株)に、市民プールをシンコースポーツ(株)にそれぞれ指定管理者制度を導入。 (平成22年度) ・グラウンド・テニスコート・市民プールについては、指定管理者制度へ移行したが、南平体育館、陸上競技場、現在建設中の(仮称)市民の森ふれあいホールなどについても、今後指定管理者制度への移行について検討していく必要がある。	一部実施							0						0	文化スポーツ課				
318	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	b	市民農園の指定管理者制度の導入を検討する	市民農園の貸し出し前の耕運・区画割、使用料納付書作成・送付・調定、土作り・植え付け講習会、通路・畦畔管理等の多様な業務に指定管理制度導入を検討し、市民サービスの向上と経費の節減を図る。	(平成18年度) ・9月、市民農園条例改正。11月、選定委員会による候補者選定。12月、指定管理者の指定。平成19年3月、協定書締結。 ・平成19年4月から指定管理制度導入。 (平成19年度) ・指定管理者制度を導入し、(株)日野市企業公社に管理を委ね、土作り・植え付け講習会、耕運・区画割などを行い、市民サービスの向上と経費の節減を図った。 (平成20年度) ・平成19年度4月、市民農園(11施設)指定管理者制度導入。年2回野菜作りの講習会を実施。夏頃は月に2～3回の巡回。 ・迅速な苦情処理等が報告され、サービス向上に努力された。平成19年4月1日～平成22年3月31日(3年間) (平成21年度) ・平成19年度から指定管理者制度を導入(平成19年度～21年度、日野市企業公社。平成22年度～24年度、日野市企業公社)。 (平成22年度) ・平成19年度から指定管理者制度を導入(平成19年度～21年度、日野市企業公社。平成22年度～24年度、日野市企業公社)。	実施済(完了)							0		170						170	産業振興課		
319	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	b	火葬場の指定管理者制度の導入を検討する	火葬場への指定管理者制度の導入の検討と合わせて、同じ事業者による安価で利用しやすい市民葬儀の取り扱いを検討し、市民サービスの向上を図る	(平成18年度) ・火葬場への指定管理者制度の導入の検討と合わせて、同じ事業者による安価で利用しやすい市民葬儀の取り扱いを検討。 (平成19年度) ・火葬場の指定管理者への移行については、施設が老朽化しており難しい状況である。市民葬儀については見直しを含めて検討を行った。 (平成20年度) ・指定管理者制度については、施設自体が万全な状態でないと、導入は厳しい。思い切った火葬場整備ができた上で、導入と考える。現在のように大規模修繕費が削減された状態では、故障が頻繁に生じ、導入は困難と判断する。市民葬儀については、安価で使いやすくなりやすい新たな市民葬儀について、市内8店の市民葬儀取扱店と意見交換を行った。 (平成21年度) ・指定管理者制度については、施設自体が万全な状態でないと、導入は厳しい。思い切った火葬場整備ができた上で、導入と考える。現在のように大規模修繕費が削減された状態では、故障が頻繁に生じ、導入は困難と判断する。市民葬儀については、昨年度行った意見交換をもとに、いくつかの業者と打合せを行ったが、業者同士の間で、意見がずれているために調整が必要。 (平成22年度) ・指定管理者制度については、施設が万全な状態でないと導入は困難。市営火葬場は老朽化しており、故障が頻繁に生じているため、平成21年度において、導入は困難と判断した。・市民葬儀については、現在市民葬儀を取扱っている業者との調整が必要なため、第4次行革へ引き継ぐ。	一部実施							0								0	環境保全課		
320	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	c	交流センター、地区センターをそれぞれ一括して指定管理者制度の導入を検討する	施設の効率的な管理運営を図るため、交流センター、地区センターをそれぞれ一括して指定管理者制度の導入を検討する。	(平成17年度) ・交流センターについては、効率的な管理運営の視点で検討(現場責任者の必要性や、使用料が無料であることから導入は難しいか)。 ・地区センターについては、施設の点検及び修繕、受付関係の一括委託を検討し、平成19年度から実施。指定管理者制度導入は、次のステップで検討。 (平成19年度) ・平成20年度から地区センターに指定管理者制度を導入することを検討、条例整備等を行った。 ・平成20年4月1日、63カ所の地区センターの施設管理に指定管理者制度導入。指定管理者は(株)テルウエル東日本。効果見込み額800万円(19年度、20年度の予算比較)。 (平成20年度) ・地区センターに指定管理者制度を導入した。 (平成21年度) ・交流センター8館に指定管理者制度を導入した。協定期間:平成21年4月1日～平成24年3月31日 (平成22年度) ・平成22年度で指定管理期間が終了する地区センターについて、指定管理者選定委員会で次期指定管理者を選定した。協定期間:平成23年4月1日～平成27年3月31日。	実施済(完了)							0			7,362	1,494					-347	8,509	地域協働課
321	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	c1	新規設置施設は指定管理者制度を導入する	新規設置施設は住民ニーズに効果的に対応するため積極的に指定管理者の導入を取り入れる。	(平成18年度) ・駅前ミニ子育て応援施設…百草園駅前の子育てカフェ、ミニ学童クラブ(夜9時まで)は、過去に実績がない新規事業であるため試行的要素が強く、使用の許可などの行政処分については市が行うこと及び市政政策的要素が強く市直営で運営していくことが望ましいと判断し、指定管理者に移行できる条件が整わないので業務についてのみ委託するものとした。 ・0才児ステーション「おむすび」…高幡不動駅前北口・福祉支援センター内にできる0才児を持つお母さんの応援施設は、ファミリーサポート事業は市直営で運営しておりこの度の事業はファミリーサポート事業と運動しているため切り離すことが困難であること、また市政政策的要素が強く市直営で今後も運営していくことが望ましいと判断し、指定管理者に移行できる条件が整わないと判断した。 ・日野宿交流館は、日野宿の資料館的な部分と子育て施設の複合施設を検討していたが、事業内容が明確でないということがあり当面の間は市が直営で実施することが望ましいと判断した。 (平成19年度) ・新規設置施設については、積極的に指定管理者精度の導入を行う方針としているが、平成19年度は新規設置施設がなかった。 (平成20年度) ・新規設置施設は積極的に指定管理者の導入する方針である。 ・平成20年度は「平山季重ふれあい館」内の地区センターについて導入した。	実施済(完了)							0									0	企画調整課	
322	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	d1	(仮称)市民の森ふれあいホールなどの新規設置施設に指定管理者制度を導入する	(仮称)市民の森ふれあいホールなどの新規設置施設に指定管理者制度を導入する	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・施設整備に向けた準備を行う中で、指定管理者導入の検討を行った。 (平成20年度) ・(仮称)市民の森ふれあいホールの工事着工を予定していたが、世界的恐慌による影響が見えないため、建設工事の休止を決定した。 (平成21年度) ・休止期間があったため検討も休止していたが、平成22年度始め頃までに指定管理者制度の導入について検討を行う。 (平成22年度) ・(仮称)市民の森ふれあいホールは、当面の間指定管理者制度を導入せず、主管課での管理を行う。一定期間の管理運営を行い、指定管理者制度導入についての検討を行いながら費用対効果を検証し、有効だと判断されれば、指定管理者制度の導入を検討していく。	一部実施(当面保留)								0								0	文化スポーツ課	
323	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	e1	指定管理者制度導入施設の検証を行う	経費削減や市民サービスの向上等、指定管理者制度導入の効果を検証する。、検証は市民を含めた評価委員会を設置し、評価を行う。	(平成18年度) ・平成18年度導入施設において利用者調査を行い、ニーズを把握した。 ・業務の評価については、年度終了後30日以内に事業報告書を各施設の指定管理者より提出されるため、それを基に評価を行う。 (平成19年度) ・平成21年度に更新期を迎える18年度指定管理者導入施設について、行政管理チームが主体となって検査を実施、導入効果の検証を行った。 ・評価委員会の設置については、今後の課題とした。 (平成20年度) ・平成21年度に更新する指定管理者導入施設14施設(12協定)を行政管理チームで検査を実施、効果の検証を行った。 (平成21年度) ・平成22年度に更新する指定管理者導入施設4施設を行政管理チームで検査を実施、効果の検証を行った。 (平成22年度) ・平成23年度に更新する指定管理者導入施設3施設を行政管理チームで検査を実施、効果の検証を行った。 ・引き続き、しっかりとしたモニタリング制度の確立に向けた取り組みを行っている。	一部実施							0								0	行政管理チーム		
323	Ⅱ	Ⅰ	(2)	Ⅰ	e1	指定管理者制度導入施設の検証を行う	経費削減や市民サービスの向上等、指定管理者制度導入の効果を検証する。、検証は市民を含めた評価委員会を設置し、評価を行う。	(平成18年度) ・平成18年度導入施設において利用者調査を行い、ニーズを把握した。 ・業務の評価については、年度終了後30日以内に事業報告書を各施設の指定管理者より提出されるため、それを基に評価を行う。 (平成19年度) ・平成21年度に更新期を迎える18年度指定管理者導入施設について、行政管理チームが主体となって検査を実施、導入効果の検証を行った。 ・評価委員会の設置については、今後の課題とした。 (平成20年度) ・指定管理者検証を行う該当施設がなかった (平成21年度) ・日野山荘の指定管理者協定期間の最終年度に当たり、日野山荘の指定管理者市民評価委員会を行った。 (平成22年度) ・地区センターの指定管理者協定期間の最終年度に当たり、地区センターの指定管理者市民評価委員会を行った。	実施済(完了)								0								0	地域協働課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位数千円	担当課	
323	Ⅱ	Ⅰ	(2)	1	e1	指定管理者制度導入施設の検証を行う	経費削減や市民サービスの向上等、指定管理者制度導入の効果を検証する。、検証は市民を含めた評価委員会を設置し、評価を行う。	(平成18年度) ・平成18年度導入施設において利用者調査を行い、ニーズを把握した。 ・業務の評価については、年度終了後30日以内に事業報告書を各施設の指定管理者より提出されるため、それを基に評価を行う。 (平成19年度) ・平成21年度に更新期を迎える18年度指定管理者導入施設について、行政管理チームが主体となって検査を実施、導入効果の検証を行った。 ・評価委員会の設置については、今後の課題とした。 (平成20年度) ・年度協定に基づき指定管理料の削減をした。また休館日を閉館するなど市民サービスを行った。 (平成21年度) ・評価委員会は設置しなかったが、利用者アンケートを実施し、お客様からのご要望を次年度の協定に反映できるよう協議を行いサービス向上などに努めた(バス時刻表のチラシへの印刷・季節イベントのディスプレイ(七夕・クリスマス等)・ロビーコンサートなどを実施)。 ・体育施設は平成21年度導入したばかりのため、体育施設についてはまだ評価できる状況ではない。平成22年度より評価を導入していく。 (平成22年度) ・今後も市民サービスにつながるサービスを充実していく方向で検証していく	一部実施							0						0	文化スポーツ課		
324	Ⅱ	Ⅰ	(2)	2	a1	公共施設の資産管理スケジュールを明確化する	初期投資額、減価償却費、維持管理費、起債・償還について整理しておく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・「多摩平の森ふれあい館」の取得費を把握するとともに、維持管理費の削減に努力した。 (平成20年度) ・清掃、設備点検、光熱水費等の施設運営上の維持管理費について削減に努力した。 (平成21年度) ・所管部署を定め全庁的に取り組むべき事項として『公共施設については、建物、構造、設備、部品等それぞれの耐用年数が異なり、管理担当部署においてははその専門的知識もなく、耐用年数が経過しても劣化または故障するまでは修繕や交換をしないため、突発的な対応となり予算確保も難しい。利用者の安全確保と施設の長期活用を図るために、修繕等の規模にかかわらず、すべての施設ごとに修繕計画を策定する。』と、第4次行革に向けて提案した。 (平成22年度) ・平成21年度と同じ。全庁的に集約して検討。 ・建物の警備委託を取り止め、管理委託に変更し経費の削減に努めた。	一部実施							0						1,668	1,668	男女平等課	
324	Ⅱ	Ⅰ	(2)	2	a1	公共施設の資産管理スケジュールを明確化する	初期投資額、減価償却費、維持管理費、起債・償還について整理しておく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・平成20年度に作成することとした。 (平成22年度) ・平成22年4月に竣工した汚泥再生施設の資産管理について整理を行った。 ・更新整備予定のごみ処理施設については引き続き整理を進める。	一部実施							0							0	施設課	
324	Ⅱ	Ⅰ	(2)	2	a1	公共施設の資産管理スケジュールを明確化する	初期投資額、減価償却費、維持管理費、起債・償還について整理しておく	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・施設の建設費、及び平成17年度以降の維持管理費(光熱水費等)の把握を行った。 (平成20年度) ・新中央図書館構想や万願寺分館については、市の財政状況により、その検討を一時ストップした。 ・既存施設の修繕計画を検討した。 (平成22年度) ・今年度は施設の新設計画はなかった。 ・修繕計画については中央図書館と高幡図書館の冷暖房装置、日野図書館の駐車場舗装、百草図書館のエアコン装置等、中長期的に修繕が必要なものについて大まかな費用負担額を算出した。・開館後3年経過して利用者が増加する「平山季重ふれあい館」の光熱水費の増加の推計を行った。	一部実施							0								0	図書館
325	Ⅱ	Ⅰ	(2)	2	b1	大成荘の委託料の精査をする。	平成21年度の指定管理者選定(更新)に向けて事業効果を検証し、委託料の精査を行う	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・年度協定ごとに指定管理料の調整を行った。 (平成20年度) ・年度協定ごとに指定管理料の調整を行った。 (平成21年度) ・年度協定ごとに指定管理料の精査を実施している (平成22年度) ・平成21年度より利用料金制へ移行し委託料の縮減が出来た。	実施済(完了)							0							0	文化スポーツ課	
326	Ⅱ	Ⅰ	(2)	2	b2	大成荘の学校教育・社会教育使用の目的特化を検討する。	平成21年度の指定管理者の選定に向けて市民利用への影響を含め、事業効果及び対費用効果を検討する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・林間施設として優先使用し、空いている期間は保養所として使用できるように努めた。 (平成20、21年度) ・林間施設として優先使用し、空いている期間は保養所として使用できるように努めた。	実施済(完了)							0							0	文化スポーツ課	
327	Ⅱ	Ⅰ	(2)	2	c1	日野山荘を利用料金制を採用した指定管理者制度を導入する(将来的に閉鎖の検討含む)	閉鎖を視野に入れつつも平成19年度を目途に、利用料金制を採用した指定管理者制度への移行を検討・実施する。	(平成17年度) ・閉鎖を視野に入れた調査、検討。 (平成18年度) ・利用料金制導入のための情報収集(他市の状況、業者からのヒアリング、松本市との交渉等)を実施し、検討の結果、利用料金制導入の目途をつけた、利用料金制を採用した指定管理者制度への見直し事務(条例等の整備、現協定の変更、指定管理者の公募、選定委員会の実施、指定管理者の指定(平成19年度から3年間)、現指定管理者からの引継ぎ事務等)の実施。 (平成19年度) ・平成19年度より利用料金制による指定管理者制度に移行し、企業努力による市民サービスの向上(インターネットによる仮予約・フリーダイヤルの設置等)と経費削減(約11,200千円)を図った。 (平成20年度) ・平成19年度より利用料金制による指定管理者制度に移行し、企業努力による市民サービスの向上(インターネットによる仮予約・フリーダイヤルの設置等)と経費削減(約131千円)を図った。 (平成21年度) ・2年後の日野山荘の閉鎖を前提に株式会社日野市企業公社を次期の指定管理者とした。協定期間:平成22年4月1日～平成24年3月31日 ・閉鎖後の日野山荘の処分方法の検討を行った。 (平成22年度) ・(株)レバストから株式会社日野市企業公社が指定管理者として日野山荘の管理・運営を行った。平成23年3月、日野山荘廃止条例可決。平成23年12月1日廃止。	実施済(完了)							0			11,200	131	200	34	11,565	地域協働課	
328	Ⅱ	Ⅰ	(2)	2	d	民間活用による市民農園の拡大を検討する	平成17年9月の「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律」(特定農地貸付法)の改正により、民間活用による市民農園の開設が可能となったため、公設の市民農園の充実を図りつつ、区画面積をより広げた(30～100m)付加価値の高い民設市民農園の開設支援について検討する。	(平成18年度) ・民設市民農園の調査・検討を行った。平成19年度民間による農業体験農園の開設を目指した。 (平成19年度) ・公設市民農園は、平成20年4月1日開設分を含め11園から13園に拡大する見通しを立てられた。このほか民設の農業体験農園を1園27区画を開設した。 (平成20年度) ・平成19年末に民設体験農園(27区画)1区画当たり30㎡開園。平成20年度末現在1農園。 (平成21年度) ・1園目の民設農園の運営は順調に行われているが、2園目の開設については、JA東京みなみなどと連携を図ったが、開設には至らなかった。 (平成22年度) ・農業体験農園2園を新規開園した(東平山地区に1園30区画、百草地区に1園21区画)。	実施済(完了)							0							0	産業振興課	
329	Ⅱ	Ⅰ	(2)	3	a	学校の統合は、方針に沿って進める。	方針に沿って三沢台小、百草台小の統合を20年度を目途に進める。	(平成17年度) ・統合計画(素案)説明会を実施、統合後に本校舎として使用する三沢台小の増築について、近隣住民と話し合いを実施。 (平成18年度) ・統合計画(素案)説明会を実施 統合後に本校舎として使用する三沢台小の増築について、近隣住民と話し合いを実施。平成19年1月第10回日野市教育委員会定例会に議案上程し、統合計画を決定。 (平成19年度) 平成20年4月の統合を決定した。 平成20年4月1日、百草台小と三沢台小を統合し、七生緑小開校。設置場所は旧三沢台小(七生緑小の増築及び大規模改修等のため20年度は旧百草台小を使用)。 (平成20年度) ・事業完了。	実施済(完了)							0							0	庶務課	
329	Ⅱ	Ⅰ	(2)	3	a	学校の統合は、方針に沿って進める。	方針に沿って三沢台小、百草台小の統合を20年度を目途に進める。	(平成17年度) ・統合計画(素案)説明会を実施、統合後に本校舎として使用する三沢台小の増築について、近隣住民と話し合いを実施。 (平成18年度) ・統合計画(素案)説明会を実施 統合後に本校舎として使用する三沢台小の増築について、近隣住民と話し合いを実施。平成19年1月第10回日野市教育委員会定例会に議案上程し、統合計画を決定。 (平成19年度) 平成20年4月の統合を決定した。 (平成20年度) ・4月、百草台小と三沢台小が統合され、七生緑小が誕生した。児童数447人、普通学級15学級、特別支援学級2学級。	実施済(完了)							0							0	学校課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	番号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位数千円	担当課
330	Ⅱ	1	(2)	3	b1	適切な時期を考慮し第三幼稚園と第四幼稚園の統合を検討する。	第三幼稚園及び第四幼稚園地域の幼児人口動向を考慮して統合時期を検討する。	(平成17年度) [学校課] ・幼児人口の動向はやや増加傾向にあり、入園希望者の減少が見られないのが現状。 [庶務課] ・幼児人口増加傾向であるため、第三幼稚園及び第四幼稚園の統合計画の検討は見合わせる。 (平成18年度) [学校課] ・幼児人口の動向はやや増加傾向にあり、入園希望者の減少が見られないのが現状。 [庶務課] ・幼児人口増加傾向であるため、第三幼稚園及び第四幼稚園の統合計画の検討は見合わせる。 幼児人口の増加傾向が見られるため、当該人口の動向を見据えながら、統合時期を検討することとした。 (平成20年度) ・特に検討は行わなかった。 (平成22年度) ・今後は、統合の方向性に合わせ、肅々と施設の今後のあり方等について検討する。	一部実施 (当面保留)							0							0	庶務課
330	Ⅱ	1	(2)	3	b1	適切な時期を考慮し第三幼稚園と第四幼稚園の統合を検討する。	第三幼稚園及び第四幼稚園地域の幼児人口動向を考慮して統合時期を検討する。	(平成17年度) [学校課] ・幼児人口の動向はやや増加傾向にあり、入園希望者の減少が見られないのが現状。 [庶務課] ・幼児人口増加傾向であるため、第三幼稚園及び第四幼稚園の統合計画の検討は見合わせる。 (平成18年度) [学校課] ・幼児人口の動向はやや増加傾向にあり、入園希望者の減少が見られないのが現状。 [庶務課] ・幼児人口増加傾向であるため、第三幼稚園及び第四幼稚園の統合計画の検討は見合わせる。 (平成19年度) ・幼児人口の減少傾向が見られないため、次年度以降の動向を見据えながら、統合時期を検討することとした。 (平成20年度) ・幼児人口はやや増加傾向にあり、入園希望者も減少していないことから、統合の時期についての検討を見合わせた。 (平成21年度) ・幼児人口はやや増加傾向にあり、入園希望者も減少していないことから、統合計画について具体的な検討を見合わせた。 (平成22年度) ・入園希望者は若干減少したが、幼児人口はまだ減少していないので、統合計画について具体的な検討を見合わせた。	一部実施 (当面保留)							0							0	学校課
331	Ⅱ	1	(2)	3	b2	統合の検討においては、保育園との一元化(幼児園化)や私立幼稚園への移譲も視野に入れて検討する。	統合の検討においては、保育園との一元化(幼児園化)や私立幼稚園への移譲も視野に入れて検討する。	(平成17年度) [学校課] ・幼児人口の動向はやや増加傾向にあり、入園希望者の減少が見られないのが現状。したがって、統合の検討は、入園希望者が減少に転じて以降の課題とした。 (平成18年度) [学校課] ・幼児人口の動向はやや増加傾向にあり、入園希望者の減少が見られないのが現状。したがって、統合の検討は、入園希望者が減少に転じて以降の課題とした。 (平成19・20年度) ・特に、検討はしなかった。 (平成22年度) ・今後は、統合の方向性に合わせ、肅々と施設の今後のあり方等について検討する。	一部実施 (当面保留)							0							0	庶務課
331	Ⅱ	1	(2)	3	b2	統合の検討においては、保育園との一元化(幼児園化)や私立幼稚園への移譲も視野に入れて検討する。	統合の検討においては、保育園との一元化(幼児園化)や私立幼稚園への移譲も視野に入れて検討する。	(平成17年度) ・幼児人口の動向はやや増加傾向にあり、入園希望者の減少が見られないのが現状。したがって、統合の検討は、入園希望者が減少に転じて以降となる。 (平成18年度) ・幼児人口の動向はやや増加傾向にあり、入園希望者の減少が見られないのが現状。したがって、統合の検討は、入園希望者が減少に転じて以降となる。 (平成19年度) ・保育需要の増加や施設面の課題を踏まえ、他方で認定こども園への移行や私立幼稚園への移譲等も視野に入れながら、統合に向けた検討を行ったが、結論を出すに至らなかった。 (平成20年度) ・幼児人口はやや増加傾向にあり、入園希望者も減少していないことから、統合の時期についての検討を見合わせた。 (平成21年度) ・幼児人口はやや増加傾向にあり、入園希望者も減少していないことから、統合計画について具体的な検討を見合わせた。 ・あさひがおか幼児園の取組を継続しながら、認定こども園への移行について検討を行った。 (平成22年度) ・入園希望者は若干減少したが、幼児人口はまだ減少していないので、統合計画について具体的な検討を見合わせた。国があたらしい「こども園」の検討に入ったので、あさひがおか幼児園の「認定こども園」への移行についての検討は見合わせた。	一部実施							0							0	学校課
332	Ⅱ	1	(2)	3	c1	統合後の学校は少子化に対応する施設利用を検討す	地元住民の意見・要望を反映し、子ども自然体験の拠点など少子化に対応する施設としての活用を検討する。	(平成18年度) ・平山台小学校跡地・跡施設の現状調査を実施し土地、建物等の状況を把握、平山台小学校跡地・跡施設の活用方法案について庁内調査を実施し庁内のニーズを把握。 (平成19年度) ・旧平山台小学校の跡地活用では、地元の意見・要望を十分反映しながら検討を行った。 (平成20年度) ・平山台健康市民支援センター(平山台小跡地)では地元住民の意見・要望を十分反映して検討し、保育園を設置した。 (平成21年度) ・平山台小学校跡地：完了済(保育園の設置)。 ・百草台小学校跡地：地元自治会と計10回以上に渡って調整し、子どもや大人のコミュニティの場として整備を実施。	実施済(完了)							0							0	企画調整課
333	Ⅱ	1	(2)	3	c2	高齢者の生きがい利用が可能な施設内容を検討する	地元住民の意見・要望を反映して高齢者の利用が可能な施設への活用を検討する。	(平成18年度) ・平山台小学校跡地・跡施設の現状調査を実施し土地、建物等の状況を把握、平山台小学校跡地・跡施設の活用方法案について庁内調査を実施し庁内のニーズを把握 (平成19年度) ・旧平山台小学校の跡地活用では、地元の意見・要望を十分反映しながら検討を行った。 (平成20年度) 平山台健康・市民支援センター(平山台小跡地)では地元住民の意見・要望を十分反映して検討し自治会の集会場及び団塊世代の活動拠点を設置した。 (平成21年度) ・平山台小学校跡地：完了済(地域の集会所、団塊世代広場の設置)。 ・百草台小学校跡地：地元自治会と計10回以上に渡って調整し、子どもや大人のコミュニティの場として整備を実施。	実施済(完了)							0							0	企画調整課
334	Ⅱ	1	(2)	3	c3	統合後の学校はSOHO等民間ベンチャー企業への利用開放を検討する	地元住民の意見・要望を反映してSOHO等民間ベンチャー企業への利用開放を検討する。	平成18年度) ・平山台小学校跡地・跡施設の現状調査を実施し土地、建物等の状況を把握、平山台小学校跡地・跡施設の活用方法案について庁内調査を実施し庁内のニーズを把握。 (平成19年度) ・旧平山台小学校の跡地活用では、地元の意見・要望を十分反映しながら検討を行った。 (平成20年度) 平山台健康・市民支援センター(平山台小跡地)では地元住民の意見・要望を十分反映して検討してきたが、SOHO等民間ベンチャー企業への貸し出しは別の場所で実施しているため要望がなかった。 (平成21年度) ・平山台小学校跡地：完了済(団塊世代広場が民間的発想で住民ニーズにあった事業を展開している)。 ・百草台小学校跡地：映像支援隊を通じてロケ活動を実施した。	実施済(完了)							0							0	企画調整課
335	Ⅱ	1	(2)	3	c4	統合後の学校は団塊の世代が活躍できる場としての整備を検討する	地元住民の意見・要望を反映し、地域スポーツクラブ、七生丘陵散策ビジターセンターなど団塊の世代が活躍できる場としての整備を検討する	(平成18年度) ・平山台小学校跡地・跡施設の現状調査を実施し土地、建物等の状況を把握、平山台小学校跡地・跡施設の活用方法案について庁内調査を実施し庁内のニーズを把握。 (平成19年度) ・旧平山台小学校の跡地活用では、地元の意見・要望を十分反映しながら検討を行った。 (平成20年度) ・平山台健康・市民支援センター(平山台小跡地)では地元住民の意見・要望を十分反映して検討し、地域スポーツクラブ・団塊世代の活動拠点を設置した。 (平成21年度) ・平山台小学校跡地：完了済(団塊世代広場、文化スポーツクラブの設置、ビジターセンター的な意見は住民要望が少なく実現していない。ただし、いつ訪れていただいてもよいようにビジターが休憩できるカフェをオープンした)。 ・百草台小学校跡地：地元自治会と計10回以上に渡って調整し、子どもや高齢者までのコミュニティの場として整備を実施した。	実施済(完了)							0							0	企画調整課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
336	Ⅱ	1	(2)	3	d1	遊休地に障害者施設を整備する	南平その他にある遊休地を活用して通所系の障害者支援施設を整備し、障害のある方たちの脱入所(入院)地域移行とノーマライゼーションの実現を積極的に図る。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・4月、「工房夢ふうせん」が新たに市内旭が丘地域の遊休地を活用して開設された。遊休地等への障害者支援施設の整備については、国都補助事業の動向等を見据えながら引き続き検討することとした。 (平成20年度) ・豊田駅北口にある市有地を有効活用して、パンと飲み物を販売する「あおいとり」、施設の授産品を販売する「わーくわーく」の2店舗が平成21年2月にオープンした。いずれも障害者が運営にかかわる取り組みを実践している。 (平成21年度) ・平山台健康・市民支援センター(旧平山台小学校)の昇降口、給食室を活用し、市内NPO法人が運営する障害者の就労支援施設「やまぼうし平山台」を開設した。 (平成22年度) ・栄町高齢者在宅サービスセンターを活用し、市内社会福祉法人が運営する精神障害者支援施設の統合に向けた準備を行った。	実施済(完了)							0				-2,855			-2,855	障害福祉課
小計(小項目計)										0	0	0	0	0	0	0	0	23,213	11,370	4,810	9,213	1,039	49,645	
中計(中項目計)										0	19	22	15	0	4	60	381	191,961	206,730	104,710	42,513	40,108	586,403	

Ⅱ-2 経営感覚に基づくサービス(合理的で透明性の高い行政運営)

(1)行政評価の予算への反映のしくみづくり

337	Ⅱ	2	(1)	1	a1	行政評価システムで市民評価を実施する	行政評価システムの客観性確保の為、市民評価を導入する。評価事業を年次拡大、評価事業数の拡大に伴い市民評価委員の人数も増やしていく。①19年度市民評価実施事業数60から70事業へ②市民評価委員6名から9名へ要綱の改正③平成22年度までに市民評価実施事業数を目標100事業とする	(平成17年度) ・行政評価システムの流れを定め、市民評価を導入。 ・市民評価実施事業数:40事業。 (平成18年度) ・市民評価事業数:60事業。 (平成19年度) ・要綱を改正して市民評価委員を6名から9人に増員した。 ・市民評価の対象事業を前年度の60事業から70事業に増やした。 (平成20年度) ・平成20年度においては、市民評価対象事業を80事業とした。 (平成21年度) ・市民評価結果を翌年度予算に反映させていく為、主管課での予算要求時期までに結果を公表する目的で、市民評価対象事業を厳選し、51事業とした。 (平成22年度) ・評価対象事業を厳選し、52事業について市民評価を実施した。	一部実施							0						0	行政管理チーム
338	Ⅱ	2	(1)	1	a2	行政サービスの成果・効果を評価し予算に反映する	行政評価結果を予算編成時に課・部内の事業の優先順位、スクラップ＆ビルドの判断資料として活用する。平成20年度を目標に行政管理部門の設置、行政評価システムのデータ化・システム化を行い、予算反映の形態を再度構築する	(平成17年度) ・行政評価システムの本部評価100事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11,12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 (平成18年度) ・行政評価システムの本部評価122事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11,12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 平成19年4月1日から企画部に行政管理チームを設置すべく分掌等の整理を行った。 (平成19年度) ・平成19年度は、平成18年度行政評価結果(平成17年度事務事業を対象)を基本構想・計画の進行管理等に活用した。 (平成21年度) ・財務会計システムと行政評価が連動する評価支援システムを構築した。 (平成22年度) ・評価支援システムが財務システムに組み込まれた。約600事業の所管部署評価を行った。	実施済(完了)							0						0	企画調整課
338	Ⅱ	2	(1)	1	a2	行政サービスの成果・効果を評価し予算に反映する	行政評価結果を予算編成時に課・部内の事業の優先順位、スクラップ＆ビルドの判断資料として活用する。平成20年度を目標に行政管理部門の設置、行政評価システムのデータ化・システム化を行い、予算反映の形態を再度構築する	(平成17年度) ・行政評価システムの本部評価100事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 (平成18年度) ・行政評価システムの本部評価122事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。平成19年4月1日から企画部に行政管理チームを設置すべく分掌等の整理を行った。 (平成19年度) ・評価結果を平成20年度予算編成に活用した。本部評価または市民評価で「見直し」[抜本見直し]「休止・廃止」となった事業に係る、平成19年度後期、平成20年度及び21年度以降の具体的な取組みの方向を予算に反映させるよう努めた。 (平成21年度) ・前年度同様、評価結果を平成22年度予算編成に活用した。今年度の財務会計にシステムのサブシステムとして行政評価支援システムを構築、予算編成時に、対象事業の年度ごとの評価が予算見積書に打ち出しされ、さらに効果的に取組みを実施することができた。財政状況が厳しい中で、本部評価または市民評価で「見直し」[抜本見直し]「休止・廃止」となった事業については、一部実施項目を含め、55項目中39項目、金額にして約1億1,000万円の予算削減の効果を挙げた。 (平成22年度) ・前年度同様、評価結果を平成23年度予算編成に活用した。前年度より財務会計システムのサブシステムとして行政評価支援システムが導入され、予算編成時に、対象事業の年度ごとの評価が予算見積書に打ち出しされ、査定には活用したが、予算に反映可能な評価が少なかった。行政サービスの成果・効果を評価し予算に反映することは、毎年継続的に実施していく必要がある。 ・今後も、対象事業の選定、予算への反映等、行政管理チームと緊密な連携をとりながら実施していく。	実施済(完了)							0						0	財政課
338	Ⅱ	2	(1)	1	a2	行政サービスの成果・効果を評価し予算に反映する	行政評価結果を予算編成時に課・部内の事業の優先順位、スクラップ＆ビルドの判断資料として活用する。平成20年度を目標に行政管理部門の設置、行政評価システムのデータ化・システム化を行い、予算反映の形態を再度構築する	(平成17年度) ・行政評価システムの本部評価100事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 (平成18年度) ・行政評価システムの本部評価122事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。・平成19年4月1日から企画部に行政管理チームを設置すべく分掌等の整理を行った。 (平成19年度) ・評価結果を各課に通知し、平成20年度予算編成に活用した。また評価結果を財政課・企画調整課に提供し、予算編成や基本構想・計画の進行管理等の基礎資料とした。 ・本部評価または市民評価で「見直し」[抜本見直し]「休止・廃止」となった事業については、「行政評価結果の確認調書」を所管部署から徴し、平成19年度後期、20年度及び平成21年度以降の具体的な取組みの方向を確認し、予算や事務改善に反映させるよう指導した。 (平成20年度) ・評価結果を各課に通知し、平成21年度予算編成に活用した。評価結果を財政課、企画調整課に提供し、予算編成や基本構想・基本計画の進行管理等の基礎資料とした。 ・平成19年度同様「確認調書」を徴し、21年度以降の評価結果を踏まえた取組みを確認し、財政課及び企画調整課と情報を共有した。 (平成21年度) ・市民評価結果を主管課での次年度予算要求前に公表することで、予算の積算段階から市民評価結果を反映できた。平成20年度同様に「確認調書」を徴し、評価結果の予算反映結果について、市民評価委員へ報告した。平成22年度から行政評価のデータ化・システム化が稼働できるよう、システムを構築した。 (平成22年度) ・市民評価結果を主管課での次年度予算要求前に公表することで、予算の積算段階から市民評価結果を反映できた。「確認調書」を徴し、市民評価に対する次年度予算反映結果について、市民評価委員へ報告した。行政評価支援システム化により予算の積算及び査定時に評価結果等を利用できる仕組みができた。	実施済(完了)							0						0	行政管理チーム
338	Ⅱ	2	(1)	1	a2	行政サービスの成果・効果を評価し予算に反映する	行政評価結果を予算編成時に課・部内の事業の優先順位、スクラップ＆ビルドの判断資料として活用する。平成20年度を目標に行政管理部門の設置、行政評価システムのデータ化・システム化を行い、予算反映の形態を再度構築する	(平成17年度) ・行政評価システムの本部評価100事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11,12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 (平成18年度) ・行政評価システムの本部評価122事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11,12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 平成19年4月1日から企画部に行政管理チームを設置すべく分掌等の整理を行った。 (平成19年度) ・平成18年度の行政評価結果(平成17年度事務事業を対象)を踏まえた事業の実施に努めた。 (平成20、21、22年度) ・行政評価結果に基づき、課内の優先順位の判断材料に活用した。	一部実施							0						0	防災安全課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
338	Ⅱ	2	(1)	1	a2	行政サービスの成果・効果を評価し予算に反映する	行政評価結果を予算編成時に課・部内の事業の優先順位、スクラップ&ビルドの判断資料として活用する。平成20年度を目標に行政管理部門の設置、行政評価システムのデータ化・システム化を行い、予算反映の形態を再度構築する	(平成17年度) ・行政評価システムの本部評価100事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 (平成18年度) ・行政評価システムの本部評価122事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 ・平成19年4月1日から企画部に行政管理チームを設置すべく分掌等の整理を行った。 (平成19年度) ・平成18年度の行政評価結果(平成17年度事務事業を対象)を踏まえた事業の実施に努めた。 (平成20年度) ・平成19年度の行政評価結果(平成18年度事務事業を対象)を踏まえた事業の実施に努めた。 (平成21年度) ・平成20年度の行政評価結果(平成19年度事務事業を対象)を踏まえた事業の実施に努めた。 (平成22年度) ・行政評価結果を踏まえた事業の実施に努めた。	一部実施							0							0	道路課
338	Ⅱ	2	(1)	1	a2	行政サービスの成果・効果を評価し予算に反映する	行政評価結果を予算編成時に課・部内の事業の優先順位、スクラップ&ビルドの判断資料として活用する。平成20年度を目標に行政管理部門の設置、行政評価システムのデータ化・システム化を行い、予算反映の形態を再度構築する	(平成17年度) ・行政評価システムの本部評価100事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 (平成18年度) ・行政評価システムの本部評価122事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 ・平成19年4月1日から企画部に行政管理チームを設置すべく分掌等の整理を行った。 (平成19年度) ・平成19年度の行政評価結果(平成18年度事務事業を対象)を踏まえ、平成20年度予算では、資金貸付事業を廃止することとした。 (平成20年度) ・平成20年度行政評価結果を踏まえ、社会福祉協議会との共催で「福祉のつどい」を開催し社会福祉協議会のPRに努め、福祉事業団は特養浅川苑の民間移譲など事業の内容の見直しが進行了た。 (平成21年度) ・市民へのPRに工夫を要するとの評価を踏まえ、日野市社会福祉協議会のホームページを見やすくわかりやすいものにリニューアルした。 (平成22年度) ・行政評価結果を踏まえ、各事業の必要性やあり方について精査した。	実施済(完了)							0							0	福祉政策課
338	Ⅱ	2	(1)	1	a2	行政サービスの成果・効果を評価し予算に反映する	行政評価結果を予算編成時に課・部内の事業の優先順位、スクラップ&ビルドの判断資料として活用する。平成20年度を目標に行政管理部門の設置、行政評価システムのデータ化・システム化を行い、予算反映の形態を再度構築する	(平成17年度) ・行政評価システムの本部評価100事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 (平成18年度) ・行政評価システムの本部評価122事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 ・平成19年4月1日から企画部に行政管理チームを設置すべく分掌等の整理を行った。 (平成19年度) ・平成18年度の行政評価結果(平成17年度事務事業を対象)を踏まえた事業の実施に努めた。 (平成20年度) 平成19年度の行政評価結果を踏まえた事業の実施に努めた。 (平成21年度) ・平成20年度の行政評価結果を踏まえた事業の実施に努めた。 (平成22年度) ・平成21年度の行政評価結果を踏まえた事業の実施に努めた。	一部実施							0							0	障害福祉課
338	Ⅱ	2	(1)	1	a2	行政サービスの成果・効果を評価し予算に反映する	行政評価結果を予算編成時に課・部内の事業の優先順位、スクラップ&ビルドの判断資料として活用する。平成20年度を目標に行政管理部門の設置、行政評価システムのデータ化・システム化を行い、予算反映の形態を再度構築する	(平成17年度) ・行政評価システムの本部評価100事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 (平成18年度) ・行政評価システムの本部評価122事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 ・平成19年4月1日から企画部に行政管理チームを設置すべく分掌等の整理を行った。 (平成19年度) ・行政評価に基づき業務の運営委託を行ってきた児童館2館(たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらなっと)を、平成19年度から指定管理者制度に移行させた。また、基幹型児童館について検討を進める中で、今後の児童館運営に際して市民ニーズにあった予算執行ができるような体制づくりについても検討を行った。 (平成21年度) ・行政評価(特に市民評価)結果については、これを真摯に受け止め、施策のスクラップ&ビルドを行う際の基礎資料として活用し、予算編成に反映している。 (平成22年度) ・検討を継続。	一部実施							0							0	子育て課
338	Ⅱ	2	(1)	1	a2	行政サービスの成果・効果を評価し予算に反映する	行政評価結果を予算編成時に課・部内の事業の優先順位、スクラップ&ビルドの判断資料として活用する。平成20年度を目標に行政管理部門の設置、行政評価システムのデータ化・システム化を行い、予算反映の形態を再度構築する	(平成17年度) ・行政評価システムの本部評価100事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 (平成18年度) ・行政評価システムの本部評価122事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 ・平成19年4月1日から企画部に行政管理チームを設置すべく分掌等の整理を行った。 (平成19年度) ・安全安心については、都の委託事業による講演会(全額都費)を実施するなど、費用対効果を意識したとり組を行った。 (平成21年度) ・行政評価結果を予算編成時に課内の事業の優先順位、スクラップ&ビルドの判断資料として活用した。 ・教育委員会評価についても、事務事業に反映させた。 (平成22年度) ・行政評価結果を予算編成時に課内の事業の優先順位、スクラップ&ビルドの判断資料として活用した。 ・教育委員会評価についても、事務事業に反映させた。	一部実施							0							0	庶務課
338	Ⅱ	2	(1)	1	a2	行政サービスの成果・効果を評価し予算に反映する	行政評価結果を予算編成時に課・部内の事業の優先順位、スクラップ&ビルドの判断資料として活用する。平成20年度を目標に行政管理部門の設置、行政評価システムのデータ化・システム化を行い、予算反映の形態を再度構築する	(平成17年度) ・行政評価システムの本部評価100事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 (平成18年度) ・行政評価システムの本部評価122事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 ・平成19年4月1日から企画部に行政管理チームを設置すべく分掌等の整理を行った。 (平成19年度) ・平成19年度の行政評価結果(平成18年度事務事業を対象)を、平成20年度予算編成に反映させるべく、検討を行った。 (平成21・22年度) ・行政評価の結果を踏まえた予算編成に努めた。	一部実施							0							0	学校課
338	Ⅱ	2	(1)	1	a2	行政サービスの成果・効果を評価し予算に反映する	行政評価結果を予算編成時に課・部内の事業の優先順位、スクラップ&ビルドの判断資料として活用する。平成20年度を目標に行政管理部門の設置、行政評価システムのデータ化・システム化を行い、予算反映の形態を再度構築する	(平成17年度) ・行政評価システムの本部評価100事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 (平成18年度) ・行政評価システムの本部評価122事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 ・平成19年4月1日から企画部に行政管理チームを設置すべく分掌等の整理を行った。 (平成19年度) 平成19年度は、平成18年度の行政評価結果(平成17年度事務事業を対象)を踏まえた事業の実施に努めた。 (平成22年度) 行政評価の結果を踏まえた予算編成に努めた。	一部実施							0							0	教育センター

No.	大項目	中項目	小項目	番号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課				
338	Ⅱ	2	(1)	1	a2	行政サービスの成果・効果を評価し予算に反映する	行政評価結果を予算編成時に課・部内の事業の優先順位、スクラップ＆ビルドの判断資料として活用する。平成20年度を目的に行政管理部門の設置、行政評価システムのデータ化・システム化を行い、予算反映の形態を再度構築する	(平成17年度) ・行政評価システムの本部評価100事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 (平成18年度) ・行政評価システムの本部評価122事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 ・平成19年4月1日から企画部に行政管理チームを設置すべく分掌等の整理を行った。 (平成19年度) ・市民会館・七生公会堂、市民ギャラリー、大成荘の指定管理者の更新(平成21年度から)を考えた中で、利用料金制への移行を検討した。 (平成20年度) ・大成荘、市民ギャラリー及び市民会館の利用料金制に向け検討した (平成21年度) ・大成荘、市民ギャラリーは利用料金制を実施した。市民会館・七生公会堂については平成22年度利用料金制へ移行予定。	実施済(完了)						0									0	文化スポーツ課		
338	Ⅱ	2	(1)	1	a2	行政サービスの成果・効果を評価し予算に反映する	行政評価結果を予算編成時に課・部内の事業の優先順位、スクラップ＆ビルドの判断資料として活用する。平成20年度を目的に行政管理部門の設置、行政評価システムのデータ化・システム化を行い、予算反映の形態を再度構築する	(平成17年度) ・行政評価システムの本部評価100事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 (平成18年度) ・行政評価システムの本部評価122事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 ・平成19年4月1日から企画部に行政管理チームを設置すべく分掌等の整理を行った。 (平成19年度) ・平成18年度の行政評価結果(平成17年度事務事業を対象)を踏まえた事業の実施に努めた。 (平成20年度) ・図書館評価の導入の準備を行った。平成21年3月に評価に関する要綱を制定した。 (平成21年度) ・平成20年度の図書館の運営状況に関する評価を行った。平成21年度の評価に向けて利用者アンケートを実施した。 (平成22年度) ・平成21年度の図書館の運営状況に関する評価を行った。平成22年度の評価に向けて、評価方法について図書館協議会と協議する。	実施済(完了)						0										0	図書館	
338	Ⅱ	2	(1)	1	a2	行政サービスの成果・効果を評価し予算に反映する	行政評価結果を予算編成時に課・部内の事業の優先順位、スクラップ＆ビルドの判断資料として活用する。平成20年度を目的に行政管理部門の設置、行政評価システムのデータ化・システム化を行い、予算反映の形態を再度構築する	(平成17年度) ・行政評価システムの本部評価100事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 (平成18年度) ・行政評価システムの本部評価122事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用。 ・また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 ・平成19年4月1日から企画部に行政管理チームを設置すべく分掌等の整理を行った。 (平成19年度) ・平成19年度行政評価システムの対象事務事業に選挙管理委員会所管事業は含まれていなかったが、スクラップ・アンド・ビルドの考え方にに基づき、20年度の予算編成に臨んだ。 (平成21年度) ・平成21年度は、行政評価対象事業がないため、特段の実施はなかったが、厳しい財政状況を踏まえ、予算執行に当たっては、行政評価の趣旨を念頭に行った。特に、選挙人名簿調整システム更新経費については、当初、当局単独での実施を前提にしていたが、住民情報システム再構築事業で採用するシステムを活用することにより、経費節減を図った。	実施済(完了)						0										0	選挙事務局	
339	Ⅱ	2	(1)	1	a3	行政評価システムにより事業のスクラップ・アンド・ビルドを行う	行政評価システムの本部評価並びに市民評価の結果が、事業の方向性として「休止・廃止」事業となった場合、市の施策方向性と一致した場合には、次年度以降に所管部署として事業の休止・廃止に向けた取り組みを行っている	(平成17年度) ・行政評価システムにより、休止・廃止事業の抽出(庁内評価で2事業)を行ったが、事業の休止・廃止までには至らなかった。 (平成18年度) ・行政評価システムにより、休止・廃止事業の抽出(庁内評価で3事業)を行ったが、事業の休止・廃止までには至らなかった。 (平成19年度) ・平成19年度行政評価で高齢者慶祝事業が「休止・廃止」とされたことを受け、平成20年度に健康増進事業等に事業転換することになった。 ・特別養護老人ホーム・浅川苑は「抜本見直し」と評価され、平成20年度に民間移譲することを決定した。 (平成20年度) ・栄町グループリビング事業については、市民評価で休止・廃止を受けたことから、22年3月に廃止予定である。 ・高齢者入院見舞金事業経費は、抜本見直しの評価を受け、21年度より大幅な見直しにより限度額3万円を5千円に下げた。 (平成21年度) ・地図情報のネット配信事業ほか4事業が、市民評価結果を踏まえ、平成22年度予算でゼロとした、また市税・国民健康保険税の収納(コンビニ収納及び滞納整理)事業ほか26事業で22年度予算が前年度予算から減額された。 (平成22年度) 平成22年度市民評価で「休止・廃止」の方向性が示されたクレジットカード決済事業及び21年度市民評価で「休止・廃止」の生活・保健センター温水プール運営については、22年度をもって廃止することとなった。	実施済(完了)						0											0	行政管理チーム
339	Ⅱ	2	(1)	1	a3	行政評価システムにより事業のスクラップ・アンド・ビルドを行う	行政評価システムの本部評価並びに市民評価の結果が、事業の方向性として「休止・廃止」事業となった場合、市の施策方向性と一致した場合には、次年度以降に所管部署として事業の休止・廃止に向けた取り組みを行っている	(平成17年度) ・行政評価システムにより、休止・廃止事業の抽出(庁内評価で2事業)を行ったが、事業の休止・廃止までには至らなかった。 (平成18年度) ・行政評価システムにより、休止・廃止事業の抽出(庁内評価で3事業)を行ったが、事業の休止・廃止までには至らなかった。 (平成19・21・22年度) 行政評価で「休止・廃止」となった事業はなかった。	実施済(完了)						0									0	職員課		
339	Ⅱ	2	(1)	1	a3	行政評価システムにより事業のスクラップ・アンド・ビルドを行う	行政評価システムの本部評価並びに市民評価の結果が、事業の方向性として「休止・廃止」事業となった場合、市の施策方向性と一致した場合には、次年度以降に所管部署として事業の休止・廃止に向けた取り組みを行っている	(平成17年度) ・行政評価システムにより、休止・廃止事業の抽出(庁内評価で2事業)を行ったが、事業の休止・廃止までには至らなかった。 (平成18年度) ・行政評価システムにより、休止・廃止事業の抽出(庁内評価で3事業)を行ったが、事業の休止・廃止までには至らなかった。 (平成19・20・21・22年度) ・行政評価で「休止・廃止」となった事業はなかった。	一部実施						0								0	緑と清流課			
339	Ⅱ	2	(1)	1	a3	行政評価システムにより事業のスクラップ・アンド・ビルドを行う	行政評価システムの本部評価並びに市民評価の結果が、事業の方向性として「休止・廃止」事業となった場合、市の施策方向性と一致した場合には、次年度以降に所管部署として事業の休止・廃止に向けた取り組みを行っている	(平成17年度) ・行政評価システムにより、休止・廃止事業の抽出(庁内評価で2事業)を行ったが、事業の休止・廃止までには至らなかった。 (平成18年度) ・行政評価システムにより、休止・廃止事業の抽出(庁内評価で3事業)を行ったが、事業の休止・廃止までには至らなかった。 (平成19年度) ・行政評価で「休止・廃止」となった事業はなかった。 (平成20、21年度) ・行政評価で「休止・廃止」となった事業はなかった。 (平成22年度) ・行政評価結果を踏まえた事業の実施に努める。	一部実施						0									0	道路課		
339	Ⅱ	2	(1)	1	a3	行政評価システムにより事業のスクラップ・アンド・ビルドを行う	行政評価システムの本部評価並びに市民評価の結果が、事業の方向性として「休止・廃止」事業となった場合、市の施策方向性と一致した場合には、次年度以降に所管部署として事業の休止・廃止に向けた取り組みを行っている	(平成17年度) ・行政評価システムにより、休止・廃止事業の抽出(庁内評価で2事業)を行ったが、事業の休止・廃止までには至らなかった。 (平成18年度) ・行政評価システムにより、休止・廃止事業の抽出(庁内評価で3事業)を行ったが、事業の休止・廃止までには至らなかった。 (平成19年度) 行政評価の結果を踏まえ、平成20年第1回定例会で「日野市住宅改良資金条例」を廃止した。 (平成20年度) ・平成20年度行政評価結果を踏まえ、社会福祉協議会との共催で「福祉のつどい」を開催し社会福祉協議会のPRに努め、福祉事業団は特養浅川苑の民間移譲など事業の内容の見直しが進んだ。 (平成21、22年度) ・行政評価で「休止・廃止」となった事業はなかった。	実施済(完了)						0										0	福祉政策課	
339	Ⅱ	2	(1)	1	a3	行政評価システムにより事業のスクラップ・アンド・ビルドを行う	行政評価システムの本部評価並びに市民評価の結果が、事業の方向性として「休止・廃止」事業となった場合、市の施策方向性と一致した場合には、次年度以降に所管部署として事業の休止・廃止に向けた取り組みを行っている	(平成17年度) ・行政評価システムにより、休止・廃止事業の抽出(庁内評価で2事業)を行ったが、事業の休止・廃止までには至らなかった。 (平成18年度) ・行政評価システムにより、休止・廃止事業の抽出(庁内評価で3事業)を行ったが、事業の休止・廃止までには至らなかった。 (平成19年度) ・行政評価に基づき業務の運営委託を行ってきた児童館2館(たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぐらねつ)を、年度当初から指定管理者制度に移行させた。また基幹型児童館について検討を進める中、今後、市民ニーズにあった予算執行及び体制づくりについても検討を行った。 (平成20年度) ・新たな取組みなし。 (平成21年度) ・行政評価(特に市民評価)結果については、これを真摯に受け止め、施策のスクラップ＆ビルドを行う際の基礎資料として活用し、予算編成に反映している。 (平成22年度) ・検討を継続。	一部実施						0										0	子育て課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
339	Ⅱ	2	(1)	1	a3	行政評価システムにより事業のスクラップ・アンド・ビルドを行う	行政評価システムの本部評価並びに市民評価の結果が、事業の方向性として「休止・廃止」事業となった場合、市の施策方向性と一致した場合には、次年度以降に所管部署として事業の休止・廃止に向けた取り組みを行う	(平成17年度) ・行政評価システムにより、休止・廃止事業の抽出(庁内評価で2事業)を行ったが、事業の休止・廃止までには至らなかった。 (平成18年度) ・行政評価システムにより、休止・廃止事業の抽出(庁内評価で3事業)を行ったが、事業の休止・廃止までには至らなかった。 (平成19年度) ・行政評価で「休止・廃止」となった事業はなかった。 (平成22年度) ・行政評価の結果を踏まえた予算編成に努めた。	一部実施							0							0	教育センター
339	Ⅱ	2	(1)	1	a3	行政評価システムにより事業のスクラップ・アンド・ビルドを行う	行政評価システムの本部評価並びに市民評価の結果が、事業の方向性として「休止・廃止」事業となった場合、市の施策方向性と一致した場合には、次年度以降に所管部署として事業の休止・廃止に向けた取り組みを行う	(平成17年度) ・行政評価システムにより、休止・廃止事業の抽出(庁内評価で2事業)を行ったが、事業の休止・廃止までには至らなかった。 (平成18年度) ・行政評価システムにより、休止・廃止事業の抽出(庁内評価で3事業)を行ったが、事業の休止・廃止までには至らなかった。 (平成19年度) ・行政評価で「休止・廃止」となった事業はなかった。 (平成20・21・22年度) ・行政評価システムにおいて「休止・廃止」の方向性を示された事業はなかったが、引き続き費用対効果を考えて事業展開を図った。	実施済(完了)							0							0	図書館
339	Ⅱ	2	(1)	1	a3	行政評価システムにより事業のスクラップ・アンド・ビルドを行う	行政評価システムの本部評価並びに市民評価の結果が、事業の方向性として「休止・廃止」事業となった場合、市の施策方向性と一致した場合には、次年度以降に所管部署として事業の休止・廃止に向けた取り組みを行う	(平成17年度) ・行政評価システムにより、休止・廃止事業の抽出(庁内評価で2事業)を行ったが、事業の休止・廃止までには至らなかった。 (平成18年度) ・行政評価システムにより、休止・廃止事業の抽出(庁内評価で3事業)を行ったが、事業の休止・廃止までには至らなかった。 (平成19年度) ・平成19年度行政評価の本部評価又は市民評価で「休止・廃止」となった事業はなかったが、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づいて、不要・不急の業務の廃止又は整理を行い、平成20年度予算編成に反映させた。 (平成21年度) ・行政評価対象事業はなかったが、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づき、不要・不急の事業の廃止又は整理を行い、平成22年度予算に反映させた。	実施済(完了)							0							0	選管事務局
340	Ⅱ	2	(1)	1	a4	行政評価システムの優先順位の明確化を図る	財政部門における予算編成の完全部配当方式の導入に合わせて、行政評価システム結果を部配当枠の事業の優先順位付けへの活用を図る	(平成17年度) ・行政評価システムにより、193事業の方向性を「拡大・充実」「維持・継続」「見直し」「抜本見直し」「廃止・休止」の5つに種分けしたが、予算編成の完全部配当方式への反映はできなかった。 (平成18年度) ・行政評価システムにより、252事業の方向性を「拡大・充実」「維持・継続」「見直し」「抜本見直し」「廃止・休止」の5つに種分けしたが、予算編成の完全部配当方式への反映はできなかった。 (平成19年度) ・平成19年度行政評価システムの評価結果を、各通知し、20年度予算編成に活用した。また評価結果を財政課・企画調整課に提供し、予算編成や基本計画進捗管理への利用を促した。本部評価または市民評価が「見直し」「抜本見直し」「休止・廃止」の事業については、「行政評価結果の確認調査」を所管部署から徴し、平成19年度後期、20年度及び22年度以降の具体的な取組みの方向を確認し、予算や事務改善に反映させるよう指導した。 (平成20年度) ・評価結果を各課に通知し、平成21年度予算編成に活用した。評価結果を財政課、企画調整課に提供し、予算編成や基本構想・基本計画の進捗管理等の基礎資料とした。 ・平成19年度同様「確認調査」を徴し、21年度以降の評価結果を踏まえた取組みを確認し、財政課及び企画調整課と情報を共有した。 (平成21年度) ・市民評価結果を主管課での次年度予算要求前に公表することで、予算の積算段階から市民評価結果を反映できた。・平成20年度同様に「確認調査」を徴し、評価結果の予算反映結果について、市民評価委員へ報告した。 (平成22年度) ・市民評価結果を主管課での次年度予算要求前に公表することで、予算の積算段階から市民評価結果を反映できた。・「確認調査」を徴し、市民評価に対する次年度予算反映結果について、市民評価委員へ報告した。	一部実施							0							0	行政管理チーム
341	Ⅱ	2	(1)	1	a5	行政評価システムの市民評価事業数の拡大を図り、生活者の意見を事業に取り入れ市民ニーズに沿った改善に努める	行政評価システムの市民評価事業数の拡大を図り、最も効果的な方法や手段でサービスを提供できる体制を施策や政策に反映する。最終目標として全事業について行政評価を実施し、毎年最低100事業の市民評価を実施する	(平成17年度) ・所管部署評価193事業、本部評価100事業、市民評価40事業を実施。 (平成18年度) ・所管部署評価252事業、本部評価122事業、市民評価60事業を実施。 (平成19年度) ・所管部署評価331事業、本部評価158事業、市民評価70事業を実施。 (平成20年度) ・所管部署評価194事業、本部評価91事業、市民評価80事業を実施し、市民評価対象事業については拡大した。 (平成21年度) ・所管部署評価137事業、本部評価66事業、市民評価51事業を実施し、評価結果を予算要求時期までに確定するため対象事業を絞り込んだ。 (平成22年度) ・行政評価の電算システム化により、所管部署評価については、原則全事業とした(およそ600事業)。 ・本部評価74事業、市民評価52事業を実施し、市民ニーズに沿った改善を進めた。	一部実施							0							0	行政管理チーム
342	Ⅱ	2	(1)	1	a6	行政評価システムの市民評価結果は施策の方向性を決定する重要な位置づけとして、施策の展開や予算へ市民意見を反映していく	本部評価と市民評価の実施事業は次年度の予算に反映する。行政評価結果は予算編成時に課・部内事業の優先順位資料、新規事業導入の際の基礎資料として活用する。平成20年度を目途に、行政管理部門の設置、行政評価システムのデータ化・システム化を図り、予算反映の形態を再度構築する	(平成17年度) ・行政評価システムの本部評価100事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各配当当時の資料として活用した。また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用した。 (平成18年度) ・行政評価システムの本部評価122事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各配当当時の資料として活用した。また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用した。平成19年4月1日から企画部に行政管理チームを設置すべく分掌等の整理を行った。 (平成19年度) ・平成19年度行政評価システムに基づく行政評価結果を各課に通知し、20年度予算編成に活用した。また、評価結果を財政課・企画調整課に提供し、予算編成や基本計画進捗管理に利用した。本部評価または市民評価が「見直し」「抜本見直し」「休止・廃止」の事業については、「行政評価結果の確認調査」を所管部署から徴し、平成19年度後期、20年度及び21年度以降の具体的な取組みの方向を確認し、予算や事務改善に反映させるよう指導した。 (平成20年度) ・評価結果を各課に通知し、平成21年度予算編成に活用した。評価結果を財政課、企画調整課に提供し、予算編成や基本構想・基本計画の進捗管理等の基礎資料とした。平成19年度同様「確認調査」を徴し、21年度以降の評価結果を踏まえた取組みを確認し、財政課及び企画調整課と情報を共有した。行政評価のデータ化・システム化について、財務会計システムの入替え時期である平成22年度より導入することを決めた。 (平成21年度) ・市民評価結果を主管課での次年度予算要求前に公表することで、予算の積算段階から市民評価結果を反映できた。平成20年度同様に「確認調査」を徴し、評価結果の予算反映結果について、市民評価委員へ報告した。平成22年度から行政評価のデータ化・システム化が稼働できるよう、システムを構築した。 (平成22年度) ・市民評価結果を主管課での次年度予算要求前に公表することで、予算の積算段階から市民評価結果を反映できた。「確認調査」を徴し、市民評価に対する次年度予算反映結果について、市民評価委員へ報告した。行政評価の電算システム化により予算の積算及び査定時に評価結果等を利用できる仕組みができた。	一部実施							0							0	行政管理チーム
343	Ⅱ	2	(1)	1	b	外部監査制度の導入を検討する	住民監査請求等に対応する個別外部監査制度と包括外部監査制度の両面について検討する。包括外部監査制度については任意導入団体ではあるが、公正で効率的な財政運営を求められている現在、市民ニーズにふさわしいため、その実現化を検討する。	(平成18年度) ・導入に向け検討を行った。 ＜外部監査制度＞ ・地方自治法による設置：都道府県、政令で定める市・特別市、中核市、政令指定都市、条例による設置：その他市町村。 ・外部監査制度の手続き：自治法第252条27～35、包括外部監査：自治法第252条36～38、個別外部監査：自治法第252条39～44。 ・実施状況：47都道府県で実施、中核市以上の52市及び条例で指定した12市、計64市。 (平成19年度) ・近隣市の導入状況を把握し、検討を行った。 (平成20・21年度) ・引き続き近隣市の導入状況を把握、検討中。 (平成22年度) ・国が進める地方自治体の監査制度の見直しに留意しつつ、実現化について調査・検討を進める。	一部実施							0							0	企画調整課
344	Ⅱ	2	(1)	1	c1	バランススコアカード制度の導入を検討する	行政評価システムの本部評価の段階に「バランススコアカード制度」の導入を検討する。また、行政管理部門の創設に併せ、行政管理に「バランススコアカード制度」を活用する。19年度に行政評価システムに導入し、21年度に行政管理に導入する。	(平成18年度) ＜バランススコアカードの基本コンセプトを行政に当てはめた場合の4つの視点＞ ・財務の視点：市民等のニーズに応えるため、財務的視点から目標の達成を目指す。 ・顧客の視点：財務の視点を実現するために、市民等の視点から目標の達成を目指す。 ・業務プロセスの視点：財務的目標の達成や市民満足度を向上させるために、どのようなプロセスが必要であり、また、改善が必要であるかを分析し、市民の視点、財務の視点の目標達成を目指す。 ・学習と成長の視点：他市よりも優れた業務プロセスを備え、市民満足を図り、財務的目標を達成するためには、どの様に職員の能力を高め、環境を維持すべきかといった能力開発や知的財産向上に関する目標達成を目指す。 ・平成19年度から行政評価システムに導入を目標としているが、行政管理チームが実施する業務指導上の分析・目標管理に活用したほうが、効果が大きいかどうか、検討していく。 (平成19年度) ・バランススコアカード制度導入の件については、基礎調査を行うに留まった。 (平成20年度) ・平成19年度状況と変わらない。 (平成21年度) ・平成20年度状況と変わらない。 (平成22年度) ・資料収集等に努めたが、基礎調査までに留まった。	一部実施							0							0	行政管理チーム

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
345	Ⅱ	2	(1)	1	d1	経済性を重視した設計を行う	プロジェクトチームを組織し、経済設計指針を定め、大規模工事の設計は、基本設計時に各工法ごとのイニシャルコストとランニングコストの算出を行い、財産管理課を事務局とする庁内検討委員会で、採用する工法の選択・決定を行い、実施設計に反映する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・日野宿通り再生整備計画の実施に向け、道路課と合同でプロジェクトチームを作り、工法の確認や積算根拠の確認を行った。 (平成20・21年度) ・工法の確認や積算根拠の確認を行い経済性を重視して日野宿通り再生整備計画に基づき日野用水上堰整備工事を実施した。 (平成22年度) ・平成23年度にて日野宿通り周辺再生・整備計画に基づき日野用水上堰及び日野用水下堰の整備を行うが、工法の確認や積算根拠の確認を行い経済性を重視して実施していく。	一部実施							0							0	緑と清流課
345	Ⅱ	2	(1)	1	d1	経済性を重視した設計を行う	プロジェクトチームを組織し、経済設計指針を定め、大規模工事の設計は、基本設計時に各工法ごとのイニシャルコストとランニングコストの算出を行い、財産管理課を事務局とする庁内検討委員会で、採用する工法の選択・決定を行い、実施設計に反映する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・プロジェクトチームは設置できなかったが、経済性を重視した設計に努めた。 (平成20・21・22年度) ・プロジェクトチームは設置できなかったが、経済性を重視した設計に努めた。	一部実施							0							0	道路課
345	Ⅱ	2	(1)	1	d1	経済性を重視した設計を行う	プロジェクトチームを組織し、経済設計指針を定め、大規模工事の設計は、基本設計時に各工法ごとのイニシャルコストとランニングコストの算出を行い、財産管理課を事務局とする庁内検討委員会で、採用する工法の選択・決定を行い、実施設計に反映する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・新生活保護システム「リプラス」導入に伴い、課内でプロジェクトチームを編成、必要かつ低廉な効率の高いシステムを検討した。 (平成20年度) ・新システム導入により、生活保護システムも日野市情報推進計画に基づいた福祉総合システムに乗り入れることができ他課システムとのデータ連携を図ることができた。また、新システムに移行することにより業務はより効率化され、市民に対するサービスを拡充させることができ、市民福祉の向上に寄与できた。	実施済(完了)							0							0	生活福祉課
345	Ⅱ	2	(1)	1	d1	経済性を重視した設計を行う	プロジェクトチームを組織し、経済設計指針を定め、大規模工事の設計は、基本設計時に各工法ごとのイニシャルコストとランニングコストの算出を行い、財産管理課を事務局とする庁内検討委員会で、採用する工法の選択・決定を行い、実施設計に反映する。	(平成17・18・19年度) ・未着手。 (平成20・21年度) ・大規模設計工事の設計はなかったが、今後新規であった場合は、庁内検討委員会の工法の選択に基づき、経済性を重視した設計を行う。 (平成22年度) ・今年度は大規模設計工事の設計はなかった。今後新規であった場合は、庁内検討委員会の工法の選択に基づき、経済性を重視した設計を行う。(No.346の記載内容と同じ)	未着手							0							0	図書館
346	Ⅱ	2	(1)	1	d2	経済性を重視した設計を行う	経済設計指針に基づき、採用工法を庁内検討委員会で決定し、トータルコストの縮減を図る	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・日野宿通り再生整備計画の実施については、道路課と合同でプロジェクトチームをつくり、工法や積算根拠の確認を実施した。 (平成20・21年度) ・工法の確認や積算根拠の確認を行い経済性を重視して日野宿通り再生整備計画に基づき日野用水上堰整備工事を実施した。 (平成22年度) ・平成23年度にて日野宿通り周辺再生・整備計画に基づき日野用水上堰及び日野用水下堰の整備を行うが、工法の確認や積算根拠の確認を行い経済性を重視して実施していく。	一部実施							0							0	緑と清流課
346	Ⅱ	2	(1)	1	d2	経済性を重視した設計を行う	経済設計指針に基づき、採用工法を庁内検討委員会で決定し、トータルコストの縮減を図る	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・各課とも経済性を重視した設計に努めた。 (平成20・21・22年度) ・プロジェクトチームは設置できなかったが、経済性を重視した設計に努めた。	一部実施							0							0	道路課
346	Ⅱ	2	(1)	1	d2	経済性を重視した設計を行う	経済設計指針に基づき、採用工法を庁内検討委員会で決定し、トータルコストの縮減を図る	(平成17・18・19年度) ・未着手。 (平成20・21年度) ・大規模設計工事の設計はなかったが、今後新規であった場合は、庁内検討委員会の工法の選択に基づき、経済性を重視した設計を行う。(No.345の記載内容と同じ) (平成22年度) ・今年度は大規模設計工事の設計はなかった。今後新規であった場合は、庁内検討委員会の工法の選択に基づき、経済性を重視した設計を行う。(No.345の記載内容と同じ)	未着手							0							0	図書館
小計(小項目計)										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2)ICT推進策とICT化の投資効果の検証

347	Ⅱ	2	(2)	1	a	日野市情報化推進計画(市民サービス向上の推進計画)を作成し、積極的なICT化の推進を検討する	平成13年度に作成した現計画の総括及び検証を行い、平成18年度から平成22年度までの新たな5カ年計画を市民委員を含む「情報化推進計画作成委員会」を設置して、市民の視点から策定する。新計画では市民ニーズを把握して地域の情報化及び庁内の事務効率化を推進していく。(No.215の記載内容と同じ)	(平成17年度) ・平成13年度に作成した現計画の総括及び検証を行い、平成18年度から平成22年度までの新たな5カ年計画を市民委員を含む「情報化推進計画作成委員会」を設置して、市民の視点から策定。 (平成18年度) ・情報化推進計の推進。(No.215の記載内容と同じ) (平成19年度) ・平成19年7月31日・12月26日の情報化推進本部会議で進捗状況の報告を行った。 電子申請、ICT、住民系システムオープン化、マルチバイメントその他、今後の主要システムの更新スケジュールについて確認作業を行った。 (平成20・21・22年度) ・No.215の記載内容と同じ。	一部実施							0							0	情報システム課
348	Ⅱ	2	(2)	1	b	セキュリティポリシーの強化を図る	「日野市情報セキュリティポリシー」を実効あるものにするために、毎年全職員を対象に情報セキュリティ研修を実施、さらに内部監査及び外部監査を実施してセルフチェック・第三者によるチェックを実施してPDCAサイクルの導入を進める。今後はさらに国際標準規格であるISO27001を取得してさらに信頼される情報セキュリティ管理体制を確立する。(No.253の記載内容と同じ)	(平成17年度) ・「日野市情報セキュリティポリシー」を実効あるものにするために、毎年全職員を対象に情報セキュリティ研修を実施。 ・さらに、内部監査及び外部監査を実施してセルフチェック・第三者によるチェックを実施してPDCAサイクルの導入を進めた。 (平成18年度) ・「日野市情報セキュリティポリシー」を実効あるものにするために、毎年全職員を対象に情報セキュリティ研修を実施。 ・さらに、内部監査及び外部監査を実施してセルフチェック・第三者によるチェックを実施してPDCAサイクルの導入を進めた。(No.253の記載内容と同じ) (平成19年度) ・〈新人・任用替・事務補助職員情報セキュリティ研修>4月6日・10日、新人12人、任用替等14人。 ・〈幼稚園・保育園・児童館・学童クラブ職員情報セキュリティ研修>6月4日・5日、3人。 ・〈情報セキュリティ対策本部会議>7月31日・12月26日。 ・〈任用替職員情報セキュリティ研修>8月1日、7人。 ・〈ISO27001取得に向けた研修>8月30日。 ・〈その他>ペネトレーション、内部監査、全職員対象情報セキュリティ研修、情報セキュリティポリシーの見直しについて検討した。(No.253の記載内容と同じ) (平成20・21・22年度) ・No.253に記載内容と同じ。	一部実施							0							0	情報システム課
349	Ⅱ	2	(2)	1	c	ICT導入投資効果の検証システムを構築する	事務事業評価、行政評価システムの中で行政管理部門の創設にあわせ、投資経費、事務効率、人件費、市民サービス等をコスト計算を基に検証する	(平成18年度) ・行政評価システムの見直しの中で、目標の全ての内容を満たすことは困難であった。 (平成19年度) ・情報システム課と連携し、ICT導入による投資効果を検証するシステムの構築を進める予定だったが、実現には至らなかった。 (平成20年度) ・平成19年度状況と変わらなかった。 (平成21年度) ・平成20年度状況と変わらない。 (平成22年度) ・ICT関連導入効果の検証は、内部の検討に終わり、実現できなかった。引き続き検証システムの構築に向けた検討を行う。	一部実施							0							0	行政管理チーム
349	Ⅱ	2	(2)	1	c	ICT導入投資効果の検証システムを構築する	事務事業評価、行政評価システムの中で行政管理部門の創設にあわせ、投資経費、事務効率、人件費、市民サービス等をコスト計算を基に検証する	(平成18年度) ・行政評価システムの見直しの中で、目標の全ての内容を満たすことは困難であった。 (平成19年度) ・納税課の「電話催告システム」の導入効果を検証するため、電話催告者の納付状況を集計するプログラムを作成した。 ・関連作業として、予算要求時における「ICT予算事前協議」を行い、あわせて基幹業務委託に関する契約依頼時の仕様書の確認を実施した。 (平成20年度) ・平成19年度に引き続き、予算要求時における「ICT予算事前協議」を行い、金額の精査だけではなく必要性、業務の効果や課題などの確認も実施した。 (平成21年度) ・予算要求時に、ICT関連予算と業務内容の適正化を目的として「ICT予算事前協議」を行い、借上料・ハード・ソフト保守委託・作業委託・データ入力委託・ライセンス料の金額精査、必要性、業務の効果や課題などの確認を実施した。 (平成22年度) ・予算要求時における「ICT予算事前協議」を行い、金額の精査だけではなく必要性、業務の効果や課題などの確認をした。・住民情報システムの再構築関係のICT予算項目の仕分け作業を実施した。	一部実施							0							0	情報システム課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課		
350	Ⅱ	2	(2)	1	d	情報技術専門家やシステム・インテグレーターなど専門知識を持った民間活力の活用を検討する	現在のIoT関連のTCOの削減手法として、情報技術専門家をCIO補佐官として導入、システム・インテグレーターに委託し、より専門的な立場からコスト削減が可能な部分の分析等の方法を検討していく。	(平成17年度) ・CIO補佐官制度やシステム・インテグレーターを導入している自治体を調査した。 (平成18年度) ・CIO補佐官制度やシステム・インテグレーターを導入することによりTCOの削減や最適化が可能になるか検討した。 (平成19年度) ・オープン化計画策定の中で、コスト適正化の手法についても幅広く検討していくこととした。 (平成20年度) ・状況調査>多摩地域29市町村において、CIO補佐官やシステム・インテグレーターを導入している団体は3市。 システム再構築の検討>基幹系システム再構築分析業務の中で、TCOの削減についても幅広く検討した。 (平成21年度) システム再構築の事業者選定段階における検討>基幹系システム再構築分析業務の中で、TCOの削減の検討結果も踏まえ、事業者の選定時において専門的な立場からの支援委託により実施した。 (平成22年度) ・現在、基幹系システム再構築業務を実施する中で、継続して専門的な立場からの技術支援委託により実施した。	一部実施							0							0	情報システム課		
351	Ⅱ	2	(2)	1	e	レガシシステムを検証しオープンシステムへの移行を検討する	現在のホストコンピュータは、平成20年3月でリースアップになるが、オープン化については、ホストリプレイスによりワークション置くことで、無理のないスケジュールで、ホストコンピュータからオープンシステムへの移行が可能となる。前期高齢者・後期高齢者等医療制度改革や税法改正により大規模なシステム改修が入るため移行時期については慎重に検討する。	(平成17年度) ・現行のレガシシステムを検証しオープンシステムへの移行を調査した。 (平成18年度) ・現行のレガシシステムを検証しオープンシステムへの移行を検討して、オープンシステム導入計画を作成した。 (平成19年度) ・平成20年度以降のオープン化計画策定支援業者の選定に向け、準備作業を行った。 (平成20年度) ・オープン化に向けた検討>基礎資料(計画案・概算予算等)作成作業として再構築分析業務を実施(ノウハウを有する外部の専門家と契約)。分析範囲は手順・体制の決定、現状調査、システムの外的動向、パッケージの検討、コストシュミレーションなど。<実施内容>・主管課に対するアンケート実施・主管課に対する現行システムに関するヒアリング実施・現行システム要件定義の作成・主要ベンダー複数に対する情報提供依頼(RFI)の実施 (平成21年度) ・オープンシステムの構築方針>第14回情報化推進本部会議(5月28日実施)において、住民系・税系・福祉系システムのオープン化による再構築の方針決定を行った。<実施内容>・方針決定に伴い、平成23年度(住民記録系・税系)及び平成24年度(福祉系)で41システムの再構築準備を実施・「日野市住民情報システム選定委員会」を設置し、検討を重ねるなどの段階を経て、事業者を決定・大規模な再構築のため、再構築支援業務委託の事業者を選定・住民情報システムの再構築に当たり、日野市全体としての業務効率向上及び再構築業務の円滑な実施を実現するため、「日野市住民情報システム再構築調整委員会」を設置・再構築を円滑に実施するため、「住民情報システム再構築開発基本方針兼実施要領」を作成。 (平成22年度) ・現在のホストコンピュータを中心とする基幹システムである住民情報システムの再構築を、平成24年度までに実施する。住民記録系・税系・介護等を平成23年度から切り替えるために22年度に一部運用開始し、福祉系を24年度から運用をする。法改正対応費用・運用管理費用の低減、効率的運用、市民サービスの向上に取り組む。	一部実施							0									0	情報システム課
352	Ⅱ	2	(2)	1	f	学校図書館をネットワーク化し、蔵書を共有化する	学校図書館をネットワーク化し、蔵書を共有化して、学校での授業、読書活動を充実する。図書情報は、市立図書館のデータを活用し、市立図書館の第8期図書システムと連携してシステム構築を図り、全体経費の低減を図る。また、バーコード添付、データ付与等をシステム経費内に盛り込み早期稼働を目指す。	(平成17年度) ・子ども読書推進計画で学校図書館ネットワーク化を進めることを決定。 (平成18年度) ・①検討5社のデモ、機能について打ち合わせ会議を行い、仕様原案を作成した、②司書教諭連絡会で事例として1社デモ、③予算要求提出、④庁内選定委員会で仕様・選定方法検討中。 (平成19年度) ・市立図書館の図書貸出・返却システムの入替に合わせ、蔵書管理や校内での貸出・返却等を行うことのできるシステムを学校図書館にも導入した。 (平成20年度) ・当該システムの導入に際し、学校図書館に勤務する市政協力員の方たちにも研修会に参加してもらった。 (平成20年度) ・オンライン化が完了した。	実施済(完了)							0							0	庶務課		
352	Ⅱ	2	(2)	1	f	学校図書館をネットワーク化し、蔵書を共有化する	学校図書館をネットワーク化し、蔵書を共有化して、学校での授業、読書活動を充実する。図書情報は、市立図書館のデータを活用し、市立図書館の第8期図書システムと連携してシステム構築を図り、全体経費の低減を図る。また、バーコード添付、データ付与等をシステム経費内に盛り込み早期稼働を目指す。	(平成17年度) ・子ども読書推進計画で学校図書館ネットワーク化を進めることを決定。 (平成18年度) ・①検討5社のデモ、機能について打ち合わせ会議を行い、仕様原案を作成した、②司書教諭連絡会で事例として1社デモ、③予算要求提出、④庁内選定委員会で仕様・選定方法検討中。 (平成19年度) ・第7期図書館電算システムの選定及び開発に際して全体経費の圧縮に努めるとともに、経費内で学校図書館図書データのデータ作成作業及び学校図書館関係者に対する研修を実施、平成20年度からの運用開始の準備を行った。 (平成20年度) ・平成20年4月から運用を開始し、運用支援を行った。 ・学校搬送業務により、必要な図書を搬送し、授業の充実、学校図書館活動を支援した。 (平成21年度) ・運用支援を行った。 ・学校搬送業務により、必要な図書を搬送し、授業の充実、学校図書館活動を支援した。	実施済(完了)							0							0	図書館		
353	Ⅱ	2	(2)	1	g1	ホームページの活用(行政情報を積極的に発信する)	ホームページを活用し、情報提供の窓口の一元化を図り、事業情報、業務内容、申請方法等を積極的に情報を市民がわかりやすい内容で発信するように、以下の方法をとる ① アンケートの実施や分析道具を活用し、利用者のニーズを把握する ② 行政情報の公開基準を策定し、各課が確実に情報を公開するきまりを定める ③ 庁内のプロジェクトチームのあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する ④ 外部の専門家の評価を受けることや市民の助言を求める場をつくることなどを視野に入れて改善する	(平成17年度) ・ホームページのシステムを従来の広報紙に掲載された情報を月2回更新したやり方から、各課がページを作成し、随時発信するやり方に変更。各課でホームページを担当する職員を中心に研修を実施。 (平成18年度) ・①について、ホームページに関するアンケートを6月に実施、アンケートの中の自由意見を参考に、一部修正。また、分析道具を活用した利用状況の調査を12月から開始、検索の多い分野を上位に移す作業等実施。 (平成19年度) ・左の実施策(実施計画)のうち、前年度までに実施済の①②を除き、次のような取り組みを行った。③については、各課に広報企画員及びホームページ担当を配置し、公室の広報担当と連携して公開内容のチェックを行った。④については、平成20年度に当該外部専門家による評価結果を踏まえてホームページ再構築に向けた取り組みを進めることとした。 (平成20年度) ・ホームページは各課がページを作成し、随時発信するやり方に変更。各課でホームページを担当する職員を中心に研修を実施。 ・①②③は引き続き実施。④については、平成20年度に当該外部専門家による評価結果を踏まえてホームページ再構築に向けた取り組みを進めることとし、平成21年度に緊急雇用事業を活用した臨時職員を雇用し、ホームページのデータ整理を行っている。 (平成21年度) ・アクセシビリティ及びユーザビリティの向上に向け、統一的で分かりやすいホームページとなるよう全ページを整備した。 (平成22年度) ・市のホームページについてアクセシビリティ及びユーザビリティのチェックを終了。次年度からホームページ再構築に着手する。	実施済(完了)							0									0	市長公室
353	Ⅱ	2	(2)	1	g1	ホームページの活用(行政情報を積極的に発信する)	ホームページを活用し、情報提供の窓口の一元化を図り、事業情報、業務内容、申請方法等を積極的に情報を市民がわかりやすい内容で発信するように、以下の方法をとる ① アンケートの実施や分析道具を活用し、利用者のニーズを把握する ② 行政情報の公開基準を策定し、各課が確実に情報を公開するきまりを定める ③ 庁内のプロジェクトチームのあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する ④ 外部の専門家の評価を受けることや市民の助言を求める場をつくることなどを視野に入れて改善する ⑤ ホームページの再構築	(平成17年度) [市長公室] ・ホームページのシステムを従来の広報紙に掲載された情報を月2回更新したやり方から、各課がページを作成し、随時発信するやり方に変更。各課でホームページを担当する職員を中心に研修を実施。 (平成18年度) [市長公室] ・①について、ホームページに関するアンケートを6月に実施、アンケートの中の自由意見を参考に、一部修正。また、分析道具を活用した利用状況の調査を12月から開始、検索の多い分野を上位に移す作業等実施。 (平成19年度) ・ホームページ作成ソフト(アセットナウ)の操作研修>6月11日 ・庁内掲示板でホームページの作成基準を掲示・周知>6月13日・11月29日 ・なお、ホームページ検索傾向を解析するための「公式ホームページ診断委託料」を平成20年度予算に計上することとした。 (平成20年度) ・現状把握>市ホームページについて、サイトの構造やユーザビリティ(障害のある方でも使いやすいかどうか)をチェックするため、「公式ホームページ診断委託料」を予算化した。 ・ホームページ診断>ホームページ全般に精通した民間企業の診断結果を基に、リニューアルも含めた今後のホームページ運営等について、検討していく。 ・診断により検出された主な問題点>編集的分類ができていない。・リンク切れが多い。緊急情報が掲載されていない。外来語が多用されている。 (平成21年度) ・実施内容>前年度に実施した「公式ホームページ診断」の結果(編集的分類の不備、緊急情報の未掲載など)を踏まえ、市長公室の技術的サポート及び提案・相談を行った。 ・リンク切れが多いため、市長公室と解決に向けた協議を行った・近年、選挙日におけるホームページのサーバ負荷が高いため、技術的な工夫による対策を実施した。 (平成22年度) ・広報担当による、リンク切れチェックを行うなど使いやすさを目指して継続的に行った。選挙時にホームページがダウンしないように技術的運用対策を実施し、安定運用を確保した。平成23年度より広報担当が新たにホームページの安定稼働のために機器更新を行い、内容の見直しを進める計画で、積極的に情報発信する段階になった。	実施済(完了)							0									0	情報システム課
353	Ⅱ	2	(2)	1	g1	ホームページの活用(行政情報を積極的に発信する)	ホームページを活用し、情報提供の窓口の一元化を図り、事業情報、業務内容、申請方法等を積極的に情報を市民がわかりやすい内容で発信するように、以下の方法をとる ① アンケートの実施や分析道具を活用し、利用者のニーズを把握する ② 行政情報の公開基準を策定し、各課が確実に情報を公開するきまりを定める ③ 庁内のプロジェクトチームのあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する ④ 外部の専門家の評価を受けることや市民の助言を求める場をつくることなどを視野に入れて改善する ⑤ ホームページの再構築	(平成17年度) [市長公室] ・ホームページのシステムを従来の広報紙に掲載された情報を月2回更新したやり方から、各課がページを作成し、随時発信するやり方に変更。各課でホームページを担当する職員を中心に研修を実施。 (平成18年度) [市長公室] ・①について、ホームページに関するアンケートを6月に実施、アンケートの中の自由意見を参考に、一部修正。また、分析道具を活用した利用状況の調査を12月から開始、検索の多い分野を上位に移す作業等実施。 (平成19年度) ・例年同様、当初予算の状況を「広報ひの」5月1日号で、また前年度決算の状況を同11月1日号で公表、併せて市のホームページでも公開した。いずれも市の重点事業、市債や基金の残高、経常収支比率等を中心に他市との比較をまじえ、グラフ等を多用して分かりやすい公表に努めた。以上は、ホームページでも公表した。 (平成21年度) ・例年と同様に、当初予算の状況を「広報ひの」5月1日号で、また前年度決算の状況を同11月1日号で公表、併せて市のホームページでも公開した。市民に分かりやすいように他市との比較をまじえ、グラフ等を多用するなどの工夫を行った。さらに、今年度から、新地方公会計制度に基づき作成を行った財務諸表についても公表を開始した。 (平成22年度) ・当初予算の状況を「広報ひの」5月1日号に、また前年度決算の状況を11月1日号に、さらに新地方公会計制度に基づき作成した財務諸表については12月1日号で公表、併せて市のホームページでも公開した。市民に分かりやすいように他市との比較をまじえ、グラフ等を多用するなどの工夫を行った。今後も、市民に対して分かりやすい情報提供するため、他市のホームページの情報提供について収集、分析を実施し、さらに充実した内容になるよう取り組んでいく。	実施済(完了)							0									0	財政課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課		
353	Ⅱ	2	(2)	1	g1	ホームページの活用(行政情報を積極的に発信する)	ホームページを活用し、情報提供の窓口の一元化を図り、事業情報、業務内容、申請方法等を積極的に情報を市民がわかりやすい内容で発信するように、以下の方法をとる ① アンケートの実施や分析道具を活用し、利用者のニーズを把握する ② 行政情報の公開基準を策定し、各課が確実に情報を公開するきまりを定める ③ 庁内のプロジェクトチームのあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する ④ 外部の専門家の評価を受けることや市民の助言を求める場をつくることなどを視野に入れて改善する ⑤ホームページの再構築	(平成17年度) [市長公室] ・ホームページのシステムを従来の広報紙に掲載された情報を月2回更新したやり方から、各課がページを作成し、随時発信するやり方に変更。各課でホームページを担当する職員を中心に研修を実施。 (平成18年度) [市長公室] ・①について、ホームページに関するアンケートを6月に実施、アンケートの中の自由意見を参考に、一部修正。また、分析道具を活用した利用状況の調査を12月から開始、検索の多い分野を上位に移す作業等実施。 (平成19年度) ・平成19年度行政評価システムに基づく評価結果を11月15日号広報「ひの」に、また第3次行財政改革大綱・集中改革プラン実施計画の平成18年度実施状況を平成20年2月1日号「広報ひの」にそれぞれ掲載し、周知に努めた。当該評価結果等は、広報掲載日以降、紙資料を各市立図書館に配置するとともに、ホームページにも掲示した。 (平成20年度) ・平成20年度行政評価システムに基づく評価結果を12月1日号広報「ひの」に、また第3次行財政改革大綱・集中改革プラン実施計画の19年度実施状況を平成21年2月1日号「広報ひの」にそれぞれ掲載し、周知に努めた。当該評価結果等は、広報掲載日以降、紙資料を各市立図書館に配置するとともに、ホームページにも掲示した。 (平成21年度) ・行政評価報告書、第3次行革平成20年度実施計画実施状況、集中改革プラン進捗状況をホームページ及び広報「ひの」で公表した。 (平成22年度) ・行政評価報告書、確認調書、行革懇談会報告書、第4次行革大綱中間報告書、中間報告に対するパブリックコメント結果及び集中改革プラン取り組み結果をホームページ、図書館及び広報「ひの」で公表した。	実施済(完了)							0									0	行政管理チーム
353	Ⅱ	2	(2)	1	g1	ホームページの活用(行政情報を積極的に発信する)	ホームページを活用し、情報提供の窓口の一元化を図り、事業情報、業務内容、申請方法等を積極的に情報を市民がわかりやすい内容で発信するように、以下の方法をとる ① アンケートの実施や分析道具を活用し、利用者のニーズを把握する ② 行政情報の公開基準を策定し、各課が確実に情報を公開するきまりを定める ③ 庁内のプロジェクトチームのあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する ④ 外部の専門家の評価を受けることや市民の助言を求める場をつくることなどを視野に入れて改善する ⑤ホームページの再構築	(平成17年度) [市長公室] ・ホームページのシステムを従来の広報紙に掲載された情報を月2回更新したやり方から、各課がページを作成し、随時発信するやり方に変更。各課でホームページを担当する職員を中心に研修を実施。 (平成18年度) [市長公室] ・①について、ホームページに関するアンケートを6月に実施、アンケートの中の自由意見を参考に、一部修正。また、分析道具を活用した利用状況の調査を12月から開始、検索の多い分野を上位に移す作業等実施。 (平成19年度) ・課題と認識し、引き続き検討していくこととした。 (平成21・22年度) ・採用関係の情報の掲載及び人事給与制度の公表を行った。	実施済(完了)								0							0	職員課	
353	Ⅱ	2	(2)	1	g1	ホームページの活用(行政情報を積極的に発信する)	ホームページを活用し、情報提供の窓口の一元化を図り、事業情報、業務内容、申請方法等を積極的に情報を市民がわかりやすい内容で発信するように、以下の方法をとる ① アンケートの実施や分析道具を活用し、利用者のニーズを把握する ② 行政情報の公開基準を策定し、各課が確実に情報を公開するきまりを定める ③ 庁内のプロジェクトチームのあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する ④ 外部の専門家の評価を受けることや市民の助言を求める場をつくることなどを視野に入れて改善する ⑤ホームページの再構築	(平成17年度) [市長公室] ・ホームページのシステムを従来の広報紙に掲載された情報を月2回更新したやり方から、各課がページを作成し、随時発信するやり方に変更。各課でホームページを担当する職員を中心に研修を実施。 (平成18年度) [市長公室] ・①について、ホームページに関するアンケートを6月に実施、アンケートの中の自由意見を参考に、一部修正。また、分析道具を活用した利用状況の調査を12月から開始、検索の多い分野を上位に移す作業等実施。 (平成19年度) ・ホームページの活用により、市民により分かりやすい情報発信に努めた。 (平成20年度) ・ホームページの活用により、市民が理解し・活用できるような情報発信に努めた。 (平成21年度) ・防災情報メールを開始、震災・風水害情報発信手段の立ち上げを行った。 (平成22年度) ・防災情報メールの市民への加入促進を図るとともに、ホームページの記載状況の点検をしながら防災情報の提供を行った。広報のメール配信変更に伴い、更に情報の集約を考えていく。	一部実施								0							0	防災安全課	
353	Ⅱ	2	(2)	1	g1	ホームページの活用(行政情報を積極的に発信する)	ホームページを活用し、情報提供の窓口の一元化を図り、事業情報、業務内容、申請方法等を積極的に情報を市民がわかりやすい内容で発信するように、以下の方法をとる ① アンケートの実施や分析道具を活用し、利用者のニーズを把握する ② 行政情報の公開基準を策定し、各課が確実に情報を公開するきまりを定める ③ 庁内のプロジェクトチームのあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する ④ 外部の専門家の評価を受けることや市民の助言を求める場をつくることなどを視野に入れて改善する ⑤ホームページの再構築	(平成17年度) [市長公室] ・ホームページのシステムを従来の広報紙に掲載された情報を月2回更新したやり方から、各課がページを作成し、随時発信するやり方に変更。各課でホームページを担当する職員を中心に研修を実施。 (平成18年度) [市長公室] ・①について、ホームページに関するアンケートを6月に実施、アンケートの中の自由意見を参考に、一部修正。また、分析道具を活用した利用状況の調査を12月から開始、検索の多い分野を上位に移す作業等実施。 (平成19年度) ・「清流ニュース」その他のイベント情報等を随時、ホームページにアップした。 (平成20年度) ・「清流ニュース」、その他イベント情報等を随時ホームページにアップし、情報発信に努めた。 (平成21・22年度) ・「清流ニュース」、「湧水報告」その他イベント情報を随時発信した。	一部実施								0							0	緑と清流課	
353	Ⅱ	2	(2)	1	g1	ホームページの活用(行政情報を積極的に発信する)	ホームページを活用し、情報提供の窓口の一元化を図り、事業情報、業務内容、申請方法等を積極的に情報を市民がわかりやすい内容で発信するように、以下の方法をとる ① アンケートの実施や分析道具を活用し、利用者のニーズを把握する ② 行政情報の公開基準を策定し、各課が確実に情報を公開するきまりを定める ③ 庁内のプロジェクトチームのあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する ④ 外部の専門家の評価を受けることや市民の助言を求める場をつくることなどを視野に入れて改善する ⑤ホームページの再構築	(平成17年度) [市長公室] ・ホームページのシステムを従来の広報紙に掲載された情報を月2回更新したやり方から、各課がページを作成し、随時発信するやり方に変更。各課でホームページを担当する職員を中心に研修を実施。 (平成18年度) [市長公室] ・①について、ホームページに関するアンケートを6月に実施、アンケートの中の自由意見を参考に、一部修正。また、分析道具を活用した利用状況の調査を12月から開始、検索の多い分野を上位に移す作業等実施。 (平成19年度) ・都市計画課の各種施策の進捗・検討状況等をホームページで随時公開するとともに、地図によるインターネット情報の配信に向けたデータ整備を進めた。 (平成21年度) ・都市計画課の各種施策の進捗・検討状況等をホームページで随時公開、都市計画図、地区整備計画の内容、町名地番新旧対照表・図などをホームページで公開した。、地図によるインターネット情報の配信に向けたデータ整備を進めた。 (平成22年度) ・都市計画課の各種施策の進捗・検討状況等をホームページで随時公開、都市計画図、地区整備計画の内容、町名地番新旧対照表・図などをホームページで公開した。	一部実施								0							0	都市計画課	
353	Ⅱ	2	(2)	1	g1	ホームページの活用(行政情報を積極的に発信する)	ホームページを活用し、情報提供の窓口の一元化を図り、事業情報、業務内容、申請方法等を積極的に情報を市民がわかりやすい内容で発信するように、以下の方法をとる ① アンケートの実施や分析道具を活用し、利用者のニーズを把握する ② 行政情報の公開基準を策定し、各課が確実に情報を公開するきまりを定める ③ 庁内のプロジェクトチームのあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する ④ 外部の専門家の評価を受けることや市民の助言を求める場をつくることなどを視野に入れて改善する ⑤ホームページの再構築	(平成17年度) [市長公室] ・ホームページのシステムを従来の広報紙に掲載された情報を月2回更新したやり方から、各課がページを作成し、随時発信するやり方に変更。各課でホームページを担当する職員を中心に研修を実施。 (平成18年度) [市長公室] ・①について、ホームページに関するアンケートを6月に実施、アンケートの中の自由意見を参考に、一部修正。また、分析道具を活用した利用状況の調査を12月から開始、検索の多い分野を上位に移す作業等実施。 (平成19年度) ・道路課所管の主要事業、新設道路や各種イベント、駅周辺駐車場の案内図等のほか、日野市発注工事請負者へのお知らせ等をホームページに掲載した。 (平成20・21・22年度) ・道路課所管の主要事業、各種イベント、駅周辺駐車場の案内図等のほか、日野市発注工事請負者へのお知らせ等をホームページに掲載した	実施済(完了)								0							0	道路課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課
353	Ⅱ	2	(2)	1	g1	ホームページの活用(行政情報を積極的に発信する)	ホームページを活用し、情報提供の窓口の一元化を図り、事業情報、業務内容、申請方法等を積極的に情報を市民がわかりやすい内容で発信するように、以下の方法をとる ① アンケートの実施や分析道具を活用し、利用者のニーズを把握する ② 行政情報の公開基準を策定し、各課が確実に情報を公開するきまりを定める ③ 庁内のプロジェクトチームのあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する ④ 外部の専門家の評価を受けることや市民の助言を求める場をつくることなどを視野に入れて改善する ⑤ホームページの再構築	(平成17年度) [市長公室] ・ホームページのシステムを従来の広報紙に掲載された情報を月2回更新したやり方から、各課がページを作成し、随時発信するやり方に変更。各課でホームページを担当する職員を中心に研修を実施。 (平成18年度) [市長公室] ・①について、ホームページに関するアンケートを6月に実施、アンケートの中の自由意見を参考に、一部修正。また、分析道具を活用した利用状況の調査を12月から開始、検索の多い分野を上位に移す作業等実施。 (平成19年度) ・ホームページ上での情報公開は積極的に行うようにしたが、読みやすさや求めるコンテンツについては、今後も引き続き検討することとした。 (平成20年度) ・福祉オンブズパーソン相談日や戦没者特別弔慰金等の申請受付についての告知や、福祉有償運送運営協議会会議録の公開など、ホームページ上での情報公開に努めた。 (平成21年度) ・福祉オンブズパーソン相談日や戦没者特別弔慰金の申請受付についての告知等をホームページ上で行い情報公開に努めた。 (平成22年度) ・新たに策定した「第2期日野市地域福祉計画」をホームページ上で公開した。	実施済(完了)							0						0	福祉政策課	
353	Ⅱ	2	(2)	1	g1	ホームページの活用(行政情報を積極的に発信する)	ホームページを活用し、情報提供の窓口の一元化を図り、事業情報、業務内容、申請方法等を積極的に情報を市民がわかりやすい内容で発信するように、以下の方法をとる ① アンケートの実施や分析道具を活用し、利用者のニーズを把握する ② 行政情報の公開基準を策定し、各課が確実に情報を公開するきまりを定める ③ 庁内のプロジェクトチームのあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する ④ 外部の専門家の評価を受けることや市民の助言を求める場をつくることなどを視野に入れて改善する ⑤ホームページの再構築	(平成17年度) [市長公室] ・ホームページのシステムを従来の広報紙に掲載された情報を月2回更新したやり方から、各課がページを作成し、随時発信するやり方に変更。各課でホームページを担当する職員を中心に研修を実施。 (平成18年度) [市長公室] ・①について、ホームページに関するアンケートを6月に実施、アンケートの中の自由意見を参考に、一部修正。また、分析道具を活用した利用状況の調査を12月から開始、検索の多い分野を上位に移す作業等実施。 (平成19年度) ・各種の情報は「広報ひの」とホームページで同時に発信するように努めた。ホームページには、イベント等の結果報告や子育て情報なども掲載した。 (平成20・21年度) ・児童館事業をPRするためホームページを積極的に活用することとし、3児童館(あさひがおか児童館、さかえまち児童館、しんめい児童館)においてブログを立ち上げ、毎日ホームページの更新をするよう努めている。 (平成22年度) ・市民への周知の手段として、活用する。	一部実施							0						0	子育て課	
353	Ⅱ	2	(2)	1	g1	ホームページの活用(行政情報を積極的に発信する)	ホームページを活用し、情報提供の窓口の一元化を図り、事業情報、業務内容、申請方法等を積極的に情報を市民がわかりやすい内容で発信するように、以下の方法をとる ① アンケートの実施や分析道具を活用し、利用者のニーズを把握する ② 行政情報の公開基準を策定し、各課が確実に情報を公開するきまりを定める ③ 庁内のプロジェクトチームのあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する ④ 外部の専門家の評価を受けることや市民の助言を求める場をつくることなどを視野に入れて改善する ⑤ホームページの再構築	(平成17年度) [市長公室] ・ホームページのシステムを従来の広報紙に掲載された情報を月2回更新したやり方から、各課がページを作成し、随時発信するやり方に変更。各課でホームページを担当する職員を中心に研修を実施。 (平成18年度) [市長公室] ・①について、ホームページに関するアンケートを6月に実施、アンケートの中の自由意見を参考に、一部修正。また、分析道具を活用した利用状況の調査を12月から開始、検索の多い分野を上位に移す作業等実施。 (平成19年度) ・教育委員会議事録をはじめ、ホームページの更新を意識的に行った。また就学援助、高校生奨学金に係る庶務課への申請書類等も、ホームページからダウンロード可能とした。ただ申請の電子化は、申請時に所得等の必要事項と高校生本人の確認を直接行いたいとの考えから実施しなかった。 (平成21年度) ・日野市ホームページのトップに教育委員会専用ページへのリンクを張り、教育委員会事業の検索がしやすくなった。「日野の教育」を5年に一回印刷製本していたが廃止した。「日野の教育」に掲載していた情報は、日野市ホームページから検索できるようにした。毎年更新するため、年度ごとに新しい情報を得られるようになった。 (平成22年度) ・教育委員会議事録をはじめ所管する事業についてホームページ上で情報配信する取組みを行ってきた。引き続きニーズを把握しながら有用な情報を提供するとともに、積極的な活用を行っていく。	実施済(完了)							0						0	庶務課	
353	Ⅱ	2	(2)	1	g1	ホームページの活用(行政情報を積極的に発信する)	ホームページを活用し、情報提供の窓口の一元化を図り、事業情報、業務内容、申請方法等を積極的に情報を市民がわかりやすい内容で発信するように、以下の方法をとる ① アンケートの実施や分析道具を活用し、利用者のニーズを把握する ② 行政情報の公開基準を策定し、各課が確実に情報を公開するきまりを定める ③ 庁内のプロジェクトチームのあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する ④ 外部の専門家の評価を受けることや市民の助言を求める場をつくることなどを視野に入れて改善する ⑤ホームページの再構築	(平成17年度) [市長公室] ・ホームページのシステムを従来の広報紙に掲載された情報を月2回更新したやり方から、各課がページを作成し、随時発信するやり方に変更。各課でホームページを担当する職員を中心に研修を実施。 (平成18年度) [市長公室] ・①について、ホームページに関するアンケートを6月に実施、アンケートの中の自由意見を参考に、一部修正。また、分析道具を活用した利用状況の調査を12月から開始、検索の多い分野を上位に移す作業等実施。 (平成19年度) ・ICT活用教育推進室のメディアコーディネーターの協力のもと、平成20年度からの本格運用を目指し、内部協議を行った。 (平成22年度) ・ホームページの公開内容を再構築し、定期的にチェックした。	一部実施							0						0	教育センター	
353	Ⅱ	2	(2)	1	g1	ホームページの活用(行政情報を積極的に発信する)	ホームページを活用し、情報提供の窓口の一元化を図り、事業情報、業務内容、申請方法等を積極的に情報を市民がわかりやすい内容で発信するように、以下の方法をとる ① アンケートの実施や分析道具を活用し、利用者のニーズを把握する ② 行政情報の公開基準を策定し、各課が確実に情報を公開するきまりを定める ③ 庁内のプロジェクトチームのあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する ④ 外部の専門家の評価を受けることや市民の助言を求める場をつくることなどを視野に入れて改善する ⑤ホームページの再構築	(平成17年度) [市長公室] ・ホームページのシステムを従来の広報紙に掲載された情報を月2回更新したやり方から、各課がページを作成し、随時発信するやり方に変更。各課でホームページを担当する職員を中心に研修を実施。 (平成18年度) [市長公室] ・①について、ホームページに関するアンケートを6月に実施、アンケートの中の自由意見を参考に、一部修正。また、分析道具を活用した利用状況の調査を12月から開始、検索の多い分野を上位に移す作業等実施。 (平成19年度) ・埋蔵文化財発掘道をダウンロードできるよう、ホームページの見直しを行った(平成20年度実施予定)。 ・文化財公開の原則に基き、ホームページ内で画像付で文化財を見られるよう、更新作業に取り掛かった。 (平成21年度) ・平成20年度に開設した日野市デジタルミュージアムの拡大と有効活用に向け、庁内で検討委員会を設け、検討した。 (平成22年度) ・平成21年度に庁内検討委員会を設けて検討を行ったデジタルミュージアムの拡大と有効活用については、現状では郷土資料館や図書館などとの連携が難しく、財政的な裏付けの確保も難しいため、当面保留とした。今後は各課で課題・問題点を明らかにしたうえで、改めて庁内構成の機会を設け、実現に向けた取り組みを行う。	一部実施							0						0	文化スポーツ課	
353	Ⅱ	2	(2)	1	g1	ホームページの活用(行政情報を積極的に発信する)	ホームページを活用し、情報提供の窓口の一元化を図り、事業情報、業務内容、申請方法等を積極的に情報を市民がわかりやすい内容で発信するように、以下の方法をとる ① アンケートの実施や分析道具を活用し、利用者のニーズを把握する ② 行政情報の公開基準を策定し、各課が確実に情報を公開するきまりを定める ③ 庁内のプロジェクトチームのあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する ④ 外部の専門家の評価を受けることや市民の助言を求める場をつくることなどを視野に入れて改善する ⑤ホームページの再構築	(平成17年度) [市長公室] ・ホームページのシステムを従来の広報紙に掲載された情報を月2回更新したやり方から、各課がページを作成し、随時発信するやり方に変更。各課でホームページを担当する職員を中心に研修を実施。 (平成18年度) [市長公室] ・①について、ホームページに関するアンケートを6月に実施、アンケートの中の自由意見を参考に、一部修正。また、分析道具を活用した利用状況の調査を12月から開始、検索の多い分野を上位に移す作業等実施。 (平成19年度) ・第7期図書館電算システムの導入に際し、ホームページの図書検索システムのパスワードをリアルタイム管理とし利便性を向上させるとともに、情報発信機能を段階的に向上させる等の改善を図った。 (平成20年度) ・第7期図書館電算システムの導入に際し、ホームページの図書検索システムのパスワードをリアルタイム管理とし利便性を向上させるとともに、情報発信機能を段階的に向上させる等の改善を図った結果、ホームページからのリクエストが12%増加した。・図書館内のホームページ管理委員会が中心となって、分かりやすいホームページの作成に務めた。 (平成21年度) ・図書館内のホームページ管理委員会が中心となって、分かりやすいホームページの作成に務めた。 (平成22年度) ・図書館内のホームページ管理委員会が中心となって、タイムリーかつ分かりやすいホームページの作成に務めた。	実施済(完了)							0						0	図書館	
353	Ⅱ	2	(2)	1	g1	ホームページの活用(行政情報を積極的に発信する)	ホームページを活用し、情報提供の窓口の一元化を図り、事業情報、業務内容、申請方法等を積極的に情報を市民がわかりやすい内容で発信するように、以下の方法をとる ① アンケートの実施や分析道具を活用し、利用者のニーズを把握する ② 行政情報の公開基準を策定し、各課が確実に情報を公開するきまりを定める ③ 庁内のプロジェクトチームのあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する ④ 外部の専門家の評価を受けることや市民の助言を求める場をつくることなどを視野に入れて改善する ⑤ホームページの再構築	(平成17年度) [市長公室] ・ホームページのシステムを従来の広報紙に掲載された情報を月2回更新したやり方から、各課がページを作成し、随時発信するやり方に変更。各課でホームページを担当する職員を中心に研修を実施。 (平成18年度) [市長公室] ・①について、ホームページに関するアンケートを6月に実施、アンケートの中の自由意見を参考に、一部修正。また、分析道具を活用した利用状況の調査を12月から開始、検索の多い分野を上位に移す作業等実施。 (平成19年度) ・ホームページの「各課のご案内」のうち選挙管理委員会に係る部分について、事務局として独自に内容の充実にも努めた。また選挙執行時は、開票結果等をホームページで市民にお知らせした。 (平成21年度) ・選挙管理委員会所管業務の記述内容の充実を図った。特に、選挙執行時における投票速報のホームページへの掲載については、平成21年に実施した都議会議員選挙時にホームページが急激なアクセス増によりダウンしたことを踏まえ、21年に実施した衆議院議員選挙からホームページを改良し、投票速報データに直接アクセスできるようにすることにより、ホームページへのアクセスの急増を防ぐ対策を施した。これにより、以後の選挙においては、ホームページはダウンすることなく安定的に運用されている。 (平成22年度) ・平成22年度の参議院議員選挙においても、投票速報のホームページの掲載を行ったが、安定的に運用された。	実施済(完了)							0						0	選挙事務局	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位数千円	担当課
354	Ⅱ	2	(2)	1	g2	ホームページの活用(パブリック・コメント実施の手段としてホームページを積極的に活用、市民ニーズを把握し行政サービスに活用する)	各種計画の策定段階で、市民意見の聴取手段として、広報の他、ホームページを活用し、パブリックコメントを実施する。市民にわかりやすいホームページとするために、情報化推進本部電子申請・ホームページ専門部会のあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する。	(平成17年度) ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 (平成18年度) ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 ・利用者のセキュリティに配慮した意見入力用のホームページを作成。 (平成19年度) ・パブリックコメントについては、各課に配置している広報企画員に指示を出し、各種計画の策定段階で必ず実施するよう徹底を図った。 ・ホームページ上の公開情報についても、各課に配置している広報企画員やホームページ担当と連携し、定期的かつ継続的なチェックに努めた。 (平成20年度) ・パブリックコメントについては、各課に配置している広報企画員に指示を出し、各種計画の策定段階で必ず実施するよう徹底を図った。 ・ホームページ上の公開情報についても、各課に配置している広報企画員やホームページ担当と連携し、定期的かつ継続的なチェックに努めた。 (平成21年度) ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。ホームページ上の公開情報についても各課に配置している広報企画員やホームページ担当と連携し、定期的かつ継続的なチェックに努めた。 (平成22年度) ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。ホームページ上の公開情報についても各課に配置している広報企画員やホームページ担当と連携し、定期的かつ継続的なチェックを行った。今後行うホームページ再構築に際しても継続的にこの体制を継続するようにする。	一部実施							0						0	市長公室	
354	Ⅱ	2	(2)	1	g2	ホームページの活用(パブリック・コメント実施の手段としてホームページを積極的に活用、市民ニーズを把握し行政サービスに活用する)	各種計画の策定段階で、市民意見の聴取手段として、広報の他、ホームページを活用し、パブリックコメントを実施する。市民にわかりやすいホームページとするために、情報化推進本部電子申請・ホームページ専門部会のあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する。	(平成17年度) [市長公室] ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 (平成18年度) [市長公室] ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 ・利用者のセキュリティに配慮した意見入力用のホームページを作成。 (平成19年度) ・平成19年度行政評価システムに基づく行政評価結果を平成19年11月15日号広報「ひの」及び市ホームページに掲載したところ、質問・意見が2件あった。 ・第3次行財政改革大綱・集中改革プラン実施計画の平成18年度実施状況を平成20年2月1日号広報「ひの」及び市ホームページに掲載したところ、質問・意見が3件あった。 (平成20年度) ・平成20年度行政評価システムに基づく行政評価結果を12月1日号「広報ひの」及び市ホームページに掲載したところ、質問・意見が1件あった。 ・第3次行財政改革大綱・集中改革プラン実施計画の平成19年度実施状況を平成21年2月1日号広報「ひの」及び市ホームページに掲載したところ、質問・意見が2件あった。 (平成21年度) ・第3次行財政改革大綱・集中改革プラン実施計画の平成19年度実施状況を平成21年2月1日号広報「ひの」及びホームページに掲載したところ、質問・意見が1件あった。 (平成22年度) ・第4次行革大綱中間報告書を10月15日から、広報「ひの」、市ホームページ及び図書館で公表し、意見を募集したところ、169人の方から、のべ240件の意見が寄せられた。 ・平成23年1月15日にホームページ及び図書館で意見に対する回答を公表した。 ・第4次行革大綱(素案)を平成23年3月15日から、広報「ひの」、市ホームページ及び図書館で公表し、意見募集を行った。	実施済(完了)							0						0	行政管理チーム	
354	Ⅱ	2	(2)	1	g2	ホームページの活用(パブリック・コメント実施の手段としてホームページを積極的に活用、市民ニーズを把握し行政サービスに活用する)	各種計画の策定段階で、市民意見の聴取手段として、広報の他、ホームページを活用し、パブリックコメントを実施する。市民にわかりやすいホームページとするために、情報化推進本部電子申請・ホームページ専門部会のあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する。	(平成17年度) [市長公室] ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 (平成18年度) [市長公室] ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 ・利用者のセキュリティに配慮した意見入力用のホームページを作成。 (平成19年度) ・ホームページ作成ソフト(アセットナウ)の操作研修>6月11日。 ・庁内掲示板でホームページの作成基準を提示・周知>6月13日・11月29日。 ・なお、ホームページ検索傾向を解析するための「公式ホームページ診断委託料」を平成20年度予算に計上することとした。 (平成20年度) ・「診断結果」>「公式ホームページ診断委託業務」において、「問い合わせや質問のページが直接市民からの意見が入手できる重要度の高いページであるという認識」、「訪問したユーザがまた見たいと思うような、ユーザを引きつける工夫が必要」などについて検出されたので、今後の検討材料とする。 (平成21年度) ・実施内容>リンク切れや子育て関連ホームページの写真掲載等のチェックを行い、関係各課との調整を図った。選挙におけるホームページへのアクセスが多いため、市長公室・選挙管理委員会と協議し、掲載方法について、技術的対策を講じた。 (平成22年度) ・子育て関係のホームページのリンクに切れや掲載写真等の確認を行った。市民に分かりやすいかを意識しながらサイト構造等を随時確認をした。平成23年度より広報担当が新たにホームページの安定稼働のために機器更新を行い、内容の見直しを進める計画で、積極的に情報発信する段階になった。	実施済(完了)							0						0	情報システム課	
354	Ⅱ	2	(2)	1	g2	ホームページの活用(パブリック・コメント実施の手段としてホームページを積極的に活用、市民ニーズを把握し行政サービスに活用する)	各種計画の策定段階で、市民意見の聴取手段として、広報の他、ホームページを活用し、パブリックコメントを実施する。市民にわかりやすいホームページとするために、情報化推進本部電子申請・ホームページ専門部会のあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する。	(平成17年度) [市長公室] ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 (平成18年度) [市長公室] ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 ・利用者のセキュリティに配慮した意見入力用のホームページを作成。 (平成19年度) ・パブリックコメントを求めなければならない事業がなかった。 (平成21年度) ・パブリックコメントを求めなければならない事業がなかった。市民に分かりやすいホームページの作成に努力した。 (平成22年度) ・パブリックコメントを求めなければならない事業がなかった。市民に分かりやすいホームページの作成に努力した。	一部実施							0						0	防災安全課	
354	Ⅱ	2	(2)	1	g2	ホームページの活用(パブリック・コメント実施の手段としてホームページを積極的に活用、市民ニーズを把握し行政サービスに活用する)	各種計画の策定段階で、市民意見の聴取手段として、広報の他、ホームページを活用し、パブリックコメントを実施する。市民にわかりやすいホームページとするために、情報化推進本部電子申請・ホームページ専門部会のあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する。	(平成17年度) [市長公室] ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 (平成18年度) [市長公室] ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 ・利用者のセキュリティに配慮した意見入力ホームページを作成。 (平成19・20・21・22年度) ・パブリックコメントを求めなければならない事業がなかった。	一部実施							0						0	緑と清流課	
354	Ⅱ	2	(2)	1	g2	ホームページの活用(パブリック・コメント実施の手段としてホームページを積極的に活用、市民ニーズを把握し行政サービスに活用する)	各種計画の策定段階で、市民意見の聴取手段として、広報の他、ホームページを活用し、パブリックコメントを実施する。市民にわかりやすいホームページとするために、情報化推進本部電子申請・ホームページ専門部会のあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する。	(平成17年度) [市長公室] ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 (平成18年度) [市長公室] ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 ・利用者のセキュリティに配慮した意見入力用のホームページを作成。 (平成19年度) ・平成20年2月に、ユニバーサルデザイン推進条例提案書に対するパブリックコメントを掲載し、意見聴取を行った。	実施済(完了)							0						0	都市計画課	
354	Ⅱ	2	(2)	1	g2	ホームページの活用(パブリック・コメント実施の手段としてホームページを積極的に活用、市民ニーズを把握し行政サービスに活用する)	各種計画の策定段階で、市民意見の聴取手段として、広報の他、ホームページを活用し、パブリックコメントを実施する。市民にわかりやすいホームページとするために、情報化推進本部電子申請・ホームページ専門部会のあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する。	(平成17年度) [市長公室] ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 (平成18年度) [市長公室] ・利用者のセキュリティに配慮した意見入力用のホームページを作成。 (平成19年度) ・道路課所管の主要事業、新設道路や各種イベント、駅周辺駐輪場の案内図等のほか、日野市発注工事請負者へのお知らせ等をホームページに掲載した。 (平成20年度) ・道路課所管の主要事業、各種イベント、駅周辺駐輪場の案内図等のほか、日野市発注工事請負者へのお知らせ等をホームページに掲載した。 (平成21年度) ・道路課所管の主要事業、各種イベント、駅周辺駐輪場の案内図等のほか、日野市発注工事請負者へのお知らせ等をホームページに掲載した。また、日野市自転車等駐車場整備計画策定に伴いパブリックコメントを実施した。 (平成22年度) ・道路課所管の主要事業、各種イベント、駅周辺駐輪場の案内図等のほか、日野市発注工事請負者へのお知らせ等をホームページに掲載した。	実施済(完了)							0						0	道路課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
354	Ⅱ	2	(2)	1	g2	ホームページの活用（パブリック・コメント実施の手段としてホームページを積極的に活用、市民ニーズを把握し行政サービスに活用する）	各種計画の策定段階で、市民意見の聴取手段として、広報の他、ホームページを活用し、パブリックコメントを実施する。市民にわかりやすいホームページとするために、情報化推進本部電子申請・ホームページ専門部会のあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する。	〔平成17年度〕 〔市長公室〕 ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 〔平成18年度〕 〔市長公室〕 ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 ・利用者のセキュリティに配慮した意見入力用のホームを作成。 〔平成19年度〕 平成19年度は、策定を要する計画がなかった。今後、地域福祉計画を作成する際に、ホームページを活用する予定である。 〔平成20年度〕 ・平成20年度は、策定を要する計画がなかった。平成21年度に地域福祉計画を改定する際に、ホームページを活用しパブリックコメントを実施する予定である。 〔平成21年度〕 ・第2期地域福祉計画策定にあたり、計画案素案に対するパブリックコメントを実施した。 〔平成22年度〕 ・パブリックコメントを求める計画や事業はなかった	実施済(完了)							0							0	福祉政策課
354	Ⅱ	2	(2)	1	g2	ホームページの活用（パブリック・コメント実施の手段としてホームページを積極的に活用、市民ニーズを把握し行政サービスに活用する）	各種計画の策定段階で、市民意見の聴取手段として、広報の他、ホームページを活用し、パブリックコメントを実施する。市民にわかりやすいホームページとするために、情報化推進本部電子申請・ホームページ専門部会のあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する。	〔平成17年度〕 〔市長公室〕 ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 〔平成18年度〕 〔市長公室〕 ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 ・利用者のセキュリティに配慮した意見入力用のホームを作成。 〔平成19年度〕 〔平成20年度〕 平成18年度には「子どもの権利条例」に関するパブリックコメントをホームページを通して実施したが、平成19年度は該当する事業がなかった。 〔平成21年度〕 ・市民への周知の手段として、活用する。	一部実施							0							0	子育て課
354	Ⅱ	2	(2)	1	g2	ホームページの活用（パブリック・コメント実施の手段としてホームページを積極的に活用、市民ニーズを把握し行政サービスに活用する）	各種計画の策定段階で、市民意見の聴取手段として、広報の他、ホームページを活用し、パブリックコメントを実施する。市民にわかりやすいホームページとするために、情報化推進本部電子申請・ホームページ専門部会のあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する。	〔平成17年度〕 〔市長公室〕 ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 〔平成18年度〕 〔市長公室〕 ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 ・利用者のセキュリティに配慮した意見入力用のホームを作成。 〔平成19年度〕 ・パブリックコメントが必要となるような計画等はなかった。 〔平成21、22年度〕 ・パブリックコメントを求めるような事業はなかった。	一部実施							0							0	庶務課
354	Ⅱ	2	(2)	1	g2	ホームページの活用（パブリック・コメント実施の手段としてホームページを積極的に活用、市民ニーズを把握し行政サービスに活用する）	各種計画の策定段階で、市民意見の聴取手段として、広報の他、ホームページを活用し、パブリックコメントを実施する。市民にわかりやすいホームページとするために、情報化推進本部電子申請・ホームページ専門部会のあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する。	〔平成17年度〕 〔市長公室〕 ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 〔平成18年度〕 〔市長公室〕 ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 ・利用者のセキュリティに配慮した意見入力用のホームを作成。 〔平成19年度〕 ・課内で取り組みの方向性を協議した。 〔平成21・22年度〕 ・ホームページの公開内容を定期的にチェックした。	一部実施							0							0	学校課
354	Ⅱ	2	(2)	1	g2	ホームページの活用（パブリック・コメント実施の手段としてホームページを積極的に活用、市民ニーズを把握し行政サービスに活用する）	各種計画の策定段階で、市民意見の聴取手段として、広報の他、ホームページを活用し、パブリックコメントを実施する。市民にわかりやすいホームページとするために、情報化推進本部電子申請・ホームページ専門部会のあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する。	〔平成17年度〕 〔市長公室〕 ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 〔平成18年度〕 〔市長公室〕 ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 ・利用者のセキュリティに配慮した意見入力用のホームを作成。 〔平成19年度〕 ・課内で取り組みの方向性を協議した。 〔平成21・22年度〕 ・ホームページの公開内容を定期的にチェックした。	一部実施							0							0	教育センター
354	Ⅱ	2	(2)	1	g2	ホームページの活用（パブリック・コメント実施の手段としてホームページを積極的に活用、市民ニーズを把握し行政サービスに活用する）	各種計画の策定段階で、市民意見の聴取手段として、広報の他、ホームページを活用し、パブリックコメントを実施する。市民にわかりやすいホームページとするために、情報化推進本部電子申請・ホームページ専門部会のあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する。	〔平成17年度〕 〔市長公室〕 ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 〔平成18年度〕 〔市長公室〕 ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 ・利用者のセキュリティに配慮した意見入力用のホームを作成。 〔平成19年度〕 ICT活用教育推進室のメディアコーディネーターの協力のもと、平成20年度からの本格運用を目指し、内部協議を行った。 〔平成22年度〕 ・ホームページの公開内容を再構築し、定期的にチェックした。	一部実施							0							0	
354	Ⅱ	2	(2)	1	g2	ホームページの活用（パブリック・コメント実施の手段としてホームページを積極的に活用、市民ニーズを把握し行政サービスに活用する）	各種計画の策定段階で、市民意見の聴取手段として、広報の他、ホームページを活用し、パブリックコメントを実施する。市民にわかりやすいホームページとするために、情報化推進本部電子申請・ホームページ専門部会のあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する。	〔平成17年度〕 〔市長公室〕 ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 〔平成18年度〕 〔市長公室〕 ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 ・利用者のセキュリティに配慮した意見入力用のホームを作成。 〔平成19年度〕 ・図書館基本計画策定委員会の議事録を図書館ホームページに掲載し、計画の策定状況を市民に公開した。 〔平成20年度〕 「図書館基本計画」を策定するに当たり、ホームページを利用してパブリックコメントを募った。 〔平成21年度〕 ・パブリックコメントを行う計画策定はなかったが、図書館評価を図書館ホームページに掲載するなど、ホームページの充実を図った。 〔平成22年度〕 ・「第2次子ども読書活動推進計画」のパブリック・コメントを実施予定。そのほか、図書館評価を図書館ホームページに掲載するなど、ホームページの充実を図った。	実施済(完了)							0							0	図書館
354	Ⅱ	2	(2)	1	g2	ホームページの活用（パブリック・コメント実施の手段としてホームページを積極的に活用、市民ニーズを把握し行政サービスに活用する）	各種計画の策定段階で、市民意見の聴取手段として、広報の他、ホームページを活用し、パブリックコメントを実施する。市民にわかりやすいホームページとするために、情報化推進本部電子申請・ホームページ専門部会のあり方を再検討し、各課の公開内容を定期的にチェックする体制を強化する。	〔平成17年度〕 〔市長公室〕 ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 〔平成18年度〕 〔市長公室〕 ・広報紙で意見聴取を求めた場合、確実にホームページでも公開。また、視覚障害者が素案などを音声読み上げソフトで読み取れるようなつくりで発信するよう、要請。 ・利用者のセキュリティに配慮した意見入力用のホームを作成。 〔平成19年度〕 ・図書館基本計画策定委員会の議事録を図書館ホームページに掲載し、計画の策定状況を市民に公開した。 〔平成20年度〕 「図書館基本計画」を策定するに当たり、ホームページを利用してパブリックコメントを募った。 〔平成21年度〕 ・パブリックコメントを行う計画策定はなかったが、図書館評価を図書館ホームページに掲載するなど、ホームページの充実を図った。 〔平成22年度〕 ・「第2次子ども読書活動推進計画」のパブリック・コメントを実施予定。そのほか、図書館評価を図書館ホームページに掲載するなど、ホームページの充実を図った。	実施済(完了)							0							0	選管事務局
355	Ⅱ	2	(2)	1	g3	ホームページの活用（電子会議室などコミュニケーション手段の導入を検討する）	電子会議室を含む地域SNS(ソーシャルネットワークキングサービス)やコミュニティポータルサイトなどのインターネットを利用してコミュニティを活性化していく仕組みを検討して、導入する	〔平成18年度〕 〔市長公室〕 ・他市などで実施しているSNS(ソーシャルネットワークキングサービス)やポータルサイトを研究し、日野市に適した方法、今後の進め方を検討。 〔情報システム課〕 ・電子会議室を含む地域SNSやコミュニティポータルサイトなどのインターネットを利用してコミュニティを活性化していく仕組みを検討した。 〔平成19年度〕 ・サイト管理の問題について検討した。 〔平成20年度〕 ・パブリックコメントについては、各課に配置している広報企画員に指示を出し、各種計画の策定段階で必ず実施するよう徹底を図った。 ・ホームページ上の公開情報についても、各課に配置している広報企画員やホームページ担当と連携し、定期的かつ継続的なチェックに努めた。 〔平成21年度〕 ・サイト管理の問題について検討。 〔平成22年度〕 ・今後のホームページ再構築にあたり、引き続きサイト管理の問題について検討する。	実施済(完了)							0							0	市長公室

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単 位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単 位 千円	担当課		
355	Ⅱ	2	(2)	1	g3	ホームページの活用(電子会議室などコミュニケーション手段の導入を検討する)	電子会議室を含む地域SNS(ソーシャルネットワークサービス)やコミュニティポータルサイトなどのインターネットを利用してコミュニティを活性化していく仕組みを検討して、導入する	(平成18年度) ・電子会議室を含む地域SNSやコミュニティポータルサイトなどのインターネットを利用してコミュニティを活性化していく仕組みを検討した。 (平成19年度) ・他の自治体の状況を調査するとともに、デモによるソフト内容等の確認を行った(複数課による検討)。 (平成20年度) ・他市の状況>多摩地域の29市町村にSNS(ソーシャルネットワークサービス)の実施状況調査を行ったところ、現状では2団体であった。 ・現状と課題>近年、ホームページ掲示板などでは、誹謗中傷などが社会問題となっている。SNSでは、登録者を限定するものの、構築や運用にあたって、十分な検討が必要である。 ・必要性>情報化推進本部で日野市情報化推進計画の見直しを行った結果、必要性を再検討することとなった。 (平成21年度) ・自治体の実施状況>全国自治体のSNS(ソーシャルネットワークサービス)の実施状況は、大幅な拡充が見られない。 ・現状と課題>ホームページ掲示板などでは、誹謗中傷などの問題がある。SNSでは、登録者を限定するものの、構築や運用にあたって、十分な検討が必要である。 ・SNSを実施するためには、自治体が行う必然性の有無、運営者の選択、事業が持続可能な有無について、明確に位置付ける必要がある。 (平成22年度) ・自治体がSNSを行う必然性の有無や実施する際の運営者選択、他自治体の導入の広がりも見られないため、現時点では導入の見送りと判断する。	実施済(完了)							0							0	情報システム課		
355	Ⅱ	2	(2)	1	g3	ホームページの活用(電子会議室などコミュニケーション手段の導入を検討する)	電子会議室を含む地域SNS(ソーシャルネットワークサービス)やコミュニティポータルサイトなどのインターネットを利用してコミュニティを活性化していく仕組みを検討して、導入する	(平成18年度) [市長公室] ・他市などで実施しているSNS(ソーシャルネットワークサービス)やポータルサイトを研究し、日野市に適した方法、今後の進め方を検討。 [情報システム課] ・電子会議室を含む地域SNSやコミュニティポータルサイトなどのインターネットを利用してコミュニティを活性化していく仕組みを検討した。 (平成19年度) ・双方向の情報交換の場としてホームページを活用することは検討しなかった(その方向性が明示されていない)。 (平成20・21・22年度) ・双方向の情報交換の場としてホームページを活用することは検討しなかった。	一部実施							0							0	緑と清流課		
355	Ⅱ	2	(2)	1	g3	ホームページの活用(電子会議室などコミュニケーション手段の導入を検討する)	電子会議室を含む地域SNS(ソーシャルネットワークサービス)やコミュニティポータルサイトなどのインターネットを利用してコミュニティを活性化していく仕組みを検討して、導入する	(平成18年度) [市長公室] ・他市などで実施しているSNS(ソーシャルネットワークサービス)やポータルサイトを研究し、日野市に適した方法、今後の進め方を検討。 [情報システム課] ・電子会議室を含む地域SNSやコミュニティポータルサイトなどのインターネットを利用してコミュニティを活性化していく仕組みを検討した。 (平成19年度) ・双方向の情報交換の場としてホームページを活用することは検討しなかった(その方向性が明示されていない)。 (平成20・21・22年度) ・双方向の情報交換の場としてホームページを活用することは検討しなかった。	未着手							0							0	道路課		
355	Ⅱ	2	(2)	1	g3	ホームページの活用(電子会議室などコミュニケーション手段の導入を検討する)	電子会議室を含む地域SNS(ソーシャルネットワークサービス)やコミュニティポータルサイトなどのインターネットを利用してコミュニティを活性化していく仕組みを検討して、導入する	(平成18年度) [市長公室] ・他市などで実施しているSNS(ソーシャルネットワークサービス)やポータルサイトを研究し、日野市に適した方法、今後の進め方を検討。 [情報システム課] ・電子会議室を含む地域SNSやコミュニティポータルサイトなどのインターネットを利用してコミュニティを活性化していく仕組みを検討した。 (平成19年度) ・双方向の情報交換の場としてホームページを活用することは検討しなかった(その方向性が明示されていない)。 (平成20・21・22年度) ・インターネットを利用してコミュニティを活性化していく仕組みについての検討はしていない。	未着手							0							0	福祉政策課		
355	Ⅱ	2	(2)	1	g3	ホームページの活用(電子会議室などコミュニケーション手段の導入を検討する)	電子会議室を含む地域SNS(ソーシャルネットワークサービス)やコミュニティポータルサイトなどのインターネットを利用してコミュニティを活性化していく仕組みを検討して、導入する	(平成18年度) [市長公室] ・他市などで実施しているSNS(ソーシャルネットワークサービス)やポータルサイトを研究し、日野市に適した方法、今後の進め方を検討。 [情報システム課] ・電子会議室を含む地域SNSやコミュニティポータルサイトなどのインターネットを利用してコミュニティを活性化していく仕組みを検討した。 (平成19年度) ・係の専用掲示板をつくり、各種のスポーツ教室・大会の日程や連絡事項を掲示、係内での情報の共有を図った。 (平成20、21年度) ・係専用の掲示板を作成し、各種のスポーツ教室・大会の日程、申し込み台帳、連絡事項を提示し、係内の情報共有を図った。 (平成22年度) ・課内ポータルサイトの活用などで事務を効率化し、情報の共有化を図っている。	実施済(完了)								0							0	文化スポーツ課	
355	Ⅱ	2	(2)	1	g3	ホームページの活用(電子会議室などコミュニケーション手段の導入を検討する)	電子会議室を含む地域SNS(ソーシャルネットワークサービス)やコミュニティポータルサイトなどのインターネットを利用してコミュニティを活性化していく仕組みを検討して、導入する	(平成18年度) [市長公室] ・他市などで実施しているSNS(ソーシャルネットワークサービス)やポータルサイトを研究し、日野市に適した方法、今後の進め方を検討。 [情報システム課] ・電子会議室を含む地域SNSやコミュニティポータルサイトなどのインターネットを利用してコミュニティを活性化していく仕組みを検討した。 (平成19年度) ・双方向の情報交換の場としてホームページを活用することは検討しなかった(その方向性が明示されていない)。 (平成20・21・22年度) ・地域SNSの先進事例の情報を収集したが、検討するまでには至らなかった。	一部実施							0							0	図書館		
356	Ⅱ	2	(2)	1	h1	人事給与と管理システムの見直し	出退勤システムと庶務事務システムの一体的運用を図り、庶務事務(職員の出勤状況や旅費の請求等の処理)を各主管課で行うことにより、事務の効率化を目指す	(平成17年度) ・人事給与システム再リリース。 (平成18年度) ・人事給与システムサーバー等機器の入れ替えに係る打合せの実施。 ・人事給与システムサーバー等機器の入れ替え。 (平成19年度) ・庶務事務システムと出退勤システムの連携について業者説明を受けるとともに、給与・旅費事務のアウトソーシング化の検討を行った。 (平成20年度) ・庶務事務システム・出退勤システムとの連携について、業者より説明を受けた。 ・現時点で費用対効果が見込めないで、引き続き検討中。 (平成21・22年度) ・引き続き検討を行ったが、現時点での費用対効果が見込めなかった。	実施済(完了)								0	6,148							6,148	職員課
357	Ⅱ	2	(2)	1	i	福祉総合システムの導入・データ使用状況を検証し、関係部署の連携・データ活用等を再構築する	市民にとって必要なサービスを効果的に提供するため、福祉総合システムを導入する。導入タイミングについては各業務の制度改正等に合せ、第1次から3次に分けシステムの開発導入を行う。(第1次開発導入済み) 第1次開発導入:子育て課支援システム・保育課支援システム(児童扶養手当管理システム等・保育園入所管理システム等) 第2次開発導入:障害福祉課支援システム・生活福祉課支援システム支援費管理システム等・生活保護管理システム等) 第3次開発導入:高齢福祉課支援システム・健康課支援システム・福祉総合シュミレーションシステム(老人医療管理システム等・検診管理システム等・自立支援管理システム等)	(平成17年度) ・平成18年3月に健康課支援システム(健康管理システム)導入賃貸借契約の締結、障害福祉課支援システム。 (平成18年度) ・現状の事務内容を健康管理システムに合わせる、事務改善作業を実施中、福祉総合シュミレーションシステム、健康課支援システム、高齢福祉課支援システム。 (平成19年度) ・第2次開発導入に関連して「新生活保護業務支援システム」を導入した(11月1日～平成24年3月31日長期継続賃貸借契約、予算は、平成19～23年度債務負担行為)。 (平成20年度) 平成20年3月に導入した「中国残留邦人等支援システム」の安定稼働に向け、各種見直し作業を行った。 (平成21年度) ・統一したパッケージを目的として「住民記録システム」と「税総合システム」の再構築と福祉システムの更改を同時に調達した。 (平成22年度) ・今後の外国人制度や介護保険制度、社会保険番号等大規模制度改正に備え、住民記録システムや税総合システムと同時に福祉総合システムも構築中。今まで以上のシステム間連携を実現予定。福祉総合システムについては、既存福祉総合システムのリース契約が終了する平成24年度稼働予定。	実施済(完了)								0							0	福祉政策課	
358	Ⅱ	2	(2)	2	a1	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、集中改革プラン・第3次行革大綱の改革項目(職員数の削減、給与の適正化、民間委託の推進、指定管理者の導入状況等)を毎年度、他市や国との比較を取り入れ、広報、ホームページにより公表する。	(平成17年度) ・集中改革プラン、第3次行財政改革大綱の策定の中で、中間報告を広報等で公表し、市民の意見を募った。 (平成18年度) ・集中改革プランは、4月から進管理体制を開始した。第3次行財政改革大綱は、6月に素案を広報等で公表し、市民の意見を募り、11月に公表した。実施計画は平成19年3月に公表した。 (平成19年度) ・関係する行政情報については積極的な公開に努めた。 (平成20年度) ・企画調整課に係る行政情報については積極的に公開している。	実施済(完了)								0							0	企画調整課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位数千円	担当課
358	Ⅱ	2	(2)	2	a1	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、集中改革プラン・第3次行革大綱の改革項目(職員数の削減、給与の適正化、民間委託の推進、指定管理者の導入状況等)を毎年度、他市や国との比較を取り入れ、広報、ホームページにより公表する。	(平成17年度) ・集中改革プラン、第3次行財政改革大綱の策定の中で、中間報告を広報等で公表し、市民の意見を募った。 (平成18年度) ・集中改革プランは、年4月から進行政管理体制を開始した。第3次行財政改革大綱は、6月に素案を広報等で公表し、市民の意見を募り、11月に公表した。実施計画は平成19年3月に公表した。 第3次行革大綱の進行政管理を市民とともにを行うため、11月に行財政改革推進懇談会を立ち上げ、平成17・18年度の行革項目等について、報告し、意見を求めた。 (平成19年度) 第3次行財政改革大綱(集中改革プラン)・実施計画の平成18年度実施状況を、広報「ひの」平成20年2月1日号及び同日以降の市のホームページなどで分かりやすく公表した。 (平成20年度) 第3次行財政改革大綱(集中改革プラン)・実施計画の平成19年度実施状況を、広報「ひの」平成21年2月1日号及び同日以降の市のホームページなどで分かりやすく公表した。 (平成21年度) ・行政評価報告書、第3次行革平成20年度実施計画実施状況、集中改革プラン進捗状況をホームページ及び広報で公表した。 (平成22年度) ・行政評価報告書、確認調査、行革懇談会報告書、第4次行革大綱中間報告書、中間報告に対するパブリックコメント結果及び集中改革プラン取り組み結果をホームページ、図書館及び広報「ひの」で公表した。	実施済(完了)							0						0	行政管理チーム	
358	Ⅱ	2	(2)	2	a1	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、集中改革プラン・第3次行革大綱の改革項目(職員数の削減、給与の適正化、民間委託の推進、指定管理者の導入状況等)を毎年度、他市や国との比較を取り入れ、広報、ホームページにより公表する。	(平成17年度) ・集中改革プラン、第3次行財政改革大綱の策定の中で、中間報告を広報等で公表し、市民の意見を募り、11月に公表した。実施計画は平成19年3月に公表した。 第3次行革大綱の進行政管理を市民とともにを行うため、11月に行財政改革推進懇談会を立ち上げ、平成17・18年度の行革項目等について、報告し、意見を求めた。 (平成19年度) 第3次行財政改革大綱(集中改革プラン)・実施計画のうち、職員数の削減や給与の適正化等に係る部分の実施状況については、広報「ひの」11月15日号、ホームページのほか、昨年度に引き続き「地方公共団体給与情報等公表システム」(総務省)に掲載した。 (平成20年度) ・11月15日広報、ホームページ、平成18年度より「地方公共団体給与情報等公表システム」(総務省)にて。 (平成21・22年度) ・広報およびホームページにて人事給与制度についての公表を行った。	実施済(完了)								0						0	職員課
358	Ⅱ	2	(2)	2	a1	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、集中改革プラン・第3次行革大綱の改革項目(職員数の削減、給与の適正化、民間委託の推進、指定管理者の導入状況等)を毎年度、他市や国との比較を取り入れ、広報、ホームページにより公表する。	(平成17年度) ・集中改革プラン、第3次行財政改革大綱の策定の中で、中間報告を広報等で公表し、市民の意見を募った。 (平成18年度) ・集中改革プランは、4月から進行政管理体制を開始した。第3次行財政改革大綱は、6月に素案を広報等で公表し、市民の意見を募り、11月に公表した。実施計画は平成19年3月に公表した。 第3次行革大綱の進行政管理を市民とともにを行うため、18年11月に行財政改革推進懇談会を立ち上げ、17・18年度の行革項目等について、報告し、意見を求めた。 (平成19年度) ・例年同様、当初予算の状況を「広報ひの」5月1日号で、また前年度決算の状況を同11月1日号で公表、あわせて市のホームページでも公開した。いずれも市の重点事業、市債や基金の残高、経常収支比率等を中心に他市との比較をまじえ、グラフ等を多用して分かりやすい公表に努めた。以上は、ホームページでも公表した。 (平成20・21年度) ・例年と同様に、当初予算の状況を「広報ひの」5月1日号で、また前年度決算の状況を同11月1日号で公表、あわせて市のホームページでも公開した。市民に分かりやすいように他市との比較をまじえ、グラフ等を多用するなどの工夫を行った。また、昨年度から公表となった財政健全化法に加え、今年度から新たに公表することとなった財務諸表の公表についても行った。 (平成22年度) ・当初予算の状況を広報「ひの」5月1日号に、また前年度決算の状況を11月1日号に、さらに新地方公会計制度に基づき作成した財務諸表については12月1日号で公表、併せて市のホームページでも公開した。市民に分かりやすいように他市との比較をまじえ、グラフ等を多用するなどの工夫を行った。今後も、市民に対して分かりやすい情報提供するため、他市のホームページの情報提供について収集、分析を実施し、さらに充実した内容になるよう取り組んでいく。	実施済(完了)								0						0	財政課
359	Ⅱ	2	(2)	2	a2	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、財政状況(決算・財政指標)、職員定数(削減状況含む)・給与実態については、26市の類似団体との比較をグラフ等を使い市民が判断できる、わかりやすい形で公表していく。	(平成18年度) ・予算の概要(予算と重点事業)・予算の執行・下半期財政状況・決算の状況等を広報「ひの」に分かりやすく掲載。 ・平成元年度からの決算状況(決算額・財政指標等)とそれを多摩26市と比較した資料を作成し、各図書館に備え市民に公表。 (平成19年度) ・関係する行政情報について、積極的な公開に努めた。	一部実施								0						0	企画調整課
359	Ⅱ	2	(2)	2	a2	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、財政状況(決算・財政指標)、職員定数(削減状況含む)・給与実態については、26市の類似団体との比較をグラフ等を使い市民が判断できる、わかりやすい形で公表していく。	(平成18年度) ・予算の概要(予算と重点事業)・予算の執行・下半期財政状況・決算の状況等を広報「ひの」に分かりやすく掲載。 ・平成元年度からの決算状況(決算額・財政指標等)とそれを都下26市と比較した資料を作成し、各図書館に備え市民に公表。 (平成19・21年度) ・例年同様、当初予算の状況を広報「ひの」5月1日号で、また前年度決算の状況を同11月1日号で公表、併せて市のホームページでも公開した。いずれも市の重点事業、市債や基金の残高、経常収支比率等を中心に他市との比較をまじえ、グラフ等を多用して分かりやすい公表に努めた。以上の財政状況は、ホームページでも公表した。 (平成22年度) ・当初予算の状況を広報「ひの」5月1日号に、また前年度決算の状況を11月1日号に、さらに新地方公会計制度に基づき作成した財務諸表については12月1日号で公表、併せて市のホームページでも公開した。市民に分かりやすいように、市の重点事業、市債や基金の残高、経常収支比率等を中心に、グラフ等を多用するなどの工夫を行った。今後も、市民に対して分かりやすい情報提供するため、他市のホームページの情報提供について収集、分析を実施し、さらに充実した内容になるよう取り組んでいく。	実施済(完了)								0						0	財政課
359	Ⅱ	2	(2)	2	a2	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、財政状況(決算・財政指標)、職員定数(削減状況含む)・給与実態については、26市の類似団体との比較をグラフ等を使い市民が判断できる、わかりやすい形で公表していく。	(平成18年度) ・予算の概要(予算と重点事業)・予算の執行・下半期財政状況・決算の状況等を広報「ひの」に分かりやすく掲載。 ・平成元年度からの決算状況(決算額・財政指標等)とそれを都下26市と比較した資料を作成し、各図書館に備え市民に公表。 (平成19・21年度) 第3次行財政改革大綱(集中改革プラン)・実施計画のうち、職員数の削減や給与の適正化等に係る部分の実施状況については、広報「ひの」11月15日号、ホームページのほか、昨年度に引き続き「地方公共団体給与情報等公表システム」(総務省)に掲載した。 (平成22年度) ・広報およびホームページにて人事給与制度についての公表を行った。	実施済(完了)								0						0	職員課
359	Ⅱ	2	(2)	2	a2	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、財政状況(決算・財政指標)、職員定数(削減状況含む)・給与実態については、26市の類似団体との比較をグラフ等を使い市民が判断できる、わかりやすい形で公表していく。	(平成18年度) ・予算の概要(予算と重点事業)・予算の執行・下半期財政状況・決算の状況等を広報「ひの」に分かりやすく掲載。 ・平成元年度からの決算状況(決算額・財政指標等)とそれを多摩26市と比較した資料を作成し、各図書館に備え市民に公表。 (平成19年度) ・積極的な情報公開を心掛けた。 (平成21年度) ・消防団に関する条例等の改正を行い、予算の範囲内で支払うとしていた団員の報酬等を条例化するなど、情報の公開に努めた。 (平成22年度) ・パブリックコメントを求めなければならない事業がなかった。市民に分かりやすいホームページの作成に努力した。	一部実施								0						0	防災安全課
359	Ⅱ	2	(2)	2	a2	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、財政状況(決算・財政指標)、職員定数(削減状況含む)・給与実態については、26市の類似団体との比較をグラフ等を使い市民が判断できる、わかりやすい形で公表していく。	(平成18年度) ・予算の概要(予算と重点事業)・予算の執行・下半期財政状況・決算の状況等を広報「ひの」に分かりやすく掲載。 ・平成元年度からの決算状況(決算額・財政指標等)とそれを都下26市と比較した資料を作成し、各図書館に備え市民に公表。 (平成19年度) ・行政情報の公開に努めた。 (平成20年度) ・関係する行政情報について、積極的な公開に努めた。 (平成21・22年度) ・新規開設公園など、関係する行政情報について積極的な公開に努めた。	一部実施								0						0	緑と清流課
359	Ⅱ	2	(2)	2	a2	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、財政状況(決算・財政指標)、職員定数(削減状況含む)・給与実態については、26市の類似団体との比較をグラフ等を使い市民が判断できる、わかりやすい形で公表していく。	(平成18年度) ・予算の概要(予算と重点事業)・予算の執行・下半期財政状況・決算の状況等を広報「ひの」に分かりやすく掲載。 ・平成元年度からの決算状況(決算額・財政指標等)とそれを都下26市と比較した資料を作成し、各図書館に備え市民に公表。 (平成19年度) ・分かりやすい情報公開のツールとして地図情報システムを活用、都市計画やまちづくりに関する各種情報の公開を検討するとともに、統合型GIS構築計画の策定に向けた準備を行った。 (平成21年度) ・平成21年度に指定したまちづくり条例に基づく重点地区まちづくり協議会の開催の周知、会議資料、議事録等について公開している。 ・地図情報システムの公開に向け、情報システム課との協議・調整を行なっている。 (平成22年度) ・多摩平の森重点地区まちづくり協議会、町名地番整理事業、豊田駅バリアフリー化事業、ミニバス路線再編等の状況について公開している。また、地図情報システムの公開に向け、情報システム課との協議・調整を行っている。	一部実施								0						0	都市計画課
359	Ⅱ	2	(2)	2	a2	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、財政状況(決算・財政指標)、職員定数(削減状況含む)・給与実態については、26市の類似団体との比較をグラフ等を使い市民が判断できる、わかりやすい形で公表していく。	(平成18年度) ・予算の概要(予算と重点事業)・予算の執行・下半期財政状況・決算の状況等を広報「ひの」に分かりやすく掲載。 ・平成元年度からの決算状況(決算額・財政指標等)とそれを都下26市と比較した資料を作成し、各図書館に備え市民に公表。 (平成19年度) ・道路課所管の主要事業、新設道路や各種イベント、駅周辺駐輪場の案内図等のほか、日野市発注工事請負者へのお知らせ等をホームページに掲載した。 (平成20・21・22年度) ・道路課所管の主要事業、各種イベント、駅周辺駐輪場の案内図等のほか、日野市発注工事請負者へのお知らせ等をホームページに掲載した。	実施済(完了)								0						0	道路課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課
359	Ⅱ	2	(2)	2	a2	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、財政状況(決算・財政指標)、職員定数(削減状況含む)・給与実態については、26市の類似団体との比較をグラフ等を使い市民が判断できる、わかりやすい形で公表していく。	(平成18年度) ・予算の概要(予算と重点事業)・予算の執行・下半期財政状況・決算の状況等を広報「ひの」に分かりやすく掲載。 ・平成元年度からの決算状況(決算額・財政指標等)とそれを都下26市と比較した資料を作成し、各図書館に備え市民に公表。 (平成19年度) ・多摩26市の庶務課長会が実施する予算、人事配置等の調査結果をもとに独自の集計表を作成、予算要求等の参考にした。 (平成21・22年度) ・26市庶務課長会が実施する状況調査の結果を参考にして、教材消耗品費、教材備品費等の予算要求や学校配当予算案作成を行った。	一部実施							0							0	庶務課
359	Ⅱ	2	(2)	2	a2	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、財政状況(決算・財政指標)、職員定数(削減状況含む)・給与実態については、26市の類似団体との比較をグラフ等を使い市民が判断できる、わかりやすい形で公表していく。	(平成18年度) ・予算の概要(予算と重点事業)・予算の執行・下半期財政状況・決算の状況等を広報「ひの」に分かりやすく掲載。 ・平成元年度からの決算状況(決算額・財政指標等)とそれを都下26市と比較した資料を作成し、各図書館に備え市民に公表。 (平成19・22年度) ・分かりやすい情報公開に努めた。	一部実施							0							0	教育センター
359	Ⅱ	2	(2)	2	a2	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、財政状況(決算・財政指標)、職員定数(削減状況含む)・給与実態については、26市の類似団体との比較をグラフ等を使い市民が判断できる、わかりやすい形で公表していく。	(平成18年度) ・予算の概要(予算と重点事業)・予算の執行・下半期財政状況・決算の状況等を広報「ひの」に分かりやすく掲載。 ・平成元年度からの決算状況(決算額・財政指標等)とそれを都下26市と比較した資料を作成し、各図書館に備え市民に公表。 (平成19年度) ・各種統計情報等を市勢要覧やホームページで公表した。 (平成20年度) ・中央図書館で館内OPAC講習会を行い、蔵書の検索方法等を市民に知ってもらった。 ・引き続き市政図書室などで行政情報を積極的に公開したほか、市民が求める市政情報資料などをレファレンスサービスにより紹介した。 (平成21年度) ・引き続き市政図書室などで行政情報を積極的に公開したほか、市民が求める市政情報資料などをレファレンスサービスにより紹介した。 (平成22年度) ・引き続き市政図書室などで行政情報を積極的に公開したほか、市民が求める市政情報資料などをレファレンスサービスにより紹介した。 ・今後も市政情報の集中管理と積極的な公開を進め、「市政情報の総合窓口」を目指す。	実施済(完了)							0							0	図書館
359	Ⅱ	2	(2)	2	a2	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、財政状況(決算・財政指標)、職員定数(削減状況含む)・給与実態については、26市の類似団体との比較をグラフ等を使い市民が判断できる、わかりやすい形で公表していく。	(平成18年度) ・予算の概要(予算と重点事業)・予算の執行・下半期財政状況・決算の状況等を広報「ひの」に分かりやすく掲載。 ・平成元年度からの決算状況(決算額・財政指標等)とそれを都下26市と比較した資料を作成し、各図書館に備え市民に公表。 (平成19年度) ・公職選挙法は、選挙執行等に係る各種手続について「告示」による公表を原則としており、東京都知事選挙及び参議院議員選挙執行等について、当該制度に則った公表を実施した。 (平成21年度) ・今年度実施した4つの選挙における選挙時登録選挙人名簿をはじめ、定時登録選挙人名簿及び在外選挙人名簿等について、公職選挙法に則り縦覧に供した。	実施済(完了)							0							0	選管事務局
360	Ⅱ	2	(2)	2	a3	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の進捗状況など積極的に情報を公開する	(平成17年度) ・市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の策定経過などを広報「ひの」やホームページで公表した。 (平成18年度) ・市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の策定経過などを広報「ひの」やホームページで公表した。 (平成19、21年度) ・当初予算の状況を広報「ひの」5月1日号で、また前年度決算の状況を同11月1日号で公表、あわせて市のホームページでも公開。 (平成22年度) ・当初予算の状況を広報「ひの」5月1日号に、また前年度決算の状況を11月1日号に、さらに新地方公会計制度に基づき作成した財務諸表については12月1日号で公表、併せて市のホームページでも公開した。市民に分かりやすいように、市の重点事業、市債や基金の残高、経常収支比率等を中心に、グラフ等を多用するなどの工夫を行った。今後も、市民に対して分かりやすい情報提供するため、他市のホームページの情報提供について収集、分析を実施し、さらに充実した内容になるよう取り組んでいく。	実施済(完了)							0							0	財政課
360	Ⅱ	2	(2)	2	a3	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の進捗状況など積極的に情報を公開する	(平成17年度) ・市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の策定経過などを広報「ひの」やホームページで公表した。 (平成18年度) ・市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の策定経過などを広報「ひの」やホームページで公表した。 (平成19年度) ・行政評価の結果を「広報ひの」平成19年11月15日号に、また第3次行財政改革大綱(集中改革プラン)・実施計画の平成18年度実施状況を平成20年2月1日号広報「ひの」に掲載するとともに、市ホームページや市内図書館で公表した。 (平成20年度) ・行政評価の結果を広報「ひの」平成20年12月1日号に、また第3次行財政改革大綱(集中改革プラン)・実施計画の平成19年度実施状況を平成21年2月1日号広報「ひの」に掲載するとともに、市ホームページや市内図書館で公表した。 (平成21年度) ・行政評価報告書、第3次行革平成20年度実施計画実施状況、集中改革プラン進捗状況をホームページ及び広報「ひの」で公表した。 (平成22年度) ・行政評価報告書、確認調書、行革懇談会報告書、第4次行革大綱中間報告書、中間報告に対するパブリックコメント結果及び集中改革プラン取り組み結果をホームページ、図書館及び広報「ひの」で公表した。	実施済(完了)							0							0	行政管理チーム
360	Ⅱ	2	(2)	2	a3	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の進捗状況など積極的に情報を公開する	(平成17年度) ・市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の策定経過などを広報「ひの」やホームページで公表した。 (平成18年度) ・市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の策定経過などを広報「ひの」やホームページで公表した。 (平成19年度) ・職員数の削減や給与の適正化等に係る部分の実施状況については、広報「ひの」11月15日号、ホームページのほか、前年度に引き続き「地方公共団体給与情報等公表システム」(総務省)に掲載した。 (平成21・22年度) ・広報およびホームページにて人事給与制度についての公表を行った。	実施済(完了)							0							0	職員課
360	Ⅱ	2	(2)	2	a3	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の進捗状況など積極的に情報を公開する	(平成17年度) ・市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の策定経過などを広報「ひの」やホームページで公表した。 (平成18年度) ・市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の策定経過などを広報「ひの」やホームページで公表した。 (平成19、20年度) ・分かりやすい情報公開に努めた。 (平成21・22年度) ・関係する行政情報について積極的な情報公開に努めた。	一部実施							0							0	緑と清流課
360	Ⅱ	2	(2)	2	a3	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の進捗状況など積極的に情報を公開する	(平成17年度) ・市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の策定経過などを広報「ひの」やホームページで公表した。 (平成18年度) ・市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の策定経過などを広報「ひの」やホームページで公表した。 (平成19年度) 道路課所管の主要事業、新設道路や各種イベント、駅周辺駐輪場の案内図等のほか、日野市発注工事請負者へのお知らせ等をホームページに掲載した。 (平成20・21・22年度) ・道路課所管の主要事業、各種イベント、駅周辺駐輪場の案内図等のほか、日野市発注工事請負者へのお知らせ等をホームページに掲載した。	実施済(完了)							0							0	道路課
360	Ⅱ	2	(2)	2	a3	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の進捗状況など積極的に情報を公開する	(平成17年度) ・市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の策定経過などを広報「ひの」やホームページで公表した。 (平成18年度) ・市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の策定経過などを広報「ひの」やホームページで公表した (平成19年度) ・個人情報の取り扱いに留意しつつ、ホームページや「ひのっ子教育」等で、事業の成果や児童・生徒の活躍についてお知らせした。 (平成21、22年度) ・教育委員会の情報誌である「ひのっ子教育」に、教育委員会予算や児童生徒の活躍等について掲載し、市民に広報した。	実施済(完了)							0							0	庶務課
360	Ⅱ	2	(2)	2	a3	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の進捗状況など積極的に情報を公開する	(平成17年度) ・市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の策定経過などを広報「ひの」やホームページで公表した。 (平成18年度) ・市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の策定経過などを広報「ひの」やホームページで公表した。 (平成19年度) ・分かりやすい情報公開に努めた。 (平成22年度) ・個人情報保護法を遵守し情報公開に努めた。	一部実施							0							0	教育センター

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
360	Ⅱ	2	(2)	2	a3	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の進捗状況など積極的に情報を公開する	(平成17年度) ・市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の策定経過などを広報「ひの」やホームページで公表した。 (平成18年度) ・市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の策定経過などを広報「ひの」やホームページで公表した。 (平成19年度) ・各種統計情報等を市勢要覧やホームページで公表した。 (平成20年度) ・中央図書館で館内OPAC講習会を行い、蔵書の検索方法等を市民に知ってもらった。 ・引き続き市政図書室などで行政情報を積極的に公開したほか、市民が求める市政情報資料などをレファレンスサービスにより紹介した。(No.360の記載内容と同じ) (平成21年度) ・引き続き市政図書室などで行政情報を積極的に公開したほか、市民が求める市政情報資料などをレファレンスサービスにより紹介した。(No.360の記載内容と同じ) (平成22年度) ・引き続き市政図書室などで行政情報を積極的に公開したほか、市民が求める市政情報資料などをレファレンスサービスにより紹介した。 ・今後も市政情報の集中管理と積極的な公開を進め、「市政情報の総合窓口」をめざす。(No.360の記載内容と同じ)	実施済(完了)							0							0	図書館
360	Ⅱ	2	(2)	2	a3	行政情報の積極的な情報公開を図る	全て公開を原則に、市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の進捗状況など積極的に情報を公開する	(平成17年度) ・市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の策定経過などを広報「ひの」やホームページで公表した。 (平成18年度) ・市の財務状況、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の策定経過などを広報「ひの」やホームページで公表した。 (平成19年度) ・公職選挙法は、選挙執行等に係る各種手続について「告示」による公表を原則としており、東京都知事選挙及び参議院議員選挙執行等について、当該制度にのっとり公表を実施した。 (平成21年度) ・今年度実施した4つの選挙に関する情報をはじめ、選挙管理委員会所管業務に関する情報を告示、日野市広報、ホームページ等により市民にお知らせした。	実施済(完了)							0							0	選管事務局
361	Ⅱ	2	(2)	2	a4	行政情報の積極的な情報公開を図る	個人情報保護法を遵守した情報公開を推進する	(平成17年度) ・4月から電子決裁を導入 文書目録公表の各課準備作業を行わせるとともに試行運用開始。 (平成18年度) ・本年度よりインターネットを通じて文書目録を一般に公表。 (平成19年度) ・行政評価の結果を広報「ひの」11月15日号に、また第3次行財政改革大綱(集中改革プラン)・実施計画の平成18年度実施状況を平成20年2月1日号広報「ひの」に掲載するとともに、市ホームページや市内図書館で公表した。 (平成20年度) ・行政評価の結果を広報「ひの」12月1日号に、また第3次行財政改革大綱(集中改革プラン)・実施計画の平成19年度実施状況を平成21年2月1日号広報「ひの」に掲載するとともに、市ホームページや市内図書館で公表した。 (平成21年度) ・行政評価報告書、第3次行革平成20年度実施計画実施状況、集中改革プラン進捗状況をホームページ及び広報「ひの」で公表した。 (平成22年度) ・行政評価報告書、確認調書、行革懇談会報告書、第4次行革大綱中間報告書、中間報告に対するパブリックコメント結果及び集中改革プラン取り組み結果をホームページ、図書館及び広報「ひの」で公表した。	実施済(完了)							0							0	行政管理チーム
361	Ⅱ	2	(2)	2	a4	行政情報の積極的な情報公開を図る	個人情報保護法を遵守した情報公開を推進する	(平成17年度) ・4月から電子決裁を導入、文書目録公表の各課準備作業を行わせるとともに、試行運用開始。 (平成18年度) ・本年度よりインターネットを通じて文書目録を一般に公表。 (平成19年度) ・個人情報保護法を遵守した情報公開に努めた。	実施済(完了)							0							0	企画調整課
361	Ⅱ	2	(2)	2	a4	行政情報の積極的な情報公開を図る	個人情報保護法を遵守した情報公開を推進する	(平成17年度) ・4月から電子決裁を導入 文書目録公表の各課準備作業を行わせるとともに、試行運用開始。 (平成18年度) ・本年度よりインターネットを通じて文書目録を一般に公表。 (平成19年度) ・個人情報保護法を遵守した情報公開に努めた。	実施済(完了)							0							0	職員課
361	Ⅱ	2	(2)	2	a4	行政情報の積極的な情報公開を図る	個人情報保護法を遵守した情報公開を推進する	(平成17年度) ・4月から電子決裁を導入。文書目録公表の各課準備作業を行わせるとともに、試行運用開始。 (平成18年度) ・本年度よりインターネットを通じて文書目録を一般に公表。 (平成19年度) ・個人情報保護法を遵守した情報公開に努めた。	実施済(完了)							0							0	防災安全課
361	Ⅱ	2	(2)	2	a4	行政情報の積極的な情報公開を図る	個人情報保護法を遵守した情報公開を推進する	(平成17年度) ・4月から電子決裁を導入。文書目録公表の各課準備作業を行わせるとともに、試行運用開始。 (平成18年度) ・本年度よりインターネットを通じて文書目録を一般に公表。 (平成19年度) ・個人情報保護法を遵守した情報公開に努めた。	実施済(完了)							0							0	環境保全課
361	Ⅱ	2	(2)	2	a4	行政情報の積極的な情報公開を図る	個人情報保護法を遵守した情報公開を推進する	(平成17年度) ・4月から電子決裁を導入。文書目録公表の各課準備作業を行わせるとともに、試行運用開始。 (平成18年度) ・本年度よりインターネットを通じて文書目録を一般に公表。 (平成19・20・21・22年度) ・個人情報保護法を遵守した情報公開に努めた。	実施済(完了)							0							0	緑と清流課
361	Ⅱ	2	(2)	2	a4	行政情報の積極的な情報公開を図る	個人情報保護法を遵守した情報公開を推進する	(平成17年度) ・平成17年4月から電子決裁を導入。文書目録公表の各課準備作業を行わせるとともに、試行運用開始。 (平成18年度) ・本年度よりインターネットを通じて文書目録を一般に公表。 (平成19年度) ・個人情報保護法を遵守した情報公開に努めた。	実施済(完了)							0							0	都市計画課
361	Ⅱ	2	(2)	2	a4	行政情報の積極的な情報公開を図る	個人情報保護法を遵守した情報公開を推進する	(平成17年度) ・4月から電子決裁を導入。文書目録公表の各課準備作業を行わせるとともに、試行運用開始。 (平成18年度) ・本年度よりインターネットを通じて文書目録を一般に公表。 (平成19年度) ・道路課所管の主要事業、新設道路や各種イベント、駅周辺駐輪場の案内図等のほか、日野市発注工事請負者へのお知らせ等をホームページに掲示した。 (平成20・21・22年度) ・道路課所管の主要事業、各種イベント、駅周辺駐輪場の案内図等のほか、日野市発注工事請負者へのお知らせ等をホームページに掲示した。	実施済(完了)							0							0	道路課
361	Ⅱ	2	(2)	2	a4	行政情報の積極的な情報公開を図る	個人情報保護法を遵守した情報公開を推進する	(平成17年度) ・4月から電子決裁を導入 文書目録公表の各課準備作業を行わせるとともに試行運用開始。 (平成18年度) ・本年度よりインターネットを通じて文書目録を一般に公表。 (平成19年度) ・行政情報の公開に向けた整備を行った。	実施済(完了)							0							0	新選組のふるさと歴史館
361	Ⅱ	2	(2)	2	a4	行政情報の積極的な情報公開を図る	個人情報保護法を遵守した情報公開を推進する	(平成17年度) ・平成17年4月から電子決裁を導入 文書目録公表の各課準備作業を行わせるとともに試行運用開始。 (平成18年度) ・本年度よりインターネットを通じて文書目録を一般に公表。 (平成19年度) ・生活福祉課の扱う情報は、特に注意を要するものが多いので、個人情報保護法の遵守を徹底した。 (平成20・21・22年度) ・中国残留邦人等への支援給付事業等、個人情報保護の観点から注意を要するものについて、個人情報保護法の遵守に努めた。	実施済(完了)							0							0	福祉政策課
361	Ⅱ	2	(2)	2	a4	行政情報の積極的な情報公開を図る	個人情報保護法を遵守した情報公開を推進する	(平成17年度) ・4月から電子決裁を導入。文書目録公表の各課準備作業を行わせるとともに、試行運用開始。 (平成18年度) ・本年度よりインターネットを通じて文書目録を一般に公表。 (平成19・20・21年度) ・個人情報保護法を遵守した情報公開に努めた(平成20年公開請求あり)。	一部実施							0							0	子育て課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課	
361	Ⅱ	2	(2)	2	a4	行政情報の積極的な情報公開を図る	個人情報保護法を遵守した情報公開を推進する	(平成17年度) ・4月から電子決裁を導入。文書目録公表の各課準備作業を行わせるとともに、試行運用開始。 (平成18年度) ・本年度よりインターネットを通じて文書目録を一般に公表。 (平成19・21・22年度) ・個人情報の取り扱いに留意しつつ、事業の成果や児童・生徒の活動状況について、ホームページや「ひのっ子教育」等でお知らせした。	実施済(完了)							0							0	庶務課	
361	Ⅱ	2	(2)	2	a4	行政情報の積極的な情報公開を図る	個人情報保護法を遵守した情報公開を推進する	(平成17年度) ・4月から電子決裁を導入。文書目録公表の各課準備作業を行わせるとともに、試行運用開始。 (平成18年度) ・本年度よりインターネットを通じて文書目録を一般に公表。 (平成19・21・22年度) ・個人情報保護法を遵守した情報公開に努めた。	実施済(完了)							0							0	学校課	
361	Ⅱ	2	(2)	2	a4	行政情報の積極的な情報公開を図る	個人情報保護法を遵守した情報公開を推進する	(平成17年度) ・4月から電子決裁を導入。文書目録公表の各課準備作業を行わせるとともに、試行運用開始。 (平成18年度) ・本年度よりインターネットを通じて文書目録を一般に公表。 (平成19・22年度) ・個人情報保護法を遵守した情報公開に努めた。	実施済(完了)							0							0	教育センター	
361	Ⅱ	2	(2)	2	a4	行政情報の積極的な情報公開を図る	個人情報保護法を遵守した情報公開を推進する	(平成17年度) ・4月から電子決裁を導入。文書目録公表の各課準備作業を行わせるとともに、試行運用開始。 (平成18年度) ・本年度よりインターネットを通じて文書目録を一般に公表。 (平成19年度) ・ホームページ上で文書目録を一般に公表した。 (平成20年度) ・「図書館の自由に関する宣言」や「個人情報保護法」に基づき、利用者の読書事実や利用事実を守る図書館運営を行った。 ・市民の知る権利を保障するため、原則としてすべての図書資料を市民に供した。 (平成21・22年度) ・①「個人情報保護法」や「図書館の自由に関する宣言」に基づき、利用者の読書事実や利用事実を守る図書館運営を行った。 ・②市民の知る権利を保障するため、原則としてすべての図書資料を市民に供した。	実施済(完了)							0								0	図書館
361	Ⅱ	2	(2)	2	a4	行政情報の積極的な情報公開を図る	個人情報保護法を遵守した情報公開を推進する	(平成17年度) ・月から電子決裁を導入。文書目録公表の各課準備作業を行わせるとともに、試行運用開始。 (平成18年度) ・本年度よりインターネットを通じて文書目録を一般に公表。 (平成19年度) ・永久選挙人名簿等の管理については情報セキュリティポリシーにのっとり、また名簿抄本の閲覧等については公職選挙法にのっとり、個人情報の取り扱いに細心の注意を払って厳正に対応した。	実施済(完了)							0							0	選管事務局	
362	Ⅱ	2	(2)	2	a5	外郭団体は、運営状況の積極的な情報公開に努める (日野市企業公社)	日野市企業公社の運営状況をホームページで積極的に公開していく。公開内容◇事業概要◇年度事業計画、年度実績報告等◇会社概要：商号、代表者、役員、設備、株主、請負業種などの基礎情報◇業務募集記事の掲載(営業目的)	(平成18年度) ・会社概要(商号、代表者、役員、設備、株主、請負業種などの基礎情報)、年度事業計画、年度事業報告、経営方針、資本金、取引銀行、事業実績、経営状況(売上高の推移)、決算状況(損益計算書)の掲載。 掲載情報の更新など、内容の整理の検討。 (平成19年度) ・前年度と同様、運営状況を積極的に公開した。 (平成20年度) ・平成19年度実施済。	実施済(完了)							0							0	企画調整課	
363	Ⅱ	2	(2)	2	a5	外郭団体は、運営状況の積極的な情報公開に努める (福祉事業団)	現在、日野市福祉事業団は、毎年度の予算、決算と事業計画書、事業報告書について、福祉事業団の掲示板に掲示するとともに、「広報ひの」に掲載し、市政図書室で閲覧できる体制をとっているが、今後は、「福祉事業団情報公開規程」や「福祉事業団個人情報保護規程」を制定し、福祉事業団ホームページの立上げを検討する。平成19年度には検討委員会を設置し、運用規程や予算等について研究し、情報提供のスピードアップと情報量の拡大を図る。	(平成17年度) ・平成17年度取組予定のとおり事業団掲示板への掲示・市政図書室での閲覧を実施。 (平成18年度) ・平成18年度取組予定のとおり事業団掲示板への掲示・広報「ひの」への掲示と市政図書室での閲覧を実施。 (平成19年度) ・福祉事業団の情報公開については、平成19年度に同事業団に係る情報開示公開規程及び個人情報保護規程を制定、以後これに基づいて対応していくこととした。 また、今後の事業団の方向性及び情報開示については、平成19年度の「福祉事業団あり方検討委員会」の検討結果を踏まえて対応していくこととした。 (平成20年度) ・ホームページ開設に当たり必要な事項を検討するための検討委員を設置し、平成21年4月からの運用開始に向け準備を進めた(平成21年4月からホームページ開設)。 (平成21年度) ・4月、ホームページを開設、公開した。 (平成22年度) ・引き続きホームページを通じて、積極的な情報提供に努めた。	実施済(完了)							0							0	福祉政策課	
364	Ⅱ	2	(2)	2	a5	外郭団体は、運営状況の積極的な情報公開に努める (日野市社会福祉協議会)	日野市社会福祉協議会の予算書、決算書、事業計画書、実施報告書は理事会、評議会の承認を受けた後、社会福祉協議会及び市政図書室で閲覧できる体制を取っています。また、社会福祉協議会のホームページは平成11年9月に開設し、逐次最新の情報を提供できるよう努めています。平成19年度に「情報公開規程」を制定し、「情報公開審査会」の設置や給与及び財産状況の公開を進めていきます。	(平成17年度) ・年度計画とおり実施。 (平成18年度) ・年度計画とおり実施。 ・「個人情報保護規程」は、6月1日から施行。 (平成19年度) ・社会福祉協議会の予算書、決算書、事業計画書、実施報告書は、引き続き閲覧できるようにし、ホームページでも分かりやすい情報の提供に努めた。 なお、平成19年度に「情報公開規程」を制定、「情報公開審査会」の設置を行った。 (平成20年度) ・より分かりやすいホームページとするため、平成21年4月からのリニューアルを図るための検討や、専門業者の選定等の準備を行った(平成21年4月から新ホームページ稼動)。 (平成21年度) ・4月にリニューアルしたホームページを公開した。 (平成22年度) ・引き続きホームページを通じて、積極的な情報提供に努めた。	実施済(完了)							0							0	福祉政策課	
365	Ⅱ	2	(2)	2	a5	外郭団体は、運営状況の積極的な情報公開に努める (シルバー人材センター)	シルバー人材センターの運営状況の積極的な情報公開に努める。公益法人制度の抜本的改革を踏まえ、①財務情報の透明化②事業の効率性の情報開示③受託責任の明確化を図っていく。	(平成17年度) ・①「情報公開要綱」の制定に基づいた、情報公開の基盤整備を整えた、②民間事業所113社を対象に「顧客満足度調査」を実施した。 (平成18年度) ・①「情報公開要綱」の制定に基づいた、情報公開の基盤整備を整えた、②公共機関102件、公共施設利用者120件の「顧客満足度調査」を実施した。 (平成19年度) ・定款・事業計画(報告)書・収支予算(計算)書・財産目録・貸借対照表等をホームページ上で公開した。 (平成20・21・22年度) ・定款・事業計画(報告)書・収支予算(計算)書・財産目録・貸借対照表等をホームページ上で公開した。	一部実施							0							0	高齢福祉課	
小計(小項目計)										0	0	0	0	0	0	0	6,148	0	0	0	0	0	6,148		
中計(中項目計)										0	0	0	0	0	0	0	6,148	0	0	0	0	0	6,148		

Ⅱ-3 多様化する市民ニーズへの対応

(1)行政評価システムによる事務事業の見直し

366	Ⅱ	3	(1)	1	a1	事務事業の総点検を実施し事務処理方法や事務処理時間など簡素化率20%(平成17年度比)を目標に努力する	全事業について、不要書類・不要事務の抽出・廃止により事務処理方法の簡略化、事務処理時間の短縮を図り、平成22年度までに簡素化率20%を目指す。検証は事務簡素化委員会(行政管理部门・職員課を主体に組織)を立ち上げ、委員会で、各課職員の事務量平準化後の残業時間数の短縮により、事務処理時間の短縮を測定する。事務処理方法の簡略化は、事務事業量調査による各事務所要時間の短縮をもって測定する。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・不要書類や事務について廃止を含めた見直しを行い、また事務処理方法の簡略化や時間の短縮化に努めた。 (平成20・21年度) ・不要書類・不要事務の抽出・廃止により事務処理方法の簡略化、事務処理時間の短縮を図るように取り組んでいる。 (平成22年度) ・経営感覚を身につけた職員による行政運営を目的に、職員一人ひとりの業務改善を図るために、1業務分析を4課で実施した。	一部実施							0							0	企画調整課
-----	---	---	-----	---	----	---	--	--	------	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	---	-------

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
366	Ⅱ	3	(1)	1	a1	事務事業の総点検を実施し事務処理方法や事務処理時間など簡素化率20%(平成17年度比)を目標に努力する	全事業について、不要書類・不要事務の抽出・廃止により事務処理方法の簡略化、事務処理時間の短縮を図り、平成22年度までに簡素化率20%を目指す。検証は事務簡素化委員会(行政管理部門・職員課を主体に組織)を立ち上げ、委員会で、各課職員の事務量平準化後の残業時間数の短縮により、事務処理時間の短縮を測定する。事務処理方法の簡略化は、事務事業量調査による各事務所要時間の短縮をもって測定する。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・事務事業の総点検を行うための準備として、平成14年度に実施した業務量調査の内容の再精査を行った。 ・行政評価システムの評価結果に基づく所管部署ヒアリングを実施し、事務改善等に取組むよう指導した。 (平成22年度) ・経営感覚を身につけた職員による行政運営を目的に、職員一人ひとりの業務改善を図るために、業務分析を4課で実施した。	一部実施							0							0	行政管理チーム
366	Ⅱ	3	(1)	1	a1	事務事業の総点検を実施し事務処理方法や事務処理時間など簡素化率20%(平成17年度比)を目標に努力する	全事業について、不要書類・不要事務の抽出・廃止により事務処理方法の簡略化、事務処理時間の短縮を図り、平成22年度までに簡素化率20%を目指す。検証は事務簡素化委員会(行政管理部門・職員課を主体に組織)を立ち上げ、委員会で、各課職員の事務量平準化後の残業時間数の短縮により、事務処理時間の短縮を測定する。事務処理方法の簡略化は、事務事業量調査による各事務所要時間の短縮をもって測定する。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・時間外管理委員会を立ち上げ、事務の効率的な執行について検討を行った。 (平成20年度) ・市民税課の事務効率(時間外勤務削減)を図るため、業務の洗い出しを行うとともに他市(多摩市・小平市)に出向き、業務の見直しを行った。その結果、前年度と比較して、時間外勤務が2,700時間(約4,700時間→約2,000時間)大幅に削減した。 (平成21年度) ・一斉退庁日を月・水・金曜日とし、これを徹底できるよう業務の効率化を図るよう検討した。また、各所属長に毎月の時間外実績を報告し、その効果の検証をした。 (平成22年度) ・一斉退庁日を月・水・金曜日とし、これを徹底できるよう業務の効率化を図った。	実施済(完了)							0							0	職員課
366	Ⅱ	3	(1)	1	a1	事務事業の総点検を実施し事務処理方法や事務処理時間など簡素化率20%(平成17年度比)を目標に努力する	全事業について、不要書類・不要事務の抽出・廃止により事務処理方法の簡略化、事務処理時間の短縮を図り、平成22年度までに簡素化率20%を目指す。検証は事務簡素化委員会(行政管理部門・職員課を主体に組織)を立ち上げ、委員会で、各課職員の事務量平準化後の残業時間数の短縮により、事務処理時間の短縮を測定する。事務処理方法の簡略化は、事務事業量調査による各事務所要時間の短縮をもって測定する。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・上半期に欠員だった市民相談担当職員が下半期に補充されたため、事務処理時間の超過問題は大幅に改善された。 (平成21年度) ・市民相談業務日誌、インフォメーション業務日誌の見直しを行い、相談の区別(苦情、要望、問合せ)、庁内外案内、配布物等を分類し、簡潔に記載できるように改めた。 (平成22年度) ・市民からの問合せの電話・Eメール等がある中で特に質問が多いものをホームページ上に『よくある質問(Q&A)』(33課21カテゴリー160件)を掲載。新規の質問や内容訂正をし最新のものを掲載している。	一部実施							0							0	市長公室
366	Ⅱ	3	(1)	1	a1	事務事業の総点検を実施し事務処理方法や事務処理時間など簡素化率20%(平成17年度比)を目標に努力する	全事業について、不要書類・不要事務の抽出・廃止により事務処理方法の簡略化、事務処理時間の短縮を図り、平成22年度までに簡素化率20%を目指す。検証は事務簡素化委員会(行政管理部門・職員課を主体に組織)を立ち上げ、委員会で、各課職員の事務量平準化後の残業時間数の短縮により、事務処理時間の短縮を測定する。事務処理方法の簡略化は、事務事業量調査による各事務所要時間の短縮をもって測定する。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・事務処理方法の簡素化や事務処理時間の短縮化に努めたが、大きな成果をあげることができなかった。 (平成20年度) ・事務処理方法の簡素化、事務処理時間の短縮化、時間外勤務時間の縮減に努めたが、大きな成果をあげることができなかった。 (平成21年度) ・事務処理方法の簡素化、事務処理時間の短縮化、時間外勤務時間の縮減に努めたが、大きな成果をあげることができなかった。 ・時間外勤務については、市民参画の会議や委員会、市民を対象にした相談事業以外は原則として行わないようにした。 ・「現在、法律や条例により様々な計画が策定され、これに基づき事業が実施されている。一つの事業が複数の計画に位置づけられ、それぞれの計画の目的に応じた評価を行なっているが、主管課における事業の実施内容は同一にもかかわらず、各計画の主管課、評価の時期、視点、計画の目的が異なるために評価シートを何度となく記載する必要があり、部署によってはこれに多大な時間と労力を費している。また、市民評価の対象となればヒアリングも相手を変えて複数回となる。行政評価システムの確立の中で、合理的、効率的な評価の仕組みを構築することはできないか。」と、第4次行革に向けて提案した。 (平成22年度) ・市民参画や市民対象の事業以外は原則として時間外勤務を行わない。	一部実施							0							0	男女平等課
366	Ⅱ	3	(1)	1	a1	事務事業の総点検を実施し事務処理方法や事務処理時間など簡素化率20%(平成17年度比)を目標に努力する	全事業について、不要書類・不要事務の抽出・廃止により事務処理方法の簡略化、事務処理時間の短縮を図り、平成22年度までに簡素化率20%を目指す。検証は事務簡素化委員会(行政管理部門・職員課を主体に組織)を立ち上げ、委員会で、各課職員の事務量平準化後の残業時間数の短縮により、事務処理時間の短縮を測定する。事務処理方法の簡略化は、事務事業量調査による各事務所要時間の短縮をもって測定する。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・事務処理の簡素化・効率化を基本に、業務遂行を行った。 (平成20年度) ・マニュアルの作成、仕事の分担の見直し等行う等、事務事業の簡素化、効率化を常時心がけ対応した。 (平成21年度) ・電子による起案に心がけるなどノーペーパー化を推進、防災課・安全安心課の統合に伴う仕事の分担を行い事務事業所要時間の短縮・簡略化・共有化等を図った。 (平成22年度) ・電子による起案に心がけるなどノーペーパー化を推進、仕事量の分担・協力等により事務事業所要時間の短縮・簡略化・共有化等を図った。	実施済(完了)							0							0	防災安全課
366	Ⅱ	3	(1)	1	a1	事務事業の総点検を実施し事務処理方法や事務処理時間など簡素化率20%(平成17年度比)を目標に努力する	全事業について、不要書類・不要事務の抽出・廃止により事務処理方法の簡略化、事務処理時間の短縮を図り、平成22年度までに簡素化率20%を目指す。検証は事務簡素化委員会(行政管理部門・職員課を主体に組織)を立ち上げ、委員会で、各課職員の事務量平準化後の残業時間数の短縮により、事務処理時間の短縮を測定する。事務処理方法の簡略化は、事務事業量調査による各事務所要時間の短縮をもって測定する。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・事務処理の手順や内容の見直しを行い、定例的のバッチ処理業務をズレ動(90分)で対応することとした。また、職員研修で、引き続き問題点の洗い出しや業務改善に取り組み、所属職員の意識の向上に努めた。 (平成20年度) ・定例的のバッチ処理業務をズレ動(90分)での対応を継続して行った。また、処理を行う場合でも手順内容の再確認、職員研修や課会などで、引き続き問題点の洗い出しや業務改善に取り組み、所属職員の意識の向上に努めた。 (平成21年度) ・継続して定例的のバッチ処理業務をズレ動(90分)での対応を進めた。また、引き続き問題点の洗い出しや業務改善に取り組み、職員研修や課会などで所属職員の意識の向上に努めた。 (平成22年度) ・定例的のバッチ処理業務をズレ動(90分)での対応を継続して進めた。また、引き続き問題点の洗い出しや業務改善に取り組み、処理手順の再確認による処理、課会などで所属職員の意識の向上に努めた。 住民情報システムの再構築を推進する中で、事務処理内容や手順等の検討を行った。	一部実施							0							0	情報システム課
366	Ⅱ	3	(1)	1	a1	事務事業の総点検を実施し事務処理方法や事務処理時間など簡素化率20%(平成17年度比)を目標に努力する	全事業について、不要書類・不要事務の抽出・廃止により事務処理方法の簡略化、事務処理時間の短縮を図り、平成22年度までに簡素化率20%を目指す。検証は事務簡素化委員会(行政管理部門・職員課を主体に組織)を立ち上げ、委員会で、各課職員の事務量平準化後の残業時間数の短縮により、事務処理時間の短縮を測定する。事務処理方法の簡略化は、事務事業量調査による各事務所要時間の短縮をもって測定する。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・業務の洗出しを行い、委託が可能と思われる業務の抽出を行った。 (平成21年度) ・事務効率の改善を継続し、時間外勤務を削減した。平成20年度比8%減。 (平成22年度) ・業務内容や事務分担の見直しにより、事務効率の改善を継続した。	一部実施							0							0	資産税課
366	Ⅱ	3	(1)	1	a1	事務事業の総点検を実施し事務処理方法や事務処理時間など簡素化率20%(平成17年度比)を目標に努力する	全事業について、不要書類・不要事務の抽出・廃止により事務処理方法の簡略化、事務処理時間の短縮を図り、平成22年度までに簡素化率20%を目指す。検証は事務簡素化委員会(行政管理部門・職員課を主体に組織)を立ち上げ、委員会で、各課職員の事務量平準化後の残業時間数の短縮により、事務処理時間の短縮を測定する。事務処理方法の簡略化は、事務事業量調査による各事務所要時間の短縮をもって測定する。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・事務処理の簡素化・効率化に向け、取り組みを行った。 (平成20・21・22年度) ・課会、係会等を通して事務処理の簡素化や事務処理時間の短縮化に努めた。	一部実施							0							0	道路課
366	Ⅱ	3	(1)	1	a1	事務事業の総点検を実施し事務処理方法や事務処理時間など簡素化率20%(平成17年度比)を目標に努力する	全事業について、不要書類・不要事務の抽出・廃止により事務処理方法の簡略化、事務処理時間の短縮を図り、平成22年度までに簡素化率20%を目指す。検証は事務簡素化委員会(行政管理部門・職員課を主体に組織)を立ち上げ、委員会で、各課職員の事務量平準化後の残業時間数の短縮により、事務処理時間の短縮を測定する。事務処理方法の簡略化は、事務事業量調査による各事務所要時間の短縮をもって測定する。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・事務効率化を目的して新・生活保護システムを導入、平成20年度に効果の検証を行うこととした。 (平成20年度) ・平成20年3月に導入した「中国残留邦人等支援システム」の安定稼働に向け、各種見直し作業を行い、事務の効率化を図った。 (平成21年度) ・平成21年度に新設された課として、所管すべき業務の把握に重点を置き、担当毎に業務改善に努めた。 (平成22年度) ・再任用職員の担当業務を見直し、限られた人員体制の中での効率的な業務遂行を図った。	一部実施							0							0	福祉政策課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課		
366	Ⅱ	3	(1)	1	a1	事務事業の総点検を実施し事務処理方法や事務処理時間など簡素化率20%(平成17年度比)を目標に努力する	全事業について、不要書類・不要事務の抽出・廃止により事務処理方法の簡略化、事務処理時間の短縮を図り、平成22年度までに簡素化率20%を目指す。検証は事務簡素化委員会(行政管理部門・職員課を主体に組織)を立ち上げ、委員会で、各課職員の事務量平準化後の残業時間数の短縮により、事務処理時間の短縮を測定する。事務処理方法の簡略化は、事務事業量調査による各事務所要時間の短縮をもって測定する。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・事務処理の効率化・簡素化に向け、方向性を協議した。 (平成21・22年度) ・事務の効率化・簡素化に努めた。	一部実施							0							0	学校課		
366	Ⅱ	3	(1)	1	a1	事務事業の総点検を実施し事務処理方法や事務処理時間など簡素化率20%(平成17年度比)を目標に努力する	全事業について、不要書類・不要事務の抽出・廃止により事務処理方法の簡略化、事務処理時間の短縮を図り、平成22年度までに簡素化率20%を目指す。検証は事務簡素化委員会(行政管理部門・職員課を主体に組織)を立ち上げ、委員会で、各課職員の事務量平準化後の残業時間数の短縮により、事務処理時間の短縮を測定する。事務処理方法の簡略化は、事務事業量調査による各事務所要時間の短縮をもって測定する。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・事務処理方法の効率化・簡素化及び事務処理時間の短縮化を念頭に、業務処理を行った。 (平成22年度) ・事務の効率化・簡素化に努めた。	一部実施							0							0	教育センター		
366	Ⅱ	3	(1)	1	a1	事務事業の総点検を実施し事務処理方法や事務処理時間など簡素化率20%(平成17年度比)を目標に努力する	全事業について、不要書類・不要事務の抽出・廃止により事務処理方法の簡略化、事務処理時間の短縮を図り、平成22年度までに簡素化率20%を目指す。検証は事務簡素化委員会(行政管理部門・職員課を主体に組織)を立ち上げ、委員会で、各課職員の事務量平準化後の残業時間数の短縮により、事務処理時間の短縮を測定する。事務処理方法の簡略化は、事務事業量調査による各事務所要時間の短縮をもって測定する。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・正規職員削減を踏まえ、事務処理の効率化・簡素化を図った。 (平成20年度) ・正職員の嘱託職員化や図書費の削減により図書館費を前年度比7.1%削減した。 (平成21年度) ・経費削減を図り、前年度比2.9%の予算を削減した。 (平成22年度) ・経費削減を図り、前年度比6.3%の予算を削減した。 ・事務の効率化に努め、時間外時間数を前年度比21.4%(11月分まで)削減した。	実施済(完了)							0					36,868	36,868		図書館		
366	Ⅱ	3	(1)	1	a1	事務事業の総点検を実施し事務処理方法や事務処理時間など簡素化率20%(平成17年度比)を目標に努力する	全事業について、不要書類・不要事務の抽出・廃止により事務処理方法の簡略化、事務処理時間の短縮を図り、平成22年度までに簡素化率20%を目指す。検証は事務簡素化委員会(行政管理部門・職員課を主体に組織)を立ち上げ、委員会で、各課職員の事務量平準化後の残業時間数の短縮により、事務処理時間の短縮を測定する。事務処理方法の簡略化は、事務事業量調査による各事務所要時間の短縮をもって測定する。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・東京都知事選挙及び参議院議員選挙の執行のため、取り組むことができなかった。 (平成21年度) ・今年度実施した4つの選挙においては、選挙事務従事者手当て等の支給方法を口座 振替にし、事務処理時間の短縮を実現した。 ・平成22年2月21日執行日野市議会議員選挙においては、公費負担経費請求手続のうち、契約締結の届、確認申請及び確認書の交付を立候補届受付時に行ったことにより、その後の公費負担経費請求手続及び支払手続に要する事務処理時間の短縮を実現した。 (平成22年度) ・平成22年度執行の参議院議員選挙において経費節減の観点から選挙事務の総点検を行い以下の項目を実施した。①投開票事務従事者の単価を統一単価から時間外勤務手当に変更・投票所配置人数の減、②投票管理者報酬の見直し(支給日数の減)、③当日投票立会人の人数変更(3人→2人)、④投開票事務の一部委託及び臨時職員の雇用、⑤本部事務従事者の削減及び一部委託、⑥開票管理者、開票立会人報酬の見直し(支給回数 の減)。	実施済(完了)							0					7,538	7,538				選管事務局
366	Ⅱ	3	(1)	1	a1	事務事業の総点検を実施し事務処理方法や事務処理時間など簡素化率20%(平成17年度比)を目標に努力する	全事業について、不要書類・不要事務の抽出・廃止により事務処理方法の簡略化、事務処理時間の短縮を図り、平成22年度までに簡素化率20%を目指す。検証は事務簡素化委員会(行政管理部門・職員課を主体に組織)を立ち上げ、委員会で、各課職員の事務量平準化後の残業時間数の短縮により、事務処理時間の短縮を測定する。事務処理方法の簡略化は、事務事業量調査による各事務所要時間の短縮をもって測定する。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・事務スペースの整理・整頓を実施、結果として事務処理に係る時間の短縮を図ることができた。 (平成20年度) ・高幡台分室への正規職員の配置により事務の効率化が図られたが、市民、利用者の要望の増加、個別計画における公民館事業の対応等、事業の増加があり、軽減には至っていない。 (平成21年度) ・教育センター、郷土資料館、高幡台分室の受付業務委託の統合を検討し予算化した。 (平成22年度) ・引き続き達成のため努力していく。	一部実施							0								0	中央公民館	
366	Ⅱ	3	(1)	1	a1	事務事業の総点検を実施し事務処理方法や事務処理時間など簡素化率20%(平成17年度比)を目標に努力する	全事業について、不要書類・不要事務の抽出・廃止により事務処理方法の簡略化、事務処理時間の短縮を図り、平成22年度までに簡素化率20%を目指す。検証は事務簡素化委員会(行政管理部門・職員課を主体に組織)を立ち上げ、委員会で、各課職員の事務量平準化後の残業時間数の短縮により、事務処理時間の短縮を測定する。事務処理方法の簡略化は、事務事業量調査による各事務所要時間の短縮をもって測定する。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・書類・事務の簡素化を図るため、ファイル基準表の見直しを行った。 (平成20年度) ・文化財係) ・前年度に行ったファイル基準表の見直しの効果を再検討し、実態に即した修正を行った。 (平成21年度) ・関連業務が多い文化スポーツ課(文化財係)と郷土資料館の連携のあり方を検討し、一定のガイドラインを策定した。 (平成22年度) ・前年に策定した文化スポーツ課と郷土資料館の連携のガイドラインに基づき、出張講座や体験学習事業などについて、窓口の一本化や用具等を一括管理を行い、するなどして業務の効率化を図った。	一部実施							0								0	文化スポーツ課	
366	Ⅱ	3	(1)	1	a1	事務事業の総点検を実施し事務処理方法や事務処理時間など簡素化率20%(平成17年度比)を目標に努力する	全事業について、不要書類・不要事務の抽出・廃止により事務処理方法の簡略化、事務処理時間の短縮を図り、平成22年度までに簡素化率20%を目指す。検証は事務簡素化委員会(行政管理部門・職員課を主体に組織)を立ち上げ、委員会で、各課職員の事務量平準化後の残業時間数の短縮により、事務処理時間の短縮を測定する。事務処理方法の簡略化は、事務事業量調査による各事務所要時間の短縮をもって測定する。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・電算システムの稼働に合わせて就学援助事業の見直しを行い、提出書類の簡素化等を行った。 (平成22年度) ・課会等を通じて事務事業及び働き方の見直しを行い、改善を図った。	一部実施							0							0	庶務課		
367	Ⅱ	3	(1)	1	a2	年間簡素化目標を定め事務事業の簡略化を推進する	行政管理部門(創設前は企画調整課を主体とするプロジェクトチーム)が各課に立ち入り、担当職員の事務処理ストローク数及び事務処理時間を測定し、事務簡素化委員会に報告、委員会において不要書類・不要ストロークを抽出し、是正内容を所属長に通知する。、所属長は是正内容に基づき、職員指導及び事務管理し、毎年度5%の簡略化を進める。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・行政管理チーム立ち上げの初年度ということもあり、事務簡素化に向けた測定、報告、是正通知等の具体的な取組みを開始するには至らなかった。 (平成20年度) ・検討中。	一部実施							0							0	企画調整課		
367	Ⅱ	3	(1)	1	a2	年間簡素化目標を定め事務事業の簡略化を推進する	行政管理部門(創設前は企画調整課を主体とするプロジェクトチーム)が各課に立ち入り、担当職員の事務処理ストローク数及び事務処理時間を測定し、事務簡素化委員会に報告、委員会において不要書類・不要ストロークを抽出し、是正内容を所属長に通知する。、所属長は是正内容に基づき、職員指導及び事務管理し、毎年度5%の簡略化を進める。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・行政管理チーム立ち上げの初年度ということもあり、事務簡素化に向けた測定、報告、是正通知等の具体的な取組みを開始するには至らなかった。 (平成20年度) ・事務事業の簡素化を図るため、市民税課当初課税事務対し事務の総点検を行い、主管課と協働して視察・検討の結果、時間外勤務を約半減にすることができた。 (平成21年度) ・市民評価で得られた改善等のコメントに対し、翌年度より主管課で対応できるように市民評価公表時期を前倒した。 (平成22年度) ・経営感覚を身につけた職員による行政運営を目的に、職員一人ひとりの業務改善を図るために、業務分析を4課で実施した。	一部実施							0							0	行政管理チーム		

No.	大項目	中項目	小項目	番号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
367	Ⅱ	3	(1)	1	a2	年間簡素化目標を定め事務事業の簡略化を推進する	行政管理部門(創設前は企画調整課を主体とするプロジェクトチーム)が各課に立ち入り、担当職員の事務処理ストローク数及び事務処理時間を測定し、事務簡素化委員会に報告、委員会において不要書類・不要ストロークを抽出し、是正内容を所属長に通知する。、所属長は是正内容に基づき、職員指導及び事務管理し、毎年度5%の簡略化を進める。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・行政管理チーム立ち上げの初年度ということもあり、事務簡素化に向けた測定、報告、是正通知等の具体的な取組みを開始するには至らなかった。 (平成20年度) ・№366の記載内容に同じ。 (平成21年度) ・一斉退庁日を月、水、金とし、これを徹底できるような業務の効率化を図るよう検討した。また各所属長に毎月の時間外実績を報告し、その効果の検証をした。 (平成22年度) ・一斉退庁日を月、水、金とし、これを徹底できるような業務の効率化を図った。							0							0	職員課
367	Ⅱ	3	(1)	1	a2	年間簡素化目標を定め事務事業の簡略化を推進する	行政管理部門(創設前は企画調整課を主体とするプロジェクトチーム)が各課に立ち入り、担当職員の事務処理ストローク数及び事務処理時間を測定し、事務簡素化委員会に報告、委員会において不要書類・不要ストロークを抽出し、是正内容を所属長に通知する。、所属長は是正内容に基づき、職員指導及び事務管理し、毎年度5%の簡略化を進める。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・行政管理チーム立ち上げの初年度ということもあり、事務簡素化に向けた測定、報告、是正通知等の具体的な取組みを開始するには至らなかった。 (平成20・21年度) ・常に事務事業を簡略化・効率化する考えを持って仕事をするよう指導、対応した。 (平成22年度) ・仕事量の見直しを行い、職員間の協力体制を強化するとともに、常に事務事業を簡略化・効率化する考えを持って仕事をするよう指導、対応した。							0							0	防災安全課
367	Ⅱ	3	(1)	1	a2	年間簡素化目標を定め事務事業の簡略化を推進する	行政管理部門(創設前は企画調整課を主体とするプロジェクトチーム)が各課に立ち入り、担当職員の事務処理ストローク数及び事務処理時間を測定し、事務簡素化委員会に報告、委員会において不要書類・不要ストロークを抽出し、是正内容を所属長に通知する。、所属長は是正内容に基づき、職員指導及び事務管理し、毎年度5%の簡略化を進める。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・行政管理チーム立ち上げの初年度ということもあり、事務簡素化に向けた測定、報告、是正通知等の具体的な取組みを開始するには至らなかった。 (平成20・21年度) ・事務処理方法の効率化・簡素化、及び事務処理時間の短縮化を念頭に業務処理に努めた。 (平成22年度) ・今後も係会等で係内の業務の情報共有を図った上で、事務処理方法の効率化・簡素化、及び事務処理時間の短縮化を念頭に業務処理に努める。							0							0	道路課
367	Ⅱ	3	(1)	1	a2	年間簡素化目標を定め事務事業の簡略化を推進する	行政管理部門(創設前は企画調整課を主体とするプロジェクトチーム)が各課に立ち入り、担当職員の事務処理ストローク数及び事務処理時間を測定し、事務簡素化委員会に報告、委員会において不要書類・不要ストロークを抽出し、是正内容を所属長に通知する。、所属長は是正内容に基づき、職員指導及び事務管理し、毎年度5%の簡略化を進める。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) 行政管理チーム立ち上げの初年度ということもあり、事務簡素化に向けた測定、報告、是正通知等の具体的な取組みを開始するには至らなかった。 (平成20年度) ・時間外勤務の削減等、業務改善の必要性について係会等で確認したが、具体的な計測には至らなかった。 (平成21年度) ・平成21年度に新設された課として、所管すべき業務の把握に重点を置き、担当毎に業務改善に努めた。 (平成22年度) ・再任用職員の担当業務を見直し、限られた人員体制の中での効率的な業務遂行を図った。							0							0	福祉政策課
367	Ⅱ	3	(1)	1	a2	年間簡素化目標を定め事務事業の簡略化を推進する	行政管理部門(創設前は企画調整課を主体とするプロジェクトチーム)が各課に立ち入り、担当職員の事務処理ストローク数及び事務処理時間を測定し、事務簡素化委員会に報告、委員会において不要書類・不要ストロークを抽出し、是正内容を所属長に通知する。所属長は是正内容に基づき、職員指導及び事務管理し、毎年度5%の簡略化を進める。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・課会・係会等を通して事務改善に努めたが、職員の事務ストローク数のカウント等は行わなかった。 (平成22年度) ・課会等を通じて事務事業及び働き方の見直しを行い、改善を図った。							0							0	庶務課
367	Ⅱ	3	(1)	1	a2	年間簡素化目標を定め事務事業の簡略化を推進する	行政管理部門(創設前は企画調整課を主体とするプロジェクトチーム)が各課に立ち入り、担当職員の事務処理ストローク数及び事務処理時間を測定し、事務簡素化委員会に報告、委員会において不要書類・不要ストロークを抽出し、是正内容を所属長に通知する。、所属長は是正内容に基づき、職員指導及び事務管理し、毎年度5%の簡略化を進める。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・行政管理チーム立ち上げの初年度ということもあり、事務簡素化に向けた測定、報告、是正通知等の具体的な取組みを開始するには至らなかった。 (平成21・22年度) ・事務の効率化・簡素化に努めた。							0							0	学校課
367	Ⅱ	3	(1)	1	a2	年間簡素化目標を定め事務事業の簡略化を推進する	行政管理部門(創設前は企画調整課を主体とするプロジェクトチーム)が各課に立ち入り、担当職員の事務処理ストローク数及び事務処理時間を測定し、事務簡素化委員会に報告、委員会において不要書類・不要ストロークを抽出し、是正内容を所属長に通知する。、所属長は是正内容に基づき、職員指導及び事務管理し、毎年度5%の簡略化を進める。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・行政管理チーム立ち上げの初年度ということもあり、事務簡素化に向けた測定、報告、是正通知等の具体的な取組みを開始するには至らなかったが、事務処理方法の効率化・簡素化、及び事務処理時間の短縮化を念頭に業務処理を行った。 (平成22年度) ・事務の効率化・簡素化に努めた。							0							0	教育センター
367	Ⅱ	3	(1)	1	a2	年間簡素化目標を定め事務事業の簡略化を推進する	行政管理部門(創設前は企画調整課を主体とするプロジェクトチーム)が各課に立ち入り、担当職員の事務処理ストローク数及び事務処理時間を測定し、事務簡素化委員会に報告、委員会において不要書類・不要ストロークを抽出し、是正内容を所属長に通知する。、所属長は是正内容に基づき、職員指導及び事務管理し、毎年度5%の簡略化を進める。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、企画部に行政管理チームを設置し、業務改善指導を実施していく。 ・業務改善指導には、行政評価システムの結果、バランススコアカードの導入、業務量調査など、庁内の仕事量や業務の内容を詳細に把握した上で、改善に取り組んでいく。 (平成19年度) ・行政管理チーム立ち上げの初年度ということもあり、事務簡素化に向けた測定、報告、是正通知等の具体的な取組みを開始するには至らなかったが、正規職員削減を踏まえ、事務処理の効率化・簡素化を図った。 (平成20・21年度) ・係長会などで事務の簡素化を議題とし、改善に努めた。 (平成22年度) ・事務の効率化に努め、時間外時間数を前年度比13.47%(2月分まで)削減。							0					123	123	図書館	
368	Ⅱ	3	(1)	1	b	新規事業を実施する場合、新規事業点検基準に基づき事業を点検しサービスの向上に努める	毎年度、課内で「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」を確認し、意識改善に基づき新規事業を構築し、サービスの向上に努める。	(平成18年度) ・予算編成時に合わせ各主管課で確認に努めた。 (平成19年度) ・予算編成時などに「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」「事務事業点検基準」を周知し、互いに確認しあった。 (平成20・21・22年度) ・予算編成時などに「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」「事務事業点検基準」を周知し、互いに確認しあった。							0							0	市長公室
368	Ⅱ	3	(1)	1	b	新規事業を実施する場合、新規事業点検基準に基づき事業を点検しサービスの向上に努める	毎年度、課内で「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」を確認し、意識改善に基づき新規事業を構築し、サービスの向上に努める。	(平成18年度) ・予算編成時に合わせ各主管課で確認に努めた。 (平成19年度) ・予算編成時などに「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」「事務事業点検基準」を周知し、互いに確認しあった。							0							0	職員課
368	Ⅱ	3	(1)	1	b	新規事業を実施する場合、新規事業点検基準に基づき事業を点検しサービスの向上に努める	毎年度、課内で「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」を確認し、意識改善に基づき新規事業を構築し、サービスの向上に努める。	(平成18年度) ・予算編成時に合わせ各主管課で確認に努めた。 (平成19年度) ・予算編成時などに「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」「事務事業点検基準」を周知し、互いに確認しあった。 (平成20、21、22年度) ・予算編成時などに「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」「事務事業点検基準」を周知し、互いに確認しあった。							0							0	防災安全課
368	Ⅱ	3	(1)	1	b	新規事業を実施する場合、新規事業点検基準に基づき事業を点検しサービスの向上に努める	毎年度、課内で「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」を確認し、意識改善に基づき新規事業を構築し、サービスの向上に努める。	(平成18年度) ・予算編成時に合わせ各主管課で確認に努めた。 (平成19年度) ・新規業務については、予算編成時に各種基準等に基づいて目的・効果を点検し、仕様内容や金額等の精査を行った。 (平成20・21年度) ・新規業務については、予算編成時に各種基準等に基づいて目的・必要性、効率性、費用対効果、管理運用体制等を点検し、仕様内容や金額等の精査を行った。 (平成22年度) ・新規業務については、継続して予算編成時において各種基準等に基づいて目的・必要性、効率性、費用対効果、管理運用体制等を点検し、仕様内容や金額等の精査を行う。また、現在、住民情報システム再構築事業の実施状況を助成し点検し精査した。							0							0	情報システム課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
368	Ⅱ	3	(1)	1	b	新規事業を実施する場合、新規事業点検基準に基づき事業を点検しサービスの向上に努める	毎年度、課内で「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」を確認し、意識改善に基づき新規事業を構築し、サービスの向上に努める。	(平成18年度) ・予算編成時に合わせ各主管課で確認に努めた。 (平成19年度) ・新福祉総合システム、新生活保護システムについては、左の各種点検基準に基づきチェックを行った。 (平成20・21・22年度) ・予算編成時に各基準に従い、確認を行った。	一部実施							0							0	福祉政策課
368	Ⅱ	3	(1)	1	b	新規事業を実施する場合、新規事業点検基準に基づき事業を点検しサービスの向上に努める	毎年度、課内で「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」を確認し、意識改善に基づき新規事業を構築し、サービスの向上に努める。	(平成18年度) ・予算編成時に合わせ各主管課で確認に努めた。 (平成19年度) ・「福祉人材育成事業」、「障害者医療的相談等事業」、「事業運営円滑化助成」、「通所サービス利用者食費助成」について、左の各種点検基準に基づきチェックを行った。 (平成20年度) ・新規事業となる「障害者生活・就労支援事業委託料」、「障害児放課後クラブ運営費」、「地域ふれあい推進事業委託料」について、左記の各点検基準に基づきチェックを行った。 (平成21年度) ・新規事業となる「庁内業務委託料」、「豊田駅前ショップ運営委託料」について、左記の各点検基準に基づきチェックを行った。	実施済(完了)							0							0	障害福祉課
368	Ⅱ	3	(1)	1	b	新規事業を実施する場合、新規事業点検基準に基づき事業を点検しサービスの向上に努める	毎年度、課内で「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」を確認し、意識改善に基づき新規事業を構築し、サービスの向上に努める。	(平成18年度) ・予算編成時に合わせ各主管課で確認に努めた。 (平成19年度) 具体的な民間委託等の課題がなかったため、確認は行わなかった。 (平成21年度) 現在の経済状況(コスト)並びに、用務職員の再任用の場作りの観点から、今後の方向性について関連部署と協議した。 (平成22年度) ・No.286の記載内容と同じ。 ・費用対効果及び現業職の再任用の職場を当面確保するためにも、用務職場の退職者を不補充とし、そこに再任用及び嘱託員を配置して嘱託化を推進する。	一部実施							0							0	庶務課
368	Ⅱ	3	(1)	1	b	新規事業を実施する場合、新規事業点検基準に基づき事業を点検しサービスの向上に努める	毎年度、課内で「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」を確認し、意識改善に基づき新規事業を構築し、サービスの向上に努める。	(平成18年度) ・予算編成時に合わせ各主管課で確認に努めた。 (平成19年度) ・予算編成時に各種基準等に基づいて所管業務の洗い出しを行い、目的・効果を点検し、仕様内容や金額等の精査・検討を行った。 (平成21・22年度) ・新規事業の立ち上げに際しては、目的や費用対効果について検討を行った。	一部実施							0							0	学校課
368	Ⅱ	3	(1)	1	b	新規事業を実施する場合、新規事業点検基準に基づき事業を点検しサービスの向上に努める	毎年度、課内で「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」を確認し、意識改善に基づき新規事業を構築し、サービスの向上に努める。	(平成18年度) ・予算編成時に合わせ各主管課で確認に努めた。 (平成19・22年度) ・予算編成時などに「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」「事務事業点検基準」を周知し、互いに確認しあった。	一部実施							0							0	教育センター
368	Ⅱ	3	(1)	1	b	新規事業を実施する場合、新規事業点検基準に基づき事業を点検しサービスの向上に努める	毎年度、課内で「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」を確認し、意識改善に基づき新規事業を構築し、サービスの向上に努める。	(平成18年度) ・予算編成時に合わせ各主管課で確認に努めた。 (平成19年度) ・地域スポーツクラブ開設に際し、自主運営に向けた機運を高めるため、地元住民による設立準備委員会を設置した。ちなみに、この事業は都のモデル事業として採択された(都の100%委託事業)。 (平成20年度) ・平成19年度より設立準備委員会が発足の準備を行ってきたが、11月に平山台健康・市民支援センターを拠点として、「平山台文化スポーツクラブ」を設立させた。 (平成21年度) ・設立2年目を迎え、市の援助に頼らず自立し、安定した運営を確立するために、新規会員の獲得を主眼としたスポーツ教室、文化講座を開催した。 (平成22年度) ・今後とも新規事業については、アウトプットアウトカムを意識した事業づくりを続ける。	実施済(完了)							0							0	文化スポーツ課
368	Ⅱ	3	(1)	1	b	新規事業を実施する場合、新規事業点検基準に基づき事業を点検しサービスの向上に努める	毎年度、課内で「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」を確認し、意識改善に基づき新規事業を構築し、サービスの向上に努める。	(平成18年度) ・予算編成時に合わせ各主管課で確認に努めた。 (平成19年度) ・予算編成時などに「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」「事務事業点検基準」を周知し、互いに確認しあった。 (平成20年度) ・新平山図書館は、直営とした。図書館への指定管理制度の導入や図書館事業の基幹的事務の民間委託については、慎重に検討する必要があるので、今後図書館協議会などで議論を深めることとした。 (平成21・22年度) ・予算編成時などに「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」「事務事業点検基準」を周知し、互いに確認し合った。	実施済(完了)							0							0	図書館
368	Ⅱ	3	(1)	1	b	新規事業を実施する場合、新規事業点検基準に基づき事業を点検しサービスの向上に努める	毎年度、課内で「民間委託検討基準」「新規事業点検基準」を確認し、意識改善に基づき新規事業を構築し、サービスの向上に努める。	(平成18年度) ・予算編成時に合わせ各主管課で確認に努めた。 (平成19年度) ・東京都知事選挙及び参議院議員選挙に際しては、各種基準に基づき業務の効率化・省力化を徹底するとともに、執行計画を策定して取り組んだ。 (平成21年度) ・国民投票のための投票人名簿調整システムの構築に当たっては、情報システム課との緊密な連携により、その構築経費を精査し、最小の経費での実施を実現した。 ・永久選挙人名簿調整システムの再構築については、住民情報システムの再構築事業において採用されたシステムを活用することにより、経費の節減を実現した。	実施済(完了)							0							0	選管事務局
369	Ⅱ	3	(1)	1	c1	敬老金、健康管理手当は高齢者が安心して暮らせる仕組みづくりを基本に見直しを行う	敬老金、健康管理手当は長寿のお祝いとして、給付対象年齢を節目などに見直し、併せて高齢者健康づくり施策の充実・拡大を図る。	(平成18年度) ・贈呈方法を検討。 ＜手渡しをしない方法＞対象者に申請書を送付し、希望者より申請書を提出してもらう。申請があった方に業者から送付する。 ＜手渡しをする方法＞原則手渡しとするが、都シルバーバスと同様にシルバー人材センターへ委託し行う(方法は職員が行っていたのと同様とする)。 ・今後は、健康づくりに参加をすることや医療と連携をし健康づくりをすることによる「現物」による仕組みづくりを含め、見直しをしていく。 (平成19年度) ・敬老金については、平成20年3月議会で条例改正を行い、平成20年度から77歳(1万円)・88歳(1万円)・100歳(5万円)の節目の年齢の方に贈呈することとした。また健康管理手当は、これを廃止することとした。 (平成20・21・22年度) ・77歳(1万円)・88歳(1万円)・100歳(5万円)の節目の年齢の方に贈呈を実施(健康管理手当：廃止)。	実施済(完了)							0			203,275				203,275	高齢福祉課
370	Ⅱ	3	(1)	1	c2	高齢者記念品の給付方法を見直す	高齢者記念品は長寿のお祝いとして、給付対象年齢の見直しをおこなう。	(平成18年度) ・周辺他市の状況を調査する。 ・今後は、敬老金・健康管理手当金と同様に、健康づくりに参加をすることや医療と連携をし健康づくりをすることによる「現物」による仕組みづくりを含め、見直しをしていく。 (平成19年度) 敬老金の給付対象を77歳・88歳・100歳の節目の年齢にある方としたことに伴い、高齢者記念品は、平成20年度から80歳及び90歳の方と101歳以上の方を対象として贈呈することとした。 (平成20・21年度) ・80歳・90歳・101歳以上の方を対象として贈呈を実施。	実施済(完了)							0			-492				-492	高齢福祉課
371	Ⅱ	3	(1)	1	c3	高齢者理美容券の給付対象者の制限を見直す	対象者を見直すにあたり、理容・美容業者の価格設定が多様化してきているため、 ①施設入所者②要介護4、5の方③その他医師の指示があった場合について検討する。 さらに、今後超高齢化社会を迎える中で、寝たきり高齢者出張費に限定するなど、真に必要な高齢者への給付事業内容を検討する	(平成18年度) ・理容・美容業者の価格設定が多様化してきているため、対象者の見直しを行う。 ・検討項目：①施設入所者、②要介護4・5の方、③その他医師の指示があった場合。 (平成19年度) ・敬老金及び高齢者記念品の対象年齢の見直しを行ったこともあり、高齢者理美容券については、対象者の見直しを実施しなかった。 (平成20年度) ・敬老金及び高齢者記念品の対象年齢の見直しを行った初年度のこともあり、高齢者理美容券については、対象者の見直しを実施しなかった。 (平成21年度) ・高齢者理美容券を「ねたきり高齢者」に限定する給付内容に変更するため、関係機関等と協議を行い、平成22年度から実施する。 (平成22年度) ・高齢者理美容券を「ねたきり高齢者」に限定し、実施した。	実施済(完了)							0			386				386	高齢福祉課
372	Ⅱ	3	(1)	1	c4	障害者の福祉タクシー利用券・自動車ガソリン給油券の給付は所得・障害種別・障害状況等により、真に必要な度の高い障害者に提供するための見直しを行う	障害者自立支援法による「支援の必要度に関する尺度」の導入等の方向性も踏まえ、当該給付制度にも所得や障害種別・部位等に基づく新たな判断基準を導入し、真に必要な度の高い障害者(児)を対象とする制度に切り替えていく。なお制度の見直しにおいては、現在対象外となっている精神障害者の取扱いとともに、平成18年4月より特区外事業として普通に認められるようになった福祉有償運送等の代替的移送手段の活用も視野に入れて取り組む。	(平成17年度) ・利用者アンケート調査を実施し、分析及び見直しの検討を行った。 (平成18年度) ・障害者自立支援法の施行にともない、障害者の状況を確認するため、引き続き調整を図った。 (平成19年度) ・年度途中でタクシー料金の値上げが実施されたため、値上げ後のタクシー券の利用状況をみた。また、料金の値上げに伴って券補助額が増加したため、引き続き将来にわたって持続可能な制度となるよう、左の基本方針のもと、障害者自立支援法施行後の他市の状況を参考しながら、検討を行った。 (平成20年度) ・障害者自立支援法による利用者負担の課題、タクシー料金の値上げなど、障害者の生活状況はあまり改善されない状況から、引き続き見直しについて検討を実施した。 (平成21・22年度) ・障害者自立支援法による利用者負担の問題、経済状況の悪化等により見直しについては引き続き検討した。	一部実施							0			-1,850				-1,850	障害福祉課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
373	Ⅱ	3	(1)	1	d1	障害者(児)ホームヘルプサービスの支給量、支給内容の見直しを行う	「障害者保健福祉ひの5か年プラン」に基づき、全身体障害者ホームヘルプサービス事業に係る支給量及び支給内容の見直しを重度身体障害者グループホーム等の代替的インフラの整備を促進しつつ実施する。	(平成17年度) ・支援制度の実績に基づき、支給量及び支給内容の適正化を図った。 (平成19年度) ・平成17年度当初に支給量及び支給内容の大幅な見直しを行って以降、現状維持を基本としている。 (平成20年度) ・平成17年度当初に支給量及び支給内容の見直しを図った。引き続き継続していく。	実施済(完了)							0	81,004						81,004	障害福祉課
374	Ⅱ	3	(1)	1	d2	障害児在宅一時保護制度を見直す	時間単位で利用できるとともに1日6時間、月24時間を上限とする制度に切り替える。	(平成18年度) ・都の補助事業廃止にともない、市単独事業として継続実施するための見直しを行った。 (平成19年度) ・平成18年度当初に支給量の大幅な見直しを行って以降、現状維持を基本としている。 (平成20年度) ・都補助事業廃止に伴い、市独自事業として制度を見直した。引き続き市独自事業として実施する。	実施済(完了)							0				-227			-227	障害福祉課
375	Ⅱ	3	(1)	1	d3	市立生活寮(こばと寮・第2こばと寮・第3こばと寮)を自立支援法の法内給付に移行する	第2こばと寮はNPO法人・愛隣舎に、またこばと寮(「つぐみ」に名称変更)及び第3こばと寮(「ののか」に名称変更)はNPO法人・やまぼうしに運営主体を移し、3施設全てを自立支援給付に移行させる	(平成18年度) ・こばと寮(「つぐみ」に名称変更)、第3こばと寮(「ののか」に名称変更)は、NPO法人やまぼうしに実施主体変更。 ・第2こばと寮は、NPO法人愛隣舎に実施主体変更。 (平成19年度) ・平成18年度当初から法内の自立支援給付に移行、以後、当該給付を継続している。 (平成20年度) ・平成18年度当初に法内の自立支援給付に移行、引き続き当該給付を継続していく。	実施済(完了)							0		13,504					13,504	障害福祉課
376	Ⅱ	3	(1)	1	e1	老人憩いの家「かしの木荘」のあり方を抜本的に見直す	かしの木荘は取り壊し、その機能の一部は同一敷地内(福祉ゾーン)の障害福祉関係他施設(希望の家の発展した発達支援センター)との複合施設化の中で継承を図る。それまでの間は機械警備の導入等経営効率化を検討する	(平成18年度) ・平成19年度から、機械警備(委託料180,000円)を導入し、宿直は、宿泊客があるときのみとし、年間50回程度を見込む(18年度365日:3,684,020円。19年度:458,325円)。 (平成19年度) ・夜間の警備は、年度当初から機械警備に移行させた。また障害福祉関連の他施設との複合化については、庁内プロジェクトチームによって検討が始められた。 (平成20年度) ・障害福祉関連の他施設との複合化については、庁内プロジェクトチームによって検討が始められた。 (平成21年度) ・障害福祉関連の他施設との複合化について、庁内プロジェクトチームによって検討が始められ、(仮称)日野市発達支援センター基本計画書(案)が策定された。 (平成22年度) ・平成22年度末をもって廃止する旨の廃止条例を12月議会に提案し議決された。今後、利用者への説明会、代替施設となる関係機関との協議を進め、平成23年3月末で閉鎖する。 ・平成23年3月11日発生した東日本大震災の被災者救援のため6月末日まで、一時避難所として活用する。	実施済(完了)							0							0	高齢福祉課
377	Ⅱ	3	(1)	1	f1	三位一体改革や将来の社会動向、人口予測等に基づく予算配分を行う	三位一体改革に伴い、税源移譲や国庫補助負担金の見直しによる影響額を全庁的に把握・分析し、また情報の共有を図り、将来の社会動向、人口の推移を見据えた中長期的計画に基づいた市の予算配分を行なう。	(平成17年度) ・三位一体プロジェクトチームにおいて、月1～2回の定期会議における情報交換、庁内情報誌「あんでな31」を発行。 (平成18年度) ・三位一体プロジェクトチームにおいて、月1～2回の定期会議における情報交換、庁内情報誌「あんでな31」を発行。 ・「今後の日野市の財政見通しとプロジェクトチームとしての提言」の中間報告会を市民会館にて実施(全職員対象)。 (平成19年度) ・平成16～18年度に実施された三位一体の改革及び平成19年度に行われた税源移譲の当市への影響額は、平成16～18年度の3カ年でプラス12億4,000万円、平成19年度を含めると更にプラス4億4,000万円、平成19年度単年度ではマイナス1億2,000万円となった。また市税、国庫補助金、都支出金等の動向も随時把握・分析し、新規事業・経常経費等の支出の状況を含めて、5年間の収支見通しを作成の上、予算編成等説明会において全庁的に周知を図った。 (平成20年度) ・常にアンテナ高く情報収集に努め、持続可能な財政運営を推進していくため、5年間の収支見通しを作成し、中・長期的に必要なとなる財政需要について精査を行い、結果について予算編成等説明会において全庁的に周知を図った。また、税収予測、財源情報等に基づき予算編成を策定し、適正な運営を図った。 (平成21年度) ・持続可能な財政運営を推進していくため、5年間の収支見通しを作成し、中・長期的に必要なとなる財政需要について精査を行い、結果について予算編成等説明会において全庁的に周知を図った。また、「新子ども人口推計」の見直し等の変更要因についても、収支見通しへ反映するようにした。また、税収予測、財源情報等に基づき予算編成を策定し、適正な運営を図った。 (平成22年度) ・持続可能な財政運営を推進していくため、5年間の収支見通しを作成し、中・長期的に必要なとなる財政需要について精査を行い、結果について予算編成等説明会において全庁的に周知を図った。まちの将来を見据えた取り組みを実施するには、財政の健全化が前提となるため、将来の社会動向、人口の推移を反映した歳入状況を基礎とする財政計画を策定して、健全な財政運営に努めていく。	実施済(完了)							0							0	財政課
378	Ⅱ	3	(1)	1	f2	企業会計方式(バランスシート)の導入を検討する	分かりにくいと評される単式簿記等の財務情報を、市民行政の行政参画をより一層推進させるため、企業会計手法(複式簿記)の導入を検討する。	(平成17年度) ・情報収集を行った。 (平成18年度) ・東京都における新公会計制度、複式簿記を前提とした新財務会計システムの概要説明会、研修に参加。・新公会計制度検討プロジェクトチームを設置し導入に向けた検討会を持つ。 (平成19年度) ・バランスシート及びコスト計算書は例年作成しているが、複式簿記導入の前段の作業として、東京都にシステム視察を兼ねた複式簿記導入の状況確認を行うとともに、各種セミナーによる情報収集に努めた。複式簿記導入には、システム化と全庁的な取組みが不可欠であり多大な労力と費用が発生する。日野市としての公会計制度のあり方、複式とすることの必要性や意義などについて今後、庁内コンセンサスを図っていく予定である。 (平成20年度) ・平成21年度(20年度決算)からの新公会計制度の導入に向けて、26市の東京都市財政研究会ワーキングチームに参加し、各市間での会計形式の統一化(総務省方式改定モデル)を行うとともに、会計基準の統一化などを検討し、スムーズな導入に向けて準備を進めた。 (平成21年度) ・昨年度から参加した26市の東京都市財政研究会ワーキングチームに継続参加し、各市間での会計形式の統一化(総務省方式改定モデル)を行うとともに、会計基準の統一化などを図るとともに、普通会計及び連結での財務諸表を作成し、議会及び広報、ホームページでの公表を行った。 (平成22年度) ・会計基準の統一化などを図るとともに、普通会計及び連結での財務諸表を作成し、議会及び広報、ホームページでの公表を行った。今後は、他市の公表方法等について情報収集するとともに、財務諸表・指標から市の財政課題等の分析、明確化を行い、対応策を検討し、予算に反映していくとともに、適切な情報提供に努めていく。	実施済(完了)							0							0	財政課
379	Ⅱ	3	(1)	1	f3	一般財源ベースの完全事業部予算配分方式を導入する	平成18年度当初予算編成まで行なっている経常経費の予算部配当方式の問題点、課題点の整理・対策を行いながら、各部・課の執行努力に頼いる複数年インセンティブ制度、財源調整制度(貸し借り制度)なども研究しながら、一般財源ベースの完全事業部予算配分方式事業が円滑に達成できるよう調査・研究を行なう。	(平成17年度) ・前年の試行に引き続き、歳出予算ベースでの事業部予算配分方式を全部課で実施。 (平成18年度) ・事業部予算配分方式を歳出決算ベースで実施。一般財源ベースの予算配分についても研究を行う。・複数年インセンティブ制度、財源調整(貸し借り制度)などもサマーレビューで各部に説明。 (平成19年度) ・先進市(八王子市)の視察を行い、一般財源ベースの完全事業部配分方式の現状、メリット、課題・問題点等について情報収集を行った。制度としてのメリットは認められたが、昨今の財政状況を鑑み、当市においては、現行の部配当方式で年間予算を組めるように各部・課による主体的な予算編成を定着させることが第一と判断、平成19年度については完全事業部予算配分方式の導入を見送った。 (平成20・21年度) ・経済不況による著しい市税(一般財源)の減収により、財政当局が一定程度インセンティブを持った予算編成を実施する必要があること、また現行の部配当方式で年間予算を組めるように各部・課による主体的な予算編成を定着させることが第一と判断、完全事業部予算配分方式の導入を見送った。 (平成22年度) ・景気低迷の影響により、市の財政の根幹である市民税は、雇用の悪化や給与所得の減収により、個人市民税についても大幅な減収が確実な状況となっている。また、今後数年間については、同様の状況が続く可能性が大きく、一般財源ベースの完全事業部予算配分方式の導入は困難であると思われる。この取り組みについては、今後の経済情勢等をみながら、導入について検討を行っていく。	一部実施							0							0	財政課
380	Ⅱ	3	(1)	1	g1	市の補助基準を策定し補助金の分類や交付限度を設定する	補助基準を策定し、補助金の分類や交付限度を設定することで補助事業の目的・内容を明確にし、事業の廃止を含めた大幅な見直しを行う。	(平成18年度) ・各補助金の性格(生活支援的・政策促進的等)にも着目しつつ、市民による行政評価の結果を踏まえながら、第一段階として大枠での補助基準づくりを進める。 (平成19年度) ・補助基準等の作成は、今後の課題としたが、行政評価の実施に先立ち、補助事業等を中心に見直しを行うべき事務事業を財政課が抽出、行政管理チームに依頼して当該補助事業等の見直しを実施した。 (平成20年度) ・厳しい財政状況下の中、補助金等の見直しは急務であるが、一般財源の急激な減収の中、実績に基づく補助金額の削減と期限を設けた補助制度への移行を予算編成方針等でも周知した。なお、補助基準の策定は別途実施していく。 (平成21年度) ・補助基準の策定は実施できなかったが、予算編成において各補助金の実績額等により削減を行った。 (平成22年度) ・厳しい財政状況下の中、補助金等の見直しは急務である。 ・近隣市の情報収集や分析も併せて行いながら、補助基準の策定について検討を行い、期限を設けた補助制度の導入及び補助率の設定を進めていく。	一部実施							0							0	財政課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課			
381	Ⅱ	3	(1)	1	g1	市の補助基準を策定し補助金の分類や交付限度を設定する	補助金を補助基準に従い随時見直しを行う	(平成18年度) ・各主管課で、近隣市の状況を調査した。 (平成19年度) ・補助基準等の作成は、今後の課題としたが、行政評価の実施に先立ち、補助事業等を中心に見直しを行うべき事務事業を財政課が抽出、行政管理チームに依頼して当該補助事業等の見直しを実施した。(No.380の記載内容と同じ) (平成21年度) ・補助基準の策定は実施できなかったが、予算編成において各補助金の実績額等により削減を行った。 (平成22年度) ・厳しい財政状況下の中、補助金等の見直しは急務である。 ・近隣市の情報収集や分析も併せて行いながら、補助基準の策定について検討を行い、期限を設けた補助制度の導入及び補助率の設定を進めていく。	一部実施							0							0	財政課			
381	Ⅱ	3	(1)	1	g1	市の補助基準を策定し補助金の分類や交付限度を設定する	補助金を補助基準に従い随時見直しを行う	(平成18年度) ・各主管課で、近隣市の状況を調査した。 (平成19年度) 平成20年度から、民間シェルターに対する補助金の増額を決定した。 (平成20年度) ・DV被害者支援のため、民間シェルターに対する運営費補助金を前年度より増額した。 (平成21年度) ・他市の状況も判断材料とし、前年度と同額とした。 ・平成22年度の予算編成に当たり補助金額を検討したが、当年度と同額とした。 (平成22年度) ・一時避難施設は現段階では行政で対応すべき課題であるが、民間団体に依存している。 ・各団体ともその運営に苦労をしており、行政の財政的支援は不可欠である。補助金の増額要望はあるが平成22年度の補助額は21年度と同額にした。	一部実施							0							0	男女平等課			
381	Ⅱ	3	(1)	1	g1	市の補助基準を策定し補助金の分類や交付限度を設定する	補助金を補助基準に従い随時見直しを行う	(平成18年度) ・各主管課で、近隣市の状況を調査した。 (平成19年度) ・補助の必要性の有無、交付限度額の設定等を常に意識して事業実施に取り組んだ。 (平成20・21・22年度) ・補助の必要性の有無、交付限度額の設定等を常に意識して事業実施に取り組んだ。	実施済(完了)							0							0	防災安全課			
381	Ⅱ	3	(1)	1	g1	市の補助基準を策定し補助金の分類や交付限度を設定する	補助金を補助基準に従い随時見直しを行う	(平成18年度) ・各主管課で、近隣市の状況を調査した。 (平成19年度) ・補助基準の内容について精査を行った。 (平成20・21・22年度) ・補助基準の内容について精査を行った。	一部実施							0							0	道路課			
381	Ⅱ	3	(1)	1	g1	市の補助基準を策定し補助金の分類や交付限度を設定する	補助金を補助基準に従い随時見直しを行う	(平成18年度) ・各主管課で、近隣市の状況を調査した。 (平成19年度) ・福祉事業団、社会協議会に対する補助金の見直しを行った。 (平成20年度) ・社会福祉団体関係補助金について、「日野市社会福祉団体関係補助金交付のガイドライン」を策定し、補助金算定基準等を明確にした。 (平成21・22年度) ・「日野市社会福祉団体関係補助金交付のガイドライン」に基づく補助金交付を実施した。	一部実施							0							0	福祉政策課			
381	Ⅱ	3	(1)	1	g1	市の補助基準を策定し補助金の分類や交付限度を設定する	補助金を補助基準に従い随時見直しを行う	(平成18年度) ・各主管課で、近隣市の状況を調査した。 (平成19年度) ・庶務課が実施している児童・生徒参加派遣費補助金は、既に持っている支出基準に従って、引き続き事務処理を行った。 (平成21年度) ・児童・生徒参加派遣費補助金は、支出基準を見直し、参加費のみを支出の対象とした。 (平成22年度) ・児童・生徒参加派遣費補助金は、見直した支出基準に従い、事務処理を行った。	一部実施							0							0	庶務課			
381	Ⅱ	3	(1)	1	g1	市の補助基準を策定し補助金の分類や交付限度を設定する	補助金を補助基準に従い随時見直しを行う	(平成18年度) ・各主管課で、近隣市の状況を調査した。 (平成19年度) ・予算編成時に、補助基準等の見直しを行った。 (平成21・22年度) ・予算編成時に他市の状況を調べるなどし、適正な見直しを行った。	一部実施							0							0	学校課			
381	Ⅱ	3	(1)	1	g1	市の補助基準を策定し補助金の分類や交付限度を設定する	補助金を補助基準に従い随時見直しを行う	(平成18年度) ・各主管課で、近隣市の状況を調査した。 (平成19・22年度) ・特に見直すべき事業がなかった。	一部実施							0							0	教育センター			
381	Ⅱ	3	(1)	1	g1	市の補助基準を策定し補助金の分類や交付限度を設定する	補助金を補助基準に従い随時見直しを行う	(平成18年度) ・各主管課で、近隣市の状況を調査した。 (平成19年度) ・無形民俗文化財(お囃子)保存・育成のための補助金について、効果的・効率的な活用がなされるよう見直しを行った。 ・体育協会運営費補助金については、配置される職員によって金額が変動するため、随時見直しを行い、余剰分については返還措置を取った。 (平成20年度) ・無形民俗文化財(お囃子)保存・育成の補助金について、市内祭囃子保存会の連合会を組織し、従来個別に交付していた補助金を一括して交付することとした。この結果補助金の効果的な運用ができるようになった。体育協会運営費補助金については、予定していた職員の配置と実態が異なったため、交付額を減額した。 (平成21年度) ・体育協会への補助金については、毎年度基準の見直しを行い、実情に沿った形で交付をした。 ・前年度の祭囃子連合会の組織化に基き、従来個別団体ごとに交付していた補助金を連合会に対し一括交付した。さらに補助金の効果的活用を促すため、祭囃子連合会の合同演奏会を後援した。 (平成22年度) ・体育協会については、補助対象、補助率の見直しなどと併せて、当該団体が自主的に経営できる道を引き続き模索する。また、平成20年に結成した日野市祭ばやし連合会には補助金を交付し、補助金の適性かつ効率的な活用を図った。有形文化財の所有者からヒアリングを行ない、文化財の保存・管理に対する補助金を適正化した(平成23年度予算として要求)。	実施済(完了)							0										0	文化スポーツ課
382	Ⅱ	3	(1)	1	g2	負担金を分類し根拠法令を明示して見直す	全負担金の根拠法令等を含む検証を行なうとともに、各協議会・団体への加盟費、会議・研修費などに分類し、事業目的が達成されているもの、事業効果の薄れているもの、三位一体改革の影響による国・都の制度廃止に関連するものなどを中心に廃止・縮小を含めた見直しを行う。	(平成18年度) ・各種負担金については、市民による行動評価の結果を踏まえ適時、見直し。 (平成19年度) ・行政評価の実施に先立ち、補助事業等を中心に見直しを行うべき事務事業を財政課が抽出、行政管理チームに依頼して当該補助事業等の見直しを実施した。なお補助金等の基準作成は、今後の課題とした。 (平成20年度) ・各種負担金の必要性については、個々にヒアリングを行うなどの対応を行っている。 ・しかしながら、現時点では具体的な見直し基準は作成されておらず、今後の検討課題としたい。 (平成21年度) ・負担基準の策定は実施できなかったが、予算編成において各課へのヒアリング、実績額等により削減を行った。 (平成22年度) ・負担基準の策定は実施しなかったが、見直しが必要な部分については、予算編成の査定時に削減を図った法令等に基づくものは改善が図れないため、当該項目については第3次行革で終了とする。	一部実施							0							0	財政課			
383	Ⅱ	3	(1)	1	g3	東京都市町村民交通災害共済負担金の見直し	公費負担で重複加入している次の対象を除外した。①満3歳以上中学校在学生②満75歳以上③消防団員④生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助のいずれかを受給している人。また新たに、次の対象について公費負担する。①精神障害者②身障手帳・愛の手帳保持者③一人親家庭の親子(義務教育修了者は除く)	(平成17年度) ・公費負担高齢者73歳以上実施。 (平成18年度) ・公費負担高齢者75歳以上実施。 (平成19年度) ・平成18年度負担金16,411千円→平成19年度負担金3,552千円へと大幅な減額を図った。 (平成20年度) ・対象者数の増加により、平成19年度3,552千円が平成20年度3,726千円となった。 (平成21年度) ・対象者数の増加により、平成20年度3,726千円が平成21年度3,907千円となった。 (平成22年度) ・障害者、ひとり親のみ公費負担として継続実施。来年度以降も事業は継続するが、これ以上の見直しを終了する。	実施済(完了)							0		1,592	12,859	-174	-181		14,096	防災安全課			

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位数千円	担当課
384	Ⅱ	3	(1)	1	g3	各種補助金の適正交付を判断する部署を明確にし、すでに所期の目的を達成したもののについては、早急に廃止、見直しの検討をする	メーデー補助金、農産物直売所補助金については、補助金等の目的、性質、効果などを検証し、見直しを行う。日野市たばこ税増収対策協議会との協議により、運営補助金のあり方を検討し、縮減等の見直しを行う。	(平成18年度) 〔産業振興課〕 ・メーデー補助金については、社会情勢の変化や他市の交付状況等を考慮し削減。 ・農産物直売所補助金については、駐車場借上料として市が補助していたが、直売所の売り上げ増を考慮し削減。 (平成19年度) ・メーデー補助金は勤労者の福祉向上に資する観点から交付しているが、金額の適正化に向け事業内容の詳細報告を求める一方、他市の状況調査を実施、平均的な金額の計上に努めた。 (平成20年度) ・メーデー補助金については、社会情勢の変化及び他市の交付状況等を考慮し減額した(連合系250千円→200千円、全労連系100千円→60千円)。 (平成21年度) ・メーデー補助金について、他市交付状況等考慮しながら前年度交付額より減額した。連合系180千円<前年度比▲20千円>、全労連系④0千円<同▲20千円>。 (平成22年度) ・三多摩メーデー補助金については、事業の実績や各市の交付状況等を考慮し減額とした。連合系120千円(前年度比▲60千円)、全労連系30千円(前年度比▲10千円)。	実施済(完了)						0		428		90	40	70	628	産業振興課	
384	Ⅱ	3	(1)	1	g3	各種補助金の適正交付を判断する部署を明確にし、すでに所期の目的を達成したもののについては、早急に廃止、見直しの検討をする	メーデー補助金、農産物直売所補助金については、補助金等の目的、性質、効果などを検証し、見直しを行う。日野市たばこ税増収対策協議会との協議により、運営補助金のあり方を検討し、縮減等の見直しを行う。	(平成18年度) ・内部検討のうえ、6月1日に会長と補助金について互いの立場での意見交換等の協議を実施した結果、見直しを行い5%の縮減を実施。 (平成19年度) ・たばこ税増収対策協議会補助金を前年比30千円減とし、583千円とした。なお、たばこ税増収対策協議会は平成20年度より環境マナーアップ活動協議会と名称を変え、環境保全課所管とすることとなった。	実施済(完了)						0		32					32	市民税課	
385	Ⅱ	3	(1)	1	g3	ひの市民リサイクルショップ回転市場補助金の見直し	回転市場は、14年の歴史を経て、近年、資金的にも自立できる状況が続いており、補助金の所期の目的を達成した。平成20年度補助金廃止を目途に補助金を段階的に削減し、市の支援としては、場の提供等については引き続き行う方向に転換する。	(平成17年度) ・補助金は段階的に削減。多摩平、万願寺両店舗の維持、場の提供。 (平成18年度) ・平成18年度補助金についても削減。団体の自立が確立しつつある。補助金は段階的に削減。多摩平、万願寺両店舗の維持、場の提供。 (平成19年度) ・平成19年度補助金は前年度比40万円の減としたが、多摩平店移転の問題が発生したこともあり、今後の補助金のあり方については、この点を考慮しつつ再検討を行うこととなった。 (平成20年度) ・削減を検討したが、多摩平店移転の問題が発生したこともあり平成19年度と同額となった。 (平成21年度) ・ひの市民リサイクルショップは、資金的にも自立できる状況を踏まえて、平成22年度補助金額の削減を行った。 (平成22年度) ・補助金廃止の検討を行ったが、多摩平店移転問題が再発生したこともあり、補助金廃止ができなかった。	実施済(完了)						0	100	100	400		150	750	地域協働課		
386	Ⅱ	3	(1)	1	g3	消費生活関連補助事業の一括見直しの検討、実施	消費者団体の支援、育成のため、消費者運動連絡会をはじめとする消費者団体へ消費生活を含めた情報提供や啓発事業などの事業委託を前提に、日野市消費者運動連絡会、日野市消費生活展、消費者問題研究自主事業補助金を一括見直しし、補助金の廃止を目指し、検討する。	(平成17年度) ・日野市消費者運動連絡会及び消費生活展補助金の見直し。 (平成18年度) ・消費者問題研究自主事業補助金廃止を実施。 (平成19年度) 各団体の自立を促しながら補助金の見直しを進めているが、消費者運動連絡会補助金、消費生活展補助金の廃止は厳しい状況である。 (平成20年度) ・削減を検討したが、平成19年度と同額となった。 (平成21年度) ・平成22年度の日野市消費者運動連絡会の補助金の廃止を行った。 (平成22年度) ・消費生活展の事業委託を前提とした補助金廃止の検討を行った。	一部実施						0	33	30			500	563	地域協働課		
387	Ⅱ	3	(1)	1	h1	希望型指名競争入札から制限付一般競争入札への移行(工事関係)	工事、設計・測量業務委託に入札参加資格要件を満たした業者はすべて入札に参加できる「制限付一般競争入札」を導入する	(平成17年度) ・市内業者に対し、電子入札に対応するための事前調査(パソコンの有無)を実施。 (平成18年度) ・4月から設計金額5,000万円以上の工事について、制限付一般競争入札を導入した。 (平成19年度) ・設計金額1,000万円以上の工事、及び300万円以上の設計・測量業務に制限付一般競争入札を導入した。 (平成20年度) ・委託業務への電子入札の導入に向け、対象業務や設定金額等について検討を開始。 (平成22年度) ・通常の委託業務への適用拡大について検討を開始した。また、これと併せて、総合評価方式による執行に関しても、検討しているところである。	実施済(完了)						0							0	総務課	
388	Ⅱ	3	(1)	1	h1	入札契約制度の改善を図る(総合評価落札方式の検討)	経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約する「総合評価落札方式」を検討する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・8月、庁内に発足させた「公契約研究会」で格差是正の観点から入札・契約制度のあり方を研究・検討、総合評価方式による入札導入の提言を行った。これを受け、平成20年度を目途に同評価方式導入の準備作業を開始した。 (平成20年度) ・9月に試行導入。 ・20年度は、建築、道路、下水道の各工事分野から1件ずつ、計3件の工事を抽出し、総合評価方式により入札を執行した。 (平成21年度) ・道路、下水道、電気、給排水衛生の各工事分野から1件ずつ、建築工事から②件、計6件を抽出し、総合評価方式により入札執行した。 (平成22年度) ・適用する工事を格段に増やし、1月現在で28件の工事を総合評価方式により入札執行した。また、10月からは試行的に適用範囲を3億円未満の工事まで拡大している。	実施済(完了)						0							0	総務課	
389	Ⅱ	3	(1)	1	h1	入札契約制度の改善を図る(第三者機関設置の検討)	入札及び契約の透明性の確保を図るため学識経験者等の意見を適切に反映する「第三者機関設置」を検討する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・入札・契約制度の公平性及び透明性の確保の観点から、「公契約研究会」において、入札・契約等監視委員会の設置を提言し、研究・検討を開始した。 (平成20年度) ・委員会の概要(審議内容、開催回数及び構成員等)について公契約研究会で取りまとめをおこなった。 ・平成21年度予算に委員謝礼金を計上した。 (平成21年度) ・委員3人(大学教授、弁護士、税理士)を選出し、11月1日をもって日野市入札及び契約等監視委員会を発足させた。 ・12月2日に1回目、平成22年2月22日に2回目の委員会を開催した。 (平成22年度) ・引き続き委員会を開催している。入札及び契約の過程、契約内容等について意見をいただいている。	実施済(完了)						0							0	総務課	
390	Ⅱ	3	(1)	1	if	事業計画・5カ年計画を見直し、事業の進捗率を上げる。	公共施設管理者負担金の導入に合せ、事業計画及び5カ年計画を見直し・策定し、事業を推進する。	(平成18年度) ・市施工4地区(豊田南・西平山・万願寺第二・東町地区)の5カ年計画の見直し及び策定。 ・豊田南地区の公共施設管理者負担金の覚書・協定の締結及び導入(3月)。(No.104の記載内容と同じ) (平成19年度) ・市施工4地区(豊田南・西平山・万願寺第二・東町地区)の区画整理事業に係る5カ年計画(平成19年度～23年度)を見直し、事業推進を図った。 ・西平山地区について覚書・協定を締結、公共施設管理者負担金の導入を行った(平成20年2月)。(No.104の記載内容と同じ) (平成20年度) ・市施工4地区(豊田南・西平山・万願寺第二・東町地区)の5カ年計画に基づく事業展開を行った。(No.104の記載内容と同じ) ・豊田南地区・西平山地区に導入された公共施設管理者負担金を活用し事業展開を行った。(No.104の記載内容と同じ) (平成21年度) ・市施工4地区(豊田南・西平山・万願寺第二・東町地区)の5カ年計画見直しと新5カ年計画(平成22年度～26年度)策定を行った。(No.104の記載内容と同じ) ・豊田南地区・西平山地区に導入された公共施設管理者負担金を活用し事業展開を行った。(No.104の記載内容と同じ) (平成22年度) ・市施工4地区(豊田南・西平山・万願寺第二・東町地区)の新5カ年計画(平成22年度～26年度)に基づき事業を実施した。(No.104の記載内容と同じ) ・豊田南地区・西平山地区に導入された公共施設管理者負担金を活用し事業展開を行った。(No.104の記載内容と同じ)	一部実施						0							0	区画整理課	
391	Ⅱ	3	(1)	1	if	事業計画を適確に推進し、精度の高いものとする。	新都市建設公社における委託業務設計内容の早期把握・早期調整、事業に関する定期的な情報交換及び改善指導を行い、早期着手・早期完了を遵守させる	(平成18年度) ・当該年度事業計画書・次年度事業計画書・工事週報等を提出させるとともに、月に1回以上新都市建設公社責任者とミーティングを開き、情報交換を行うことにより、工程等の指導を行う。 (平成19年度) ・当該年度事業計画書・翌年度事業計画書の提出とともに、月に1回以上の割合で東京都新都市建設公社担当者と調整会議を開き、情報の共有化を図り、工程等の指導を行った。 (平成20年度) ・事業計画書に基づき、東京都新都市建設公社担当者と調整会議を開き、情報の共有化を図り、工程等の指導を行った。 (平成21・22年度) ・当該年度事業計画書・翌年度事業計画書の提出と共に、適宜、東京都新都市建設公社担当者と調整会議を開き、情報の共有化を図り、工程等の指導を行った。	実施済(完了)						0							0	下水道課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課	
392	Ⅱ	3	(1)	i2	委託業務評価の導入を検討し、公社への委託内容と実績を精査し、的確な事業推進を図る。	新都市建設公社の実施する委託業務において、委託内容と実績を精査し、的確な事業の推進を図るため、委託業務評価の導入し、事業の執行管理の徹底、事業の促進を図る。	(平成18年度) ・委託業務評価の基準作り及び運用方法、平成19年度試行時における時系列による実施項目についての協議を下水道課と実施。検討資料を収集。 (平成19年度) ・委託業務評価の基準作り、運用方法、実施項目に係る協議を下水道課と行った。また委託業務評価の実施について、検討を行った。 (平成20年度) ・委託業務評価の実施に向けて下水道課と協議・検討を実施し、一部工事を対象に委託業務評価を試行したが、評価方法に困難な点があり、完全実施まで至っていない。 ・今後実施に向けてさらなる検討を重ねていく。 (平成21・22年度) ・委託業務評価の実施に向けて下水道課と協議・検討を実施し、一部工事を対象に委託業務評価を試行したが、評価方法に困難な点があり、完全実施まで至っていない。	一部実施							0							0	区画整理課	
392	Ⅱ	3	(1)	i2	委託業務評価の導入を検討し、公社への委託内容と実績を精査し、的確な事業推進を図る。	新都市建設公社の実施する委託業務において、委託内容と実績を精査し、的確な事業の推進を図るため、委託業務評価の導入し、事業の執行管理の徹底、事業の促進を図る。	(平成18年度) ・委託業務評価の基準作り及び運用方法、平成19年度試行時における時系列に基づく実施項目についての協議を区画整理課と実施。 (平成19年度) ・下水道事業全般を点検し、翌年度以降、市施工でも可能な事業について精査を行った。また一部工事を対象に委託業務評価の試行を行ったところ、区画整理課との間で評価の相違があったので、今後さらに評価の検討が必要となった。 (平成20年度) ・翌年度以降、市でも施工可能な事業について精査を行い、事業化の検討を行った。また一部工事を対象に委託業務評価の試行を行ったところ、区画整理事業の進捗状況に左右されるため、今後さらに評価の検討が必要となった。	実施済(完了)							0							0	下水道課	
393	Ⅱ	3	(1)	j1	平成20年度末に東京都へ全面業務移管する	東京都への水道業務の移行計画に基づき、順次業務を移行し、水道事業事務委託の解消を進めていく。平成21年3月31日をもって事務委託完全解消	(平成17年度) ・退職者不補充により4人減員。 (平成18年度) ・民間委託化に伴い、徴収系・給水装置系業務については平成18年度の間、東京都へ引き継ぎをしながら移行。 ・退職者不補充により13人減員。 (平成19年度) ・浄水施設運転及び給水施設系業務の都移管に伴い、正規職員16人の削減を行った。 (平成20年度) ・「東京都水道事業の委託を廃止することに関する基本協定」に基づき、東京都へ水道業務を全面移管した。	実施済(完了)	4	13	16	14		47	35,520	115,440	142,080	124,320				417,360	下水道課	
394	Ⅱ	3	(1)	k1	市民向け講座に受益者負担を導入する。	講座参加者の受益者負担導入を検討する。	(平成18年度) ・各市現状調査。公民館は社会教育施設として無料を原則としているので、現状での導入は難しい面があるが、次年度以降、利用者を交えた「公民館基本計画」策定に向けた検討の中で、受益者負担を含めた公民館運営のあり方について、充分な議論・検討を進めていく。 (平成19年度) ・講座受講者の使用する材料等について、参加費として負担してもらった。 (平成20年度) ・講座で使用する材料費等については参加者の負担としているが、講師謝礼は公費で賄っている。今後も市長部局との整合性を図りながら検討を続けたい。 (平成21年度) ・公民館基本計画の中で、一定の方向性を示した。 (平成22年度) ・材料費等については参加者の負担としているが、今後も市長部局も含め他部署主催の市民向け講座との整合性を図りながら検討を続けたい。	一部実施							0								0	中央公民館
395	Ⅱ	3	(1)	k2	講座受講者等の優れた作品・成果物の販売を検討する	講座への参加者が物を作り出す喜びと作品が評価されることによる満足度の高まりが、参加意欲の高まりに繋がるように、作品を評価する手段として優れた作品を販売できるシステムを構築する。	(平成18年度) ・各市公民館調査：現状では作品・成果物の販売無し。 ・公運審会議での意見：社会教育という中で、作品を販売することが主要な目的になる危険性もあるので、慎重に検討する必要性が論じられた。 ・現状で実施していること：公民館まつり、アートフェスティバルなどイベントバザーへの材料費程度の価格での出品販売 ・新たな取り組み：まつり等で出品された優秀な作品を印刷物にして販売する～切り絵作品による「日野50景ハガキ」の印刷・販売を検討(平成19年度予算で印刷)。 ・今後、予定される公民館基本計画策定の中で、優秀作品の一般的な販売行為について検討を深めていく。 (平成19年度) ・切り絵サークルによる切り絵を葉書として印刷、イベント時に販売できるようにした。また公民館まつりにおいて物品販売が可能となるよう、実行委員会と協議した。 (平成20・21年度) ・公民館まつり、高幡台分室まつりで、利用サークルによる物品販売を実施した。 (平成22年度) ・イベントにおける物品販売が定着した。	実施済(完了)							0								0	中央公民館
396	Ⅱ	3	(1)	l1	下水道整備に優先順位制を導入する	生産緑地、田、畑など当分の間、土地利用計画のない地区への先行投資的整備を制限し、汚水幹線整備が完了した供用開始が可能な投資効果がすぐに出る整備を優先する。	(平成17年度) ・国庫補助事業は優先順位上位工事と中位工事に区分し、市単独事業を優先順位下位工事とした、優先順位上位工事より順に工事発注。 (平成18年度) ・国庫補助事業は優先順位上位工事と中位工事に区分し、市単独事業を優先順位下位工事とした、優先順位上位工事より順に工事発注。 (平成19年度) ・区画整理事業区域を除いて、事業が完了した。なお整備優先順位制は、概ね平成18年度までに実施済みである。 (平成20年度) ・平成19年度で完了。	実施済(完了)				1		1						8,880			8,880	下水道課
397	Ⅱ	3	(1)	i2	公共下水道供用開始地域で下水道料金の円滑な徴収を図る	公共下水道供用開始地域で普及率の目標設定を行い下水道料金の円滑な徴収を図る	(平成17年度) ・平成17年6月1日：供用開始世帯数905件。 ・戸別訪問世帯数：518件、未供用世帯への「水洗化促進文」の送付：250件、水洗化切替世帯数：1,571件。 (平成18年度) ・平成18年6月1日：供用開始世帯数376件。 ・戸別訪問世帯数：520件、未供用世帯への「水洗化促進文」の送付：200件、水洗化切替世帯数：992件。 (平成19年度) ・供用開始区域の拡充及び普及促進によって1,007世帯が新たに公共下水道への切替を行い、下水道料金の収入増を図った。 (平成20年度) ・供用開始区域の拡充及び普及促進によって1,660世帯が新たに公共下水道への切替を行い、下水道使用料の収入増を図った。 (平成21年度) ・供用開始区域の拡充及び普及促進によって1,470世帯が新たに公共下水道への切替を行い、下水道使用料の収入増を図った。 (平成22年度) ・供用開始区域の拡充及び普及促進によって約1,100世帯(12月末実績から推定値)が新たに公共下水道への切替を行い、下水道使用料の収入増を図った。 ・供用開始区域の拡充および未切り替え家屋への普及促進によって、新たに公共下水道への切替を行うことによる下水道使用料の収入増を図る	一部実施							0	48,468	30,605	31,068	51,214	45,352	42,662		249,369	下水道課
398	Ⅱ	3	(1)	i3	西平山土地区画整理地区内の汚水幹線ルートを整備する	汚水幹線ルートの道路を優先的に整備がされるよう区画整理事業と調整を図り、早期に汚水幹線の整備を図る。	(平成17年度) ＜汚水幹線整備＞浅川中央幹線：施行延長が長距離のため、1工区での施行は工事期間を考えると単年度では厳しいため、工事区間を2工区に分割発注。また、汚水幹線ルートの計画道路用地が確保されていないスパンがあったが、現況住宅地の地下を地権者に占用承諾、推進工法にて敷設した。なお、2工区で実施した敷設延長は757.2m。 (平成18年度) ＜汚水幹線整備＞浅川中央幹線：施行延長177.8mを実施する。今年度をもって浅川中央幹線整備はすべて完了。豊田南幹線：施行延長が長距離のため、1工区での施行は工事期間を考えると単年度では厳しいため、工事区間を2工区に分割発注し、延長は888.7mを敷設。また、汚水幹線ルートの計画道路用地が確保されていないスパンがあったが、現況住宅家屋の地下を地権者に承諾して頂き、推進工法にて敷設。 (平成19年度) ・区画整理事業関連で未着手となっている一部の区間を除き、汚水幹線は平成19年度で概ね整備することができた。 (平成20年度) ・区画整理事業関連で未着手となっている一部の区間を除き、汚水幹線は概ね整備完了。残延長は、約70m。 (平成21年度) ・区画整理事業関連で未着手となっていた一部区間約70mを整備。汚水幹線は整備完了。	実施済(完了)							0								0	下水道課
399	Ⅱ	3	(1)	m1	準要保護の資格要件を見直し就学援助費用の適正化を図る	準要保護の認定基準を現在の生活保護基準の1.3倍から1.2倍又は1.1倍に変更する。また、日野市内の学校に通学している市外在住者は対象外とする。	(平成18年度) ・準要保護の認定基準の見直しについては、平成19年度で検討し、20年度で実施を予定している。 ・また、日野市内の学校に通学している市外在住者を対象外とすることについては、平成19年度から改善するように内部で検討、協議した。また、要領を改正。 (平成19年度) ・生活保護費の1.3倍以下とする準要保護の認定基準をもう一段引き下げるための資料を作成し、検討を行ったが、保護費の算定額そのものが下がったこと、また市内課税世帯の平均所得も下がったことから、準用保護の認定基準そのものを引き下げる合理的な理由づけが難しくなり、結果として見直しを先送りした。 (平成20年度) ・特に検討は行わなかった。 (平成21年度) ・平成19年度の検討に加え、リーマンショック以降の経済状況に鑑み、特段の検討は行わなかった。 (平成22年度) ・依・然として景気の先行き不透明の状況であり、認定基準については景況、他市の認定基準の状況等を踏まえ適宜検討していく。	一部実施(当面保留)							0							0	庶務課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課		
400	Ⅱ	3	(1)	1	m2	埋蔵文化財の調査手法の効率化を図る	文化財調査において立会、試掘、本調査の仕分けの効率化を行い、市職員による業務を可能な限り縮小し、効率化を目指す。	(平成17年度) ・遺跡範囲等の見直しを図るためのデータの集積を行った。 (平成18年度) ・前年度に引き続き、遺跡範囲等の見直しを図るためのデータの集積を行った。 (平成19年度) ・埋蔵文化財包蔵地の一部削減を行った。 ・発掘調査の立会・試掘・本調査の仕分けを見直しなどにより、調査件数が前年の23件から13件に減少した。 (平成20年度) ・これまでに蓄積されたデータをもとに、No.13遺跡(大坂上)の範囲を縮小した。また、遺跡範囲の見直しを行い、東京都とも協議した結果、遺跡範囲の修正を行った(山王上遺跡)。 ・立会、試掘、本調査の仕分けの効率化を目的とし、地盤改良や鋼管杭の打ち込みなど、特殊な工事の際に統一的な判断ができるよう、データの集積を行った。これに基づき、簡易なものや遺跡に影響がない場合については、「立合い調査」と判断することにした。 (平成21年度) ・これまで集積されたデータをもとに、No.1遺跡(セツ塚遺跡)の範囲を縮小し、同遺跡の中央自動車道南側を遺跡範囲外とした。 ・東京都との協議を行い、No.50遺跡(山王上遺跡)とNo.6遺跡(神明上遺)の範囲の見直しを行った。 ・立会、試掘、本調査の仕分けの効率化、及び地盤改良や鋼管杭の打ち込みなど特殊な工事の際に統一的な判断基準作りを目的とした、データの集積を継続して行った。 (平成22年度) ・試掘調査の成果に基づき、上人塚遺跡の範囲縮小に着手した。 ・今後も調査の成果に基づき、遺跡範囲の縮小等を行い、調査手法の縮小を図る。	実施済(完了)							0									0	文化スポーツ課
401	Ⅱ	3	(1)	1	m3	消防団組織の見直しを行う(消防団組織の編成替えを検討する)	消防団組織の見直し(分団及び部の整理統合)を実施し、消防力を維持しつつ、担当地区の整理及び団運営の効率化を図る。また、組織の見直しとともに団員定数の削減を行う。	(平成17年度) ・消防団幹部と協議を行ったが、組織の見直しは過去の経緯や詰め所の建て替え等の問題もあり、具体策までには至っていない。 (平成18年度) ・消防団幹部と協議を行ったが、組織の見直しは過去の歴史や詰め所の建て替え等の問題があり、具体策までには至っていない。 (平成19年度) ・消防団に対し、分団の受持ち区域に関すること・団員定数に関すること・詰所器具置場の設置に関すること等の検討を依頼した。 (平成21年度) ・消防団組織検討委員会を立ち上げ、分団及び部の整理統合新設等を検討。 ・消防団に関する条例等を見直し、出動手当て等を明記することにより透明性を図った。 (平成22年度) ・消防団組織検討委員会の中間報告を市長に提出、分団及び部の整理統合新設等を今後とも検討していく。 ・平成24年3月に消防団組織検討委員会の答申をまとめ市長に報告する予定。	実施済(完了)							0									0	防災安全課
402	Ⅱ	3	(1)	2	a	日野市福祉事業団の発展的な解散を視野に入れた抜本的な改善を図る。	高齢者事業については、介護保険事業の範囲の中で、民間の知識と経験などその活力を活用することにより高齢者福祉の一層の向上を図るため、①特別養護老人ホーム浅川苑及び②浅川苑サービスセンターを平成19年度に民間移譲するとともに、③栄町サービスセンターについても民間移譲を検討する。今後の事業団のあり方については、障害者事業を中心に自立した経営基盤の確立を目指し、専門家、市民の参画による検討委員会を設置し、自立支援法への対応と合わせ、発展的解散を視野に入れた新たな枠組みによる社会福祉法人化等を検討する。	(平成17年度) ・検討を行った。 (平成18年度) ①②については、高齢福祉課で民間社会福祉法人を対象に移譲先を公募し、選定委員会の審査を経て、交渉相手となる社会福祉法人が正式に決定。③については、検討を継続。 また、今後の事業団のあり方については、平成18年12月に事業団内に職員による「あり方検討委員会」を発足させ、検討を開始。19年7月を目途に報告書を作成予定。 (平成19年度) ・特別養護老人ホーム浅川苑及び浅川苑サービスセンターは平成20年4月をもって民間移譲することとし、栄町サービスセンターのあり方は、今後とも検討していくこととした。 ・福祉事業団については「日野市福祉事業団あり方検討委員会」によって、今後の方向性がまとめられた。 (平成20年度) ①、②については、平成20年4月1日をもって民間移譲を完了した。 ③については、引き続き民間移譲の検討を行った。 (平成21年度) ・引き続き、栄町サービスセンターの民間移譲の検討を行った。 (平成22年度) ・障害福祉課を中心に「日野市公立障害者(児)施設及び日野市福祉事業団事業のあり方検討委員会」を設置し、事業団事業の方向性について検討した。	一部実施							0									0	福祉政策課
403	Ⅱ	3	(1)	2	b1	市の設置施設(福祉事業団運営)を抜本的に見直す	平成19年度浅川苑を民間に移譲する。移譲には一定期間をかけて施設運営に支障のない体制をとる	(平成18年度) ・市内に社会施設を有し、特別養護老人ホームの運営実績のある4法人に移譲申請依頼を行い、1法人から移譲申請を受理。受入れ法人選定委員会で申請内容を審査と当該法人へのヒアリングを行い、当該法人を移譲交渉をする相手として決定。 (平成19年度) ・平成20年4月1日に(社福)寿優和会に移譲することを決定した。 (平成20年度) ・平成20年4月1日より(社福)寿優和会に移譲を実施。	実施済(完了)							0				222,747				222,747	高齢福祉課	
404	Ⅱ	3	(1)	2	b2	市の設置施設(福祉事業団運営)を抜本的に見直す	浅川苑サービスセンターの民間移譲を検討する。なお、移譲には一定期間をかけて施設運営に支障のない体制をとる	(平成18年度) ・市内に社会施設を有し、特別養護老人ホームの運営実績のある4法人に移譲申請依頼を行い、1法人から移譲申請を受理。受入れ法人選定委員会で申請内容を審査と当該法人へのヒアリングを行い、当該法人を移譲交渉をする相手として決定。 (平成19年度) ・平成20年4月1日に(社福)寿優和会に移譲することを決定した。 (平成20年度) ・平成20年4月1日より(社福)寿優和会に移譲を実施。	実施済(完了)							0				88,309				88,309	高齢福祉課	
405	Ⅱ	3	(1)	2	b3	市の設置施設(福祉事業団運営)を抜本的に見直す	栄町サービスセンターの民間移譲を検討する。なお、移譲には一定期間をかけて施設運営に支障のない体制をとる	(平成18年度) ・浅川苑及び浅川苑サービスセンターの民間移譲に専念したため、栄町サービスセンターの見直しには着手できなかった。 (平成19年度) ・浅川苑・浅川苑サービスセンターの民間移譲を優先的に検討、その方向性を確定させることに全力を傾注したため、栄町サービスセンターの方向性は今後の検討課題とした。 (平成20年度) ・浅川苑・浅川苑サービスセンターの民間移譲後、浅川苑の改修工事・21床増床工事等を実施したため、栄町サービスセンターの方向性は今後の検討課題とした。 (平成21年度) ・栄町サービスセンターの今後の方向性について、他の福祉施設(事業)への転換の可能性を含め検討した。 (平成22年度) ・栄町サービスセンターについては、平成21年度末に閉鎖した旧栄町グループリビング跡地と併せて、他の福祉施設への転換を検討した。旧栄町グループリビング部分は、高齢者関連施設として平成23年4月の開設を目指し、栄町サービスセンター部分は、平成23年3月末でサービスセンターを廃止し、平成23年10月に障害福祉関連施設の新規開設を目指す。	一部実施							0				8,171				8,171	高齢福祉課	
406	Ⅱ	3	(1)	2	b4	つばさ学園・はくちよう学園の発展的独立を図る(つばさ学園、はくちよう学園のNPO法人化もしくは社会福祉法人化を図る)	福祉事業団に「あり方検討委員会」を設置し、現在の事業団における課題・問題点や障害者自立支援法への対応を検討するとともに、新しい社会状況の中で求められる事業団のあるべき姿について検討する。また、その検討結果を基に、市民、有識者の参画による福祉事業団のNPO法人化、社会福祉法人化等の手法による障害者施設の発展的独立について検討し、福祉事業団の独立を図る。	(平成17年度) [つばさ学園 やまばと学級] ・マイクロバスをワゴン車2台に切り替え、送迎経費の圧縮を図った(対14年度削減額23,244千円)。 [つばさ学園 ひばり学級] ・指導員・調理員が同一建物内の別施設やまばと学級の送迎に携わる体制により送迎経費の圧縮を図った(対14年度削減額26,602千円)。 [はくちよう学園] ・中軽度の知的障害者対象の通所更生施設であるにも関わらず、重度の知的障害者を多数受け入れていた。更なる利用者の受け入れに努め、定員上限である20人の利用者の確保を行い、支援費枠の拡大を図るとともに、コストの削減を図った(対14年度削減額20,878千円)。 (平成18年度) ・障害者自立支援法のサービス体系に移行させるとともに、介護給付費や訓練等給付費の枠の拡充と国庫補助・国庫負担金の確保に全力を傾注し、併せて業務改善によるコスト削減を図る。 (平成19年度) ・福祉事業団に「あり方検討委員会」が設置され、障害福祉課職員1名が参加した。同委員会において検討された事項は報告書にまとめられ、理事者に提出された。 (平成20年度) ・あり方検討委員会による報告書が取りまとめられたが、栄町サービスセンターの進捗状況、障害者自立支援法施行後の毎年の制度見直しなどにより、庁内関係部署での検討を引き続き実施した。 (平成21・22年度) ・庁内関係部署での検討を引き続き実施した。	一部実施							0	70,724	6,184							76,908	障害福祉課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	番号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単 位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単 位 千円	担当課			
407	Ⅱ	3	(1)	2	b5	希望の家の事業を拡大する	市立希望の家を建替え、事業を再編・拡充して整備する(仮称)すこやか子どもセンター(発達支援センター)及び(仮称)生活・就労支援センターは、複合施設として整備する。(No.92の記載内容と同じ)	(平成18年度) ・(仮称)すこやか子どもセンター整備検討委員会平成19年1月15日 第1回開催開設準備委員会を立ち上げるにあたり、庁内の 関係各課による調整や検討がある程度必要と判断し立ち上げた。 ・関係各課:健康課、子育て課、保育課、子ども家庭支援センター、学校課、企画調整課、財産管理課、日野市福祉事業団。なお(仮称)生活・就労支援センターの概要については、作業部会として障害福祉課を中心としたプロジェクトチームにより検討し、整備検討委員会に反映し整合を図る。(No.92の記載内容と同じ) (平成19年度) ・施設の整備及び運営について庁内調整を行い、(仮称)すこやか子どもセンター(発達支援センター)開設準備検討委員会を設置するため、要綱等の整備を行った。 また、開設準備検討委員会の下部組織としてワーキングチームを設置、委員会に向けた資料作成を行った。(No.92・No.94の記載内容と同じ) (平成20年度) ・(仮称)すこやか子どもセンター〔発達支援センター〕の整備については、開設準備検討委員会により基本構想が取りまとめられ、平成20年12月に市長に報告された。 なお、平成20年7月に開設された障害者生活・就労支援センター「くらしごと」は、将来的には発達支援センターとの複合施設として計画されている。(No.94の記載内容と同じ) (平成21年度) ・「(仮称)日野市発達支援センター基本構想」をもとに建物の基本計画を作成する。 (平成22年度) ・「(仮称)日野市発達支援センター基本構想」をもとにした建物の基本計画及び基本設計の作成は、福祉政策課に引き継ぎ実施した。 ・福祉政策課においては、基本構想を基に基本計画を作成、更に基本設計に着手した。	一部実施							0								0	障害福祉課		
408	Ⅱ	3	(1)	2	c1	社会福祉協議会の人事給与制度を抜本的に見直し、人件費の削減を図る	平成18年度から3カ年計画で給与体系を見直し、適正化を図る。18年度:本俸を5%削減、地域手当1%削減、扶養手当、住居手当、係長・主任手当の改正、退職者不補充、19年度:本俸を4%削減、20年度:本俸を4%削減、係長、主任手当の廃止	(平成18年度) ・本俸:5%減、地域手当:1%減、扶養手当:配偶者△2,000円、その他▲1,400円、住居手当:扶養者有 ▲6,000円、なし▲5,600円、係長手当:▲7,500円、主任手当:▲5,000円。 (平成19年度) ・平成18年度からの3カ年計画どおり、平成19年度に本俸4%を削減する改定を行った。 (平成20年度) ・平成18年度からの3カ年計画に従い、本俸4%削減及び係長・主任手当を廃止する改定を行った。	実施済(完了)								0		15,280	10,601	2,670				28,551	福祉政策課	
409	Ⅱ	3	(1)	2	c2	社会福祉協議会の運営の見直し(新たな業務を開発し実施する)	「日野市地域福祉活動計画」の策定、地域福祉権利擁護センターの開設により、認知症の高齢者等の権利侵害の予防と早期発見・防止に資する事業を展開する。また、新規事業の構築や既存事業の見直しを行う。	(平成18年度) ・4検討部会(経営・運営検討部会、市民活動支援検討部会、当事者支援検討部会、権利擁護・成年後見人検討部会)及び地域福祉活動計画策定委員会を立ち上げ、平成19年度～21年度までの3カ年にわたる活動計画を策定した。 (平成19年度) ・平成19年3月に「日野市地域福祉活動計画」を策定、基本理念を「市民が主役の福祉コミュニティづくり一点から線、線から輪へー」としたことを踏まえ、既存事業の見直しを含めた新たな事業計画を定めた。また、地域福祉権利擁護センターについては、平成19年度中に行った検討に基づき、平成20年度にセンター構築に向けた具体的な取組みを行っていくこととした。 (平成20年度) ・「地域福祉権利擁護・成年後見センター検討委員会」による報告書がまとまり、権利擁護センター設立に向けた具体的な作業に着手した。 (平成21年度) ・地域福祉活動計画の改定作業を行った。 ・10月1日に「権利擁護センター」を開設した。 (平成22年度) ・市民後見人養成研修を独自に開催した。今後、法人として市民後見人を後見監督できる体制づくりを進めていく。	一部実施								0		528	495	500				1,523	福祉政策課	
410	Ⅱ	3	(1)	2	d1	シルバー人材センターの人事給与制度を抜本的に見直し人件費の削減をはかる。	平成18年度から3カ年計画でプロパー職員給料の13%削減を行い、人件費の適正化を図る	(平成17年度) ・平成18年度から3年間の目標を掲げ、第3次中期計画を策定した。同計画の柱は以下の3点。①人事給与制度を抜本的に見直し人件費の削減を図る、②新たな自主事業や新規契約を開拓するとともに就業の質の向上を図る、③費用対効果を意識した運営を目指す。 (平成18年度) ・7月1日から、給料表の各級・各号から5%削減を実施(平成19年度は9%、20年度は13%)。 ・7月1日から、地域手当を12%から11%に引き下げた。 ・わたり運用の廃止。 (平成19年度) ・平成18年度からの3カ年計画どおり、本俸の削減を行い、人件費の適正化を図った。 (平成20年度) ・平成18年度より実施していた給与表約13%引き下げについて、2年間の経過措置を経て、完全実施がなされた。	実施済(完了)								0		1,118	1,858	2,869				5,845	高齢福祉課	
411	Ⅱ	3	(1)	2	d2	シルバー人材センターの新たな業務や収益事業を開発し実施する	教室事業の開始、就業開拓員導入などの新規事業、各種事業の採算性の検討、労働者派遣事業の導入、近隣シルバー人材センターとの相互乗入・ワークプラザ・アンテナショップ導入等の検討を行う	(平成17年度) ・①就業開拓員を7月から3人配置し、新規開拓した仕事の契約金額が6,912千円であった、②教室事業は1月から「囲碁」、「エッセイ」の2教室を実施した。 (平成18年度) ・①就業開拓員を平成17年度に引き続き、4月から3人配置し、新規に開拓した仕事の契約金額が4,077万5,820円であった、②教室事業は上半期(5教室)下半期(4教室)を実施した、③アンテナショップの導入検討を試みたが立地条件等がかみ合わず実現に至らなかった。 (平成19年度) ・新規教室事業については、5教室を実施した。就業開拓専門員4人を配置し、市内事業所を訪問しての就業開拓を実施した。労働者派遣事業の導入等について検討を行った。 (平成20年度) ①事務費率の引き上げ…現在の事務費率5%から10%に向けて段階的引き上げを行い、約140万円の収益アップを図った。なお、今後も引き続き実施していく。 ②経費削減に対する取組み…車両台数を1台減らし、年間リース料50万円の削減を図った。市民の要望を取り入れた新規事業の展開…市民ニーズの研究を重ね、平成20年度は火災報知機及び家具転倒防止金具事業を立ち上げ、シルバーが掲げた目標値も達成できた。 (平成21年度) ・前年度から継続で、事務費率の引き上げを実施し、年度当初に設定した目標額を上回る収益増を達成した。 ・市民からの要望を踏まえ、出張の刃物研ぎを自主事業として実施し、事業収入の増加につなげた。 (平成22年度) ・教室事業について、9教室を開催した。 ・リサイクル事務所について、営業日数の増加(年末年始を除き無休とする)、営業時間を利用者の利用し易い時間帯に変更した。	一部実施								0			918					918	高齢福祉課	
412	Ⅱ	3	(1)	2	e1	㈱日野市企業公社の運営の改善を図る(職員の意識改革を図る)	事業運営をより活性化するための職員研修を行い、成績率導入、給料表の見直し等を実施し、職員1人1人の質の向上及び意識改革を図る。	(平成17年度) ・給料(表)の見直し:1.5%削減。 (平成18年度) ・改善計画について、作成中、給料(表)の見直しについて、3%削減、12月一時金については組合と決着がつかないため、成績率相当分として7万円を凍結し、暫定支給、・研修について、接遇マニュアルを作成し、全社員へ周知徹底、・業務の見直し。 委託業務についての見積合わせをさらに徹底した、・人件費について、臨時社員について時間給の見直しを行った。 (平成19年度) ・より良いサービスを目指し、全職員を対象に接遇研修を実施した。また、給料表の見直しを行い、対前年比手当込みで▲15%を実現した。 (平成20年度) ・サービスの向上と企業体力の強化を目指し、全職員を対象に接遇研修を実施。給料表見直し及び賃金引下げを行った。 (平成21・22年度) ・継続的に検討。	一部実施								0	204	3,418							3,622	企画調整課
413	Ⅱ	3	(1)	2	e2	㈱日野市企業公社の内部改革に取組み企業体力の強化を図る	営業収益の向上、損益分岐点と固定費の圧縮、利益率向上のための短・中期経営戦略を立て、企業体質の強化を図る。	(平成17年度) ・車両、コンピュータのリース期間延長。 (平成18年度) ・再リースを徹底。競争入札制度の徹底。各施設アンケート調査を実施:随時改善。 (平成19年度) 第13期の売上高を5億6,100万円とし、最終的な税引前利益2,000万円を達成、300万円を市に配当することができた。 (平成20年度) ・サービスの向上と企業体力の強化を目指し、全職員を対象に接遇研修を実施。給料表見直し及び賃金引下げを行った。 (平成21・22年度) ・継続的に検討。	一部実施								0									0	企画調整課
414	Ⅱ	3	(1)	2	e3	㈱日野市企業公社の運営の改善を図る(民間経営のノウハウを取り入れ業務拡大(自主事業の拡大)を図る)	改善計画を作成する。営業力を強化(営業成績目標の設定)し、自立した企業経営を目指す、民間経験者の役員登用を検討する、情報を積極的に公開する	(平成17年度) ・ホームページ、平成14年度以降順次充実。 ・監査役に民間経験者登用 (平成18年度) ・求人は広告とホームページ併用、監査役に加え取締役に民間経験者登用、売り上げ目標540万円を設定、(平成17年度514百万円)、19年度より建築物清掃業登録をすべき資格、取得を含め準備中、17年度決算公開中、自販機の設置(東部会館)。 (平成19年度) 第13期の最終売上高目標6億900万円に対し、実績は5億6,100万円で、差引▲4,800万円(7.9%減)未達という結果となった。 民間経験者の登用では、取締役4名中1名、監査役2名中2名を実現した。 (平成20年度) ・土地区画整理事業などの自主事業によって売上の拡大を実現した。 (平成21・22年度) ・継続的に検討。	一部実施								0		200							200	企画調整課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課	
415	Ⅱ	3	(1)	2	f1	(財)日野市緑化協会の適正な事業内容の検討を行う(「緑」の行政代行を行う)	「まちなみ等安全緑化事業」、「大菊栽培市民普及事業」、「コスモスアベニュー事業」等の緑化の普及関係について順次代行を進める。	(平成17・18・19・20・21年度) ・未着手。 (平成22年度) ・現在進めている公益法人への移行に併せて整理する。	未着手							0							0	緑と清流課	
416	Ⅱ	3	(1)	2	f2	財日野市環境緑化協会の特定公益法人への移行の検討・実施	特定公益増進法人の認定が受けられるよう体制を強化する。	(平成17年度) ・調査・検討を行った。 (平成18年度) ・法改正に伴う説明会に出席。 (平成19年度) ・体制強化に向けた取り組みを行った。 (平成20年度) ・公益財団法人への移行の認可を受けるための条件、手続き等を東京都と協議するための準備を進めた。 (平成21年度) ・新たな法人への移行を行うための条件、手続き等について東京都への相談を行い、準備を進めた。 (平成22年度) ・公益法人への移行を行うための条件、手続き等について、関係部署と定期的に協議を行い、平成23年度の移行申請手続きに向けての準備を行った。	一部実施							0							0	緑と清流課	
417	Ⅱ	3	(1)	2	g	各団体の運営を点検評価し、評価内容を公開していく	行政評価システムの中で、運営の効率性、有効性を評価し公開する。併せて、財務内容、職員人件費の状況を公開する	(平成17・18年度) ・未着手。 ・公益財団法人への移行の認可を受けるための条件、手続き等を東京都と協議するための準備を進めた。 (平成19年度) ・平成19年度行政評価システムの中で、シルバー人材センター、環境緑化協会、企業公社の事業評価を採り上げ、経営基盤の強化を求める評価意見とともに、評価結果を市のホームページ等で公開した。 (平成20年度) ・平成20年度市民評価においては、社会福祉協議会、福祉事業団及びシルバー人材センターの運営補助について実施し、体質改善を求める評価結果等をホームページ等で公開した。 (平成21年度) ・平成21年度市民評価においては、福祉事業団及びシルバー人材センターの運営補助について実施し、体質改善を求める評価結果等をホームページ等で公開した。 (平成22年度) ・平成22年度市民評価では、対象となる事業がなかった。	一部実施							0								0	行政管理チーム
小計(小項目計)										4	13	16	15	0	0	48	236,053	188,459	199,361	711,606	45,211	87,911	1,468,601		

(2)組織としての整備

418	Ⅱ	3	(2)	1	a1	組織の横断的な統合・連携を推進する	組織を越えたプロジェクトチームを設置し権限を付与する	(平成18年度) ・庁内のプロジェクトチームの現状について調査したが、権限の付与に向けた検討は行っていない。 ・プロジェクトチームとは別に、組織の単位をコンパクトにしたチームの設置を検討。発令により責任の所在を明確にするとともに、チームに権限を付与する形態を検討。 (平成19年度) ・政策調整プロジェクトチームを設置した。 (平成20年度) ・政策調整プロジェクトを結成し、市長部局と教育委員会部局の横串による横断的な連携を推進した。 (平成21年度) ・平成20年度に結成された政策調整プロジェクトによる横断的な連携を推進した。	実施済(完了)							0							0	企画調整課	
419	Ⅱ	3	(2)	1	a2	組織の横断的な統合・連携を推進する	子育てに関わる部門の統合・連携を推進する	(平成17年度) ・未実施。子ども部と教育部の連携については、検討できなかった。 (平成18年度) ・未実施。子ども部について、各課の状況をヒアリングした。平成19年度に向けた組織改正で、子育て部門の統合は、現状としてその必要性はないものとし、対象としなかった。 (平成19年度) ・子ども部を中心に、子育てに関わる部門の連携を推進した。 (平成20年度) ・子育てに関わる部門の統合し、連携を推進する部門として子ども部を創設した。	実施済(完了)								0							0	企画調整課
420	Ⅱ	3	(2)	1	a3	組織の横断的な統合・連携を推進する	チーム制の導入(部、課、係の廃止)を検討する	(平成18年度) ・平成19年4月1日、組織改正において行政管理に関するチームを発足させるべく、調査、理事者調整、例規改正を行った。 ・設置した企画部行政管理チームは、第3次行財政改革大綱の改革内容に基づき、以下の目的を達成するために設置されたチーム。 ①市の政策・施策の確実な進捗管理(総括的な進捗管理)の実施 ②効率的な行政運営を行うための行財政に関する事務の管理 ③委託業務等の履行管理(検査・検収)を行い、検査結果に基づく改善点を指導する。 ④事務事業実施上の課題等を明確にし、事務の簡略化を図るため、効率化等の改善点を指導する。 これら目的を達成するためにチームには、チームマネージャーを置き、マネージャーの総括の下、チームが一体となり意思決定を迅速に行うとともに、機動力を持って職務にあたる。また、チームには行政管理専門部門と検査専門部門を置き、必要に応じ連携し職務にあたる。 (平成19年度) ・4月に企画部行政管理チームを、また平成20年4月には教育部特別支援教育推進チームを設置した。 (平成20年度) ・平成19年4月行政管理チーム・平成20年4月特別支援教育推進チームの設置。 (平成21年度) ・事務が複数の課等に連携し、事務を統合的かつ効率的に処理するための機能としてのチーム制は、「庁内プロジェクトチーム」や「政策調整会議」という形で、21年度も有効的に機能している。 (平成22年度) ・継続的に検討。	実施済(完了)							0							0	企画調整課	
421	Ⅱ	3	(2)	1	b	行政管理部門を創設する	行政施策のPDCAサイクルを総合的に管理する部署を創設し、基本構想・基本計画の進捗管理、行政評価システムの運用、行革大綱の進捗管理等を6名体制で行う。	(平成18年度) ・平成19年4月1日、組織改正において行政管理に関するチームを発足させるべく、調査、理事者調整、例規改正を行った。 ・設置した企画部行政管理チームは、第3次行財政改革大綱の改革内容に基づき、以下の目的を達成するために設置されたチーム。 ①市の政策・施策の確実な進捗管理(総括的な進捗管理)の実施 ②効率的な行政運営を行うための行財政に関する事務の管理 ③委託業務等の履行管理(検査・検収)を行い、検査結果に基づく改善点を指導する。 ④事務事業実施上の課題等を明確にし、事務の簡略化を図るため、効率化等の改善点を指導する。 これら目的を達成するためにチームには、チームマネージャーを置き、マネージャーの総括の下、チームが一体となり意思決定を迅速に行うとともに、機動力を持って職務にあたる。また、チームには行政管理専門部門と検査専門部門を置き、必要に応じ連携し職務にあたる。 (平成19年度) 平成19年4月、企画部に正規職員4人、再雇用職員1人からなる行政管理チームを設置した。 (平成20・21年度) ・平成19年度と同じ体制であった。 (平成22年度) ・正規職員4人、再雇用職員2人により、行政管理事務を推進した。	実施済(完了)							0							0	行政管理チーム	
422	Ⅱ	3	(2)	1	b1	行政管理部門を創設する(各種計画の事業進捗管理体制を確立する)	基本構想・基本計画の進捗管理を中心に、行政評価システムの運用、行革大綱の進捗状況等行政管理を専門に担い、市の政策が計画等に基づき的確に反映されるような体制とする ①基本構想・基本計画は具体的数値目標を設定した実施計画を平成19年度に策定する ②平成19年度から20年度に目標設定時、事業実施時(中間期)、事後時(年度終了時)集中管理項目の進捗状況を確認する体制を整える ③進捗管理の手法として、ヒアリングによる進捗状況の確認を企画調整課と連携し実施する	(平成17年度) ・未実施、主要事業の進捗管理を行うのみで、行政管理を行うための組織については検討していない。 (平成18年度) ・主要事業の進捗管理の実施。平成18年10月：平成18年度主要事業の進捗状況調査、19年2月：18年度主要事業の進捗状況追跡調査、19年3月末：18年度主要事業達成状況調査実施。 ・総括的な進捗管理を行う行政管理チームの設置に向けた準備の実施。平成19年4月1日、組織改正において行政管理に関するチームを発足させるべく、調査、理事者調整、例規改正を行った。 (平成19年度) ・平成18年度から開始した進捗管理を、継続して行った。 (平成20年度) ・第3次行財政改革大綱・集中改革プラン実施計画の平成19年度実施状況及び20年度タイムスケジュールについて調査し、進捗管理を行った。 (平成21年度) ・第3次行財政改革大綱・集中改革プラン実施計画の平成20年度実施状況及び21年度タイムスケジュールについて調査し、進捗管理を行った。 (平成22年度) ・第3次行財政改革大綱・実施計画の平成21年度実施状況及び22年度タイムスケジュールについて調査し、進捗管理を行った。また、平成22年度で第3次行革大綱が終了することから22年度実施状況も前倒して調査した。 ・行政評価システムを活用した次期基本構想・基本計画の進捗管理について検討した。	一部実施							0							0	行政管理チーム	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
423	Ⅱ	3	(2)	1	b1	行政管理部门を創設する(行政評価システムによるサービスの評価体制を推進する)	行政評価システムの運用(市民評価を含む)を通じて行政施策、サービスの評価体制を確立する。行政管理部门創設前は企画調整課で実施する。 ①所管部署評価を平成22年度までに400事業を目標に取り組む ②本部評価事業数を平成22年度までに200事業を目標に取り組む	(平成17年度) ・行政評価システムの本部評価100事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用した。また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用。 市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用。 (平成18年度) ・行政評価システムの本部評価122事業については、予算編成前に評価結果を各課に通知、各部配当時の資料として活用した。また、同様の結果を財政部門にも提供し、ヒアリング等の資料として活用した。市民評価については、実施が11・12月となり、予算の査定時に財政課で活用した。平成19年4月1日から企画部に行政管理チームを設置すべく分掌等の整理を行った。 (平成19年度) ・所管部署評価331事務事業、本部評価158事務事業、市民評価70事務事業として行政評価を実施。結果を広報「ひの」12月1日号及び同日以降のホームページで公表するとともに、墨字の報告書を市内の各図書館に配置した。 (平成20年度) ・所管部署評価194事務事業、本部評価91事務事業、市民評価80事務事業として行政評価を実施。 (平成21年度) ・所管部署評価137事務事業、本部評価66事務事業、市民評価51事務事業として行政評価を実施した。次年度予算に反映できるよう評価対象事業を絞り込み予算編成作業前に評価結果を得られるようにした。 (平成22年度) ・行政評価のシステム化により、所管部署評価については、原則全事業とした(およそ600事業)。 ・本部評価74事業、市民評価52事業を実施した。 ・次年度予算に評価結果を反映できるよう評価対象事業を絞り込み予算編成作業前に評価結果が得られるようにした。	一部実施							0							0	行政管理チーム
424	Ⅱ	3	(2)	1	b3	行政管理部门を創設する(行政改革大綱の進行管理を市民とともに行う体制にする)	行政改革大綱の進行管理を市民とともに行う体制にする ①平成18年度行政改革推進懇談会を設置する ②平成19年度から目標設定時に進行管理項目を設定し、事業実施時(中間期)、事後時(年度終了時)の進捗状況を確認する ③進行管理項目以外についても実施計画の年度の取組みを一覧で整理し、市民にチェックしてもらう体制を整える(計画が遅滞している項目から、次年度の進行管理項目を選択する)	(平成17年度) ・平成18年3月、集中改革プランの策定、第3次行政改革大綱の策定に向けた検討。 (平成18年度) ・11月、第3次日野市行政改革大綱を策定・公表、第1回行政改革推進懇談会開催。平成19年3月、第3次行政改革大綱実施計画を公表、第2回行政改革推進懇談会開催。 (平成19年度) ・7人の有識者で組織した第1期行政改革推進懇談会を平成19年5月・10月、平成20年2月・3月の4回開催した後、報告書を取りまとめ、平成20年4月に市長に提出した。 第3次行政改革大綱・実施計画の進行管理は、本報告書により行った。 (平成20年度) ・平成20・21年度を任期とする第4期行政改革推進懇談会を委員7人により立ち上げ、20年度については5月28日・10月27日及び2月16日の3回懇談会を開催した。 (平成21年度) ・引き続き第4期行政改革推進懇談会が平成21年度は4回(5月28日・10月28日・1月29日・平成22年3月1日)開催し、任期満了に伴い報告書を作成し市長へ提出した。 (平成22年度) ・平成22・23年度を任期とする第5期行政改革推進懇談会を委員7人により立ち上げ、22年度については5月31日・10月29日及び2月18日の3回懇談会を開催した。	一部実施							0							0	行政管理チーム
425	Ⅱ	3	(2)	1	b4	行政管理部门を創設する(効率的事務事業推進管理を実施する)	事務処理方法・事務処理時間の簡素化・短縮化に向けた事務事業の総点検・管理、改善指導等を行う	(平成18年度) ・平成19年4月1日、組織改正において行政管理に関するチームを発足させるべく、調査、理事者調整、例規改正を行った。 ・設置した企画部行政管理チームは、第3次行政改革大綱の改革内容に基づき、以下の目的を達成するために設置されたチーム。 ①市の政策・施策の確実な進行管理(総括的な進行管理)の実施 ②効率的な行政運営を行うための行政に関する事務の管理 ③委託業務等の履行管理(検査・検収)を行い、検査結果に基づく改善点を指導する。 ④事務事業実施上の課題等を明確にし、事務の簡略化を図るため、効率化等の改善点を指導する。 ・これら目的を達成するためにチームには、チームマネージャーを置き、マネージャーの総括の下、チームが一体となり意思決定を迅速に行うとともに、機動力を持って職務にあたる。また、チームには行政管理専門部門と検査専門部門を置き、必要に応じ連携し職務にあたる。 (平成19年度) ・具体的な取り組みを行うには至らなかった。 (平成20・21年度) ・検討はしたが、具体的な取り組みを行うには至らなかった。 (平成22年度) ・経営感覚を身につけた職員による行政運営を目的に、職員一人ひとりの業務改善を図るために、業務分析を4課で実施した。	一部実施							0							0	行政管理チーム
426	Ⅱ	3	(2)	1	c	政策立案と財政部門の連携を強化し、財政的な裏付けを持ったプランニングを図る	平成20年度事業部署予算配当方式完全実施に合わせ、現行の企画調整課と財政課を統合し、財政的視野を政策立案に反映できる部署の創設をする。	(平成18年度) ・企画調整課と財政課の統合に向けた調査・検討はできなかった。 (平成19年度) ・具体的な取り組みを行うには至らなかった。 (平成20年度) ・検討した。 (平成21年度) ・財務会計システムを変更し、財政と行革の連携を図った。	一部実施							0							0	企画調整課
427	Ⅱ	3	(2)	1	d1	一般事務の業務サポートチームを創設する(平成20年度税務部門の繁忙期応援体制を確立する)	職員健康維持及び時間外勤務縮減を図るために、個人市民税当初課税時期の2月から4月の繁忙期に、他課職員による応援体制を構築する。	(平成17年度) ・平成18年1月18日～25日の間は1日3人の応援、平成18年1月26日～3月31日の間は1日5人の応援、のべ233人の応援体制により実施。応援実績は218人。 (平成18年度) ・平成19年1月22日～3月30日の間は1日5人の応援、のべ240人の応援体制により実施。途中経過からの応援実績は222人。 (平成19年度) ・前年度と同様、市民税課繁忙期の応援体制を組んでもらい、平成19年1月28日から3月28日までの間、1日当たり5人(のべ201人)の職員の応援を受けた。これによる削減効果額は、約7,140千円(8,880千円×8時間/2,000時間×201人)となる。 (平成20年度) ・前年度に引き続き、平成20年1月28日～3月28日の間、1日5人。(のべ215人)の応援体制により実施。 (平成21年度) ・平成20年度税務部門の繁忙期応援体制の確立については実施済み。 <参考>平成21年度は、国と東京都の緊急雇用を活用し、職員応援体制を納税課・資産税課・保険年金課に限定した(のべ112人)。 (平成22年度) ・緊急雇用臨時職員の導入により市民税課繁忙期の応援体制は、窓口・電話対応応援として1日当たり3人(のべ111人)の市民部職員の応援を受けた。 ・緊急雇用臨時職員の雇用に当たっては、全額東京都の補助金を利用。	実施済(完了)							0	7,743	7,885	7,140	7,636	3,978	12,175	46,557	市民税課
428	Ⅱ	3	(2)	1	d2	一般事務の業務サポートチームを創設し、順次全庁的な繁忙期の応援体制を確立する	繁忙期のある職場を抽出・分類し、応援職場の組合せ、随時応援チームの創設等、応援体制を確立する	(平成18年度) ・繁忙期のある職場の抽出・分類、応援体制の検討等を行った。 (平成19年度) ・一般事務に係る業務サポートチームの創設は、引き続き今後の課題とした。 (平成20年度) ・市民税課の繁忙期に各課からの応援体制を実施した。 (平成21年度) ・全庁的な応援や部の体制が定着。平成21年度は一部の案件につき、緊急雇用の活用による人員体制で臨んだ。 (平成22年度) ・平成21年度に引き続き実施。	一部実施							0							0	企画調整課
429	Ⅱ	3	(2)	1	d3	現行の業務サポートチームは規模の拡大を図る	全ての教育施設、子育て施設の小規模修繕に対応できる業務サポートチームに規模の拡大を図る。教育委員会に所属させる	(平成18年度) ・平成19年4月1日の組織改正において、教育委員会の需要に迅速に対応するため、総務部業務サポート係を教育委員会へ移管すべく、調査、理事者調整、例規改正を行った。 (平成19年度) ・具体化に向け、引き続き検討を行った。 (平成20年度) ・教育委員会に所属させることについては実施済。規模の拡大については検討中。 (平成21・22年度) ・規模の拡大については検討中。	一部実施							0							0	企画調整課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課
430	Ⅱ	3	(2)	1	e1	新たな職員提案制度の導入(職員の提案から事業立案及び事業化の検討を行う)	提案採択後、提案者が責任者となるプロジェクトを立ち上げ、事業化を行うシステムを構築する	(平成17年度) ・先進事例の情報収集について検討を行った。 (平成18年度) ・各市の次の項目について情報収集を行った。①制度の実施状況:制度導入時期、導入根拠、過去3年間の実施状況(採択された提案等)、制度の特徴:概要、提案に対する褒賞制度の有無、褒賞制度の具体的な内容、褒賞予算額、制度の特徴的な仕組み、制度の課題:実施している現行の制度における課題、課題の解決策。 (平成19年度) ・具体化に向け、引き続き検討を行った。 (平成20年度) ・検討した。 (平成21年度) ・褒章制度のあり方など規程の一部変更を含めて検討。 (平成22年度) ・市の任意団体である部課長会の協力を得て、有料提案者への報奨金制度の導入を内定。	一部実施							0							0	企画調整課
431	Ⅱ	3	(2)	1	e2	新たな職員提案制度の導入(職員の意欲や能力を引き出す制度を検討する)	職員が日々の業務の中で発見する事務改善を提案させ、職員の意欲とモチベーションアップにつながる事務改善提案制度を構築する。	(平成17年度) ・先進事例の情報収集について検討を行った。 (平成18年度) ・各市の次の項目について情報収集を行った。①制度の実施状況:制度導入時期、導入根拠、過去3年間の実施状況(採択された提案等)、制度の特徴:概要、提案に対する褒賞制度の有無、褒賞制度の具体的な内容、褒賞予算額、制度の特徴的な仕組み、③制度の課題:実施している現行の制度における課題、課題の解決策。 (平成19年度) ・具体化に向け、引き続き検討を行った。 (平成20年度) ・事務改善提案制度の構築のため、情報収集後の先進市事例について、検討を行った。 (平成21年度) ・褒章制度のあり方など規程の一部変更を含めて検討。 (平成22年度) ・市の任意団体である部課長会の協力を得て、有料提案者への報奨金制度の導入を内定。	一部実施							0							0	企画調整課
小計(小項目計)										0	0	0	0	0	0	0	7,743	7,885	7,140	7,636	3,978	12,175	46,557	

(3)市立病院の改善

432	Ⅱ	3	(3)	1	a1	地方公営企業法の全部適用を実施し、日野市立病院の経営健全化を推進する	平成20年度を目途に地方公営企業法の全部適用を実施し、事業管理者の権限と責任において病院運営に当たることによって、市立病院の経営健全化を推進する。	(平成18年度) ・地方公営企業法の全部適用について、全通準備委員会と、その下に人事・給与検討部会と事業・組織検討部会の2部会を設置し、改善項目の洗い出しや改善策の検討を行った。 ・9月議会で、業績に応じた医師の救急業務手当を新設したほか、特殊勤務手当等の給与改正を実施。看護師確保策として、3大新聞に募集広告を掲載したほか、24時間保育と看護師住宅制度の実施を決定し、制度化。 (平成19年度) ・7月に迎えた院長のもとで、新たな病院運営方針が示された。その推移を見守るとともに、公立病院改革ガイドラインに基づく病院改革プランを策定する必要が生じたため、地方公営企業法の全部適用については一時、その検討を休止することとした。 (平成20年度) ・平成21年2月に総務省の「公立病院改革ガイドライン」に基づく「病院改革プラン」が策定された。プランでは、経営指標の具体的な目標値を定め、その達成に向けた取り組みが示されている。地方公営企業法の全部適用については、経営形態の見直しとして、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等と合わせ検討し、平成24年度までに必要な措置を図ることになった。 (平成21年度) ・昨年度策定された改革プランの具体的な取り組みに着手した。 ・職員の意識改革を図るための院長・代行による全職員を対象としたミーティングの実施や、病床利用率向上に向けた救急車受入れ強化及び紹介率アップに積極的に取り組んだ。 ・ミーティングで出された意見を反映させ、医療機器の更新充実等を図り働きやすい環境整備に努めた。 (平成22年度) ・引き続き、改革プラン達成に向け経営健全化に取り組んだ。経営形態の見直しについては、経営健全化が図られているとして、当面の間、現状の一部適用を継続することが確認されるとともに、院長の任期延長も決まり、現在の体制で今後も経営健全化に努めて行く。	一部実施							0						0	市立病院	
433	Ⅱ	3	(3)	1	a2	医療技術の向上を図り、市民の医療に対する信頼性の向上に努める	院外にて開催される学会・講習会等の他、院内にて開催される講演会・研究会等にも積極的に参加することにより、最新の医療技術や情報を習得し、診療等の際に生かす。そのことにより、市民の医療に対する信頼性の向上を図る。	(平成18年度) ・医師、看護師等、各専門分野の学会、研修会等に参加し、最新の医療技術や情報の習得を図った。・院内においては、研究・研修の報告会やカンファレンス等を通じ情報の共有化を図った。 (平成19年度) ・院外で開催される学会や講習会等に参加するとともに、院内でも講演会や研修会等を開催し、最新の技術・知識の習得を図った。また学会発表の場合には、複数回の参加を認め、研究意欲の増進に努めた。 ・院外の学会・講習会等の参加者数は、245人に達した。 (平成20年度) ・昨年度に引き続き、院外で開催される学会や講習会等に参加するとともに、院内でも講演会や研修会等を開催し、最新の技術・知識の習得を図った。・医療安全管理室が行った院内感染対策講習会は、7回の開催で計523人が参加した。また、院外の学会・講習会等の参加者数は219人となっている。 (平成21年度) ・引き続き、院外で開催される学会や講習会等に参加するとともに、院内でも講演会や研修会等を開催し、最新の技術・知識の習得を図った。医療安全管理室が毎月行う院内感染対策講習会には、職種を問わず多くの職員が参加している。 (平成22年度) ・引き続き、院外で開催される学会や講習会等に参加するとともに、院内でも講演会や研修会等を開催し、最新の技術・知識の習得を図った。医療安全管理室が毎月行う院内感染対策講習会には、職種を問わず多くの職員が参加している。特に今年度は、他の病院でも問題となった耐性菌の院内感染に関する研修や講習会に重点を置いて実施した。	一部実施							0						0	市立病院	
434	Ⅱ	3	(3)	1	b1	市立病院経営健全化計画の見直しを行う。	①新院長、管理者のもと、医師、看護職員、医療技術職員、事務職員の全ての職員の意識改革を図るとともに、病院全体、各科毎の目標を掲げ、経営健全化に取り組む。 ②保健医療施策等を含めて、市と連携、調整を強化するため、連絡調整会議を設置する。 ③ベッドコントロール体制の改善等、早期に取り組むべき改善点を精査し、検討、実施を図る。 ④第4次経営健全化計画を作成する。	(平成18年度) ・業績に応じた医師の救急業務手当を新設したほか、特殊勤務手当等の給与改正を実施。看護師確保策として3大新聞に募集広告を掲載したほか、看護師住宅制度の新設、24時間保育を平成19年4月から実施することとした。 ・ベッドコントロールの改善策、病院内の委員会の見直し等について検討したが結論を得るには至らなかった。 (平成19年度) ・現金収支による黒字化を目指し、病床利用率80%を目標とする病院運営に努めたが、医師・看護師が十分に確保できず、病床利用率も67.1%に留まった。 ・毎週火曜日に連絡調整会議を開催し、市との連携及び調整を強化した。健康フェア、防災訓練等に積極的に参加するとともに、市民公開講座を開催し、市民の健康施策に貢献した。・病床の効率的な運用を図るべく病棟管理医を配置するとともに、病床管理委員会において各科配置病床等の検討を行ったが、医師の欠員補充ができず、入院患者数の増を図ることができなかった。 ・公立病院改革ガイドラインの目標数値等を達成すべく、「日野市立病院改革プラン」策定に向けた準備を行った。 (平成20年度) ・小児科医師の不足により産婦人科の分べんが6月から11月まで休止に追い込まれるという非常事態に直面した。その影響もあり平成20年度の病床利用率は63%と低迷し、大幅な収益のマイナスとなってしまう、累積赤字は58億9千万円に達した。 ・全国的に厳しい経営状況が続く公立病院に対し、総務省は公立病院改革ガイドラインを示し、改革プランの策定を求めた。市立病院も平成21年2月に改革プランを策定し、平成24年度までの改革に向けた具合的な取り組みが定められた。 (平成21年度) ・職員の意識改革を図るための院長・代行による全職員を対象としたミーティングの実施や、病床利用率向上に向けた救急車受入れ強化及び紹介率アップに積極的に取り組んだ。 ・医師の充足効果や上記取り組みにより病床利用率の向上が図られた。・改革プランの進捗状況把握のため「市立病院改革委員会」が開催された。 ・職員ひとり一人の意識改革を図るため、改革プランに関する情報を分かりやすく伝える「院内改革2分間ニュース」を月2回ペースで発行した。 ・収益向上のため分べん介助料を改定するとともに、透明性確保のためセカンドオピニオン外来料の新設を行った。 (平成22年度) ・平成22年度は「診療報酬の確実な確保」と「支出の削減」を重点課題として掲げ、改定された診療報酬への対応や短期での収支改善に着目した取り組みの他、ジェネリック医薬品の拡大や委託業務の検査検収の徹底等を実施した。・使用料の改定を実施し収益向上に努めた(4月:分べん介助料、7月:非紹介患者初診加算料、特別室料、駐車場料金、診断書料)。	一部実施							0						38,160	38,160	市立病院

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課					
435	Ⅱ	3	(3)	1	b2	医師、看護師等を確保し、診療体制の充実を図る。	医師、看護師等職員の確保策として、親しみやすいホームページを作成、医局、看護学校等へ協力依頼、採用試験を早期に実施し、回数を増やす。勤務環境を整備する。	(平成18年度) ・新ホームページを作成し、1月から公開。医師、看護師等の職員募集記事も掲載。・大学医局に医師派遣要請をするとともに、看護師の就職説明会への出席や募集要項を送付。看護師の採用試験を、8回実施。・看護師住宅制度の新設、24時間保育の制度化を行い、看護師の勤務環境を整備した。 (平成19年度) ・医師については、大学医局への協力要請のほか、人材紹介会社やホームページを活用し確保に努めたが、欠員を補充するに至らなかった。 ・看護師については、近隣の看護学校を訪問し、学生への紹介を依頼した。また、ほぼ毎月採用試験を実施し、その都度2～3人の看護師を採用できた。 医師計画配置数52人、実稼働者数39人。看護職計画配置数193人、実稼働者数178人(在籍数191人)(平成20年4月1日現在)。 (平成20年度) ・退職した小児科医師の後任を中心に、引き続き、院長による積極的な大学医局への協力要請や、人材紹介会社やホームページを活用した医師確保に努めた。その結果、2月までに2人の小児科医師を補充することができ、平成21年度に向けては、内科2人、循環器科3人、外科2人、小児科2人、麻酔科1人の医師が増員となった。 ・看護師については、新聞へ求人広告を掲載するとともに、近隣の看護学校を訪問し、学生への紹介を依頼した。また、昨年と同様に、ほぼ毎月採用試験を実施し、看護師の確保に努めた。 医師計画配置数52人、実稼働者数50人。看護職計画配置数193人、実稼働者数175人(在籍数197人)(平成21年4月1日現在)。 (平成21年度) ・関東にある看護学校を中心に採用案内を送付するとともに、近隣の看護学校へ直接訪問し、積極的に病院のPRを行った。 ・新聞の求人広告に加え、インターネットの求人サイトに動画を載せ、積極的に求人活動に取り組んだ。 ・ほぼ毎月看護師採用試験を実施し、新規採用に努めた。・院長が医師確保に向け、大学医局へ積極的に訪問し要請した。 ・看護師修学資金貸付条例を改正し、貸付金の増額や免除規定の見直しを行い、使いやすしい制度とし看護師確保に努めた。 (平成22年度) ・東京都の医師派遣制度の活用による小児科医師の2人増等により、常勤医師57人体制を築くことができた。 ・医師確保と医局の活性化を図るため、初期及び後期臨床研修医の積極的な確保に努め、来年度2人の初期研修医の確保に至った。 ・引き続き、慶応義塾大学医局からの支援が円滑に受けられるように市全体で働きかけた。・前年度と同様に新聞やインターネットによる求人活動を行い、毎月採用試験を実施した結果、新卒者の採用が増えるなど一定の効果が認められた。	一部実施							0												0	市立病院
436	Ⅱ	3	(3)	1	b3	外来診療時間の繰上げ、土曜診療の実施を検討する。	診療開始時間について、18年度から一部診療科の診療開始時間の15分繰り上げ、19年度以降拡大する。土曜診療について、18年度に検討し、19年度から実施する	(平成18年度) ・全適に向けた事業・組織検討部会において、診療開始時間の15分繰り上げ実施、土曜診療について検討。15分繰り上げについては、医師の判断により、一部の実施にとどまっている。 (平成19年度) ・医師不足により、診療時間の繰上げ及び土曜診療は実現することができなかった。 (平成20年度) ・診療時間の繰上げ及び土曜診療の検討を行う中、医師不足による分べん休止という非常事態、改革プランの策定等により実現することができなかった。 (平成21年度) ・昨年度策定された改革プランでは、市立病院の果たすべき役割として「地域医療の機能分担を図る」ことが掲げられ、市立病院が中核病院としての機能を果たすため、外来については検査・入院を必要とする患者の重点を置き、市民の理解を得ながら、一層の病診連携を進めることが明示された。そのため、外来診療の拡大についての検討は現在行われておらず、かかりつけ医推進や地域医療連携の推進、拡充に取り組んでいる。 ・待ち時間短縮のため、採血室の開始時間を30分繰り上げ、8時から行う体制を整えた。 ・待ち時間の有効活用として、医療関係やニュース等の情報提供ができるディスプレイを設置した。また、待ち時間に折り鶴を作ってもらい作品に仕上げた。 (平成22年度) ・当面、外来診療拡大の方向性はないが、小児を含む救急医療や入院医療については、市民の期待に応えるため充実を図った。 ・待ち時間の短縮を図るため、業務改善の検討や待ち時間の環境整備に努め、レントゲンやCTの画像管理システムの導入により検査の待ち時間の短縮が図られた。	一部実施							0											0	市立病院	
437	Ⅱ	3	(3)	1	b4	救急体制を拡充する。	救急専従医を配置した救急科を設置し、救急患者を積極的に受入れる。	(平成18年度) ・救急の充実を図るため、小児科医師等の募集を行ったが採用できなかった。 ・救急患者数の増を図るため、救急患者を断らないよう働きかけたが増加するに至らなかった。 ・救急患者受け入れを促進するため、受け入れた患者数に応じて支給する救急業務手当を新設した。 (平成19年度) ・救急科の設置を検討、平成20年度当初から火・金曜日の午後に救急専門医を配置できる見込みとなった。 (平成20年度) ・4月から院内標榜の診療科として救急科が発足した。専従の医師はいないが、救急科独自の診療として、火曜日・金曜日の午後に限定した救急専門医による「全科対応」の救急診療が開始された。その結果、救急車の受入れ件数が前年度より142件増加し、1,125件となった。 (平成21年度) ・二次救急病院としての体制強化のため、救急科所属医師を大幅に見直し、内科系当直を平日に必ず実施することにし、断らない救急体制を構築した。 ・更なる体制強化のため平成22年からは全科に医師のオンコール体制が構築された。 ・小児を含む救急医療体制の充実により救急車の受入件数が前年度に比べ倍増している。 ・新型インフルエンザ対策として、救急外来特別棟を設置し、急増した患者に対応した。 (平成22年度) ・医師の増員等により救急医療体制の充実が図られ、昨年度倍増した救急車の受け入れ件数がさらに増え、年間3千件を越す状況となった。	一部実施							0											0	市立病院	
438	Ⅱ	3	(3)	1	b5	小児救急の拡充を図る(小児科救急の24時間体制を確立)	大学医局等の関係諸機関の協力を仰ぎ、小児科医師を確保し、小児救急の拡充を図る。また、小児科医師の確保ができるまでの間において、近隣病院との連携も含め、効果的に小児救急診療が実施できるよう方を講じる。	(平成18年度) ・大学医局への派遣要請、都の小児科医師紹介事業への登録、医師紹介業者への登録、ホームページでの募集等を行ったが、医師を確保できなかった。 ・平日・準夜応急こども診療事業の週2日から3日への拡大に伴い、準夜帯までのバックアップ体制を拡大した。また、土曜日の全夜間当直を実施している。 (平成19年度) ・慶応義塾大学の医局に小児救急チームの派遣を要請したが、実現に至らなかった。平成20年1月末より常勤医師が3人体制となり、その後3月末日付で2人が退職したため、平成20年4月からは1人体制となった。 (平成20年度) ・小児科常勤医師が1人で入院がほとんど取れない状況となり、産婦人科の分べんが休止に追い込まれた。その後、1人の小児科常勤医師を中心に連日の夜間・休日の分べん待機のバックアップ体制を構築し、どうにか12月から部分的な分べん再開にこぎつけた。平成21年1月には、慶応大学の支援を受け小児科部長を、2月には中間指導医を迎えることができ、小児科再建が始まった。平成21年度に向けては、後期研修医2人の派遣も決まり、小児科チームの5人体制が構築された。 (平成21年度) ・慶應病院医局から小児科医師の派遣を受け、小児科のチーム医療による体制を構築した。・内科系・外科系に加え、小児科が東京都指定二次救急医療機関として指定を受け、小児初期救急診療に取り組んだ。 ・小児科医の退職に伴い平成20年6月以降休止していた、日野市平日準夜小児初期救急事業(日野市平日準夜こども応急診療所)のバックアップを再開した。 ・小児医療に必要な医療機器の整備、新生児室の設置等充実した救急医療体制を整備した。 (平成22年度) ・小児科医師7人の診療体制が整い、かかりつけ医や夜間診療所の確実なバックアップとともに、すべての時間帯での救急車受け入れが可能になった。 ・小児入院患者の付添の負担軽減のため、市民のボランティア団体が付添専門のボランティア(プロボラ)を募集し活動を開始した。	一部実施							0											0	市立病院	
439	Ⅱ	3	(3)	1	b5	小児救急の拡充を図る(平日準夜こども応急診療所)	17年度に週2日の診療日数で事業開始したが、18年度に週3日に増やし、19年度に週5日の診療日数を目指し、体制整備を図る	(平成17年度) ・平成17年4月、福祉支援センター1階に「平日準夜こども応急診療所」を開設。週2日診療を開始。診療日：毎週水・金曜日(祝日・年末年始を除く)、診療時間：午後7時30分～午後10時30分。 (平成18年度) ・日野市医師会と協議を継続した結果、11月から、診療日に木曜日を加え、週3日の診療体制とした。 (平成19年度) ・小児救急は前年度と同様、週3日実施した。診療日数増については、引き続き検討を進めることとした。 (平成20年度) ・診療日数の増加については現在検討中であり、平成19年度と同様、週3日で実施した。診療場所：福祉支援センター内、診療日：水・木・金曜(祝日・年末年始を除く)、診療時間：19時30分～22時30分、診療日数：151日、受診者数：772人、1日平均：5.1人。 (平成21年度) ・診療日数の増加が課題である中、小児科医不足などにより平成21年度については平成20年度と同様、週3日で実施した。診療場所：福祉支援センター内、診療日：水・木・金曜(祝日・年末年始を除く)、診療時間：19時30分～22時30分、診療日数：149日、受診者数：821人、1日平均：5.5人。 (平成22年度) ・子ども応急診療所の開設(水・木・金曜日、19時30分～22時30分)。 <今後の方向性> ・小児科医の不足から週5日体制を整備するのは困難な状況にある。 ・小児の救急体制については、日野市のみでの解決は困難であり、南多摩医療圏等の、地域を広げて検討をしていく必要がある	実施済(完了)							0											0	健康課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	番号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課				
440	Ⅱ	3	(3)	1	b6	地域医療連携の拡充を図る	日野市医師会との連絡会、症例検討会等を定期的に開催し、病診連携を強化する。また、積極的に近隣病院を訪問し、協力要請を行い、地域開業医用のベッドの活用および紹介患者の増を図る。	(平成18年度) ・日野市医師会との連絡会を定期開催、医師会の会議において、当院の医師が講演を行い開業医との連携を図った。外来患者の紹介は増えているが、開業医用のベッドの活用はなされていない。 (平成19年度) ・医師会との連絡会を年4回開催するとともに、地域連携バスの検討を行った。年間20の医療機関を訪問して、病診・病病連携を深めた。また、各診療科ごとの協力体制を確立するため、国家公務員共済立川病院と病病連携の検討を行った。 (平成20年度) ・積極的な診療所への訪問を続け、昨年度より150件の予約数が増加した。医師会との連絡会は3回開催され、意見交換とともに医師間の交流が図られた。 ・病診連携登録医も累計100医療機関と前年度末より20件増加した。 (平成21年度) ・地域医療連携協議会を設置し、急性期医療から慢性期、在宅までを視野に入れた医療従事者同士の会合を実施した。医師会との定期的な連絡会の開催や開業医との症例検討会等を通して意見交換とともに医師間の交流が図られた。 ・市内だけでなく近隣の診療所を訪問し、病診連携登録医の拡大に努めた。 (平成22年度) ・紹介患者の優先診療をさらに進めるため、紹介患者専用のファイルを用意し診療を早める等をしてサービスの可視化を実施した。 ・開業医へのアプローチを強化し、新たに八王子方面の慶応系の開業医への訪問を実施し拡大に努めた。 ・市内の医療機関と近隣市の登録医を対象とした地域医療連携推進事業を市立病院で実施した。医師相互の顔の見える交流により信頼関係の醸成が図られた。	一部実施							0									0	市立病院		
441	Ⅱ	3	(3)	1	b7	病院医療職員の給与制度を見直し、「働きやすい職場」環境を整備する	医療職員の給与改正(特殊勤務手当、宿日直手当)、「働きやすい職場」環境を整備し、効率的に300床を稼働させるための職員を確保する。	(平成17年度) ・救急業務手当・健診業務手当等の特殊勤務手当、宿日直手当等の医療職員の給与改正を行った。 ・看護師住宅制度を新設するとともに、24時間保育事業の実施を決定し、看護職員の勤務環境の整備を行った。 (平成18年度) ・救急業務手当・健診業務手当等の特殊勤務手当、宿日直手当等の医療職員の給与改正を実施。 ・看護師住宅制度を新設するとともに、24時間保育事業の実施を決定し、看護職員の勤務環境を整備した。 (平成19年度) ・病院業務手当として、事業実績(医業収支比率)に応じた医師業務調整手当や病院業務調整手当のほか、業務量に応じた入院受入医師手当、分娩手当、緊急手術手当手当を新設した。また、所持している資格に応じた医師資格手当や看護職資格手当を新設した。 (平成20年度) ・救急体制の強化充実に向け、入院受入医師手当、救急業務手当、分娩手当を改正するとともに、安定的に病院医師を確保し、診療技術のフィードバック、医師の育成につなげるため、医師手当を医師研修技術手当に改正した。 (平成21年度) ・救急医療体制の充実により救急患者の受入れが急増したため、救急や病棟で頑張る医師、看護師等に対する手当の改定を検討、平成22年4月の実施に向け3月議会に議案を上程。 (平成22年度) ・4月から入院受入医師手当、救急業務手当、変則勤務手当等を改定し、救急、入院、多忙病棟等で頑張る職員への手当の充実を図った。 ・働きやすい職場環境の整備として、病児の一時預かりを開始し、子育て中の職員の要望に応えた。	一部実施							0							-34,804		-25,616		-60,420	市立病院
442	Ⅱ	3	(3)	1	b8	病院の特殊勤務手当(病院業務手当)の見直しを行う(平成18年度中に検討)	特殊勤務手当等を一部実績に応じたものに改正(18年度に医師手当を減額し、取り扱い件数に応じた救急業務手当を新設する。19年度に給与制度、昇任昇格制度の改正を行う。)し、職員の勤務意欲の増進を図る。	(平成18年度) ・医師手当の減額、医師の救急業務手当・健診業務手当を新設、医師以外の宿日直手当、看護職員の変則勤務手当の改正を行った。 (平成19年度) ・平成18年度実施の手当改正により、職員の勤務意欲の増進を図った。 (平成20年度) ・勤務に応じ支給される入院受入医師手当、救急業務手当、分娩手当の改正を行い、医師の勤務意欲の増進を図った。 (平成21年度) ・救急医療体制の充実により救急患者の受入れが急増したため、救急や病棟で頑張る医師、看護師等に対する手当の改定を検討、平成22年4月の実施に向け3月議会に議案を上程。 (平成22年度) ・4月から入院受入医師手当、救急業務手当、変則勤務手当等を改定し、救急、入院、多忙病棟等で頑張る職員への手当の充実を図った。 ・働きやすい職場環境の整備として、病児の一時預かりを開始し、子育て中の職員の要望に応えた。	一部実施							0										0	市立病院	
443	Ⅱ	3	(3)	1	b9	健診センターを充実する(人間ドック・脳ドック事業の充実)	健診センターの診療体制を整備し、人間ドック・脳ドックの実施件数の増を図る。(18年度は週9名から12名に、19年度は週12名から15名に20年度から土曜日実施)また、検診項目の検討を行う。	(平成18年度) ・脳ドック実施件数の増について調整・検討した結果、平成19年4月から、週3人から6人に変更する予定である。 (平成19年度) ・診療体制の整備・充実は、行うことができなかった。 (平成20年度) ・人間ドック・脳ドックに係る診療体制の充実はできなかったが、健診センターにおいて実施している乳がん検診の拡充について調整をおこない、平成21年度に実施することとなった。 (平成21年度) ・健診業務については施設的な制約もあり、なかなかは拡大するのが難しい状況である。改革プランでも社会教育センターの移転が実現し、その跡地活用を視野に健康増進センターの併設が位置付けられている。 ・社会教育センターの移転については、話が進んでいない状況と理解していたが、UR用地の活用計画の進捗により具体化する方向性を受け、市立病院としての検討を準備する。 (平成22年度) ・市立病院として社会教育センター移転後の病院機能向上を検討するため、コンサルタント会社へ委託し機能向上構想を策定した。 ・特に、救急、がん、透析、高齢者、予防、リハビリ分野での機能向上の可能性を探るとともに、現状の課題・問題点の解消に向けた検討を行った。	一部実施							0										0	市立病院	
444	Ⅱ	3	(3)	1	b10	病診連携機能確立し、紹介率30%以上、平均在院日数15日以内、逆紹介率の向上を図る	急性期病院としての役割を明確にし、病診連携を強化し、入院診療主体の病院経営を推進する。また、療養型病院とも連携を図り、平均在院日数の短縮を図る。	(平成18年度) ・医師会との連絡会等を活用し、紹介・逆紹介件数の増を図った。その結果、紹介率は25%まで上昇し、平均在院日数は14日台に短縮された。 (平成19年度) ・機能分担を図るため、かかりつけ医を受診後、入院や検査が必要な場合に紹介状を持って当院を受診するよう、市広報やケーブルテレビを活用して市民に呼びかけた。これにより、紹介率が6.4%アップした。 ・平成18年度：23.5%→平成19年度：29.9%。 (平成20年度) ・地域医療連携室を中心に紹介率向上のため市内外の医療機関との連携強化に努めた。紹介率は当面の目標である30%をクリアし、平成20年度は30.7%となった。 ・今年度策定された改革プランでは、地域医療連携による紹介率アップとして、新たな目標数値である平成21年度45%が掲げられた。今以上の近隣病院との機能分担等による連携を推進し、紹介患者の増を図る。 (平成21年度) ・地域医療連携室を中心に紹介率向上のため市内外の医療機関との連携強化に努めた。 ・平成20年度より紹介率は向上しているが、目標値である45%には届かない状況で、さらなる近隣病院との機能分担等による連携強化が必要である。 ・在院日数については、DPC導入の影響もあり、各月とも前年度より短縮され、13日前後で推移している。 (平成22年度) ・紹介率、逆紹介率の向上を目指して様々な取り組みを実施した。紹介率については、常時40%を確保できる状況となっている。 ・在院日数も引き続き短縮が図られている。	一部実施							0											0	市立病院
445	Ⅱ	3	(3)	1	b11	日本医療機能評価機構認定を継続する	そのため、日本医療機能評価機構認定の再受審までの間、機能評価項目の実施状況の検証・改善を継続する	(平成18年度) ・病院の事業や組織の効率的な運営について、全適準備委員会の部会にて検討中。 ・マニュアルについても、再度、実態に合わせて見直しを行うべきとの意見も出ている。今後、実施方法等について検討する。 (平成19年度) ・日本医療機能評価機構認定の再審査を受けるため、院内マニュアルの整備等に着手した。 (平成20年度) ・日本医療機能評価機構認定の再審査に向けた具体的な準備を進めるため、コンサルティング会社との委託契約を締結した。 ・7月には、全職員を対象としたキックオフ・セミナーが開催され、本格的な準備が開始されたことを周知した。 ・機能評価委員会が月1回開催され、各部門の代表が準備の進捗状況を報告、確認した。 (平成21年度) ・5年間の認定期間が今年度切れるため、病院一丸となり再認定に向け取り組んだ。 ・今回はさらに厳しくなったVer6の規格での受審となり、約1年半におよぶ準備期間を経た取り組みを行った。 ・結果は指摘事項なしの一発合格となり、市民が求める医療の質の維持・向上が図られるとともに、職員ひとり一人の意識も向上した。	実施済(完了)							0										0	市立病院	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課			
446	Ⅱ	3	(3)	1	b12	医療事務のICT化を推進する	電子カルテの導入、オーダーリングシステムの充実、医事統計指標のデータ化等について検討し、医療事務のICT化を推進する。	(平成17年度) ・病歴管理システムの入力内容等の確認作業を行い、疾患別統計や年齢別統計等の正確なデータ収集が可能となった。 (平成18年度) ・平成19年度に、診療情報システムを更新することについて検討中。・また、更新時に、オーダーリングシステム内容の充実と統計指標データ取得ができるか、システム内容等の確認作業を行っている。・電子カルテシステムの導入については、院内で検討した結果、システムの完成度が十分でないため一時凍結。 (平成19年度) ・平成20年3月に医療情報システムを全面的に更新、注射オーダや内視鏡・手術予約オーダを導入する一方、検査伝票及び注射箋を廃止した。 (平成20年度) ・電子カルテの導入を見据えたオーダーリングシステムが本格的に稼働し、医事業務の効率化が図られた。稼働後の問題点等については、電算システム運営委員会の中で検討され、より使い易いシステムに改良が重ねられている。 (平成21年度) ・電子カルテ導入に向けた環境整備と診療報酬制度の改定に対応するため、平成22年4月からの放射線画像のフィルムレス化に取り組んだ。6社からの提案を選定委員会で検討し業者を決定、導入に向けた作業を実施した。電子カルテ導入に向けた院内のコンセンサスもまとまりつつあり、今後、電算委員会等で検討が開始される。 (平成22年度) ・レントゲンやCT、MRIの画像管理システムの運用が開始されフィルムレス化が実現した。・電子カルテ導入に向けて先進病院の視察を実施した。	一部実施						0											0	市立病院
447	Ⅱ	3	(3)	2	a1	保険請求専門事務官の育成を図り、請求漏れがないように万全な体制を作る。	地方公営企業法の全部適用実施に伴い、医事課職員を専門職として経験者を採用する等し、請求漏れをしない体制を作る。	(平成17年度) ・地方公営企業法の全部適用は延期されたが、医事課職員を専門職として経験者を採用することも視野に入れて、採用方法について検討中。 ・勉強会の開催、医師個人への査定内容の通知等を行い、請求漏れ対策を実施。 (平成19年度) ・平成20年3月の新電算システムの稼働にあわせて請求漏れ対策を検討、固定的な組み合わせにより請求できる診療報酬については、電算マスターにセット登録する改善策を講じた。・平成20年4月に診療情報管理士1人を採用することを決定した。 (平成20年度) ・導入されたオーダーリングシステムと病院で採用した診療情報管理士の活用により保険請求事務の精度向上が図られた。 ・DPC(包括支払制度)準備病院として、厚生労働省の調査に参加し、7月から12月の入院に関するデータを匿名化した電子情報の形で報告した。その結果、平成21年7月からDPC制度が適用されることが内定した。 (平成21年度) ・DPC(包括支払制度)が7月より適用され、入院については従来の出来高払いが変更された。・DPCの特性を生かした診療報酬の請求は、他病院との比較も重要で、診療情報管理士によるベンチマークソフトを活用した検討結果を随時医師へフィードバックして、精度向上に努めた。医事業務の充実を図るため、平成22年度からの委託業者をプロポーザルにより選定した。 (平成22年度) ・医事業務を委託していた業者が変更になったことを受け、今まで以上に精度の高い医事業務に努めた。 ・DPC解析ソフトの導入により入院診療の内容分析や他病院との比較が可能となり、より効率的な診療報酬への対応を行った。	一部実施						0											0	市立病院
448	Ⅱ	3	(3)	2	a2	処置箋確立・未収金の防止を図る。	医師、看護師、委託職員、医事課職員で、基本票や処置箋等の見直しを行い、改善を図る。また、未収金防止対策として、①分割納付の申請にあたっては、厳格に対応する。 ②連帯保証人に請求する等の対応を進める。	(平成18年度) ・請求漏れが発生しないよう基本票、処置箋、医事システム等の見直しを行い改善を図った。 ・請求後の未収金対策として、①分割納付の申請に当たっては厳格に対応する、②連帯保証人に請求する等の対応を進める。 (平成19年度) ・診療報酬改定に伴い、診察料の請求漏れ防止のため基本票の見直しを図った。 ・また、分割納付や的確な督促を行うことにより、入院未収金を、前年度と比較して33.4%(705,240円)減少させた。 (平成20年度) ・請求漏れ防止のために保険委員会を12回開催し、査定される可能性の高い検査、薬剤について、算定要件の再確認を行い、院内に周知した。 ・未収金対策としては、高額療養費委任払制度等の周知を図り、未収金の発生を未然に防止することに努めた。 (平成21年度) ・現場から要望が強かった診療報酬の講習会を開催した。看護師と医師向けに計4回、専門家によるポイントの説明と質疑応答を中心に実施された。 (平成22年度) ・診療報酬の改定を受け説明会、勉強会、講演会等を実施し、漏れのない確実な対応に努めた。 ・医事業務の委託業者の変更を機会に未収金の発生防止に向けた対応強化を図った。	一部実施						0			705							705	市立病院	
449	Ⅱ	3	(3)	2	b2	苦情処理機関を設置する。	苦情や医療関連問題を早期に解決するため、苦情処理担当の強化を図る。	(平成18年度) ・事業・組織検討部会にて組織のあり方について検討。 (平成19年度) ・苦情や相談は医療相談室でまず対応し、その後、必要に応じて各担当部署で対応する形をとった。 (平成20年度) ・医療相談室における平成20年度の実績件数は、12,553件(面接:5,748件、電話6,411件、文書391件、訪問3件)で、そのうち退院援助に関するものが最も多く9,359件、次に療養上の問題が1,295件、その他、経済問題や人権擁護等に関するものがあった。 (平成21年度) ・医療相談室を中心に様々な相談に対応した。退院後の介護の問題や医療上の相談等が数多く寄せられている。 ・医療の透明性や患者との信頼関係構築のためセカンドオピニオン外来を開始した。 (平成22年度) ・引き続き、医療相談室による相談業務を実施し、患者の悩みに対応した。特に退院後の介護に関する相談が増えており、スムーズな退院ができるよう退院支援看護師を配置して早期に対応する体制を整えた。・待ち時間に発生する苦情や相談に応じる病院相談員を配置して、きめ細やかな対応を行った。	一部実施						0											0	市立病院
450	Ⅱ	3	(3)	2	b3	迅速・丁寧な紹介者への対応(礼状、治療経過報告)をする。	紹介状持参の患者に関しては、診察後、必ず礼状や治療経過報告書を紹介者に送付し、紹介元との良好な関係を構築する。	(平成18年度) ・治療経過報告書を必ず送付するよう注意喚起、地域連携室で確認しているところでは85%の回答率。 (平成19年度) ・紹介患者に関する治療経過等の紹介者への報告について、徹底を図った。その結果、平成19年度の返書率は、18年度の87%から91%にアップした。 (平成20年度) ・紹介状に対する返書については、各科の返書率は概ね90%台に至っているが、まだ低調(30%台だが昨年度よりは、10%ほど増加している)な科もあり、引き続き啓発に努める必要がある。 (平成21年度) ・地域医療連携室を中心に紹介率向上のため市内外の医療機関との連携を強し、紹介元に迅速な報告等を行い信頼関係の構築に努めている。 ・急性期の治療が終われば直ちに逆紹介でかかりつけ医での診療体制に戻し、市立病院の機能分担を推進する。 (平成22年度) ・地域医療連携室を中心に紹介率向上のため市内外の医療機関との連携を強し、紹介元に迅速な報告等を行い信頼関係の構築に努めた。 ・昨年度の紹介率は34.3%だったが、今年度はコンスタントに40%を超えており、紹介患者が確実に増えている。	一部実施						0											0	市立病院
小計(小項目計)										0	0	0	0	0	0	0	0	0	705	-34,804	0	12,544	-21,555				
中計(中項目計)										4	13	16	15	0	0	48	243,796	196,344	207,206	684,438	49,189	112,630	1,493,603				
大計(Ⅱ項目計)										4	32	38	30	0	4	108	250,325	388,305	413,936	789,148	91,702	152,738	2,086,154				

No.	大項目	中項目	小項目	番号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位人	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課
Ⅲ 時代の変化に即応する職員の能力育成と給与水準																							
Ⅲ－１ 市民の期待にこたえるスリムで効率的な職員体制の実現																							
(1) 時代に即応した職員体制																							
451	Ⅲ	1	(1)	1	a1	任期付職員制度(期間限定職員の採用)及び任期付短時間勤務職員制度(時間パート職員の採用)の創設を検討する	【任期付職員制度】 次の場合に3年(特に必要な場合は5年)の任期を定め、常勤職員と同じ勤務条件にて職員を採用。 ①一定の期間内に終了することが見込まれる業務 ②一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務 【任期付短時間勤務職員制度】 以下の場合に3年(特に必要な場合は5年)の任期を定め、週32時間以内の勤務時間で職員を採用。 ①一定の期間内に終了することが見込まれる業務 ②一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務 ③住民への直接サービスの時間延長または提供体制の充実・維持 ④職員が部分休業等を取得する場合(就学部分休業・高齢者部分休業・介護休暇・育児のための部分休業)	(平成18年度) ・東京都・他市に状況調査。研究及び検討。導入に向けての検討は平成19年度から。 (平成19年度) ・平成20年第2回定例市議会に「日野市一般職の任期付職員の採用に関する条例」案を、関連する「日野市一般職の職員の給与に関する条例」「日野市職員の退職手当支給条例」「日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正案とともに提出、平成20年7月1日施行を目指すことを決定した。 (平成20年度) ・7月1日から、日野市一般職の任期付職員の採用に関する条例を施行。 (平成21年度) ・平成21年度採用実績なし。 (平成22年度) ・引き続き「任期付短時間勤務職員制度」について導入を検討。	実施済(完了)							0						0	職員課
452	Ⅲ	1	(1)	1	a2	専門性を有する職域への嘱託職員の導入	一定の専門性を有する業務に嘱託職員を導入し、正規職員の定数削減を図る ・男女平等課…女性相談 ・地域協働課…消費生活相談 ・保険年金課…年金相談 ・環境保全課…環境情報センター ・ごみゼロ推進課…ごみ相談 ・生活福祉課…就労促進支援相談 ・高齢福祉課…介護認定審査 ・障害福祉課…精神障害者デイケア相談 ・子ども家庭支援センター…虐待相談、育児訪問指導 ・学校課…就学相談 ・中央公民館…コミュニティワーカー ・教育センター…管理・総括、教育相談、カウンセラー ・郷土資料館…資料調査	(平成18年度) ・全部適用に向け、医療事務等の嘱託職員を導入していくこととした。 (平成19年度) 前年度に引き続き、専門性を有する業務への嘱託職員の導入を図り、正規職員の定数削減を図っていくこととした。 (平成20・21年度) ・継続実施。 (平成22年度) ・男女平等課、地域協働課、市民窓口課、保険年金課、緑と清流課、ごみゼロ推進課、セーフティネットコールセンター、生活福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、子育て課、学童クラブ、子ども家庭支援センター、庶務課、特別支援教育推進チーム、教育センター、図書館、中央公民館、郷土資料館に嘱託職員を導入した。	実施済(完了)							0						0	職員課
453	Ⅲ	1	(1)	1	a2	図書館、業務に嘱託職員を導入し、正規職員の定数削減を図る	正規職員削減(平成18～20年度で8名)にあたり、嘱託職員の業務範囲を拡大して対応する。そのために必要な業務教育・訓練を実施し能力の向上を図り、図書館業務が円滑・効果的に実施できるものとする。(No.289の記載内容と同じ)	(平成17年度) ・①嘱託職員導入新規予算要求、②正規職員削減案立案(中央図書館から2人、高幡・多摩平図書館から各1人、計4人)、③嘱託職員業務範囲拡大計画立案。 (平成18年度) ・①嘱託職員導入により正規職員4人を削減した(中央図書館から2人、高幡・多摩平図書館から各1人)、②嘱託職員導入新規予算要求、③正規職員削減案立案(中央図書館・高幡図書館から各1人)。(No.289の記載内容と同じ) (平成19年度) ・①嘱託職員の導入により正規職員2人を削減した(中央図書館から1人、高幡・1人)。 ・②嘱託職員の導入に係る新規予算要求を行った。 ・③正規職員削減案を立案した(中央図書館・多摩平図書館から各1人)。(No.289の記載内容と同じ) (平成20年度) ・4月から正職員2人を嘱託職員化し、第3次行革の目標である正職員8人の嘱託職員化を完了した。 ・OJTや計画的な業務教育・訓練により、嘱託職員の業務範囲の拡大を進め、市民サービスの低下を来たさないようにした。(No.289の記載内容と同じ)	実施済(完了)							0						0	図書館
454	Ⅲ	1	(1)	1	a3	再任用職員の活用	定年退職による欠員は、再任用職員を活用することにより職員数の抑制を図る。実施に当たっては、次の措置を講ずる。 ・現在の週3日勤務を週4日にする(定数内の再任用)。 ・能力、適性を見極めるための選考を実施する。	(平成17年度) ・再任用職員週4日制導入に伴い、日野市再雇用職員の任用、勤務条件等に関する要綱を改正。 ・勤務評定を実施。 ・再任用選考試験(面接)を実施。 (平成18年度) ・再任用職員週4日勤務を実施。定年退職者4人を定数内(週4日勤務)とした。 (平成19年度) ・定年退職者15人を、週4日勤務の再任用職員とする措置を講じた。 (平成20年度) ・平成20年度退職者16人を週4日勤務とした。 (平成21年度) ・再任用選考試験(面接)を実施した。 ・平成21年度4月1日現在、48人の再任用職員を各所属に配置した。 (平成22年度) 再任用選考試験(面接)を実施した ・平成22年度4月1日現在、59人の再任用職員を各所属に配置した。	実施済(完了)							0						0	職員課
455	Ⅲ	1	(1)	1	a4	市政嘱託員制度の拡大	・パソコン入力・各種施設受付、軽作業・市税等滞納整理・当直業務・窓口業務・給食調理、用務員の業務分野に市政嘱託員を活用し、職員の負担軽減と職員数の抑制を図る。	(平成17年度) ・事務職員:17人、給食調理員:10人、用務員:4人、市税等滞納整理:15人、軽作業:2人、当直員:5人。計53人。 (平成18年度) ・事務職員:22人、給食調理員:6人、用務員:6人、市税等滞納整理:14人、軽作業:3人、当直員:5人。計56人。 (平成19年度) 一般事務:22名 滞納整理:14人 作業員:4人、任当直員:5人、学校管理員:26人、フロアマネージャー:6人。計:77人。 (平成20年度) 一般事務:19人、滞納整理:9人、作業員:2人、当直員:5人、学校管理員:25人、フロアマネージャー:6人。計:66人。 (平成21年度) 一般事務:15人、滞納整理:8人、当直員:5人、学校管理員:25人、フロアマネージャー:6人。計:59人 (平成22年度) ・33人を配置(学校管理員を除く)。	実施済(完了)							0						0	職員課
456	Ⅲ	1	(1)	1	b1	期間を限定して職員の採用を図る	幼児人口の減少により、行政需要の減少が見込まれる保育園、児童館、学童クラブ等の施設の退職者補充は正規職員ではなく任期付職員により行う。	(平成18年度) ・研究及び情報収集を行った。導入に向けての検討は平成19年度から。 (平成19年度) ・平成20年第2回定例市議会に「日野市一般職の任期付職員の採用に関する条例」案を、関連する「日野市一般職の職員の給与に関する条例」「日野市職員の退職手当支給条例」「日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正案とともに提出、平成20年7月1日施行を目指すこととした。(No.451の記載内容と同じ) (平成20・21年度) ・No.451の記載内容に同じ。 (平成22年度) ・引き続き「任期付短時間勤務職員制度」について導入を検討。	実施済(完了)							0						0	職員課

Ⅲ 時代の変化に即応する職員の能力育成と給与水準

Ⅲ－１ 市民の期待にこたえるスリムで効率的な職員体制の実現

(1) 時代に即応した職員体制

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課		
457	Ⅲ	Ⅰ	(1)	1	b2	時間パート職員の採用を図る	学童クラブ嘱託指導員を任期付短時間勤務職員に順次切り替える。任期付短時間勤務職員の任用期間は、3年(特に必要な場合は5年)とする。	(平成18年度) ・研究及び情報収集を行った。導入に向けての検討は平成19年度から。(No.456の記載内容と同じ) (平成19年度) ・平成20年第2回定例会市議会に「日野市一般職の任期付職員の採用に関する条例」案を、関連する「日野市一般職の職員の給与に関する条例」「日野市職員の退職手当支給条例」「日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正案とともに提出、平成20年7月1日施行を目指すことを決定した。(No.451の記載内容と同じ) (平成20・21年度) ・No.451の記載内容に同じ。 (平成22年度) ・引き続き「任期付短時間勤務職員制度」について導入を検討。	実施済(完了)							0							0	職員課		
458	Ⅲ	Ⅰ	(1)	1	b3	嘱託職員への業務教育・訓練の実施	学童クラブ指導員、消費生活相談、滞納整理(市政嘱託)、各種相談員等の専門的知識、技能が要求される嘱託職員に対して研修を実施する。	(平成18年度) ・研究及び情報収集を行った。導入に向けての検討は平成19年度から。(No.456の記載内容と同じ) (平成19年度) ・雇用契約締結時に服務及び情報セキュリティに関する研修を実施し、その後、各配属職場での研修を実施した。 (平成20・21・22年度) ・雇用契約締結時に服務及び情報セキュリティに関する研修を実施し、その後、各配属職場での研修を実施した。	実施済(完了)							0							0	職員課		
459	Ⅲ	Ⅰ	(1)	1	b4	再任用職員の選考を実施し、勤務日数を見直す	定年等退職者補充に再任用職員を充て戦力とするため、退職予定者に対して再任用の選考を実施し、職に堪えうる能力を兼ね備えているかを見極める。勤務日数を3日～4日とする。	(平成17年度) ・再任用職員週4日制導入に伴い、日野市再雇用職員の任用、勤務条件等に関する要綱を改正。 ・勤務評定を実施。 ・再任用選考試験(面接)を実施。 (平成18年度) ・平成18年度から、再任用職員週4日勤務の実施。 (平成19年度) ・定年退職者4人を定数内(週4日勤務)とした。 (平成19年度) ・定年退職者15人を、週4日勤務の再任用職員とする措置を講じた。(No.454の記載内容と同じ) (平成20、21年度) ・No.454の記載内容に同じ (平成22年度) ・再任用選考試験(面接)を実施した。 ・平成22年度4月1日現在59人の再任用職員を、各所属に配置した。	実施済(完了)							0							0	職員課		
460	Ⅲ	Ⅰ	(1)	1	c1	業務繁忙期における部内での効率的、機動的な応援体制を確立	繁忙期のある職場を抽出・分類し、応援職場の組合せ、随時応援チームの創設等、応援体制を確立するNo. 428の記載内容と同じ)	(平成18年度) ・繁忙期のある職場の抽出・分類、応援体制の検討等を行ったが、応援体制の確立までには至らなかった。 (平成19年度) ・新選組まつり、よさこい祭、健康フェア・くらしのフェスタ、総合防災訓練、こどもまつり、産業まつりのほか、市民税課への応援を実施した。 (平成20年度) ・新選組まつり、よさこい祭、健康フェア・くらしのフェスタ、総合防災訓練、こどもまつり、産業まつりのほか、市民税課当初課税業務への応援を実施した。 (平成21、22年度) ・新選組まつり、よさこい祭、総合防災訓練、産業まつりほか、部内、部間の応援を実施した。	実施済(完了)							0							0	職員課		
461	Ⅲ	Ⅰ	(1)	1	c2	業務繁忙期における応援体制の確立	職員健康維持及び時間外勤務縮減を図るために、繁忙期に、他課職員による応援体制を構築する。 ・市民税…市民税当初課税時期<1月～3月> ・防災課…総合防災訓練<8月、準備期間等を含む> ・高齢福祉課…敬老大会、敬老金<9月、準備期間等も含む> ・健康課…健康フェア<10月、準備期間等も含む> ・子育て課…子どもまつり<10月、準備期間等も含む> ・産業振興課…産業まつり<11月、準備期間等も含む> ・選管事務局…選挙の都度 ・まちづくり部…落成式等各種行事の都度	(平成17年度) [市民税課] ・平成18年1月18日～25日の間は1日3人の応援、18年1月26日～3月31日の間は1日5人の応援、のべ233人の応援体制により実施。応援実績は218人。 [その他の課] ・応援体制を整備し、試行中。 (平成18年度) [市民税課] ・平成18年1月22日～3月30日の間は1日5人の応援、のべ240人の応援体制により実施。途中経過からの応援実績見込みは222人。 [その他の課] ・応援体制を整備し、試行中。 (平成19年度) ・前年度同様、市民税課繁忙期の応援体制を組んでもらい、平成19年1月28日から3月28日までの間、1日当たり5人(のべ201人)の職員の応援を受けた。これによる効果額は、約7,140千円(8,880千円×8時間/2,000時間×201人)となる。 (平成20・21年度) ・No.460の記載内容に同じ。 (平成22年度) ・新選組まつり、よさこい祭、総合防災訓練、産業まつりほか、部内、部間の応援を実施した。	実施済(完了)							0									0	職員課
461	Ⅲ	Ⅰ	(1)	1	c2	業務繁忙期における応援体制の確立	職員健康維持及び時間外勤務縮減を図るために、繁忙期に、他課職員による応援体制を構築する。 ・市民税…市民税当初課税時期<1月～3月> ・防災課…総合防災訓練<8月、準備期間等を含む> ・高齢福祉課…敬老大会、敬老金<9月、準備期間等も含む> ・健康課…健康フェア<10月、準備期間等も含む> ・子育て課…子どもまつり<10月、準備期間等も含む> ・産業振興課…産業まつり<11月、準備期間等も含む> ・選管事務局…選挙の都度 ・まちづくり部…落成式等各種行事の都度	(平成17年度) [市民税課] ・平成18年1月18日～25日の間は1日3人の応援、18年1月26日～3月31日の間は1日5人の応援、のべ233人の応援体制により実施。応援実績は218人。 [その他の課] ・応援体制を整備し、試行中。 (平成18年度) [市民税課] ・平成18年1月22日～3月30日の間は1日5人の応援、のべ240人の応援体制により実施。途中経過からの応援実績見込みは222人。 [その他の課] ・応援体制を整備し、試行中。 (平成19年度) ・前年度同様、市民税課繁忙期の応援体制を組んでもらい、平成19年1月28日から3月28日までの間、1日当たり5人(のべ201人)の職員の応援を受けた。これによる効果額は、約7,140千円(8,880千円×8時間/2,000時間×201人)となる。	実施済(完了)							0									0	市民部(市民税課)
462	Ⅲ	Ⅰ	(1)	1	d1	職員の職務名を市民にわかりやすくする	部長、参事、課長、主幹など多量の職務名を整理し、市民にわかりやすくするための整理を検討する	(平成18年度) ・部長、参事、課長、主幹等のポスト削減等検討。 ・平成19年度からの企画部行政管理チームの立ち上げ準備。職務名「チームマネージャー」を創設。 (平成19年度) ・4月1日、企画部に行政管理チームを立ち上げ、同時にチーム・マネージャーの配置を行ったが、これ以外に具体的な検討を行うことはできず、今後の課題とした。 (平成20年度) ・市民に分かりやすい組織とするため、安全・安心の問い合わせ窓口の一本化として「セーフティネットコールセンター」を立ち上げた。 (平成21・22年度) ・引き続き検討した。	一部実施							0							0	職員課		
小計(小項目計)										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

(2)時代の要請に応じたサービスのしくみづくりの推進

463	Ⅲ	Ⅰ	(2)	1	a1	就学部分休業の導入を検討する	自己研鑽のために大学その他の教育施設で学ぶ場合に、1週間あたり20時間を限度として部分休業(休業時間分は減額)を付与する。	(平成18年度) ・東京都、他市の実施状況調査実施。 (平成19年度) ・引き続き調査を実施、具体的な検討は今後の課題とした。 (平成20・21・22年度) ・条例(案)を検討した。	実施済(完了)							0							0	職員課
464	Ⅲ	Ⅰ	(2)	1	a2	高齢者部分休業の導入を検討する	定年退職5年前から定年退職までの職員が、退職後に充実した生活を営むために地域活動等に従事する場合、1週間あたり20時間を限度として部分休業(休業時間分は減額)を付与する。	(平成18年度) ・東京都、他市の実施状況調査実施。 (平成19年度) ・引き続き調査を実施、具体的な検討は今後の課題とした。 (平成20・21・22年度) ・条例(案)を検討した。	実施済(完了)							0							0	職員課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課			
465	Ⅲ	1	(2)	1	b	仕事と育児の両立支援策の構築を図るため、次世代育成プラン・特定事業主行動計画を推進する(平成17年度策定済み)	前期計画…17年度～21年度、後期計画…22年度～26年度とする次世代育成プラン・特定事業主行動計画を推進する。 ・男性職員の育児休業等育児に係る休暇の取得推進と休暇を取得しやすくなるための職場環境整備・地域における育児に係る各種活動への参加奨励・育児休業取得者の職場復帰への不安を取り除くための環境整備	(平成17年度) ・次世代育成支援に係わる諸制度を紹介した職員ハンドブックを作成し、全職員に配布。男性職員が計画的に育児に参加できるように、業務分担の見直しを行う等、男性職員の育児参加プログラムを実践しやすい環境作りに努める。育児休業体験談を作成し、体験を共有してもらう。 ・管理職(部長職)を対象とした次世代育成支援対策研修を実施する。 (平成18年度) ・男性職員の育児休業取得に向け、取得対象者との面談。 (平成19年度) ・平成17年度～26年度の10年計画となっており、概ね5年を1期として、3年毎に見直しを行うことになっている。平成19年度は見直しの年となっており、委員会・作業部会を開催し、見直しを行った。①委員会開催(7月5日)、②次世代ニュース発行(7月5日)、③作業部会開催(7月31日)、④作業部会開催(8月31日)、⑤作業部会開催(9月26日)、⑥作業部会開催(10月30日)、⑦作業部会開催(11月27日)、⑧所属長にアンケート実施(12月6日)、⑨作業部会開催(12月25日)、⑩作業部会開催(平成20年1月21日)、⑪委員会開催(2月14日)、※⑫妊娠症状対応休暇を創設(平成20年4月1日以降)。 (平成20年度) ・①8月5日、次世代育成支援対策研修を係長職の方を対象に実施、②平成20年9月29日、日野市次世代育成支援対策特定事業主行動計画策定・実施委員会開催、③9月30日、次世代ニュース発行、④10月3日、日野市特定事業主行動計画に伴う育児参加プログラム作成等の徹底について通知、⑤配偶者の出産を迎える男性職員に対し育児休業取得を促す直接面談を実施。 (平成21年度) ・次世代育成プラン・特定事業主行動計画について、平成22年度からの後期5カ年に向けて目標値等の見直しを行った。 (平成22年度) ・次世代育成プラン・特定事業主行動計画を推進した。	実施済(完了)						0											0	職員課
466	Ⅲ	1	(2)	1	c1	係長職以上の女性役職職員、目標任用率16%、116人とする	男女平等参画等の社会的背景と今後の組織内部における女性職員の政策形成過程への参画の必要性から、女性職員の積極的に登用していく	(平成18年度) 平成18年度当初の係長職以上の女性職員数:99人。 ・全職員数:1,404人、全職員比:7.1%。全女性職員数:714人、全女性職員比:13.9%。 (平成19年度) ・平成19年度当初の係長職以上の女性職員数:100人。 ・全職員数:1,404人、全職員比:7.1%。全女性職員数:702人、全女性職員比:14.2%。 (平成20年度) ・平成20年度当初の係長職以上の女性職員数:103人。 ・全職員数:1,386人、全職員比:7.4%。全女性職員数:687人、全女性職員比:14.9%。 (平成21年度) ・平成21年度当初の係長職以上の女性職員数:110人。 ・全職員数:1,372人、全職員比:8.0%。全女性職員数:689人、全女性職員比＝16.0%。 (平成22年度) ・平成22年度当初の係長職以上の女性職員数:109人。 ・全職員数:1,334人、全職員比:8.2%。全女性職員数:670人、全女性職員比:16.3%。	実施済(完了)						0										0	職員課	
467	Ⅲ	1	(2)	1	c2	女性職員の昇任への意欲を高める	女性職員の昇任試験受験率は男性職員との比較においては、依然として低い率に留まっている。(一般行政職員の昇任試験受験率＝男性33.9%、女性22.8%)女性職員の昇任への意欲を高めるために「昇任試験対象者に対しての研修の実施・昇任試験当日の保育室の設置・家事・育児と職業生活の両立に向けての環境整備(次世代育成支援に係る計画の推進等)」の方策を講じる。	(平成17年度) ・女性の昇任試験受験率(一般行政):22.8%(87人/382人)。はばたけ女性リーダー研修の受講:1人、パワーアップ女性管理職研修の受講:1人 (平成18年度) ・女性の昇任試験受験率(一般行政):20.0%(94人/471人)。はばたけ女性リーダー研修の受講:2人、パワーアップ女性管理職研修の受講:0人 (平成19年度) ・女性の昇任試験受験率(一般行政):19.1%(90人/471人)。はばたけ女性リーダー研修の受講:2人、パワーアップ女性管理職研修の受講:1人 (平成20年度) ・女性の昇任試験受験率(一般行政):24.4%(105人/430人)。パワーアップ女性管理職研修の受講:1人、全国地域リーダー養成塾に女性職員を派遣:1人 (平成21年度) ・女性の昇任試験受験率(一般行政):28.8%(86人/393人)。パワーアップ女性管理職研修の受講:1人、全国地域リーダー養成塾に女性職員を派遣:1人 (平成22年度)	実施済(完了)						0											0	職員課
468	Ⅲ	1	(2)	1	c3	女性職員の職務経験の機会を拡大する	女性職員の職務経験の拡大を図るため、行政のあらゆる分野への積極的活用、若年層職員の早期異動(ジョブローテーション)、実務研修の充実・拡大を実施し、リーダーとなるべき人材育成を行う	(平成17年度) ・女性の昇任試験受験率(一般行政):22.8%(87人/382人)。はばたけ女性リーダー研修の受講:1人、パワーアップ女性管理職研修の受講:1人 (平成18年度) ・女性の昇任試験受験率(一般行政):20.0%(94人/471人)。はばたけ女性リーダー研修の受講:2人、パワーアップ女性管理職研修の受講:0人 (平成19年度) ・女性の昇任試験受験率(一般行政):19.1%(90人/471人)。はばたけ女性リーダー研修の受講:2人、パワーアップ女性管理職研修の受講:1人 (平成20年度) ・女性の昇任試験受験率(一般行政):24.4%(105人/430人)。パワーアップ女性管理職研修の受講:1人、全国地域リーダー養成塾に女性職員を派遣:1人 (平成21年度) ・女性の昇任試験受験率(一般行政):28.8%(86人/393人)。パワーアップ女性管理職研修の受講:1人、全国地域リーダー養成塾に女性職員を派遣:1人 (平成22年度)	実施済(完了)						0											0	職員課
469	Ⅲ	1	(2)	1	c4	女性に配慮した職場環境の改善に努める	女性を持つ肉体的、精神的個性に配慮した職場配置、人事配置に努める。	(平成17年度) ・女性の持つ肉体的、精神的個性に配慮した職場配置、人事配置検討。 (平成18年度) ・女性の持つ肉体的、精神的個性に配慮した職場配置、人事配置を考慮し、人事異動等に反映させた。 (平成19・20・21・22年度) ・職場配置・人事配置を行う中で、配慮した。	実施済(完了)						0									0	職員課		
470	Ⅲ	1	(2)	1	d1	時間外勤務管理委員会の指針を推進する	時間外勤務管理委員会の指針を推進し14年度における時間外手当の決算額を基本に、実績の50%縮減(2億→1億)を目指す	(平成17年度) ・時間外勤務の縮減に関する基本指針を策定。 (平成18年度) ・時間外管理委員会を年4回開催し、時間外勤務実績を報告。 ・時間外管理委員会委員長が月45時間を超える時間外勤務が2月以上続いた職員に対し、個別面接を実施。 (平成19年度) ・時間外管理委員会委員長(副市長)が、月45時間を超える時間外勤務が2月以上続いた職員に対し、個別面接を実施した。 ・ノー残業デーの励行(水・金曜日)。 (平成20年度) ・四半期ごとに時間外管理委員会を開催、時間外勤務の状況について認識を深めるとともに、その後の対応策等について協議した。 (平成21年度) ・一斉退庁日の励行(9月まで:水・金曜日の2日、10月以降:月・水・金曜日の3日)。 (平成22年度) ・一斉退庁日の励行(月・水・金曜日の3日)。	実施済(完了)						0	60,438	16,921									77,359	職員課
471	Ⅲ	1	(2)	1	d2	ずれ勤を導入する	18年度は情報システム課、19年度は高齢福祉課(介護)、障害福祉課、中央公民館等に試行・導入、以降拡大実施する	(平成18年度) ・服務に関する関係規程の整備が進められなかったため、検討の結果、試行を見送った。 (平成19年度) ・平成20年度以降、高齢福祉課(介護保険)・障害福祉課・安全安心課でずれ勤を実施することを決定した。 (平成20年度) ・高齢福祉課(介護保険)・障害福祉課・防災安全課・情報システム課・子育て課でずれ勤を実施した。 (平成21・22年度) ・ずれ勤対応が可能な業務を検討した。	実施済(完了)						0										0	職員課	
471	Ⅲ	1	(2)	1	d2	ずれ勤を導入する	18年度は情報システム課、19年度は高齢福祉課(介護)、障害福祉課、中央公民館等に試行・導入、以降拡大実施する	(平成18年度) ・服務に関する関係規程の整備が進められなかったため、検討の結果、試行を見送った。 (平成19年度) ・データセーブ担当職員について、毎日10:00～18:45の「ズレ勤」を実施した。 ・「ズレ勤」対象職員の担当業務に係るトラブル対応等に若干問題もあったが、基本的に大過なく運用ができた。 (平成20年度) ・平成19年度に引き続きデータセーブ担当職員について、毎日10:00～18:45の「ズレ勤」を実施した。障害の緊急対応は内容により検討課題もあるが、概ね大きなトラブルも発生せずに運用ができた。 (平成22年度) ・継続してデータセーブ担当職員について、毎日10:00～18:45の「ズレ勤」を実施し、定着した制度の運用を行った。	実施済(完了)						0											0	情報システム課
471	Ⅲ	1	(2)	1	d2	ずれ勤を導入する	18年度は情報システム課、19年度は高齢福祉課(介護)、障害福祉課、中央公民館等に試行・導入、以降拡大実施する	(平成18年度) ・服務に関する関係規程の整備が進められなかったため、検討の結果、試行を見送った。 (平成19年度) ・平成20年5月以降、介護認定審査会に立ち会う職員についてずれ勤を実施することを決定した。 (平成20年度) ・5月から、毎週水曜日の時間外に行われる「介護認定審査会」対応職員のずれ勤を開始した。	実施済(完了)						0					540				540	高齢福祉課		

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課
471	Ⅲ	1	(2)	1	d2	ずれ勤を導入する	18年度は情報システム課、19年度は高齢福祉課(介護)、障害福祉課、中央公民館等に試行・導入、以降拡大実施する	(平成18年度) ・服務に関する関係規程の整備が進められなかったため、検討の結果、試行を見送った。 (平成19年度) ・6月から実施予定であったが、協議・調整に手間取り、平成20年4月から「ズレ勤」を実施することになった。対象は、障害程度区分認定審査会に立ち会う職員とした。 (平成20年度) ・障害程度区分認定審査会に従事する職員を対象に、4月から実施した。当該審査会は13日開催され、のべ26人が「ズレ勤」により対応した。 (平成21年度) ・障害程度区分認定審査会に従事する職員を対象に「ずれ勤」を実施した。当該審査会は32日開催されのべ64人が対応した。 (平成22年度) ・障害程度区分認定審査会に従事する職員を対象に「ずれ勤」を実施した。当該審査会は14日開催されのべ28人が対応した。	実施済(完了)							0				266			266	障害福祉課
471	Ⅲ	1	(2)	1	d2	ずれ勤を導入する	18年度は情報システム課、19年度は高齢福祉課(介護)、障害福祉課、中央公民館等に試行・導入、以降拡大実施する	(平成18年度) ・服務に関する関係規程の整備が進められなかったため、検討の結果、試行を見送った。 (平成19年度) ・平成19年度は実施できなかった。また、次年度以降の方向性についても検討することができなかった。 (平成20・21年度) ・日曜当番やイベント実施時の勤務の週休日が平日に振り替えらるため、「ずれ勤」による勤務ローテーションが組めなかったが、一部試行的に実施した。 (平成22年度) ・日曜当番やイベント実施時の勤務の週休日が平日に振り替えらるため、「ずれ勤」による勤務ローテーションが組めない。また、計画策定当初より時間外勤務が減少したため必要性がなくなった。	一部実施							0						0	中央公民館	
472	Ⅲ	1	(2)	1	d3	勤務実態に即した柔軟な勤務時間制度(フレックスタイム制など)を導入する	ずれ勤導入職場拡大後、更に多様な勤務実態に柔軟に対応するために、フレックスタイム制等の導入を図る。	(平成18年度) ・フレックスタイム制についての研究を行った。導入に向けての検討は平成19年度から。 (平成19・20・21年度) ・フレックスタイム制導入に向けた検討を行った。 (平成22年度) ・検討を行ったが、現時点有効と思われる職場がなかった。	一部実施							0						0	職員課	
小計(小項目計)										0	0	0	0	0	0	0	60,438	16,921	0	806	0	0	78,165	

(3)市の組織体制を支える人づくりの推進(仕事出来る人材の育成)

473	Ⅲ	1	(3)	1	a	人材育成方針の策定	職員の意識改革と資質の向上、組織のレベルアップを図るため、人材育成基本方針を策定する。平成18年度中に策定し、19年度から実施する。 団塊世代の大量退職を見据え、将来の管理職として組織を支えるべき立場にある係長、主任のレベルアップを図る一方、モチベーションが低下した高齢層職員への対応について、検討する。	(平成18年度) ・人材育成基本方針策定委員会・作業部会設置。 ・人材育成基本方針策定委員会を3回、作業部会を4回開催。 ・人材育成基本方針策定。 (平成19年度) ・「日野市人材育成基本方針」に基づき、職員採用計画・新人育成計画を策定した。 (平成20年度) ・管理職、係長職、主任職のレベルアップを図るため、市町村職員研修所の研修参加を促した。 ・職場研修を実施し、新人事評価制度の定着化を図った。 (平成21年度) ・管理職、係長職、主任職のレベルアップを図るため、市町村職員研修所の研修参加を促した。 ・市の独自研修として昇任時研修を実施した。 ・人事評価制度実施にあたり評価者と被評価者が育成面談を行った。 (平成22年度) ・管理職、係長職、主任職のレベルアップを図るため、市町村職員研修所の研修参加を促した。 ・市の独自研修として昇任時研修を実施した。 ・人事評価制度実施に当たり評価者と被評価者が育成面談を行った。	実施済(完了)							0						0	職員課
474	Ⅲ	1	(3)	1	b1	他分野(国、都、他市町村、民間企業、自治会等)への研修の推進	職員を国、都、他市町村へ積極的に派遣するなど国や他自治体との人事交流により行政手法を学ぶとともに知見を広め、意識改革を推進する。また、行政機関にとどまらず、民間企業や自治会等への派遣も行う。	(平成17年度) ・環境省へ1人、区画整理促進機構1人、東京都2人、京王アートマン2人、他自治体1人、市町村事務総合組合1人、東京都四市競艇事業組合2人、東京都十一市競輪事業組合1人、それぞれ派遣。 (平成18年度) ・環境省1人、東京都2人、他自治体1人、市町村事務総合組合2人、東京たま広域資源循環組合1人、東京都四市競艇事業組合2人、東京都十一市競輪事業組合1人、それぞれ派遣。 (平成19年度) ・環境省及び東京都に各1人ずつ、職員の派遣を行った。 (平成20年度) ・東京都2人、他自治体1人、市町村事務総合組合2人、東京たま広域資源循環組合1人、東京都後期高齢者医療広域連合1人、東京都四市競艇事業組合2人、東京都十一市競輪事業組合1人、それぞれ派遣。 (平成21年度) ・東京都2人、他自治体1人、市町村事務総合組合1人、東京都後期高齢者医療広域連合1人、東京都四市競艇事業組合2人、東京都十一市競輪事業組合1人、それぞれ派遣した。 (平成22年度) ・東京都2人、市町村事務総合組合2人、東京都四市競艇事業組合2人、東京都十一市競輪事業組合1人、それぞれ派遣した。	実施済(完了)							0						0	職員課
475	Ⅲ	1	(3)	1	b2	内部講師が務められる指導育成力の高い職員の育成に努める	市町村職員研修所の実施する「講師養成研修」への派遣、民間研修機関等が主催する各種研修講師養成研修への派遣等、講師養成研修を実施する	(平成18年度) ・市町村職員研修所が実施する「講師養成研修」へ職員を派遣。 (平成19年度) 市町村職員研修所の講師養成研修に、5人の職員を参加させた。 (平成20年度) 市町村職員研修所の講師養成研修に、4人の職員が参加。 (平成21年度) ・市町村職員研修所の講師養成研修に、3人の職員が参加した。 (平成22年度) ・市町村職員研修所の講師養成研修に職員を参加させた。	実施済(完了)							0						0	職員課
476	Ⅲ	1	(3)	1	b3	職場・自宅でのインターネット利用による学習システム(e-ラーニング)の導入を図る	情報セキュリティ研修を職場・自宅でインターネットを利用して実施する。	(平成18年度) ・情報セキュリティ研修を職場・自宅でインターネットを利用して受講できるe-ラーニングで実施した。 (平成19年度) ・前年度に引き続き、実施した。 (平成20年度) ＜継続実施＞ ・総務省が提供する「情報セキュリティ研修」について、職場や自宅からインターネットを利用して受講できるe-ラーニングで実施した。 ＜検討事項＞ ・教育部門において、e-ラーニングの活用方法を模索していく。 (平成21年度) ・総務省が提供する「情報セキュリティ研修」について、職場や自宅からインターネットを利用して受講できるe-ラーニングを実施した。 (平成22年度) ・前年同様に総務省が提供する「情報セキュリティ研修」について、継続的にe-ラーニングを実施した。	実施済(完了)							0						0	情報システム課
477	Ⅲ	1	(3)	1	b3	職場・自宅でのインターネット利用による学習システム(e-ラーニング)の導入を図る	育児休業業者や長期病欠者などの職場復帰への不安を取り除き、復帰しやすい環境を作るシステムとして職場・自宅でのインターネット利用による学習システムを導入する。	(平成18年度) ・一部職員について試行的に通知文書等をメールにて送付。 (平成19年度) ・育児休業取得中の職員1人が、この制度を利用した。 (平成20・21・22年度) ・未実施(該当者なし)。	実施済(完了)							0						0	職員課
478	Ⅲ	1	(3)	1	b4	サポートが必要な職員に対し専門研修を実施する	モチベーションが低く、公務遂行能力に乏しい職員に対して、再教育プログラムを施す。対象職員の上司による職場内での具体的な仕事を通じての指導(OJT)を基本とし、知識・技術・技能・態度などについて職員として要求される最低限のレベルの習得を目標とする。人事担当課(職員課)も適宜、助言・アドバイスを行う。おおむね1年間のプログラム期間を想定。最終局面において評価を行うこととなるが、改善の見込みがない場合、自主退職等を含めて厳しい対応をとる。	(平成18年度) ・再教育プログラムスケジュール等策定・実施(対象人数8人)。 (平成19年度) ・再教育プログラム対象職員7人のうち、5人の職員については一定の改善が見られた。改善の見られなかった2人に5人を加えた計7人の職員に対して、改めて勤務状況のチェック及び面談、指導を実施した。 (平成20年度) ・対象職員に対し、面談を実施した。 ・「人事評価制度が構築され、給料に差がでてくること」を踏まえ、再度、再教育プログラムの制度構築を検討した。 (平成21・22年度) ・「人事評価制度が構築され、給料に差がでてくること」を踏まえ、再度、再教育プログラムの制度構築を検討した。	実施済(完了)							0						0	職員課
479	Ⅲ	1	(3)	1	b5	職員の多能化をはかるための研修を充実する	少数精鋭による簡素効率的な組織運営を目指し、小人数で幅広い業務をカバーできる組織体制を整えるため、守備範囲を広げ、多様な分野に関心を持ち、積極的にチャレンジしていく職員を育成するための研修を充実する。	(平成18年度) ・研修を実施した。 (平成19・20・21・22年度) ・研修計画を策定、これに沿って研修を実施した。	実施済(完了)							0						0	職員課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課	
480	Ⅲ	1	(3)	1	c1	職員の意識改革を図る～職員全体のレベルアップを図る	職員の意識改革につながるシステムづくり(・人材育成基本方針の策定・成果主義を基調とする新人事評価制度の確立・職員研修の充実、強化)に取り組み、職員全体のレベルアップを図る。	(平成17年度) ・人事評価システムに伴う自己評価(行動評価・業績評価)を実施。 ・人事評価システムに伴う上司評価(行動評価・業績評価)を実施。 ・人事評価システム目標設定、行動評価基準を確認。 (平成18年度) ・人材育成基本方針策定委員会・作業部会設置。 ・人材育成基本方針策定委員会を3回、作業部会を4回開催。 ・人材育成基本方針策定。 ・人事評価システムに伴う自己評価(行動評価・業績評価)を実施。 ・人事評価システムに伴う上司評価(行動評価・業績評価)を実施。 ・人事評価システム目標設定、行動評価基準を確認。 ・人事評価システム見直し検討。 (平成19年度) 「日野市人材育成基本方針」に基づき、人事評価システムの再構築を図った。(No.479の記載内容と同じ) (平成20年度) ・人事評価制度を構築したことに伴ない、制度内容を職員に周知するため、説明会を開催するとともに職場研修を実施し、職員が目指すべき方向性を明らかにした。 ・新人事評価システムによる評価を実施した。 (平成21・22年度) ・人事評価制度実施に当たり評価者と被評価者が育成面談を行った。	実施済(完了)							0						0	職員課		
481	Ⅲ	1	(3)	1	c2	職員の意識改革を図る～個々の職員に応じたプログラムで能力アップを図る	組織内の実質的な担い手人材としての若手・中堅以上の職員の意識改革とモチベーションの向上を目指して、個々の職員の資質・能力に応じた研修プログラムを実施する。組織としてこれから重点的に育成しなければならない人材のタイプに応じて次のプログラムを展開するとともに研修の充実を図る。 ①リーダー(管理職・係長職)…職層研修、メンタルヘルス、評定者訓練、政策立案能力、コーチング、ファシリテーション ②中堅職員…職層研修、実務研修、接遇研修、実務研修(職員研修所) ③専門職・スペシャリスト…IT研修、現場監督研修、専門職等研修(職員研修所)、実務研修(職員研修所) ④女性リーダー(管理職)…職層研修、メンタルヘルス、評定者訓練、政策立案能力、コーチング、ファシリテーション	(平成17年度) ・職層研修、メンタルヘルス、評定者訓練、政策立案能力、コーチング、ファシリテーション、実務研修、接遇研修、実務研修(職員研修所)、IT研修、現場監督研修、専門職等研修(職員研修所)を実施。 (平成18年度) ・職層研修、メンタルヘルス、評定者訓練、政策立案能力、コーチング、ファシリテーション、実務研修、接遇研修、実務研修(職員研修所)、IT研修、現場監督研修、専門職等研修(職員研修所)を実施。 (平成19・20・21・22年度) ・研修計画を策定、これに沿って研修を実施した。	実施済(完了)								0							0	職員課
482	Ⅲ	1	(3)	1	c3	職員の意識改革を図る～勤務評定の実施を検討し、職員個別のヒアリングによる能力の向上に努める	平成18年度からは新人事評価システムを導入し、従来の年功序列を重視したものから成果主義を基調としたものへシフトする。成果主義を基調とした新人事評価制度の要諦は、個々の職員の目標を組織のヴィジョンとして明確に示すことにより、職員のモチベーションを向上させ、人材育成につなげるとともに組織の業績を向上させようというものである。そのためにも、職員とその上司で面談(育成面談)を行い、職員が目標達成に向けてやる気と自信を得て生き生きと業務に従事することを期する。	(平成17年度) ・人事評価システムに伴う自己評価(行動評価・業績評価)を実施。 ・人事評価システムに伴う上司評価(行動評価・業績評価)を実施。 ・人事評価システム目標設定、行動評価基準を確認。 (平成18年度) ・人事評価システムに伴う自己評価(行動評価・業績評価)を実施。 ・人事評価システムに伴う上司評価(行動評価・業績評価)を実施。 ・人事評価システム目標設定、行動評価基準を確認。 ・人事評価システム見直し検討。 (平成19年度) ・「日野市人材育成基本方針」に基づき、人事評価システムの再構築を図った。(No.480の記載内容と同じ) (平成20・21・22年度) ・No.480の記載内容に同じ。	実施済(完了)							0							0	職員課	
483	Ⅲ	1	(3)	1	d1	民間企業の接客業等の分野に積極的に職員を派遣し、顧客ニーズの把握や経営感覚を学ばせる	接客業の分野に積極的に職員を派遣。民間企業における顧客ニーズの把握や経営感覚を学ばせ、ノウハウを行政運営に活かす	(平成17年度) ・京王アートマンに職員2人派遣。 (平成18年度) ・平成19年度に向けては、該当者なし。 (平成19年度) ・民間企業の接客業等の分野への職員派遣は、実施しなかった。 (平成20年度) ・新人研修の中で「社会人としての心がまえとビジネスマナー」について行った。 (平成21・22年度) ・未実施。	実施済(完了)								0							0	職員課
484	Ⅲ	1	(3)	1	d2	NPO法人への職員の派遣を検討する	NPOの特性に着眼し、職員をNPO行事や例会等に参加させ、地域住民と同じ目線で具体的な活動に関わることで、住民の要望についての認識を深めさせる。	(平成17年度) ・NPO法人から研修講師として招いた。 (平成18年度) ・NPOの特性に着眼し、職員をNPO行事や例会等に参加させるため、内容等検討。 (平成19年度) ・民間企業の接客業等の分野への職員派遣は、実施しなかった。(No.483の記載内容と同じ) (平成20・21・22年度) ・民間企業の接客業等の分野への職員派遣は、該当者がなかった。	未着手								0							0	職員課
485	Ⅲ	1	(3)	1	d3	外郭団体との人事交流と研修制度を検討する	外郭団体への派遣(公益法人等派遣条例に基づく派遣)、外郭団体からの派遣者受け入れ、外郭団体との共同研修の実施等の人事交流と研修制度を検討する。	(平成17年度) ・日野市福祉事業団5人、勤労者福祉サービスセンター1人、日野市社会福祉協議会4人、日野市シルバー人材センター1人、それぞれ派遣。 (平成18年度) ・日野市福祉事業団5人、日野市社会福祉協議会4人、日野市シルバー人材センター1人、それぞれ派遣。 (平成19年度) ・日野市福祉事業団に2人、日野市社会福祉協議会に2人、日野市シルバー人材センターに1人の職員派遣を行った。 (平成20年度) ・日野市福祉事業団2人、日野市社会福祉協議会2人、日野市シルバー人材センター1人、それぞれ派遣。 (平成21年度) ・日野市社会福祉協議会1人、日野市シルバー人材センター1人、それぞれ派遣した。 (平成22年度) ・日野市社会福祉協議会2人、日野市シルバー人材センター1人。	実施済(完了)								0							0	職員課
486	Ⅲ	1	(3)	1	e1	民間企業等の経験者などの中途採用を実施する	民間の経験と発想を市政に反映するために、年齢枠の撤廃も視野に入れつつ、民間企業等の経験者などの中途採用を実施する。特に職員構成の歪みが生じている年齢層(過去に新規採用をしなかったことによる。)に即戦力として充てる。 正規職員のみならず、臨時職員、嘱託職員、任期付職員などの期限付採用者も積極的に活用する。	(平成17年度) ・年齢27歳～30歳の実務経験3年以上の経験を有する事務職員2人、保健師2人採用、計4人採用。 (平成18年度) ・年齢27歳～30歳の実務経験3年以上の経験を有する保健師1人採用。 (平成19年度) ・従来26歳であった職員採用試験の年齢制限を30歳まで引上げるとともに、平成20年第2回日野市議会定例会に日野市一般職の任期付職員の採用に関する条例」案を提出することとなった(平成20年7月1日施行の予定)。 (平成20年度) ・昨年同様、職員採用試験の年齢制限を30歳まで引上げて実施した。 ・「日野市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を平成20年7月1日より施行して採用できる仕組みをつくった。 (平成21年度) ・技術系職員の採用に際し、年齢制限を引上げ民間経験の中途採用を可能とした。また、市政嘱託員制度においても、積極的に民間経験者の採用を行った。 (平成22年度) ・技術系職員の採用に際し、民間経験を重視した係長相当職の採用を行った。	実施済(完了)								0							0	職員課
487	Ⅲ	1	(3)	1	e2	民間人の積極的登用(CIO、アドバイザー等)を図る	社会経済情勢の急激な変動に対応し、高い政策立案能力を確保するため、IT関連、保健福祉や文化・教育の分野において、民間人の登用や職能活用を積極的に行う。	(平成17年度) ・情報システム管理のため、システムエンジニア(SE)を登用を提案。 (平成18年度) ・情報システム管理のため、システムエンジニア(SE)を登用を提案。 ・安全安全のまちづくりを目指すため、監視庁職員の派遣受入れ。 ・学校ICT対策のため、ICT活用教育推進室に統括指導主事を配置するとともにメディアコーディネータ4人を委託。 (平成19年度) ・従来26歳であった職員採用試験の年齢制限を30歳まで引上げるとともに、平成20年第2回日野市議会定例会に「日野市一般職の任期付職員の採用に関する条例」案を提出することとなった(平成20年7月1日施行の予定)。(No.486の記載内容と同じ) (平成20・21年度) ・No.486の記載内容に同じ。	実施済(完了)								0							0	職員課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
488	Ⅲ	1	(3)	1	e3	専門性に特化した民間人の採用(情報システム管理・子育て支援・高齢対策)を図る	専門性に特化した領域に民間人や他自治体職員(派遣等による)の積極的登用(CIO、アドバイザー等)を図る。安全安心対策、情報システム管理、学校ITC対策、子育て支援、高齢対策等の最重要課題に対応。	(平成17年度) ・情報システム管理のため、システムエンジニア(SE)を登用を提案。 (平成18年度) ・情報システム管理のため、システムエンジニア(SE)を登用。 ・安全安全のまちづくりを目指すため、警視庁職員の派遣受入れ。 ・学校ICT対策のため、ICT活用教育推進室に統括指導主事を配置するとともにメディアコーディネータ4人を委託。 (平成19年度) ・従来26歳であった職員採用試験の年齢制限を30歳まで引上げるとともに、平成20年第2回日野市議会定例会に「日野市一般職の任期付職員の採用に関する条例」案を提出することとなった(平成20年7月1日施行の予定)。(No.486の記載内容と同じ) (平成20・21・22年度) ・No.486の記載内容に同じ。	実施済(完了)							0							0	職員課
489	Ⅲ	1	(3)	1	e4	任期付任用の創設を検討する(再掲)	【任期付職員制度】 次の場合に3年(特に必要な場合は5年)の任期を定め、常勤職員と同じ勤務条件にて職員を採用。 ①一定の期間内に終了することが見込まれる業務 ②一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務 【任期付短時間勤務職員制度】 以下の場合に3年(特に必要な場合は5年)の任期を定め、週32時間以内の勤務時間で職員を採用。 ①一定の期間内に終了することが見込まれる業務 ②一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務 ③住民への直接サービスの時間延長または提供体制の充実・維持 ④職員が部分休業等を取得する場合(就学部分休業・高齢者部分休業・介護休暇・育児のための部分休業) (No.451の記載内容と同じ)	(平成18年度) ・東京都・他市に状況調査。研究及び検討。導入に向けての検討は平成19年度から。 (平成19年度) ・平成20年第2回定例会に「日野市一般職の任期付職員の採用に関する条例」案を、関連する「日野市一般職の職員の給与に関する条例」「日野市職員の退職手当支給条例」「日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正案とともに提出、平成20年7月1日施行を目指すことを決定した。(No.451の記載内容と同じ) (No.486の記載内容と同じ) (平成20・21年度) ・No.451の記載内容に同じ。 (平成22年度) ・引き続き「任期付短時間勤務職員制度」について導入を検討。	実施済(完了)							0							0	職員課
490	Ⅲ	1	(3)	1	f	職務の経験を生かした新しい施策への職員配置を図る	民間の経験と発想を市政に反映するために、年齢枠の撤廃も視野に入れつつ、民間企業等の経験者などの中途採用を実施する。特に職員構成の歪みが生じている年齢層(過去に新規採用をしなかったことによる。)に即戦力として充てる	(平成17年度) ・年齢27歳～30歳の実務経験3年以上の経験を有する事務職員2人、保健師2人採用、計4人採用。 (平成18年度) ・年齢27歳～30歳の実務経験3年以上の経験を有する保健師1人採用。 (平成19年度) ・従来26歳であった職員採用試験の年齢制限を30歳まで引上げるとともに、平成20年第2回日野市議会定例会に「日野市一般職の任期付職員の採用に関する条例」案を提出することとなった(平成20年7月1日施行の予定)。(No.486の記載内容と同じ) (平成20・21・22年度) ・No.486の記載内容に同じ。	実施済(完了)							0							0	職員課
491	Ⅲ	1	(3)	1	f	市民団体との人事交流による人材育成の推進	自治会への派遣研修(「地域ふれあい研修」)実施により市民ニーズを体験的に把握する。	(平成17年度) ・入所2年目の職員約10人を派遣研修として自治会に派遣。 (平成18年度) ・地域サポーター制度を実施し、約270人の職員を自治会へ派遣。 (平成19年度) ・地域協働課を所管課とし、地域サポーター制度を継続して実施した。(No.258の記載内容と同じ) (平成20年度) ・No.258の記載内容に同じ。 (平成22年度) ・地域協働課で実施中。	実施済(完了)							0							0	職員課
492	Ⅲ	1	(3)	1	g1	メンタルヘルスの拡充～職員の相談しやすい体制を整備する	<EAP相談(Employee AssistanceProgram)> 相談者が増加の傾向にあるため、相談回数や相談時間など職員が相談しやすい環境を整えるとともに、昇格者など職責の変化によるストレスが増大する職員をサポートできるようにEAP相談の充実を図る。	(平成17年度) ・月1回、EAP相談室開設。 (平成18年度) ・月2回、EAP相談室開設。 (平成19年度) ・職員の精神的な問題の解消については、平成17年度に専門家によるカウンセリング事業を廃止し、職員の職場復帰の支援だけでなく職場環境づくりも含めて効果的に支援するEAP相談事業に集中して取り組むこととし、平成19年度は月3回に拡充した。相談件数:254件、相談者数:54人。 (平成20年度) ・EAP相談室を年34回開設。相談件数:258件、相談者数:48人。 (平成21年度) ・EAP相談室を年41回開設。相談件数:345件、相談者数:59人。 (平成22年度) ・EAP相談室を年41回開設。相談件数:190件、相談者数:35人(上半期件数)。	実施済(完了)							0							0	職員課
493	Ⅲ	1	(3)	1	g2	管理職に向けたメンタルヘルス研修を充実させる	精神疾患に罹患した職員に対応する管理職にメンタルヘルスについての正しい知識と対応するための具体的メソッドを習得するために研修を実施する	(平成17年度) ・管理職に対し、研修を実施。 (平成18年度) ・管理職に対し、研修を実施。 (平成19年度) ・管理職に対し、アルコール依存症に対する対応等に関する研修を実施した。 (平成20年度) ・係長職に対し、研修を実施。 (平成21年度) ・部課長職を対象に、現代型うつ病に関する研修を実施した。 (平成22年度) ・課長補佐職を対象に、現代型うつ病に関する研修を実施した。	実施済(完了)							0							0	職員課
494	Ⅲ	1	(3)	1	g3	長期病欠者に対する職場への復職支援策を検討する	長期病欠者に対する職場復帰支援策として平成17年度より「リハビリ勤務」の制度を導入。健康回復または職場適応訓練等のため、復職に際して、一定期間勤務の軽減措置をとる。	(平成17年度) ・日野市職員の勤務の軽減措置に関する要領を作成。 ・「リハビリ勤務」の制度を導入。 (平成18年度) ・長期病欠者に対する職場復帰支援策として「リハビリ勤務」の制度を運用。 (平成19年度) ・職員3人がリハビリ勤務制度を利用した。 (平成20年度) ・職員10人がリハビリ勤務制度を利用した。 (平成21年度) ・職員8人がリハビリ勤務制度を利用した。 (平成22年度) ・職員〇〇人がリハビリ勤務制度を利用した。	実施済(完了)							0							0	職員課
小計(小項目計)										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(4)定員管理適正化

495	Ⅲ	1	(4)	1	a	定員適正化計画を策定する	定員適正化計画を平成18年度中に作成し、平成22年度までに定数を150人削減する。	(平成18年度) ・職員数(病院除く): 平成17年4月1日:1,499人、平成18年4月1日:1,448人、51人減(退職者85人、採用者34人)。 ※前年度比職員数の減を表している、行革による削減人数、及び効果額はそれぞれの行革項目に反映している。 (平成19年度) ・前年度に計画を前倒しで策定済み。 (平成20年度) ・平成17年度に計画を策定済。	実施済(完了)		51(※)					0		452,880(※)					0	職員課
-----	---	---	-----	---	---	--------------	---	---	---------	--	-------	--	--	--	--	---	--	------------	--	--	--	--	---	-----

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
496	Ⅲ	1	(4)	1	a1	民間委託、再任用職員、再雇用職員、臨時職員等の多様な人材の活用等により職員定数の適正化に取り組む	学校給食調理業務、ごみ焼却処理業務の民間委託、保育園の民営化、保育園、児童館、学童クラブの指定管理者制度導入、図書館の嘱託職員の活用等により計画期間中、職員数を250人削減する。	(平成18年度) ・日野二小・四小・五小の学校給食調理業務を民間委託し、調理員14人削減。 ・図書館に嘱託職員導入し、職員4人削減。 (平成19年度) ・日野六小・仲田小2校の学校給食調理業務の民間委託を行った。 (平成20年度) ・東光寺小学校の給食調理業務を民間委託する予定だったが、見送った。 (平成21年度) ・東光寺小学校の給食調理業務の委託に向けて検討した。 (平成22年度) ・東光寺小学校の給食調理業務の委託した。	実施済(完了)							0							0	職員課
497	Ⅲ	1	(4)	1	a2	平成22年4月1日までに150人の削減を図る(退職者不補充)	平成17年4月1日現在1,499人から150人を減員して平成22年4月までに1,349人体制にする。	・退職者不補充。(それぞれの行革項目に反映している人数は除いたもの) (平成19年度) ・平成19年4月1日職員数＝1,404人、平成20年4月1日職員数＝1,365人であり、39人の職員削減を行った。 (平成20年度) ・平成20年4月1日職員数＝1,365人、平成21年4月1日職員数＝1,353人であり、12人の職員削減を行った。 (平成21年度) ・平成21年4月1日職員数＝1,353人、平成22年4月1日職員数＝1,343人であり、10人の職員削減を行った。 (平成22年度) ・平成21年4月1日職員数＝1,353人、平成22年4月1日職員数＝1,344人であり、9人の職員削減を行った。	実施済(完了)	6		39(※)	12	10	9	37	53,280		346320(※)	106,560	88,800	79,920	328,560	職員課
498	Ⅲ	1	(4)	1	b	東京都に移管する水道事業の人員移行計画を推進する(受託水道業務の事務委託解消)	平成20年度末をもって東京都へ全面業務移管する。	(平成17年度) ・退職者不補充により4人減員。 (平成18年度) ・民間委託化に伴い、徴収系・給水装置系業務については平成18年度の間、東京都へ引き継ぎをしながら移行。 ・退職者不補充により13人減員。(No.393の記載内容と同じ) (平成19年度) ・平成19年4月1日の水道事業所職員数＝25人、平成20年4月1日の同事業所職員数＝14人であり、11人の職員削減を行った。 (平成20年度) ・平成21年3月31日で全面移管をした。	実施済(完了)							0							0	職員課
499	Ⅲ	1	(4)	1	c	クリーンセンターごみ焼却業務の民間委託を実施する	ごみ焼却炉の運転管理業務(24時間稼働)を平成19年度より委託に切り替える。(No.288の記載内容と同じ)	(平成18年度) ・ごみ焼却炉の運転管理業務(24時間稼働)の平成19年度委託化のため、対象職員に対して、面接等聞き取り調査を実施。(No.288の記載内容と同じ) (平成19年度) ・4月1日からごみ焼却業務を民間委託し、職員20人の削減を行った。また、これに合わせて、施設課2係(第一係、第二係)を統合し、1係(施設係)とした。 (平成20・21年度) ・No.288の記載内容に同じ。	実施済(完了)							0							0	職員課
500	Ⅲ	1	(4)	1	d1	少子化に伴う保育園等改革計画を策定し、保育園の改善を図り職員数の適正化を図る	平成21年度にたまだいら保育園の管理・運営を私立保育園に移管し、借地を返還する。民営化・指定管理者制度の導入時には、在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同保育等の措置をとリスムーズな移行を図る。 (No.282の記載内容と同じ) 平成22年度に借地を返還し、たかはた保育園の管理・運営を私立保育園に移管する。民営化時・指定管理者制度の導入時には、在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同保育等の措置をとリスムーズな移行を図る。 (No.283の記載内容と同じ)	(平成17年度) ・保育園等改革計画策定委員会を発足させ、市民委員と一緒に検討。 (平成18年度) ・保育園の土地を返還しなければならなたまだいら保育園を平成21年度の民営化対象園とする、保育園等改革計画素案を公表し、市民意見を募集、その回答を公表。 ・在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同保育等の措置をとリスムーズな移行を図るが、具体的な手順については保護者と話し合っていく。(No.282・No.283の記載内容と同じ) (平成19年度) ・新こども人口推計により多摩平地区の乳幼児人口の増加が見込まれ、待機児解消のため多摩平地区については保育園2園の開設が必要となった。この結果、行財政改革等で示される計画そのものについて変更はないが、たまだいら保育園ほか2園の民営化は当面延期することとした。(No.282、No.283の記載内容と同じ) (平成20・21・22年度) ・No.282、No.283の記載内容に同じ。	一部実施(当面保留)							0							0	職員課
500	Ⅲ	1	(4)	1	d1	少子化に伴う保育園等改革計画を策定し、保育園の改善を図り職員数の適正化を図る	平成21年度にたまだいら保育園の管理・運営を私立保育園に移管し、借地を返還する。民営化・指定管理者制度の導入時には、在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同保育等の措置をとリスムーズな移行を図る。 (No.282の記載内容と同じ) 平成22年度に借地を返還し、たかはた保育園の管理・運営を私立保育園に移管する。民営化時・指定管理者制度の導入時には、在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同保育等の措置をとリスムーズな移行を図る。 (No.283の記載内容と同じ)	(平成17年度) ・保育園等改革計画策定委員会を発足させ、市民委員と一緒に検討。 (平成18年度) ・保育園の土地を返還しなければならなたまだいら保育園を平成21年度の民営化対象園とする、保育園等改革計画素案を公表し、市民意見を募集、その回答を公表。 ・在園児の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同保育等の措置をとリスムーズな移行を図るが、具体的な手順については保護者と話し合っていく。(No.282、No.283の記載内容と同じ) (平成19年度) ・新こども人口推計により多摩平地区の乳幼児人口の増加が見込まれ、待機児解消のため多摩平地区については保育園2園の開設が必要となった。この結果、行財政改革等で示される計画そのものについて変更はないが、たまだいら保育園ほか2園の民営化は当面延期することとした。 (平成20・21・22年度) ・No.282、No.283の記載内容に同じ	一部実施(当面保留)							0							0	保育課
501	Ⅲ	1	(4)	1	d2	少子化に伴う保育園等の改革計画に基づき、児童館の改善を図り職員数の適正化を図る	市内8児童館のうち半数に指定管理者制度を導入する。平成19年度に「たまだいら児童館ふれっしゅ」と「みなみだいら児童館ぶらねっつ」に指定管理者制度を導入する。指定管理者制度の導入時には、利用児童等の安全安心を第一に考え、一定期間新旧事業者間での共同育成等の措置をとリスムーズな移行を図る。 (No.44の記載内容と同じ) 市内8児童館のうち半数に指定管理者制度を導入する。平成20年度に「みさわ児童館」と「しんめい児童館」に指定管理者制度導入する。指定管理者制度の導入時には、利用児童等の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同育成等の措置をとリスムーズな移行を図る。 (No.45の記載内容と同じ)	(平成17年度) ・9月議会で児童館条例を改正。 ・10月に指定管理事業者と業者選定委員を募集し、業者選定委員会を開催。 ・業者選定委員会で選定された指定管理候補者が12月議会での議決を経て承認される。 ・協定書を作成。(No.44の記載内容と同じ) (平成18年度) ・市民委員を含めた保育園等改革計画策定委員会が計画素案を作成しパブリックコメントし863通の意見に対する回答を作成。 ・保護者との話し合いの場を設定。 ・9月議会で児童館条例を改正。(No.45の記載内容と同じ) (平成19年度) ・たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっつとの2施設に指定管理者制度を導入した。(No.44の記載内容と同じ) ・基幹型児童館構想を検討する中で、指定管理者制度を導入する児童館の考え方が変わった。導入時期についても見直しが行われ、平成20年度に既存児童館の指定管理者制度の導入は行わないこととした。(No.45の記載内容と同じ) (平成20・21・22年度) ・No.44・45の記載内容に同じ。	一部実施							0							0	職員課
501	Ⅲ	1	(4)	1	d2	少子化に伴う保育園等の改革計画に基づき、児童館の改善を図り職員数の適正化を図る	市内8児童館のうち半数に指定管理者制度を導入する。平成19年度に「たまだいら児童館ふれっしゅ」と「みなみだいら児童館ぶらねっつ」に指定管理者制度を導入する。指定管理者制度の導入時には、利用児童等の安全安心を第一に考え、一定期間新旧事業者間での共同育成等の措置をとリスムーズな移行を図る。 (No.44の記載内容と同じ) 市内8児童館のうち半数に指定管理者制度を導入する。平成20年度に「みさわ児童館」と「しんめい児童館」に指定管理者制度導入する。指定管理者制度の導入時には、利用児童等の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同育成等の措置をとリスムーズな移行を図る。 (No.45の記載内容と同じ)	(平成18年度) ・9月議会で児童館条例を改正・10月に指定管理事業者と業者選定委員を募集し、業者選定委員会を開催。 ・業者選定委員会で選定された指定管理候補者が12月議会での議決を経て承認される・協定書を作成。(No.44の記載内容と同じ) (平成18年度) ・市民委員を含めた保育園等改革計画策定委員会が計画素案を作成しパブリックコメントし863通の意見に対する回答を作成。 ・保護者との話し合いの場を設定・9月議会で児童館条例を改正。(No.45の記載内容と同じ) (平成19年度) ・たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっつとの2施設に指定管理者制度を導入した。(No.44の記載内容と同じ) ・基幹型児童館構想を検討する中で、指定管理者制度を導入する児童館の考え方が変わった。導入時期についても見直しが行われ、平成20年度に既存児童館の指定管理者制度の導入は行わないこととした。(No.45の記載内容と同じ) (平成20年度) ・たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっつには指定管理者制度導入済み。基幹型児童館構想に基づき、市内を5つの地域に分け、児童館10館の内、5館を基幹型、それとペアを組む形で地域型児童館を設置する。その上で、地域型児童館に職員を残し、一部業務委託をしながら地域の資源等引継ぎ期間を設けた後、指定管理者制度を導入する。 (平成21年度) ・No.44、No.45の記載内容と同じ。 (平成22年度) ・基幹型児童館構想に基づき、地域型児童館への指定管理者制度の導入を検討する。	一部実施							0							0	子育て課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課			
502		Ⅲ	1	(4)	1	d3	少子化に伴う保育園等の改革計画に基づき、学童クラブの改善を図り職員数の適正化を図る	23施設ある学童クラブのうち9施設(八小・三沢・じゅんとく・四小・万願寺・しんめい・七小・ひのだい・さくら第二)に指定管理者制度を導入。指定管理者制度の導入時には、利用児童の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同育成等の措置をとりスムーズな移行を図る。放課後子どもプランとの関係は、同プランが地域の協力を得ながらコーディネーター・安全管理員などの配置となるのに対し、学童クラブは直営・指定管理ともども児童厚生員による育成となる。今後は同プランと学童クラブの実施状況を見ながら人的な調整を図る。 (No.49の記載内容と同じ)	(平成18年度) ・市民委員を含めた保育園等改革計画策定委員会が計画素案を作成しパブリックコメントに付し、863通の意見が寄せられた。当該意見に対する回答を作成。 ・保護者との話し合いの場を設定。 ・学童クラブと放課後子どもプランとの関係については学童クラブ職員との意見交換を実施。(No.49の記載内容と同じ) (平成19年度) ・基幹型児童館構想を検討する中で、指定管理者制度を導入する児童館の考え方が変わった。導入時期についても見直しが行われ、平成20年度に既存児童館の指定管理者制度の導入は行わないことになった。 ・児童館の分室である学童クラブについても見直しを図る必要が生じ、学童クラブへの指定管理者制度導入も児童館と同様、平成20年度には行わないこととなった。(No.49の記載内容と同じ) (平成20・21・22年度) ・No.49の記載内容に同じ。	一部実施							0						0	職員課			
502		Ⅲ	1	(4)	1	d3	少子化に伴う保育園等の改革計画に基づき、学童クラブの改善を図り職員数の適正化を図る	23施設ある学童クラブのうち9施設(八小・三沢・じゅんとく・四小・万願寺・しんめい・七小・ひのだい・さくら第二)に指定管理者制度を導入。指定管理者制度の導入時には、利用児童の安全安心を第一に考え、一定期間公立と民間事業者との共同育成等の措置をとりスムーズな移行を図る。放課後子どもプランとの関係は、同プランが地域の協力を得ながらコーディネーター・安全管理員などの配置となるのに対し、学童クラブは直営・指定管理ともども児童厚生員による育成となる。今後は同プランと学童クラブの実施状況を見ながら人的な調整を図る。 (No.49の記載内容と同じ)	(平成18年度) ・市民委員を含めた保育園等改革計画策定委員会が計画素案を作成しパブリックコメントに付し、863通の意見が寄せられた。当該意見に対する回答を作成。 ・保護者との話し合いの場を設定。 ・学童クラブと放課後子どもプランとの関係については学童クラブ職員との意見交換を実施。(No.49の記載内容と同じ) (平成19年度) ・基幹型児童館構想を検討する中で、指定管理者制度を導入する児童館の考え方が変わった。導入時期についても見直しが行われ、平成20年度に既存児童館の指定管理者制度の導入は行わないことになった。 ・児童館の分室である学童クラブについても見直しを図る必要が生じ、学童クラブへの指定管理者制度導入も児童館と同様、平成20年度には行わないこととなった。(No.49の記載内容と同じ) (平成20年度) ・前年度と同様。 (平成22年度) ・学童クラブについては、退職者不補充による正規職員の嘱託職員化を進めることで人件費削減を図り、指定管理者導入以上の財政効果を上げているため、今後との検討していく。	一部実施							0						0	子育て課			
503		Ⅲ	1	(4)	1	d4	退職者不補充による定数削減を原則とし、他の施設で職員の活用を図る	市民ニーズを的確に捉え、新たな子育て事業を創出・展開する。要員は保育園等改革計画による人員を充てる。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・実施できなかった。 (平成20・21・22年度) ・No.497の記載内容に同じ。	実施済(完了)							0						0	職員課			
503		Ⅲ	1	(4)	1	d4	退職者不補充による定数削減を原則とし、他の施設で職員の活用を図る	市民ニーズを的確に捉え、新たな子育て事業を創出・展開する。要員は保育園等改革計画による人員を充てる。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・実施できなかった。 (平成20年度) ・公立保育園の民営化・指定管理者導入計画は当面延期としたが、正規職員の退職者不補充に努め、多様な雇用形態による採用を行った(保育士11人、給食調理員5人)。なお、保育士の専門性を活かした人事交流については、引き続き幼稚園や児童館との間で実施した。 (平成21年度) ・公立保育園の民営化・指定管理者導入計画は当面保留としたが、正規職員の退職者不補充に努め、多様な雇用形態による採用を行った(保育士が13人、給食調理員5人)。なお、保育士の専門性を活かした人事交流については、引き続き児童館との間で実施した。 (平成22年度) ・公立保育園の民営化・指定管理者導入計画は当面保留としたが、正規職員の退職者不補充に努め、多様な雇用形態による採用を行った(保育士が15人、給食調理員8人)。なお、保育士の専門性を活かした人事交流については、引き続き児童館との間で実施した。	実施済(完了)								0							0	保育課	
503		Ⅲ	1	(4)	1	d4	退職者不補充による定数削減を原則とし、他の施設で職員の活用を図る	市民ニーズを的確に捉え、新たな子育て事業を創出・展開する。要員は保育園等改革計画による人員を充てる。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・平成20年度は学童クラブの正規職員不補充により、8人を欠員のままとすることとした。 (平成20年度) ・学童クラブは正規職員5人を削減して運営した。 (平成21年度) ・学童クラブについては、退職者不補充による正規職員の嘱託職員化を進めることで人件費削減を図り、指定管理者導入以上の財政効果を上げている。 ・平成21年度は、学童クラブ正規職員7人の退職者について不補充とし、嘱託職員化した。 (平成22年度) ・平成22年度は、学童クラブ正規職員4人を定年退職、児童館への異動、その分を退職者不補充とし、嘱託職員化した。 ・今後も退職者不補充及び、児童館への異動を行っていく。	実施済(完了)					5	7	4	16				44,400	62,160	35,520	142,080	子育て課	
504		Ⅲ	1	(4)	1	e	小学校給食調理業務を民間委託する。	小学校9校の給食調理業務を自校方式を堅持しながら、民間委託し、給食メニューの多様化等、学校給食の充実を図る。 (No281の記載内容と同じ)	(平成18年度) ・市立小学校3校の調理業務を委託した(実施校：日野二小・日野四小・日野五小、調理員：14人削減、効果額：124,320千円)。(No.281の記載内容と同じ) (平成19年度) ・市立小学校2校の調理業務の委託を平成19年9月から実施した(実施校：日野六小・仲田小、調理員：9人削減、効果額：46,620千円)。(No.281の記載内容と同じ) (平成20・21・22年度) ・No.281の記載内容に同じ。	一部実施								0							0	職員課	
504		Ⅲ	1	(4)	1	e	小学校給食調理業務を民間委託する。	小学校9校の給食調理業務を自校方式を堅持しながら、民間委託し、給食メニューの多様化等、学校給食の充実を図る。 (No281の記載内容と同じ)	(平成18年度) ・市立小学校3校の調理業務を委託した(実施校：日野二小・日野四小・日野五小、調理員：14人削減、効果額：124,320千円)。(No.281の記載内容と同じ) (平成18年度) ・市立小学校2校の調理業務の委託を平成19年9月から実施した(実施校：日野六小・仲田小、調理員：9人削減、効果額：46,620千円)。(No.281の記載内容と同じ) (平成20年度) ・市立小学校1校の調理業務の委託を実施した(実施校：夢が丘小、調理員：4人削減、効果額：35,520千円)。 (平成21年度) ・平成21年度に導入を予定していた東光寺小学校への調理業務等の民間委託を見送った。平成22年度での導入に向け準備を進めた。 (平成22年度) ・平成21年度に導入を見送った東光寺小学校の調理業務等の民間委託を22年度実施した。	一部実施								0								0	学校課
505		Ⅲ	1	(4)	1	f	学校用務員の直営(現在1校1名)を廃止し、シルバー人材センター等への委託、臨職・嘱託化等を進め、職員数の適正化を図る。	平成20年度に小学校9校、21年度に小学校8校、平成22年度に中学校8校の委託を実施する (No.286の記載内容と同じ)	(平成17・18年度) ・未着手。(No.286の記載内容と同じ) (平成19年度) ・学校用務への民間活力導入の方針を教育委員会で決定した。(No.286の記載内容と同じ) (平成20・21・22年度) ・No.286の記載内容に同じ。	一部実施								0						0	職員課		
505		Ⅲ	1	(4)	1	f	学校用務員の直営(現在1校1名)を廃止し、シルバー人材センター等への委託、臨職・嘱託化等を進め、職員数の適正化を図る。	平成20年度に小学校9校、21年度に小学校8校、平成22年度に中学校8校の委託を実施する (No.286の記載内容と同じ)	(平成17・18年度) ・未着手。(No.286の記載内容と同じ) (平成19年度) ・学校用務への民間活力導入の方針を、教育委員会で決定した。(No.286の記載内容と同じ) (平成20年度) ・方針は決定しているものの、具体的に予算措置することができなかった。 (平成22年度) ・No.286と同じの記載内容と同じ。 ・費用対効果及び現業職の再任用の職場を当面確保するためにも、用務職場の退職者を不補充とし、そこに再任用及び嘱託員を配置して嘱託化を推進する。	一部実施								0							0	庶務課	
506		Ⅲ	1	(4)	1	f4	学校の安全安心の観点から学校管理員の設置を検討する	防犯カメラの設置等に加え、大人の目による監視及び見守る学校管理員を配置し、学校の更なる安全対策強化を図る。市政嘱託員、再雇用職員、団塊世代の活用。 (No.150の記載内容と同じ)	(平成17年度) ・平成18年度予算の新規事業として、学校管理員の予算要望(4月実施は見送り)。 (平成18年度) ・9月補正予算により、10月から委託により、小中学校全校に学校管理員を配置。(No.150の記載内容と同じ) (平成18年度) ・市内全小中学校への学校管理員の配置を、委託方式により引き続き実施した。(No.150の記載内容と同じ) (平成20、21、22年度) ・No.150の記載内容に同じ。	実施済(完了)								0							0	職員課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課
506	Ⅲ	1	(4)	1	f4	学校の安全安心の観点から学校管理員の設置を検討する	防犯カメラの設置等に加え、大人の目による監視及び見守る学校管理員を配置し、学校の更なる安全対策強化を図る。市政嘱託員、再雇用職員、団塊世代の活用。 (No.150の記載内容と同じ)	(平成17年度) ・平成18年度予算の新規事業として、学校管理員の予算要望(4月実施は見送り)。 (平成18年度) ・9月補正予算により、10月から委託により、小・中学校全校に学校管理員を配置。(No.150の記載内容と同じ) (平成19年度) 市内全小・中学校への学校管理員の配置を、委託方式により引き続き実施した。(No.150の記載内容と同じ) (平成20年度) ・全小・中学校に嘱託員を配置し実施した。(No.150の記載内容と同じ) (平成22年度) ・引き続き、国の緊急雇用特別補助金を活用して、市内全小中学校への学校安全管理員を配置した。	実施済(完了)							0							0	庶務課
507	Ⅲ	1	(4)	1	g	道路補修・側溝清掃作業業務を民間委託化し、職員定数の削減を図る	道路補修・側溝清掃業務を民間委託することにより、職員数の適正化を図る。平成21年度に実施する。 (No.276・No.277の記載内容と同じ)	(平成17・18年度) ・未着手。(No.276・No.277の記載内容と同じ) (平成19年度) ・委託方針の再検討を進めた。(No.276・No.277の記載内容と同じ) (平成20・21・22年度) ・No.276、No.277の記載内容に同じ。	一部実施							0							0	職員課
507	Ⅲ	1	(4)	1	g	道路補修・側溝清掃作業業務を民間委託化し、職員定数の削減を図る	道路補修・側溝清掃業務を民間委託することにより、職員数の適正化を図る。平成21年度に実施する。 (No.276・No.277の記載内容と同じ)	(平成17・18年度) ・未着手。(No.276・No.277の記載内容と同じ) (平成19年度) ・委託方針の再検討を進めた。(No.276・No.277の記載内容と同じ) (平成20年度) ・作業員の削減(11人が6人)になおかつ、民間委託費の予算化が厳しい現状の中では現在の作業員体制を維持しつつ、第3次行革を踏まえ、今後のあり方を再検討する必要がある。 (平成21年度) ・作業員の削減を行い、民間委託費の予算化が厳しい現状の中では現在の作業員体制を維持しつつ、第3次行革を踏まえ今後のあり方を再検討する必要がある。 (平成22年度) ・民間委託費の予算化が厳しい現状の中では現在の作業員体制を維持しつつ、第3次行革を踏まえ第4次行革で今後のあり方を再検討する必要がある。	一部実施							0							0	道路課
508	Ⅲ	1	(4)	1	g	街路樹・公園・水路関係作業業務を民間委託化し、職員定数の削減を図る	街路樹・公園等・水路維持管理作業業務を民間委託することにより、職員数の適正化を図る。平成21・22年度に実施する。 (No.278・No.279・No.280の記載内容と同じ)	(平成17・18年度) ・未着手。(No.278・No.279・No.280の記載内容と同じ) (平成19年度) ・平成21年度の実施に向け、関係各課と調整を図った(職員1人減)。(No.278・No.279・No.280の記載内容と同じ) (平成20・21・22年度) ・No.278、No.279、No.280の記載内容に同じ。	一部実施							0							0	職員課
508	Ⅲ	1	(4)	1	g	街路樹・公園・水路関係作業業務を民間委託化し、職員定数の削減を図る	街路樹・公園等・水路維持管理作業業務を民間委託することにより、職員数の適正化を図る。平成21・22年度に実施する。 (No.278・No.279・No.280の記載内容と同じ)	(平成17・18年度) ・未着手。(No.278・No.279・No.280の記載内容と同じ) (平成19年度) ・平成21年度の実施に向け、関係各課と調整を図った(職員1人減)。(No.278・No.279・No.280の記載内容と同じ) (平成20年度) ・平成22年度の実施に向け、関係各課と調整を図った。(No.278・No.279・No.280の記載内容と同じ) (平成21年度) ・街路樹・公園等・水路の維持管理作業業務を一部民間委託することにより、安全で快適な環境の確保をし職員数の適正化に努めた。 (平成22年度) ・庁内全体としての職員配置を考慮し、実施内容について当面保留とする。	一部実施							0							0	緑と清流課
509	Ⅲ	1	(4)	1	h	図書館業務に嘱託員を導入し定数削減を図る	正規職員削減(平成18～20年度で8名)にあたり、嘱託職員の業務範囲を拡大して対応する。そのために必要な業務教育・訓練を実施し能力の向上を図り、図書館業務が円滑・効果的に実施できるものとする。 (No.289の記載内容に同じ)	(平成17年度) ・①嘱託職員導入新規予算要求、②正規職員削減案立案(中央図書館から2人、高幡・多摩平図書館から各1人、計4人)、③嘱託職員業務範囲拡大計画立案。 (平成18年度) ・①嘱託職員導入により正規職員4人を削減した(中央図書館から2人、高幡・多摩平図書館から各1人)、②嘱託職員導入新規予算要求、③正規職員削減案立案(中央図書館・高幡図書館から各1人)。 (No.289の記載内容と同じ) (平成19年度) ・①嘱託職員の導入により正規職員2人を削減した(中央図書館から1人、高幡・1人)。 ・②嘱託職員の導入に係る新規予算要求を行った。 ・③正規職員削減案を立案した(中央図書館・多摩平図書館から各1人)。(No.289の記載内容と同じ) (平成20年度) ・4月から正職員2人を嘱託職員化し、第3次行革の目標である正職員8人の嘱託職員化を完了した。 ・OJTや計画的な業務教育・訓練により、嘱託職員の業務範囲の拡大を進め、市民サービスの低下を来たさないようにした。(No.289の記載内容と同じ) (平成21年度) ・No.289の記載内容に同じ。	実施済(完了)							0							0	図書館
510	Ⅲ	1	(4)	1	h4	嘱託職員の業務教育・訓練を実施し能力の向上を図る	正規職員削減(平成18～20年度で8名)にあたり、嘱託職員の業務範囲を拡大して対応する。そのために必要な業務教育・訓練を実施し能力の向上を図り、図書館業務が円滑・効果的に実施できるものとする。 (No.289の記載内容に同じ)	(平成17年度) ・①嘱託職員導入新規予算要求、②正規職員削減案立案(中央図書館から2人、高幡・多摩平図書館から各1人、計4人)、③嘱託職員業務範囲拡大計画立案。 (平成18年度) ・①嘱託職員導入により正規職員4人を削減した(中央図書館から2人、高幡・多摩平図書館から各1人)、②嘱託職員導入新規予算要求、③正規職員削減案立案(中央図書館・高幡図書館から各1人)。 (No.289の記載内容と同じ) (平成19年度) ・①嘱託職員の導入により正規職員2人を削減した(中央図書館1人、高幡同1人)。 ・②嘱託職員の導入に係る新規予算要求を行った。 ・③正規職員削減案を立案した(中央図書館・多摩平図書館から各1人)。(No.289の記載内容と同じ) (平成20年度) ・4月から正職員2人を嘱託職員化し、第3次行革の目標である正職員8人の嘱託職員化を完了した。 ・OJTや計画的な業務教育・訓練により、嘱託職員の業務範囲の拡大を進め、市民サービスの低下を来たさないようにした。(No.289の記載内容と同じ) (平成21年度) ・OJTや計画的な業務教育・訓練により、嘱託職員の業務範囲の拡大を進め、市民サービスの低下を来たさないようにした。(No.289の記載内容と同じ) (平成22年度) ・OJTや計画的な業務教育・訓練により、嘱託職員の業務範囲の拡大を進めた。(No.290の記載内容と同じ)	実施済(完了)							0							0	図書館
511	Ⅲ	1	(4)	1	i	建築確認事務対応の社会的状況により、建築指導課配置の職員数を柔軟に見直す	民間の建築確認業務のチェック体制に配慮しながら行う。国からの指導基準を合わせて検討する	(平成17年度) ・前年度より、管理係事務職員1人減。 (平成18年度) ・嘱託員(技術指導員)1人減、再任用職員(技術職員)1人減。 (平成19年度) ・人事配置により対応した。 (平成20年度) ・実施済。 (平成21・22年度) ・建築確認業務のチェック体制の状況を考慮して配置を行った。	実施済(完了)	1						1	8,880	2,830					11,710	職員課
511	Ⅲ	1	(4)	1	i	建築確認事務対応の社会的状況により、建築指導課配置の職員数を柔軟に見直す	民間の建築確認業務のチェック体制に配慮しながら行う。国からの指導基準を合わせて検討する	(平成17年度) ・前年度より、管理係事務職員1人減。 (平成18年度) ・嘱託員(技術指導員)1人減、再任用職員(技術職員)1人減。 (平成19年度) ・正規職員、再任用職員、嘱託員各1人減で目標達成を図ることができた。 (平成20年度) ・現状維持で仕事の効率化を図っている。 (平成21年度) ・現状維持で仕事の効率化を図っている。なお、長期優良住宅認定制度の開始により、業務量が増えた。 (平成22年度) ・職員数の削減に努めてきたが、近年の法改正に伴う長期優良住宅認定制度の開始、省エネ法の改正、エコ住宅の認定により業務量が増えたが、現状維持で仕事の効率化を図っている。	実施済(完了)							0							0	建築指導課
512	Ⅲ	1	(4)	1	j	業務量に見合った職員配置を実現する(不要不急の業務は大胆に見直す意識を徹底させる)	事務事業点検基準及び行政評価システムを通じ適正・効率的な業務量と職員配置を構築する	(平成18年度) ・各主管課で行政評価などの際に検討した。 (平成19年度) ・適正・効率的な職員配置に努めた。 (平成20年度) ・課の体制を維持するための最低限の職員配置であり、業務量に見合ったものと判断しているが、10月から1人欠員となり臨時職員対応とした。 (平成21年度) ・課の体制を維持するための最低限の職員配置であり、業務量に見合ったものと判断している。10月に1人欠員が解消された。	実施済(完了)							0							0	男女平等課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	番号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位人	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課	
512	Ⅲ	1	(4)	1	j	業務量に見合った職員配置を実現する(不要不急の業務は大胆に見直す意識を徹底させる)	事務事業点検基準及び行政評価システムを通じ適正・効率的な業務量と職員配置を構築する	(平成18年度) ・各主管課で行政評価などの際に検討した。 (平成19年度) ・情報化対象分野の拡大、税法改正等に伴うシステム改修の必要性により、業務量の増加が避けられない状況となった。担当課との業務分担の見直しや職場の事務改善、職員の業務遂行能力の向上を図る一方で、外部の専門家の活用も視野に入れながら職員の適正配置に努めた。 (平成20年度) ・新制度の創設、税法改正等に伴うシステム改修の必要性により、大幅な業務量の増加が発生した。担当課との緊密な協議を行い効率的な業務実施を目指した。一方で、外部委託事業者と協議を進め、業務量に応じた体制構築を求めながら職員の適正配置に努めた。 (平成21年度) ・税法改正等に伴うシステム改修の必要性、再構築事業準備業務により、大幅な業務量の増加が発生した。担当課との緊密な協議を行い効率的な業務実施を目指した。一方で、外部委託事業者と協議を進め、業務量に応じた体制構築を求めながら職員の適正配置に努めた。 (平成22年度) ・平成21年度に引き続き住民情報システムの再構築業務による大幅な業務量の増加が発生したが、計画性と効率的な事務に努め事務量の軽減を目指した。また、担当課との緊密な協議を行い効率的な業務実施を目指した。一方で、外部委託事業者と協議を進め、業務量に応じた体制構築を求めながら職員の増加する業務の軽減に努めた。	一部実施						0									0	情報システム課
512	Ⅲ	1	(4)	1	j	業務量に見合った職員配置を実現する(不要不急の業務は大胆に見直す意識を徹底させる)	事務事業点検基準及び行政評価システムを通じ適正・効率的な業務量と職員配置を構築する	(平成18年度) ・各主管課で行政評価などの際に検討した。 (平成19年度) ・適正・効率的な職員配置に努めた。 (平成22年度) ・平成22年度から汚泥再生施設の竣工に伴い、1人を減員した。 ・処理施設の整備状況を踏まえ、職員配置を見直していく。	一部実施						0								0	施設課	
512	Ⅲ	1	(4)	1	j	業務量に見合った職員配置を実現する(不要不急の業務は大胆に見直す意識を徹底させる)	事務事業点検基準及び行政評価システムを通じ適正・効率的な業務量と職員配置を構築する	(平成18年度) ・各主管課で行政評価などの際に検討した。 (平成19年度) ・適正・効率的な職員配置に努めた。 (平成20・21年度) ・係会等で係内の業務の情報共有を図った上で、複数の担当者の配置等の見直しを行った。 (平成22年度) ・今後も係会等で係内の業務の情報共有を図った上で、複数の担当者の配置等の見直しを行っていく。	一部実施						0								0	道路課	
512	Ⅲ	1	(4)	1	j	業務量に見合った職員配置を実現する(不要不急の業務は大胆に見直す意識を徹底させる)	事務事業点検基準及び行政評価システムを通じ適正・効率的な業務量と職員配置を構築する	(平成18年度) ・各主管課で行政評価などの際に検討した。 (平成19・20・21年度) 適正・効率的な職員配置に努めた。	実施済(完了)						0								0	障害福祉課	
512	Ⅲ	1	(4)	1	j	業務量に見合った職員配置を実現する(不要不急の業務は大胆に見直す意識を徹底させる)	事務事業点検基準及び行政評価システムを通じ適正・効率的な業務量と職員配置を構築する	(平成18年度) ・各主管課で行政評価などの際に検討した。 (平成19年度) ・学校用務への民間活力導入を教育委員会で決定した。 (平成21年度) ・課内で、健康管理、家族の団楽の確保等の観点から、時間外勤務の多い職員に対し指導助言を繰り返し、業務の見直しも図ったが改善できなかった。 (平成22年度) ・課内で、健康管理、家族の団楽の確保等の観点から、時間外勤務の多い職員に対し指導助言を繰り返し、業務の見直しも図った。対前年比で大きく改善できた。引き続き事務の効率化を進めていく。	一部実施						0									0	庶務課
512	Ⅲ	1	(4)	1	j	業務量に見合った職員配置を実現する(不要不急の業務は大胆に見直す意識を徹底させる)	事務事業点検基準及び行政評価システムを通じ適正・効率的な業務量と職員配置を構築する	(平成18年度) ・各主管課で行政評価などの際に検討した。 (平成19・20・21・22年度) ・職員配置について見直しを行った。	一部実施						0								0	学校課	
512	Ⅲ	1	(4)	1	j	業務量に見合った職員配置を実現する(不要不急の業務は大胆に見直す意識を徹底させる)	事務事業点検基準及び行政評価システムを通じ適正・効率的な業務量と職員配置を構築する	(平成18年度) ・各主管課で行政評価などの際に検討した。 (平成19年度) ・コミュニティワーカーや分室の職員配置等も含め検討した。 (平成20年度) ・高幡台分室に職員3人を配置し充実を図った。 (平成21年度) ・再任用職員2人を増員して、事業実施、施設管理を充実させた。 (平成22年度) ・来年度が東京都公民館研究大会の会場市となるため、その事務量増加に対応すべく臨時職員の雇用について予算化した。	実施済(完了)						0									0	中央公民館
小計(小項目計)										7	0	0	17	17	13	54	62,160	2,830	0	150,960	150,960	115,440	482,350		

(5)人事評価制度の確立

513	Ⅲ	1	(5)	1	a1	人事評価システムの評価の適正化を図る	行動評価と業績評価の評価精度の更なる向上と公平性・客観性・納得性を確保し、査定昇給、昇任、配置転換、勤勉手当等へ活用する。	(平成17年度) ・行動評価、業績評価等を試行。 (平成18年度) ・行動評価、業績評価等を試行。 (平成19年度) 「日野市人材育成基本方針」に基づき、人事評価システムの再構築を図った。(No.480の記載内容と同じ) (平成20・21年度) ・新人事評価に基づき、部長職・課長職に対し、査定昇給を実施した。 (平成22年度) ・新人事評価に基づき、部長職・課長職・課長補佐職に対し、査定昇給を実施した。	実施済(完了)							0							0	職員課
514	Ⅲ	1	(5)	1	a2	人事評価システムの評価の適正化を図るため、評価者の評価訓練を定期的に実施し評価の平準化をはかる	公平性・客観性・納得性が確立した人事評価システムを定着するために、評価者間で評価基準のずれが生じないよう評価者研修を継続して、実施する。	(平成17年度) ・新任管理職、新任係長に対し実施。 (平成18年度) ・新任管理職、新任係長に対し評価者研修を実施。 (平成19年度) 「日野市人材育成基本方針」に基づき、人事評価システムの再構築を図った。(No.480の記載内容と同じ) (平成20・21年度) ・評価者に対し、事例形式の評価者研修を実施した。また、部長職・課長職に対し、部別に、評価結果を用いた、部別研修会を実施した。 (平成22年度) 評価者に対し、事例形式の評価者研修を実施した。	実施済(完了)							0							0	職員課
515	Ⅲ	1	(5)	1	a3	勤勉手当への成積率導入を図るため、査定基準を構築する	勤勉手当を本来の趣旨に沿った勤務成績を支給率に反映できる査定基準を構築する。	(平成17年度) ・勤務成績を支給率に反映できる査定基準を検討。 (平成18年度) ・勤務成績を勤勉手当支給率に反映できる査定基準を検討。 (平成19年度) ・勤勉手当への成積率の導入は、行わないことに決定した(4分割査定昇給制度の導入によることとした)。 (平成20年度) ・勤勉手当への成積率導入については、平成21年度条例改正に向けて検討した。 (平成21年度) ・平成22年度より部長職・課長職の勤勉手当に成積率の導入するため条例改正を行った。 (平成22年度) ・新人事評価に基づき、部長職・課長職に対し、成積率を導入した。	実施済(完了)							0							0	職員課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課
516	Ⅲ	1	(5)	1	a4	勤務実績の評価に基づいて昇給を決定する制度(査定昇給制度)を導入する	昇給期を年1回(4月1日)に統一し、昇給幅を4分割し、能力・業績の度合いをきめ細かく昇給に反映できる給与構造改革に準拠した昇給制度を導入する。	(平成17年度) ・昇給期を年1回(4月1日)に統一し、昇給幅を4分割し、能力・業績の度合いをきめ細かく昇給に反映できる給与構造改革に準拠した昇給制度を導入を検討。 (平成18年度) ・昇給期を年1回(4月1日)に統一し、昇給幅を4分割し、能力・業績の度合いをきめ細かく昇給に反映できる給与構造改革に準拠した昇給制度を導入を検討。 ・昇給期の統一及び昇給幅4分割の導入決定。 ・給与条例改正(平成19年3月議会に提案)。 (平成19年度) ・査定昇給を見据えた新人事評価システム指針の検討・策定を行った(平成20年度部長・課長に対し、査定昇給実施)。 (平成20、21年度) ・No.513の記載内容に同じ。 (平成22年度) ・新人事評価に基づき、部長職・課長職・課長補佐職に対し、査定昇給を実施した。	実施済(完了)							0						0	職員課	
517	Ⅲ	1	(5)	1	b1	職員の意欲や、実績に基づく昇任がなされるよう、職員昇任試験制度の推進を図る(自薦、他薦等の様々な形態での受験機会の提供を行う)	日常の業務遂行過程における実績度やリーダーシップの発揮に着眼し、ふさわしい人材に昇任の機会を付与するため、推薦制度を設ける。	(平成17年度) ・職員昇任試験制に伴う推薦制度実施し、管理職3人を任用。 (平成18年度) ・推薦の対象を管理職のみならず、係長職及び主任に拡大。 ・職員昇任試験制に伴う推薦制度実施し、管理職3人・係長1人・主任1人の推薦を決定。 (平成19年度) ・昇任選考に係る推薦制度を引き続き実施した。 (平成20年度) ・職員昇任試験制に伴う推薦制度実施し、管理職6人・係長13人・主任13人の推薦を決定。 (平成21年度) ・職員昇任試験制に伴う推薦制度実施し、管理職2人・係長8人・主任3人の推薦を決定。 (平成22年度) ・職員昇任試験制に伴う推薦制度実施し、管理職4人・係長9人・主任4人の推薦を決定。	実施済(完了)							0						0	職員課	
518	Ⅲ	1	(5)	1	b2	職員の意欲や、実績に基づく昇任がなされるよう、職員昇任試験制度の推進を図る(複線型昇任コースを確立する)	事務・技術等の一般行政職員の昇任コースに並行して、保育士、幼稚園教諭、又は医療技術職といった専門職のための昇任コースを、専門職の配置計画(ポスト数及び昇任者数の確定)の策定に併せ設ける。	(平成18年度) ・専門職配置計画(専門職配置分野の必要昇任者数の把握等)を策定。 (平成19年度) ・引き続き検討を行った。 (平成20年度) ・保育園に副園長制度を導入した。 (平成21・22年度) ・保育園の副園長への昇任制度を推進した。	実施済(完了)							0						0	職員課	
519	Ⅲ	1	(5)	5	c1	技能労務(現業)職員の事務職員への任用替を引き続き推進する	行政職分野の執務を希望する技能労務(現業)職員の道を開くと共に事務職退職者の補充要員として、事務職員等への任用替を引き続き推進する	(平成17年度) ・任用替試験の実施(合格者数15人)。 (平成18年度) ・任用替試験の実施(合格者数10人)。 ・4月1日、本庁等事務職員の職場に配置。 ・平成19年度に向けても実施(合格者数18人)。 (平成19年度) ・技能労務職3人の事務職員等への任用替(1年後)を前提とする選考を行った。 (平成20年度) ・技能労務職2人を事務職員・栄養士への任用替(1年後)を前提とする選考を行った。その結果、平成21年10月に2人が任用替となった。 (平成21年度) ・技能労務職を事務職員への任用替とする選考を行った(平成22年度任用替予定者4人)。 (平成22年度) ・技能労務職を事務職員への任用替とする選考を行った。	実施済(完了)							0						0	職員課	
小計(小項目計)										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
中計(中項目計)										7	0	0	17	17	13	54	122,598	19,751	0	151,766	150,960	115,440	560,515	

Ⅲ-2 市民が納得できる給与水準の実現

(1)人事給与等の適正化

520	Ⅲ	2	(1)	1	a	人事院及び東京都人事委員会勧告に沿った適正な給与改定を実施する	人事院及び東京都人事委員会勧告に沿った適正な給与改定を実施する。都の給与制度に準拠しているため、改定率等については、東京都人事委員会の勧告に従うことになる。	(平成17年度) ・賃金平均0.85%マイナス(諸手当込み)、一時金4.45月。 (平成18年度) ・賃金平均0.31%マイナス(諸手当込み)、一時金改定なし。 (平成19年度) ・東京都人事委員会勧告を踏まえ、給料月額を2.3%程度引き下げ、地域手当を2.5%引上げた(平成20年1月1日実施)。 ・期末動労手当については、0.05月引き上げを行い、年間支給月数を4.45月から4.5月とした(平成20年4月1日実施)。 (平成20年度) ・東京都人事委員会勧告のうち、給料月額を0.09%(公民較差分)程度引き下げた(平成21年1月1日実施)。 ・地域手当を13.5%から国基準である12%に引き下げた(平成21年2月1日実施)。 (平成21年度) ・東京都人事委員会勧告に準じ、給料月額を2.0%(公民較差0.35%分を含む)引き下げた(平成22年1月1日実施)。 (平成22年度) ・東京都人事委員会勧告に準じ、給料月額を1.2%(公民較差0.29%分を含む)引き下げた(平成23年1月1日実施)。	実施済(完了)							0	75,373	23,597					98,970	職員課
521	Ⅲ	2	(1)	1	b	ラスパイレス指数の適正化を図り、給与水準の目標はラスパイレス指数100以下とする	給与水準の目標はラスパイレス指数100以下を目標とし、超える場合は給与削減措置等の速やかな対応を行う。 *総務省は、18年度から従来の算出方法によるラスパイレス指数に加えて、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数を公表することとなった。日野市は現行上11%で支給しているのに対して、18年度国基準による4%(22年度までに段階的に12%まで引き上げることになっている)と低い設定となっているため、一時的に高い指数となることが予想される。	(平成17年度) ・平成17年度のラスパイレス指数は、99.9であった。 (平成18年度) ・平成18年度のラスパイレス指数は、101.3であった。 (平成19年度) ・平成19年度のラスパイレス指数は、102.6であった。 (平成20年度) ・平成20年度のラスパイレス指数は、101.3であった。 (平成21年度) ・平成21年度のラスパイレス指数は、101.4であった。 (平成22年度) ・平成22年度のラスパイレス指数は、100.2であった。	実施済(完了)							0							0	職員課
522	Ⅲ	2	(1)	1	c ¹	給与制度運用措置(わたり運用)を廃止する	昇任試験を受けることなく、主事のまま係長の級(6級)まで昇格する制度を18年4月1日に廃止する。	(平成18年度) ・昇任・昇格基準の改正。 ・給与制度運用措置(わたり運用)を4月1日に廃止。 (平成19年度) ・前年度当初に廃止済である。	実施済(完了)							0		2,095					2,095	職員課
523	Ⅲ	2	(1)	1	c ²	査定昇給制度の導入を検討する	昇給期を年1回(4月1日)に統一し、昇給幅を4分割し、能力・業績の度合いをきめ細かく昇給に反映できる給与構造改革に準拠した昇給制度を導入する。(No.516の記載内容と同じ)	(平成17年度) ・昇給期を年1回(4月1日)に統一し、昇給幅を4分割し、能力・業績の度合いをきめ細かく昇給に反映できる給与構造改革に準拠した昇給制度を導入を検討。 (平成18年度) ・昇給期を年1回(4月1日)に統一し、昇給幅を4分割し、能力・業績の度合いをきめ細かく昇給に反映できる給与構造改革に準拠した昇給制度を導入を検討。 ・昇給期の統一及び昇給幅4分割の導入決定。 ・給与条例改正(平成19年3月議会に提案)。(No.516の記載内容と同じ) (平成19年度) ・査定昇給を見据えた新人事評価システム指針の検討・策定を行った(平成20年度部長・課長に対し、査定昇給実施)。(No.516の記載内容と同じ) (平成20・21年度) ・No.516の記載内容に同じ (平成22年度) ・新人事評価に基づき、部長職・課長職・課長補佐職に対し、査定昇給を実施した。	実施済(完了)							0							0	職員課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課		
524	Ⅲ	2	(1)	1	d	職務給導入の効果、国・都や他市の状況を勘案し、地域手当率の見直しを行う	平成18年6月までに、①職務給導入の効果、②国、都や他市の状況を勘案し、地域手当率の見直しを行う。	(平成17年度) ・平成17年4月1日～6月30日:11%。 ・平成17年7月1日～18年18年6月30日:12%。 (平成18年度) ・平成17年7月1日～18年6月30日:12%。 ・平成18年7月1日～:11%。 給与改定時に、率の引き上げ(11%→12%)について検証したが、財政状況を勘案した中、十分な効果が得られてないと判断し、見送ることとした。 (平成19年度) ・東京都人事委員会勧告を踏まえ、給料月額を2.3%程度引き下げ、地域手当を2.5%引上げた(平成20年1月1日実施)。 ・期末勤勉手当については、0.05月引き上げを行い、年間支給月数を4.45月から4.5月とした(平成20年4月1日実施)。(No.520の記載内容と同じ) (平成20・21年度) ・No.520の記載内容に同じ。	実施済(完了)							0						0	職員課			
525	Ⅲ	2	(1)	1	e1	期末・勤勉手当傾斜配分の見直しを行う	加算対象の年齢要件を撤廃し、役職職員のみに適用する。部長職＝20%、課長職＝15%、課長補佐職＝10%、係長職＝7%、主任職＝5%【支給対象率】79.2% →36.4%	(平成18年度) 【旧】部長職、56歳以上の課長職:20%、56歳未満の課長職、52歳以上の課長補佐職:15%、52歳未満の課長補佐職、46歳以上の係長職、48歳以上の主事職:10%、33歳以上の係長職、43歳以上の主事職:7%、33歳未満の係長職、33歳以上の主事職:5%。 【新】加算対象の年齢要件を撤廃し、役職職員のみに適用する。部長職:20%、課長職:15%、課長補佐職:10%、係長職・主任長・50歳以上の主任、主事:7%、主任職・40歳以上の主事:5%。 (平成19年度) ・前年度に見直し済。 (平成20年度) ・加算率と年齢要件について検討中。 (平成21・22年度) ・平成22年度末の年齢要件加算の廃止と合わせて検討した。	実施済(完了)							0		40,801						40,801	職員課	
526	Ⅲ	2	(1)	1	f1	管理職手当の見直しを行う(支給率に適切な格差を設ける)	課長職と課長補佐職の職責の違いに着眼し、支給率に適切な格差を設ける。	(平成18年度) ・近隣市町村等の実態についての情報収集。 ・定額制導入との比較考量。 (平成19年度) ・平成20年4月1日から管理職手当の定額化を導入することを決定した。 (平成20年度) ・4月1日から管理職手当の定額化を導入した。	実施済(完了)							0								0	職員課	
527	Ⅲ	2	(1)	1	f2	管理職手当の見直しを行う(定率制から定額制に改善する(年功序列の排除))	年功序列的要素から職責に応じた管理職手当とするため、定率制から定額制への移行する。	(平成18年度) ・定率制から定額制への移行を検討。 ・東京都、他の自治体の動向を見守る。※東京都:導入に向けての検討段階。 (平成19年度) ・平成20年4月1日から管理職手当の定額化を導入することを決定した。(No.526の記載内容と同じ) (平成20・21年度) ・No.526の記載内容に同じ。	実施済(完了)							0								0	職員課	
528	Ⅲ	2	(1)	1	g	係長職手当を廃止する(20年4月1日に全廃する)	係長職手当は廃止し、残業に対しては時間外勤務手当を支給する。激変緩和措置として、現行上15%の手当率を1年毎に5%ずつ削減し、3年間で廃止する措置をとる。この期間中の時間外勤務手当については、当該手当との差額の部分を支給するものとする。	(平成18年度) ・給与条例の改正。 ・係長手当支給規則改正。 ・平成18年度は、係長手当15%を10%とした。 (平成19年度) ・平成19年度当初から、従前10%だった係長職手当の比率を5%に削減した(平成20年度当初には、同手当の全廃が決定している。 (平成20年度) ・係長手当を廃止した。	実施済(完了)							0		53,008	48,489	34,543				136,040	職員課	
529	Ⅲ	2	(1)	1	h1	退職時特別昇給を廃止する	平成18年4月1日に退職時特別昇給(動続20年で1号昇給)制度を廃止	(平成18年度) ・退職時特別昇給(動続20年で1号昇給)制度を廃止。 ・給与条例改正。 ・退職手当支給条例改正。 (平成19年度) ・前年度当初に廃止済みである。 (平成20年度) ・廃止済。	実施済(完了)							0		3,552						3,552	職員課	
530	Ⅲ	2	(1)	1	h2	55歳昇給停止を給与構造改革の中で検討する	国の給与構造改革の、従来の55歳昇給停止に替えて昇給幅を半分程度に抑制する措置や枠外昇給廃止などの方針を踏まえて、昇給に係る高齢者対策について検討する。	(平成18年度) ・東京都、他市の動向を踏まえ検討。 ・モチベーション維持の観点から、昇給の停止ではなく、他の手法の導入を検討。 国は平成18年1月から、また、東京都は同年4月から、それぞれ給与構造改革を実施したが、55歳以上の職員については昇給を抑制するようである。 (平成19年度) ・引き続き、検討を行った。 (平成20年度) ・継続検討 (平成21・22年度) ・査定昇給導入と合わせて55歳昇給抑制について検討した。	実施済(完了)							0								0	職員課	
531	Ⅲ	2	(1)	1	i	勤奨退職制度の見直しを行う	職員の新陳代謝の促進による組織活性化の見地から勤奨退職者の年齢の拡大及び退職手当金の割増率の見直しを行う。年齢:50歳以上 → 45歳以上へ、割増率(普通退職の率に対して):50歳の者に対して30%の割増加算、以下1歳増すごとに3%ずつ率を逓減 → 45歳以上の者に対して45%の割増加算以下1歳増すごとに3%ずつ逓減	(平成17年度) ・平成16年度勤奨退職者12人。 (平成18年度) ・平成17年度勤奨退職者7人(No.495で計上)。 (平成19年度) ・平成20年度以降、勤奨退職は次のような取り扱いにすることとなった。 【従来】①50歳～58歳が対象(動続年数は不問)、②①の要件を満たせば誰でも退職勤奨を受けることができる。 【改正後】①50歳～58歳が対象であるが、動続20年以上の在職年数を必要とする、②人事管理上必要が生じた場合、または財政状況上必要が生じた場合に、任命権者が実施する、③本人の非違によらず、退職の意思を有すること。 (平成20年度) ・平成20年度以降、勤奨退職は次のような取り扱いとした。 【従来】①50歳～58歳が対象(動続年数は不問)、②①の要件を満たせば誰でも退職勤奨を受けることができる。 【改正後】①50歳～58歳が対象であるが、動続20年以上の在職年数を必要とする、②人事管理上必要が生じた場合、または財政状況上必要が生じた場合に、任命権者が実施する、③本人の非違によらず、退職の意思を有すること。 (平成21年度) ・勤奨退職の対象年齢の拡大について検討した。	実施済(完了)			12(※)				0		106,560(※)						0	職員課	
532	Ⅲ	2	(1)	1	j1	住居手当の支給金額の見直しを行う	住居手当を国及び他市の状況を踏まえ、見直しを行う。扶養親族あり16,500円→10,500円、扶養親族なし15,500円→9,900円、※借家には5,000円加算、平成18年4月1日実施。なお、平成18年度中に支給対象を世帯主(又はこれに準ずる者)のみとするよう、再度改正を行う。平成19年1月1日実施	(平成17年度) ・住居手当:同居者8,500円→0円、扶養あり15,500円→16,500円。 (平成18年度) ・住居手当(4月1日実施):扶養あり16,500円→10,500円、扶養なし15,500円→9,900円、借家加算5,000円。 ・住居手当(平成19年1月1日実施):支給対象を「世帯主(準ずる者を含む)」に限定、借家加算2,000円。 (平成19・20年度) ・平成18年度までに見直し・実施済みである。	実施済(完了)							0	2,290	89,348							91,638	職員課
533	Ⅲ	2	(1)	1	j2	扶養手当の支給金額の見直しを行う	扶養手当を国及び他市の状況を踏まえ、見直しを行う。配偶者・欠配第一子17,500円→14,500円、その他8,400円→7,000円、加算5,200円→4,000円、平成18年4月1日実施	(平成17年度) ・扶養手当:配偶者・欠配第一子17,500円→16,500円。 (平成18年度) ・扶養手当(平成18年4月1日実施):配偶者・欠配第一子16,500円→14,500円、その他扶養8,400円→7,000円、加算5,200円→4,000円。 ・扶養手当(平成19年1月1日実施):配偶者・欠配第一子14,500円→13,500円。 (平成19・20年度) ・平成18年度に見直し・実施済みである。	実施済(完了)							0	3,171	33,512							36,683	職員課
534	Ⅲ	2	(1)	1	j3	通勤手当・特殊勤務手当の支給内容を見直す	国及び他市の動向を踏まえ、支給対象距離を片道2km以上とする。	(平成17年度) ・特殊勤務手当(清掃・税務業務等・図書館車運転・建築指導・特殊技術作業・年末年始・緊急対応・不規則勤務 ほか)廃止。 (平成18年度) ・給与条例の改正。 ・従来通勤距離片道1km以上の職員を支給対象としていたが、改正後は片道2km未満の職員には支給しないこととした。 (平成19・20年度) ・社会福祉現業手当を廃止した。	実施済(完了)							0	22,494	6,115	4,013						32,622	職員課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	番号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位数千円	担当課		
535	Ⅲ	2	(1)	1	k1	初任給格付けの見直し(公民格差なしでの経験格付けとする)	新たに採用された職員の初任給決定時に行なっている年齢別最低保障制度(26歳までは1歳1号、27歳から30歳までは2歳1号)の廃止。格付けは経験値(主に職歴)のみによる。民間企業経験者については、同種同業の場合は経験値を10割換算する。平成18年4月1日実施	(平成17年度) ・年齢別最低保障制度(26歳までは1歳1号、27歳～30歳は2歳1号)の廃止検討。 (平成18年度) ・初任給・昇格基準の改正。 ・職員の初任給決定時に行っている年齢別最低保障制度(26歳までは1歳1号、27歳～30歳は2歳1号)の廃止。格付けは経験値(主に職歴)のみによる。 ・民間企業経験者については、同種同業の場合は経験値を10割換算する (平成19・20年度) ・平成18年度に見直し・実施済みである。	実施済(完了)							0		514						514	職員課	
536	Ⅲ	2	(1)	1	li	調整昇給を廃止する	賃金水準保障のために一定年齢に達した者(47歳、52歳、57歳、59歳)に一齐に昇給短縮を行なう調整昇給を廃止する。平成18年4月1日実施	(平成17年度) ・一定年齢に達した者(47歳、52歳、57歳、59歳)に一齐に昇給短縮を行う調整昇給の廃止検討。 (平成18年度) ・一定年齢に達した者(47歳、52歳、57歳、59歳)に一齐に昇給短縮を行う調整昇給を廃止。 (平成19・20年度) ・平成18年度に見直し・実施済みである。	実施済(完了)							0		6,267						6,267	職員課	
537	Ⅲ	2	(1)	1	m	日当(日帰り出張)の廃止を検討する	全国的にも出張(日帰り)の際の日当は廃止される傾向にあるため、廃止に向けた検討を行う。平成18年度中に検討	(平成18年度) ・東京都、他市の動向を踏まえ、廃止検討。 (平成19・20年度) ・平成20年7月以降、日帰り日当を廃止することを決定した。	実施済(完了)							0								0	職員課	
538	Ⅲ	2	(1)	1	n1	互助会運営費に対する市交付金の見直しを行う	18年度中に他市の状況を考慮し、福利厚生の実施手法の再構築、交付金の削減、交付金投入廃止、互助会自体の存続等を含めた検討する。交付金を削減する場合は、17年度比で5年間で30%の削減を目標。	(平成17年度) ・市からの交付金の割合:会費1に対して交付金0.7の28,000千円。 (平成18年度) ・市からの交付金の割合:会費1に対して交付金0.6の24,000千円。 (平成19年度) ・目標は達成済だが、他市の状況をみて引き続き見直しを行っていくこととした。 (平成20年度) ・平成18年度で達成済。 (平成21・22年度) ・目標は達成済だが、他市の状況をみて引き続き見直しを行っていくこととした。	実施済(完了)							0		4,000	4,000					8,000	職員課	
539	Ⅲ	2	(1)	1	o1	人件費構成比率の改善を図る(歳出総額に占める人件費の割合(人件費構成比率)は20%以下を目標とする)	第3次行財政改革や集中改革プランの着実な実施や行政評価などを予算に即時に反映させ、民間委託の推進、職員定員の適正管理などにより、平成22年度までに人件費構成比率20%以下を実現し、効率的な行政運営を図る。	(平成18年度) ・平成18年度の定年退職22人、勤奨退職12人、普通退職14人に対して、19年度新規採用者は12人(事務職員11人、技術職員1人)に抑制した(病院を除く)。 (平成19年度) ・平成19年4月1日職員数:1,404人、平成20年4月1日職員数:1,365人であり、39人の職員削減を行った。(No.497の記載内容と同じ) (平成20・21年度) ・No.497の記載内容に同じ。	実施済(完了)							0								0	職員課	
540	Ⅲ	2	(1)	1	p1	図書館協議会の定数及び報酬金額の見直しを行う	日野市立図書館協議会設置条例」の定数10名以内を現実員8名(委員1名が学校長のため、委員報酬支給者は7名)以内に削減する。見直し時期については全庁的な見直しにあわせて検討する。報酬金額については「日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の見直しによる	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・第23期図書館協議会委員改選にあわせ、市民公募を実施した。 (平成20年度) ・条例では10人以内となっているが、8人としている。 ・6月の図書館法改正により、学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者のほかに、家庭教育の向上に資する活動を行う者が委員に追加されたため、市民参加(現在4人)の観点から減員することは難しいと判断した。 (平成22年度) ・第24期委員の選任に当たって、学校教育関係者(1人、小学校長)、社会教育関係者(1人、社会教育委員)、学識経験者(2人、図書館学、国際交流)、家庭教育関係者(1人、PTA代表)、公募市民(3人)の計8人とした。 ・委員1人が無償(学校長)のため、報酬支給者は7人で、報酬金額も「日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」によった。	実施済(完了)							0									0	図書館
541	Ⅲ	2	(1)	1	p1	各種委員会等の委員報酬の見直しを行う	各種委員会等の活動実績、構成員等を考慮し見直しを行う。	(平成18年度) ・会議の効率的な運用を図るとともに、他市の状況を見ながら適切な委員報酬額を報酬審議会に具申していく。 (平成19年度) ・男女平等推進委員会委員の報酬見直しは行うことができなかった。 (平成20年度) ・予算編成時に他の委員会や他市の状況を参考にしたが、見直しは行わなかった。 (平成21年度) ・平成22年度予算編成に際して検討したが、見直しは行わなかった。 (平成22年度) ・平成23年度予算編成に際して検討したが見直しは行わなかった。 ・全庁的な課題として引続き見直しの視点をもって取り組んでいく。	一部実施(当面保留)							0								0	男女平等課	
541	Ⅲ	2	(1)	1	p1	各種委員会等の委員報酬の見直しを行う	各種委員会等の活動実績、構成員等を考慮し見直しを行う。	(平成18年度) ・会議の効率的な運用を図るとともに、他市の状況を見ながら適切な委員報酬額を報酬審議会に具申していく。 (平成19年度) ・都市計画審議会及び町名地番整理審議会の委員については条例に従って支給し、その他の協議会等の委員は無報酬とした。 (平成21年度) ・市民まちづくり会議や建築審査会等の給付状況を参考に、ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会の委員への報酬を算出した。	一部実施							0								0	都市計画課	
541	Ⅲ	2	(1)	1	p1	各種委員会等の委員報酬の見直しを行う	各種委員会等の活動実績、構成員等を考慮し見直しを行う。	(平成18年度) ・会議の効率的な運用を図るとともに、他市の状況を見ながら適切な委員報酬額を報酬審議会に具申していく。 (平成19年度) ・建築審査会委員及び建築紛争調停委員会委員の報酬について、各特定行政庁に対して調査を行った結果、現行のとおりとした。 (平成20・21・22年度) ・委員報酬については他市の状況を踏まえ現行のとおりとした。	実施済(完了)							0								0	建築指導課	
541	Ⅲ	2	(1)	1	p1	各種委員会等の委員報酬の見直しを行う	各種委員会等の活動実績、構成員等を考慮し見直しを行う。	(平成18年度) ・会議の効率的な運用を図るとともに、他市の状況を見ながら適切な委員報酬額を報酬審議会に具申していく。 (平成19・21年度) ・教育委員の報酬については、見直しを行うことができなかった。 (平成22年度) ・市全体の委員報酬の見直しの中で、教育委員会関係の委員報酬についても見直しの検討を進める。報酬審議会に諮問する。 ・教育委員報酬について、現行の月額報酬制度を見直し、日給制の導入等も視野に入れながら多角的な検討をしていく。	一部実施							0								0	庶務課	
541	Ⅲ	2	(1)	1	p1	各種委員会等の委員報酬の見直しを行う	各種委員会等の活動実績、構成員等を考慮し見直しを行う。	(平成18年度) ・会議の効率的な運用を図るとともに、他市の状況を見ながら適切な委員報酬額を報酬審議会に具申していく。 (平成19年度) ・委員報酬の見直しを行った。 (平成20・21・22年度) ・委員報酬の見直しについて検討を行った。	一部実施							0								0	学校課	
541	Ⅲ	2	(1)	1	p1	各種委員会等の委員報酬の見直しを行う	各種委員会等の活動実績、構成員等を考慮し見直しを行う。	(平成18年度) ・会議の効率的な運用を図るとともに、他市の状況を見ながら適切な委員報酬額を報酬審議会に具申していく。 (平成19年度) ・他課の状況を把握し、検討した。 (平成20・21・22年度) ・検討したが見直しには至らなかった。	一部実施(当面保留)							0								0	中央公民館	
541	Ⅲ	2	(1)	1	p1	各種委員会等の委員報酬の見直しを行う	各種委員会等の活動実績、構成員等を考慮し見直しを行う。	(平成18年度) ・会議の効率的な運用を図るとともに、他市の状況を見ながら適切な委員報酬額を報酬審議会に具申していく。 (平成19年度) ・当市の選挙管理委員の報酬額は、永久選挙人名簿登録者数が当市と同程度の他の東京都下の市の委員報酬とほぼ同程度であることが、調査により判明した。選挙管理委員会が公職選挙法に基づく選挙の管理・執行を司り、場合によっては選挙又は当選無効に係る不服申し立てに対応する職責を勘案すれば、現在の委員報酬は妥当な額と判断した。 (平成20年度) ・平成19年度に見直し(再検討)を行い、一定の結論を出した。	実施済(完了)							0									0	選管事務局

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
542	Ⅲ	2	(1)	1	p2	審議会・委員会 の一本化について検討する	各種審議会・委員会で、活動実績に乏しく必要性のうすれたものや、活動内容が類似するものについて、整理統合を行う。	(平成17年度) ・審議会・委員会の一本化について検討。 (平成18年度) ・審議会・委員会の一本化について検討。 (平成19年度) ・引き続き、調査・検討を行うこととした。 (平成20・21年度) ・継続検討。	実施済(完了)							0							0	職員課
543	Ⅲ	2	(1)	1	p3	各種委員会等の 委員報酬の 基準を公表する	一般職職員の給与公表に併せて、委員会等の委員報酬について、公表を行う	(平成18年度) ・委員会等の委員報酬全てについて、11月15日号広報「ひの」、ホームページで公表。 (平成19年度) ・従前と同様、11月15日付広報「ひの」で公表した。 (平成20年度) ・実施済。 (平成22年度) ・広報「ひの」およびホームページにて公表を行った。	実施済(完了)							0							0	職員課
小計(小項目計)										0	0	0	0	0	0	0	103,328	262,809	56,502	34,543	0	0	457,182	
中計(中項目計)										0	0	0	0	0	0	0	103,328	262,809	56,502	34,543	0	0	457,182	
大計(Ⅲ項目計)										7	0	0	17	17	13	54	225,926	282,560	56,502	186,309	150,960	115,440	1,017,697	

Ⅳ 自治体の創意工夫による財源確保と行政サービスの公平性

Ⅳ－１ 社会動向を見据えた確実な財源確保

(1)新鮮な財源確保を鋭敏にキャッチ、スピーディーな対応

544	Ⅳ	1	(1)	1	a	三位一体改革 に 関係する補助 金の獲得へ組 織的に対応す る	国の三位一体改革や東京都の第二次財政再 建プランなどに伴う補助金の見直しや税財源 の移譲など、市の財政運営に重要な財源獲得 に的確に対応するため、庁内にプロジェクト チームを立上げた。この組織及び財政課を 中心とし、三位一体改革の動向や影響分 析、更に、国や都の動向を常にアンテナを高 くし鋭敏な情報収集・分析に努めるとともに、 包括的補助金・交付金等あらゆる財源の獲得 に向け、福祉・健康、子育て、まちづくり・緑 地保全、教育・図書館等の各部門で、部・課 長及び予算統括者によるチェック制度【財源 チェック委員会】を創設し、全庁あげた取り組 みを図る。	(平成17年度) ・三位一体プロジェクトチームで、月1～2回の定期会議における情報交換、庁内情報誌「あてな31」を発行。今後の税源移譲などの情報収集と提供を行った。 (平成18年度) ・三位一体プロジェクトチームで、月1～2回の定期会議における情報交換、庁内情報誌「あてな31」を発行。 ・「今後の日野市の財政見通しとプロジェクトチームとしての提言」の中間報告会を市民会館にて実施(全職員対象)。 (平成19年度) ・包括補助等の財源確保が積極的にできるように庁内の成功事例を紹介し、ノウハウの共有化を図った。また予算編成説明会や企画部プレゼンテーション等で当該取組事例を取り上げ、全庁的な意識向上を図った。 ・財政再建制度の改正や公会計制度への移行など地方自治体の財政健全化にむけた国の動向を踏まえ、その対応策などを検証していくこととした。 (平成20年度) ・包括補助等の財源確保については主管課との連絡体制を今まで以上に密に行い、積極的な財源確保に努めた。 (平成21年度) ・三位一体改革については平成16年度～19年度既に実施されており、その意味では取り組みとしては完了したと言える。 ・しかしながら、財政状況が厳しい中で、創意工夫により新たな財源確保を行っていくことは重要であり、主管課との連絡体制を今まで以上に密に行い、積極的な財源確保に努めた。 (平成22年度) ・当該改革内容の実施策は完了しているが、特定財源の獲得については、今後も組織的に取り組んでいく必要がある。	実施済(完了)							0							0	財政課
545	Ⅳ	1	(1)	1	b	各 部 単 位 で 情 報 収 集 、 情 報 交 換 を 行 い 、 包 括 的 交 付 金 の 獲 得 を 図 る	日野駅周辺の事業を統括し、「旧宿場町と豊 かな自然が共存するまち」として都市再生整 備計画を策定し、まちづくり交付金の交付対 象事業とする。平成18年度都市再生整備計 画策定、19年度交付金交付申請・事業着手	(平成17年度) ・まちおこし特区室において、可能性調査を実施。 (平成18年度) ・まちづくり交付金を受けるための都市再生整備計画を申請。平成19年3月に認定。 ・概要>(仮称)市民の森ふれあいホールの設置、日野宿用水の開渠化、交通バリアフリー基本構想に基づく特定経路の整備。 (平成19年度) ・5月に日野宿交流館を開設、自治会・商店会・近隣住民からなるまちづくり協議会を立上げた。 (平成20年度) ・平成19年5月、日野宿交流館開設。自治会・商店会・近隣住民からなるまちづくり協議会の立上げ。 (平成21年度) ・水路の開渠(緑と清流課)、協議会の下部組織である日野宿発見隊によるまちかど写真展などまちの活性化事業を実施。 (平成22年度) ・水路の開渠(緑と清流課)、協議会の下部組織である日野宿発見隊によるまちかど写真展などまちの活性化事業を実施。事業最終年度:平成23年度。	一部実施							0						0	企画調整課	
545	Ⅳ	1	(1)	1	b	各 部 単 位 で 情 報 収 集 、 情 報 交 換 を 行 い 、 包 括 的 交 付 金 の 獲 得 を 図 る	日野駅周辺の事業を統括し、「旧宿場町と豊 かな自然が共存するまち」として都市再生整 備計画を策定し、まちづくり交付金の交付対 象事業とする。平成18年度都市再生整備計 画策定、19年度交付金交付申請・事業着手	(平成18年度) ・都市再生整備計画策定、平成19年度交付金を要望。 [企画調整課] ・まちづくり交付金を受けるための都市再生整備計画を申請。平成19年3月に認定。 ・概要>市民の森ふれあいホールの設置、日野宿用水の開渠化、交通バリアフリー基本構想に基づく特定経路の整備。 (平成19年度) ・(仮称)市民の森ふれあいホールの設計委託、及び日野用水下堰整備工事を都市再生整備に係る国の補助対象事業として、実施した。 (平成20年度) ・(仮称)市民の森ふれあいホール設計委託及び日野用水上堰整備工事を日野駅周辺地区都市再生整備計画に基づき国の補助対象事業(まちづくり交付金)として実施した。 (平成21年度) ・日野駅周辺地区都市再生整備計画に基づき、国の補助対象事業(まちづくり交付金)として(仮称)市民の森ふれあいホールの建設工事に着手・市道B48号線道路・水路整備工事を実施し、主に水路の転落防止柵の設置・修景整備を実施した。 (平成22年度) ・日野駅周辺地区都市再生整備計画に基づき、国の補助対象事業として、次の事業を実施した。(仮称)市民の森ふれあいホール建設工事・市道B48号線(1小北側)道路改良工事(歩道整備・バリアフリー化)、市道B23-3号線(安兵衛川通り)道路改良工事(道路拡幅・歩行空間整備)。 ・今後も積極的に情報収集を行い、社会資本整備総合交付金の獲得を図る。	一部実施							0						0	都市計画課	
小計(小項目計)											0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2)税等徴収率向上と組織整備

546	Ⅳ	1	(2)	1	a	実 態 調 査 の 実 施 に よ り 課 税 対 象 の 適 切 な 把 握 に 努 め る	所得状況等の課税資料がない「未申告者」に対し、申告書を郵送し、申告のない市民に対しては訪問調査を実施し、適正な課税に努める。訪問件数を毎年度5%増を図る。	(平成17年度) ・未申告者を抽出し、8月に市申告書発送。平成17年10月下旬～11月上旬、400件の訪問現地調査を実施(前年度比118件増・増加率41.8%)。 (平成18年度) ・未申告者を抽出し、8月29日に市申告書発送。10月23日～11月2日、522件の訪問現地調査を実施(前年度比122件増、増加率30.5%)。 (平成19年度) ・未申告者を抽出し、9月3日に市申告書を発送。9月10日～14日、102会議室で申告受付を実施した。10月25日～11月6日、559件の訪問現地調査を実施した(前年比7%増)。 ・9月から12月までの課税件数のうち、未申告用紙を用いて申告したものが312件、21,119千円あった。 (平成20年度) ・未申告者を抽出し、9月1日に市申告書を発送。9月8日～12日、102会議室で申告受付を実施した。 ・10月27日～11月18日まで617件の訪問現地調査を実施した(前年度比58件増、9%増)。 ・9月～12月の課税件数のうち、未申告用紙を用いて申告し他者が341件、24,260千円あった。 (平成21年度) ・未申告者を抽出し、9月1日に市申告書を発送。9月7日～11日まで102会議室で申告受付を実施した。10月26日～11月6日まで480件の訪問現地調査を実施した。 ・9月～12月の課税件数のうち、未申告用紙を用いて申告し他者が627件、28,084千円あった。 (平成22年度) ・未申告者を抽出し、9月1日に市申告書を発送。9月6日～10日、102会議室で申告受付を実施した。10月25日～10月29日まで290件の訪問現地調査を実施した。 ・9月～12月の課税件数のうち、未申告用紙を用いて申告し他者が593件、15,474千円あった。	実施済(完了)							0					21,119	24,260	28,084	15,474	88,937	市民税課
-----	---	---	-----	---	---	--	---	---	---------	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--------	--------	--------	--------	--------	------

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位数千円	担当課				
547	IV	1	(2)	1	b1	市税・国保税の滞納繰越分の徴収率の向上を図る	税源移譲後は、現年度処理を滞納整理の中心課題とするとともに、滞納繰越分についても処理の早期化を図り、徴収の確実性を高めていく。国民健康保険税についても、現年度処理を滞納整理の中心課題とするとともに、滞納繰越分についても保険証更新時や短期証更新時に納税交渉を積極的にに行い、徴収の確実性を高めていく。	(平成17年度) ・市税現年徴収率98.8%、国保税現年同92.0%を目指す。市税滞納繰越同19.1%、国保税滞納繰越同15.5%を目指す。市税・国保税の口座振替利用率25.7%を目指す。 ・市税等徴収員を活用し、現年度優先の徴収体制を確保。資産の差押等迅速な債権確保。公売専門チームを発足させ土地公売を実施(実施直前に全額納付され未実施)。自動電話催告システム導入検討。税専用収入役口座開設。コンビニ収納を実施。マルチペイメントネットワーク導入検討。 (平成18年度) ・市税現年徴収率99.0%、国保税現年同92.6%を目指す。・市税滞納繰越同21.7%、国保税滞納繰越同18.6%を目指す。市税・国保税の口座振替利用率28.6%を目指す。 ・市税等徴収員を活用し、現年度優先の徴収体制を確保。資産の差押等迅速な債権確保。公売専門チームを発足させ土地公売を実施予定。自動電話催告システムの活用。税専用収入役口座の活用、コンビニ収納の拡大。マルチペイメントネットワーク導入検討。 (平成19年度) ・市税・国民健康保険税とも、現年度分の滞納整理を中心とする徴収体制を実施した。従来の電話催告・臨戸・ポスティングによる早期催告に加え、各戸に対する催告書のポスティングを行い、徴収率の向上に取り組んだ。滞納繰越分については徹底した財産調査を行い、差押等の滞納処分・執行停止を積極的に実施することで、滞納繰越額の圧縮に積極的に取り組んだ。国民健康保険税については、保険証・短期証更新時に納税交渉の機会を作り、積極的な滞納整理を行った。収納環境の整備としてコンビニ納付の拡充を行い、市都民税、固定資産税・都市計画税の当初納通及び再発行納付書のコンビニ納付を実施した。12月からは市税・国保税のクレジット納付も実証実験として導入した。 (平成20年度) ・市税・国民健康保険税ともに、現年度分の滞納整理を中心に実施。現年の自動電話催告システムによる電話催告・臨戸・ポスティングによる早期催告に加え、催告書のポスティングを行って徴収率向上に努めた。滞納繰越分については徹底した財産調査を行い、滞納処分・執行停止を実施して滞納繰越額の圧縮に努めた。国民健康保険税については、保険証・短期証更新時に納税交渉の機会を作り徴収の確実性を高めた。分割納付をシステム化し、分納管理を強化した。10月から市税・国民健康保険税のクレジットカード納付を本格実施した。差押した動産のインターネット公売を実施して、市税・国民健康保険税に充当した。 (平成21・22年度) ・市税・国民健康保険税ともに、現年度分の滞納整理を中心に実施した。現年の自動電話催告システムによる電話催告・臨戸・ポスティングによる早期催告に加え、催告書のポスティングを行って徴収率向上に努めた。滞納繰越分については徹底した財産調査を行い、滞納処分・執行停止を実施して滞納繰越額の圧縮に努めた。国民健康保険税については、保険証・短期証更新時に納税交渉の機会を作り徴収の確実性を高めた。分割納付をシステム化し、分納管理を強化した。市税・国民健康保険税のクレジットカード納付を継続実施した。	一部実施							0										0	納税課	
548	IV	1	(2)	1	c1	市税の現年徴収率を対平成16年度比1%アップの99.6%を目指す	毎年度、徴収率を0.2%アップし、平成21年度に16年度比1%アップの99.6%を目指す。	(平成17年度) ・徴収体制の見直しを実施。機能分担型徴収体制を生かし徴収率アップを図る。市税の口座振替利用率25.7%を目指す。滞納事案数管理の徹底。早期財産調査の徹底。徴収員による電話催告、個別訪問の強化。税専用収入役口座の開設。軽自動車税コンビニ収納実施。マルチペイメントネットワーク導入検討。クレジットカード決済導入検討。分納管理システムの構築。 (平成18年度) ・機能分担型徴収体制を生かし徴収率アップを図る。市税の口座振替利用率28.6%を目指す。滞納事案数管理の徹底、早期財産調査の徹底。徴収員による電話催告、個別訪問の強化。税専用収入役口座の活用。軽自動車税のほか新たに国保税、督促状・口座振替不能通知(市税・国保税)のコンビニ収納実施。マルチペイメントネットワーク導入検討。クレジットカード決済導入検討。分納管理システムによる分納管理。 (平成19年度) ・月次の収納進行管理を実施し、目標未達部分に係る是正措置をその都度講じた結果、現年度分徴収率は98.7%となり、平成16年度比0.1ポイントのアップとなった。 (平成20年度) ・自動電話催告システムによる電話催告を中心に臨戸・ポスティングを行っている。分割納付をシステム化し、分納管理を強化している。催告回数を2回から3回に増やし、封筒の色を変えるなどして早期納付を促し、滞納額の圧縮に努めた。 ・10月からクレジットカード納付を本格実施した。しかし、世界的な景気悪化により徴収率は98.6%で平成16年度と同率であった。 (平成21年度) ・徴収率は98.6%で平成16年度と同率であった。自動電話催告システムによる電話催告を中心に臨戸・ポスティングを行った。 ・分割納付をシステム化し、分納管理を強化した。催告回数を2回から3回に増やし、封筒の色を変えるなどして早期納付を促し、滞納額の圧縮に努めた。 ・クレジットカード納付を継続実施した。 (平成22年度) ・自動電話催告システムによる電話催告を中心に臨戸・ポスティングを行った。 ・分割納付をシステム化し、分納管理を強化した。催告回数を2回から3回に増やし、封筒の色を変えるなどして早期納付を促し、滞納額の圧縮に努めた。 ・クレジットカード納付を継続実施した。12月末徴収率は67.7%	一部実施						0	44,615	24,926										69,541	納税課
549	IV	1	(2)	1	c2	市税の滞納繰越分は、徴収率29.3%以上を目指す	毎年度、徴収率を2.6%アップし、平成22年度に徴収率32.1%を目指す。達成率管理を毎月ごとに行い、未達成部分については迅速な是正策を講じる。	(平成17年度) ・徴収体制の見直しを実施。滞納事案数管理システム構築。滞納事案数の管理を徹底。早期の財産調査の徹底。機能分担型徴収体制を生かし徴収率アップを図る。進行管理の徹底。徴収員による電話催告、個別訪問を強化。東京都による合同不動産公売に向け公売実施(実施直前に全額納付済みとなり未実施)。税専用収入役口座の開設。クレジットカード決済導入検討。分納管理システムの構築。 (平成18年度) ・滞納事案数管理システムによる事案管理。早期の財産調査の徹底。機能分担型徴収体制を生かし徴収率アップを図る。進行管理の徹底。徴収員による電話催告、個別訪問を強化。東京都による合同不動産公売に向け公売実施予定(実施直前に全額納付され未実施)。税専用収入役口座を有効に活用。クレジットカード決済導入検討。分納管理システムによる分納管理、財産等の差押強化。 (平成19年度) ・積極的な滞納処分と月次の収納進行管理を行い、目標未達部分の是正対応をその都度講じた結果、平成19年度の滞納繰越分徴収率は20.1%となり、平成16年度比3.6ポイントのアップとなった。 ・滞納繰越分の早期解消を目的に、新規滞納繰越者に対して、徴収引受通知を発送し、滞納繰越額の圧縮を図った。 (平成20年度) ・徹底した財産調査を行い、積極的に滞納処分を実施。分割納付をシステム化して、分納管理を強化した。収納進行管理を行っており結果によりは正対応をその都度講じた。差押した動産のインターネット公売を実施して税に充当した。10月からクレジットカード納付を本格導入した。滞納繰越分の早期解消を目的に、新規滞納繰越者に対して、徴収引受通知書を発送して滞納繰越額の圧縮に努めた。結果、徴収率は23.4%で平成16年度比6.9ポイントのアップとなった。 (平成21年度) ・徴収率は、25.9%となり、平成16年度比9.4ポイントのアップとなった。 ・徹底した財産調査を行い、積極的に滞納処分を実施。分割納付をシステム化して、分納管理を強化した。収納進行管理を行っており結果によりは正対応をその都度講じた。クレジットカード納付を継続実施した。滞納繰越分の早期解消を目的に、新規滞納繰越者に対して、徴収引受通知書を発送して滞納繰越額の圧縮に努めた。 (平成22年度) ・徹底した財産調査を行い、積極的に滞納処分を実施。分割納付をシステム化して、分納管理を強化した。収納進行管理を行っており結果によりは正対応をその都度講じた。クレジットカード納付を継続実施した。滞納繰越分の早期解消を目的に、新規滞納繰越者に対して、徴収引受通知書を発送して滞納繰越額の圧縮に努めた。12月末徴収率は19.2%。	一部実施							0		58,945	11,769	37,260					107,974	納税課		
550	IV	1	(2)	1	c3	国保税の現年徴収率95.0%以上を目指す	毎年度、徴収率を0.6%アップし、平成22年度に徴収率95.0%を目指す。達成率管理を毎月ごとに行い、未達成部分については迅速な是正策を講じる。	(平成17年度) ・徴収体制の見直しを実施。機能分担型徴収体制を生かし徴収率アップを図る。市税の口座振替利用率25.7%を目指す。滞納事案数管理の徹底。早期の財産調査を徹底する。徴収員による電話催告、個別訪問の強化。税専用収入役口座の開設。軽自動車税コンビニ収納実施。マルチペイメントネットワーク導入検討。クレジットカード決済導入検討。分納管理システムの構築。 (平成18年度) ・機能分担型徴収体制を生かし徴収率アップを図る・市税の口座振替利用率28.6%を目指す。滞納事案数管理の徹底・早期の財産調査を徹底する。徴収員による電話催告、個別訪問の強化。税専用収入役口座の開設。軽自動車税、国保税、督促状、口座振替不能通知コンビニ収納実施。マルチペイメントネットワーク導入検討。クレジットカード決済導入。分納管理システムによる分納管理。 (平成19年度) ・月次の収納進行管理を実施し、目標未達部分に係る是正措置をその都度講じた結果、現年度分徴収率は92.6%となり、平成16年度比1.2ポイントのアップとなった。 (平成20年度) ・自動電話催告システムによる電話催告を中心に臨戸・ポスティングを行っている。分割納付をシステム化し、分納管理を強化している。催告回数を2回から3回に増やし、封筒の色を変えるなどして早期納付を促し、滞納額の圧縮に努めた。10月からクレジットカード納付を本格実施した。しかし、世界的な景気悪化と後期高齢者保険への移行により徴収率は90.9%で平成16年度比0.5ポイント下がった。 (平成21年度) ・徴収率は91.2%で平成16年度比0.2ポイント下がった。自動電話催告システムによる電話催告を中心に臨戸・ポスティングを行っている。分割納付をシステム化し、分納管理を強化している。催告回数を2回から3回に増やし、封筒の色を変えるなどして早期納付を促し、滞納額の圧縮に努めた。クレジットカード納付を継続実施した。 (平成22年度) ・自動電話催告システムによる電話催告を中心に臨戸・ポスティングを行った。分割納付をシステム化し、分納管理を強化した。催告回数を2回から3回に増やし、封筒の色を変えるなどして早期納付を促し、滞納額の圧縮に努めた。クレジットカード納付を継続実施した。12月末徴収率は59.9%。	一部実施							0	23,436	29,290								52,726	納税課	
551	IV	1	(2)	1	c4	国保税の滞納繰越分は、徴収率31.0%以上を目指す	機能的かつ効率的な組織整備を図るとともに、保険証更新時、短期証更新時に滞納者との納税交渉を積極的に行い数値目標達成に努める。数値目標は、毎年度、徴収率を3.1%アップし、平成22年度に徴収率31.0%とする。達成率管理を毎月ごとに行い、未達成部分については迅速な是正策を講じる。	(平成17年度) ・徴収体制の見直しを実施。滞納事案数管理システム構築。滞納事案数の管理の徹底。早期財産調査の徹底。機能分担型徴収体制を生かし徴収率アップを図る。進行管理の徹底。徴収員による電話催告、個別訪問を強化。東京都による合同不動産公売に向け公売実施(実施直前に全額納付され未実施)。税専用収入役口座の開設。クレジットカード決済導入検討。分納管理システムの構築。 (平成18年度) ・滞納事案数管理システムによる事案管理。早期財産調査の徹底。機能分担型徴収体制を生かし徴収率アップを図る。進行管理の徹底。徴収員による電話催告、個別訪問を強化。東京都による合同不動産公売に向け公売実施予定(実施直前に全額納付され未実施)。税専用収入役口座を有効に活用。クレジットカード決済導入検討。分納管理システムによる分納管理。 (平成19年度) ・月次の収納進行管理と目標未達部分に係る是正対応をその都度講ずるとともに、国民健康保険保険証・短期証の交付・更新機会に積極的な納税交渉を行い、徹底した財産調査に基づく積極的な滞納処分を実施した結果、平成19年度の徴収率は16.6%となり、平成16年度比4.2ポイントのアップとなった。 ・また、滞納繰越分の早期解消を図ることを目的として、新規滞納繰越者に対して徴収引受通知を発送し、滞納繰越額の圧縮を図った。 (平成20年度) ・徹底した財産調査を行い、積極的に滞納処分を実施。分割納付をシステム化して、分納管理を強化した。収納進行管理を行っており結果によりは正対応をその都度講じた。差押した動産のインターネット公売を実施して税に充当した。10月からクレジットカード納付を本格導入した。滞納繰越分の早期解消を目的に、新規滞納繰越者に対して、徴収引受通知書を発送して滞納繰越額の圧縮に努めた。結果、徴収率は16.8%で平成16年度比4.4ポイントのアップとなった。 (平成21年度) ・徴収率は20.2%で平成16年度比7.8ポイントのアップとなった。 ・徹底した財産調査を行い、積極的に滞納処分を実施。分割納付をシステム化して、分納管理を強化した。収納進行管理を行っており結果によりは正対応をその都度講じた。クレジットカード納付を継続実施した。滞納繰越分の早期解消を目的に、新規滞納繰越者に対して、徴収引受通知書を発送して滞納繰越額の圧縮に努めた。 (平成22年度) ・徹底した財産調査を行い、積極的に滞納処分を実施。分割納付をシステム化して、分納管理を強化した。収納進行管理を行っており結果によりは正対応をその都度講じた。クレジットカード納付を継続実施した。滞納繰越分の早期解消を目的に、新規滞納繰越者に対して、徴収引受通知書を発送して滞納繰越額の圧縮に努めた。12月末徴収率は16.1%。	一部実施							0	31,074		19,309	2,912				53,295	納税課			

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課
552	IV	1	(2)	1	c5	介護保険料の現年徴収率を対平成16年度比1％アップの99.0％を目指す	16年度現年徴収率98.39％から22年度99.00％に向上させる。4半期ごとに収納率の管理を行い、未達成の場合は電話・臨戸訪問での催告回数を増し、目標達成を図る。	(平成17年度) ・督促状の発送。現年度分の電話・臨戸訪問による催告については体制が整わず実施せず。 (平成18年度) ・督促状の発送。現年度分の電話・臨戸訪問による催告については体制が整わず実施せず。 (平成19年度) ・現年度分の介護保険料の収納管理において、納期毎に督促状を交付するとともに、過年度分の未納者と同様に年2回、催告書を送付することとした。 ・平成19年度の現年徴収率98.55%(対前年度比0.13ポイント上昇)。 (平成20年度) ・現年度分の介護保険料の収納管理において、納期毎に督促状を交付した。20年度の現年徴収率＝98.57%(対前年度比0.02ポイント上昇)。 (平成21年度) ・現年度分の収納管理を行い、未納者に対して納期毎に督促状を交付した。また、10月・1月に再度催告書を送付し納付を促した。現年徴収率98.59％(対前年度比0.02ポイント上昇)。 (平成22年度) ・現年分の収納管理を行い、未納者に対して納期に督促状を交付した。また、11月に再度催告書を送付し納付を促した。1月末までの現年徴収率95.0％。	一部実施						0	241	1,138	2,159					3,538	高齢福祉課
553	IV	1	(2)	1	c6	介護保険料の滞納繰越分は、徴収率30.0％以上を目指す	16年度滞納繰越分徴収率25.46％から22年度30.00％に向上させる。4半期ごとに収納率の管理を行い、未達成の場合は電話・臨戸訪問での催告回数を増し、目標達成を図る。	(平成17年度) ・臨戸訪問による催告の実施。収納率17.01％(前年度比8.45ポイントの減)。 (平成18年度) ・臨戸訪問による催告の実施。収納率14.39％(前年度比2.62ポイントの減)。 (平成19年度) ・臨戸訪問を年2回実施し、滞納繰越分の徴収率向上に努めた。平成19年度の滞納繰越分徴収率17.36％。 (平成20年度) ・臨戸訪問を年2回実施し、滞納繰越分の徴収率向上に努めた。平成20年度の滞納繰越分徴収率14.52％。 (平成21年度) ・過年度分の収納率の管理を行い、未納者に対して10月・1月に催告書を送付した。また、それでも滞納が続く場合、臨戸訪問を行い直接説明を行い納付を促した。平成21年度滞納繰越分徴収率16.43％。 (平成22年度) ・過年度分の収納率の管理を行い、未納者に対して11月に催告書を送付した。それでも滞納が続く場合は、臨戸訪問を行い、直接説明し納付を促した。1月末までの徴収率11.7％。	一部実施						0								0	高齢福祉課
554	IV	1	(2)	1	d1	市税・国保税の口座振替利用率40％を目指す	納付率向上に繋がる口座振替を新築マンション等へのポスティング、広報・ホームページ等での周知・PRを行い、促進する。毎年度、加入率を2.9％アップし、平成22年度に加入率40.20％を目指す。達成率管理を毎月ごとに行い、未達成部分については迅速な対応策を講じる。	(平成17年度) ・口座振替促進駅頭及びスーパーマーケットでのキャンペーン実施、口座振替促進用横断幕作製掲載、電飾掲示板及びメディアでのPR、新築マンションへのPR、口座振替システム導入検討。 (平成18年度) ・納期内納付キャンペーン及び口座振替促進駅頭キャンペーンの実施、口座振替促進用横断幕掲載、・電飾掲示板及びメディアでPR、新築マンションへのPR、市内ミニバス車内掲示板でのPR、口座振替システムの導入、・啓発ポスター作成。 (平成19年度) ・新築マンションへのポスティング、広報、口座振替キャンペーン(平成19年度からはキャンペーン)に併せて新規口座振替申込者に抽選でカワセミ商品券を送る「景品キャンペーン」も実施)等を通じて口座振替促進のPRを行った結果、平成19年度の市税・国保税の口座振替利用率は27.53％となり、平成16年度比4.78ポイントのアップとなった。 (平成20年度) ・新築マンションへのポスティング、広報、口座振替キャンペーン(キャンペーンにあわせて新規口座振替申込者に抽選で図書カードを送る「景品キャンペーン」も実施)等を通じて口座振替促進のPRを行った結果、平成20年度の市税・国保税の口座振替利用率は27.07％となり、平成16年度比4.32ポイントのアップとなった。(平成19年度比－0.46ポイントであるが、後期高齢者医療制度開始により、口座利用者が多数移行したことが理由である。) (平成21年度) ・口座振替利用率は27.10％となり、平成16年度比4.35ポイントのアップとなった。 ・広報・横断幕掲載・電飾掲示板・市内ミニバス車内掲示板で口座振替促進のPRを行った。また、住民税申告受付会場入口にてティッシュ配布を実施し、口座振替促進のPRを行った。新築マンション等へのポスティングは3月上旬に行う予定。 (平成22年度) 広報・横断幕掲載・電飾掲示板・市内ミニバス車内掲示板で口座振替促進のPRを行った。また、住民税申告受付会場入口にてティッシュ配布を実施し、口座振替促進のPRを行った。新築マンション等へのポスティングは3月上旬に行う予定。12月末利用率は27.20％	一部実施						0								0	納税課
555	IV	1	(2)	1	d1	介護保険料の口座振替利用率40％を目指す	当初発送の納付書に口座振替依頼書を同封した。口座振替利用率を平成16年度20.1％から40.0％に向上させる。数値目標と達成率管理を四半期ごとに行い、未達成部分については迅速な対応策を講じる。	(平成17年度) ・納入通知書交付時に口座振替依頼書を同封した。口座振替利用率22.48％(金額ベース。前年度比3.3ポイントの増)。 (平成18年度) ・納入通知書交付時に口座振替依頼書を同封した。口座振替利用率25.69％(金額ベース。前年度比3.2ポイントの増)。 (平成19年度) ・介護保険料の普通徴収対象者に対して口座振替用紙を同封し、利用率の向上に努めた。平成19年度利用率実績22.75％ (平成20年度) ・介護保険料の普通徴収対象者に対して口座振替用紙を同封し、利用率の向上に努めた。平成20年度利用率実績21.1％ (平成21年度) ・普通徴収対象者に対して口座振替用紙を同封し、利用率の向上に努めた。平成21年度利用率実績19.5％。 (平成22年度) ・普通徴収対象者に対して、口座振替用紙を同封し利用率の向上に努めた。1月末までの利用率実績20.5％。	実施済(完了)						0								0	高齢福祉課
556	IV	1	(2)	1	d2	市税等徴収員を活用し、現年度優先の徴収体制を確保する(滞納整理を自己完結型から機能分担型にする)	自己完結型から機能分担型に徴収体制を移行、市税等徴収員(市政嘱託員)の増員を行い、現年度を優先し効率の良い滞納整理を進める。	(平成17年度) ・徴収体制の見直しを実施(自己完結型から機能分担型に移行)。現年度徴収班(3人)、過年度徴収班(7人)、特別整理班(3人)、市税徴収員の増員(6人から12人へ)。 (平成18年度) ・滞納事業数管理の徹底。早期財産調査の徹底。機能分担型徴収体制を生かし徴収率アップを図る。進行管理の徹底。徴収員による電話催告、個別訪問の強化。 (平成19年度) ・滞納事業を効率的に整理・処分できる機能分担型の徴収体制(現年班、過年班、特別整理班)を構築。12人の市税等徴収員を配置し、現年度分の未納を中心に自動電話催告機による催告や臨戸徴収等を行った。 ・平成19年度からは、新たに各戸に対する催告書のポスティングも開始した。 (平成20・21・22年度) ・滞納事業を効率的に整理・処分できる機能分担型の徴収体制(現年班、過年班、調査班)を構築。8人の市税等徴収員を配置し、現年度分の未納を中心に自動電話催告システムによる催告や臨戸徴収、催告書のポスティングを行った。	一部実施						0								0	納税課
557	IV	1	(2)	1	d3	資産の差押等迅速な債権確保を図る	滞納者の納付能力を客観的に把握する必要があるため、収入状況等の聴取、決算書、所内外公滞滞等を基に調査を実施し、滞納者の財産状況を常に把握する。また、差押処分による即効的効果と遅効的効果を計算した年間スケジュールを組んで取り組み、この中で滞納事業の優先順位付けを行っていく。	(平成17年度) ・金融機関等の財産調査、不動産調査、・自動車調査、その他の調査、預金、不動産、自動車の差押、滞納事業の優先順位付け(高額・長期累積・時効完成直前・少額滞納事業のリストアップ及び処理)。 (平成18年度) ・平成17年度の実施内容を継続実施。積極的な財産調査による差押の強化。 (平成19年度) ・徴収体制を機能分担型(現年班、過年班、特別整理班)に変更することで、効率的な案件管理と財産調査が行うことができるようになった結果、滞納者の財産状況や生活状況の把握が可能になり、年間スケジュール(目標)に基づく差押が効率的にできるようになった。平成19年度の差押実績511件。 ・また、東京都主税局徴収部職員の短期派遣を受けて滞納整理技術や知識の向上を図った結果、搜索4件とタイヤロック1件を行うことができた。 (平成20年度) ・徴収体制を機能分担型(現年班、過年班、調査班)にすることで、効率的な案件管理と財産調査が行うことができるようになった結果、滞納者の財産状況や生活状況の把握が可能になり、年間スケジュール(目標)に基づく差押が効率的にできるようになった。平成20年度の差押実績349件。差押した動産のインターネット公売を行い、市税・国民健康保険税に充当した。 (平成21年度) ・徴収体制を機能分担型(現年班、過年班、調査班)にすることで、効率的な案件管理と財産調査が行うことができるようになった結果、滞納者の財産状況や生活状況の把握が可能になり、年間スケジュール(目標)に基づく差押が効率的にできるようになった。平成21年度の差押実績655件。6月～12月、職員1人を東京都への業務体験研修に参加させ、今後の滞納整理に反映させる。 (平成22年度) ・徴収体制を機能分担型(現年班、過年班、調査班)にすることで、効率的な案件管理と財産調査が行うことができるようになった結果、滞納者の財産状況や生活状況の把握が可能になり、年間スケジュール(目標)に基づく差押が効率的にできるようになった。平成22年度の差押実績383件(2月末現在)。6月～12月まで職員1人を東京都への業務体験研修に参加させ、今後の滞納整理に反映させる。東京都派遣職員と共同案件として、搜索1件とタイヤロック1件を実施した。搜索:20世紀デザイン切手(シート)第1集～第17集 1点ほかを差押(インターネット公売予定)。タイヤロック:事業解決(完納)。	一部実施						0								0	納税課
558	IV	1	(2)	1	d4	公売専門チームを発足させ土地公売を年数回実施する	不動産公売専門チームを発足し、東京都による合同不動産公売に参加すると共に、東京都等主催の専門研修へ参加し知識及び公売技法の習得をし、平成20年度から日野市単独での不動産公売実施をする。	(平成17年度) ・課内に不動産公売専門チームを発足、・東京都による第3回合同不動産公売に向け公売実施。 (平成18年度) ・課内に不動産公売専門チームを発足、・東京都による第3回合同不動産公売に向け公売実施・インターネット公売のプロバイダー契約済、・インターネット公売専用の納税課ホームページ作成中(3月完成予定)、・平成19年度より、インターネットによる公売が可能。 (平成19年度) ・不動産等公売チームを課内に設置し、当該公売の準備を行った。 ・数件の不動産公売を予定して納税交渉を実施、このうち納付意思が確認できなかった1件について、公売準備のための不動産鑑定を実施したが、都の合同公売に参加する直前に滞納者から滞納額全額の納付があったため、当該公売は中止になった。 (平成20年度) ・不動産等公売チームを課内に設置し、不動産公売を予定していたが、直前に滞納者から滞納額全額の納付があったため、当該公売は中止となった。差押した動産のインターネット公売を2件行い、市税・国民健康保険税に充当した。 (平成21年度) ・不動産等公売チームを課内に設置し、不動産公売を予定していたが、公売予定地が確定できなかったため、公売は行わなかった。	一部実施						0								0	納税課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
559	IV	1	(2)	1	d5	滞納者宅の直接訪問による納税相談・交渉に加え、自動電話催告システムの導入を検討する	徴収率向上に繋がる滞納者宅への直接訪問による納税相談・交渉を行い、加えて電話催告システムを導入し、電話催告業務の効率アップを図る。	(平成17年度) ・自動電話催告システム導入検討。 (平成18年度) ・11月に導入済、・当月より自動電話催告システムにより現年度未納者を対象に税目毎に電話催告を実施。導入後、新たに約50,000件の電話番号を調査しシステムに入力済。現在57,567件の電話番号データがシステムに入力されているため多くの未納者への電話催告が可能となった。 (平成19年度) ・前年度導入したシステムを活用して、電話催告を実施した。 (平成20・21年度) ・平成18年11月にシステム導入済 ・平成20年4月から、自動電話催告システムを2台追加して、電話催告を積極的に行っている。	実施済(完了)							0							0	納税課
560	IV	1	(2)	1	d6	インターネットやコンビニエンスストア等からのATM納付を可能にする税専用「収入役口座」を開設する	時間内に金融機関及び市役所窓口に来られない納税者が、コンビニ等にあるATMやインターネットから振込可能となるよう税専用口座(収入役口座)を活用する。	(平成17年度) ・税専用収入役口座開設。 (平成18年度) ・税専用収入役口座開設。振り込み詐欺の対策として、電話等でのやり取りでは一切答えていない。収入役口座へ振り込みを希望される納税者に対しては、公文書にて収入役口座を知らせている。インターネットバンキング、及びモバイルバンキングでの振り込み対応も可能。 (平成19・20年度) ・前年度までに実施済みである。	実施済(完了)							0							0	納税課
561	IV	1	(2)	1	d7	軽自動車税以外の市税・国保税・介護保険料についても、コンビニ収納を実現する	平成17年度より軽自動車税を実施、平成18年度より国民健康保険税、督促状(市税・国保)、口座振替不能分を実施、平成19年度より、市都民税(普通徴収)・固定資産税・都市計画税のコンビニ収納を実施する。介護保険料については、平成18年度より決定(変更)通知書、督促状、口座振替不能通知、再発行納付書についてコンビニ収納を実施する。	(平成17年度) ・軽自動車税コンビニ収納実施。 (平成18年度) ・軽自動車税コンビニ収納実施、国保税コンビニ収納実施。督促状、口座振替不能通知コンビニ収納実施(市税・国保税)。再交付納付書(市税・国保税)コンビニ収納対応のためのシステム改修。現年度分再交付納付書(市税・国保税)コンビニ収納実施(平成19年3月予定)。滞納繰越分再交付納付書(市税・国保税)コンビニ収納実施(平成19年4月予定)。 (平成19年度) ・平成19年度から、当初納税通知書及び再発行納付書による市都民税(普通徴収)及び固定資産税・都市計画税のコンビニ収納を開始した。 (平成20年度) ・平成19年度までに実施済。	実施済(完了)							0							0	納税課
561	IV	1	(2)	1	d7	軽自動車税以外の市税・国保税・介護保険料についても、コンビニ収納を実現する	平成17年度より軽自動車税を実施、平成18年度より国民健康保険税、督促状(市税・国保)、口座振替不能分を実施、平成19年度より、市都民税(普通徴収)・固定資産税・都市計画税のコンビニ収納を実施する。介護保険料については、平成18年度より決定(変更)通知書、督促状、口座振替不能通知、再発行納付書についてコンビニ収納を実施する。	(平成17年度) [納税課] ・軽自動車税コンビニ収納実施。 (平成18年度) [納税課] ・軽自動車税コンビニ収納実施、・国保税コンビニ収納実施。督促状、口座振替不能通知コンビニ収納実施(市税・国保税)。再交付納付書(市税・国保税)コンビニ収納対応のためのシステム改修。現年度分再交付納付書(市税・国保税)。 (平成19年度) ・コンビニ収納実施(平成19年3月予定)、滞納繰越分再交付納付書(市税・国保税)コンビニ収納実施(平成19年4月予定)。 (平成19年度) ・前年度に引き続き、介護保険料のコンビニ収納を実施した。 (平成20年度) ・前年度に引き続き、介護保険料のコンビニ収納を実施した。	実施済(完了)							0							0	高齢福祉課
562	IV	1	(2)	1	d8	マルチペイメントやクレジットカードによる支払いなど公共料金支払い方法の見直しを検討する	平成23年4月稼働予定の新税総合システム入替え時を目標に導入について検討している。また、徴収員の個別訪問時及び窓口来庁時における、クレジットカード決済の導入も検討する。	(平成17年度) ・マルチペイメントネットワーク導入検討(庁内の勉強会を開催)。クレジットカード決済導入検討(総務省及び東京都へ導入について確認、カード会社との話し合い実施)。 (平成18年度) ・マルチペイメントネットワーク導入検討(導入時期について、税総合システム入替時期との関連整理中、他市の情報を収集)。 ・クレジットカード決済導入検討(総務省及び東京都へ導入について確認、カード会社との話し合い実施、東京都市町村課との打合せを実施、平成19年度に試行的に導入をするため、最終調整)。 (平成19年度) ・12月からクレジットカード納付の実証実験を開始、併せて税総合システム入替に向け、マルチペイメント導入の検討を行った。 (平成20年度) ・市税等のクレジットカード決済を平成19年12月3日～平成20年9月30日に実証実験として試行実施。10月1日から本格導入した。併せて、平成23年度税総合システム入替に向け、マルチペイメント導入の検討を行った。 (平成21年度) ・市税等のクレジットカード納付を平成20年10月1日から本格導入している。併せて、平成23年度税総合システム入替に向け、マルチペイメント導入の検討を行ったが、その結果、入替翌年度の24年度に向け検討を行った。 <マルチペイメント納税>コンビニ・ATM・ネットバンキングなどによる納税。いつでも どこでも 時間気にせず納付可能。 (平成22年度) ・住民情報システム再構築により、平成23年2月21日から住民記録・税系・介護・後期が稼働し、平成24年4月から福祉系が稼働する予定である。新システムが確実に稼働するよう努力している状況である。税系・介護・後期の納付書については、統一の様式とし、マルチペイメントネットワーク(ページー収納サービス)に容易に対応できるように設計している。 ・今後の方向として、住民情報システム再構築以降、新たな収納方法として「ページー収納サービス」及び「クレジットカード公金収納代行サービス」について、全庁的に「メリット・デメリット・費用対効果等」の検討を行っている。 ・なお、現行の対面式のクレジットカード収納については、行政評価システム市民行政評価により、デメリットの指摘があり休止・廃止の提案があった。提案を受け検証の結果、平成22年度で廃止する。	一部実施							0							0	納税課
563	IV	1	(2)	1	e	保育料・市営住宅使用料等の滞納情報の一元化管理を検討、徴収システムを早急に確立する	平成19年度に「歳入管理委員会」を立ち上げ、組織として徴収の強化、徴収業務の進行管理を推進、徴収に関し先行している税部門のノウハウを共有することで徴収率の向上を目指す。また、使用料等の滞納情報を一元化、関連部署が情報を共有することで、組織として滞納の徴収に取組む体制を整える。「歳入管理委員会」の組織は、企画部、総務部、市民部、健康福祉部、子ども部、教育部で組織する。	(平成18年度) ・滞納整理等収納対策における関連課との連携の一部実施。 ・住宅管理システムデータとマインドシティーの名寄せデータの連携に関する問題点の検討。 (平成19年度) ・税債権・税外債権とを区分して取り組みを実施、その結果、税債権の滞納処理等は高い収納実績を上げることができた。 (平成21年度) ・保育料と市営住宅の滞納情報を整理するため台帳の整備を開始。 (平成22年度) ・税以外の市債権の状況を調査し、特別に収納強化が必要となる事業を特定し、適正な滞納処分で行なえるよう支援する。	一部実施							0							0	企画調整課
小計(小項目計)										0	0	0	0	0	0	0	99,366	114,299	54,356	64,432	28,084	15,474	376,011	

(3)自主財源の確保

564	IV	1	(3)	1	a1	有料広告掲載基準の作成	広報ひの広告掲載に関する要綱、日野市ホームページ広告掲載取扱要綱	(平成17年度) ・平成18年1月1日、ホームページ広告取扱要綱を制定(広報ひの広告掲載に関する要綱は、15年4月1日制定済み)。 (平成19・20年度) ・平成17年度までに作成済み。	実施済(完了)							0							0	企画調整課
564	IV	1	(3)	1	a1	有料広告掲載基準の作成	広報ひの広告掲載に関する要綱、日野市ホームページ広告掲載取扱要綱	(平成17年度) ・平成18年1月1日、ホームページ広告取扱要綱を制定(広報ひの広告掲載に関する要綱は、15年4月1日制定済み)。 (平成19年度) ・平成17年度までに作成済み。 (平成20年度) ・平成18年1月1日、ホームページ広告取扱要綱を制定(広報ひの広告掲載に関する要綱は、15年4月1日制定済み)。	実施済(完了)							0							0	市長公室
565	IV	1	(3)	1	a2	ホームページに有料で広告を掲載する	要綱を整備し、市ホームページのトップ画面に有料広告を導入する。	(平成17年度) ・ホームページ広告収入:1,836千円。 (平成18年度) ・ホームページバナー広告収入:2,136千円。 (平成19年度) ・ホームページ広告収入:2,634千円。引き続き、有料広告の掲載を実施中。 (平成20年度) ・ホームページ広告収入:1,776千円。引き続き、有料広告の掲載を実施中 (平成21年度) ・ホームページ広告収入:2,240千円。引き続き、有料広告の掲載を実施中 (平成22年度) ・ホームページ広告収入:1,778千円。引き続き、有料広告の掲載を実施中	実施済(完了)							0	1,836	2,136	2,634	1,776	2,240	1,778	12,400	市長公室

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単位 千円	担当課
566	IV	1	(3)	1	a3	「ごみ・資源分別カレンダー」への広告掲載	「ごみ・資源分別カレンダー」とごみ情報誌「エコー」に広告を掲載し広告収入を確保する。	(平成17年度) ・広告掲載を募集するために「日野市のごみ情報誌「エコー」」広告掲載に関する要綱」を制定。 (平成18年度) ・ごみ情報誌「エコー」」広告応募を促すために、掲載料を値下げした。2号広告:60,000円を50,000円に。3号広告:30,000円を25,000円に。 (平成19年度) ・平成20年版「ごみ・資源分別カレンダー」への広告掲載により50,000円×12枠＝600,000円の歳入を確保したが、ごみ情報誌「エコー」への広告の掲載依頼はなかった。前年度に掲載料の値下げをしたので、しばらく様子を見て今後の対応を検討することとした。 (平成20・21年度) ・ごみ・資源分別カレンダー、エコーへの広告掲載(カレンダー10枠500千円、エコー1枠25千円)。 (平成22年度) ・ごみ・資源分別カレンダー、エコーへの広告掲載を継続して実施していく。	実施済(完了)						0	200	650	600		600	2,650	ごみゼロ推進課		
567	IV	1	(3)	1	a3	広報に有料広告を掲載する	要綱を整備し、広報に有料広告を掲載し収入を図る。	(平成17年度) ・広報紙広告収入:1,170千円。 (平成18年度) ・広報紙広告収入:3,645千円。 (平成19年度) ・広報紙広告収入:3,705千円。有料広告掲載の取り組みを、引き続き実施した。 (平成20年度) ・広報紙広告収入:2,115千円。有料広告掲載の取り組みを、引き続き実施した。 (平成21年度) ・広報紙広告収入:1,485千円。有料広告掲載の取り組みを、引き続き実施した。 (平成22年度) ・広報紙広告収入:3,660千円。有料広告掲載の取り組みを、引き続き実施した。	実施済(完了)						0	1,170	3,645	3,705	2,115	1,485	3,660	15,780	市長公室	
568	IV	1	(3)	1	a3	図書館の市民配布用印刷物へ広告を導入し収入を図る。	図書館の利用案内、日限票に広告を導入し収入を図る。	(平成18年度) ・近隣大学のパンフレットを図書館に置くことにより、横浜市・中野区等は広告収入を得ていた。広告代理店はパンフレットの設置スペースを公立図書館に設置する契約を結び、公立図書館へ大学案内を設置することを希望する大学より賃借料を得ていた。この制度を広告検討委員会にて検討。業者に対し申し込みを行い、来年度より導入。 (平成19年度) ・これまで庁内印刷で行っていた図書貸し出しの際に使用する日限票であるが、これを広告の入ったものにする事で印刷費の削減を図るべく、諸般の検討を行った。 ・全国の自治体に類似の先例がなかったため(東大阪・横浜市は調査の結果まったく違った取り扱いをしていた)、他課及び課内の調整などを行って原案を作成、平成20年度から実施することとした。 (平成20年度) ・館内に広告導入検討委員会を設置し、平成21年度導入に向けた検討を行った。 (平成21年度) ・図書館に飲料自販機設置の検討を行っている。 (平成22年度) ・庁内印刷で行っていた図書貸し出しの際に使用する日限票に広告を掲載し、印刷費の削減を図るべく、関係業者等から意見聴取して検討を行ったが、実際の導入は難しかった。広告入りの日限票の提供を申し出た業者も、広告の掲載を希望した業者もなかった。 ・図書館で市民に配布する印刷物に広告を導入することで収入を図る方策だけでなく、広く利用者の利便を図りつつ収益を上げる方策として中央・多摩平・市政の3館にカラー印刷機を設置した。また、飲料自販機の導入等の検討も行った。 ・平成23年度以降も収入を確保出来る方策を検討していく。	一部実施						0						0	図書館		
569	IV	1	(3)	1	a3	封筒等への広告掲載	証明書等交付時に無料配布している封筒を広告入封筒にし、業者より提供を受け歳出予算の削減を図る。	(平成17年度) ・広告入封筒を業者より寄附を受けて窓口で利用した。 (平成18年度) ・広告入封筒を業者より寄附を受けて窓口で利用した。 (平成19年度) ・平成17年度に開始した有料広告掲載の取り組みを、引き続き実施した (平成22年度) ・平成17年度より開始した業者からの寄附を受けた広告入封筒の窓口での配布を引続き実施した。	実施済(完了)						0	120	120	120	120	120	120	720	市民窓口課	
570	IV	1	(3)	1	b	公共刊行物の有料化を検討する	公共刊行物の有料化を検討する	(平成18年度) ・検討したが、有料化すべき公共刊行物がなかった。 (平成19年度) ・該当する新たな刊行物がなかったため、有料化の検討は行わなかった。 (平成21年度) ・都市計画図の販売価格を500円から印刷実費相当額の800円に見直した。	一部実施						0							0	都市計画課	
570	IV	1	(3)	1	b	公共刊行物の有料化を検討する	公共刊行物の有料化を検討する	(平成18年度) ・検討したが、有料化すべき公共刊行物がなかった。 (平成19年度) 平成19年度は公共刊行物はなかったが、平成20年度作成予定の新選組副読本については、児童・生徒以外は有料とするように検討することとした。 (平成21・22年度) ・児童向けの副読本を増刷したが、一般用には頒布しなかった。	一部実施						0							0	庶務課	
571	IV	1	(3)	1	c1	市有財産等の貸付・売却等を推進する	処分可能な普通財産の調査、洗い出し委員会を設けて貸付・売却等の利用計画を策定する。処分可能な土地は処分、利用予定が当面ない土地については、貸し付け等有効活用する	(平成17年度) ・高圧送電線路、資材置場、事業場用地等として公有地貸付を実施(32件)、公有地売却実施(12件、ダストボックス跡地売払い含む)。 (平成18年度) ・公有地短期賃貸料の一部値上げ実施、平山5丁目地内公有地抽選公売実施(4件)、ダストボックス売払い(1件)。 (平成19年度) ・洗い出し委員会を設けて利用計画を策定することはできなかったが、貸付等の有効活用を図ることができた。 (平成20年度) ・東光寺市営住宅跡地を12区画のエコひいきな街づくり街区として、健康でエコな住宅提案を行い、2区画を売却した。 ・そのほか、未利用の市有地3件とダストボックス跡地1件の合計6件、74,632,618円を売却した。 (平成21年度) ・東光寺市営住宅跡地を12区画のエコひいきな街づくり街区として、健康でエコな住宅提案を行い、9区画を売却した。 ・そのほか、未利用の市有地1件とダストボックス跡地1件の合計11件、243,612,734円を売却した。 (平成22年度) ・平山五丁目エコ街区3区画を売却するとともに、東光寺市営住宅跡地12区画のエコひいきな街づくり街区の残り1区画を売却した。 ・そのほか、未利用の市有地7件とダストボックス跡地3件の合計14件、270,833,872円を売却した。	一部実施						0	370,666	133,435	22,190	74,632	243,612	270,833	1,115,368	土地活用推進室	
572	IV	1	(3)	1	c1	先行取得用地の有効活用	万願寺第2・東町・西平山地区の買い戻した減歩充当地の管理費(草刈費等)を有効活用により削減する。	(平成17年度) ・事業用地を貸し、これに相当した区画整理事業地内の管理作業をしてもらう。 (平成18年度) ・事業用地を貸し、これに相当した区画整理事業地内の管理作業をしてもらう。 (平成19年度) ・減歩充当地等、区画整理事業地内の事業用地を貸し付ける代わりに草刈等をしてもらうことで、管理費の節減を図ることができた。 (平成20・21・22年度) ・減歩充当地等、区画整理事業地内の事業用地を貸し付ける代わりに草刈等をしてもらうことで、管理費の節減を図ることができた。	一部実施						0	10,024	19,764	8,834	2,312	8,092	5,273	54,299	区画整理課	
573	IV	1	(3)	1	d1	廃減水路・赤道の売払いを推進する	廃水路(青道)、廃道敷(赤道)を処分し、売払い収入と固定資産税等の収入増を図る。	(平成17年度) ・8件、204.61㎡の水路財産を用途廃止、・処分実施(15件)。 (平成18年度) ・5件、1608.84㎡の水路財産を用途廃止、・処分実施(8件)。 (平成19年度) ・10件の廃水路、廃道敷を処分し、売払収入を得ることができた。 (平成20年度) ・6件の廃水路、廃道敷を処分し、65,357,329円の売払収入を得ることができた。 (平成21年度) ・12件の廃水路、廃道敷を処分し、119,437,692円の売払収入を得ることができた。 (平成22年度) ・12件の廃水路、廃道敷を処分し、49,216,379円の売払収入を得ることができた。	一部実施						0	38,970	44,064	269,046	65,357	119,437	49,216	586,090	土地活用推進室	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計 単 位 人	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計 単 位 千円	担当課
573	Ⅳ	1	(3)	1	d1	廃減水路・赤道の売払いを推進する	廃水路(青道)、廃道敷(赤道)を処分し、売払い収入と固定資産税等の収入増を図る。	(平成17年度) ・8件、204.61㎡の水路財産を用途廃止、・処分実施(15件)。 (平成18年度) ・5件、1608.84㎡の水路財産を用途廃止、・処分実施(8件)。 (平成19年度) ・10件の廃水路、廃道敷を処分し、売払収入を得ることができた。 (平成20年度) ・1件(27.63㎡)の廃水路を処分し、売払収入を得ることができた (平成21年度) ・廃減水路の払い下げの事前相談が提出された物件に対して、関係各課と協議の上、用途廃止を行い、売払いを実施した。 (平成22年度) ・10件、385.61㎡の水路財産を用途廃止し、売払いを実施した。	一部実施							0							0	緑と清流課
573	Ⅳ	1	(3)	1	d1	廃減水路・赤道の売払いを推進する	廃水路(青道)、廃道敷(赤道)を処分し、売払い収入と固定資産税等の収入増を図る。	(平成17年度) ・8件、204.61㎡の水路財産を用途廃止、・処分実施(15件)。 (平成18年度) ・5件、1608.84㎡の水路財産を用途廃止、・処分実施(8件)。 (平成19年度) ・10件の廃水路、廃道敷を処分し、売払収入を得ることができた。 (平成20年度) ・1件の廃道敷を処分した。 (平成21年度) ・1件(2路線)の廃道敷を処分した。 (平成22年度) ・3件の廃道敷を処分した。	実施済(完了)							0							0	道路課
574	Ⅳ	1	(3)	1	e	市民の協力を得て自主財源の確保を図る(寄付等制度の活用と住民参加型基金の創設)	子育て環境の整備や、福祉・健康事業など使用目的を明示し、市民や地元企業などからの寄付を中心に住民参加型の基金(子育て基金、福祉推進基金など)を創設する。	(平成18年度) ・先進市である立川市の事例をもとに、基金条例を前提とした調査研究を行った。 (平成19年度) ・基金については、平成19年度下半期の景気減速による税収減などが影響し、取崩額が積立額を上回った。 ・寄附金については、通常の運用の中で寄附目的にふさわしい基金に積立を行った。このような状況の中で、住民参加型基金の実効性・運用方法・効果などの検証作業を進めた。 (平成20年度) ・平成20年度も新たに基金の創設は実施しなかったが、ふるさと納税制度に伴い、基金創設の検討は実施、結果として基金創設には至らなかったが、今後も、子育て分野や福祉分野については、市民ニーズが高く、様々な事業を実施していかなければならない中で、住民参加型の基金(子育て基金、福祉推進基金など)の創設について検討していく。 (平成21年度) ・今年度については、定額給付金の実施に伴い、「福祉あんしん基金」を創設し、実際にふるさと納税及び定額給付金の寄附を受けた。 ・平成22年度予算においては、公民協働事業として寄附財による事業の実施も予定しており、今年度は実施に向けての検討を行った。 (平成22年度) ・平成22年度予算においては、公民協働コラボレーション事業として「日野の冬フェスタ2010～イルミネーション」を実施した。 ・今後は更なる市民の寄附財を活かした事業展開を検討していく。また、目的に応じた基金創設については、既存の基金の見直しを含めて、必要に応じて検討していく。	一部実施							0							0	財政課
小計(小項目計)										0	0	0	0	0	0	0	422,986	203,814	307,129	146,312	375,586	331,480	1,787,307	
中計(中項目計)										0	0	0	0	0	0	0	522,352	318,113	361,485	210,744	403,670	346,954	2,163,318	

IV-2 市民サービスの公平性の確保

(1)市民の視点からの適正な受益と負担

575	Ⅳ	2	(1)	1	a1	算出基準により、手数料・使用料の定期的な見直しを実施(4年に1回)する	庁内検討組織及び市民参加の組織により検討・算出基準の策定を行う。18・19年度に施設使用料の基準検討・策定、19年度に施設使用料以外の使用料及び手数料の基準検討・策定する。	(平成18年度) ・平成15年度庁内プロジェクトチーム策定案の見直しを実施。 ・策定当時(15年)と現在の施設状況(新規施設の追加や主管課の移管)について確認。 ・見直し検討項目の検討(受益者負担割合について、減額面所基準適用項目について、駐車場料金徴収について、キャンセル料について、貸出し単位について、使用料の徴収方法について、作業工程について)。 (平成19年度) ・体育施設(グラウンド2施設)については適正な使用料の算出を行い、有料化に向けた条例改正の準備を行った。 (平成20年度) ・庁内プロジェクトチームで取りまとめた使用料算定基準を検証し、市としての基準として決定する。これに基づき新たに使用料を設ける施設と使用料改定施設の洗い出しを行った。 (平成21・22年度) ・社会情勢の急激な変化なども考慮し、算定基準の再検証を行い、新たに使用料を設定する施設と改定する施設の検討を実施。	一部実施							0						0	企画調整課
576	Ⅳ	2	(1)	1	a2	手数料・使用料の見直しを実施する(4年に1回)	手数料・使用料算出基準をもとに、20年度に施設使用料の改定、21年度に施設使用料以外の使用料及び手数料の改定を実施する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・実施計画に従って、準備・検討を行った。 (平成20年度) ・庁内プロジェクトチームで取りまとめた使用料算定基準を検証し、市としての基準として決定する。これに基づき新たに使用料を設ける施設と使用料改定施設の洗い出しを行った。 (平成21・22年度) ・社会情勢の急激な変化なども考慮し、算定基準の再検証を行い、新たに使用料を設定する施設と改定する施設の検討を実施。	一部実施							0						0	企画調整課
577	Ⅳ	2	(1)	1	b1	一般廃棄物(ごみ)処理手数料の見直しを実施する	平成19年度に、持込みごみの処理手数料を処理コストに応じた水準に改定する。	(平成17年度) ・処理コストの算出を行い、廃棄物処理手数料について検討を行った。 ・手数料見直しのため都下の廃棄物処理手数料について調査を行った。 (平成18年度) ・処理コストの算出を行い、廃棄物処理手数料について検討を行った。 ・手数料見直しのため都下の廃棄物処理手数料について調査を行った。 ※年度計画上の取組予定は、平成19年度実施。 (平成19年度) ・持込処理手数料の単価の見直しについて検討した。 (平成20年度) ・平成21年度ごみ手数料の改定に向けた算定を実施した。庁内調整の中で平成22年度改定に向けた合意ができた。 (平成21年度) ・平成21年度ごみ手数料の改定に向けた算定を実施した。庁内調整の中で平成22年度改定に向けた合意ができた。 (平成22年度) ・9月議会で持込ごみ処理手数料の改定が可決された。平成23年4月から、現行の25円/kgから42円/kgに改定する。	実施済(完了)							0						0	ごみゼロ推進課
578	Ⅳ	2	(1)	1	b2	墓地管理料の見直しを実施する	手数料・算出基準をもとに、墓地管理料の見直しを実施する	(平成18年度) ・手数料・算出基準をもとに、墓地管理料の見直しを検討。 (平成19年度) ・近隣市とのバランスを考慮し、改定は行わないこととした。 (平成20年度) ・近隣市とのバランスを考慮し、改定は行わないこととした。 (平成21年度) ・公営墓地を所有する近隣市の調査を行ったが、近隣市とのバランスや算出基準の検討等の課題もあり、改定は行わないこととした。 (平成22年度) ・算出基準の検討等の課題もあり、改定は行わないこととした。	一部実施 (当面保留)							0						0	環境保全課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17 削減 数	H18 削減 数	H19 削減 数	H20 削減 数	H21 削減 数	H22 削減 数	合計 単 位 人	H17 効果 額	H18 効果 額	H19 効果 額	H20 効果 額	H21 効果 額	H22 効果 額	合計 単 位 千円	担当課	
579	Ⅳ	2	(1)	1	b3	畜犬登録手数料の見直しを実施する	手数料算出基準をもとに、畜犬登録手数料の見直しを実施する	(平成18年度) ・手数料算出基準をもとに、畜犬登録手数料の見直しを検討。 (平成19年度) ・近隣市とのバランスを考慮し、改定は行わないこととした。 (平成20年度) ・近隣市とのバランスを考慮し、改定は行わないこととした。 (平成21年度) ・地方分権一括法の施行により、平成12年4月に都より移管された事務であり、都内一律の手数料で始まった。今年度多摩26市に確認した結果、全て移管当事と変更が無かったため、近隣市とのバランスを考慮し、改定を行わないこととした。 (平成22年度) ・平成21年度において、近隣市とのバランスを考慮し改定は行わない結果に至った。 ・地方分権一括法の施行により、平成12年4月に東京都より市町村に移管された事務であり、都内一律の手数料をもって始まったもの。都内26市に確認した結果、犬登録手数料は全て移管当事と同じ3000円であった(狂犬病予防注射済票交付手数料も全て移管当事と同じ550円)。	一部実施 (当面保留)							0						0	環境保全課		
580	Ⅳ	2	(1)	1	b4	各種証明手数料の見直しを実施する	手数料算出基準をもとに、手数料の見直しを実施する	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・他自治体の手数料を調査し、見直しに向けた検討を行った。 (平成20年度) ・未着手。 (平成21年度) ・平成19年度の他市調査の時と情勢に変化がなく、他市も同様な手数料額のため実施を見送った。 ・他市の動向をみながら実施時期を検討していく。	一部実施							0						0	資産税課		
580	Ⅳ	2	(1)	1	b4	各種証明手数料の見直しを実施する	手数料算出基準をもとに、手数料の見直しを実施する	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・平成16年4月1日に料金の改定を行った境界証明、道路境界証明、道路幅員証明、接続同意及び閲覧に係る手数料を引き続き徴収した。 (平成20年度) ・手数料条例改定に伴い、境界証明、道路境界証明、道路幅員証明、接続同意及び閲覧に係る手数料を徴収している。 (平成21年度) ・関連する各種閲覧手数料について、他市の料金を確認した。 (平成22年度) ・手数料条例に基づき、境界証明、道路境界証明、道路幅員証明、接続同意及び閲覧に係る手数料を徴収した。 ・今後は、他市の閲覧及び証明手数料改定を確認しながら、手数料算出基準及び手数料の見直しを実施する。	一部実施							0						0	道路課		
581	Ⅳ	2	(1)	1	b5	一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しを実施する	し尿処理施設更新のコスト削減・下水道普及率の向上のために、し尿処理手数料の市民負担を検討する	(平成17年度) ・手数料見直しのため他市(多摩地域)のし尿処理手数料について調査を行った。 (平成18年度) ・手数料見直しのため他市(多摩地域)のし尿処理手数料について調査を行った。 (平成19年度) 平成20年12月市議会への議案提出を目的に、汲取り手数料の改定及び徴収方法の検討を行った。 (平成20年度) 平成21年4月1日から、し尿処理手数料徴収開始に向けた条例改正を実施した(12月議会で可決)。 (平成21年度) ・4月から、し尿処理手数料の徴収を開始した。	実施済(完了)							0					2,000		2,000	ごみゼロ推進課	
582	Ⅳ	2	(1)	1	b6	手数料条例の改正を行う	手数料の見直しに伴い、手数料条例の改正を行う	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・改正するには至らなかった。 (平成20年度) ・庁内プロジェクトチームで取りまとめた使用料算定基準を検証し、市としての基準として決定する。これに基づき新たに使用料を設ける施設と使用料改定施設の洗い出しを行った。 (平成21・22年度) ・社会情勢の急激な変化なども考慮し、算定基準の再検証を行い、新たに使用料を設定する施設と改定する施設の検討を実施。	一部実施							0							0	企画調整課	
583	Ⅳ	2	(1)	1	c1	公園占用料の見直しを実施する。	東京都の占用料改定にあわせて改定を実施する	(平成18年度) ・占用料の基礎データとなる評価替えのデータが、占用単価減となったので今年度の実施は見送った。 (平成19年度) ・前年度と同様の事由により、改定を見送った。 (平成20年度) ・前年度と同様の事由により、改定を見送った。 (平成21・22年度) ・占用料の算出根拠としている固定資産税評価額の総平均価格が現行の平成14年度の価格と比較し、下落しているので実施は見送った。	一部実施							0							0	緑と清流課	
584	Ⅳ	2	(1)	1	c2	公園使用料の見直しを行う	施設使用料の市としての考え方を確立し、公園内にあるスポーツ施設や駐車場の有料化について検討を行う。	(平成17年度) ・検討した。 (平成18年度) ・検討した。 (平成19年度) ・公園使用料の改定を行うには至らなかった。 (平成20年度) ・日野市におけるロケーション活動の円滑化を図り、日野市の広報に資する映画、テレビドラマ、CMなどの撮影を通じ日野市の文化等を全国へ発信していくために企画調整課が中心となり、全庁的に検討した行政財産使用料条例の一部改正に伴い、公園使用料のロケーションについて9,675円/時間を10,000円/日に改正した。 (平成21年度) ・(仮称)市民の森スポーツ公園の駐車場の有料化について、企画調整課、文化スポーツ課と協議を行った。施設使用料の市としてのあり方について調整中した。 (平成22年度) ・(仮称)市民の森ふれあいホールの建設に合わせ、市民の森スポーツ公園の駐車場の有料化を図るため関係課と調整を行った。	一部実施							0							0	緑と清流課	
584	Ⅳ	2	(1)	1	c2	公園使用料の見直しを行う	施設使用料の市としての考え方を確立し、公園内にあるスポーツ施設や駐車場の有料化について検討を行う。	(平成18年度) ・浅川スポーツ公園グラウンドのリニューアル整備に伴い、平成19年4月からの有料化を図った。 (平成19年度) ・スポーツ施設使用料の見直しに向け、検討を行った。 (平成20年度) ・関係機関との調整を行った。 (平成21年度) ・企画調整課と調整を図りながら、駐車場の使用料徴収等を検討した。 (平成22年度) ・平成21年度までに万願寺グラウンド・万願寺中央公園グラウンド・浅川スポーツ公園グラウンドの有料化を図った。また、平成22年度には、全庁的な見直しの中で、テニスコートの料金改定を行った。駐車場料金についても企画調整課へ提案を行った。平成24年度には、無料施設の有料化も検討している。しかし、公共施設(又は遊休地)の使用料や利活用については、個別に検討するのではなく、全体の中で検討すべき項目と考える。	一部実施							0							0	文化スポーツ課	
585	Ⅳ	2	(1)	1	c3	下水道使用料の見直しの検討	軽減措置の廃止を含めた使用料体系の見直しを行う	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・使用料システムのプログラム変更を行い、平成20年4月から軽減措置を廃止することとした。これによる下水道使用料の増収見込額は平成20年度、1,100万円/年と見込まれる。 (平成20年度) ・4月から軽減措置を廃止した。これによる下水道使用料の増収は、計算上平成20年度1,100万円/年と見込まれる。 (平成22年度) ・平成23年度に検討を行い、24年度に実施するかどうかの判断をする。	実施済(完了)							0					11,000	11,000	11,000	33,000	下水道課

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課			
586	IV	2	(1)	1	c4	市民農園使用料の見直しを実施する	市民農園の使用料は今後設置する民設民営型市民農園と整合性をとりつつ、他市とのバランスを考慮し、見直しを実施する。	(平成17年度) ・他市の使用料を調査した。 (平成18年度) ・民設型の市民農園である農業体験農園の設置を検討。 ・使用料の改定に向け準備。 (平成19年度) ・使用料改定を行うには至らなかった。 (平成20年度) ・再度、他市の市民農園利用料、1区画当たりの面積、付帯設備の有無など詳細に調査し、総合的に判断し、料金改定を模索したが、利用者の意見も採り入れるべきと判断し、今年度は実現には至らなかった。 (平成21年度) ・平成21年度現在、16の市民農園を開設している。全園共通で区画は20㎡で利用期間は2年間である。今後、利用者から要望のある、区画数の広い農園や利用期間の長い農園の設置について、検討するために、調査を行う。 (平成22年度) ・利用者から要望のある、区画面積の広い農園や利用期間の長い農園について検討するため、現在の利用者に対してアンケート調査を実施した。この調査結果を基に、「新しいタイプの市民農園」を検討する。	一部実施							0								0	産業振興課		
587	IV	2	(1)	1	c5	火葬場使用料の見直しを実施する	近隣市の状況に合わせ、調整しながら検討する	(平成18年度) ・南多摩斎場組合及び南多摩5市の火葬場使用料の状況調査を行った。 (平成19年度) ・近隣市の状況に合わせ、調整しながら検討を行ったが、改定するには至らなかった。 (平成20年度) ・近隣市の再調査を行ったが、変更がなく改定に至らなかった。 (平成21年度) ・多摩地区内の公営火葬場の組織市の火葬場使用料の調査を行い、結果、日野市民が無料で利用できる南多摩斎場とのバランスを考慮し、改定は行わないこととした。 (平成22年度) ・平成21年度において、南多摩斎場(組合)等とのバランスを考慮し改定は行わない結果に至った。	一部実施 (当面保留)							0								0	環境保全課		
588	IV	2	(1)	1	c6	非紹介患者初診加算料	紹介率が30%を超えた時点で、非紹介患者加算料の改定を検討する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・非紹介患者加算料の改定を行うことはできなかった。 (平成20年度) ・今年度策定された改革プランの中で、使用料の見直しの一つとして、非紹介患者初診加算も盛り込まれた。見直しの時期については、平成21年度とすることが位置付けられている。 (平成21年度) ・平成22年3月議会に非紹介患者初診加算料等の改定議案を上程、可決。	実施済(完了)							0							3,600	3,600	市立病院		
589	IV	2	(1)	1	c7	在宅子ども家庭サービス利用料の見直しを実施する。	一時保育、トワイライト保育の利用料について、受益の量や他の社会福祉法人が運営する一時保育施設の利用料との格差を考慮して、応分の負担について見直しを実施する。	(平成17年度) ・平成16年度から実施したため、利用状況の確認を行い、利用促進のPRを行った。 (平成18年度) ・平成17年度から18年度にかけて利用状況を調査した結果、各園とも横ばいか減少の傾向にある。支援センターと他の一時保育利用料の組立(時間料金で表示していないなど)に差異があることは、利用者に混乱をきたすということで、18年度末から19年度にかけて検討することを決定。 (平成19年度) ・一時保育、トワイライト保育の登録料及び利用料について、他の社会福祉法人が運営する一時保育施設との格差を考慮、負担額見直しに向けた検討を行った。 (平成20年度) ・〈一時保育〉民間保育園との、利用料金の格差について、委託業者との協議を重ね、来年度平成21年度から、無料の利用登録料を有料化し、民間と同等sとすることとし、利用料金については、次年度に引き続き受託業者との協議を継続する。 ・トワイライトステイ>市内で唯一の夜間一時預かりであり、利用料金の比較が困難。しかし、本事業の利用者が実施当初と状況が変わってきており、検討する時期になっていると感じられる。引き続き受託業者を含め事業の内容を協議し、利用料金の検討を行う。 (平成21年度) ・一時保育にかかわる利用料については、平成21年度は、民間一時保育室との格差を検討し、次年度の改定に向けた調整を行った。 ・市内でトワイライトステイを実施しているのは、多摩平の1カ所だけである。現在の利用料について、実施施設と協議するとともに、他市の状況なども考慮し、見直しに向けた検討を継続して行うこととした。 (平成22年度) ・〈一時保育〉民間保育園の実施する一時保育の利用料と、市で実施する一時保育室の利用料の公平性を図るため、市の実施する一時保育室の利用料について、次年度に変更するために調整を図った。 ・トワイライトステイ>市内で唯一の夜間の一時預かり事業のため、事業の継続は日強いである。しかし、事業開始から6年が経過したため、利用料金についての見直しが必要である。昨年度から検討を行っているが、引き続きの検討を行う。	一部実施							0										0	子ども家庭支援センター
590	IV	2	(1)	1	c8	保育所運営費保護者負担金 の見直しを実施する	国の徴収基準の50%程度を目標に、平成20年度から3年間で段階的に引き上げる。	(平成17・18年度)未着手 (平成19年度) 着手することができなかった。 (平成20年度) 保育料の納付率の向上に優先して取り組んだこともあり、十分な協議が必要であることから、保育料の改定には至らなかった。 (平成21、22年度) ・前年度同様、保育料の滞納処理による納付率の改善に優先して取り組んだこともあり、保育料を改定するには至らなかった。	未着手							0								0	保育課		
591	IV	2	(1)	1	c9	学童クラブ費の見直しを検討する	指定管理者制度導入に一定の区切りができた段階で、学童クラブ費の見直しを検討する。見直しに際しては、保護者を含む市民参加の委員会等を設置し協議する	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・基幹型児童館を中心とする子育て事業の組み立てを検討した。 ・指定管理者導入時期の見直しの必要も出てきたため、学童クラブ費見直しの検討には至っていない。 (平成20年度) ・十分な協議が必要であることから未実施となった。 (平成21年度) ・経済状況の急激な悪化の中、学童クラブ費の見直しを行うには至らなかった。 (平成22年度) ・学童クラブ時間延長を優先して実施したため、学童クラブ費の見直しを行うには至らなかった。	未着手							0								0	子育て課		
592	IV	2	(1)	1	c10	その他使用料の見直しを実施する	使用料算出基準をもとに、使用料の改定を実施する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・駐車場の使用開始に伴い、駐車料金の有料化を開始。集会室使用料の有料化は、検討することができなかった。 (平成20年度) ・4月から指定管理になる多摩平交流センターとのバランスもあり、交流センター、地区センターなど市で所管している集会室全体でどうしていくか検討すべきであるということで、集会室の有料化は検討しなかった。 (平成21年度) ・所管部署を定め全庁的に取り組むべき事項として「一部に有料の集会室もあるが、他の各施設の光熱水費、修繕や利用者の要望に対応する経費に充当するために、受益者負担の立場から現在無料で使用できている集会室等の貸室の有料化を目指す。」と、第4次行革に向けて提案した。 (平成22年度) ・駐車場については平成19年度から有料化。 ・集会室(男女平等推進センター)については、共に都市再生機構URから使用賃借している同じ建物内の多摩平交流センターとの整合、URとの調整を図る必要があるため、企画調整課、地域協働課と検討している。	一部実施							0				6,353	6,829	7,002	7,036	27,220	男女平等課		
592	IV	2	(1)	1	c10	その他使用料の見直しを実施する	使用料算出基準をもとに、使用料の改定を実施する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・次の案件について使用料徴収の問題が発生しており、関係部署の見直し後に見直しを行っていくこととした。①行政財産：標準地の固定資産税等も基に算出した使用料を使用する、②ふれあい橋：企画調整課が算出した使用料を使用する、③足場等の道路占用料：東京都が指定した使用料を使用する。 (平成20年度) ・行政財産使用料、ふれあい橋使用料、足場等の道路占用料については東京都及び関係部署との調整を図り使用料を徴収している。 (平成21・22年度) ・手数料及び道路占用料等については、東京都及び関連部署との調整を図りながら手数料を徴収した。	一部実施							0										0	道路課
592	IV	2	(1)	1	c10	その他使用料の見直しを実施する	使用料算出基準をもとに、使用料の改定を実施する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・幼稚園保育料・入園料の見直しに向けた検討を行った。 (平成20・21・22年度) ・幼稚園保育料・入園料の見直しに向けた検討を行った。	一部実施							0								0	学校課		

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課	
592	IV	2	(1)	1	c10	その他使用料の見直しを実施する	使用料算出基準をもとに、使用料の改定を実施する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・基本構想・基本計画策定作業の中で検討することとした。 (平成20年度) (仮称)市民の森ふれあいホールへの一部機能増設も踏まえて調整した。また基本構想・基本計画策定作業の中で検討を重ねた。 (平成21年度) ・公民館基本計画の中で、施設使用料は従来通り「無料の原則」を継続することとした。 (平成22年度) ・利用者の資料作成等に使用されるデジタル印刷機の使用料を設定した。	一部実施							0							0	中央公民館	
592	IV	2	(1)	1	c10	その他使用料の見直しを実施する	使用料算出基準をもとに、使用料の改定を実施する。	(平成17・18年度) ・未着手。 (平成19年度) ・グラウンド使用料の見直しについて検討を行ったが、市民会館・七生公会堂、市民ギャラリーについては、指定管理者制度に移行していることもあり、見直しを行わなかった。 (平成20年度) ・市全体での施設使用料の見直しを前提をして、万願寺グラウンド及び万願寺中央公園グラウンドの有料化を実施。 (平成21年度) ・企画調整課と調整を図りながら、使用料の見直しについて検討中。 (平成22年度) ・学校の教室については、教室開放の使用料を検討中。 ・平成21年度までに万願寺グラウンド・万願寺中央公園グラウンド・浅川スポーツ公園グラウンドの有料化を図った。また、平成22年度には、全庁的な見直しの中で、テニスコートの料金改定を行った。駐車場料金についても企画調整課へ提案を行っている。平成24年度には、無料施設の有料化も検討している。しかし、公共施設(又は遊休地)の使用料や利活用については、個別に検討するのではなく、全体の中で検討すべき項目と考える。	一部実施							0			78				78	文化スポーツ課	
小計(小項目計)										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,353	17,907	20,002	21,636	65,898	

(2)効率的な財政運営

593	IV	2	(2)	1	a1	国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計への一般会計からの繰出金の削減を図る	健康施策事業を拡大・充実させ、健康維持の増進及び病気予防を図りながら、医療費の削減や一般会計からの繰出しを抑制する。また、保険料・使用料などについては徴収対策に万全を期し、受益者負担の適正化も図りながら定期的に見直し・精査を行う。	(平成18年度) ・「第3期日野市介護保険事業計画」(平成18～20年度)に沿って介護保険料の見直しなどを行った。 ・平成19年度予算編成時に国民健康保険税の見直しを行っている。 (平成19年度) ・平成20年度予算編成に当たって、敬老金などの現金給付施策から高齢者健康施策へと事業シフトを図り、間接的に繰出金抑制を行った。 (平成20年度) ・平成20年度予算編成についても、健康施策事業を充実し、健康維持の増進及び病気予防を図り、医療費の削減や一般会計からの繰出しの抑制に努めた。 ・保険税の見直しを実施しなかったが、近隣市の状況を精査し、今後は受益者負担の適正化も図りながら定期的に見直し・精査を行い繰出金を抑制する。また、保険料・使用料などについては徴収対策を万全にし、適正な歳入確保を行う。 (平成21年度) ・健康施策事業を充実し、健康維持の増進及び病気予防を図り、医療費の削減や一般会計からの繰出しの抑制に努めたが結果として前年度と比較して増となった。 (平成22年度) ・健康施策事業を充実し、健康維持の増進及び病気予防を図り、医療費の削減や一般会計からの繰出しの抑制に努めたが結果として前年度と比較して増となった。 ・今後は、(仮称)健康サポートルームの活用などにより健康施策を推進し、繰出金の削減に努めていく。	一部実施							0							0	財政課	
594	IV	2	(2)	1	a1	国民健康保険特別会計への一般会計からの繰出金の削減を図る	保険税収納部門を納税課へ移管し収納体制の強化等で歳入確保を図り、歳出面では、日野市四大運動事業、保健師などの生活習慣病予防備軍や重複・頻回受診者への訪問指導による健康づくりで中長期的な医療費の削減に取り組む。	(平成17年度) ・国民健康保険税収納部門を納税課へ移管し、収納体制を強化した。歳出面では国保連合会の助成を受け、保健師等による生活習慣病予防のための訪問指導事業を実施。指導を行った人数60人。 (平成18年度) ・収納効果を上げるため、コンビニ収納が可能となる納付書に改善した。歳出面では、保健師等による生活習慣病予防のための訪問指導事業を実施。東京都からも助成を受け規模を拡大した。平成18年12月末現在で指導を行った人数86人。また、国保ヘルスアップ事業に取組み、国の助成を受けて生活習慣病予防備軍に対し生活習慣改善支援のための教室を実施した。参加者64人。 (平成19年度) ・平成17年度に行われた収納部門の納税課移管により、収納率の継続的な向上が図られた。引き続き生活習慣病予防のための訪問指導を健康課と連携して実施、都国民健康保険団体連合会の助成を受けて実施することができた。相談・指導の中で日野市四大運動事業等の保健事業を紹介するなど、参加者の拡大を図った。 ※平成20年度以降は、法改正により特定保健指導を実施していく予定である。以上の取組みにより、平成19年度「その他一般会計繰入金」は対平成17年度比で約1億5,700万円(約9%)の減となった。 (平成20年度) ・後期高齢者医療制度の創設、前期高齢者の医療費に係る財政調整制度の創設、特定健診・特定保健指導スタート等、平成20年度は医療保険制度が大きく変わった。平成20年度単年度を見ると、その他一般会計繰入金は対平成17年度比で約5億百万円(約29%)の減となった。しかし、新制度が動き出した年のため、概算で交付される国の交付金等が過大になるなどの影響があり、一般会計からの繰出金の削減効果は、平成22年度の精算を待たないと評価できないのが現状である。特定健診については国に報告する実施率が目標(50%)に近い約49%となる見込みである。未受診者対策等によりさらに高い目標の達成と特定保健指導により長期的な医療費の削減を図る。 (平成21年度) ・保険税賦課限度額の改定による収入の増を図ったほか、特定健診の未受診者対策やジェネリック医薬品希望カード配布による利用促進など、医療費適正化に向けた新たな取り組みを行った。しかし、医療費は増加傾向にある。なお、平成20年度に引き続き、新たな医療制度が定着する過程にあることから、特別会計への繰出金の削減については21年度も判断し難い状況である。 (平成22年度) ・引き続き、健康課との連携による特定健診・特定保健指導により、内臓脂肪症候群該当者及びその予備軍の減少に努めるとともに、レセプト点検の一層の強化やジェネリック医薬品の普及を図ることで医療費の削減に取り組む。また、日野市の保険税は、全国でも低額な保険料となっている。応益負担として近隣市の動向を比較検討しながら、引き上げの検討及び実施を行う。	実施済(完了)							0				156,937				156,937	保険年金課
595	IV	2	(2)	1	a1	老人保健特別会計への一般会計からの繰出金の削減を図る	多重診、頻回受診や健康相談を含んだ専門職による訪問指導、生活習慣病の早期改善の取り組み、介護予防(日野市4大運動事業など)等の予防施策への早期参加を促し、医療費の適正化を行い一般会計からの繰入の削減を図る。H18.10より75歳以上が老人医療対象者。H20.4より75歳以上は後期高齢者医療制度へ移行のため。	(平成17年度) ・訪問健康相談を実施・対象者として386人抽出し、250人に対し訪問を実施し、3回までのべ521人に実施。 (平成18年度) ・訪問健康相談を実施・前年度の問題点を考慮し、事前に対象者へ個人情報承諾通知を送付し、了解を得られた者に対して実施した。前年度実施者で必要と思われるものを含め240人抽出し、承諾を得られた64人に対して訪問を開始。 (平成19年度) ・前年度に続き、訪問健康相談が再度必要と認められる方を含む1,459人の市民を抽出して個人情報承諾通知を送付、このうち承諾を得られた192人の方に訪問健康相談を実施した。 (平成20・21年度) ・後期高齢者医療制度が開始したことにより平成20年4月から老人保健制度が廃止。これにより老人保健特別会計への繰出金は減少した。 (平成22年度) ・平成22年度末に老人保健特別会計を清算。	実施済(完了)							0				61,866	8,871	70,737	保険年金課		
596	IV	2	(2)	1	a1	介護保険特別会計への一般会計からの繰出金の削減を図る	介護予防対策と給付の適正化に努め、一般会計からの繰出金(給付費の12.5%)の削減を図る。給付費ベースで毎年度2%の削減を目標値として取り組む。	(平成17年度) ・介護予防対策と給付の適正化に取り組む。 (平成18年度) ・介護予防対策と給付の適正化に取り組む。 (平成19年度) ・本年度介護保険の保険給付費決算額は7,387,111,854円で、前年度比319,891,412円、4.5ポイントの増となった。給付の適性化に取り組んだものの、介護サービス利用者が増加し、一般会計繰出金の削減を図ることができなかった。 (平成20年度) ・本年度介護保険の保険給付費決算額は7,604,840,700円で、前年度比217,728,846円、2.9ポイントの増となった。給付の適性化に取り組んだものの、介護サービス利用者が増加し、一般会計繰出金の削減を図ることができなかった。 (平成21年度) ・最終的な繰出金額が目標に近づくように、介護保険制度全般にかかる給付の適性化を実施している(認定調査の適性化・住宅改修の事前現地調査・事業者の実地指導など)。 (平成22年度) ・介護保険制度全般に係る給付の適性化(認定調査の適性化・住宅改修現地調査・計画的な事業者指導など)を実施し、繰出金の削減目標値を達成する。	一部実施							0							0	高齢福祉課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課				
597	IV	2	(2)	2	a	経常収支比率を85%以下、人件費経常収支率30%以下の早期達成と財政構造の弾力性の確保を図る	第3次行財政改革、行政評価などの推進により、義務的経費の抑制に努め、経常収支比率を85%以下、人件費経常収支率30%以下の早期達成を実現し、財政構造の健全性の確保を図る。	(平成17年度) ・経常収支比率：87.8%（前年度と比べ0.5ポイント好転）。 (平成18年度) ・経常収支比率：86.2%（前年度と比べ1.6ポイント好転）。 (平成19年度) ・平成19年度普通会計決算における経常収支比率は、94%という高い比率となった。これは、税源移譲や法人市民税の落ち込みなどで分母である経常一般財源が減少する一方、下水道事業への公債費繰出金が新たに経常経費充当一般財源として分子に算入されることになったことによるものである。当該決算では、人件費経常収支比率も31.8%と高く、経常経費削減がますます求められるところとなった。 (平成20年度) ・平成20年度普通会計決算における経常収支比率は、90.6%となり前年に比べ3.4ポイント好転した。主な要因としては、世界的な経済危機による景気運動型交付金の大幅減はあったものの、市税に対する影響が今年度なかったことに加え、歳出についても行財政改革の推進ならびに投資的事業の計画見直し等により抑制を行ったことによるものである。人件費経常収支比率も29.28%と前年度に比べ改善し、目標範囲内の数値となった。 ・しかしながら、経済不況の影響が直撃するのは翌年度以降であり、大幅な歳入減が予測されることから、経常経費削減がますます求められる。 (平成21年度) ・平成21年度普通会計決算における経常収支比率は、91.4%となり前年に比べ0.8ポイント悪化した。これは、経常経費の削減については、積極的に実施しているものの、経済不況による著しい市税（一般財源）の減収や扶助費の増によるものである。また、人件費比率についても、30.3%となり、わずかに目標に達しなかった。 (平成22年度) ・経常経費の削減については、積極的に実施しているものの、平成22年度普通会計決算における経常収支比率の見込みは、経済不況による著しい個人市民税（一般財源）の減収や扶助費の増により、大幅に悪化すると見込まれるため、目標の範囲内での実施は難しいと予想される。 ・今後数年間については、同様の状況が続く可能性が大きいが、持続可能な財政運営のためには、経常一般財源収入に合わせた人件費、補助費等のさらなる歳出削減に取り組んでいく。	一部実施							0									0	財政課		
598	IV	2	(2)	2	b	平成22年度までに人件費構成比率を20%以下とし、効率的な行政運営を実現する	No.539の記載内容に同じ	(平成17年度) ・平成17年度一般会計当初予算における、人件費構成比率24.0%。 (平成18年度) ・集中改革プランの実行により人件費の総額抑制に努めた。平成18年度一般会計当初予算における人件費構成比率22.5%。 (平成19年度) ・平成19年度普通会計決算における人件費比率は、20.4%であった。給与改定や職員数の減、係長手当を始めとする各種手当での見直しを行って人件費の縮減に努めたが、団塊世代の定年退職等のため退職手当が増加、一時的に20%を超えることとなった。 (平成20年度) ・平成20年度普通会計決算における人件費比率は、19.4%であった。給与改定や職員数の減に加え、昨年度に団塊世代の定年退職等のピークを超えたため、今年度については目標範囲内となった。来年度以降についても、行財政改革の推進により目標範囲内となるよう努めていく。 (平成21年度) ・平成21年度普通会計決算における人件費比率は、18.7%であった。平成21年度については、給与改定や職員数の減に加え、平成20年度に団塊世代の定年退職等のピークを超えたことなどにより、減少要因が多かったためである。 ・来年度以降についても、引き続き、行財政改革の推進により目標範囲内となるよう努めていく。 (平成22年度) ・第3次行革の成果として、給与改定や職員数の削減が進み、また昨年度においては団塊世代の定年退職等のピークを超えたこともあって、人件費は堅実に減少し、目標数値内に収まる見込みである。 ・ただし、子ども手当などの扶助費の増加により予算フレームが一時的に増加していることもあって数値が好転している部分もあるため、引き続き定数管理を徹底し人件費の抑制を行っていく。	実施済(完了)							0									0	財政課		
599	IV	2	(2)	2	c	公債費比率を7%以内に維持するように努め、財政構造の健全性の確保を図る	将来的に債務の増加を招くことを防ぐため、公債費の比率を7%以内に抑制し、各年度の発行額を調整し、貴重な財源として市債の有効活用を図りながら、財政構造の健全性の確保を図る。	(平成17年度) ・平成16年度普通会計決算における公債費比率6.7%。 (平成18年度) ・「償還額以上の借入をしない」ことを目途に借入額増嵩の抑制に努める。・平成17年度普通会計決算における公債費比率6.4%。 (平成19年度) ・平成19年度普通会計決算における公債費比率は、5.6%であった。起債は普通建設事業に係るものと赤字公債（臨時財政対策債）に分かれるが、起債（特に赤字公債）の抑制を図り、プライマリーバランスに配慮しながら財政運営を図ることとした。 (平成20年度) ・平成20年度普通会計決算における公債費比率は、プライマリーバランスに配慮し、財政運営を図った結果、前年度同様5.6%であった。 ・起債は普通建設事業に係るものと赤字公債（臨時財政対策債）に分かれるが、近年の傾向として、普通建設事業に係るものが減少しているものの赤字公債の発行が増加しており、将来負担の抑制のために、歳出全体の抑制を図ることが最重要課題である。 (平成21年度) ・平成21年度の公債費比率については、5.5%と適正値内で推移している。来年度以降も継続するように、将来負担の抑制のために、歳出全体の抑制を図ることが最重要課題である。 (平成22年度) ・公債費比率については、今年度についても「適正値」の範囲内となる予定である。今後も引き続き投資的経費における「事業の選択と集中」を実施し、中・長期的視点にたった持続可能な財政運営を継続していく。さらに財源不足の際に発行してきた臨時財政対策債の発行も段階的に抑制し、「プライマリーバランスの均衡」を堅実に確保しながら、将来負担額（市債残高）の縮減に努めていく。	実施済(完了)							0										0	財政課	
600	IV	2	(2)	2	d	財政調整基金積立額の適正化を目指し、中長期的な視点で安定した財政運営を図って行く	地方分権、経済変動、地域社会の情勢変化などにも耐え、行政需要に的確に対応できる安定した財政運営を図る。	(平成17年度) ・財政調整基金：平成17年度末現在高2,607百万円。 (平成18年度) ・バブル崩壊後の払底時期の経験を活かし、年度末に必ず基金積立できるように努めた。 ・財政調整基金：平成18年度末現在高2,693百万円、平成19年度末現在高（当初予算時点）2,264百万円。※平成17決算26市平均財政財政調整基金残高：2,291百万円。 (平成19年度) ・平成19年度の財政調整基金は、年度後半の景気減速を受け、約8億の積立に対し、取崩しが11億となった。その他の基金についても、学校耐震補強や平山複合施設の整備などで、20億の積立に対し、31億の取崩しとなった。 (平成20年度) ・平成20年度財政調整基金の状況は、約5億円の取り崩しに対し約12.5億円の積立を積立を行うことができた。しかしながら、他の基金については約18億円の積立に対し、約20億円の取り崩しとなり、取り崩し額が上回る結果となった。結果として、平成20年度末残高は約136億円、内訳として財政調整基金が約31億円、その他特定目的金が101億円と来年度以降の財源を確保することができた。総体としては、前年度末より基金残高が増額となったが、厳しい経済状況の中、様々な行政ニーズに応えつつ持続可能な財政運営を行っていくためには十分であるとは言えず、今後も中・長期的な視点での運営を行っていく。 (平成21年度) ・平成21年度の財政調整基金の状況は、約11億円の取り崩しに対し約13億円の積立をした。最終的に平成20年度末残高を約2億円上回り32.9億円となった。 ・しかしながら、厳しい経済状況の中、市税等の減収補てんとして多額の取崩しを行うことは避けられず、様々な行政ニーズに応えつつ持続可能な財政運営を行っていくためには十分であるとは言えず、今後も中・長期的な視点での運営を行っていく。 (平成22年度) ・今年度の財政調整基金の状況は、最終的に前年度末残高を下回り約28億円の残高となる予定である。厳しい経済状況の中、市税等の減収補てんとして多額の取崩しを行うことは避けられず、様々な行政ニーズに応えつつ持続可能な財政運営を行っていくためには十分であるとは言えず、積立目標を30億円として今後も中・長期的な視点での運営を行っていく。	実施済(完了)							0											0	財政課
601	IV	2	(2)	2	e	減債基金積立額5億円を目指し、社会経済状況の変化に対応できるよう備える	公的資金の縮減、民間等資金の調達推進など資金調達手法の多様化にも弾力的に対応できるよう、減債基金の積立額を5億円とし、各年度の財政状況を考慮しながら積立を行う。	(平成17年度) ・減債基金：平成17年度末現在高200百万円。 (平成18年度) ・将来負担の軽減を、中・長期的見通しをもって適時積立てていく。 ・減債基金：平成18年度末現在高230百万円、平成19年度末現在高（当初時点）231百万円。 (平成19年度) ・減債基金積立金については、経済情勢悪化のもとで財政状況が大変厳しい中であったが、52,466千円の積立を行い、将来の負担の備えることができた。 (平成20年度) ・減債基金積立金については、公的資金の縮減、民間等資金の調達推進など資金調達手法の多様化にも弾力的に対応できるよう、積立額を5億円としている。 ・平成20年度については、22,578千円の積立を行い、積立額が3億円を超えた。今後も柔軟な対応ができるよう、計画的に積み立てていく。 (平成21年度) ・平成21年度末の残高は約2億2,800万円であり、前年度末より約8,000万円減少した。 ・目標額に対して、半分であり、今後目標額に向けて計画的に積立していく。 (平成22年度) ・今年度末の残高は約2億2,800万円であり、前年度末とほぼ同額となっている。 ・目標額に対して、半分であり、今後目標額に向けて各年度の財政状況を考慮しながら計画的に積立していく。	実施済(完了)							0										0	財政課	

No.	大項目	中項目	小項目	番号	記号	改革の内容	実施策(実施計画)	実施内容(平成17年度～22年度)	最終結果	H17削減数	H18削減数	H19削減数	H20削減数	H21削減数	H22削減数	合計単位数	H17効果額	H18効果額	H19効果額	H20効果額	H21効果額	H22効果額	合計単位千円	担当課			
602	Ⅳ	2	(2)	2	f	日野人四大運動事業の推進により医療費の適正化を図る	①さわやか健康体操②楽・楽トレーニング体操③いきいきウォーキング④パワーリハビリテーションの4大運動事業を実施し、生活習慣病の改善や要介護状態の改善を図り、医療費の適正化を図る	(平成18年度) ・No.131～No.134の記載内容と同じ。 ・日野人四大運動事業の拡大充実化を図り、健康市民を増やし医療費の増嵩を抑制することにより、国保・介護保険会計等への一般会計繰出金の増大化を抑える。 (平成19年度) ・前年度に引き続き日野人四大運動事業を主要事業として実施するとともに、健康推進担当参事を配置、健康施策について庁内横断的な取り組みができるような体制をつくった。 ・国保会計への一般会計繰出金は前年度比1.6%(約30,000千円)減となったが、これは国保税改定(約3億増)によるものであり、老健会計及び介護保険会計への一般会計繰出金は前年度より1～3%の増となった。健康施策が医療費の適正化の結果に結びつくのは、なおしばらく時間を要する。 (平成20年度) ・平成20年には、後期高齢者医療制度の創設により、被保険者の減や交付金の増等により、繰出金が19.9%の減となった。 ・あくまでも、制度創設によるものであり、健康施策が直接の要因とは言えない。 ・今後も、メタボリックシンドローム等の生活習慣病の予防など、中年層も含めた幅広い健康施策を実施し、市民の健康増進に寄与するとともに医療費の適正化につなげていく。 (平成21年度) ・前年度に引き続き、日野人四大運動事業の推進によりメタボリックシンドローム等の生活習慣病の予防など、中年層も含めた幅広い健康施策を実施し、市民の健康増進に寄与するよう努めた。 (平成22年度) ・日野人四大運動事業の推進によりメタボリックシンドローム等の生活習慣病の予防など、中年層も含めた幅広い健康施策を実施し、市民の健康増進に寄与するよう努めた。 ・今後も「日野人げんき！プラン」に基づき、各種健康施策、介護予防事業等を行い、市民の健康増進に寄与するとともに医療費の適正化につなげていく。	一部実施							0									0	財政課	
603	Ⅳ	2	(2)	2	g	公社等を含めた連結バランスシートを作成する	財政状況、資産状況の透明性を確保し、市民の行政評価判断材料として、公社等を含めた連結バランスシートを作成する	(平成18年度) ・先進市の小平市へ実地調査し、連結バランスシートの作成に向けて資料収集を図る。 (平成19年度) ・従来の総務省方式により、平成18年度決算データを元に特別会計、土地開発公社などを含めた連結バランスシートを試行的に作成した。今後は公会計制度の動向を踏まえ、総務省改訂モデルでの連結を検討するとともに、近隣市とのワーキングチーム、庁内プロジェクトチームで公会計制度の検討を行っていくこととした。 (平成20年度) ・No.378にも関連するが、平成21年度(平成20年度決算)から、特別会計及び土地開発公社等も含めた連結決算での財務諸表の公表が求められている。 ・今年度については、新公会計制度の導入に向けて、東京26市の東京都市財政研究会ワーキングチームに参加し、各市間での会計形式の統一化(総務省方式改定モデル)を行うとともに、会計基準の統一化などを検討し、スムーズな導入に向けて準備を進めた。 (平成21年度) ・No.378にも関連するが、今年度から、特別会計及び土地開発公社等も含めた連結決算での財務諸表の公表が求められている。 ・昨年度から参加した東京26市の東京都市財政研究会ワーキングチームに継続参加し、各市間での会計形式の統一化(総務省方式改定モデル)を行うとともに、会計基準の統一化などを図るとともに、普通会計及び連結での財務諸表を作成し、議会及び広報、ホームページでの公表を行った。 (平成22年度) ・会計基準の統一化などを図るとともに、普通会計及び連結での財務諸表を作成し、議会及び広報、ホームページでの公表を行った。 ・今後は、他市の公表方法等について情報収集するとともに、財務諸表・指標から市の財政課題等の分析、明確化を行い、対応策を検討し、予算に反映していくとともに、適切な情報提供に努めていく。	実施済(完了)							0									0	財政課	
604	Ⅳ	2	(2)	2	h	土地開発公社の減損分について対応策を検討・実施する	土地を民間処分したことによる損失や平成17年度から取得用地の簿価が時価評価されたことによる損失(減損分)が発生しているため、平成18年度に策定する第2次経営健全化計画においては、こうした損失を補填する方策を講じる。	(平成18年度) ・「土地開発公社第2次経営健全化計画」を策定。 ・北川原公園用地(1,112.20㎡)、百草地区緑地(3,765.04㎡)、都市計画道路用地代替地(144.31㎡)、西平山公共施設用地(260.19㎡)以上を売却。 (平成19年度) ・「土地開発公社第2次経営健全化計画」に基づく損失補填策を講じるには至らなかった。 (平成20年度) ・経営健全化をさらに推進するため簿価削減について議論し、地価動向の回復見込み、将来金利負担などトータルコストを考え実現可能なものから差損額を出しても売却を行っていくことを決定した。公有用地2件6547.05㎡、特定土地1件80㎡を処分した。2件の特定土地を公売中。 (平成21年度) ・経営健全化をさらに推進するため簿価削減について議論し、地価動向の回復見込み、将来金利負担などトータルコストを考え実現可能なものから差損額を出しても売却を行いき、公有用地1件373㎡、特定土地4件1336.6㎡を処分した。 (平成22年度) ・土地活用推進室と連携し、公社土地の処分について検討を行った。	実施済(完了)							0									0	財産管理課	
605	Ⅳ	2	(2)	2	i	本格的な地方分権社会を見据えた新財政計画を策定する	本格的な地方分権社会の到来を見据え、経済変動や地域社会の情勢変化にも耐え、行政需要に的確に対応できる新財政計画を策定する。	(平成18年度) ・「新財政計画」に先立つ、5か年の財政収支見通しを現在作成中であるが、税、交付金などの歳入見通し、学校耐震補強計画、ごみ焼却施設建替事業、病院負担金の動向などの主要な歳出見通しをリアルタイムで見直している。これらと、第3次行革の動向を踏まえ、新財政計画へとつなげて行く。 (平成19年度) ・平成20年度からの新財政計画の基礎データ作りを行ったが、本年度後半の経済状況や市立病院の経営状況の悪化もあり、財政収支全般について再度見直しが必要となっている。なお企画調整課で現在策定作業を進めている「2010プラン」のステップアップ作業が終了し、実施事業等が固まった時点で、当該プランに沿った財政計画を策定していくこととした。 (平成20年度) ・「新財政計画」の試案づくりまでとなった。 ・毎年5力年の収支見通しによる財政シミュレーションを実施しているが、長引く経済不況により予想を上回る大幅な市税の減収に加え、市立病院の経営悪化、新たな財政需要等により、再度見直しを行う必要性が生じたためである。「2020プラン」及び「第4次行革大綱」の策定が控えている中で、これらの計画とも整合性を取りつつ策定を進めていく。 (平成21年度) ・今年度についても、前年度同様、新財政計画の試案づくりまでとなった。 ・毎年5力年の収支見通しによる財政シミュレーションを実施しているが、長引く経済不況により予想を上回る大幅な市税の減収に加え、市立病院の経営悪化、新たな財政需要等により、再度見直しを行う必要性が生じたためである。 (平成22年度) ・持続可能な財政運営を推進していくため、5年間の収支見通しを作成し、中・長期的に必要な財政需要について精査を行い、結果について予算編成等説明会において全庁的に周知を図った。まちの将来を見据えた取り組みを実施するには、財政の健全化が前提となるため、将来の社会動向、人口の推移を反映した歳入状況を基礎とする財政計画を策定して、健全な財政運営に努めていく。	実施済(完了)							0										0	財政課
小計(小項目計)										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156,937	0	61,866	8,871	227,674			
中計(中項目計)										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	163,290	17,907	81,868	30,507	293,572			
大計(Ⅳ項目計)										0	0	0	0	0	0	0	522,352	318,113	524,775	228,651	485,538	377,461	2,456,890				
合計(Ⅰ～Ⅳ項目計)										15	32	40	49	17	17	170	1,034,123	5,608,151	2,410,803	2,781,793	1,406,070	1,469,245	14,710,185				